

発達障がい者に対する障害者自立支援法に基づくサービスのニーズ把握に関する調査

平成20年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業

調査報告 目次

発達障がい者に対する障害者自立支援法に基づくサービスのニーズ把握に関する調査報告 平成20年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業 目次



＊ はじめに

まずはじめに、この調査事業にご協力いただいたすべての方に感謝いたします。

いわゆる「発達障がい」といわれ、ボーダーであるがゆえの「生きにくさ」をかかえた方たちの「困りごと」の解消はどのようになされるのか？ その方法を見つけるためにこの調査を実施してきましたが、答えは、聞き取り調査させていただいた300余の現場の生の声のなかにありました。

パソコンを駆使して実績をあげている事業所、パンやケーキ、食堂やお弁当の配食で高い工賃を稼ぎだしている事業所、医療や事業所同士が連携して支援の質を確保している事業所、業務を拡大して大手なみの規模で就労の場を確保している事業所、制度を柔軟に解釈して行政と一体となって活動している事業所など、その手法はどうか、**「思想」**をもつ事業所が成功していることがわかります。紙幅の都合でここにそのひとつひとつを列記するだけの余白はありませんが、調査報告目次→聞取調査報告に進み、詳細をご覧ください。

また、フォーラムで様々な提言をいただきました、長野県松本市社会福祉法人アルプス福祉会「コムハウス」施設長金澤洋一氏、神奈川県横浜市NPO法人PWL「就労移行ワークステーションPWL」理事長箕輪一美氏、沖縄県那覇市NPO法人ミラソル会「就労サポートセンターミラソル」理事長一杉光男氏、奈良県奈良市社会福祉法人寧楽ゆいの会「なら障害者就労・生活支援センターコンパス」センター長小島秀一氏、に深く感謝いたします。

＊ 調査報告目次

- ➡ 調査事業の概要
- ➡ 調査委員会（設置要項・調査委員会構成員）
- ➡ アンケート調査（方法・内容・集計）
- ➡ 聞取調査報告
- ➡ 全国フォーラム報告
- ➡ 事業結果（調査結果概要・効果）
- ➡ 調査委員会委員長コメント
- ➡ 都道府県別の事業所名・所在地の一覧

発達障がい者に対する障害者自立支援法に基づくサービスのニーズ把握に関する調査 平成20年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業

✿ 調査事業の概要

調査名

発達障がい者に対する障害者自立支援法に基づくサービスのニーズ把握に関する調査事業

就労継続支援、就労移行支援、一般就労等に向けた発達障がい者の地域活動を促進するために、障害者自立支援法に基づくサービスのニーズの把握に関する調査を行い、有効な支援体制を取っている4事業所を招聘しフォーラムを開催し、就労及び地域生活への移行についての提言としてまとめた。

✿ 事業実施期間

平成20年6月1日 から平成21年3月31日 まで。

✿ 事業実施場所

調査本部を北海道網走市に置き、国内45都道府県の「就労移行支援事業所」、「就労継続支援A型事業所」、「就労継続支援B型事業所」、「相談支援事業所」及び「発達障害者支援センター」等1814か所でアンケート実施し、34都道府県72市区町300事業所に赴き聞き取り調査を行った。

有効な支援体制を取っている4事業所を招聘しフォーラムを開催し、就労及び地域生活への移行についての提言としてまとめた。

なおアンケートは項目数が膨大な量になるためCD-ROMで作成し、回答はインターネットを介して送信されるよう特別な設計を行った。

✿ 事業の具体的内容

- 平成20年10月10日 第1回調査委員会
- 平成21年03月21日 第2回調査委員会
- 平成21年03月21日～22日 発達障害者就労支援全国フォーラム開催（美幌町町民会館）

調査対象

調査対象地区	日本国内30都道府県の主要都市各県3か所以上
調査対象者等	上記地域内に於ける事業所300か所以上

悉皆・抽出の別	(悉皆・抽出) さわやか福祉財団及び当事者エンパワメントネットワーク等、当法人の関連団体の把握している法人等のネットワーク施設・事業所より抽出
調査方法	1次調査=対象施設・事業所にアンケート調査書を必要部数委託し、個々に返送してもらう。 2次調査=中間分析により抽出された施設・事業所を訪問し、顕在化してきたテーマ等による再調査を行う
調査客体数	施設・事業所300例以上

調査内容

「事業所」=名称・所在地及び連絡先・経営主体・実施している事業の種類・予算規模・従業員数・役員理事、常勤従業者、非常勤従業者の平均報酬・常勤従業者に占める「主たる生計者」の割合・受入人数・併設の状況・事業所設置場所の状況・相談支援事業の状況・相談支援事業所の機能程度・利用できるサービス・必要なのに利用できないサービス・その理由・法人又は団体の都合によるサービス利用拒否・その理由・市町村又は都道府県独自のサービス・障がい者の暮らしの状況・障がい者の日常生活における阻害要因・必要と思われる支援・サービスの担い手・特殊教育から特別支援教育への転換における検証・その他

調査時期

- ・ 1次調査=平成20年10月1日～平成20年11月30日
- ・ 中間分析=同時進行
- ・ 2次調査=平成20年12月1日～平成21年2月28日

調査結果の活用法

広く公開し、発達障がい者理解という社会環境を整えるためのツールとする。

発達障がい者に対する障害者自立支援法に基づくサービスのニーズ把握に関する調査
平成20年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業

 設置要領

(設置)

第1 平成20年度障害者保健福祉推進事業（障害者自立支援調査研究プロジェクト）国庫補助に係る事業名【採択番号50】「発達障がい者に対する障害者自立支援法に基づくサービスのニーズ把握に関する調査事業」（以下「調査事業」という）実施にあたり、専門的事項に関して、学識を有する者の意見を聴くため、発達障がい者に対する障害者自立支援法に基づくサービスの把握に関する調査事業委員会（以下「委員会」という）を設置する

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は次のとおりとする

1. 調査事業について内容を審議し、意見を述べること
2. その他調査事業の実施に関し必要な事項

(組織)

第3 委員会の委員は、次に挙げる者等をもって構成する

1. 学識経験を有する者
2. 行政職員
3. 市民活動団体の関係者
4. その他

(委員長及び副委員長)

第4 委員会に委員長及び副委員長を置く

- 2 委員長及び副委員長は、委員会に属する委員のうちから互選する
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する

(会議)

第5 委員会は、委員長が招集する

- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する

(庶務)

第6 委員会の庶務は、特定非営利活動法人夢の樹オホーツクが処理する

(その他)

第7 委員長は、必要に応じ委員以外の者に出席を求めることができる

附則

この要領は、平成20年10月1日から、施行する

この要領は、平成21年3月31日限り、その効力を失う

調査事業委員会構成員

委員長	八巻 正治	弘前学院大学・大学院社会福祉学研究科教授
副委員長	熊切 照雄	北海道網走養護学校長
委員	島田 憲治	網走保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課主査
同	合坂 博樹	網走市福祉部社会福祉課障がい福祉係長
同	谷井 貞夫	NPO法人北見NPOサポートセンター代表理事
同	平賀 貴幸	NPO法人とむての森代表理事
同	松井 恵美	くらしネットオホーツク
相談役	長谷川 聡	北海道医療大学看護福祉学部准教授
事務局	内越 慎一	NPO法人夢の樹オホーツク専務理事
同	片山 一之	NPO法人北見NPOサポートセンター
同	澤井 麻美	NPO法人さわやかオホーツクねっと事務局長

発達障がい者に対する障害者自立支援法に基づくサービスのニーズ把握に関する調査
平成20年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業 アンケート方法と内容

✿ アンケート方法

「発達障がい者に対する障害者自立支援法に基づくサービスのニーズ把握に関する調査（本調査）」は、全国の調査対象の事業所等に対し、コンピュータで動作する調査プログラムを送付し、そのプログラムに回答する形でアンケート調査を行いました。

アンケート調査対象地区及び内訳

事業所	送付	回答	回答率
就労移行支援事業所	405か所	72か所	17.8%
就労継続支援A型事業所	127か所	24か所	18.9%
就労継続支援B型事業所	721か所	114か所	15.8%
相談支援事業所	503か所	74か所	14.7%
発達障害者支援センター	55か所	13か所	23.6%
その他	3か所	0か所	0.0%
	計1814か所	計297か所	平均 16.4%

アンケート送付先

北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県
千葉県、東京都、神奈川県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県
岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県
鳥取県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県
大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

以上45都道府県1814所

✿ アンケートの内容

調査内容名称・所在地及び連絡先・経営主体・実施している事業の種類・予算規模・従業員数・役員理事、常勤従業者、非常勤従業者の平均報酬・常勤従業者に占める「主たる生計者」の割合・受入人数・併設の状況・事業所設置場所の状況・相談支援事業の状況・相談支援事業所の機能程度・利用できるサービス・必要なのに利用できないサービス・その理由・法人又は団体の都合によるサービス利用拒否・その理由・市町村又は都道府県独自のサービス・障がい者の暮らしの状況・障がい者の日常生活における阻害要因・必要と思われる支援・サービスの担い手・その他

発達障がい者に対する障害者自立支援法に基づくサービスのニーズ把握に関する調査
平成20年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業

❁ 聞取調査報告・目次

北海道	札幌市・札幌市外
東北	青森・岩手・山形・宮城・福島
関東	東京・神奈川・千葉・茨城・埼玉・群馬
中部	富山・福井・愛知・長野
近畿	滋賀・京都・大阪・奈良・和歌山・三重
中国・四国	岡山・香川・徳島・愛媛・高知
九州	福岡・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

❁ 調査項目

- ➡ 事業所の特徴
- ➡ 事業所又は地域での取組の成功事例
- ➡ 引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態
- ➡ 相談支援
- ➡ 支援すべきか
- ➡ 親亡き後に備えていること
- ➡ その他

❁ 悉皆・抽出の別

WAMネット(福祉医療機構サイト <http://www.wam.go.jp/>)に記載のある就労移行支援、就労継続A型、就労継続支援B型、相談支援事業所を抽出。発達障害者支援センター等は悉皆。

❁ 調査方法

アンケートは質問項目をデータ化してCD-ROMに書き込み郵送し、回答はインターネット回線で送信してもらった。聞き取り調査は調査員6人により現地を訪問して行った。

❁ 聞き取り調査訪問先(計300か所)

分類

- ➡ 「就労移行支援事業所」・・・・・・・・・・・・・・・・・・91か所
- ➡ 「就労継続支援A型事業所」・・・・・・・・・・・・・・・・・・22か所
- ➡ 「就労継続支援B型事業所」・・・・・・・・・・・・・・・・・・124か所
- ➡ 「相談支援事業所」・・・・・・・・・・・・・・・・・・49か所
- ➡ 「発達障害者支援センター」・・・・・・・・・・・・・・・・・・13か所
- ➡ 「その他」・・・・・・・・・・・・・・・・・・1か所

訪問先

北海道(9市1町)、青森県(1市)、岩手県(1市)、宮城県(1市)、山形県(1市)
福島県(1市)、茨城県(1市1町)、群馬県(1市)、埼玉県(3市)、千葉県(2市)
東京都(1市3区)、神奈川県(2市)、長野県(2市)、富山県(1市)、福井県(1市)
愛知県(2市)、三重県(2市)、滋賀県(3市)、京都府(1市)、大阪府(3市)
奈良県(2市)、和歌山県(2市)、岡山県(2市)、徳島県(1市)、香川県(2市)
愛媛県(1市)、高知県(2市)、福岡県(2市)、佐賀県(1市)、長崎県(1市)
熊本県(1市1町)、大分県(2市)、宮崎県(1市)、鹿児島県(1市)、沖縄県(4市)

以上35都道府県66市3区3町300か所

発達障がい者に対する障害者自立支援法に基づくサービスのニーズ把握に関する調査
平成20年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業

✿ 間取調査報告・北海道 札幌市

1. あかり家（NPO法人障がい者就労支援の会） 札幌市

事業所の特徴	株式会社で3DやCGの仕事で事業費を稼ぎ技術力と営業力で業績を伸ばしてきている。社会生活が基本。業務上綿密な打ち合わせが必要なので在宅での仕事はさせていない。都心部オフィスビルにある。工賃はその都度出来高払い。重度の身体障害者が多い。
事業所又は地域での取組の成功事例	パソコン関連事業。官庁外郭団体や研修会など小ロットの企画デザインから印刷、納品。ウェブデザイン、古書復元復刻、ケータイ漫画。障害者だから、施設だからという所とは一線を画している。制度を使わなくてもいいのなら、制度にはこだわらない。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	孤立させないように他事業所を紹介したりして逃げ道を用意している。マンツーマンでぴったり寄り添った支援をするのではなく、自分でコントロールできるように距離を取っておくことがいい。
相談支援	他の作業所にもつなげて分担している。技術どうのこうのより不安を取り除くことが第一。どうやってその方を生かすのかを考えている。
誰が支援すべきか	基本的には国だが、小規模作業所+相談支援事業所という形で個別に対応できる。リレーと橋渡しのサポートでコンビニのような相談支援事業所があればいい。どうして小規模作業所はたくさんあって細々ながらも続いているのか？必要とする人と支えてくれる人がいるからだ。
親亡き後に備えていること	
その他	移行補助金でB0判まで印刷できる大型カラープリンターを導入。移行定員10人、登録12人。B型定員10人、登録16人。

2. シフォン亭ほやほや（NPO法人あずまし家） 札幌市

事業所の特徴	精神科のワーカーさんたちが立ち上げたGHが前身。道の基盤事業助成金を受け喫茶スペースを設け、パンとシフォンケーキを市内沿線に戸別配達している。 工賃時給215円。月6000円～7000円。
事業所又は地域での取組の成功事例	地活の時代から老人施設の場を借りて喫茶コーナーをしていたのでお菓子作りからシフォンケーキに特化してきた。宅配専門店だったが、お店をもつことができた。 共生共同ネット（作業所の連合体）に加入。バザーや協力店にお願いしている。 ただ1日を過ごすだけではなく+αの場所がほしい、からはじまった。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	病院からの紹介が多い。
相談支援	事業所を立ち上げた越田伸哉（40歳）が市南区相談支援センターほくほくをしている 仕事上の相談は聞いているが、それ以外は相談支援事業所に回している。 もともと地活の中ではできていたのに、わかれたためにできなくなっている。 作業（仕事）をしながらなので本人の話をじっくり聞くことができていない。
誰が支援すべきか	家族+α地域や福祉に携わる人たちが支援するのがいいが、家族に問題がある場合は難しいのでここにきている時だけになるし、GHと違って24時間対応できないので相談支援+地活等の制度をうまく組み合わせてやるしかない。スタッフ不足。
親亡き後に備えていること	特にはない。40～50代の方もいて親と話をすることもあるが、そういった話はない。今更その問題を顕在化させる理由がない。
その他	キャリアのある能力の高い方（アルコール依存症）などには管理課長や販売課長などの役職を設けている。 全体会議（ピアカウンセリング）と販売会議を設定してみんなで話し合っていくようにしていたが、全体会議も販売会議になってきている。 B型定員20人、登録22人。

3. NPO法人札幌チャレンジド 札幌市

事業所の特徴	パソコンで技術の取得をしている。工賃は作業量により違うが、10万前後支払っている。 ネット販売サイトを運営している。 障害種別区分はしていないが、パソコンの種類が違う。
事業所又は地域での取組の成功事例	地域通貨を利用している。 就職率は高い方で帰ってくる方も受け入れている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	潜在的にいた。 発達障害の方は多機関で支援している。
	相談支援業務は行っていないが、相談件数は多い。

相談支援	
誰が支援すべきか	現場が支援すべきである。
親亡き後に備えていること	
その他	利用者負担。独自の取り組みとして個別の負担軽減をしている。 行政からの情報がすぐに下がってこない。 自立のイメージを国から示してほしい。 移動に対する保障がなく、企業就労後の燃料代や駐車場代などがないので困っている。 A型定員20人、登録23人。

4. 草の実工房もく（社会福祉法人草の実会） 札幌市

事業所の特徴	知的小規模作業所が前身。木工加工。製品のパック詰めや販売。 工場を新設中。 能力に合わせて工賃時給100～400円。月6000円～60000円。
事業所又は地域での取組の成功事例	札幌円山動物園活性化施策を受けて木工の動物グッズを開発。市の「札幌スタイル」認証も受けてJRタワー6階「札幌スタイルショップ」でも販売。売上合計50～60万円/月。 中小企業家同友会に加盟し、障害者雇用研究会を立ち上げている。 企業の方や利用者双方向からの、企業体験ではない、「ワークチャレンジ」をとおして企業に理解を求めている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	本人や家族の了解がないと介入できない。 手帳は申請すればほとんどとれている。 社会福祉法人なので手帳がないとカウントされない。 理解あるところに行かなければ失敗する。
相談支援	毎年雨龍や伊達などの養護学校からも含めて10人くらいの実習生を受け入れていたが、定員の関係もあって、現在は断っている。 法人内部での相談支援は立ち上がったばかりなので、まだ機能していない。
誰が支援すべきか	全ての人への支援は難しいが、地域（小さなまとまり）であれば支えあえる。 その方にあった作業を考えて作りだしている。
親亡き後に備えていること	法人化したのがそのための手段（継続可能な組織）だったが、やってみたらものの、制度が変わったりして振り回されている。 スモールデザイン（それぞれが独立していく）。今が過渡期。分業化。
その他	成人してしまうと教育（療育）は難しいが木工については教育の成果があがってきていて高い工賃につながっている。小規模作業所時代にはできていた総合的な支援が自立支援法になって支援体制が分かれたために（情報はあがるが）法人内部でも見えなくなってきている。 就労は優秀なスタッフが減ることを意味している。痛し痒し。

5. ワークショップ実の里 NPO法人地域(まち)で楽しく暮らすネットワーク 札幌市

事業所の特徴	知的。 人間関係のもつれから自覚症状がなく手遅れになって病死者を2人出した後悔がある。 工賃11,000円
事業所又は地域での取組の成功事例	木製のうにの箱作り。10000個/日(1個95銭)。 他事業所のGHから1人通所。その他の利用者もほぼ毎日来ている。 1人暮らしは13人中2人。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	社会が障害を認めず、親もそれに倣っているという社会的背景がある。 厚労省が障害の有無にかかわらず行っている「若者サポートステーション事業」が7~8人を1チームにして座学や調理体験などをはじめの予定がある。 ※選考で落とされる方もいて、そうになると在宅=引きこもってしまう。
相談支援	ホームレス支援をしているが中には知的障害者も多くいる。 (有効な)作業所として認知されてきていることから行政からの問い合わせが増えてきている。
誰が支援すべきか	社会全体で心のバリアフリー化を図って、家族、支援者、行政、事業所、企業が受け皿として機能すればいいが、そのためには国がしっかりとしなければならない。
親亡き後に備えていること	他の法人と連携しながらのGHを考えている。 GHは日中と夜間を分けるべき。
その他	B型定員10人、登録13人。

6. PCNET-SAPPORO (NPO法人PCNET) 札幌市

事業所の特徴	理事長の高橋が、沖縄出身の医者と立ち上げた。自分も6年間利用者だった。 パソコンに関する作業一般。 工賃時給136円。月平均4000円~4500円。
事業所又は地域での取組の成功事例	前任者と交代したばかりで、みんなとコミュニケーションをとるのに苦労している段階。 社会復帰に向けて「ステップ」としてここから次へ進む場所であることをわかってもらうようにしている。 パソコンは人数分用意。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	就労に向いている方は数人いるが、本人が充実していなかったり、受け皿も掃除ばかりでお金の面で合わない。 調子を崩して夜間に電話がかかってくるが、その対応が難しい。 社会の偏見という大きな壁がある。
相談支援	一人暮らしの方が多いので家族間のトラブルは聞かないが、内部での対人関係や就労の希望に対してはハローワークに同行するなどの支援をしている。 手段として、手帳は持つように勧めている。

	4～5か月職業訓練してくれる場所があるといい。
誰が支援すべきか	身近に行き場所があればいい。福祉事業所がしっかりやっていくしかない。
親亡き後に備えていること	早ければ早い方がいいが、20代には家族の理解と協力を得て自立させなくてははいけない。
その他	閉じ込め → 退院 と10年前とは違う状況になってきている。マスコミの力も大きい。B型定員20人、登録22人。

7. つばさの会共同作業所（NPO法人地域障害者活動支援センター創生もえぎ） 札幌市

事業所の特徴	理事長がパニック障害回復者。20か所の病院をめぐる間に多くの自殺者。医療不信があったが、ソーシャルワーカーの質によって左右されることもわかった。紙器加工、封入作業。工賃時給200円。
事業所又は地域での取組の成功事例	話を聞く。心に傷を負っている方が多いので、無理には聞きださない。作業をとおしての雑談の中で仲間同士の情報交換がなされ、自然とピアカウンセリングのようなかたちができあがり、攻撃的だった方が冗談を言ったり笑ったりするようになった。就職した方は3人。ハローワーク登録者2人。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	引籠りについては地域との連携を取らなければだんだん来なくなって介入が難しくなる。精神の方は退院してからの居場所の問題があるので、病院からは退院の条件として「作業所に通うこと」を伝えてもらっている。4つの精神病院と連携しているので、利用者は増えてきている。
相談支援	
誰が支援すべきか	そもそも発達障害の定義が定かではない。主体性の尊重というが、どう考えてもおかしなニーズに対してどう対応したらいいのか。スタッフ間の意思を統一しなければならない。
親亡き後に備えていること	
その他	B型定員 人、登録38人。

8. 札幌市自閉症・発達障がい支援センターおがる（社会福祉法人はるにれの里） 札幌市

事業所の特徴	知的入所更生が前身。入所するために生まれてきたのではない。区分6の方でも地域移行させている。
事業所又は地域での取組の成功事例	基本的なやり取りを視覚的にすることでコミュニケーションがとれる。自分で判断できるようになれば、支援の幅は狭まる。

引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	発達障害は脳の機能の問題。発達のバランスの悪さ。 医者は、投薬・サービス・コメントを出すだけで利用するもの。 不適応や不全感を持って社会的に不利益を受けている人たちがいる。 情報処理に問題があるのであって、悪ふざけでも何でもない。 ※ここを見る・ここは見なくていい → 助けてあげる。
相談支援	支援者を育てる。
誰が支援すべきか	学校には必ず「支援者」がいるのだから、方法を理解して支援すべき。
親亡き後に備えていること	
その他	

9. 光生舎プラザ・イン・サッポロ（社会福祉法人北海道光生舎） 札幌市

事業所の特徴	炭鉱事故で両腕を失った理事長が「お上から貰うのではなく、手のない所は機械と営業努力で」とクリーニング業での企業型授産を目指し事業を拡大してきた。赤平町には力がないため市町村事業の福祉ホームを町に代わって行っている。工賃15400円～66000円。
事業所又は地域での取組の成功事例	福祉ホームはグループ全体としても手掛けなければならないとの思いから運営している。 GHは毎年2棟ずつ増やしている。 「障害者は3倍努力しろ」が企業理念。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	中学生の実習が増えてきていて今年は8人を受け入れたが、そのうちの4人が発達障害者だった。 クリーニングの工程は細分化されていて知的障害者は適材適所に配置すればいいので有効。
相談支援	区役所や養護学校からの照会はあるが、ハローワークからはない。 老後のことまで考えて支援している。
誰が支援すべきか	国の目が行きとどいていない。国が隙間にいる方たちを3障害と同じようにしなければいけない。関係者は国に対して声を出していかなければならない。 制度として整えられれば支援は可能。
親亡き後に備えていること	入所者の高齢化・重度化はあるが、法人内でライフステージに合わせて施設を移っていく準備は整えられており、受け入れ態勢はできている。 入所施設の場合の負担金が重荷になっている。
その他	移行定員40人、登録34人。B型定員30人、登録 人。

10. 障害者支援施設よろこびの家（社会福祉法人札幌あさひ会） 札幌市

事業所の特徴	精神の作業所が前身。喫茶店運営、畑作業、自然食品の店との連携。実質的な就労の場として環境を整えて行くことを目指している。付加価値のあるもので収益性の高いものの商品開発をしたい。楽しいと思える場所の提供。工賃12000円～13000円。
事業所又は地域での取組の成功事例	自然食品の店と連携して、6～7人が3グループに分かれて施設外就労している。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	それぞれが相互理解まで結びつかないので、集団には向かないが、職員を抜いてミーティングを行ったらそれぞれが能力を発揮した。
相談支援	その方のニーズに応じて制度を調べて対応している。 数値化は難しい。
誰が支援すべきか	できるだけ多くの方の理解と事業者の支援。
親亡き後に備えていること	
その他	決まり切ったお金の中でマンツーマンで対応している。 B型定員19人、登録26人。

11. この実わーくネット（社会福祉法人札幌この実会） 札幌市

事業所の特徴	入所施設から移行して事業を行っている。入所解体道内第一号（ニーズに押されて移行）。 農業や下請け企業への実習などが主な作業。 現行のニーズの他に、地方や札幌市からのリタイヤ者の受け入れも行っている。
事業所又は地域での取組の成功事例	社会福祉法人あすかや社会福祉法人ともになどと協力して就職支援をしている。ジョブコーチ2人が法人内にいるため彼らとプログラムを組んで支援している。 ジョブコーチは企業回りなどを行っている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	相談に来て利用となり、実習したりするなどしている。 相談に来るまでのプロセスはない。
相談支援	同法人内で実施しているため受け入れている。
誰が支援すべきか	特になし。
親亡き後に備えていること	法人が運営するCHで150人を受けている。 通所する7割の方がこのCMから通っている。

その他	働く場としてよりは住む場所としての場を提供している。
-----	----------------------------

12. ホップ（社会福祉法人HOP） 札幌市

事業所の特徴	小規模作業所から移行。3障がいの方が通っている。 身体障害福祉法の福祉ホームを同法人内で運営している。 どんなに重度の方でも働く意欲があるのなら働けるよう支援していく。
事業所又は地域での取組の成功事例	ハローワークや企業への斡旋を行っているので今まで3人が就労してきた。 企業からダイレクトメールや印刷、コンピューター作業などを請け負っている。 コンピューターの作業などは重度の方が取り組んでいる。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	各関係機関と連携をとって本人を支援している。 手帳を取得していない方も利用していることがある。 登録している方の2割は精神疾患の方。
相談支援	今はない。相談がきたらNPOが運営している相談支援事業所や他の機関につないでいる。
誰が支援すべきか	来ている方が身体障がいの方が多いのであまり考えていないが、必要な機関が支援していけばよい。
親亡き後に備えていること	GH4か所18人を受け入れていれて運営。現在のニーズには足りていない。 今後増やしていく。
その他	身体障がいの方の就職支援に力を入れるような法律にしてほしい。どうしても知的寄り。 法律自体の財源に不安がある。 利用者ももっと声を出して国に訴えるべきだ。 運営経費が安すぎる。措置時代くらいはほしい。 自己負担には問題がある。

13. 鈴の環（株式会社福祉事業団ひかりの家） 札幌市

事業所の特徴	通う利用者さんは自閉症スペクトラムの方と、てんかん疾患の重複障がいが多い。 2007年8月設立。社長の娘が当事者。 一般就労の実績はまだなし。マンションの1階～4階まで貸し切って事業を行っている。
事業所又は地域での取組の成功事例	まだ設立から日が浅いので成功事例はない。 他法人から作業を請け負っていて今後そういうネットワークが必要となっていくと感じる。 いこいの場が提供できればと考えている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	相談室と連携を取り受け入れをしている。 判定は受けていないが、手帳の交付を受けている方が少しいる。

相談支援	相談に来る方はいるがそれは事業以外で受けている。 スタッフのスキルの問題があり事業としては行えないので専門家が行うほうが望ましい。
誰が支援すべきか	発達障がい知識を持った人が行うべき。
親亡き後に備えていること	GHとCH一体型を行っている。 ショートステイなどでも受け入れ態勢をとっている。
その他	利用者負担は問題があった。報酬単価がきびしい。 本人のニーズと合っているかわからないのでケアマネジメントが必要。 程度区分の矛盾。

14. あっぷ美香保（社会福祉法人HOP） 札幌市

事業所の特徴	平成18年10月新体系へ移行。 デイ、支援施設から就労継続支援B型へ移行。 工賃は1万円程度。そのほかに賞与夏・冬。
事業所又は地域での取組の成功事例	法人で開催するイベント等に参加。事業所独自のは特になし。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	軽度の精神疾患の方々から電話やメールが職員に来たりする。 その度、同法人HOPの田中さんと相談して解決している。
相談支援	連携が必要な時にはHOPのネットワークを使い連絡を取り合う。
誰が支援すべきか	誰という隔ては設けていない。
親亡き後に備えていること	GH、CHの運営が現在2カ所。 今後はもっと増やしていく。
その他	制度が職員に対しても厳しい。 若い職員には特に厳しいので、単価の見直しを含めた措置をお願いしたい。

15. セルプさっぽろ（社会福祉法人北海道リハビリ） 札幌市

事業所の特徴	セルプさっぽろ（社会福祉法人北海道リハビリ）
事業所又は地域での取組の成功事例	本部のイベント時には地域の子供、保護者、法人関係者などが参加した。 08年は第35回目で約1000人が参加した。 養護→就労移行→6人就労継続 ↓一般就労(7,8人)↑

引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	精神疾患の方はいない。 ハローワーク、就労センター、学校、などとのネットワークは持っている。
相談支援	法人内にない。 各セッションの職員が行っている場合がある。 昼の休憩に会議を開いている。
誰が支援すべきか	保護者と職員。
親亡き後に備えていること	身体障がいの方が多いので今のところGHC Hは考えていない。 ゆくゆくは考えている。
その他	上は68歳、下18歳の方々が通っている。 以前の利用負担額はきびしかった。日割りで運営はきびしい。人員基準は改定してほしい。 施設運営のため利用者を外に出す活動はしていない。

クラブハウスコロポックル (NPO法人コロポックルさっぽろ) 札幌市

事業所の特徴	高次脳機能障がいの方が多く通っている事業所。9割が高次脳機能障害の方。 せっけんやケーキ、クッキーの販売をしている。
事業所又は地域での取組の成功事例	職業センターで訓練、JC支援で就労をしている。 町内会で年一回はバザーや交流会に参加している。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	高次脳機能障がいの方がほとんどなのであまり考えていない。
相談支援	同法人内のTBI支援センターで受け入れている。
誰が支援すべきか	特に考えていない。
親亡き後に備えていること	今のところGHやCHはないが要望はあるため検討中。
その他	高次脳機能障がいの方が多いため、発達障がいの方に対する支援はあまりしていない。 人件費の保障がなく不安だ。 障害の受容が難しく家族が困っているケースが多々ある。

17. リワークあつぷる (社会福祉法人みなみ会) 札幌市

	2002年設立小規模作業所。DM封入、内職、外勤清掃(病院・デイケアの清掃)など。
--	---

事業所の特徴	精神：知的：発達＝ 5 : 3 : 2
事業所又は地域での取組の成功事例	就労実績 6 人(トライアル雇用、実習、障害をクローズでアルバイトなど)。地元の祭りに参加したりして地域交流をしている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	支援センターみなみで受け入れている。
相談支援	支援センターみなみで受け入れている。
誰が支援すべきか	特に考えていない。
親亡き後に備えていること	市内に 3 か所に GH がある。移行事業の方で GH を出て一人暮らしをしている人がいる。
その他	理事の中に当事者がいる。 自立支援法になり、就労したいという方が出てきたのは良いことだと思う。 障害種別で就労の方法は変わるのでサービスの幅にゆとりを持たせてほしい。 ジョブコーチ支援後のフォローアップに対する評価がない。そんなことでは将来が不安。 移行定員 10 人、登録 10 人。B 型定員 35 人、登録 35 人。

18. POP サポート美園（株式会社進幸） 札幌市

事業所の特徴	高齢者ヘルパー会社が母体。高齢者支援の現場に知的や高次脳、弱視の方がいた。早期発見 早期治療と言いながら受け皿がないではないか、という思いで参入した。 食堂「彩采房き・き」を開店させ運営。
事業所又は地域での取組の成功事例	食堂は 20 年 4 月開店。最近地域の方の利用が増えてきたが、平日の入店者は 5～6 人。 夜の利用は予約で 5～10 人程度。団体の利用も時々ある。 児童デイの利用者の保護者が成人の働いている姿を見て励みになっている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	整形外科には例えば足をなくしたことや透析を繰り返すことで鬱になっている方がいる。 18 歳～20 歳の年金のない間だけを A 型で凌ぐ、というのは正しい判断なのだろうか？ と迷ってしまっている。 確かに上を目指したい方もいるのだろうが、そうではない方もいる。
相談支援	支援センターなどで居場所的な活動を行っている。 支援法になってから居場所が減っている。 2 年の年限も根拠がない。
誰が支援すべきか	自分で気づいた方は自立が早い。 まわりの理解も必要。

親亡き後に備えていること	年金や生活保護で生きていくのも一つの自立。何でもいから自慢できるものを一つでも身につけさせたい。精神の方ははじめから一人暮らしの方が多いので、ダメになっている親子関係を取り戻す方法はないものかと思う。
その他	札幌市内の児童デイの事業所は、学齢期の児童の利用を断っているという。地域の理解はまだまだ得られていないと実感している。 ここは料理以外の温かさ、真剣さがある。 移行定員6人、登録1人。A型定員10人、登録4人。

19. 障害者支援施設第2よろこびの家（社会福祉法人札幌あさひ会） 札幌市

事業所の特徴	ケースワーカーから、精神の方の行き場がないという話を聞き、自宅の隣にあった娘の部屋を開放して運営を始めた。当初はアパートの狭いゴチャゴチャした部屋で作業をしていた。 通える場所づくりがしたかった。メール便封入など。共同作業・共同受注。
事業所又は地域での取組の成功事例	就労というが、受け皿がない。一般社会に「受け入れてくれ」という前に自分たちで起業。 ヤマトのメール便の封入作業を、札幌市と江別市の事業所13が集まって「未来グループ」を作って年間700万円の作業をこなしている。この結果職員間の交流が生まれ、350人の勢力を持つようになった。共同作業で得た利益の5%を未来グループの収益としている。トラック1台を寄付してもらって共同使用し、利用料金をプールしている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	豊平区自立支援ネットワーク会議でガイドブックを作成。 お金があつて家族で見ている方が見えてこない（情報がない）。 年金の貰い方、手帳の取り方、サービス内容を知らないでいる。
相談支援	人とのつながりのなかで情報をどれだけ共有できるか。それだけの問題。 担当のネットワーク作りが大切。 利用者さんに来てもらうための看板をあげたのならそれなりの努力が必要だ。 種まきの仕事。
誰が支援すべきか	
親亡き後に備えていること	これまでは施設が人を集めて半ば強引にやってきたが、家族会（年4回開催）が事務局としての役割にとどめている。※家族に支援を求めるとこじれる。 後見制度・自立支援法の勉強会。
その他	単発助成はOKで、継続はダメというのは画一的で納得いかない。 B型定員15人、登録17人（知4、精12、身1）

20. ワークトピアあすか（社会福祉法人明日佳） 札幌市

事業所の特徴	体と心の体力を育てるため一日6時間のクリーニング業・食堂などを運営する。 「朝起きること・金銭価値・得意な作業」が一般就労には必要、という考えのもと支援し
--------	--

	ている。
事業所又は地域での取組の成功事例	<p>行事イベントの実施はあまりない。</p> <p>一般就労は1年間で6人。今までは23人が就労（内3人が離職）。</p> <p>いずれもジョブコーチを使った支援を実施。</p> <p>近郊の法人「アルバ」と連携を取り、就労へ向けた支援をしている。</p>
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	<p>全体の7%程は知的もしくは発達障がいの方がいる。</p> <p>施設なので、そういう方が来所することが難しい。</p> <p>しかし有事の時に備え、他機関とのネットワークはある。</p>
相談支援	<p>していない。</p> <p>あすかの役割は就労する場の提供だと考えているから。</p>
誰が支援すべきか	<p>いろいろな団体、機関が手をつないで行うべき。</p> <p>たとえば、近郊ではY M C A・育成会・ベガ・手稲病院などと協力する。</p>
親亡き後に備えていること	<p>G Hは1ヵ所運営しているが、今後増やしていく気はあまりない。</p> <p>G Hのスタッフと就労支援スタッフは分けて行っている。</p>
その他	<p>自立支援法について、就労継続B型は非常に単価が安い。また、移行支援は高すぎる。</p> <p>移行支援についてはインセンティブ方式にして成功報酬にしたほうが良い。</p> <p>定員枠の弾力性がもう少し増やしてほしい。例えば125%まではOKだとか。</p> <p>日割り計算は良い。わかりやすい。</p> <p>移行支援事業所が多すぎる。</p>

21. 就労・生活サポートセンター（医療法人澤山会） 札幌市

事業所の特徴	<p>精神地域生活支援センターが前身。生活訓練施設(旧)からG H・C Hに移行。4所40人。</p> <p>商店街の一角に位置し、人通りが多い。商店街に加盟し月1回のイベントを担当。啓蒙・啓発活動としている。工賃月2000円～11000円。</p>
事業所又は地域での取組の成功事例	<p>手稲ビル共有スペース・アパート空き室清掃、箱折り、ポスティング、ホームページ作成、</p> <p>病院の処方箋用紙印刷、不動産チラシ配布等どんな仕事をしたいのか利用者の意向を確かめて、できることを小さく少しずつ作業分担し、支援している。対応者原田がハローワークの精神障がい者のジョブサポーターを兼務していてチーム支援（SOSのサインが出た時に対応が早い）をしている。</p>
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	<p>精神疾患など診断が間違っていたケースが見えてきているなど、診断できるD r. が増えてきているので掘り起こしが進んでいる。</p> <p>一般就労に結び付かない方の慣らしの場、居場所、通過点として社会復帰＝納税者になること、を目指している。表通りに面しているので噂や口コミで来る方がいるが、体験利用からすすめている。</p>
	<p>ハローワークで支援をしていると「働いていたけど疲れやすく続かなかった」という方な</p>

相談支援	<p>どが一番見つけやすい。二次障害で鬱になっていたりする。1/3は精神、2/3は発達。</p> <p>就労等についてはDr. 又はワーカーをとおしている。</p> <p>受給者証をもっていない方のほとんどがコミュニケーション障害。</p>
誰が支援すべきか	<p>自立支援法に含まれるのであれば事業所で支援。</p> <p>3障害一緒になってもいいように支援員の質を高めなければならない。</p> <p>GHの単価は低すぎて支援員の質が保てない。</p>
親亡き後に備えていること	<p>自分で生活していけるようになって欲しいので10年後の将来をイメージして話している。</p> <p>生活保護を受けなくてもいいように、年金+稼働収入で暮らしていけるようになるという。</p> <p>家族茶話会を開いて家族とのコミュニケーションを取っている。</p>
その他	<p>家から出られないなどの相談があった時は早期発見を促し、フットワークを軽くして説明し気づいた時には診断に持って行くように精神保健福祉士の見解として伝えている。</p> <p>受給者証のない方でも個人として契約できないものかと思うが、10割負担はもとめられないので難しい。</p> <p>移行定員6人、登録5人。B型定員10人、登録18人。</p>

22. 共栄会自立支援事業所（医療法人共栄会） 札幌市

事業所の特徴	<p>精神の医療法人が母体。退院後の生活の場として別会社アパート（TV・ベッド・冷蔵庫掃除機完備）20室。訪問看護+デイケアスタッフで病状の把握 → 入院対象。</p> <p>アパート掃除、クリーニング、ラベンダー製品等。工賃半日250円。</p>
事業所又は地域での取組の成功事例	<p>法人独自で受け皿を作り、10～20年入院していた方でも社会に出るために必要なスキルを身につけられるようにしている。これまで200人くらいの支援をしてきた。</p> <p>アルコール依存症、薬物依存、統合失調症、不定形、人格障害、発達障害、てんかん、刑務所出所者+躁鬱+水虫+肝炎などあらゆる種類の障がい者を支援している。</p>
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	<p>療育は、効く人と効かない人がいるので、必ず本人とのアセスメントを重視する。</p> <p>人から好かれることと信頼されることは違うので、ダメなことはダメときちんといわなければならない。相手の立場に立って話をする。</p>
相談支援	<p>道の指定を受けて4月から開始予定。病院や相談支援事業所にPRのため訪問したが、単に居場所の提供をしているだけで活動の内容が見えず、機能している所はなかったし、逆にどうしたらいいか訊かれた。待っているだけで自分たちから動こうとしていないし、連携を申し入れても、反応が鈍かった。</p>
誰が支援すべきか	<p>全てが支援の対象。病院によってはワーカーがいなくてもあり、理解度に差がある。</p> <p>それぞれの立場の方（身近な人）が支援すべき。スタッフの経験値に差があるので、3障害一緒である必要はない。</p>
親亡き後に備えて	<p>親に具体的な緊張感がない。</p>

いること	(利用者や親は)今の生活を維持できればいいと思っている。
その他	専門機関を使って探しても働く場所がなく、うちの工賃では安すぎて働く意欲がなくなっている。理解してくれる企業がない。※メール便などもあるが365日勤務では職員体制が取れないし、自立支援法の事務作業も多く、職員に無理をさせられない。GHがあればいいという話でもないと思う。レベルによって差があってもいいのではないかな。

＊ 間取調査報告・北海道 札幌市以外

23. 就労センタージョブ（社会福祉法人北ひろしま福祉会） 北広島市

事業所の特徴	知的通所授産が前身。A型ヒロパン、移行ステップではパン作り、B型あぐりでは販売を行なっている。 工賃A時給334～667円。移行30～250円。B80円～。
事業所又は地域での取組の成功事例	新制度になってから工賃がアップした方が多いので活気が出てきている。また、就労移行でマナー教室などが他の利用者の刺激になっている。 50歳を超えている方にはここが就労の場になっているが、若い方たちの中には地域に出て働きたい思いもある。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	行政から紹介のあった10年引きこもっていた女性の場合、家族的な雰囲気が気に入って今では楽しく生活している。
相談支援	チーム支援を行っている。 ※独立行政法人高齢・障害者雇用支援機関「北海道障害者職業センター」 障害者職業カウンセラー 山口優子 氏 011-747-8231 札幌市北区北24条西5丁目 札幌サンプラザ5F
誰が支援すべきか	制度の対象外だとしたら、知的のカテゴリーの中に入れるのが手っ取り早い。
親亡き後に備えていること	懇談会の中で高齢の保護者にはGHなどのサービスがあることを紹介している。 ベースキャンプを整備しなければならない。
その他	移行定員6人、利用者8人。A定員10人、利用者8人。B定員12人、利用者8人。

24. リハビリリー・おおぞら（社会福祉法人北海道リハビリリー） 北広島市

事業所の特徴	S38年身体授産施設が前身。クリーニングをメインに10年前から印刷業（投票用紙等）。 光生舎の流れをくみ「企業授産」を目指している。入所施設はまだ旧法のまま。 工賃月3～4万円。
	創設以来、一般企業に就職した104人のほかに、114人が北海道リハビリリーの職員とし

事業所又は地域での取組の成功事例	て採用されて職業的自立を果たしている。 背景にはクリーニングなどは専門性が高くその技術だけでは一般に結び付きにくいということがあげられる。 この後施設の50%の人が地域移行しなければならない。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	数名いる。
相談支援	
誰が支援すべきか	福祉ホームなどが有効。 手帳をもつことが必須。
親亡き後に備えていること	介護保険が適用されるまではこちらで見なければならない。
その他	移行定員6人利用者2人。A型定員34人利用者35人。B型定員60人利用者61人。

25. あすか就労継続支援施設（NPO法人江別精神障がい者福祉会） 江別市

事業所の特徴	精神の回復者福祉協会が前身。これまでは個々が何をしたいのか、どっちを向いて生きていきたいのかを判断していなかったという反省に立って、個別支援計画を最上位に位置づけている。
事業所又は地域での取組の成功事例	毎週ハローワークに行き、もらってきた求人票を作業室の壁に貼りだしている。新しいものには「NEW」シールを貼っている。利用者は全員ハローワークに登録することを条件にしている。厚労省が設置した「障害者職業センター」で自分の能力を客観的に把握することで自分の限界を知って逆に安心することができている。何をしてお金を稼ぐのかではなく、何が自分のプラスになるのかを探してほしいと常々話している。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	診断がつけばサービスの網の中に入る。 家の中で昼夜逆転している程度では診断を受けるのは難しいがそれが当事者の悩み。
相談支援	市の主催する自立支援のネットワーク作りが2年前からはじまっていて、ケアマネの勉強会などに発展していている相談支援は市から2人分の補助金をいただいて行っている。これまでは悩みごと相談だったが、話を聞くだけでは何も解決されてこなかったため、ケアマネに対する補助金が変わってきた。
誰が支援すべきか	3度のご飯とお小遣いをもらって（与えて）安穩とした環境をもらって（与えて）居心地のいい中にいる人でも首に縄をつけて引きずり出すわけにはいかない。が、外に出てキズを負うことも社会の中にはあることだということをわからせるしかない。
親亡き後に備えていること	親がいなくなる前に、自分がどうしなければならないのかを、ここだけで支援するのではなく、関係機関が集まって協力していくべき。

いること	
その他	個別と言いながらまだまだ支援は個別にはなっていない。白石に道立の引籠り専門の先生がいる。 B型定員20人、利用者17人。

26. 就労継続支援施設月とらいおん（社会福祉法人登別さいわい福祉会） 登別市

事業所の特徴	観光地のレストランを2000万円の寄付を集めて改装し、利用者6人スタッフ6人で2年前に開設。その後1700万円を銀行から借りてすべて自己資金ではじめた。 GH2か所、CH1か所で11人が暮らしている。
事業所又は地域での取組の成功事例	他の施設から追い出された方や朝4時から夜9時まで張り付いていなければならない方など月22～23日の支給量では対応できないので、スタッフが交代でボラ支援に入っている。 地元でしか売っていない（買うことができない）付加価値をつけた豆腐作りを行って販売している。子どもが変わると親も変わってくる。 自主事業として地域に向けた講演会を開催し、啓蒙活動を行っている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	精神の方への対応が難しい。 本人はその気でも親が抱え込んでしまうケースがある。 地域の中には「フラフラ」している方が多く見受けられる。そういう意味では措置時代もまた良かったとも思う。 基本姿勢作りや体力作りが奏功に結び付くので、無視できない。
相談支援	就労に関する相談が多いので、ネットなどを使って一緒に調べている。 親を見なければならぬ、という相談がある。
誰が支援すべきか	地域のネットワーク作りがしっかりできていればいい。
親亡き後に備えていること	親なんかどうなってもいい。親は親で野垂れ死にしてもいい。自分のことだけ考えろ、とっている。
その他	軽度又は最重度又は問題行動のある方の行き場がない。 児相対施設が責任の押し付け合いをしていて行き場がない。 福祉系の学校に進学する若者が少なくなっている（夢も希望もない）。 福祉はまちおこしだという考えをもっていかなければならない。 B型定員35人、利用者31人。

27. 日中活動センターげんせん（社会福祉法人室蘭言泉学園） 室蘭市

事業所の特徴	60年の歴史があるろうあ児施設が母体。全国から集まってきているが知的の方の行き場づくりから発展。クリーニング店の下請けやホタテの仕掛けづくりなどの軽作業をゆったりとした環境の中で行っている。工賃時給35円。月4500円程度。
	地域のお祭りなどに来店していることで認知されてきている。

事業所又は地域での取組の成功事例	ショーウィンドウでの製品の陳列も効果が出てきている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	対象者はいない。 掘り起こしをするためには、まわりの理解と、本人や家族へ必要な情報の提供をすることだと思う。
相談支援	法人本体で行っている。 就労を希望する利用者もいて支援したいとは思っているが忙しくて手が回らない。
誰が支援すべきか	
親亡き後に備えていること	保護者との懇談会の中では「どうなんだろうね？」という話が出るが、それ以上具体的な話にはならないで終わっている。 存在を知ってもらうことから始める。
その他	市の仕事を発注してくれるようになってきている。 移行定員10人、利用者13人。B型定員10人、利用者14人。

28. ふみだす（社会福祉法人伊達コスモス21） 伊達市

事業所の特徴	知的市内3団体が重度化・リタイアする人たちの居宅と日中活動の必要性を見越して設立。 パンの製造販売（年商1200万円）を始める。法人全体では350人の利用者。 工賃移行月15000円程度。B25000円程度。
事業所又は地域での取組の成功事例	当事者や家族はうまく状況を伝えることができないのだから支援者の役目として代弁者としてうまく伝えるためのスキルが求められているという基本的な考えに立って支援している。 ※あなたがAさんだった場合に、あなたが受けた支援で満足できるのかを常に考えてほしいと支援員に対しては常々言ってきている。日課やプログラムなのでやらざるを得ない、という画一的な支援をあなたは受けたいですか？
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	なぜそういう行動に出るのか、という分析と、そのための知識と知恵が支援者に求められる最低条件。
相談支援	バックアップする側の資質や情報収集力が必要。窓口の機能としての役割は大きい。 関係性をつなぐための資格として相談支援者の配置は重要。 低賃金による人員離れが解消されれば人材が集まってきて地域格差も解消される。 ※つまりは「人だよ」。
誰が支援すべきか	サービス管理責任者の存在意義は非常に高い。10年後に問われるのがサービスの質。 そのため配置基準以上の人員を配している。
親亡き後に備えていること	いかに親に安心感をもってもらえるかの取組。

いること	どんなにキレイなところであろうと、本人が喜んでいなければ意味がない。
その他	支援員に対しては、達成感をもつことができるように常に配慮するのが責任者の役割。 スーパーバイズできるスタッフの育成も必須。 ※所長大垣勲男氏は児童デイサビ管講師。 移行定員10人、利用者10人。B型定員40人、利用者54人。

29. ワークステーション シーウィンド（社会福祉法人札幌緑花会） 小樽市

事業所の特徴	自立支援法の施行と同時に移行した。委託作業が中心で段ボールおりお菓子箱折、DM封入。 月の収入に応じて工賃は変動する。
事業所又は地域での取組の成功事例	シーウィンド祭を開催しておみこしなどを担いだりする。 保護者を中心に近隣住民などが参加した。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	本体の松泉学園の方で受けている。
相談支援	法人では受けていない。 小樽市のひろばという相談支援と連絡を取り合って活動している。
誰が支援すべきか	地域の方と連携を取り施設や協力団体で支援していくべき。
親亡き後に備えていること	GHC Hが市内に14～15ヵ所ある。50人前後の方がそこに住んでいる。
その他	施行後、作成しなくてはならない書類が多く大変だ。 JC支援後のフォローアップの制度がないのがいかなものか。

30. ワークセンターほくと（社会福祉法人侑愛会） 北斗市

事業所の特徴	渡島コロニーからの分場。旧法施設から移行した。 主な作業は自主生産、クッキー、ぱん、下請け。
事業所又は地域での取組の成功事例	隣近所とのふれあいはある。しかしイベントなどには参加しておらず今後の課題。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	ほくとでは行っていない。 重複で精神疾患の方はいる。
相談支援	地区的な問題や知名度からいって他法人の相談支援事業所に行くことがおおい。 パステルやおおいそらなどがある。

誰が支援すべきか	家族、プロどちらでも良い。しかしファミリーサポートは必ず必要。
親亡き後に備えていること	侑愛会全体で30か所CHのみを運営。渡島にGHはない。
その他	調査方法については区分認定を行っている判定員でもわからなくなることがある。 知的、精神では対応が違う。(例見守り、自立して活動など) サービスの質より報酬がメインになっていないか原点を忘れた事業所が多い。 サービスの幅が狭くニーズに応じたサービスにして欲しい。 単価と区分の問題で事業所は振り回された。

31. NPO法人自立支援センター翔栄 函館市

事業所の特徴	地域共同作業所からH19年1月移行。 軽作業が主で箱組みたて、草刈り、アパートの清掃管理。
事業所又は地域での取組の成功事例	行事年一回バザーに参加している。 作業所通しのつながりがある。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	発達障がいというのがいまいち解らない。 職員の勉強不足。
相談支援	他団体から連絡がある。
誰が支援すべきか	保護者も一緒になって支援していることが望ましいのでは。 保護者の中で今でもボランティアとして関わりがある人もいる。
親亡き後に備えていること	必要性を感じている。GH早急に対応したい。
その他	自立支援法により補助金額が増え、運営は楽になった。 しかし事務手続きが多くて不便。受給者証の更新などが面倒という声もある。 制度に追い付くのが精いっぱいだった。

32. ワークス一条 (社会福祉法人函館ようき会) 函館市

事業所の特徴	珍味のふくろ詰めを3社から依頼されている。 知的にも軽度の方がほとんど。
事業所又は地域での取組の成功事例	就労実績や目立った事業は行っていない。
引籠り・うつ・精	精神疾患の方はほとんどいない。

神疾患といわれる方たちの実態	居宅で一人暮らししている方を支援している。
相談支援	事業自体行っていない。
誰が支援すべきか	保護者は難しいのではないかと。資格、年齢の問題もある。
親亡き後に備えていること	GHを新たに建てた。今後新しくオープンする。 通所施設なので保護者はあまり乗り気ではない（出されたくない）。
その他	3障害が統一したのは良いことだ。日割計算はきびしい。 経営努力として125%ぎりぎりまでにする必要があるがそれでは職員の負担が大きくなる。 JC支援がないと就労できない。定員がいっぱいになっていく。

33. 函館市あおば学園 函館市

事業所の特徴	函館市が運営していた通所厚生施設から移行。 通所30年以上の方がほとんど 段ボール箱折りが主な作業。
事業所又は地域での取組の成功事例	渡島交流事業に参加。 公共施設なのであまり活発には行っていない。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	ない。
相談支援	市が実施
誰が支援すべきか	
親亡き後に備えていること	考えていない。
その他	年間2000万円以上の赤字をだしているが継続してほしい声がある。 ともえ学園、あおやぎ学園、渡島コロニーとは昔から連携を取っている。

✿ 間取調査報告・青森県

1. 就労継続支援あづまーる 青森市

事業所の特徴	前身在地域の親の会母体の作業所として存在していたが、平成17年より社会福祉法人浪岡あすなる会通所分場として開所した。 通所されている利用者は高齢者が非常に多い。
事業所又は地域での取組の成功事例	町内の行事やイベントには積極的に参加しており、年1回事業所主催でイベントを催し、授産品などを地域に還元している。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	実態としては見えてこないが、必ず地域に存在しておりニーズがあるはず。
相談支援	町の社協が大半を担っており、その他には町役場の福祉課が窓口になっている。
誰が支援すべきか	
親亡き後に備えていること	同じ町内に入所施設を構えている。 同じくケアホームが2か所存在する。 今後はさらに2か所建設予定である。
その他	

2. 地域サービスセンター SAN NeT 青森市

事業所の特徴	9年前に任意団体でスタート。今年度4月から自立支援法に基づいたサービスを展開している。
事業所又は地域での取組の成功事例	作業の一環で9年前から地域の宅配サービスを行っており、地域での認知度は非常に高くなっている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	町の中心部に事業所が存在しており、駆け込みで来所する方もいる。

相談支援	事業所独自では特別行っていないが、口コミなどで相談ケースが多くなってきている。
誰が支援すべきか	地域全体で支えていくべき。
親亡き後に備えていること	グループホームがある(定員6人)現在は5人住んでいる。
その他	

3. ゆいまある(社会福祉法人抱民舎) 弘前市

事業所の特徴	重度の障害がある2人の娘が在宅で通える多機能型の作業所を作った。国際交流も視野に入れフィリピンのセブ島や韓国との交流がある。農協の店舗跡にパン屋を開店させ、店売りが好調になっている。工賃月8000円+ボーナス10000円。
事業所又は地域での取組の成功事例	農協の協力や農家の協力でブルーベリーの農場や小麦の作付を行っている。将来的にはパンの分野ですべて自社ブランド化させて安心して安全な食品を提供したい。「つるわれ」と言われるリンゴのはね品でジュースを作って販売している。 後援会員(100人)の人脈を活かしている。 福祉工場「A型」を目標にしている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	東京都の委託施設が数か所あるが、保守的なところが多くその範囲内でしか活動していないため、実態が見えにくい。 地域で暮らしていくためには親たちが安心して働くことのできる環境の保障が必要。 社会に出る教育を受けてきたのにその力を発揮する場所がない。
相談支援	いつでもどこでも受けている。 第三者委員会を設置している。
誰が支援すべきか	横浜の「朋(とも)」の日浦さんの考えを踏襲している。 わたしたちの「思い」と行政の「制度」をともに考えてつくりあげていく。
親亡き後に備えていること	CHの設置を考えている。
その他	マイナスに考えたら先がない。いかにいい方向を目指していくか。 草は邪魔者というがその邪魔者を畑に戻すと土地が肥えてく。

✿ 間取調査報告・岩手県

1. 社会就労センター・ひめかみの風（社会福祉法人自立更生会） 盛岡市

事業所の特徴	<p>身体障害者通所授産施設盛岡アビリティセンターが母体。現在は3障害を受け入れている。</p> <p>紙すきと花作りを行っている。</p> <p>工賃は時間と能力に応じて5～6000円。</p>
事業所又は地域での取組の成功事例	<p>近くにあるイオンショッピングセンター内で月に1回販売会をしている。チラシにポケットティッシュ（10円）をつけて配ることで地域住民にアピールしている。</p> <p>花（ビオラとパンジー）をパチンコ屋の景品として1日96鉢納品している。玉80個、メタル16と交換。</p> <p>キムチ作りを始めたばかり</p>
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	<p>いないのでわかりません。</p>
相談支援	<p>問い合わせや見学の申請があれば対応している程度。積極的には行っていない。</p> <p>※ここで作業をしたいという方もいるが、親が、「前から通っている施設に悪いから」という理由で利用を控えている。</p>
誰が支援すべきか	<p>直面していないのでまだよく考えたことはないが、スタッフに専門の研修を受けてもらうなどして、対応していくしかない。</p> <p>はじめはボランティアで受け入れてみて、徐々に様子を見ながら対応することは可能だ。</p>
親亡き後に備えていること	<p>GHがないので作ってほしい。</p> <p>利用者と家族にこの件でアンケートを取ったことがあるが、親が元気なうちは自立させることは考えていないようだ。</p>
その他	<p>紙すきは、大阪の紙すき交流センター麦の会からの指導を受けた。</p> <p>B型定員20人、利用者21人。</p>

2. まめ工房緑の郷（社会福祉法人岩手更生会） 盛岡市

事業所の特徴	<p>戦後混乱期の浮浪者を救済するための社会更生施設が前身。偏見と闘いながら今も「面倒</p>
--------	---

	を見て社会に出す」という精神は続いている。
事業所又は地域での取組の成功事例	体力作りを考えた時に一番お金のかからないラグビーを取り入れた結果、現在ではニュージーランドにまで遠征に行くようになった。1回目は完敗したがこのまま負けていいわけはないと方針を立てて練習し、3年かかって再チャレンジして勝利してきた。逃げるタイプの子が多いが、前に進みたいという意欲はあるのだから、それを引き出してきた。現在は性教育に力を入れている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	引籠りの子をはじめてした。ただひたすら彼が自ら動きだすのを待った。ただほったらかして待つのではなく、いつ動き出してきてもいいように全てを準備して待つ、少しずつ出てくる回数を増やしていった。彼が先生。彼から学んだ。こういう方たちが増えてきている。
相談支援	彼らの能力の問題ではなく、支援するこちらの問題。 ほめたりはげましたりするといった小手先の支援ではなく、こちらがやって見せたり一緒にやることで自ら気づくように支援している。 職員を「親」にして3～4人の「子ども」をもたせ、毎月レポートの提出を求めてきた。 ※個別支援計画の元。
誰が支援すべきか	発達支援を云々する以前に、知的障害者の統計の取り方が間違っている。 社会の民主化を進めていかなければならない。
親亡き後に備えていること	
その他	地域移行の本質は「金がかからない方法」という姑息な手段。 日本にはもともとあった社会的な保障がなくなってしまった。経済優先社会の弊害だ。 基盤ができてもないのに自立支援法（財政）とは何だ。 心理学はおおいに必要だが、彼の中に入り込む前に用意してしまうのは良くない。 移行定員20人。B型定員10人。

3. ソーシャルサポートセンターもりおか（NPO法人ソーシャルサポートセンター） 盛岡市

事業所の特徴	病院が立ち上げたNPO。職員も病院からの出向。 不安定で地域生活している方や、病院での受診をされていない方の利用が多い。
事業所又は地域での取組の成功事例	病院とのつながりがあったので外来患者のアンケート800件に相談支援のPRチラシをつけたり、数千のチラシを県内全域の病院に配布した結果、相談件数が大幅に増えた。 安定している方が少ないので就労に結び付いた例はまだないが、可能性はある。 あらゆる精神障害と出所者の支援を行っている。 ※出所者の領域は大きな問題。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	話をしている時に、変なところで薄ら笑いをするなど対人関係のスキルができていない。 自分の能力を高く評価しすぎているためにマッチングが難しい。 発達障害に限ると、まだノウハウをもっていない。不安症？ など別な名前がついている。 /td>

相談支援	<p>前年は月最大50件だったが、今年は月平均150件を超えている。</p> <p>手帳のあるなしにかかわらず相談を受けているが、手続きの方法や必要書類の書き方を知らないので付き添って行っている。大変な仕事なのに報酬に反映されていない。</p> <p>家族の理解度は1/4。</p> <p>就労支援では助走の長い方もいるので最後まで支援しきれていない。受け皿がない。</p>
誰が支援すべきか	<p>行政は企画業務で手がいっぱいなので、対応できないものばかりをまわしてくる。</p> <p>予算と抱えている仕事のバランスがとれていない。</p>
親亡き後に備えていること	<p>すでに排除されていたり親がいない方もいる。生活保護を受けていればお金の面では一定のレベルを保てるが判断能力が落ちてくると相談支援では手が出せない領域に入ってしまう。</p> <p>本人の自立意識をいかな持続させることができるかが問題。</p>
その他	<p>心理教育として要点のわかる台本作りをして5回シリーズを行った。(1)病気の理解、(2)薬の理解、(3)ニーズ表作り、(4)その解決方法、(5)サポートセンターの役割。家族と一緒にいった場合には効果が大きかった。</p> <p>平成19年度厚生労働省障害保健福祉推進事業「地域精神科救急システムを活用した地域精神科医療施設の共同運用による地域生活支援事業モデル事業」を実施。別添報告書あり。</p>

4. 岩手県立療育センター（岩手県社会福祉事業団） 盛岡市

事業所の特徴	<p>県立肢体不自由児施設が前身。児童精神科を併設。所長が小児科医なので発達障害についてはガイドマップを作成している。</p> <p>※北九州がモデル。</p>
事業所又は地域での取組の成功事例	<p>医療的支援と福祉的支援が同時にできている。</p> <p>ただし、この支援を岩手県という広大な地域の中でどのようにして同じサービスが受けられるようにしていくかが問題。</p> <p>※早期発見早期対応、OT/PT/ST療法、機能訓練、発達検査など。</p> <p>若者サポートセンター（宮古・盛岡）ポランの広場（不登校支援、花巻）などの社会資源</p>
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	<p>環境要因を変えると本人の能力が付いてくる。その持っている能力や認知力の行動観察を行ない、アセスメントに結び付ける。システムノートを作成しが変わっても大丈夫な体制を作る。キーパーソンを探す。本人の自覚が生まれると環境が一変するはずだ。</p> <p>※早期発見とは年齢ではなく課題が見つかった時。</p>
相談支援	<p>中高生や診断のない成人が増えてきている。どうすれば本人がわかりやすいかを周りに知っていただく。</p> <p>県内35市町村の各圏域にネットワークを構築していて、医療専門のスタッフに支援をお願いしたいが、高齢者支援で手がいっぱい現状では難しい。行政が意識をもって支援すべきだし、県は市町村を指導しなければならない。</p>
誰が支援すべきか	<p>現状では大変な中で、自らもスキルをもっていかなければならない。</p>

親亡き後に備えていること

親の会の考えがいろいろあってバラバラ。※JDDネット岩手支部では「本人を認知」してもらってPR活動を行っている。本人のスキルは最も大切だが、親の会の組織が安定拡充すればいいと思う。町内会として地域として支援しようとしている方もいる。

その他

✿ 間取調査報告・山形県

1. 就労継続支援B型 向陽園 山形市

事業所の特徴	入所施設を20年。平成19年10月から新体系に移行し通所事業をおこなっている。馬の飼育を行っており乗馬療法に取り組んでいる。(重心の取り方は寝たきり予防に効果的)
事業所又は地域での取組の成功事例	年に1回、乗馬体験としてイベントを行っており、地域の子どもたちが集まる。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	実態は分からないが、他の事業所から紹介されてくるケースがある。
相談支援	相談支援レベルでの対応はあると思うが、事業所まではなかなか話がかからない。
誰が支援すべきか	緊急ショートなどで対応することがあったりするが、見切り発車での対応は非常に困る。
親亡き後に備えていること	ケアホームの充実を図る。
その他	

2. ワークランドベにばな 山形市

事業所の特徴	市の建物を借りて事業をおこなっており、今年度から新体系に移行した。利用者数39人で、ラーメンの販売や企業から委託を受け、部品の組み立てなどを作業として行っている。前身は地域の親の会が行っていた。
事業所又は地域での取組の成功事例	まだまだ始まったばかりで、地域での取り組みは行っていないのが現状である。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	実態は分からないが、相談支援事業所から紹介されたケースは何度かある。

相談支援	他事業所の相談支援事業所が中心になって行っている。
誰が支援すべきか	福祉サービス事業所が受け皿になってあげるべきではないか？
親亡き後に備えていること	将来的にグループホームを建設したい。
その他	

✿ 間取調査報告・宮城県

1. クローバース・ピアワッセ 仙台市

事業所の特徴	20年4月から新体系事業としてスタートしている。 仙台市内のホテルを買い取って事業を行っている。(フットサルセンターを運営している)
事業所又は地域での取組の成功事例	主に清掃業務を作業として行っており、清掃業者に3人一般就労として送り出している。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	社会的な影響が大きいのではないか？
相談支援	紹介されてくるケースが非常に多い。
誰が支援すべきか	国が現在の制度をどこまで拡大することができるのかが、課題だと思う。
親亡き後に備えていること	現在の事業所には、ホテルとしての機能も残っており、住まいとして機能させたい。 現在は2人住居している。
その他	

2. 就労支援センター ウィングルヒューマンサポート 仙台市

事業所の特徴	本体は株式会社。 株式会社の1つの事業として障害者雇用支援事業部として存在している。
事業所又は地域での取組の成功事例	ネット上のパトロールやパソコンを使った委託事業をしており、一般就労を多数輩出している。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	利用されている方は精神障害の方が非常に多く、実態としては非常に多くの方が存在していると思う。
その他	同じ区内に中核となる相談支援事業所が存在しており、そこから紹介されるケースが多

相談支援	い。
誰が支援すべきか	現在の制度で可能な範囲は福祉サービスの事業所が支援すべきではないか？
親亡き後に備えていること	他の関係機関と連携を取り、役割分担をしていくことが大切だと思う。
その他	

3. 地域生活支援センター宮城野雲母倶楽部＋らいふ 仙台市

事業所の特徴	平成18年から相談支援事業を開始。 昼食会やフリースペース・サロンなどをおこない、居場所作りに力を入れている。
事業所又は地域での取組の成功事例	フリースペースでサロンを定期的に開催しており、多くの当事者の方々が参加している。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	各関係機関と連携を取りながら実態把握に努めているが中々具体的なものは見えてこない。
相談支援	ピアカウンセリングなど利用して敷居を低くすることが大事ではないか？
誰が支援すべきか	各関係機関が協力をしながら支援すべき。
親亡き後に備えていること	相談支援としてできることは限られているが、制度を活用しながら一人で暮らしていく道と一緒に探ることが大切だと思う。
その他	

4. 地域生活支援センターソキウス 仙台市

事業所の特徴	精神障害者の相談ケースが非常に多い。 事業内での研修に力を入れており、年に1回以上は外部から講師を招き地域全体で研修会を主催している。
事業所又は地域での取組の成功事例	地域の行事には参加している。 地域の関係機関と毎月会議・研修会を定期的に開いている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	実態としてはある。医者との連携が大事になるのではないかと？ 家族の方が抱え込んでいるケースもあり、本人が困っていることが無いから相談に来ないケースが多々見られる。
その他	

相談支援	相談支援は提供できるが、現実としてこちらから拾い上げていくのは難しい。
誰が支援すべきか	相談支援は提供できるが、現実としてこちらから拾い上げていくのは難しい。
親亡き後に備えていること	家族支援が必要。 居場所よりも人とのつながりの方が大事ではないか？
その他	

5. とびら・くれよん 仙台市

事業所の特徴	母体は社会福祉法人 つどいの家。 地域生活支援部門として市内2ヶ所に相談支援事業所を構えている。
事業所又は地域での取組の成功事例	
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	実態はたくさんあると思うが、ケースはまだまだ少ないの現状で課題でもあると思う。
相談支援	ネットワークが非常に大事で、様々なネットワーク会議などが存在するが、機能を果たせているかが疑問。
誰が支援すべきか	各関係機関がチームとなって支援すべきかと思うが、現状はまだまだ整備されているとは思えない。
親亡き後に備えていること	
その他	

6. 仙台つどいの家 仙台市

事業所の特徴	どんな重いしょうがいのある人も、1人の人間として、その人間性が尊重され、いきいきと 地域で暮らせるよう自己実現の場を保障し援助することを目指しています。
事業所又は地域での取組の成功事例	事業所から地域に向けての情報発信がとても大事で、啓発活動に力を入れている。 年間2000人のボランティアが来ている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	ボランティア活動をしてい→訓練を積み支援員として雇用をしていく。

相談支援	親の会や保護者会とのつながり、ネットワークが大事。 その中で、様々な情報が出てきて、早めに動くこともできる。
誰が支援すべきか	ネットワーク(異業種間)が大事になるのではないかな？ 訓練の場・就労の場・雇用の場を探すことが大事ではないのかな？
親亡き後に備えていること	ケアホームの充実が最優先。ホームヘルプ事業の充実、医療ケアの充実など必要なことはたくさんある。最終的には施設内を空っぽにすること。
その他	今後は当事者運動を育てる必要がある。 保護者会と施設側の懇親会を行い、ネットワークの充実を図ることが大事。

7. フリースペースソレイユ 仙台市

事業所の特徴	お弁当の宅配販売を行っており、1日250～300食程度の売り上げがある。 就労Bの利用者の平均工賃額が約27000円前後。
事業所又は地域での取組の成功事例	地場産の野菜を地域で調達している。 年2回ソレイユ祭りを地域で開催しており、地域に根差した活動になっている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	地域に埋もれている様子。そこまでしか分からないのが現状である。 3障害の共存は難しいのではないかな？
相談支援	直接事業所に相談に来るケースはほとんどない。
誰が支援すべきか	各事業所は現在の制度の中でしか見動きを取れない。制度を拡大するのが最優先ではないのかな？
親亡き後に備えていること	成年後見人制度の活用
その他	

8. 就労支援センターほっぷ (NPO法人ほっぷの森) 仙台市

事業所の特徴	カリキュラムを用いて、指導ではなく自立に向けて寄り添う支援を行っている。 ロゴセラピーを用いてトレーニングを行っている。
事業所又は地域での取組の成功事例	地域のフリーマーケットに参加。 トレーニングの一環で企業訪問を行い、企業と当事者のつながりを作っている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	仙台市は積極的に実態把握に努めており、相談支援もとても充実している。

相談支援	相談支援のシステム・連携が確立している。
誰が支援すべきか	法的なサービスを利用すべき。
親亡き後に備えていること	
その他	グループホームの充実・ピアカウンセリングによって保護者のケアも重要。

9. 地域生活支援センターてれんこ 仙台市

事業所の特徴	フリースペースを設けており、当事者の方々の居場所になっている。 食事作りなどのイベントを提供して当事者同士で盛り上がり、とても活気的である。
事業所又は地域での取組の成功事例	啓発活動・地域の行事、イベントへの参加。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	実態・ケースともにあるが、本人が自発的に出てくることはほとんど無いのが現状。 保護者が抱え込み1人で悩んでいるケースの方が圧倒的に多い。
相談支援	受け皿になる機関を常に用意しておくことが大切。 他事業所との連携が大事
誰が支援すべきか	制度の枠に入るのと入らないのとでは話が大きく変わるのではないか？
親亡き後に備えていること	他の関係機関も意識は持っており、ネットワーク会議でも議題にあがったりはするが、各事業所も困っている様子。需要と供給が釣り合っていない。
その他	

✿ 間取調査報告・福島県

1. 共同作業所にんじん舎（社会福祉法人にんじん舎の会） 郡山市

事業所の特徴	
事業所又は地域での取組の成功事例	食品残さの成分分析を行って、養鶏のエサ作りを行い、更には軽油の代替燃料としてのバイオディーゼル燃料の研究を行い企業や行政にプランを売る計画を立てている。 食品リサイクル法。配合飼料より安全。 厚生労働省「高工賃を保証する委員会」
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	離職者や家庭内での邪魔者扱いから適材適所で人をいかさなければならない。 本人や家族が障害を認めず手帳をもたない方には定員以外の私的契約を結び給料を払っている。
相談支援	人を活かすコーディネート。
誰が支援すべきか	どういうニーズがあるのかによる。
親亡き後に備えていること	
その他	有機性卵は高齢者向きで血糖値を下げる作用がある。 確かな技術と手間暇を惜しまない自己チェックできるシステムが連携すると大きなパワーになる。

2. ワークフレンドくじら（NPO法人クローバー福祉会） 郡山市

事業所の特徴	知的小規模作業所が前身。お菓子の紙箱折り、マツモトキヨシのシール貼り、コピー機部品加工。工賃日給1000円。 ※郡山の施設の工賃は高くないのでウチは高いほうだと思う。
事業所又は地域での取組の成功事例	（株）ミツバへの就労を目指して実習に行き、4人中2人が就労に結び付いた。 ※2～3ヶ月間職員がついて行った。 ただし、一般企業が不景気の中、障害者の就労は難しい。

	メーカー主導で、家庭用の廃油でのディーゼル燃料の試作にかかっている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	手帳をもっていない方でもはじめはボランティアとして受け入れている。 母と二人暮らしをしていた50代の女性が生活に困って相談に来た。市では把握していた。
相談支援	増えてきている。 全国的に移行が進み、市の者との連携がうまく取れるようになってきているので、要請がある。必要に応じて対応している。
誰が支援すべきか	手帳がなくて在宅で年金をもらっている方が多いので、市が専門に回っている。 診断書があれば受け入れられる。
親亡き後に備えていること	GHを考えているが移行後間もなく忙しい。 いま取り組んでいるサービスを落ち着かせたい。
その他	工賃アップが課題だが作業収入が落ち込んでいる。 スタッフのスキルアップが課題。 B型定員25人、利用者29人。

3. ワークトレセン広仁・明珠こうじん・めいじゅ（NPO法人すだち福祉会） 郡山市

事業所の特徴	知的通所授産が前身。弱電部品の組み立て・加工。 工賃日給900円。※能力給ではプレッシャーになって状態に変化が起きることもある。
事業所又は地域での取組の成功事例	
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	抱え込みがあって他の事業所とは連携がとれていない。 その方に合わせた支援を心がけている。 スタッフが対応しきれっていない。
相談支援	50代男性。体の衰えの訴え、一緒に生活している兄が年金を使いこんでいる 在宅者の見学希望や体験実習の申し込みがあるが、定員いっぱい受け入れていない。
誰が支援すべきか	支援すべき人が成長すればよい。
親亡き後に備えていること	自立できるように。
その他	自立支援協議会は機能していない。 この子たちは成長するんだ！ という感覚。 手帳をもたない方がいるので市に相談したら独自に任せますという答えだったので、利用料をもらわずに、工賃を払っている。 B型定員30人、利用者21人。

4. ワークコスモス（社会福祉法人郡山コスモス会） 郡山市

事業所の特徴	県の設置した精神保健福祉法による施設が前身。B型はパンと弁当（8：2）の製造販売。 移行はクロネコヤマトに行って（施設外就労）仕分け作業。 工賃B時給200円、移行時給500円。
事業所又は地域での取組の成功事例	地域活動支援センターのジョブコーチからの紹介でパチンコ屋の清掃作業を行っている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	
相談支援	ケアプランの作成時とその他は随時行っている。 就労に対する思いだけが先行していて本人の実態と合っていないケースが多い。 遅刻しない、挨拶ができるなど基本的な生活習慣を身につけられるよう支援するとともに、 ハローワークに登録して（2～3割）、希望が持てるようにしている。 年金などの手続きは他の機関につないでいる。
誰が支援すべきか	自立支援法では救えない。他の行政機関が行うべき。 児童期からの支援がしっかりしていなければならない。 昔は地域のおじさんおばさんの中で普通に見ていた。
親亡き後に備えていること	本人が高齢になってきていて、兄弟がいても支援は望めない。 65歳になったときの受け入れてくれる施設が必要。
その他	療育は支援者のエゴになりかねない。アセスメントしたからといってそれだけで判らない。 長年付き合ってみて初めて分かってくるものなので、自分の考えで終わってしまっただけではいけないので、色々な方の考えを聞いた上で支援のしかた、療育のしかたを考えるべき。 移行定員10人、利用者15人。B型定員20人、利用者40人（知3、精37）。

✿ 間取調査報告・東京都

1. 世田谷区立下馬福祉工房 世田谷区

事業所の特徴	手をつなぐ育成会が母体。建物は区の建物で、複数の法人の事業所がある。 就労移行支援は卒業生を受け入れるために行なっているが、現在1人のみ。利用者は行事のことしか話さないが、残業もしており、工賃は2万円程度。
事業所又は地域での取組の成功事例	住民の入れ替わりが激しく地域からの認知度はなかなか上がらないが、ボランティアセンターが1階にあるためそこを通じてボランティアが入ってくる。年間延べ750人のボランティアを受け入れしている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	事業所の利用者は主に知的で、自閉的傾向のある方も12～3人。比較的軽度。 世田谷区が在宅を出さないよう取り組んでおり、利用調整は区で行なっている。 希望の事業所に実習に入り、利用となるが、行動障害の強い人は就労系のサービスは第1～3希望全て断られることがあり、その場合は生活介護利用となる。 一般就労で失敗して引きこもるケースはたくさんあるが、その対応はまだ不十分。
相談支援	相談支援事業をやっている事業所がどこにあるか分からない。 相談支援をすることを前提で事業をしているが、人員的に相談専門のスタッフを配置するのは難しい。事業所には療育専門のスーパーバイザーが週に1回来て相談することができる。 相談は保護者の情報網や、ボランティアをしている知人の紹介などで事業所に直接持ち込まれている。
誰が支援すべきか	高機能自閉症の方は精神の手帳をとってサービスを受けるか、無認可の作業所に通っているケースが多い。現在ボラに来ている人の中には不登校や拒食症の人もいるが、利用者やスタッフに頼られ嬉しい様子。自分の生き方に自信が持てる支援が必要。
親亡き後に備えていること	入所や短期入所は空きがない。民間アパートを借りてGHを作ろうとしたが、アパートの住民の反対があって実現できなかった。小1のボラ（実際は遊んでいるだけ）も受け入れられているが、それを通じて周りの大人の理解が広がればいいので、誰でも歓迎している。 5万円の家賃補助の制度があるので、住まいの確保にうまく活用したい。
その他	事業所同士集まることもあるが、行政に振り回されすぎている。支援法について、制度論や経営論の話ばかりが盛り上がっているが、利用者の支援論についてもっと語りたい 自立支援協議会についても社会資源についてばかり焦点があてられがちで、利用者の発

達、
障害特性の理解、人間関係や病理面など、利用者について考慮しなければならないことを把握することが先ではないのか。

2. 上町福祉作業所 世田谷区

事業所の特徴	手をつなく育成会が母体。別の建物と一体管理で一つの事業所になっている。 利用者は19～60代で、主に知的。うつや自閉傾向の重複もあり。特別支援学校の卒業生や離職した人、在宅だった人など様々な人が通っている。
事業所又は地域での取組の成功事例	以前、野菜を仕入れて販売していたことがあり、近所の人買いに来ていたこともあって地域の理解は得られているが、現在は交流する機会はほとんどないのが現状。 近所のお祭りでは、授産品の販売などで関わりがある。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	作業所と合わず利用先を変えたい利用者がいても、特別支援学校の卒業生の利用が優先されるため、現在どこかを利用している人は後回しにされている。その間一時的にどこにも通えず在宅になってしまう人もいる。
相談支援	知的を主な対象者とした相談支援の事業所はほとんどない。あっても就労している人を対象としており、現在は利用先に直接相談することが多く、難しいケースは区で対応。 就労と生活面の全体的なサポートをしているところは不足している。ニーズも多すぎて広く浅くしか対応できないのが現状。
誰が支援すべきか	地域で暮らすためには、地域での理解者を増やすことが必要。
親亡き後に備えていること	GHなどの居住の整備は地域の反対でうまくいっていないので、理解を深めるための啓発活動が必要。 成年後見制度の活用。
その他	なかなか高い給料は支払えないので、特に非常勤の募集には全然反応がないのが悩み。

3. さら就労塾@ぼれぼれ（NPO法人さらプロジェクト） 世田谷区

事業所の特徴	知育・徳育・体育を柱に即戦力となる人材を輩出。 特に地域＝武器、徳育＝職場での人間関係を学ぶ意識改革＝戦い方、として訓練している。 カルチャー感覚で来る方はおことわりしている。
事業所又は地域での取組の成功事例	ここは仕事の場、という考え方を徹底して指導していくことで雑多なイメージが結びついてきて「おもしろい」という感情に変化していく。 場所と機材は区からの無償貸与（プロポーザル事業）。 都が窓口の「障害者就労委託訓練事業」として運営。手帳は条件ではない。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる	働きたいという意思がなければ続かない。本当に働きたいのかを確認してから指導。

方たちの実態	
相談支援	生活部分は他の団体・区が担うべき。 ここは仕事の場、うちは関係ない。 仕事仲間との仕事上のトラブルは相談に乗るが、私生活の友達や親との関係は介入しない。 カウンセラーは自分で探してもらっている。
誰が支援すべきか	民生委員や相談支援員がニーズをキャッチすべき。それが彼らの仕事。
親亡き後に備えていること	区の社会資源は豊かにあると思う。
その他	就労後問題をフォローする場が問題。

4. ワークイン関前 武蔵野市

事業所の特徴	法人内には就労支援の事業所が4ヶ所あり、利用者のレベルに合わせて事業所の調整を行っているので、作業内容はほとんど同じだが作業能率に差があるため、工賃の幅も大きい。 DMの封入・発送など。工賃月2万5千円程度。
事業所又は地域での取組の成功事例	近所の老人ホームの夏祭りに手伝いに行く程度で、地域との交流などは特にない。 近所から通っている利用者が多く、特別支援学校も近くにあるので、住民の理解はある。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	主に知的、自閉的傾向のある利用者もいるが、それほど傾向の強い利用者はいない。 ただし精神的には波があるので、事業所内での移動は頻繁。
相談支援	地域の中には役所にも相談に行かずに引きこもっているケースもあり、状況を把握した役所から相談が来ることもある。 就労に関しては、市主導の相談センターがあるが、本格的には機能しておらず、法人や市に直接相談されることが多い。 市外から転入する方については、市から受け入れの相談がある。
誰が支援すべきか	行政はもっと実態を自分の目で見たほうがいいと思う。 余暇活動の支援について、サービスの充実を図ってほしい。
親亡き後に備えていること	短期入所などを利用して、親子離れの練習をする。 GHは3つあり、1件家、アパートの2階、作業所の上に1つずつ。
その他	就労に来ているのに、どうして利用者負担が発生するのか。

5. 武蔵境ワーキングセンター（社会福祉法人武蔵野千川福祉会） 武蔵野市

事業所の特徴	昭和51年親が中心となって知的通所授産として開所。その方の能力にあった部門を区別してDMの帳合封入、封かん、ラベル貼り等の作業を行っている。養護学校卒業生の受け皿。 「在宅を作らない」を目標にしている。
事業所又は地域での取組の成功事例	高い工賃を目指し、機械を導入し、中間業者を通さず、元受から直接仕事を受けている。封入は1000万件/日。 工賃は現在40,000円だが50,000円を目指している。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	困難事例は流れてこないが、武蔵野東学園から毎年20人程度が卒業してくる。
相談支援	精神的に不安定なので医療機関を紹介してほしいとか、親のいない方の年金の申請などの相談が持ち込まれる。市役所や自立支援協議会の、「働く部会」や「生活部会」と連携している。
誰が支援すべきか	それぞれに専門機関があるので、分担するのがいい。 特に、知的と精神は一緒になりにくい。
親亡き後に備えていること	改修費など1/8の自己負担で都の補助を受けGHを運営。20人が暮らしている。公営団地や民間のアパートなどを改修して住めるように用意はしているが、親が動かない。 体験型生活寮も準備しているが使われないと家賃を法人で負担しなければならなくて大変。
その他	移行 登録 6人 B型定員 登録 15人

6. 武蔵野福祉作業所（社会福祉法人武蔵野） 武蔵野市

事業所の特徴	地域社会に役立つ、を基本理念に障害者向10事業、高齢者向9事業を展開している。自分たちの言葉でしゃべろう、と施設見学者への案内は当事者が行っている言葉のない方へは、絵や音楽のセラピー的な支援も行っている。
事業所又は地域での取組の成功事例	全国から集まってくる武蔵野東学園の卒業生が地元に戻らずそのまま居つくケースがあり、利用者は増えている 武蔵の野菜を使った弁当や総菜の冷凍技術による製造管理。 販売チャンネルの多様化が問題。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	知的を伴う方を診断できる精神科医がいない。育成が課題。
相談支援	そういう方たちは「寺男」や「丁稚」として昔からいた。 現在では区の人口13万人の中に110人いる民生委員や児童委員といわれる方たちが町の中で見守っている。

	地域格差がありすぎる。
誰が支援すべきか	18歳を過ぎたら成人。親の役割は終わっている。 親の人生観と地域や支援観が一緒になければならない。 育てるのは社会。
親亡き後に備えていること	本人主体をはっきりとさせたい。 親が子に依存しているケースもある。親は切っていく。 福祉の貧困が招いている結果だ。
その他	手帳をとらずにやってきて、つまづいてからあわてる。 身体は悉皆主義なのに、知的は申請主義だから把握しきれない。 家庭での基本的な生活態度を身につけさせる支援力が落ちてきている。

7. 練馬区立白百合福祉作業所（社会福祉法人練馬区社会福祉協議会） 練馬区

事業所の特徴	社会事業授産施設として設置。知的重度加算基準該当委託費で運営。 通所38人（GHは1人）。施設内での高齢化が進んでいる。
事業所又は地域での取組の成功事例	万年筆パッケージ、ボールペンの箱折り、チラシ封入などの作業を行っている。 工賃は平均9000円。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	なし。
相談支援	窓口は1本化したが、障害別に対応している。
誰が支援すべきか	国が法整備して1本化。市町村の実施。 3障がい是一緒になり得ない。
親亡き後に備えていること	成年後見制度。 社会資源の体験まではできるがそこから先は難しい。 親の意識も問題で、個人の領域への介入が難しい。
その他	B型 登録 38人。

8. ねりま作業所（社会福祉法人未来・ねりま） 練馬区

事業所の特徴	練馬区から28年前に1億円の無償貸与を受け設立。地域活動就労支援事業所協議会をと おし、ハローワーク、区の就労支援センター、同様の事業所との連携をとりながら作業所 のネットワークを組んでいる。知的の方が対象。
事業所又は地域での取組の成功事例	現在は、公園やマンション59棟の清掃作業、雑誌の付録詰め作業、箸袋入れ作業など を行っているほか、地域の方たちの集いの場として区民センター内に喫茶店を運営してい る。

	工賃は24000円～25000円。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	区内4地域で担当者から連絡があり一緒に取り組んでいる。 時間外の対応や、制度外の対応をしなければならないこともあるが、放ってはおけないので出向いて意向を聞きに行くようにしている。
相談支援	精神の方は、準備や実習を経てからでなければわからないことがあるので、対応は難しい。 本当にやっていくことができるのか、判断が難しい。
誰が支援すべきか	独断で判断はできないので、アドバイス程度はしながらつなげておく。 個別支援計画が大切。
親亡き後に備えていること	GHは必要との判断から、来年度には立ち上げる予定。 親はギリギリのところでは助けを求めてくる。就労と絡んで事前の意向調査も必要。
その他	ここは単なる就労場所ではない。生きる力を身につけていく場所である。

9. 特定非営利活動法人あかねの会 練馬区

事業所の特徴	養護学校卒業後の子どもの支援からはじまる。言語教室を区にお願いして300万のデイサービス助成金で。 特に音楽指導を通じて、毎年コンサートをやっている。
事業所又は地域での取組の成功事例	都営住宅を200万円で改修。年金で暮らせる（家賃40000円）寮を8か所運営。 これまでに100人が言語教室に通っている。 規則正しい生活・余暇の活用・早期の対応をとるため、寮に入ることを前提に、就労を継続させるための支援、を行っている。 毎年5人ほどが就労移行し、定着率は90%。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	他につないでいる。 3障害一緒にこだわる必要はない。 教育の受け方によって決定されてしまうのではないか。
相談支援	ネットワーク会議の場では話をするが、まとまりはない。 STEPという機関があって、支援会議がもたれる。 ケースが出てこない限り、かかわることはできない。
誰が支援すべきか	
親亡き後に備えていること	共依存（親の死に待ち）がある。 親が元気なうちにGHへ！！
その他	



＊ 聞取調査報告・神奈川県

1. つくし（社会福祉法人ともかわさき） 川崎市

事業所の特徴	B型2人（区が出たので）月水金1人・火木1人、生活介護48人。 B型の方には特に、仕事に取り組む「意識」をもってもらえるように支援している。 工賃は70円/日。
事業所又は地域での取組の成功事例	なし
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	意外と多くの人たちが「発掘」されてきている。 3障害一緒でもかまわないが、ご本人はそういう所は選ばないと思う。 重複の方もいるので、親と看護師と相談しながら。
相談支援	それぞれの役割が系統だててできるようになってきていると思うので、つなげていく広がりも見えてきている。 自立支援協議会も機能していると思う。 地域の不安があるので事前の説明や理解をもとめる活動が必要。
誰が支援すべきか	特定はできないが、その方に係わりのある所すべてで。 環境にもよるが、制度を利用できない方には、別の枠を設けて支援する方がいいと思う。
親亡き後に備えていること	現実の問題として実感はまだない。 GHの希望は多いが、今は手が回らない。
その他	

2. むぎの穂（社会福祉法人ともかわさき） 川崎市

事業所の特徴	B型2人、生活訓練22人。工賃32円/日。来る者拒まず。 ボールペン、マグネットの組み立て、賞味期限の切れた椎茸の仕分けなどの軽作業。
事業所又は地域での取組の成功事例	なし
引籠り・うつ・精	何もしていない。

神疾患といわれる方たちの実態	
相談支援	わからない。
誰が支援すべきか	家族ではない。ご近所さん。 制度があったとしてもすり抜けてしまう人はいるのだから、がっちりした制度である必要はない。
親亡き後に備えていること	大変な方はいるが福祉事務所や支援センターのワーカーさんと相談（役割分担）している。
その他	日々の行動の中で、目の前のことをこなすことで精いっぱい、何も考えられない。

3. 第1やまぶき（社会福祉法人ともかわさき） 川崎市

事業所の特徴	工賃は作業表（単価表）を用いた「出来高払い」制をとっている。 例ボールペンの組み立て0.7円。
事業所又は地域での取組の成功事例	出来高制を採用したことで興味を示しやる気を見せるようになってきている。 月に1回の個人面談では仕事を頑張りたいという希望があるが、応えきれていない。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	養護学校卒業後に昼夜が逆転した生活が続き、お母さんが困っている → 例えば、月に5日欠勤したときは家庭に強制的に介入します、という契約はどうか？ 虐待が疑われるケースでも介入できない。
相談支援	地域支援事業があるのでそちらで対応している。
誰が支援すべきか	一人一人と向き合うことのできる専門機関がほしい。 次のステップへ進む前の居場所を確保して総合的な支援をする。
親亡き後に備えていること	成年後見制度。 誰もがGHに入れるわけではない。GHが苦手な方や不向きな方もいる。
その他	うまくなじめない、キズを負っている、卑屈になった → 心のケア

4. セルプきたかせ 川崎市

事業所の特徴	前身は授産施設で、パンの店舗販売や外販、喫茶、クリーニングなどの活動をしている。 建物が保育園と併設されている。
事業所又は地域での取組の成功事例	保育園の洗濯物のクリーニングや、給食のパンを提供している。保育園に地域の方が通っていることもあり、地域からの理解は得られている。

引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	<p>一般校を卒業してくる方も多く、障害を持っているという自覚がないため、利用せずに制度</p> <p>外で実習という形で期間限定で通った後、在宅になってしまうケースはある。</p> <p>また、本人の能力が高いと、「親に利用料の負担をさせられないので、利用しない」と本人からの申し出で利用しないこともある。</p>
相談支援	<p>施設に併設されている相談支援事業所は、ほとんどが法人の利用者からの相談であり、その対応だけで精いっぱいなのが現状。地域生活支援センターや他の相談事業との連携はあり、相互に相談することができている。身体障害者から利用についての相談も来るが、就労を想定しているので、自力で通えれば受け入れを行なっている。</p>
誰が支援すべきか	<p>外国では社会生活上の制限を受ける人は障害者と認定されており、流暢に外国語でスピーチできるほど高機能の人もある。国が責任を持ってみるべき。</p>
親亡き後に備えていること	<p>GHを考えているが、利用者が夜に飲みに出かけてもいいと言ってくれるような、度量のある人に世話人になってほしい。</p>
その他	<p>就労できなかった人は働く上での課題がある人が来ており2年で解決できないこともある。</p> <p>就職したい人はいるが、働く場の環境整備が不十分。</p> <p>18～20歳の間は年金が保障されないのに、その年齢の人たちに利用者負担が発生するのは理解できない。</p>

5. 障害者支援施設（通所）みやうち 川崎市

事業所の特徴	<p>高齢者施設と併設の施設。</p> <p>利用者の区分1, 2の利用者がいなくなったため、今年度で就労継続Bを廃止予定。</p>
事業所又は地域での取組の成功事例	<p>近所の公園の落ち葉清掃を行なっていたが、利用者の重度化と新体系移行後にスタッフが不足気味なこともあり、現在は難しくなった。地域の空き缶回収や、近所の会社からケーキ箱組立の下請けを受けられたが、利用者の大声などで近隣から苦情があり、屋外活動が制限されている。</p>
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	<p>作業工程を細かく分けて、多くの利用者が何らかの作業ができるように配慮している。</p> <p>自閉傾向の人は部屋を分け、一つの部屋で一日を過ごすようにしたところ、落ち着いて過ごしている様子。</p>
相談支援	<p>自分の施設の窓口的な役割となっている</p> <p>利用者の多くは他の相談支援センターにも登録しているので、センターとの相談は有り。他のセンターからの利用に関する相談はきている。</p>
誰が支援すべきか	<p>直接支援は施設で行なうが、サービスを決めるのは行政。利用者にあったサービスをしっかり作ってほしい。</p>
親亡き後に備えていること	<p>支援センターを中心に、後見人の利用をすすめる。</p> <p>入所やGHの空きがないことが課題。</p>

その他	給付費が安く、重度の利用者も多くなってきているので、現在の職員配置では利用者を外に出すことができない。
-----	---

6. 川崎市わーくす大師 川崎市

事業所の特徴	電機連合が母体で障害のある方の企業就労の支援とその後のフォローを行なっている。就労継続Bには離職後、再就職の自信がない人が通っている。
事業所又は地域での取組の成功事例	ハローワークとの連携や障害者の雇用をしてくれる企業の開拓に取り組み、これまで約460人を一般就労させている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	法人内に相談支援の事業所があるので、直接の相談はこない。 養護学校やフリースクール在学中に実習を通して利用となったり、福祉事務所や発達障害支援センター、地域の相談支援センターからの紹介で利用となるケースが多い。 基本的には服薬管理等できていて、一般就労に向かえる人が通っているが、中には生活面の問題で在宅や医療に戻ってしまう人もいる。
相談支援	他の相談支援とも連携をとれている。自立支援協議会でも研修会などで定期的に顔を合わす機会がある。 法人内の相談支援は一般就労した人の相談が多い。日常生活のトラブルについては自分のところだけで解決しようとせず、医療機関などの本来支援すべきところと連携して解決を図っている。
誰が支援すべきか	一般就労ができていてしっかり年収がもらえるレベルの人は、福祉サービスではなく主治医と相談すべき。診断を受けていてアルバイトなどできるレベルで一般就労を希望する人は、就労支援サービスを受ければよい。本人に困り感がなければそれでいいのではない。
親亡き後に備えていること	生保をとること。住居の確保。後見人制度の利用。 単身生活を希望するなら、生保があればヘルパーなどを利用しながら生活するのは難しくないと思う。
その他	

7. 多摩川あゆ工房 川崎市

事業所の特徴	小規模作業所から移行した事業所。焼き菓子の製造・販売やDM封入などの下請け、リサイクル作業などを行なっている。就労移行支援については、これらに加え職場実習や面接の同行、就労後のアフターフォローなどを行なっている。
事業所又は地域での取組の成功事例	以前からレスパイトで居宅介護や移動支援を行なっていた。現在も、施設入所しているが週末自宅に戻る方はヘルプを使えないので、レスパイトで支援している。 民生委員の研修会などに施設の一角を貸し出すことがあったり、区役所ロビーで月に1回地域の施設を紹介するコーナーがある。

引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	広い場所で大人数になると落ち着いて作業できない人には、衝立で区切った中で作業することと落ち着いている。また、性的犯罪を犯した利用者なども個別対応で受け入れしており、できる限りの受け入れは行なっている。 定員まで利用者を受け入れているので、実習でしか利用者の受け入れができていない。
相談支援	利用者の相談については、生活支援センターに相談している。相談支援の連携はあり。
誰が支援すべきか	事業所や就労援助センターで、支援職員の連絡会や実習先の紹介などを積極的に行なう。生活面については生活支援センターで関わる。
親亡き後に備えていること	生活ホームへの体験入居をすすめている。 成年後見制度の活用、研修会には保護者にも参加してもらえるよう計画する。
その他	旧体系の際にはあった事務職員などの人件費を、給付費では賄えないので事業所で持ち出ししている。 法人で療育支援の事業を行っており、療育面で各機関との連携あり。

8. かながわ地域活動ホームほのぼの（社会福祉法人若竹大寿会） 横浜市

事業所の特徴	同じ場所で、同じメンバーで、週5日会っていることは正しいことなのか？ 大きな失敗を恐れているのはいいことなのか？の視点で支援している。
事業所又は地域での取組の成功事例	
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	神奈川には精神科の病院が多く退院して地域に移行してくる方が多い地域的な特色がある。 ケアマネの家庭訪問で見つけられてきた方たちの中には半年～1年で社会に復帰するケースもある。家族にとっては大きな傷だという認識があり、あきらめから引籠ってしまう。家族に合わせた支援と、特に精神の方にはナイトケアが必要。 知識や学問だけでは乗り越えることのできない領域。
相談支援	
誰が支援すべきか	環境整備が大切。自分のものにしていく支援。失敗の体験は生きる幅を広げる。支援したからには、その方の生活が変わらなければならない。主体性の目覚め。
親亡き後に備えていること	やってもらうことはやってもらい、達成感を味わうこと。所得補償は必要。
その他	職員について＝「今日も変わりありませんでした」という報告はダメ。その方を見る視点によって観察結果も変わってくるはずだから、自分は働いているのか働かされているのかを常に考え、今の現実満足することなく想像力を働かせて支援してほしい。 利用者を戦力にしてはいけない。 どんなに重度の方でも、生きていくためにはお金がかかる。

9. ぽこ・あ・ぽこ（社会福祉法人神奈川福祉センター） 横浜市

事業所の特徴	労働組合の障害福祉活動から生まれた。特例子会社、企業開拓などにより働くための育成支援を行っている。企業の求める質の高さを保ち一般就労に向けた取り組みが行われている。 /td>
事業所又は地域での取組の成功事例	事業所パンフレット参照
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	
相談支援	就労に係わる生活の支援は行っているが、その他の制度やサービスに関することは専門の相談機関に任せている。 これまでににかかわった500人のファイルがある。
誰が支援すべきか	就職を目的にするのであれば、福祉施設で、手帳をとって。 制度として整っていればよいが、誰がどう判断するのが問題。
親亡き後に備えていること	GHをすすめている。体験入居なども必要。 GHを勧める際は、必ず区のケースワーカーにも同席してもらい、単独では行っていない。
その他	自立することは、なるべく多くの人に依存することである。（抱え込まない）

10. いそご地域活動ホームいぶき（社会福祉法人光友会） 横浜市

事業所の特徴	市の委託事業。 月～金 8：30～17：30 ※緊急時は365日24時間対応
事業所又は地域での取組の成功事例	
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	ニート・引籠りの就労を考える講演会などをおして啓発活動は行っているが、具体的な相談はない。相談先一覧を配布している。 就労に向けてソーシャルスキルを学べる場があるといい。医師の診断も必要。 区の保健師を含め、トータルでの支援を行っていくべきだと思う。
相談支援	現状では発達障害者の相談のニーズがない。 学齢期の子どもの場合は、手帳の有無を確認してから相談を受けている。児相や市教委、区の総合支援センターと連携している。障害を診断できる医者がいない。

誰が支援すべきか	具体的な障害の程度だけではなく、その方の「困ってる感」の大きさによる。 本人のスキルアップと理解者を増やすことの2本立てで支援していくべき。 情報の管理は親が行い、関係機関が継続して支援できる体制をとることが望ましい。
親亡き後に備えていること	本人を理解している人をたくさん配し、死んだ親の思いを伝え、フェイドアウトしていく。
その他	タネ（本人）と土壌（家庭）の関係。 手帳は目的ではない。レッテルを貼るだけではだれも取ろうとしない。その方が生きていくために必要な手段であることを理解させる。 今できるところから少しずつやっていけばいい。

11. P W L 就労移行センターワークステーションP W L (N P O 法人 P W L) 横浜市

事業所の特徴	中学を卒業したのちにドロップアウトし生きがいを失ったまま放置されていた方たちの援助を目的に元中学校特殊学級担任等により組織。余暇 (play) と労働 (work) と教育 (learn) を柱に、スポーツにも力を入れ (体力・忍耐力・チームワーク養成) ている。
事業所又は地域での取組の成功事例	G H 1 3 か所 6 5 人。1 5 歳から認定区分を受け自立支援法の制度を使っている。 日本健育高等学院を設置運営し通信制高校の単位取得で高卒の資格を取ることができる。 1・2年生＝自立訓練、3年生＝就労移行支援
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	家庭環境＋2次障害などの組み合わせで発生する。 在籍65人中、何らかの薬を服んでいる方は15人。月に1回医師が検診に来る。
相談支援	就労以外の相談業務を行っている。
誰が支援すべきか	ケースにもよるがその方をよく理解し、具体的支援とコーディネートする力を持つ人が、重ねて支援していくことのできる環境を整え、集団で支援していくことで一人一人に対する個人の関わり方が薄まる＝支援しやすくなる。
親亡き後に備えていること	G H を整備しシステムは既に作ってある。余暇支援が問題。
その他	(有)お弁当を立ち上げ「本物」を提供している。A型6人に支援員2人で年商3000万円。

12. 第2かたるべ社 (社会福祉法人かたるべ社) 横浜市

事業所の特徴	障害のある現理事が障害があっても働くことのできる場の確保に向けて設立。ファイザー製薬雇用。 生活と就労の両輪支援。G H 7 か所。4 3 人。
	就労支援に力点を置いており、就職後のアフターに期限を設けていない。定期的に様子を

事業所又は地域での取組の成功事例	見に行っているために、何か問題が起きていてもその場で解決できている。制度外のサービスであるため、スタッフへの負担が増えてきている。 つながりを断ってしまうと支援が難しくなる。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	親御さんとの関係が問題。 問題はそれぞれに同じものではなく、対応のマニュアルがない。
相談支援	横浜市の17区の社会福祉法人に相談支援が置かれている。 連携はまだなく、仲間作りからはじめたばかりなので、よくわからない。
誰が支援すべきか	本来は地域のケースワーカーの仕事だと思うが、実際には彼らには無理だと思う。 支援は一つの独立した事業として成立していることが望ましいと思う。 自立支援協議会がもう少し機能してくれたらいいと思う。事業所間の利害関係がネック。
親亡き後に備えていること	成年後見。 親がいなくて兄や叔父が財産を管理しているケースがあるが、問題もある。
その他	社会に送り出した分だけ、また新たに利用者を入れなければならないが、それが難しい。

13. 障害者就労支援事業所 アルカヌエバ 横浜市

事業所の特徴	母体は星槎グループ。利用者はグループ内のフリースクールの出身者が中心で、その他に一般企業を離職した人もいる。
事業所又は地域での取組の成功事例	星槎グループで使用する封筒・名刺・会報などの印刷の他に、4台の自販機の管理を行っており、地域の住民が買ってくれている。また、自販機に入れる飲料の管理会社の紹介で、DMの封入・発送の仕事を受託できた。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	自力で通えることを前提にすべての種別の利用者を受け入れているが、今のところ障害の違いによる大きなトラブルはない。 体力的・精神的な問題で休む人もいるし、保護者が過保護すぎて本人ができることを保護者がさせようとしないケースもあるので、保護者の理解がもっと必要。
相談支援	学校・事業所とのネットワークはできている。
誰が支援すべきか	生活の中でちょっと困った時にアドバイスをくれたり、就労後に出てくる飲み会などの余暇活動に関する部分の金銭管理、人間関係作りの支援などの仕組み作りをしてほしい。 横浜市はIQ90まで療育手帳が発行されるので他の自治体よりはサービスを受けやすい。
親亡き後に備えていること	GHを利用するとしても、いきなり知らない人同士での生活ではなく、家族ぐるみで入れるようなGHなど、ゆるやかに支援していきたい。 余暇活動の充実のための支援。
その他	いい人材を集めるための経済的余裕がない。

14. 第三空とぶくじら社 パン工房ヴェスタ 横浜市

事業所の特徴	商店街の中にあり、パン作り、店舗販売、注文販売、外での営業販売を行なっている。利用者だけで就学前の療育施設にも販売に行っている。
事業所又は地域での取組の成功事例	近所の高齢者施設の給食に使ってもらったり区役所医療センターなどに販売に行っている。 店舗に買いに来る客の口コミで来てくれる人も多い。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	最初はゆったり作業をしていたので落ち着かない人もいたが、就労に重点が置かれ、売上アップのために忙しくなると、作業をしないで2階に逃げる利用者はスタッフが関わってくれなくなり、徐々に一緒に作業をするようになった。
相談支援	法人でも受託している事業所があり、学校やCWと連携して相談支援を行なっている。相談があると、法人内の事業所で解決してしまう場合が多く、外部との連携はまだ不十分。 在宅にいる利用者についてはCWや区役所等との話の中で、少し情報が入ってくる程度で、把握はできていない。
誰が支援すべきか	行政と地域、両方の支援が必要だと思うが、具体的には分からない。
親亡き後に備えていること	若いうちにGHの体験事業や短期入所などを使い、親離れの体験をしておく。
その他	区分判定で生活介護を利用できない人がいるから就労継続Bを選択したが、就労継続支援を利用しているからと言って、就労に向かっていける人ばかりといえそうではない。就労と生活の中間的なケアができるサービスが欲しい。

15. ピアジョブサポート 横浜市

事業所の特徴	母体は介護保険の特例子会社。 当事者が当事者の就労のために必要なITスキルやマナーのサポート、一般就労できた方のフォローアップを行なっている。
事業所又は地域での取組の成功事例	企業と直接交渉したり人材紹介業と連携をとって現場実習から一般就労へ結びつけている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	職場内に休職から復帰してこない精神障害の職員がいるケースが多く、精神の人は身体や知的の人に比べてなかなか採用してもらえない傾向にある。
相談支援	行政のCWやリハビリセンター、知人の紹介で利用となるケースが多いが、新しい事業所なので、認知度は低い。 身体だけの事業所は少なく、知的の人の中に紛れて活動していると、せっかく持っている

	スキルを活かせないことが多い。
誰が支援すべきか	自立支援センターで相談にのってくれている。外に出るのが難しいなら在宅の仕事もある。 幼少のころから支援を受けられることが大切なので、教員の学習する機会を作る。 障害の自己覚知、できる能力をアピールできる場所を作り、周りの理解を得ることが必要。
親亡き後に備えていること	親が亡くなる前に自立した生活が送れるようになることを支援している。 健康管理、金銭管理。後見人を立てておくこと。 職場も生活共同体なので、生活面も意識して取り組みたい。
その他	企業の中には、ジョブコーチが入ることを望まない企業もあるので、休職中の精神の方が就労移行支援を使えるようにしてほしい。

16. 花みずき 横浜市

事業所の特徴	入所施設に併設されている相談支援事業所。 国の指定は受けているが、横浜市は独自の仕組みがあるため、サービス費の請求はない。
事業所又は地域での取組の成功事例	自立生活のアシスタント。 開設当時には、理事長自ら地域の住民に説明に周ったこともあり、地域の理解は得ている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	横浜市には7か所就労支援センターがあり、それぞれ主とする障害に特化している。 手帳を持っていない発達障害の方についてはリハビリセンターで就労移行支援をしている。
相談支援	施設併設型の相談支援事業所であるため、事業所の利用希望についての相談が主。 地域活動ホームの相談支援からの相談もきており、相互の連携は取れている。
誰が支援すべきか	一時ケア(地域生活支援事業)は障害種別に厳しくないで利用はできると思うが、専門的なサービスは受けられない。自立生活アシスタント(市独自事業)が発達障がいの方も利用できるよになれば、一人暮らしも可能ではないか。
親亡き後に備えていること	後見制度のあっせんや顧問弁護士による学習会。 生活保護の人は、横浜市から56,000円の補助を受けられるので、一人暮らしを希望する人に活用できそう。
その他	就学前の検診で発達疑われる児童のうち、IQ90までで手帳を発行していても手帳を取得できない児童が半数以上いるので、支援の必要とする人は地域にたくさんいる。

17. 鶴見福祉授産所 横浜市

事業所の特徴	横浜市が運営している事業所。ボールペンの組立の下請けなどを行なっているが、ほとんどが単発の仕事であるため、仕事の依頼がない時は事業所周辺の清掃作業や、就労へ向けて模擬面接や履歴書の作成などを行なっている。
--------	--

事業所又は地域での取組の成功事例	<p>下請けなどをさせてくれる企業の開拓は市の障害福祉部でしているので、事業所との直接の連携はない。</p> <p>地域の人とは近隣の清掃作業や、防災訓練などで顔を合わせる程度。</p>
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	<p>心身の調子を崩してしまい長期に渡り利用を休む利用者もいる。保護者と連絡を取り、今後についての相談をしている。</p> <p>区役所のサービス課を通して、新規利用者が紹介されてくる。</p>
相談支援	<p>就労センターに、企業実習時の企業との連絡調整をお願いしている。</p> <p>利用者からの相談は、サービス課で聞いている様子。</p>
誰が支援すべきか	<p>本人に選択の自由はあるが、保護者の考え方に左右されがち。保護者は今まで長く使っていた所を引き続き利用したい様子。</p>
親亡き後に備えていること	<p>GHについては市でも40か所増設予定。</p> <p>若いうちから親元を離れる訓練として、短期入所などを活用する。</p>
その他	<p>民間の施設は、単価が日額になったことによる減算を埋めるために毎月23日いっぱいまで開所しているところもある。</p> <p>人件費をきちんと確保できる程度の単価は必要。</p>

✿ 間取調査報告・千葉県

1. えるワーク（NPO法人千楽chi-raku） 市川市

事業所の特徴	一般の民家（理事の家10万円／月）を活用し多機能型の事業所として運営。 えるは得る。仕事を得るの意味。 手帳は必須ではなく、認定調査を受け、市の受給者証があればOK。
事業所又は地域での取組の成功事例	社会人として必要な行動・知識を学び、求人誌の見方や履歴書の書き方、郵便物の分けの練習、パソコンの練習などその方の希望に沿ってカリキュラムを組み就労に向けた勉強をしている。内職をすれば工賃が払えることは分かっているが、それよりもキチンと就職したほうがいいという判断から、内職などは行っていない。したがって工賃も発生していない。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	精神の方が増えてきている。ひとつのところだけではなかなか満足ができず、他の事業所と並行して利用されている方もいるので連携をとっている。
相談支援	就労と生活についての相談は受けているが、家庭内での問題が多く介入できない。親と話して欲しい、という相談もあり一人暮らしさせたいが難しい。こういう場合、ケース会議を開いているが、本当に困難なケースほどそのあとのフォローができていない。
誰が支援すべきか	身近な人がはじめに対応し、情報の提供をした上で連携、という流れがいいのではないかと。 地域の理解者の存在も必要なので、近所への説明会もあるといい。
親亡き後に備えていること	できることを少しずつ身につけられるように活動している。 経験を積むことが大切。
その他	移8人（知2人、精6人）

2. ぴっころ（社会福祉法人いちばん星） 市川市

事業所の特徴	市川市の市立図書館内にある喫茶店。地域のなかで多くの市民と直接顔を合わせられる環境にある。
	市川市手をつなぐ親の会が運営していた市立図書館内の喫茶店を、移譲してもらった。

事業所又は地域での取組の成功事例	管理・運営・接客・調理・片づけ・洗いをやっている。 週に1回店内で市民参加型のコンサートを実施。好評を得ている。 工賃は30000円～50000円。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	他の精神の事業所から、実習や居場所として使わせてほしいというニーズはあるが、長続きしていない。
相談支援	電話相談など相談を受ける場所は用意されているが、知られていなかったり、敷居が高かったりするので、入口を多く、見つけやすくすることが大切。 ※市の委託先で中核支援を行っている「がじゅまる」というところがある。
誰が支援すべきか	家族や友人など身近な人の協力（外につなげる役目）が必要。
親亡き後に備えていること	親を亡くされた方がいるが（兄弟が面倒をみると）事前に十分話し合っていたので問題ない。
その他	B6人（知）

3. 第2レンコンの家（社会福祉法人市川レンコンの会） 市川市

事業所の特徴	一人暮らしの障がい者を支援するために立ち上げたボランティア団体が前身。 GH4か所14人。
事業所又は地域での取組の成功事例	下請け作業としてスポットやタレビンのバリ取りなどを行っている。 一般就労していたが挫折してきたという就労経験のある方が多いが、ここのほうがいい、という声もある。 工賃は10000円～20000円
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	（逆説的にいうならば）こういうところがあるために（家族が依存してしまって）本人の能力の芽を摘んでしまっている。 引籠りの方には、メンタル的なケアが必要。
相談支援	家族に問題がある場合が多く、意見を言うことはできてもそれ以上の介入ができない。 県の委託を受けた中核地域生活支援センター「がじゃまる」があり、紹介されてくる。 行徳のNPO法人「ニュースタート事務局」が引籠りを対象とした支援をしている。
誰が支援すべきか	そもそも定義が定かではない。手帳をもたない人をどう支援すべきか？
親亡き後に備えていること	住まいと日中活動の場としてのGHだと思うが、借りるまでの苦労や、世話人の問題など、借りるまでの苦労がある。
その他	

4. 市川市障害者地域生活支援センター（市川市福祉部就労支援係） 市川市

事業所の特徴	国の障害者プラン事業の一環として位置づけられた相談支援事業所。
事業所又は地域での取組の成功事例	行政的な対応はしていない。引越しの手伝いや掃除なども時間外で行っている。 夜間の問題行動（消防車を何度も呼ぶ）にも対応した。 予算措置がつけば、民間でも対応できる、ということで実施を検討中。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	高次脳機能障害で10数年歩けないでいるにもかかわらず、歩けるようになって仕事をしたいという希望をもつ方がいたり、物忘れの激しい方に対してボードに次の目標を貼って確認することでできるようになり、本人に自信が生まれたり父母の励ましで前向きな考えを得ることができて将来を考えるきっかけづくりになっている例がある。モデル事業として行ってきた例。月に1回ケース会議を開催している。ただし誰にでもあてはまるものではない。
相談支援	家族は施設入所を望んでいるのに、本人は出たいと思っている。 高次脳機能障害：行き場がない、交通手段がない、手帳は精神だが身体で対応している。 身体：身体の養護学校がなかったから、日中活動の場がない、送迎ができない。 近隣とトラブル：ヘルパーからの報告、消防自動車を何度も呼ぶ
誰が支援すべきか	使える制度の中でしか支援できない。
親亡き後に備えていること	自立支援協議会の「居住部会」で話し合われている。 知的の方にはGHやCHを、精神の方は一人暮らし、身体の方はGH的なものもあるが、アパートでも可とする方もいる。
その他	必要に迫られてから対応するので余裕がない。行き当たりばったりの支援体制から、しっかりとケアマネジメントしてその方のライフサイクルを支えていかなければならない。 この場合、ケアマネの自己評価の視点も大事。 統一したシートの活用が望ましい。

5. ほっとハート相談支援事業所（NPO法人ほっとハート） 市川市

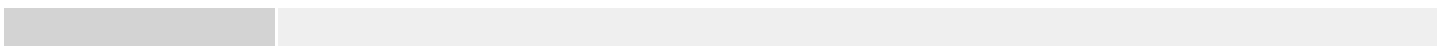
事業所の特徴	1995年「市川の精神保健を考える会」が前身。小規模作業所からはじまったが、GHの必要性を意識し、完全個室、ワンルーム型、4か所を設置している。
事業所又は地域での取組の成功事例	市やNPO、社会福祉協議会などで構成するケアマネジメントに関する調査研究事業（精神の方で一人暮らしを希望される方の生活実態を見ながらサービスを提供するモデル事業）を行っている。※生活訓練650単位。訪問190単位（週2回が限度）。 モチベーションのある方や能力のある方、50～60代の方の行き場ない。 訓練的なところには向かない。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	精神の方は「でて来られる方」と「でて来られない方」に分かれる。 「就業・生活支援センター」が圏域にはあるが、市川市にはない。身近なところで敷居の低いところがあるといい。
	制度の中でのサービス利用計画を立てているが、8500円の対象にならないサービスが

相談支援	多いのでアウトリーチで対応している。補助金があれば問題なくカバーできる。行き場を作っても、その方に合わなければ意味がないし足りないことには変わりがない。 ※中核地域生活支援センター「がじゅまる」047-300-9500
誰が支援すべきか	インフォーマルなサービス。
親亡き後に備えていること	そうなる前に一歩踏み出しましょうと常に言ってきている。家族会で話し合われる苦労話もいいが、使えるものは使ってください、頼ってください、と言ってきている。偏見や差別との戦いも必要。
その他	個人の力量に頼っていると、〇〇さんはやってくれたのに〇〇さんはやってくれないという不満が出てくる。互助会的ボランティアが辞めた時には、サービスの質の引き継ぎがされない。障害者だけに、何故行き場を作らなければならないのか？ だったら、誰でも相談できるところでいいのではないか。 マスの部と個の部。

6. いちかわ若者サポートステーション（NPO法人ニュースタート事務局） 市川市

事業所の特徴	全国77か所ある事業所の1つ。障害の有無は関係なく支援。その方をそのままそういう方として受け入れる。
事業所又は地域での取組の成功事例	自分で何とかしようという気持ちをもつことができるように支援している。共同生活寮7か所80人を支援して（保護者から支援金としてお金をもらって）いる。相手との距離をつかむ、多様な人たちとの出会い、デコボコ感があっても認め合うなどから 本人の気づきを促すことで、問題を抱えていても生きていける、ということがわかる。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	手帳の活かし方を知らない。 本人の意思だけでは自立できないので保護者から支援金を貰って「親が決めたことだから」と無理やり本人を納得させている。※親に責任を取らせることで「親が逃げ出さない」ように仕向けている。 大事なものを学んできていない。
相談支援	役割分担させることで責任感や達成感を経験してもらう。
誰が支援すべきか	あまり深刻に考えると壺にはまってしまう。どう生きていくかと就労は別問題。人にはそれぞれ役割がある。専門家が連携していけばいい。
親亡き後に備えていること	いろいろな方たちが混在していない世界がおかしい。 若者が福祉に頼る国はおかしい。
その他	

7. オリーブハウス（社会福祉法人オリーブの樹） 千葉市



事業所の特徴	地域で暮らしたいという筋ジスの方3人が淑徳大学のボランティアの支援24時間を受け自立生活をはじめたのが前身。そこに行き場のない方たちが集まり始め、就労のニーズが生まれてきたため活動を分離させて作業所を立ち上げ支援者を増やしなが現在に至っている。
事業所又は地域での取組の成功事例	就労移行支援は就労させることが目的、実績となるのだからそのことを優先させるべき。相談支援まで行くと片手間になるし、いまは手が回らない 工賃は移行12000円、B型時給370～400円。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	把握はしていない。 利用者は知的・身体の手帳保持者を対象にしている。精神との重複のある方は7人。 自分の気の向いた時にしかこない方への対応では、現在支援体制がとれておらず、声かけ程度で終わっている。今後はスタッフに専門の資格を取得してもらい、キーパーソンとして育成していく。
相談支援	千葉市の施設長会（育成会）の「デイさくさべ」が困難ケースの窓口になっており、ネットワーク作りを行っている。 市内に50か所ほどある作業所が身近な相談機関として機能すればいい。
誰が支援すべきか	自傷行為など（アブナイ方）を抱えるリスクを一施設に押し付けるのではなく、行政が主導して困難事例に対応できる場を作ってほしい。
親亡き後に備えていること	GHやCHを地域の中に増やしていきたいが単価が問題。人員基準を満たせない。 行政が問題として認めるならキチンとした戦略（問題点の整理と手当）をするべき。 公営住宅の転用は市が認めない。トップの考え方次第で地域格差が生まれている。
その他	移35人、A20人。

8. 畑町ガーデン（社会福祉法人齊信会） 千葉市

事業所の特徴	ドラッグストアー千葉薬品経営者が引退を機に赤字だった県設置の通勤寮を引受け、経営者の視点で特例子会社を設立。独自の福祉観で運営。隣接の国有地を取得して移行支援開始。 どうしたら就労させられるか？という理想と、どう多機能化させられるか？を考えている。
事業所又は地域での取組の成功事例	ないものねだりをしても仕方ない。あるものをどう有効に使うかが問題。 事業の内容は公開している。利用者からの寄付は求めず公的費用ですべて運営している。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	新法旧法がまだ混在するなかで、選択を迷っている。
相談支援	シェルター機能を持たない相談支援事業者や自立支援協議会からの連絡があり、相談は増えてきているので、短期入所との組み合わせによる支援を行っている。離れ感覚で若いうちから他人とかかわる体験を積むことができている。

	いま、この時に、どう一晩過ごすか、という緊急の要請に応えるための制度がほしい。
誰が支援すべきか	今ある制度にどう乗せるかが問題なので、網に引っ掛けるしかない。 今の生活を変えたくない、認めたくない、という方にどう認めてもらうか。その様な居場所をどう提供（演出）できるのかが問われている。
親亡き後に備えていること	生活を急に代えることは困難なので、早期の対応が必要。 本人の希望を優先させたアパート形式のようなGHの設置予定があるが、世話人や管理者の雇用が難しい現実もある。
その他	区分2以上の方でB型にいたが就労には向かなかったので再判定をしてもらい3になった。 障がい者が迷わない店作りを目指している。それはそのまま誰もが迷わない店になるはず。 困っていることが認めてもらえないもどかしさを抱えているのが発達障がい者。

9. コスモス（社会福祉法人つどいコスモス） 千葉市

事業所の特徴	千葉市のワークホーム制度を活用した小規模通所授産施設が前身。NPOでGHを立ち上げた後社会福祉法人。NPOは存続。障害者だからと言って甘えは許されない。自分たちの努力の前に補助金ありきはない。企業からの献金は甘受している。
事業所又は地域での取組の成功事例	放送大学の売店の運営を行っている。日配品や伊藤園と直取引の飲料等の手数料10～15%。 工賃は2～7万円。施設長の講演のときには利用者を帯同し受付をしてもらうことで、講師謝金を利用者の工賃に繰り入れている。実習費も本人に渡している。 就労した方へのフォローは、定着支援を行いながら、それとは別にも訪問している。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	あきらめを強いられている。 サインを読みとる力が必要。
相談支援	親と一緒に来てみてもまず別室で本人の希望を確認する。その後実習を経て、受け入れする。 親の過小評価、又は過大評価を指摘し、受容と共通理解を求めている。 朝礼のたびに自己を表現することができるように「できません」「わかりません」と言うように伝えている。そのことで我慢しなくてもいいという安心感が生まれて生き生きとした表情になってきている。
誰が支援すべきか	地域が育つこと。その方が必要で役に立って認められること。 地域の理解は得られているので、この地域の商店全てから採用を！を目指している。
親亡き後に備えていること	地域の熟成。
	本人たちだけで開催する「コスモス会議」があり、報告書も自分たちで作成提言してくる。 かなり無茶な意見もあるが、とにかくほめて存在を認めている。

その他	<p>近隣に、実習に行く前の支援を行っているNPO法人キャリアセンター（藤尾代表）があるのでぜひ紹介したい。</p> <p>移行12人（知のみ）、B型19人（知14、精2、身3）</p>
-----	---

10. 千葉障害者就業支援キャリアセンター（NPO法人ワークス未来千葉） 千葉市

事業所の特徴	<p>県・市委託事業。3か月～1年で就労を目指す。生活習慣（（1）自力通勤、（2）同意、（3）触法行為がないこと）の確立。過去5年間の定着率70%</p> <p>※コスモス江國さんからの紹介。</p>
事業所又は地域での取組の成功事例	<p>循環させる仕組みがない中で無理に就労に出すことに抵抗がある。十分に社会性を身につけることが先。時間はかかるが就労していく仲間を見て自分がやる気を出してくるのを待つ。養護学校で培われてくるべき経験値が不足している。限界を知ることが必要。</p>
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	<p>支援しようとする作業所の熱い思いもわかるが、色々な方の手を借りる方法も教えていかなければならない。余計な支援は本人の力をそいでいる。</p> <p>地域移行（いったんは出る）という強制力はある。やってみてから再構築すればいい。</p> <p>療育手帳には「真に手帳を必要とする者」とあって、働く上でサポートを必要としている方を対象としている。※雇用率の算定に使われているだけ。</p>
相談支援	<p>発達障害の診断がはっきりしていない中、そのくくりをどこに置くのかが問題。</p> <p>地域の受け皿がない。</p> <p>知識も必要だが知識が先行してしまう怖さもある。AさんはAさん。存在全体を認める。</p>
誰が支援すべきか	<p>大抵の障害は何らかの物理的支援でカバーできるが、コミュニケーションスキルは難しい。</p> <p>支援者の「力」が強くても困る。</p> <p>地域の資源としてセンター的なものがあればいい。</p>
親亡き後に備えていること	<p>就労というキーワードで地域意見交換会を開催していて、垣根をなくし、共通の言葉で話してできる環境を作ってきている。「Aさんがね」{ああ、Aさんね}という共通認識のある会話。コーディネーターが法人から分離していない。</p>
その他	<p>県立養護流山高等学園は1学年60人定員から120人に増やしている。</p> <p>精神保健福祉手帳も雇用率の算定に用いられるようになったのも大きい。</p> <p>自立支援協議会は員数合わせ。機能していない。</p> <p>児童の延長線上に就労がある。そのために必要なことを継続していく。</p> <p>相手を批判することから入ったら、話が前に進まない。</p>

＊ 間取調査報告・茨城県

1. 茨城県発達障害者支援センター（社会福祉法人梅の里） 茨城県

事業所の特徴	知的入所授産施設が前身。県委託（県内1か所）。 普及・啓発活動に力を入れている。相談件数1600件/年。
事業所又は地域での取組の成功事例	TEACHを取り入れた療育支援を行っている。 療育支援については学校の先生の意識の高まりがあり、特別支援学校がセンター的役割を果たしてきている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	診断希望あり → 職業センター(※)で能力評価 → 具体的目標 診断希望なし → 能力のある方(一般枠のみを探している) → 付添 → 自身の特性をどう伝えるかが難しい。前向きな方には可能だが、後ろ向きな方には様子を見て時間をかけている。 失敗させる経験も必要だと思っている → そこから気づくことの意味
相談支援	卒後の進路の相談が多い。 本人が明確にしたい(手帳をもつ)のか、一般で行きたいのか(不得意なところの支援)に分かれるが情報が得られていない。一般枠を考慮しつつ、障害者の枠も視野に入れていく。 5~6人のを1グループにして3グループの当事者会を開いている。女性だけの会も開いたが、好評なのでこの後も開催したい。
誰が支援すべきか	相談支援事業者が普及啓発活動をして誤解を解く。距離的に全県をカバーできない。市町村行政も一緒に行動をとりたいがまだ全てではない。 /td>
親亡き後に備えていること	
その他	

2. スペース・ドリーム（社会福祉法人木犀会） 水戸市

事業所の特徴	老人介護事業所が母体。親の会からの要請で知的デイサービスを開始。 タオルたたみ、ボールペンのボディ検品、リサイクルなどの軽作業。 工賃月1000~10000円。
--------	--

事業所又は地域での取組の成功事例	高次脳機能障害が専門の施設からCHに5人きている。突然切れるので医療大の心療内科医に嘱託医としてきてもらい、職員指導をしてもらっている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	高次脳機能障害の方は突然切れるので、知的の方とは作業は一緒にさせられない。食事時間を調整して別々にとっている。・こういうところにしか来れない自分が嫌だ・認めてほしい・結婚したい・もう一度教壇に立ちたい・もう一度運転したいなどの希望があるが難しい。
相談支援	GH3か所18人、CH2か所16人がいる。 出なさいと言っても受け皿がないのであれば自分たちで作っていくしかない。手帳は手段であって問題の本質は違う。だとしたらどうすればよいのか？
誰が支援すべきか	今はまだ、どんな輪の中でもいいから行くところがあればいい。まだまだ浅い。第一歩をでたばかり。 実例の積み重ね。
親亡き後に備えていること	彼らは確実に成長しているということを知らせて共通の支援をしなければならない。
その他	彼らがもしキッチンと自分の意志や希望を話すことができたとしたらどんなことを言うのだろうかということを考えてみる。 失敗させたがらないのは支援者の都合だと思う。 移行定員25人、利用者22人。

3. もちの木作業所（社会福祉法人木犀会） 水戸市

事業所の特徴	老人介護事業所が母体。親の会からの要請で知的デイサービスを開始。 廃油を使いリサイクル石鹸を作っているほか農業班を設けニラを作りJAに出荷している。 工賃月10000円。
事業所又は地域での取組の成功事例	社会参加を促す支援よりも先に、スタッフの育成や共通理解と認識を構築することに時間を取っている。 利用者はいくらでもいる（コロニーから大量に出てきている）。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	時間は特に設けずその都度の対応。働く喜びがあればいい。
相談支援	無理に就労させると負荷での傷を負って帰ってくるだけ。 療育は利用者のニーズに合わせて考えることが大前提なのであって、強要すべきではない。 ただし、有効な場合もある。
誰が支援すべきか	家族が専門家なのだから、家族を含めた専門家がキッチンとすべき。

親亡き後に備えていること	
その他	重度の方が多いのでゆったりのんびりと作業をしていた。 移行定員29人、利用者22人。

4. ユーアイキッチン（社会福祉法人ユーアイ村） 水戸市

事業所の特徴	知的小規模通所授産が前身。県福社会館内で弁当と総菜店運営。売上14～15万円／日。 工賃月40000円。目標45000円。 勢いがある。
事業所又は地域での取組の成功事例	精神の作業所が作ったパンを受け入れて販売している。連携。 マナー研修に力を入れて、挨拶、生活習慣、遅刻、欠勤など職場としての最低のルールは守ってもらえるよう支援している（なので週1回という勤務は認めていない）。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	能力が高い分ねじ曲がっているのでカウンセリングによる改善を目指している。 スタッフに共有してもらうのは情報。それがあれば対応は個別でもいい。 アイドルにあこがれて自分の存在を混同してしまうように、知的障害者は他人と比べなければ自分の存在が理解できないので、自分が何者なのか、自己の確立ができる支援に気を使っている。
相談支援	個別支援計画は、利用者本人が目標を立てたものを一覧にしている、それに応える支援を行なっている。この時、目標が無茶であってもその課題を否定せずレベルを下げることで支援している。その目標が無理か無理じゃないかを判断するのはあくまでも本人。自分で意識しなければ確立はない。 目的に沿って、目標を明確にする。
誰が支援すべきか	自分たちで理解できることが理想なので、ここでは「みんなと一緒に弁当を作ること」とおして、失敗したり叱られたりして、「自分で気づく」ことを行っている。
親亡き後に備えていること	親戚の中をたらいまわしにされるのが嫌だから自分で生きる力を身につけて行きたい、と言った利用者がある。
その他	弁当の質を担保するために、調理のプロを雇っているが、専門になればなるほど連携（障がい者と一緒に作業すること）が難しい。テリトリーを守りつつ、役割分担と連携（//）を調整するのが自分の役目だと思っている。また、作業はできるできないではなく、やりたいかやりたくないかが判断基準になる。そこのバランスが崩れるとおしまい。 移行定員20人、利用者17人。

5. NPO法人ボイス社 水戸市

事業所の特徴	養護学校卒業後の「社会人養成学校」として、自分で生きていく力をつけて一般就労を目指す、ことを目的に親たちが設立。これまでに6人がユニクロなどに就職している。
--------	--

	<p>工賃は年功序列。～23000円。冬30000円、夏20000円のボーナス。</p>
<p>事業所又は地域での取組の成功事例</p>	<p>農作業をとおして支援していて、「トマピー」という新種のピーマンを開発。生産に力を入れている</p> <p>能力が高くて社会性が身についていなければ、就労しても「かわいがって」もらえないので、そこに力を入れて支援している。就職後も休日には必ず遊びに来る子もいて、レクリエーションなどの誘いをかけている。彼らには横のつながりがないので必要な支援。</p>
<p>引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態</p>	<p>本人に悪気はないのだが、協調性がなく、場をわきまえない。</p> <p>成人してからでは遅すぎるので、小さいころからのケアが大切。</p> <p>そういう風に認めて来なかった子と、認めてきた親の子はその後が違う。</p>
<p>相談支援</p>	<p>問い合わせがあれば市へ、就労の場合は支援センターにつないでいる。</p>
<p>誰が支援すべきか</p>	<p>これと決めつけることはできないが、かかわった方がまず支援すべき。</p>
<p>親亡き後に備えていること</p>	<p>深くは考えていない。ぼちぼち考えて行く。</p> <p>親のいる間は親が支援すればいい。障害者だからと言って今からライトを当てなくても最終的に自立できればいい。支援されて自立していく力がつけばいい。</p>
<p>その他</p>	<p>利用の仕方は色々あっていいので入る前に話し合って週1回の通勤でもOKにしている。</p> <p>支援する側が「人」とつながっていることも大切。</p> <p>移行定員12人、利用者11人。B型定員10人、利用者14人。</p>

＊ 間取調査報告・埼玉県

1. さいたま市北区障害者生活支援センターベルベッキオ（医療法人大社会） さいたま市

事業所の特徴	スタッフは久喜市すずのき病院の社員。行政からの委託を受けて開始した生活支援センターが前身。地活では内職（ブッカー、音の出る本の解体など）を行っている。就労へ向けてのステップの場。
事業所又は地域での取組の成功事例	GHを3棟持っているが、人員基準や予算の関係から解体の方向で検討している。そもそもGHではやはり「一生の居場所になってしまう」という懸念。法人の理念(※)に照らしてもそうすべき、という判断。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	精神の方は、自分の本音を語れない、勝手に行動する、コロコロ変わる、振り返っての反省次の行動に生かせないなどの傾向がある。言って聞かせても無理なので、自分で気づかせる意外に社会復帰の道はない。失敗させることも必要。こちらがルールに乗せてしまって失失敗したときは「あなたがこう言ったからじゃないですか」と責任をおしつけられて終わってしまう。
相談支援	登録者数170人。電話相談(10～15分以内)20件/日。来所50～60件/月。相談はできるだけ「出て」来てほしいので来所をお願いしているが、訪問するときには必要に応じて2人1組で行っている。担当制を敷いていて、井戸端会議的に、日に4～5回行っている。対人関係や、つい働きすぎてしまってしまうなど働きながら悩みを抱えている方多い。うつの方は自分は障害者だとは思っていないので相談には来ない
誰が支援すべきか	うつの方には、こう生きればもっと働きやすくて楽になるよ、という予防活動や啓蒙が必要だが、人やモノが不足している。事例を積み重ねて基盤整備をしていかなければならない。 ゲートキーパー（お？と気づいてつなげていく人）を増やすことが大切。
親亡き後に備えていること	から外れることがゴール。 自立支援法の質はいいが、サービスの量が不足している。
その他	サービス調整会議（ケースに対してかかわっている方、ニーズの掘起し、関係者の召集、など）が第1次相談窓口で、コーディネーター会議を経て、自立支援協議会につなぐ、という組織ができてきている。また、担当者の意識レベルによって利用者に影響がある。地域への啓蒙啓発活動で障害にスポットを当てるのは間違い。それでは自分とは違う人なんだという再認識になり引いてしまう。自分と同じなんだと知ってもらって啓蒙啓発が必要。

2. 多機能型事業所大宮ゆめの園（社会福祉法人ハッピーネット） さいたま市

事業所の特徴	老人ホームが前身。障害の種類・軽重を問わない一環性のあるライフステージの提供を目指して同一敷地内に7ブロック5グループの活動の場がある。ビルメンテ、ベッドメイク、配膳など。 工賃月15000円～20000円。ボーナスあり。
事業所又は地域での取組の成功事例	家族の意向もあり、就労を希望する方を止めるものではないが、ここで就労してもらっている。パン焼きは400～500個/日。お中元やお歳暮に使ってもらっている。 隣接する特養老人ホームでの配ぜんやベッドメイクでは軽度の障害者と高齢者はいい関係性が築けている。 ※重度の方同志は無理。 ヘルパー2級講座を主催しているのでチャレンジさせている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	通所では日割りになるので経営ベースで考えると支援できない。 支援するには高いスキルが求められる。退院促進事業は仕組み作りにすぎない。
相談支援	ネットワークのつくり方など、圏域での包括と地域の役割を明確にして即応性を求めたい。 全て解決してほしいとは言わないが、調整紹介してくれると対応が可能。 地域コーディネイトが機能するとよい。
誰が支援すべきか	情報の開示とインセンティブ。 地域資源の有効配分。
親亡き後に備えていること	2025年問題を考えると障害者の（老人介護施設への）入所も視野に入れていかなければならない。事業所がすべてカバーできない。
その他	事業団系の天下りがあったところなど、そもそもの成り立ちが違っていて地域格差には大きなものがある。 給付型では数値化せざるを得ないが、担当したケアマネによって格差が生じている。 ※回答者は渡島コロニーに7年間勤務していた方。 移行定員25人、利用者25人。

3. 就労継続支援施設のびろ作業所（社会福祉法人まりも会） さいたま市

事業所の特徴	社会福祉事業法の社会事業授産施設が前身。親の世話にはならない、を理念に自分たちで稼いで金を出し合い、預かったからには墓場までを合言葉に活動してきた。下請け作業550万円/年。 工賃は能力に応じて20～100%。
事業所又は地域で	S53年自分たちで2800万円貯めてGHを作った。その後街頭募金や古紙の回収をはじめ、S60年からは古紙回収システム(※)を作り、多い年で年間1000万円、計1億

の取組の成功事例	7千万円を貯めて現在の事業所と向かいにあるGHを建設した。 古紙回収は毎日2人で日中2000件をまわっている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	
相談支援	婦女暴行、窃盗、万引きを繰り返している方がいる。警察に何度も捕まってその都度反省しているが、また繰り返してしまう。今回は起訴されて禁固6ヶ月執行猶予3カ月の判決を受け、さすがにおとなしくしている。
誰が支援すべきか	NPOなど関わり合いをもった人が支援の必要性を訴えていくべき。 公はやらないのだから、気づいた人が社会問題化させていくべきだ。
親亡き後に備えていること	生活の場の確保が私たちの出発点。親や家族に迷惑をかけないで生きていこうと10人が集まった。30過ぎて親の世話にはなりたくない。
その他	

4. 障害者支援施設しびらき（社会福祉法人邑元会ゆうげんかい）さいたま市

事業所の特徴	高齢者福祉施設が前身。開所するにあたって地域の不安感を取り除くため内覧会を土日に3回行った。消しゴムの袋入れ、履歴書の袋入れ、クッキー作りなど。 工賃月10000円
事業所又は地域での取組の成功事例	就労が全てではない。特養での掃除機かけをとおして利用者の目の色が変わってきている。 特養はあちこちにあるので、部屋のごみ回収や、体操を一緒にやるなど、彼らの出番はまだまだある。市の公園の清掃作業も週に3か所3回行っている。 環境のなかで周りに引きずられて本人が変わってきている。 ※職員は変わってないけどね。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	通ってきていた作業所に来なくなり、家の中にバリアードを作ってもってしまった例。せめて週に1回でも出てきてもらい、徐々にその回数を増やしていく支援をしたいが、利用者も多く集めなければ運営でいなので大変な思いをしている。 長野県では収入の不足分を補助していたので交渉して2年かかってやっと認めてもらえた。 居宅サービスの利用が増えているが、こういう方は大勢の中での支援は向かない。
相談支援	障害者支援センターが各区に設置されている。 家族は疲弊しきっている。
誰が支援すべきか	スタッフには余裕がない。
親亡き後に備えていること	まわりの理解者をいかに増やしていくかにかかっている。 そのため法人内で特養を作ってしまった。

その他	
-----	--

5. どうかん（社会福祉法人ささの会） さいたま市

事業所の特徴	育成会が中心になってH17年設置の知的入所更生。できたとたんに移行。障害の種別・軽重・年齢ともに幅広く「残っていた」方たちが集まっている。軽作業を中心に行っている。
事業所又は地域での取組の成功事例	基本方針 → 障害程度区分で暮らす場所が決まるのはおかしい！ → 制度に合わせるのではなく、利用者を中心にした支援を → 暮らす場所、働く場所を決めるのは利用者 → どうかんで暮らしたい人はどうかんで暮らす、どうかんを出て地域で暮らしたい人は地域で暮らす
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	
相談支援	以下全て計画書参考
誰が支援すべきか	
親亡き後に備えていること	
その他	自立支援法は制度設計が甘いのでどのようにでも解釈が可能な部分をうまく利用する。

6. さいたま市桜区障害者生活支援センターさくらとぴあ（社会福祉法人邑元会） さいたま市

事業所の特徴	さいたま市10区14か所設置の相談支援事業所のうちのひとつ。さいたまコーディネーター連絡会を2か月に1回開催。
事業所又は地域での取組の成功事例	コーディネーター連絡会では3つのワーキンググループ（（1）調査研究＝困難事例の検討、（2）教育研修＝ケースカンファレンスや公開講座、（3）広報委員会＝法律相談やパンフ作成）を作り連携して自立支援協議会につないでいる。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	6～7割が軽重を含む精神。そのうち2割が手帳をもたないが福祉サービスを望んで手帳をもつ方はほとんどいない。お金を稼ぎたいがどうしたらいいかという単純な相談。
相談支援	クローズでいて働きづらくなってから相談に来る。 児相から18歳になったからと言っていきなりまわされてくるケースがある。 今まで何をしていたのか！ と思う。 ※療育の必要性は認めているが、現状では週1回の療育指導が精いっぱい。家庭では好き勝手にふるまっているのだから意味がない。

誰が支援すべきか	施設はもう限界にきているのだから地域で支えなければならないのだが、都会では人間性が失われていて（地域が死んでいて）、そうなった場合は「困う」しかない。入所は必要悪。 ※GHは家賃が高く4人埋まっていないと経営できない。いつか心もくじけてしまう。
親亡き後に備えていること	支援センター単独では無理。地域で支えたい。 成年後見もなり手がいない。同居の兄から搾取されているが、同居では犯罪にならないと言われた。
その他	

7. 所沢しあわせの里（社会福祉法人安心会） 所沢市

事業所の特徴	特養施設、身体デイが前身。18年の3障害統合から精神の方の利用が増え、現在は1/3が精神。
事業所又は地域での取組の成功事例	ピアカウンセリングを週1回（参加1～2人）実施。月に2回は精神病院へ場所を移動して（参加6～7人）実施している。 この中から相談につながってくる方が増えてきており、居住サポートや福祉用具などの福祉サービスの利用の仕方や、退院後の一人暮らし支援やアパート探しなど生活面での困りごとに関する支援も増えてきている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	包括支援センターや社協からの通報があるが、家族が介入を望んでいないなどの壁もある。 精神の方の困りごととはそれぞれに違っている。その様に自分の障がいを抱えてストレスの中で生きていくことへの支援が望まれている。 所沢でも3障害+社協が一体となって支援していく拠点的な場所の設置を検討している。 ※その他に入間市や東松山市の例もある。
相談支援	もともと行き場所や相談をする場所もなかった人たちがいた。
誰が支援すべきか	地域（民生委員、自治会、市など）とのつながりを持ち、相談支援につなげていく。 高齢者については進んでいるのに、障がい者の分野では遅れている。
親亡き後に備えていること	相談支援を活用して一緒に考えていきたい。 GHはそう増えていくとは思えないので、成年後見などの体制を整えれば可能だと思う。
その他	

8. さぼっと（社会福祉法人藤の実会） 所沢市

事業所の特徴	埼玉県からの受託事業。 知的者入所通所が前身。
	社会のルールを学んだり、手帳で使えるサービスについてなどのマナー教室を開いてい

事業所又は地域での取組の成功事例	<p>る。</p> <p>履歴書の書き方も学んでいる。</p> <p>それぞれの目的・目標・個性を見て、敢えてそれぞれの苦手な課題を設定してチャレンジするように支援している。</p> <p>短期入所を利用して(6床)受入、昼夜逆転の改善をしている。市には緊急避難の場がない。</p>
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	<p>5年引きこもっていた方のケースでは、やはりもともと発達障害があったにもかかわらず、小中高と普通に卒業し、社会に出て不安感を感じ相談にきた。その間家族からいわれのない非難を受けており、ウィークリーマンションを用意し、親から引き離れた。</p> <p>このようなケースは増えてきている。共通するのは外に出たいのに自信がないという不安な態度が見て取れること。</p>
相談支援	<p>ケースバイケースだが手帳がとれると思う方はとれるように、ダメな人には病院で診断書を書いてもらい、職業リハビリテーションセンターを利用。支援が必要な方は受けられる。</p> <p>診断で支援の幅が広がるので医療の面も大切。ここを起点に外に出る事ができるし、出す。</p> <p>往診してくれる医者があるのでその医者に自宅に来てもらって診断を受けることもできる。</p> <p>可能な限り知恵を働かせて社会資源と連携し活用する。</p>
誰が支援すべきか	<p>福祉の枠で考えなければ資源はいくらでもある（アブナイ資源もあるが）ので現存するのは何でも使う。相談できる場所はGHの近くでみんなが自由に出入りできるようなプチ支援センター的なたまり場がいい。</p>
親亡き後に備えていること	<p>自立訓練のため市の建物を活用したGH体験入居を行っている。集団の力もあなどれない。</p> <p>※子ども支援部＝一貫した情報の管理</p>
その他	<p>生活課題と就労課題はつながっているので分けられない。生活課題はひとつひとつ解決していく。彼等はそれなりの能力を持っている。社会への不適応が問題なのでその克服を狙う。</p> <p>マネジメントについては支援計画の中に「自分がどうぞくか？」の視点を持たなければならない。プロとしてどう生きていくかが問われている。保護者の教育も必要。</p> <p>市内26か所の学童クラブを巡回して思うのは「気づいていない子」が多いこと。</p>

9. 国立身体障害者リハビリテーションセンター 所沢市

事業所の特徴	<p>現在、国のモデル事業として就労移行支援を行っている。</p>
事業所又は地域での取組の成功事例	<p>子どもの早期発見はかなり進んできているが、成人期についてははじまったばかり。</p> <p>2か月に1回程度の事例検討会で病例を積み重ねていくことで生活課題解決の解決を図っていくしかないのではないか。</p> <p>※地域格差のモデル事業としては東松山、滋賀、北九州などで行われている。</p>

引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	まだまだ顕在化してきていない。2次障害から精神疾患に陥る。 生活のリズムや、例えば通うところなど、個別性があり数値化しにくい。 診断だけについてそのあとはどうするのか？
相談支援	手帳が必須であり、現行の制度の中で当事者のニーズにあったサービスをうまく使えるように支援することが責務。3障害別の視点で。 支援する側の専門性が問題。+インセンティブ。 当事者のニーズをデータにする → 数値化（難しい） 現場がどう読み取るか？ にかかっている。
誰が支援すべきか	そのときのキーパーソン。 障害特性を知ったうえでの対応が必要。その人の困りごととは環境によって変わる。 生活モデルでは数値化できない → だからなおさら細やかな対応が求められる。
親亡き後に備えていること	この障害が、というのではなく、「Aさんの生活課題」と捉える。
その他	

10.

事業所の特徴	
事業所又は地域での取組の成功事例	
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	
相談支援	
誰が支援すべきか	
親亡き後に備えていること	
その他	

＊ 間取調査報告・群馬県

1. さわらび療育園相談支援センター（社会福祉法人榛桐会） 高崎市

事業所の特徴	<p>結核療養所が前身。S40キリスト教の精神のもと充実した医療育成及び教育を提供。重症心身障害児施設。利用者103人。内成年後見制度利用者98人。スタッフ120人。</p> <p>毎年死亡入所で2人程が新しく入ってくる。入所待ちの方が66人(短期入所登録者)いる。</p>
事業所又は地域での取組の成功事例	<p>成年後見制度はさわらび学園の診断書があれば裁判所は本人確認のみで承認を出している。</p> <p>保護者の会が中心となってその活動を続けてきた。診断料5,000円 手数料5,000円のみ。</p> <p>※本人が希望しない場合は無理。なので発達障害者には適応しにくい。</p> <p>※しかし、発達障害者にこそ必要な制度だと思う。</p>
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	<p>成年後見制度の利用者のみ把握している。</p> <p>専門分野ではないのでわからない。</p>
相談支援	<p>重度以外の方の相談には乗れないので、他の専門機関に行くように勧めている。</p> <p>手帳の申請からはじめるしかない。</p>
誰が支援すべきか	<p>各分野の協力体制、ネットワークが必要。</p>
親亡き後に備えていること	<p>手帳の申請からはじめるしかない。</p> <p>成年後見制度を利用することで、親の気持ちにケリがつく。</p>
その他	<p>群馬県の制度「マザー&チャイルド」＝親子で一緒に療育見学の場に来て体験するなかで、わが子の「通常とはちょっと違う点」の認識をもってもらう親への「気づかせ」の場</p> <p>我が子の障害を認めない親への制度。</p>

＊ 間取調査報告・富山県

1. 報恩の家（NPO法人愛和報恩会） 富山市

事業所の特徴	北海道銀山学園で支援院をしていた理事長が、国の金は当てにならないと自ら生産した農作物を漬物にしたり瓶詰にするなどの食品加工の有限会社から起こしたNPO法人。設立以前から常に地域の方（200戸）に相談し、地域の方と共に歩んできている。
事業所又は地域での取組の成功事例	A型は12月に取ったばかり、B型18人、移行支援4人（食堂と水田）の22人。工賃は時給B型222円、移行+111円～150円。月35000円～36000円。山間地の活性化を目指す市の「ふるさとづくり協議会」に参加要請され、山野草と花畑による丘陵地帯の造成構想に向けて活動をはじめたばかり。どんな方でも引き受けてきたので、県内各地から問い合わせがある。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	精神の方からも問い合わせが増えてきている。 地域移行に当たっては週に1回位から徐々に増やしていくGHの体験利用をすすめている。 食費以外はすべて無料でやっているの、運営が大変だが、本人のやる気を引き出すため、それが使命と思っている。
相談支援	情報は少ないが、自閉症、アスペルガー、発達障害という難しいケースがまわってくる。現在引きこもっている方のケースでは、お金をポストに入れるだけでとにかく生きていくことだけを確認している。遠くから見守るしかない。
誰が支援すべきか	上の例は全関係機関が関わって行ったがどこも動けなかった。というより動かなかった。連携は役に立たない。個人的な、魅力のある人がやるしかない。
親亡き後に備えていること	ここに来たからには親はいないと思え（ずっとここにいろという意味ではない）と、親を思う気持ちを大切にしながら自分で稼いで食べて行くんだ、ということを常に教えている。 制度は関係なく、あれば使えばいい。
その他	コミュニケーション障害や働けないでいる方の支援をするほうが、社会に出ることより先。 マナー教育は必要だと思う。 根っこを抑えればつながっていく。 とことん一緒に泥まみれになって働いてくれる人がいればいい。

2. JOBにながわ（社会福祉法人けやき苑） 富山市

事業所の特徴	会福祉協議会系。市内3か所の公共施設の清掃作業、印刷の下請け、鱒ずし用のおしぼり爪楊枝・割りばしをセット（1000セット500円）などの作業。
事業所又は地域での取組の成功事例	ダスキンに清掃のノウハウを教えてもらって清掃作業を行っている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	ない。主たる対象を知的としている。
相談支援	相談支援できるような受け皿（体制）が整っていないので、できない。 しかし、今後指定は受け（事業を拡張し）たい。
誰が支援すべきか	そういう方が来ればわかるが、来ないとわからない。
親亡き後に備えていること	保護者会からのニーズがあるのでGHをはじめたいと思っているが忙しくて手が回らない。 職員に無理をさせられない。 年金と工賃で生活できるようになればいいと思う。
その他	

3. おわらの里（社会福祉法人フォーレスト八尾会） 富山市

事業所の特徴	入所施設経験者3人で地域福祉を目指し無認可作業所からスタート。当初から3障害一緒。 秩父園での研修に参加し「気づきのない自分」を自覚し保守的な世界からの脱却を誓った。
事業所又は地域での取組の成功事例	地域の歴史的産業「養蚕」に目をつけ、桑畑を再生しさまざまな関連製品を作っている。 製品は安心安全なもので、しかも高いクオリティをもつ。 製薬会社と提携している。 スタッフの一人は富山国際大学講師。現場実習をとおしていろいろな方を巻き込んでいる。 学生にはボランティアではなく共同作業者としてかかわってもらっている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	うつ2人、引籠り1人、アスペルガー1人がいるがそれぞれに知的能力は最高に高い。 だが、それが問題で、社会生活が営めない。 3障害一緒は無理という声もあるが、中には、「（いろいろな障害をもつ人たちが集まっているウチのようなところに来てみて）ここがいい！」と言った精神の方もいる。
相談支援	いきなり高いところを目指すのではなく次のステップに行くことの声かけを行っている。 どこに相談に行ったらいいのかわからない、という声があり、こういう方は行ける所は全てまわっている。

	身近のところで、敷居の低いところがたくさんあるほうが良い。場所探しに応えるべき。
誰が支援すべきか	できること探しがキーワード。それぞれができることを補い合えばいい。 支援する側のフォローする言葉一つで、仲間から認められる存在になることができる。
親亡き後に備えていること	川の淵に何回立ったことか、という親の不安感が先行している。 安心して生活できる場の設置が必要。共同生活への援助が必要。 65歳以上の方が地域で生活できる場も必要。
その他	高卒後B型に行けないという、進路の押し付けはおかしい！ 365日休みなしでスタッフの人件費も出せない。笑って仕事ができなくなってきた。

✿ 間取調査報告・福井県

1. 福井県発達障害児者支援センタースクラム福井 (社会福祉法人ウエルビーイングつるが) 敦賀市

事業所の特徴	福井県の委託により県内全域を3事業所でカバー。 特別支援教育がはじまり、ニーズは少なくなっている。
事業所又は地域での取組の成功事例	ネットワークが各市に広がってきている。 地域によって格差がある。大野市は進んでいるが、敦賀市は遅れている。 大野市は距離的に近い滋賀県の取り組みを参考にしている。歴史性。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	引籠りは親と相談している。行き場の不足が問題 → きっかけづくり → 本人のモチベーションを判断 → プログラム化 → チェック表でマニュアル化 → 支援者の統一。 通える場所があるといい。
相談支援	継続だけはできるようにしている。制度がなくてもいいのでは? と思うこともあるが、情熱だけは伝えている。診断が下りた場合は治らないのでサポートの在り方を一緒に考える。 アウトソーシングが増えればいい。外資系の仕事などは内向けなので日本の文化(集団)になじまない人には有効。引きこもりは社会的構造が生み出した結果。
誰が支援すべきか	ケース会議をとおしたきっかけづくり。どう支えるかの積み重ね。 小さい時からレッテルを貼るのではなく「支援すべき人」というとらえ方が必要。 教育なのか福祉なのかこれから見ていかなければならない。
親亡き後に備えていること	親と一緒に考えていく場、ピアカウンセリング、本当に信頼できる人の存在。 研修を受けた「ペアレントメンター」がいい。 個別支援計画は有効。もっと生き生きできる積み重ね。
その他	子どもは伸びる存在だという確信。 父親の役割が大切。

2. 福井事業所(社会福祉法人コミュニティネットワークふくい) 福井市

事業所の特徴	園芸用品、クリーニングなどの作業のほか、施設内に「おいCネット」という食道を設け、お弁当の配達を行っている。市役所や県庁などが主な得意先。
--------	---

事業所又は地域での取組の成功事例	施設内見学のみ
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	
相談支援	
誰が支援すべきか	
親亡き後に備えていること	
その他	

3. 就労支援センターすだち（社会福祉法人すいせんの里） 福井市

事業所の特徴	知的入所更生施設が前身。周辺地域住民の「追い出し」の中、苦勞して開所。大阪、滋賀、京都など県外からの利用者が多い。保育所のおやつ作り（ドーナッツ）やパンの販売、軽トラに機械を積んで焼き芋の販売などを行っている。工賃は3000円程度。
事業所又は地域での取組の成功事例	ニーズにあった作業を目指している。 焼かない陶芸で個展を開催。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	養護学校時代は優等生だった子が、自宅でDVや自傷などを繰り返し引籠っていたが、職員との交換日記をとおし、半年後に戦略を立てて介入。1日で立ち直った例がある。 誰か一人（キーパーソン）との信頼関係ができた時に点が一気に線になる。 ポイント・タイミング・カンが大切。言葉だけのかかわりは時間がたっても解決しない。
相談支援	関係機関が相互に情報と支援を共有していくことで、解決した例がある。
誰が支援すべきか	情報の途切れがないように（どんな人とかがわって生きてきたのか）。 自分の力で生きていくことができるように、細かな支援の積み重ねが大切。
親亡き後に備えていること	親の同意を得ておくこと。
その他	

4. 相談支援事業所「あゆみ」（社会福祉法人高志福祉会） 福井市

事業所の特徴	福井市内7か所の精神小規模作業所が順次法人化していった流れの中で立ち上がった法人
--------	--

事業所又は地域での取組の成功事例	段ボール回収、空き缶回収、公園の掃除など地域交流を行っている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	これまでは精神の方を中心に支援してきたので、知的の方が入ってくると戸惑ってしまう。 精神の方たちも落ち着きをなくしたりする。 自閉症の方を受け入れたことがあるが、扱い方がわからず、結局お断りしてしまった。
相談支援	これまでは活動センター内の小さな部門であったが、相談支援という看板を掲げることができたことで、情報が入りやすくなった。地域移行促進事業を行っており、関係機関との連携がとれるようになってきている。手帳の存在を知らない人がまだまだ多くいる。 いきなり地域に出ることは難しい。いきなり移行できるわけがない。それなりの「場所」が訓練の場として必要。単にお金がほしいだけなのか仕事をしたいのかによって対応が違う。
誰が支援すべきか	引籠りに対しては、ホットサポートという制度がある。 学校にいるうちは介入できない現実。 入院中にも介入できない現実がある。
親亡き後に備えていること	家族がまだ元気なうちに、本人を家族から離して、色々な経験や体験を積ませる。
その他	報告書などの事務仕事が負担。 認定調査が負担。 個別支援計画によってアセスメントなどで家庭に訪問できるようになったのは良かった。

5. 食の工房やわらぎ（社会福祉法人六条厚生会） 福井市

事業所の特徴	H15、補助金だけに頼らない自立の道を目指して法人化。就労の場として品質を追求した製品作りに努めている。配食サービス。700食/日。 生活のリズムと体力。支援計画。→「立ち上がってきたね」という評価。
事業所又は地域での取組の成功事例	2年計画のうち、1年目でターンさせている。 高賃金は目覚めを引き起こし、成功者が1人でも出ると全体の雰囲気が変わってくる。 集中力を養い、一生懸命働くことで薬に頼らない睡眠が得られる。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	お母さんや家族、支援センターからのSOSがないとわからない。
相談支援	外部からの相談はほとんどないが、面接時に「あなたはなぜここを選んだのか？」と聞くと障害をオープンにして働ける、医師の診断が受けられる、お互いがカウンセリングしているなどの声があり、集団精神療法としてネットワークができていることがわかる。
誰が支援すべきか	ジョブコーチのレベルアップ。※利用者のニーズとの時間のズレが生じている。

親亡き後に備えていること	社会的支援は必要。 その人なりの基本的な生きていく力がついていれば、その人なりの生き方はできる。
その他	

6. 丹南事業所（社会福祉法人コミュニティネットワークふくい） 福井市

事業所の特徴	就労と雇用の機会創出を目的にしている。
事業所又は地域での取組の成功事例	コンビニ経営。公営住宅の指定管理。丸岡南中学校の学校給食（対面で提供）。 など、横のつながりの支援。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	とりあえず外に出てみよう、というはじめの一歩。 ホームヘルプサービスが有効。
相談支援	施設から社会に出されてしまうことへの不安や不満が大きく存在している。 ここに居続けることがなぜできないのか？ という不安。
誰が支援すべきか	母親と一緒に銭湯へ行っていたが、大きくなったので女湯には入れなくなった → 銭湯に来るおじいちゃんに見てもらえばいい という発想。
親亡き後に備えていること	地域の資源を活用して地域で生きていく。 GHの整備と維持管理。
その他	ジョブコーチ3カ月支援計画～延長する 14,200円/日。

7. つくしの家（社会福祉法人若狭つくし会） 小浜市

事業所の特徴	4支庁1市3町の精神の施設7か所がH17年に移行。 老健施設の個人の洗たくを請け負って行うことで高収入を得ている。
事業所又は地域での取組の成功事例	地域との交流がある。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	混じっている。 Dr. がどう判定を下しているかわからないかで見られる。 引籠っていた方を3か月かけて引出し、その後変化して就労に結び付いた。
相談支援	相談に来ても、その後の受け皿がなければならない。 母も支援しなければならない対象である。 自立支援協議会が機能すること。
	分野がわからない。

誰が支援すべきか	試行錯誤しながら3ヶ月は見ていられると思うが、それ以上は無理。 昔は集団が支えていた。
親亡き後に備えていること	相談がない。 これからニーズが多くなっていくだろう。
その他	就労に対する十分な所得補償。

＊ 間取調査報告・愛知県

1. 指定就労継続支援施設ネリネ（NPO法人バウムカウンセリングルーム） 名古屋市

事業所の特徴	<p>共同生活をとおとしての自立支援を行っている。</p> <p>引籠りやDVなど家族からのSOSに24時間対応している。スタッフ12人。</p> <p>障がいとして認定されることのメリットを伝えるようにし、研修会を頻繁に開催している。</p>
事業所又は地域での取組の成功事例	<p>名古屋はトヨタ等の障がい者雇用の実績があり、障がい者でもきちんと働いているという理解があるため下請けとして多くの方が働いている。</p> <p>青少年自立支援団体連絡会（名古屋市主導）を民間で運営している。</p> <p>※不登校・ひきこもりが対象なので精神は含まれない。34歳までのニートに対応。</p>
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	<p>以前ほどではないが、家族が隠す傾向にあって、今日殺すか明日殺すかといったギリギリになってから相談に来るケースが多い。</p> <p>うつは本人が認めるが家族はそれを軽く見る傾向にある → 放置 → 総合失調症に発展 → なお隠すようになるので、相談機関のハードルを下げるようにしなければならない。</p> <p>対応が早ければ早いほど回復力が違う。</p>
相談支援	<p>引籠りや不登校の背景には発達障がいがあるので診断を勧めている。医師との連携もある。</p> <p>20代の方、30代の方、40代の方とそれぞれの年代に応じた支援が必要。</p> <p>障がいを、家の恥・親の責任といった先入観を捨ててもらおう。とにかく早期の対応がカギ。</p>
誰が支援すべきか	<p>現時点で理想を語っても仕方がない。相談事業者や制度を使い、そのノウハウの蓄積によって将来的には社会全体で支援できるような体制になればいいと思う。</p> <p>家庭教師などをつけた学習の機会も必要。</p>
親亡き後に備えていること	<p>障がい認定、年金、生活保護などを活用してGHやHCでの生活</p>
その他	<p>不登校や引きこもりは常に後手に回る支援 → 予防が大切 ※2次障害は防げる。</p>

2. W I L L（社会福祉法人エゼル福祉会） 名古屋市

事業所の特徴	2級年金+後いくらあれば生活できるのか？という視点からお金を稼ぐ道を模索している。 仕事に対する細かな配慮や積み重ねや、限界に対する知恵が必要。どういう事業を作るか。 暮らしの豊かさの保障。
事業所又は地域での取組の成功事例	惣菜は事前予約注文をとって(週1回2~3万円の売り上げ)、工賃は毎日午前・午後の作業が終わる度に現金を渡してモチベーションを高めている。作業の流れはボードに記入。殿様商売といわれてもいいから、客に振り回される商売はしたくない。本物を作ればそれができる。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	他の事業所に相談している。 3障がい一緒に弊害がある。
相談支援	法人内に「コンビニハウス」という相談支援部門があるのでそこで対応している。
誰が支援すべきか	網にかかるようにかかわりの中から支援していく。
親亡き後に備えていること	住宅を作っている。今もマンションを計画中。 金持ち老人がマンションを建てて障害者が住み家賃を払っていく。
その他	支援員に発想力がない。 障害のある方は自分を主張できないのだから、それをいいことに仕事を奪ってはいけない。

3. 介護ステーション ベル（有限会社クリエイティブ・ケイ） 名古屋市

事業所の特徴	地域生活支援を機に、介護保険から参入して7年目。スタッフ30人。 児童デイも行っている。移動支援や行動援護が口コミで広がり、利用者が増えている。
事業所又は地域での取組の成功事例	知的遅れがあり、作業所でのトラブルから引きこもっていた35歳の女性を親の介護に行ったヘルパーがを見つけ、3~4年かかって社会復帰させた。今では作業所に通っている。 ヘルパーの力が大きい。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	わからない。
相談支援	まだ行ったことはない。
誰が支援すべきか	自己申告制はどうにかならないものか。
親亡き後に備えていること	親はまだ大丈夫と言って囲い込む。

いること	ギリギリになってからでなければ相談に来ない。
その他	※介護保険の有限会社をはじめたばかりの事業なので、実例がほとんどなかった。

4. わだちコンピュータハウス（社会福祉法人A J U自立の家） 名古屋市

事業所の特徴	重度でも働くことができる職場を目指し寛仁親王の発案で昭和59年2500万円で開設。 コンピュータを活用し高度なアンケートの集計分析など、多様な事業を行っている。 防災マップの作成。
事業所又は地域での取組の成功事例	事務系のPC開発、データ入力、ホームページ企画・作成、当事者からの視点を盛り込んだ行政企画への参加（中部国際空港デザイン・万博リアフリー導入）。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	身辺自立が前提。
相談支援	困難事例については本部をとおして相談がある。自立生活体験事業（ショート利用）を活用してお試しを行うなど10000人のボランティアが24時間応援してくれる訓練プログラムをとおして「外に出る」ことから始めている。
誰が支援すべきか	自分よりも困難な方が頑張っている姿を見ることで当事者同士が響き合っている現場をみていると、彼らの可能性を信じる気持ちになれる。 ただし、頑張りすぎはストレスがたまり、仕事や対人関係に悪影響がある。
親亡き後に備えていること	自分で生活を組み立てるプログラムをはじめから準備している。 三重県では体験事業+福祉機器の活用という独自のサービスがある。
その他	

5. おちゃや（有限会社チェリッシュ企画） 名古屋市

事業所の特徴	看護師を40歳で辞めてフリーになり訪問看護から事業を起す。ヘルパー養成に力を入れ性格・知識・技能を磨く。その後移動手段のためのタクシー業、居宅、児童デイ、短期入所と増殖してきた。
事業所又は地域での取組の成功事例	緊急避難の必要性から居場所づくりでGHを3か所。 高齢者のデイと児童を、コーラスを通じてコラボさせている。 中津川に無農薬野菜の農場を作り、食事を提供している。 新聞紙を破いて紙粘土のようにしたものを型に入れ、乾燥させ、固形燃料を作っている。 その子にあったストレスのない仕事、を心がけている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	その方の特性に合わせた仕事を提供することでスキルアップは図れる。 3障がい一緒は無理。

神疾患といわれる方たちの実態	
相談支援	親身になって行っている。
誰が支援すべきか	行政が行うのでは風通しが悪い。施設支援ではいけない。 早く引き取って人間らしい暮らしをさせたい。
親亡き後に備えていること	場の用意は国の責任。 成年後見制度。
その他	営利法人は補助金の対象にされていない。問題だ。 ※固形燃料は「紙与作」で検索してください。

6. コンビニハウス（NPO法人コンビニの会） 名古屋市

事業所の特徴	レスパイトという言葉がではじめた15年前に親たちを中心に立ち上げた。
事業所又は地域での取組の成功事例	もともとレスパイトなので、掃除や食事作りや送迎は有償のボラとして今も活躍している。 ※雇用も生まれている。 入所の送迎や余暇活動には学生のボラも活躍している。 ※知的は夜間の支援が認められていないので、有償ボラを法人の持ち出しで雇って支援しているが、かなり無理があり、対応に困っている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	かかりつけの医師がいない。どこにも行くところがない。 支援は3障がい別々のほうが良い。
相談支援	報酬が低いので片手間で行っている。 必要不可欠な余暇の外出（糖尿病の方のプールでの歩行浴）は制度では認められていないので法人の持ち出しで支援している。
誰が支援すべきか	職場でのフォローなど仕組み作りが必要。
親亡き後に備えていること	CHを準備中。 本人のペースに合わせて移行の場でいろいろな体験をしてもらい、どのスタイルがいいのかを読み取ってから地域につなげたい。
その他	市と交渉している時間すらない状況で、忙しい。 時間がかかっても、小さな積み重ね（力をつける・表現力）を大切にしていけば、必ず地域移行できる。

7. 桜木授産所（社会福祉法人名古屋西福祉会） 名古屋市

事業所の特徴	知的授産所が前身。移行前は大規模だったのでB型になっても報酬単価に違いはなかった 明治製菓名古屋工場やその他の大きな企業が周辺にあり、マルカツ製菓の下請けとして順調に仕事が入ってきている。
事業所又は地域での取組の成功事例	下請けとしてお菓子の袋詰め作業を行い、工賃は平均19000円。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	名古屋市地域支援センターから紹介はあるが、満員なので！と断っている。
相談支援	
誰が支援すべきか	3障害によって違う。
親亡き後に備えていること	CHをたくさんつくっていくしかない。 市営住宅では、周りの無理解があり無理。
その他	支出に不足が生じた場合は「民間社会福祉施設運営補助金」で名古屋市が補助してくれる。 ※その他市の補助金についての説明あり。 対応してくれた方は事務職からの転身のため、法人運営に関してはかなりの知識があった。 県の制度としてCH700円、GH400円/日の補助がある。

8. 港区障害者地域生活支援センター（社会福祉法人名古屋ライトハウス明和寮） 名古屋市

事業所の特徴	マーケティングを重視して営業マンを3人配置している。 ※現場スタッフも仕事を取ってくる。 工賃はB型15万円、A型20万円。利用者は新聞を読んでいてプロ意識が高い。
事業所又は地域での取組の成功事例	企業を巻き込んだ活動。※キリンビバレッジ、自販機。 移行で受け入れてからB型へ戻している。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	発達障害者支援法が理解されていないし、内容がわからない。 児相がしているのでまるでわからない。 引籠り対策はしているが、自らが相談に来ないとわからない。 手帳がないので手が出せない。 見えないところでの部分ほど危ない。近所からの通報で発見されている。
相談支援	自立支援協議会就労部会がある。家族関係が良くない方はGHや通勤寮へ橋渡をしている。 高収入に小学部中学部からの見学も多い。 個別支援計画の開示がないため学校との連携が難しい。 3障がい一緒は無理。

	相談件数は4～11月で64件。
誰が支援すべきか	手帳をもたない人には何も支援がないというのは問題だ。医療も自らは動かない。 引っ張り出せない人はどうするのか？ 現場には誰が行くのか？ 地域の人が「何か変だ」と言いやすい環境が必要。
親亡き後に備えていること	制度は行政。実態はNPOのような民間が良い。 成年後見制度の活用。
その他	通いたくても通えない人のための福祉有償輸送、地域に移行してGHに住む人たちのためのヘルパーがますます必要。人と金と物の動きがシステム化されていない。 マスコミの犯罪。放送とは読んで字の如し。流しっぱなし。障がい者＝危険人物。 「地域」というのなら、「モノ」の準備が必要。空き室の活用。 ヘルパー不足は単価だけの問題でない。辞めていく本当の理由は何か？ ストレスのない環境

9. 虹の橋相談支援センター 名古屋市

事業所の特徴	(株) ケアドゥとして5年目。 地域に根差した活動を目標にしている。
事業所又は地域での取組の成功事例	
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	
相談支援	
誰が支援すべきか	身近な人であればいい。
親亡き後に備えていること	サービス利用の見込みのない方に対しては「営利法人なので」対応できない。
その他	中学生が使えるサービスがほしい。

10. 森孝しぜんかん（社会福祉法人清新会） 名古屋市

事業所の特徴	創設者（僧侶）の思いに閉じ込められていた「利用者」を地域に開放することで地域に認められた。制度外で母親支援を行っている。
事業所又は地域で	GHを3か所運営しているがヘルパーは他の事業所から来てもらっている。15人の利用者のパーティに50人の外部関係者が集まった。その人を囲む社会資源の大きさに感動した。

の取組の成功事例	地域を信頼すれば地域は応えてくれる。 自分のところで困り込まないで地域につなげていっている。 地域と育ちあう。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	情報はほとんど入ってこず、個人の周りのウワサとして入ってくる。児相につなげている。 地域に応援しようとしてくれる人がいればつながっていける。門戸は開かれているべき。 おせっかいは大切。身近なところで、がいい。
相談支援	3障がいでは生活の組み立て方が違う。 精神の方はノウハウの蓄積により、地域移行は可能。
誰が支援すべきか	途切れのない支援が必要。 個別支援計画では母親の役割が支援者の一人として大切。 ファイルの管理は行政の役割。相談支援事業者の位置づけが大切。
親亡き後に備えていること	成年後見制度。
その他	丸投げは不安をあおるだけ。

11. しおかぜ作業所 名古屋市

事業所の特徴	授産施設から移行。生活介護30人もいる。配食サービスが主な事業。 利用者はほとんどが知的障害と、知的と身体の重複障害。重度の利用者が多い。 工賃月15,000円。
事業所又は地域での取組の成功事例	名古屋市が高齢者の配食をやめた時に、市の委託を受けて3年間配食を行なう。 その後、介護保険制度の中で20人の高齢者に配食を行なっている。その他、近所の心療所のデイに30～50食提供しているため、地域の高齢者からの評判が高い。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	精神の利用者はいるが、知的の利用者と合わず、現在は利用を休止している。 アスペルガーの利用者は1人。最初はボランティアとして来たが、手帳を取得し利用者として通っているが、波が激しく、利用を休むことも多い。
相談支援	法人内で相談支援も受託しているが、経済的な理由もあり十分な機能を果たせていない。 直接施設に相談が来ることが多い。
誰が支援すべきか	現在利用しているアスペルガーの利用者は市営に住んでいるが、「周りの人に馬鹿にされている」と思っており、地域との接触がなかったり援助交際などを行なっていることがあり、事業所としては公的サービスを使っているほうが心配が少ない。
親亡き後に備えていること	お金の管理は権利擁護センターで行なってもらっている。 また、アスペルガーについて本人に説明し、自分の状況を把握できるように努めている。
	サービス利用料以外にかかる自己負担(食費等)が増えたために利用しなくなる人が増えた。

その他	<p>応益負担はやめてほしい。</p> <p>個人情報厳しくなり、以前は地域で何のサービスも受けずに生活している障害者について行政から支援の要請があったりしたが、現在は全くないため地域に住んでいる障害者の把握ができず、何かがあった時の支援は難しくなった。</p> <p>B型定員10人</p>
-----	--

12. めいほく共同作業所 名古屋市

事業所の特徴	<p>保育園で受け入れた障害児の就労先として、1991年から無認可の作業所として活動。9月より就労継続B(8人)と生活介護(20人)に移行し、パンやクッキーの製造販売、資源回収、配食などを行なっている。自閉的傾向の利用者は4割程度。</p>
事業所又は地域での取組の成功事例	<p>区内の配食サービスを行なっている。</p> <p>週に1回程度はボランティアが来てくれる。定期的に来るのは5人程度。</p> <p>現在中高生の日中預かりの事業がないが、保護者からのニーズはあるため、法人内の児童デイの事業所で枠外で受け入れを行なっている。名古屋市独自の事業で中高生を対象としたデイケア事業ができそうなので、今後はデイケアで受け入れをしたい。</p>
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	<p>以前アスペルガーの利用者を受け入れたが、知的の利用者と合わず、別の就労継続Aの事業所に移ったり、利用を中止して在宅になってしまった。</p> <p>発達障がいの方は年金を受給できていない方が多く、GHなどは自己負担が高く利用は難しい。</p>
相談支援	<p>緊急的対応で相談支援事業所から利用者を紹介されることはある。</p>
誰が支援すべきか	<p>知的障がいの利用者と合わずに利用を中止してしまうことが多く、発達障がい者を対象とした独自のサービスを新しく作ったほうがいいのではないかと。</p> <p>引き籠りを対象としたスクールや学習塾のような形でできないか。</p>
親亡き後に備えていること	
その他	<p>応益負担になってから利用料が払えず利用を中止する人が増えたので、応益負担はやめてほしい。</p> <p>単価は月額にしてほしい(体調が悪くて休んでいる人を訪問するなどのトータルケアも行っているため、それに見合った報酬単価にしてほしい)</p> <p>B型定員8人</p>

13. C. O. College 名古屋市

事業所の特徴	<p>養護学校を卒業し、就職できなかった人や一般就労で失敗を経験した人たちの職業訓練校のような物として社会で働くための基礎知識や技能などを学習し、既存の社会資源(スーパーレストラン、福祉施設等)を使って実習を行なっている。</p>
	<p>利用者の特性や適性に合った分野で働けるよう支援しているが特に医療・福祉と農業の分</p>

事業所又は地域での取組の成功事例	野に力を入れてやっていきたい。現在はヘルパー2級の取得の支援をしているが、農家の減少でニーズが高くなっている。農業も就職先として開拓したい(浜松で別法人の成功例有)。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	ほとんど知的レベルはボーダーライン。中には高機能自閉症の方もいる。親がいる方が多いので雇用の形態や自己負担などについては親の理解がないと難しい。
相談支援	支援センターとの連携はあり、相互に相談できている。
誰が支援すべきか	公的サービスを利用して、自分に何ができて何が苦手なのかを教えていく、学校のような場所がもっと必要なのではないかと。
親亡き後に備えていること	GH、CHはあるが、それ以外にも住まいの確保はもっと必要。現在、財産管理は社協で行なってくれている。
その他	利用者負担に抵抗があって利用を控える人がいるが、小規模作業所時代に自分たちでお金を出し合ってきたことを考えれば、所得が保障されているなら負担は当たり前。様々な作業に取り組んでもプロには敵わないので、異業種のプロ達と連携を取ってその中に受け入れてもらえるよう、福祉のプロとして支援をしていきたい。

14. 資源回収みなみ 名古屋市

事業所の特徴	もともと障害者団体が地域住民と共同で行なってきた場所なので、もともとパートスタッフとして雇用されていた人たちが現在の利用者となり、月給をもらって活動している。基本給は勤務年数に応じて10～15万程度。その他各種手当、賞与あり。
事業所又は地域での取組の成功事例	地域住民と障害者団体が共同で空きびん回収を行っていたのをきっかけに、資源再利用の場を障害者の働く場にしようという流れになり、作業所が開設された。その後、昭和区の空ビン、空き缶回収を委託されている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	交通の多いところでの作業があるため、多動な方の受け入れは困難。自閉的傾向の方は2人。会話は難しいが、覚えた仕事はきっちりこなし、仕事を中断するほどのこだわりもないので、特に問題なく働いている。地域で一人暮らしをしているが、昼夜逆転していて無断欠勤する利用者もいる。
相談支援	一般就労で失敗した人の受け入れ先として、受け入れの相談をされることが多い。ホームレス施設から障害を疑われる人たちが手帳を取得して利用者となったケースが2件。その他、養護学校の実習受け入れも行なっているが、新卒の採用は今のところなし。
誰が支援すべきか	利用者の半数は現在地域で生活している。一番心配なのは金銭の管理だが、通勤寮の退所者が多いので、通勤寮で引き続き金銭の管理は行なっている。また、食事の管理が必要な利用者や、衛生管理、生活リズムの乱れが心配な利用者も定期的にヘルパー利用している。
	残りの6人がGH等で生活しているが、そのうち2人は現在も兄弟も一緒に援助していた

親亡き後に備えていること	り結婚して子供がいる方もいるので、それほど心配はない。食事や生活リズムを整えることを考えると、食事付きの社宅のようなものも考えている。
その他	応益負担はやめるべき。特に益を受けているわけではなく、その人にとってなくてはならないサービスを受けているだけ。 利用者負担を取るなら、きちんと所得保障をしてから取るべき。

15. ひまわりの風 名古屋市

事業所の特徴	まだ旧法。就労継続Bと就労移行支援にH21年4月から移行予定。 短期入所の増設と共に新体系移行を考えている。
事業所又は地域での取組の成功事例	開設当時は周りは空き地だったが、徐々に住宅が増え、住宅街となった。最初は地域からの反対もあったが、自治会に加盟したり学区の行事に参加することで徐々に認知されるようになり、地域からの苦情も減り、施設のお祭りに地域からの参加者も増えている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	利用者の半数は知的と自閉的傾向の重複。精神は1人のみで、知的と重複。 精神の利用者は集団にはなかなかなじめず状況に応じて対応しているものの、別の施設へ移られる利用者いる。
相談支援	法人内で指定の事業所があるが、国のサービス費の対象になるケースはなし。 入所と短期があるのでその点で頼られるケースは多く、特に短期については別の相談支援事業所からも受け入れの相談がある。 入所待ちも10年単位なので、その間に保護者が高齢化して動けなくなり、行政からまわってくるケースも多い。
誰が支援すべきか	養護学校の高等部に行けない方もいるので、中軽度の方を対象に、児童から利用できる生活訓練の資源があればいいのではないかと。 限界になってから回ってくるケースも多いので、その前に資源を使うよう援助が必要。
親亡き後に備えていること	家族と施設で後見人の勉強を始めている。
その他	障害程度区分によって、サービスの利用範囲が制限されるのは良くないのではないかと。 施設から新体系に移行すると報酬単価が減ってしまうため、今のサービスのレベルを維持できない。 保護者はずっと同じサービスを受け続けられると思っているので、自立支援法に変わったということを保護者に説明する機会を設けたほうがいい。

16. 自立支援センターゆめの木タウンT-WORK 名古屋市

事業所の特徴	南区の手をつなぐ育成会が立ち上げた小規模作業所が前身。H18年法人格を取得、H19年から就労継続Bと生活介護の多機能型へ移行。作業内容は、トヨタの部品の下請け。 利用者のほとんどは知的障害で、自閉症の重複も数名。
--------	---

事業所又は地域での取組の成功事例	自動車部品の組立の下請けを他の作業所より早く始めた。また、「障害があるからできなくてもしょうがない」という福祉のにおいを感じさせることなく、一般の会社と同じような感覚で取り組んできたので、一定の信頼は得ている様子。他の事業所は下請けの仕事がどんどんなくなっているが、ゆめの木タウンはそれほど影響は出ていない。今はモノがあふれている時代なので、手作り品のバザーなどには取り組んでいない。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	現在27人の利用者がいるが、7年間活動してきた中で利用をやめた利用者はゼロ。余暇活動の充実や、体力作りのためスポーツや音楽活動に力を入れ、地元で行われているスポーツ大会などにも積極的に参加している。
相談支援	外部から利用についての相談はあるが、本人の状態や保護者の考え方が、ゆめの木タウンの活動とは合わず、利用に至ったケースはない。月に1度、会員の保護者の定例会を開き、会員同士での相談は行なっている。
誰が支援すべきか	支援というよりは共に地域で暮らしているだけ。行政と地域の双方からの支援が必要。大人になると健常者との差がどうしても開いてしまうので、その面でのサポートは必要。保護者が行政に保護されすぎて力がないので、親への教育や相談を充実させてほしい。
親亡き後に備えていること	CH、GHの開設を考えている。
その他	スタッフの給与が保障されなければ、いい人材は来てくれない。報酬単価が低い。上限額1,500円と食費のみの支払いで活動できるようになったことは嬉しい。利用者負担があることで文句を言っているのは、親たちが行政に甘えすぎているせい。利用者の健康の維持や余暇活動も生活の中では大切なことなので、余暇活動の支援に対する給付も是非してほしい。B型登録 27人

17. ワークセンターフレンズ星崎 名古屋市

事業所の特徴	もともとは小規模作業所として活動していたが、独自での法人格取得が難しく連携のあったゆたか福祉会に途中から加入した。利用者は旧法施設に入れなかった人と、離職した方の2つのグループに分かれ、現在は就労継続Bと生活介護の多機能で事業を行なう。
事業所又は地域での取組の成功事例	支援センターからの紹介で、利用者の受け入れを行なう。また、枠外の方を実習として受け入れている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	LDに特化した事業所（別法人）が区内にあるので利用者はほぼ知的、自閉との重複数人。住まいについては、家族との同居が大半を占め、CH2人、アパート暮らし1人、チャレンジホーム（名古屋市独自の3ヶ月間のCH体験事業）1人。名古屋市は移動支援を使つての通所が認められており就労支援の利用者にも奨励金1500円の給付があるので、利用者負担が原因で利用を控える人はいない。
	地域生活支援センターが主な相談窓口（法人としては緑区で受託）。事業所が緑区との境にあるので、南区・緑区からの支援センターからは相談が多い。

相談支援	名古屋市は3年以上の実績がある事業所については、利用者30人に対して1人事業所内に地域生活推進員を配置し相談員として活動できる。相談件数は毎年増えているので、それぞれの事業所が積極的に周辺地域のフォローをしていかないと対応しきれない。
誰が支援すべきか	学校や教員に対する啓発活動は必要。受け入れる側に理解がないと「ちょっと変な子」で終わってしまって、適切な支援はできない。また、本人が自分の障害を理解して、援助が必要な部分を自覚することも大事。ピアカウンセリングなどできればいいのではないかな。
親亡き後に備えていること	チャレンジホームなどを利用して、親と離れる体験をしてみる。 CHは最近、賃貸アパートなどを利用するケースもあるが、現在の利用者の状況を考えると新規に建設を考えている。
その他	作業所時代は年間1,100万円の補助金で2:10で支援してきたが、新体系に移行して報酬が日割でもスタッフ数は増やせた。サービスの場合自体は旧法と変わらないようなサービス提供ができていないが表から見えない事務職員などをカットして自分たちで事務をこなしているからできている。また一般就労は生活の場がしっかりしてこそ継続すると思うので、就労だけでなく暮らしの場のフォローアップに力を入れてほしい。

18. NPO法人フリーステーションとよた 豊田市

事業所の特徴	母体は自立生活センターユートピア若宮の会で、身体障害中心の当事者団体。今年度相談支援事業を受託した。
事業所又は地域での取組の成功事例	有償移送は月250~300件の実績（車いす利用者に限る）。 豊田駅前の松坂屋9階に、福祉の店という店舗があり、障害者団体が作った授産の製品の販売を行なっている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	利用者が身体中心なので、知的・精神の利用者の実態についてはあまり分からない。 福祉の店の店番として、精神の方を見かける程度。 豊田市は行政主導で、福祉の法人は少ない。
相談支援	自立支援協議会のメンバーとして、支給決定の会議などに参加している。 相談員が以前知的の支援をしていたこともあり、身体・知的の方からの相談が多い。
誰が支援すべきか	どんな支援を受けたいかは本人が選ぶべきだが、受け皿はきちんと整備しておくべき。 来年度、児童クラブの保育士に発達障害についてのアドバイスができるようにするという話がでている。
親亡き後に備えていること	CHや在宅へのヘルパーの派遣。本人の意思を汲みとってくれる支援者を確保する。 親がいるからこそ自宅に閉じこもってしまい、こちらがわから手が出せないケースも多い。 一軒家を建ててレスパイトをしている事業所は市内にある（移動支援で利用）。
その他	支援費のほうがサービスを使いやすかった。その人がどんな生活をしたいのかを考えて、サービスを選択できるようにするべき。 単価が低すぎてヘルプの事業所は閉鎖するところもあり、ヘルパーが不足。サービスの支給量自体は増えているものの、担い手がいなくて利用できないケースが多い。

19. 杜の家 名古屋市

事業所の特徴	身体対象の事業所で、半数の利用者は重心。
事業所又は地域での取組の成功事例	重心の入所施設が市内に3ヶ所しかないこともあり養護学校卒後の進路として相談は多い。 短期入所（8床）については、2ヶ月後の予約のために30分で50件の電話がくることもある。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	重心は現在入所待ちが100人以上おり、在宅や通所でなんとか乗り切っている状態。 施設がパラダイス化しており、地域移行の話をするとう「追い出すのか」と言われ、話が進まない。
相談支援	支援センターから利用者の受け入れの相談が主。
誰が支援すべきか	
親亡き後に備えていること	すでに誰も介護者がいない状態の方が入所しているので今の生活を無事に継続できること。
その他	年齢的に介護保険が使えるようになった人もいるが、入所中のため介護認定が受けられず、介護保険に移行できないし、たとえ高齢者施設に行っても周りの人と年齢が違いすぎる。 必要な人がサービスが使えるようにするために、現在の入所と高齢者施設の間に過さず新しいサービスができないか。

＊ 間取調査報告・長野県

1. どんぐりファーム（NPO法人どんぐり福祉会） 長野市

事業所の特徴	はじめから3障害一緒に支援してきた。
事業所又は地域での取組の成功事例	えのき茸を扱う企業との連携によって、これまでに9人の就労移行を完了し定着率は100%。 経営者からの「もう無理だ」との連絡にも、「もう少し様子を見てください」というフォローが効いている。 親から離さなければならない（背景には親の搾取がある）事例もあり、GH1か所を設け、誰でも来たい人はOKというスタンスでいる。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	相談がない限りわからない。
相談支援	ハローワークや市から照会があって初めて存在を知る。とりあえずは受け入れるが、本人の「覚悟」が不確かなために長続きしない。その後のフォローまでは手が回っていないのが現状。本人はここに来るまでにかなりの決意をしてきているはずなので、そこを救いきれないのが辛い。一人で何人もの事例を抱えているので個別の対応ができない。 ハローワークの担当者がクルクル変わるのが問題。
誰が支援すべきか	相談支援事業者（はじめに相談を受けた人）がプランを立てて支援すべき。
親亡き後に備えていること	具体的には今すぐに思いつかないが、GHは有効だと思う。
その他	GHどんぐりの家は施設整備費1000万円に自己資金2000万円で建てた。 7人が入居し、家賃は22000円。

2. コムハウス（社会福祉法人アルプス福祉会） 松本市

事業所の特徴	自分たちの願いは自分たちで叶えようと、市民立で、障害の軽重にかかわらず支援していくことを目的に設立。資金作りのため、3年間毎週街頭募金を行い6500万円を集める。
--------	---

	毎年有名アーティストのコンサートを開き、南こうせつコンサートでは500万円の利益。
事業所又は地域での取組の成功事例	クッキー作り(10000袋)、まき割り(5000束)、布巾作り(10000枚)、サークルKへの配送、スタジオジブリへの麦ストローの納品(10000本)、リサイクル処理など、 企業や地域との連携により、収益事業を行っている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	第三者による認定が必要。 わたしたちや養護学校などの専門職の方との勉強会や相互支援、連携が不可欠。 地域社会、家族、支援者が同じ目線で捉えることができない限り相互理解はできない。 その上で、どういう仕組みを作っていったらいいのかを考え、実践していくしかない。
相談支援	熟練した経験は求められていい。 うちの法人に限っては、後援会がバックアップしてくれているので、地域を巻き込んだり、啓蒙のためのイベント(コンサート等)や研修会の費用などを捻出する仕組みはできている。 発達障害というくり方についてはまだ見えてきている部分が少ないし、これを理論化していくことのほうが問題。
誰が支援すべきか	養護学校が起点(コーディネイト)となって支援学級を複数作っていく。 長野では専門性の不足があると思う。
親亡き後に備えていること	
その他	わたしたちが問われている。 ※「もしも松本が100人の村だったら」(池田さんのOK)では、30日以上不登校の小学生は1人。それが中学生になると5人になる。この背景には何があるのか? 起きているのか? を徹底して理論立てしていかなければならない。 提言と発信と研究が必要。

3. ワンステップぬくもり喫茶むくの木(NPO法人ハートラインまつもと) 松本市

事業所の特徴	精神の家族会の方が5年前に作ったGHをきっかけに、社会資源を増やしていきたいと2年後にNPO設立。「働く」と「住む」を両輪に現在3か所を運営。相談も受けている。 ※コムハウス金澤さんとのコラボができています。
事業所又は地域での取組の成功事例	クロネコヤマトのメール便の配達を行っている。 夏にはスイカの販売、冬にはリンゴの販売をして工賃アップに努めている。 工賃は時給100~150円
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	本人の意思確認。 パソコン教室などカルチャー的要素の中で、「でてくる場」の提供を行っている。
	※wishとの連携によって引き出している。

相談支援	
誰が支援すべきか	行政が把握しているはずなので、民間に委託すればよい。
親亡き後に備えていること	すでに親のいない方もいるが、その方の場合は兄弟が見ている。GHまたは他の支え方ができるような資源は必要だと思う。
その他	精神の方は毎日来ることが難しいため、作業量の確保ができない。 生活のすべてを見なければならぬので、相談支援との連携が必要だし、医療との連携では主治医の考えとケースワーカーの考えが同じ視点でなければならない。

4. 松本圏域障害者総合支援センターWish 松本市

事業所の特徴	圏域の5法人それぞれから、市の用意した事務所に国の定めた相談支援員を外向させて共同で相談支援をおこなっている。県がお金と人材を出してきたアルプス福祉会のコーディネイト単独事業から発展。
事業所又は地域での取組の成功事例	上記のとおり。 風通しの良さが感じられた。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	マンパワー（学校でのコーディネート）が不足している。就労や進学について同じことをやってくれる人材がもっとほしい。都市部では忙しくて個々への対応が後手に回っている。 次のステップへ踏み出すための場所が不足している。
相談支援	連携はとれているが専門性が不足している。 退院支援も行っているが、知的との重複もあるので、対応は個別になっている。
誰が支援すべきか	掘り起こして次へつなげていく場所と人づくりが必要。 GHやCHを整備するだけでなく「パイプ」役が必要。 県の発達障害者支援センターは機能していない。
親亡き後に備えていること	
その他	

＊ 間取調査報告・滋賀県

1. たんぼぼ作業所（社会福祉法人ひかり福祉会） 彦根市

事業所の特徴	知的授産施設としてS54年から活動を続けている。30年過ぎて31人定員のうち60歳以上の方が8人いる。施設内の高齢化が問題。 各圏域5か所に県の設置した「働き・暮らし応援センター」があり、機能している。
事業所又は地域での取組の成功事例	「働き・暮らし応援センター」には法人理事が関与しており、高校在学中からの支援を行うほか、緊急のニーズに対応する支援も行っている。 相談は急増しているが、就労に結び付くケースも多い。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	自立支援協議会の事例検討などで情報を入れているが、あまり機能していない。 甲賀地区では国のモデル的事業を行っている。
相談支援	この地域では3障害別々に対応している。 交通手段がない。 「働き・暮らし応援センター」との連携がある。
誰が支援すべきか	身近に気軽に相談できる場所があって次のステップにつなげていく場所（訓練以前の場）がほしい。草津にそういう場所があるが、遠いし、ニーズが多く使えない。 気軽に来ることができる場所があるとよい。
親亡き後に備えていること	本人の高齢化が問題 → 病気で寝込んでしまうことが心配。 親子で住むことのできる場所があったらいい。
その他	B型定員30人、登録31人。

2. つばきはらファクトリー（社会福祉法人かすみ会） 彦根市

事業所の特徴	親の会が「親亡き後」を思って設立。毎年養護学校を卒業してくる30人の受け皿。 地域内に福祉コロニー計画があったが、早朝の鐘つき、窃盗などの犯罪が発生し地域からの反発があって中止。
事業所又は地域での取組の成功事例	地元商工会と連携して、梨を使ったドレッシング「ナチャップ」や「焼き肉のたれ」などの商品開発を行っている。

引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	医師不足など医療の問題がある。来所してくれないと手が出せない。 自立支援協議会の歴史が浅いため機能していない。 ひかり福祉会がカバーしている。
相談支援	本人の質を高めることが重要。金銭、性、などは未熟。 相談機関が幼児期、学齢期、内容などでバラバラ。統一された情報がない。 サービス管理責任者の役割として求められる。支援＋記録。
誰が支援すべきか	行政が管理、システムは民間へ移譲。責任と報酬。部門を細分化。 就労には、ジョブコーチ＋就労支援＋特例子会社給付金＋トライアル等の手厚い補助があるのに、GHに入る場合はキーパーの人件費（安い！）しか保証されていないのは問題だ。
親亡き後に備えていること	親が亡くなったからと言って本人が急激に変われるわけではない。親と一緒にその方法を探って行きたい。
その他	乾燥タケノコの商品化。

3. ひかり園（社会福祉法人ひかり福祉会） 長浜市

事業所の特徴	32年前に知的障害者の作業所として開設。身体のニーズもあって誰でも受け入れている。 パンと焼き菓子の製造販売。工賃は30000円～40000円。
事業所又は地域での取組の成功事例	「ひかり園横山祭り」では地元の自治会長が委員となって、毎年800～1000人規模で行なわれ、地域に密着している。体験学習も取り入れ、ボランティアが育ち、福祉の道に進む方もいる。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	法人内の精神専門の相談支援があり、そこからの情報がある。 これまでは知的と身体が主な支援対象だったので、発達障害の支援には慣れていない。 が、ニーズは増えてきている。
相談支援	障害者支援センター「そら」が対応。
誰が支援すべきか	行政の対応があれば支援できるのに動いてくれない。 家族も同じ視線で支援していかなければならない（受容ができていない）。 20代の無年金者が2人いる。今は親がいるがこれからの受け皿がない。
親亡き後に備えていること	成年後見（2人利用）。権利擁護（7人申請）。すでに親のいない方が全体の1/5。 最高齢の利用者は72歳。 親子で入ることのできるGH。食事を提供できるGH。
その他	職員の人材確保が難しくなっている。給与の保障。 ひとりで抱え込む親の存在。

4. 特定非営利活動法人ウェル・エナジー 長浜市

事業所の特徴	長浜商工会会頭が障害者雇用を見据えロータリークラブやJCに働きかけて設立。営利目的では雇用のニーズに応えるとは出来ないと判断し自立支援法を選択。県の教育委員長も関与。
事業所又は地域での取組の成功事例	関係者からは「特別の支援はしないので自分たちでやっていけ」と一切の差別（金額や量）なしに支援してくれている。まだ2年目で成果は出ていない。 逆に、仕事がきつい、派遣で働いていたのになんでこんなに低賃金なのか、と7人が辞めて行った。 狭間にいる人たちの支援が難しい。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	ハローワークで障害者の求職を登録している。短期の就労は断っている。 普通高校 → 就職 → 失敗 → 来所 というパターン。
相談支援	湖北の相談支援センター「ほっとステーション」（県、「働き・暮らし応援センター」）が交通整理している。 はじめは3障害別々だったが、最近は一緒になってきている。
誰が支援すべきか	行政がパターン化するべき。できる人ができることをすればいい。ここでは就労以外に手を出すつもりは全くない。自分の役割を果たすだけ。 生活介護なら誰でも受ける！
親亡き後に備えていること	お金を貯めましょう。真の自立は自分のものを買ったとき。 給料＝生活費、年金＝貯え（逆でもいいが）になるのが理想。
その他	いろいろな選択肢が必要なので、その可能性を広げていくことができればいい。 A型定員17、登録20人。

5. 多機能型事業所さくら（社会福祉法人めぶき福祉会） 大津市

事業所の特徴	知的の小規模通所授産施設が前身。 びわこ学園から出る洗濯物、クッキー作り（A）、陶芸・ストラップづくり（B）などの作業を行っている。
事業所又は地域での取組の成功事例	陶芸と出会って引籠りから脱した例がある。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	たまに見学の申し込みがある程度。
相談支援	
	ケース会議などの記録を一元化。個別支援会議などをとおして集団で支える。

誰が支援すべきか	選択肢を増やす ← 働き・暮らし応援センター（県）の存在。有効。
親亡き後に備えていること	日中活動と就労の場の分離。他の事業所や機関との連携。
その他	

✿ 間取調査報告・京都府

1. 京都市発達障害者支援センターかがやき（社会福祉法人京都障害児福祉協会） 京都市

事業所の特徴	直接支援をしている。見学会や先輩保護者の体験談会など保護者とともに支援している。マンツーマンで療育を行い、年間100人を支援。待機児童は3年間待ち。
事業所又は地域での取組の成功事例	ワンウェイミラー越しに保護者と療育。ウイスク検査、PEP-R、AAPEP（自閉症）、評価を行い保護者と共有している。PECSやTEACH、ABAを取り入れている。 相談支援（来所）から生活・就労支援（斡旋はしていない）へとつなげていく。 インフォーマルな情報としての職業評価を行っている。家族以外のチャンネルをもつこと。 体験事業としての職場実習（80か所）。家族ミーティング。ソーシャルクラブ。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	
相談支援	カップルの問題（お互いを理解できない）、ひきこもり、大学卒業間際の問題、親が対応できていない、長期化（たまっている）しているケースなどが今後の問題。 支援者養成トレーニングセミナーを年3回開催（6×3グループ18人×2日間）して、評価～構造化～課題設定をしている。
誰が支援すべきか	診断を受けていない、手帳を知らない。情報が伝わっていない。知らない。 普段からの準備。まずは出てくること。 センター機能（ソフト＝支援者）を広げていく。
親亡き後に備えていること	親は元気なうちに「次」「次」と探しているが、GHでは安心して任せられないという悩みもあって、結論は出していない。
その他	

✿ 間取調査報告・大阪府

1. クオリティー・オブ・ライフ（NPO法人クオリティ・オブ・ライフ） 岸和田市

事業所の特徴	多機能な事業所。高齢者の訪問介護が主事業だが、移動支援事業なども行い少人数ながらも障がいの有無を問わずサービスの提供を行っている。 相談支援事業も行い、地域の様々な声に応えようとしている。
事業所又は地域での取組の成功事例	低料金の福祉有償運送を行ったため、地域に埋もれていた方々が顔をだすようになった。 事業所としての信頼性が高まった。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	把握することは非常に難しいと思う。サービスを受けることはできるが継続して支援を行っていくことが難しいことや、岸和田市自体が把握していないことなどもあるのでは。
相談支援	相談支援事業についてのガイドラインなどがなく、各事業所の自主性に任せられている。 他事業所との情報交換不足があり相談新件数も低い。 事業予算も少なく、相談時間も限られ、きめ細かいニーズに対応できていない。
誰が支援すべきか	地域全体で支援すべき。
親亡き後に備えていること	親御さんはその後についてはまだ検討していない
その他	福祉サービスは地域によってかなりばらつきがある。特に岸和田市は低い水準。

2. 小規模多機能型事業所 ウィリッシュ（社会福祉法人路交館） 大阪市

事業所の特徴	誰もが気軽にこれて、地域とのつながりを大切に地域とともに歩んできている事業所。 地域の方々の理解もあり、イベントなどを行うときには特に力を発揮することができる。 多機能事業所であることから、サービスを組み合わせた自由な生活を送ることができる。
事業所又は地域での取組の成功事例	保育所から始まり、地域とともに成長しニーズに合わせてサービスも対応させてきたので地域の理解を得られた。自由にサービスを受けられるので、信頼性や利用者自身の安定も図られ、安心したサービス提供が可能になった。 特にイベントやお祭りでは商店街との協働により町の活性化に繋がる活動ができている。

	そこにつながったボランティアの協力がある。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	サービスを利用する方々についてはある程度把握できているが、地域全体となると把握できていない。関係機関との連携も薄く、他の事業所の利用状況についても把握できていない。 行政等との連携を強め、地域全体で把握には努めたい。 そうした実態については把握できる環境が整っていない。
相談支援	横のつながりを持って取り組むことはできていない。 行政を巻き込みお互いに進めていかないと「相談だけで終わり」になってしまう。
誰が支援すべきか	地域全体で支援をするべき。事業所の職員はもちろん、提供できるサービスにも限界があるため、利用者本人に納得のいく体制を整えることが一番重要。
親亡き後に備えていること	児童期から見守る体制ができていますので、親御さんに対して何度も説明を行い利用者さん本人の自立が可能になるようご協力をいただき、畑作業や簡単な軽作業についての就労の機会の提供ができています。
その他	若い職員が多く、非常に活気のある事業所。

3. 楽園（パラダイス）八尾（株式会社WEST）八尾市

事業所の特徴	リサイクル品活動から福祉へ展開。利用者さん自信が楽しく活動できる（就労できる）。養豚、車の清掃、肥料作りを行っている。特に決まりもなく、本人の希望があれば実現に向けて取り組む。
事業所又は地域での取組の成功事例	事業所として根付いたのが遅いため、地域の方々の理解がなく独自のスタンスで取り組んでいるので、地域との連携が必ず必要な状況ではない。 そのため、これといった成功事例はない。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	3障害のサービスを行う方針ではあるが、実態の把握はできていない。他の事業所に比べ企業との連携がとれているので実績をだせているが、地域での実態を把握していくとなると難しいことが多い。
相談支援	就労に向けての取り組みが中心のため、相談支援については詳しくは理解をしていない。
誰が支援すべきか	本人の持つ能力の開発を、どう支援していくのか、が重要なのではないのか？
親亡き後に備えていること	親御さんはその後についてはまだ検討していない。
その他	企業から福祉への展開のため、就労移行支援を中心に事業の展開を行い、当事者本人が持つ能力の開発を大学の先生とともに行っている。 福祉活動というよりは、事業の展開に福祉サービスが合致しているイメージ。

4. 障害者支援施設じょぶライフだいせん（社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団）

堺市

事業所の特徴	多機能な事業展開を行っている。市から委託を受け、相談支援と地域移行支援、ジョブコーチ、生活介護や短期入所などの日常生活支援も行っている。
事業所又は地域での取組の成功事例	事業規模が大きく地域の信頼はあつい。相談支援件数は年々増加し地域の要望には応えている。GHケアを行うことに成功しニーズにあった対応が少しずつ行うことができている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	相談の問い合わせがあり対応はできているが、その実態に関しては把握できていない。そのため、精神・知的・重心とそれぞれの専門的な機関への対応を依頼しているが、3障害に対応できる環境と人材がない。
相談支援	実績は年々増え問い合わせも多くなっている。しかし、対応できる人員が少なく相談だけしか行えていない。行政や関係機関との連携が必要だ。
誰が支援すべきか	職員や親やその関係者など、当事者の支援関係者が行っていくべきと思っているが、誰が支援していくべきかこれからずっと考えていこう。
親亡き後に備えていること	親御さんは施設に預けているので安心している。
その他	

5. NPO法人地域生活支援センターナイスネット 堺市

事業所の特徴	支援学校・重度重複障害児保護者が中心になって設立したが、当初のメンバーはほとんど残っていない。かわりに様々な業種の人たちが「何かの役に立ちたい」とスタッフに。軽作業は行わず、職員の補助など一般の仕事をしてもらい自己実現を感じてもらっている。
事業所又は地域での取組の成功事例	「しゅがーはうす」という制度外の共同住宅に重身3人、知的2人がヘルパーを利用しながら暮らしている。障害者もヘルパーの資格がとれる人にはとってもらい、支援員として採用している。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	原因があって現状があると判断するので、本人や家庭の様子から背景を探っている。家庭の状況に問題があることが多く、説得して手帳を持ってもらうことから始めている。 高次脳機能障害の方は精神手帳を持つことを認めたがらないので療育手帳をすすめている。 親の周囲への気遣いや疲れから家にいたほうが良いという判断が働き、結果引籠りになる。 高齢の親の元に置かれた引籠りの障害者を、介護に行ったヘルパーが見つけた例がある。
	市内には3障害それぞれの相談支援事業所があるが、障害種別にこだわってはならず、枠を超えてサポートしている。ただし、発達障害支援センターや自立支援協議会は守秘義務

相談支援	を盾に情報の開示を拒むため、事例検討会などを開いても、うまく機能していない。特に、発達支援センターの動きが見えないので、連携がとれず、支援に困っている。会社の上司の心ない一言でつぶされてしまった人たちがいる。
誰が支援すべきか	周りに理解を求めても、現状では受け入れられないため、制度を使わざるを得ない。精神でも知的の作業所に通えるようにするなど、制度の運用枠を広げていいのではないかと。 障害者同士が互いにカバーしあいながら活動することのできる公共の場（施設）がほしい。
親亡き後に備えていること	幼児・学齢期から親亡き後のことを保護者に考えてもらうようにしている。親はただ漠然と施設入所を希望しているようだが、現実を知らせ、その子に様々な生活体験を積み重ねることで成人しても社会の中で暮らしていける能力を身につけさせるよう、説得している。
その他	自立支援法の真の目的は地域生活にあると思うので、そのためにすべきことを考えている。 合併による1種2制度の問題がある。どちらが良いのか検討中。 堺市独自の「グループ支援」の導入を協議会からの提案で21年度中に開始の予定がある。 ヘルパー単価について、特に重度の方たちを支援しているヘルパーステーションからの不満がある。安すぎる。

6. かれ一屋さん（社会福祉法人いずみ野福祉会） 岸和田市

事業所の特徴	難波西洋軒の全面協力でカレールーの提供を受けて営業している。 工賃30000円～
事業所又は地域での取組の成功事例	営業時間10:00～15:00、17:00～21:00 入店客数平均25～30人/日。 接客と盛り付け。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	
相談支援	
誰が支援すべきか	
親亡き後に備えていること	
その他	A型定員10人、登録8人。



✿ 間取調査報告・奈良県

1. ふきのとう（社会福祉法人ふきのとう） 天理市

事業所の特徴	事業所開設1年目のため若い職員が多くフレッシュです。 事業所の中で作業や生活訓練、就労継続支援を行い多機能で行っている。
事業所又は地域での取組の成功事例	地元農家の方々と協力してGHやCHを作り、もともとあったニーズを形にした。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	サービスを利用している方々を見る限り、こうしたニーズがまだ眠っていることは理解している。どういう生活をして、どういうニーズがあるのか、まだまだ把握する必要がある。
相談支援	相談支援のシステムが理解できていない。
誰が支援すべきか	地域全体で本人の希望に沿ったサービスの提供を行う。
親亡き後に備えていること	
その他	福祉サービスの取り組みを始めて日が浅く、もっと周りの関係者と連携をとっていきたい。

2. オープンスペースAYUMI サポートシステムあゆみ 奈良市

事業所の特徴	地域とともにを目指し、ニーズをとらえて事業所も支援者もおおきくなってきた。 多機能型で行い、事業所にはパニックにも対応ができるよう個別の部屋がある。 同一事業所内にパン屋をオープンさせている。
事業所又は地域での取組の成功事例	地域のニーズに沿って事業展開を行った結果、ボランティア方々からの理解や周辺地域、学校からの協力が頂けたりと、地元住民からの理解を得られた。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	まだまだ把握できていない。関係機関の連携や行政との連携が出来ていない。

相談支援	相談にはのっているが、その先のケアまで行き届いていないため支援要素が足りないと感じている。人数的にも多くの方々が参加していかないと難しい。
誰が支援すべきか	支援すべき方々が、責任を持って取り組む。 誰がというよりみんなで。
親亡き後に備えていること	まだ備えができていない。事業所としての考えはあるが、親御さんが備えていない。
その他	北海道伊達市の取り組みを参考に、「ああいった助け合いサービス」が可能だと理想だし、究極はあそこのような地域づくりを目指したい。

3. 相談支援事業所「夢」 奈良市

事業所の特徴	病院施設内にあり、精神障害の方々の相談に対応を行っている。また、隣の病院と連携し社会復帰可能なケアを行っている。 就労の支援（相談）
事業所又は地域での取組の成功事例	障害を抱えた方々の不安を解消するため、訪問してケアを行っている。徐々に成果もではじめ職場できちんと仕事をこなせているが、その後のケアが難しくまだ仕事に定着ができていない。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	相談にくる方々や手帳を持っている方々だけが全てではないので、把握しきれていない。
相談支援	他の障害のある方々の問い合わせはほとんどない。 相談があってもほとんどの方が一度相談に応じた方である場合が多い。
誰が支援すべきか	こうしたか方々を受け入れられる方々であったり、サポートしてくれる方々。
親亡き後に備えていること	親御さんとの関係が難しいケースが多く、社会復帰できるかどうか。
その他	

4. なら障がい者就業・生活支援センターコンパス 奈良市

事業所の特徴	障害者の就労支援を行う専門的機関。行政と連携を図り、就労推進のコーディネイトを行っている。
事業所又は地域での取組の成功事例	奈良県ではジョブサポーター派遣事業を行い、就労支援の移行を実現させる体制を整えることができた。行政・各事業所が一体となった自立支援協議会を開くことも実現できそう。
その他	把握できていない。

引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	
相談支援	発達障害はどこで相談を受けていいのかわからない。窓口を明確にする必要がある。
誰が支援すべきか	必要に応じてみんなが支援すべき。
親亡き後に備えていること	事業としては取り組んでいないが、その後の自立という考えでは仕事についた後のケアについてしっかりと取り組み、社会に適応できるよう支援を行う準備をはじめている。
その他	行政との連携や各事業者との連携を取りまとめ、委託事業としてジョブサポーターを派遣して企業と連携をおこなっている。

5. たんぽぽ生活支援センター（社会福祉法人わたぼうしの会） 奈良市

事業所の特徴	本人が持つ能力の開発を行い、支援に取り組む一環として芸術面でのサポートを行い絵画や陶芸などを製品化し、施設内での販売やショップの展開を行っている。 児童期の支援にも取り組み、早期から療育を行っている。
事業所又は地域での取組の成功事例	エイブルアートカンパニーを設立し障害のある方々がアートを仕事に出来るという、環境作りに取り組めた。アートやデザイン作品を通して、社会の中で自分らしく生きることが実現できる・・・と伝えていく準備が出来たこと。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	3障害を受け入れてはいるが、把握できていない。
相談支援	相談支援はどんどん増加するものの、精神や重心といった方々からの相談は少なく芸術に関する相談が多い。
誰が支援すべきか	支援すべき環境を整えて、潜在的な能力の開発を進めていくこと。 支援に携わるみんなで行う。
親亡き後に備えていること	地域で生活していくことが出来るように、GHやCHを作り対策を立てている。
その他	

❁ 聞取調査報告・和歌山県

1. くじら共同作業所（社会福祉法人くじら福祉会） 和歌山市

事業所の特徴	当初はろう重複障がい者支援だったが、現在はろう10人知的10人で、パン・クッキー・パウンドケーキの製造販売とアルミ缶処理、割り箸の袋詰めなどを行い、地域に密着した活動を行っている。移転当初から、地域を意識して地域を巻き込んで活動をしてきている。
事業所又は地域での取組の成功事例	知的障がい者を受け入れるときはうまくいくか？ と心配したが、ある日知的障がい者がろう者に、「空き缶を洗ったよ・つぶしたよ」と身振り手振りで話しかけていてその動作がろう者に通じた。以来、この作業所独自の手話が生まれてきている。仲間同士のみがきあいがある。糖尿病が多かったので昼食前にキャベツを湯がいで食べさせたところ、体重を6kg落した方がいる。健康管理も成功している。文字を書くようになった知的障がい者もいる。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	診断がつけばサービスの網の中に入る。 昼夜逆転している程度では診断を受けるのは難しいが、それが当事者にとっての悩み。精神の方がスタッフ気取りで「～へ連れて行ってあげる」、「○○さんを見ていてあげる」などというので、その都度「一緒に行く」、「一緒にいる」と訂正して助言している。本人も親も障害を認めていない。
相談支援	主任が会議に出席している程度。
誰が支援すべきか	
親亡き後に備えていること	施設は必要だと思う。 和歌山市は中核都市なので県の制度を使うことができない。 市に相談しても「予算がない」といわれる。
その他	報酬単価が安すぎる。看護師を週2日配置することになっているが、実際は毎日いてもらわないと機能しない。正職員3人、パート5人。 通所20人。内GHから7人、自宅から13人。送迎は7人。 B型定員20人、登録20人。

2. 和歌山県発達障害者支援センターポラリス 和歌山市

事業所の特徴	肢体不自由児の支援施設として40年の歴史を持つ。H17年から毎年300人程度の発達障がい児者の相談を受けている。成人と児童の割合は半々。学校、施設、労働局、ジョブサポーターとの連携はあるが、企業や民間法人（含NPO等）との連携はない。
事業所又は地域での取組の成功事例	手帳を持つことを入り口としているため、親支援が最大の課題。成人してからの診断名を受けるとの大変さを感じつつも、親を説得して、現状を理解してもらう努力を続けている。 施設内での体験作業を見守り、出来ていること、出来ていないことを親に伝え、そのギャップに気づいてもらうようにしている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	本人が対人関係に悩み相談に来るケースや、友達がいないと通ってくるケースが見られる。 経験の少なさが、新しいことに対する恐れを招いている。 ADHDでうつの方が多い。
相談支援	本人の意思確認が一番大切。 情報は守らなければならない。 親の同意を得るのがBEST。 前述したとおり、施設内での就労体験をとおして社会参加の難しさを本人と親に認識してもらっている。
誰が支援すべきか	自分のことは自分でできることが当たり前だという体験を持つことを優先している。
親亡き後に備えていること	社会との係りを持つことが大切だということを認識してもらうことから始めている。
その他	集団に属させたいが行く場所がないのでそういう気楽に行ける場が必要だと思う。 ※精神の方にはそういう場が用意されている。 就職に関しては専門の機関に任せているので関知していない。

3. はぐるま共同作業所 和の杜（社会福祉法人一麦会） 和歌山市

事業所の特徴	1977年ろう学校の教師が開設。3障害を受け入れる。以来「その人のニーズに応え」事業を拡大。社会福祉法人一麦会として24の事業所を持つ。 納豆・ゼリー・健康せんべい・粉茶などの製造販売。
事業所又は地域での取組の成功事例	「追い出し」があったため、当事者が話をするなど、地域に溶け込む努力を続けてきた。 映画「ふるさとをください」のモデルとなっている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	エルシティオが実態を把握している
相談支援	法人内の別の部署で行っている。
	ニーズにあった分野の人たちが、ネットワークでその人を囲みこんでいく。

誰が支援すべきか	介護保険の手法（ケース会議）を活用すればよい。
親亡き後に備えていること	高齢の保護者のところには介護支援専門員が行っており、対象以外にも目配せをしている。 ヘルパーから連絡があり、ケアマネが判断している。 GHまたはヘルパーのサポート導入。
その他	

4. 障害児者サポートセンター「麦の郷」（社会福祉法人一麦会） 和歌山市

事業所の特徴	1977年ろう学校の教師が開設。3障害を受け入れる。以来「その人のニーズに応え」事業を拡大。社会福祉法人一麦会として24の事業所を持つ。
事業所又は地域での取組の成功事例	「追い出し」があったため、当業者が話をするなど、地域に溶け込む努力を続けてきた。映画「ふるさとをください」のモデルとなっている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	様々な人たちが相談に来るが、彼等は「支援があれば地域で共に暮らせる人」。 医療モデル(全体の中ではわずかな時間)から生活モデル(大半を占める生活場面)に変換。 障害特性(のこだわり)を共通理解する人を増やし、その人にあった工夫をすればいい。 家族は支援者ではない。家族を含めて支援すべき。支援されることに慣れる教育も必要。 20歳を過ぎたらGHなどで自立。そのための賃金（経済支援）保障が必要。
相談支援	学校に卒業生のその後を伝え（情報提供と共有）、協力してもらっている。 もう・ろう・養護学校や訪問介護ステーション、地域や親にしかできないことをそれぞれが責任をもって連携し、色々な体験や経験を積ませる。そのために作業所は必要。 保護者の高齢化に戸惑う前に、対処する経験を積ませることが大切。 「稼いだ金を有意義に使う」
誰が支援すべきか	気づいた人が支援すればよい。考え始めること（想像力）と行動力が必要。 「知ってもらおう」、「こういう動きがあれば地域で生きていける」。
親亡き後に備えていること	親から自立をするんだよ、と教えていく。
その他	働いて得たお金で充実した人生を送る。 青年学級（知的自助グループ隔週土曜日）を当事者が主催して行っている。 一般企業からつぶされてきた当事者の話や、余暇活動、遊びの経験の保障を行っている。 仲間同士で司会をするなど、参加者も多く、継続しており、効果は大きい。

5. ソーシャルファーム ピネル（社会福祉法人一麦会） 和歌山市

事業所の特徴	病院の基準寝具7点セットの下請け、病院の白衣、老人ホームの衣類、おしぼり等のクリーニング作業をとおり、適材適所の判断、空いた時間に逃げ腰になりがちになるところ
--------	---

	にあえて目を向け、支援することで「力」をつけてもらえるように工夫している。
事業所又は地域での取組の成功事例	「クリーニング工場」と位置づけし、常に計画性をもたせ、充実した1日を送ってもらっている。基本工賃は低いが頑張りによって2年間で月10万円を稼ぐようになった方もいる。 目標の立て方や、細かいことの積み重ねが必要で、それがスタッフの使命。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	
相談支援	
誰が支援すべきか	受け皿が必要。受け皿があるのならそれをしっかりと作ってほしい。 ピアカウンセリングのサークルはある。 報酬単価の改定が必要。
親亡き後に備えていること	本人の高齢化も問題になってきている。 共同生活できない方もいる。
その他	

6. けいじん舎（社会福祉法人一麦会） 和歌山市

事業所の特徴	精神の福祉工場として95年開設。冷凍コロケ、おにぎり等の製造販売。オープンカフェ「風車」運営。単に働いて賃金を得る場ではなく社会から認められる場として機能するように「本物」を用意している。
事業所又は地域での取組の成功事例	工業技術センターとの連携によってパッケージ開発などをおこなっているがまだ発展途上。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	吃音で接客に向かない利用者があるが、本人は人と触れ合うことを求めており、必ずしもこちらの思う仕事の内容と本人の希望は一致しない。お金だけの問題でもない。 仕事に生きがいを見いだせる人には希望がある。 精神の方には、働ける場所の確保より、年金のほうが良い方もいる。
相談支援	
誰が支援すべきか	平等と権利擁護が柱。仲立ちは行政の仕事。しかし実行は民間に任せてほしい。
親亡き後に備えていること	成人したら独立した生活をさせなければならない。親からの分離。そのために生活費の保障が必要。その人がいられる場所をたくさん作っていく。できないことを無理にさせるのではなく、不足することは誰かが支援すればいい。
その他	支援を求める人に柔軟に対応すべき。使えるところは使いできるところは自分たちで行う。

その他	B型には一定の設備資金が必要。 働く場所、能力を伸ばす場所、ライフステージの提供、経済的保障 → それができるのが施設職員の役目。
-----	--

7. ほかほか共同作業所 和歌山市

事業所の特徴	スポンジの袋詰や、菜などの内職作業が主体で、工賃も月額3000円程度と低い。 知的10人、身体4人。（作業できる人は6人） 全体にゆったりとした時間の中で軽作業を行っている。
事業所又は地域での取組の成功事例	移行前のはのんびりしていたが工賃設定ができて頑張る姿勢を求めたら悪化した方もいる。 また、事業を拡張したい思いはあるが、B型では財政的に無理。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	隣に引きこもり支援を行っているNPO法人「エルテシオ」がありそちらで対応している。
相談支援	土日の利用のニーズがあったが対応できなかったために入所へ行ってしまった。 GHやCHがほしいと思った。
誰が支援すべきか	地域の中では受け入れられていると思う。 ボランティアもいる。
親亡き後に備えていること	
その他	送迎車両を整備したい。

8. たなかの杜（社会福祉法人ふたば福祉会） 田辺市

事業所の特徴	1977年、養護学校卒後の就労の場・居場所、として開設。現在はクッキーの製造販売箱折り、公園・トイレ掃除などを行っているが、自立訓練に専門課程（短大のようなもの）を取り入れ、パソコン、農作業、ジャズダンス、陶芸、調理等を行っている。工賃2万円。
事業所又は地域での取組の成功事例	必要なプログラムに沿って支援をしているため、人前で自己紹介できるようになったなど発達の成果が見られるようになってきている。 集団になじまない方には個別の対応をとっている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	
相談支援	

誰が支援すべきか	通えるところがあればいい。 → 発見 → 次のステップへ →
親亡き後に備えていること	GHなどの整備。 自宅で暮らしたい方にはヘルパーの利用。 地域の理解とつながりが必要。
その他	自立訓練7人 移行定員6人、登録6人。A型定員10人、登録7人。B型定員10人、登録12人。

9. エルシティオ（NPO法人エルシティオ） 和歌山市

事業所の特徴	精神通所共同作業所が前身。県委託。引きこもりの方を対象に支援活動を行ってきた。制度外で支援してきたが、昨年10月にA型事業所としてスタートしている。 ※発達障害という概念の定義がわからない。
事業所又は地域での取組の成功事例	メンバー同士で年は聞かない過去は聞かないをモットーにそのままの姿を受け入れている。 仕事をしていなくてもとがめられない。 生活のしづらさは、もともとその方が持っていた資質からか、支援が良かったからなのか、克服できている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	仕事=できるけどしたくないのか、できないのか、きっちりできないと困るのでそれが怖くてできないのか。 同和教育の上に成り立っている=障害者としてではなく「人間としての尊厳の問題」として
相談支援	市財政部の理解。厚労省への提言。
誰が支援すべきか	
親亡き後に備えていること	
その他	

＊ 間取調査報告・三重県

1. 三重県自閉症・発達障害支援センター 津市

事業所の特徴	三重県立小児（こども）診療センター 内にあり、医者と連携した支援を行っている。
事業所又は地域での取組の成功事例	2004年から2年間亀山市をモデルに早期発見、子育て支援センター、就学指導委員会、幼児期・学齢期の個別指導計画、保育所や学校の巡回相談、関係機関との横の連携、途切れない支援の縦の連携、人材育成、保護者研修会、などを実施し、臨床心理士、保健師、保育士、教師の専門家チームを配し、2006年、三重県に対し報告を行い、評価を得た。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	不明だが、アスペを疑われて本人が相談に来るケースもある。 学齢期の子どもに対して介入を持つときは、教育委員会に要請して、教育や福祉の関係者を 召集してもらい、単独での介入は行わないようにしている。 普通高校を出てつまづいた方にはプライドがあり、チャレンジしては失敗を繰り返す傾向にある。
相談支援	手帳の問題がはじめにあるが、判定機関の責任が大きく入口が難しい。 福祉サービスを必要とするのか就労なのか、またその移行期間の支援などの問題がある。 相談者に対して「○○へ行ってみては？」は不安をあおるだけ。丸投げはいけない。必ず、複数の関係者が夫々の立場で夫々に支援できることを確認しあうこと。それが「連携」。
誰が支援すべきか	ライフステージに応じた「途切れない支援」がシステムとして必要。行政の責任。
親亡き後に備えていること	施設と働く場所の整備が必要。 保護者が高齢になって助けを求めてくるケースもある。 ハイソサエティの方で、貯えがあるから無理して働かなくてもいい、という方もいる。
その他	育成歴を記入したファイル（台帳・カルテ）の管理。発見の場とプロが必要。

2. アンダンテ（社会福祉法人夢の郷） 津市

事業所の特徴	平成11年、親の会が中心となって精神の事業所として設立。3障害一緒に支援している。 近くに讃岐うどんの店を開店させ、近隣住民の食堂としてはじまったばかり。
--------	--

	そのままでは固く地域の味ではないため、ゆで時間を長くして柔らかめに調節している。
事業所又は地域での取組の成功事例	自立支援法の施行によって日中一時支援などができるようになりサービスの幅が広がった。 利用者にとっても、事業者が選べたり、サービスを選ぶことができるなど良いこともある。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	相談は精神の方が90%。口伝えで利用者が増えてきている。 手帳なしでデイケアに通っている方が1人いる。 制度を知らない方がいる一方、光が見えたと感謝されることもある。 「あそこに行けば何かある」、「どんなサービスメニューなのか」といったことを発信して行きたい。
相談支援	状況を見て働ける状態ではない方には、活動や服薬に関するプラン表を掲示して契約をしてもらい、それが守れないときには「契約を解除しますか？」と再考を促している。 短時間の生産活動（内職）を提案。ピアサポートやGHも必要。 啓発啓蒙活動ははじまったばかり。
誰が支援すべきか	専門性は必要ない。彼と会社のために働くという人が必要。 支援だけを仕事としている人は必要ない。
親亡き後に備えていること	
その他	事業者が踏ん張らないといけない。 薬とご飯と温かいベッド、仲間と仕事。それがあればいいし、それが必要。 工賃は4～5万円。

3. 障がい者サポートセンター工房ゆう（NPO法人工房ゆう） 津市

事業所の特徴	理事長の妻がダウン症。さおり織りを通じて3障害対応の小規模授産施設として開所。 平成18年1月NPO。さおり織り機14台はフル稼働。作品展を毎月2～3回開催し、発表の場を設け、その方の「舞台」を用意している。作品の販売も行い完成度の高いものは2～3万円。
事業所又は地域での取組の成功事例	本人の希望に沿った支援計画を元に、小さなステップから生活のリズムを作ってもらい、将来につなげていく。支援計画はグラフになっていて意識づけに有効。暗くギスギスしていた方が、ものの見方が明るくなったり、失語症だった方が、運営委員会の司会をこなすようになった例もある。芸術性はかなり高い。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	
相談支援	対応者は元県の福祉課の職員。その関係で情報はある。 性的な問題があり、対応が難しい。

誰が支援すべきか	憲法に基づいた支援がされるべき。
親亡き後に備えていること	親がいようがいまいが関係ないし、施設が空いていようがいまいが関係なくなんとかしなければならない。 親が漆黑になっているが心配するなど言いたい。
その他	良くも悪くも「出会い」。その機会を増やし保証することが社会の責任だ。

4. 工房いなば（三重県いなば園） 津市

事業所の特徴	養護学校を卒業後の受け皿がないため、自分たちで作ろうと保護者を中心に立ち上げた入所コロニーが前身。 2泊3日から1ヵ月単位の支援計画を立て、スタッフ全員で共有。
事業所又は地域での取組の成功事例	発達支援学校との連携がとれている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	ニーズがなかなか上がってこない。 支援学校ではなく、普通校に埋もれてしまっている。先生からのSOSがあるが、どこにつなげて行くのか具体的制度がない。収入の保障が必要。
相談支援	行政とのタイアップによる自立支援協議会に専門部会を設け、児童、成人、知的、精神など 就労や自立に向けて「お試し」制度を作ればいい。 高次脳機能障害については法の不備だと思う。 アセスメント → モニタリング → ケアプランは有効。 施設として必要だ、という行政の強い意志がなければならない。
誰が支援すべきか	制度に結び付けるため、今ある資源を工夫してうまく活用する。
親亡き後に備えていること	在宅 → お試し入所 → アセスメント
その他	発達障害支援法によって相談窓口が開かれ本人に沿った支援が行われるよう法整備が必要。 この子は親のための犠牲者。 障害というレッテルを貼らなければ支援はできないのか？

5. 相談支援センターHANA（社会福祉法人四季の里） 四日市市

事業所の特徴	精神の社会復帰施設が前身。ゴルフのキャディさんの宿舎を改修して使っている。 三重県と市の協力で、県営・市営・一般のアパートをCHやGHとして使っている。 「引籠りを外に出そう」と活動を始める。ゆったりと何もしない作業所(フリースペース)。
--------	---

事業所又は地域での取組の成功事例	引籠っていた方が、「ゆったりクラブ」をステップに地域に移行していった。他の地域からの利用が多い。利用回数が増えている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	診断名が付いていても、受容できない本人や保護者の問題がある。地域には別に引籠りを支援しているところがある。親のための支援も必要。
相談支援	病院から出て訓練をしても、施設に戻ってしまう。介護度の高い方が増えてきている。 ※自立度の高い方は市内のGHなどを利用している。
誰が支援すべきか	偏見を捨てて、直接かかわってもらう以外にない。テレビなどでの訴求が有効。
親亡き後に備えていること	親亡き後というよりも、ご本人の高齢化が進んできている。法人でお世話できなくなってきたときが問題 → 県独自の「高齢者専用住宅」計画がある。 介護保険からはイヤがられる → タイアップするしか方法はない。
その他	

6. 手作り工房あゆみ（社会福祉法人めくもり結の里） 四日市市

事業所の特徴	背後に団地群をひかえ高齢者や障害者のニーズから地域の福祉ボランティアが立ち上げた。 家庭的な雰囲気の中で、クリスマスやお正月の飾り物、座椅子、布ぞうり等の製造販売のほか、リサイクル回収や請負作業などを行っている。
事業所又は地域での取組の成功事例	福祉や制度に関しては全く知識や経験がなかったので、とにかく市の窓口にて全てのことを相談して決めてきた。このため、行政とは最良の関係が築くことができている。 自立支援法については問題もあるが、一般就労までを考えていなかった方が、就労移行支援をとおして自分の将来に希望を持てるようになるなどを評価する面もある。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	行政からの情報はあがるが、本人のニーズが見えてきていない。 こちらからは働きかけられないので、見守るしかない。
相談支援	相談支援事業所とのつながりはできつつある。 ハローワークなどに行って、求人が出ていないかを確認するなど積極的にかかわりを持つ努力をしている。
誰が支援すべきか	制度ではないと思う。 仲間がいるから出てくることができている方もいる。 「場所」が必要。
親亡き後に備えていること	GHをもちたい。そのために、市営団地の活用が有効と考えている。

いること

その他

就労支援学級のようなものがあるとよい。
口で言うより、会って話す。
18歳～20歳の間の障害年金がないのが問題。

＊ 間取調査報告・岡山県

1. ホープ（NPO法人ホープ就労・生活支援センター） 岡山市

事業所の特徴	<p>知的小規模作業所が前身。A/B型は病院・施設・ホテルのタオルやおしめ、シーツ等のクリーニング。移行は市役所などへの出前うどん。工賃A型60000～110000円。</p> <p>B型6000～10000円。移行20000～30000円。</p>
事業所又は地域での取組の成功事例	<p>あちこちの事業所を転々としてきた精神の方が自信がついて笑うようになった。すこしずつ時間をかけて作業時間を増やし、本人の意思に任せている（強制はしない）。他の事業所のGHから6人（4+1+1）が通ってきている。</p>
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	<p>利用者の中に自閉症の方が4人いる。日中同じ作業をしているが飽きっぽい。これまでもうどん屋～クリーニングと仕事を変わってきている。</p> <p>ハローワークや他の施設の支援員からの紹介もある。</p> <p>統合失調症で7～8年こもっていた方が毎日2時間くらい通ってこれるようになった。2時間でもキツイ日もあるので時間を減らすこともある。家族は喜んでいる。</p>
相談支援	<p>あの人は嫌い、という人間関係や一人暮らしがしたい或いは結婚してふたりで暮らしたい、</p> <p>携帯がほしいなどの相談を受ける。バスの定期券の買い方やお小遣い帳のつけ方などの支援もしているし、手帳がない方には精神科への通院（手帳取得には8ヶ月間の通院記録が必要）の支援を行っている。</p> <p>養護学校4校からの実習を受け入れている。うどんは中学校からも実習要請がある。</p>
誰が支援すべきか	<p>相談支援をしているところがはっきりしていて（責任をもって）つないでくれる仕組みがしっかりできていれば、うちで出来る範囲で支援は可能。</p>
親亡き後に備えていること	<p>お金の使い方を教えている。</p> <p>GHを作りたい。</p>
その他	<p>移行定員16人、登録20人。A型定員10人、登録16人。B型定員14人、登録10人</p>

2. ワークステーション・コンドル（社会福祉法人浦安荘） 岡山市

事業所の特徴	S60年精神。病院と社会の中間施設（600床）。パンと通所者の給食、地域生活支援のための夕食の宅配サービス。
事業所又は地域での取組の成功事例	ホームレスへの取り組みを視野に入れている。 救護施設時代から就労後のアフターケアに力を入れている。 40歳で社会に出た方が70歳になったが、その後のかわりからデイサービスなどの日中活動の場の提供をしている。 プログラムの必要性は意識しているが、サロンの居場所として活用している。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	ハローワークに行くときは障害を隠していく傾向にある。個人の意思なので強要できない。
相談支援	3障害一緒に受けている。 精神の方は夜10時まで受けているが、電話をしてきて話を聞いてくれという。サービス内容についての理解が足りない。知的の方はサービス内容についての相談が多い。 介護保険の包括支援センター会議に出席している。 掘り起こしが必要。
誰が支援すべきか	制度的な対応にならざるを得ない。
親亡き後に備えていること	十分な住環境と十分な食事が与えられるなら困うことも可能。
その他	行動障害の中2男子。家をリフォームすることになったので環境の変化についていけないとの判断から、2ヶ月間別のところに家を借りて一緒に生活をする支援をした。 移行定員6人、登録3人。B型定員20人、登録25人。

3. ワークハウスアイビー（社会福祉法人美土里会） 岡山市

事業所の特徴	知的小規模作業所が前身。養護学校の先生が理事長。自動車部品のバリ取りや菓子箱折り。 本人の力をつけるため送迎は行わず自主通勤してもらっている。 工賃は数と勤務状況によって3000円～30000円。
事業所又は地域での取組の成功事例	就労を目指してハローワークに登録し履歴書の書き方などを練習しているが、仕事がない。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	自閉症の方が3人いるが、それほどこだわりはない。 IQが高くて手帳を持てなかった方が精神でとった。
相談支援	そもそも敷居が高い。困ってはいるが、何をしゃべったらいいのかわからない。 相談支援の窓口が少ない。緊急性を有していても待たされている。 入口で誰に当たるかで対応が違う。不公正。

	支援する側は個人的にどんなつながりをもっているか。
誰が支援すべきか	民生委員が動いていた時代があったが今はその動きが見えない。 学卒後すぐにならかわれるがその後何年も経っている方はどうなっているかわからない。 学校が持っている卒業生の情報を元に掘り起こしをすることも有効。
親亡き後に備えていること	法人としてはGHや福祉ホームの利用に備えたい。 利用者は家庭内でのしつけをきちっとしてそこを利用することに備えてほしい。
その他	県民性としては排他的。地理的に災害が少ないので助け合うという考えがない。 自立支援協議会も開催するが協力しあうことはない。 偏見は少ない。 移行定員6人、登録7人。B型定員25人、登録20人。

4. 昭和町仲よし（社会福祉法人岡山市手をつなぐ育成会） 岡山市

事業所の特徴	知的通所授産が前身。ベアリングの組み立て、七宝焼、さおり織、公園の清掃など。 DMの封入作業は10000部/日。 工賃移行20000円、B型10000円。
事業所又は地域での取組の成功事例	働く場であり、体験の場であり、就労支援に結び付ける場。公益事業部門（リサイクル、ふれあいセンター清掃、公園清掃）から就労に結び付いた方がいる。 年に1～2人程度親元を離れて一人暮らしをはじめている。 育成会と市の関係は良好だが、自立支援協議会はまだ機能していない。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	子どもの頃いじめにあっていた方がその原因が発達障害にあったことを今になって知った。 発達障害支援センターにつなげている。
相談支援	法人内部に有資格の相談支援員が3人いるが経験が少ないので積み重ねていくしかない。 通所、育成会という「しぼり」から開放してみんなに利用してもらいたいという思いから事業所を町中に移設してきた。 体験の場として開放している。
誰が支援すべきか	一般論はわかるが簡単にひとくくりにはできない。 体験を通してでなければわからない。
親亡き後に備えていること	本人にダメだダメだといって禁止ばかりしていれば心配なことは起きないが、それでは体験もない。親が安心して死ねることができればいい、だけでいいのか？ 育成会がNPO法人を作って成年後見をはじめた。
その他	社会に出ても失敗したときにはいつでも戻ることができるような制度を完備すべき。 ヘルパー制度は問題が出てきてからでないに関わることをできない制度。 移行定員18人、登録16人。B型定員14人、登録17人。

5. ワークハウスくるみ（NPO法人くるみ） 倉敷市

事業所の特徴	<p>重心の方4～5人の声で立ち上げた小規模作業所が前身。10年目。軽印刷、くるみ織、クッキー販売、農工など。3障害一緒。 工賃時給200円。</p>
事業所又は地域での取組の成功事例	<p>3障害一緒に助け合っている。近くの施設からの利用者あり。地域の方に支持されている。 働きたい仲間がほしいという気持ちでスタートしたので障害の種類にこだわりはなかった。 職員利用者関係なく友達感覚で名前を呼び合っているが何が優しさなのかを考え、できないところ以外は手を出さないように支援している。 障害者としてではなく「人」として見て接している。</p>
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	<p>雑談の中にSOSはあるので、雑談であってもアンテナを張っていなければならない。 パニック症候群の方は「ここでは素直に自分を出せる」と通ってきている。</p>
相談支援	<p>不安になると子どもにかえって「帰りたい、帰りたい」と泣く方がいるが、泣いてもダメとは言わずに別の場所を用意して「○○ちゃんどうするん？」と普通に話して普通に接している。何かあった時に改めて場所を用意してもしゃべれないのでその都度雑談の中で対応している。押し付けるようなやり方はしないし、仕事優先ではない。その方の意思表示があるまで待っている。ちょっとしたきっかけと導入があればいい。</p>
誰が支援すべきか	<p>手帳がない方にはここで安い工賃で働いてもらっている。 どこにもない福祉を作っていこうね、とみんなで話し合ってきている。</p>
親亡き後に備えていること	<p>福祉ホーム的なお互いが気心を知りあって暮らしていくことができればいい。 身体の方にはバリアフリーが課題。</p>
その他	<p>小規模作業所こそが本当の道。本当の仲間として接しているうちに、「あ、この人障害者だった」と気づくことがある。スキンシップのないところに交流は生まれない。 個性を伸ばすことはできる。管理してほしい方には向かない。 派遣社員に生保を与えるくらいなら障害者に与えろ！！ B型定員13人、登録17人。</p>

＊ 聞取調査報告・香川県

1. 地域生活支援センターこだま（社会福祉法人香川こだま学園） 高松市

事業所の特徴	発達障害者圏域支援体制事業委託。単年度3年目。本体（難聴児）の関係上、児が多い。ウイスクIIIなどで診断。特に決まった療育方法はないが、ABAも参考にしている。
事業所又は地域での取組の成功事例	センターの呼びかけで、市やDr. など関係機関が集まり児童デイ、幼保の先生の困りごとなどをヒントに事例検討会を開催しネットワーク作りを積み重ねている。 LD親の会などとも体制整備時事業を進めている。 「ハローワーク」や「就労・生活支援センター」とも連携している。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	検診時の保健師や先生の気付きから相談が増えてきていて、それを受けるので精いっぱい。 気づくのが遅い、障害受容ができない親のために5歳児検診での発見を目指しているが、人数が多すぎて、見つけてもつなげる場所がない。月2～3回のかかわりがやっと。 何社受けても就労できない方の相談があつて対応したが、面接態度に問題があつたので同行した。ジョブコーチもかかわり、うまく行って継続中。
相談支援	初回はアセスメント。2回目以降に発達検査としているが、者はできないので漏れている。 学校との連携がまだまだ難しい。学校のコーディネーターが機能していない。 就労支援には手帳又は医師の意見書が必須。 ケアマネジメントの資質が問題なので、きちとした人材を育てていかなければならない。 使える社会資源を多くすること。
誰が支援すべきか	子どもの教育からはじまるので学校教育が主体・核にならなければならない。卒後も一貫支援できるように発達障害のスペシャリストがライフスタイルに合わせていく。 「発達支援ノート」の取り組みが始まる予定。
親亡き後に備えていること	支援の必要な方には必要なサポートがあればいい。一人で生活できるのか？
その他	成人してからの療育も効果があると思う。 人間関係（ソーシャルスキル）や体験（調理や合宿）をとおしての役割分担の確認、ピアカウンセリングが有効。

2. 障害者生活支援センターピア 坂出市

事業所の特徴	重身療護施設が母体。 あなたの立てたケアプランはあなたがお金を出しても買いたいプランか？を常に考えている。
事業所又は地域での取組の成功事例	筋ジスの21歳男性。県庁に就労できる目があったが「自力通勤できる方」という条件に阻まれた。余暇支援ならOKなのに、通勤の移送は認められなかった。父が専業主婦をせざるを得ない。ずっとこれを続けなければならないのか？ サービス利用時間について常に役場ている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	
相談支援	介護保険の併用者からの相談。小屋のようなところに住む62歳半身まひ。救護か療護か。 施設に空きはないかというワーカーさんからの相談。
誰が支援すべきか	地域が生きていた時代があった。 地域の力を再生させたい。
親亡き後に備えていること	本人の自立の能力を高める。 自己決定ができるのであれば制度を利用してもいい。
その他	30分単位のちょっとしたサービスがたくさんあればいい。 差別されバカにされ続けてきた方は社会を拒否するようになっている。

3. あじさい（社会福祉法人ナザレの村） 高松市

事業所の特徴	知的通所更生小規模授産所が前身。保育園母体。移行は喫茶店を運営。接客販売、焼き菓子製造販売。B型は焼き菓子製造、清掃作業。 工賃移行日給750円。B型日給400円。
事業所又は地域での取組の成功事例	相談支援事業所のプランの立て方が良くなってきていて、利用者のサービス利用の仕方が上手くなってきている。また、日中活動だけは就労に向けたステップの場としてしっかりやっいていこうと思っているので、利用者にもわかるように説明していることも相乗効果としてある。仕事さえあればA型でやっていきたい。 余暇支援も力を入れている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	就労していたが適応できなかった精神の方。アスペルガーだと思うが理解されない。 トラブルが起きると症状が現れ問題行動を起こすが、じっくり話を聞くことで落ち着きを取り戻している。 働きたい、おしゃれをしたい、お金が欲しい、という精神の方には精神のデイは娯楽的なところが多く満足できていない。

相談支援	その都度相談を受けて個別支援計画を立てている。 就労・生活支援センター、ハローワーク、職業センターなどと連携している。 ただし、人材不足でサビ管としてもまだ動けていない。
誰が支援すべきか	地域だと思う。高松は社会資源が少ないので、こもっている方は多いと思う。 機が熟してからチャレンジしていいのではないかと（年限を設けるべきではない）。
親亡き後に備えていること	家族会にアンケートを実施したところ、GHやCHの必要性は意識しているようだが、ではいまずぐに必要なのかと言うと、そうではないという答えになっている。 危機感はない。
その他	

4. 障害者生活支援センターあい（社会福祉法人朝日園） 高松市

事業所の特徴	身障授産が母体。1市2町を範囲とする市の委託事業所。 高松市内には小さい時から関わってきて卒後の行き場としての作業所がたくさん準備されている。
事業所又は地域での取組の成功事例	障害専門のところがあるのでそちらにつないでいる。 在宅で何十年も社会に出たことがない方がいるが、サービスも使っていないと少しずつ人に慣れるように支援している。月に1回事例検討会を開いている。 手帳をとらずに私立高校に行ったがいじめにあって引きこもっている方がいる。 家族はレッテルを張られることに拒否感があるので説得が難しい。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	相談は10～15件/日。母体の事業所とは距離をとり、相談者とはしっかり話し合っ てケアプランを立てている。 仕事ができる限りは授産で入所も可、と思うが移行後は生活介護へ移る。 身体と知的の重複の方は行動範囲が広がらないので見守り程度。 安心していい場所、安心して帰ってこれる場所として用意している。
相談支援	手帳がなければ福祉サービスは提供できないが、相談支援はできる。
誰が支援すべきか	福祉ホーム（2か所18人）をもっている。ヘルパーを使いながら自立できている。
親亡き後に備えていること	
その他	知的養護には大学推薦枠があるのでそれを狙ってわざと養護学校へ進学する子がいる。

5. 支援センターウルカ（社会福祉法人ウルカ福祉会） 高松市

事業所の特徴	知的小規模作業所が前身。ウルカは理事長の初代盲導犬の名。パンケーキ作り、手提げ袋製作等の軽作業。障がいをもった人たちがせめて泣かずに生きていくために支援している。
--------	---

	工賃3500円~10000円。
事業所又は地域での取組の成功事例	<p>利用者のほとんどが月22日フルに来て利用している。スタッフの対応がいいからです。普段わがままをいう子どもたちがドリーム（2代目盲導犬）のことを心配して優しい気持ちを持つようになるなどドリームの存在がセラピーになっている。ドリームがいるから来る。</p> <p>理事長（全盲）の理解者としての存在も大きい。</p>
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	事例はないがこれから勉強して準備していく。
相談支援	利用者の視点を常に忘れないようにしている。
誰が支援すべきか	<p>網にかかる方は引き寄せて話をして支援できるが、情報がなければ何もできない。地域や行政・民生委員などから情報があれば何かできる、隠そうとする限りはできない。お互いにアンテナを張りながら行かなければならない。地域との連携が必要。</p>
親亡き後に備えていること	
その他	GHを立ち上げたいが資金がない。市も動かない。

✿ 間取調査報告・徳島県

1. 徳島県発達障害者支援センター（徳島県立あさひ学園） 徳島市

事業所の特徴	知的の方は卒後100%入所している。相談の80%が小学生以下で、成人の対応は数%。
事業所又は地域での取組の成功事例	
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	様々な研修会で話題になっているので発達障害の方が多くいるのは想像できる。学校に行けなくなってしまうそのまま不登校が長引いている例を聞いた。掘り起こしをしているわけではないので、実態が見えてこない。学校は動き出している。
相談支援	就労については国のセンターに照会している。 発達障害を診断できる医師がない。 徳島文理大学の心理学部の先生につなぐこともある。 「自分が楽になった」「もっと自分のことがわかりたい」「これからどうしようか」といった前向きな言葉が聞かれるようになっている。
誰が支援すべきか	任せてください、と言いたいが成人期専門にかかわる人の体制がとれていない。 就労の前にたくさん準備をしなければならないことがある。 他機関とのネットワーク構築。
親亡き後に備えていること	心配しなくてもいいような支援体制が見えるような形でほしい アスペルデル会の会の方の「ものすごく苦しかった」という言葉。精神疾患と言われていたのに実は発達障害があったと言われてどうすれば良いのか迷っている。
その他	

2. いのちのさと（NPO法人いのちのさと） 徳島市

事業所の特徴	知的小規模作業所が前身。農作業を中心に米、大根、人参、ほうれん草、小松菜、椎茸などを作っている。古代米に挑戦。 工賃平均80000円。

事業所又は地域での取組の成功事例	行政との戦い。初めて就労する知的はA型で行きなさい、B型は認めない。食事はカロリー算をきなさい。製造と販売を分けて会計報告きなさい。などの指導がある。実態を見に来てくれと言っているが、一度も来たことがない。少年院を出た子を引き取っている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	16歳。遺棄されていた。民生委員の証明書がありお寺で預かっていたがIQで引っ掛かり精神で対応。引きこもっていて来たり来なかったりを繰り返しているが、来れば対応している。
相談支援	誰でも受け入れている。発達障害者を支援する組織作りの動きがあるようだが、誰かがやってくれればと中心になりたがらない。
誰が支援すべきか	本来は地域。徳島はお遍路さんの接待はするが、それは通過して行く人だから。居座られたら困る。障害に対しては偏見がある。
親亡き後に備えていること	もともと親とのかかわりのない子たちを預かってきた。このまま支援者の中で生きていけるように関わっていきたい。
その他	議員から、卑弥呼の墓のある神聖な土地にアホを入れるな、何をされるかわからない、女は夜も歩けない、アホが移ったら困るから出ていけ、と言われた。就労は個人経営（農業者）では認められない、と市が言う。彼らの就労先としては個人経営の農家は最良の就労先。農家もそれを望んでいるのに、行政に邪魔をされて困っている。 A型定員25人、登録22人。B型定員15人、登録10人。

3. 有限会社ホームケアべんり堂（有限会社ホームケアべんり堂） 徳島市

事業所の特徴	介護事業所が本体。障がい者にも対応してほしいという声があって心意気と同じであれば有限でもかまわない（徳島では市の経費の問題から市が対応してくれないので在宅支援センターが2事業所のみ）との思いではじめた。
事業所又は地域での取組の成功事例	直行直帰はあり得ない。一度帰ってきて必ず情報交換を行っている。その間の給与を保障。民生委員やDr.との連携をしている。また、コンビニ（※赤ローソンのシルバー向けお弁当配達）との連携をとおして地域の特性を生かしたインフォーマルサービスを行っている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	
相談支援	電話相談はあるが、ニーズは千差万別。
誰が支援すべきか	本人のニーズによる。家族との関係性に事業所としてどうかかわることができるのか。できることとできないことの振り分けによって行政なのか民間なのかの準備はできる。

親亡き後に備えていること	インフォーマルサービスをどう作っていくか。 福祉にかかわる全ての人が、こういった世の中、こういった職場にしたいという具体的な姿を描く。
その他	徳島は精神の方の病床数が全国一。隔離政策が浸透していて抱えて離さないのインフォーマル支援を求めても連携してくれない。情熱もない。協働できない。 人口10万人当たりの施設数もTOP。GHも多い。

4. あおばの杜（社会福祉法人徳島県心身障害者福祉会） 徳島市

事業所の特徴	S53年県の肝いりで知的通所として立ち上げ。黒字が続いたので先行投資の意味で児童デイをはじめた。移行はタオルの袋詰め、B型はリサイクル。 工賃3000円～8000円。+ボーナス。
事業所又は地域での取組の成功事例	音楽療法を取り入れたサービス（児童デイ）。 ペットボトルの粉砕機を導入。県の指定を受け、古紙回収や空き缶の処理を行っている。 一般就労への取り組みはしているが結びついていない。企業の理解がない。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	養護学校卒業後の行き先として毎年4～5人の入れ替えがある。 発達障害についてはわからない。
相談支援	
誰が支援すべきか	3障害一緒といっても職員がついていけない。人材を育成できない。 改修費がかかるのでバリアフリー化もできない。
親亡き後に備えていること	最後まで面倒を見ようという思いでいたが、行政システムとして安心してやれるものがあるといい。 GH（公営住宅の改修）を検討中。
その他	

＊ 間取調査報告・愛媛県

1. えひめ障害者支援施設道後ゆう（社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団） 松山市

事業所の特徴	S27年肢体不自由者更生施設が前身。この3月で移行して1年半がたつ。何らかの理由をつけて1年延ばす、地域に戻す、区分認定をし直す、などの方法を考えている。パソコンを使った就労支援。工賃はなし。
事業所又は地域での取組の成功事例	半年で地域移行した方もいるが本人の目的・目標をどこに置くかでゴールが違う。パソコンの簿記など実務資格取得に向けての支援や社会的マナーの習得を目指して支援している。全てが地域移行ではなく、もう少し機能訓練が必要なのに期限が来てしまった方などがある。区分2と3の違いは何なのか？
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	
相談支援	就労・生活支援センターをもっているの、そちらにつないでいる。 ないものは、作っていく。 自立支援協議会を積極的に利用していく。 相談支援員同士のつながりができているのでケース会議をとおして抱込みをなくしている。
誰が支援すべきか	考えなくてはいけないと思うのだがまだピンと来ていないし、具体的にも思いつかない。
親亡き後に備えていること	本人の生きる力と社会資源の整備。
その他	区分認定の仕方について、個人裁量や勘案の仕方に個人裁量があり、格差が生まれている。 移行定員20人、登録16人。

2. さなえオアシス（NPO法人さなえ） 松山市

事業所の特徴	ラブホテル経営のリネンクリーニングから。企業のノウハウがあつて儲けることができればいいのではないかと。企業は赤字になってはいけない。 工賃時給631円。
--------	---

事業所又は地域での取組の成功事例	障害者の雇用を目指して設立した。利用料を工賃に上乗せして払っている。 週20、25、30、38時間の雇用契約形態を取ってその人に合わせた就労を保障。 本人が辞めると言わない限りは首にしない。仕事ができなくても給与は払っている。 利用者の笑顔、しゃべらない方がしゃべるようになった、など効果がある。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	公的機関の訓練でキレていた方がいるが相談できる人が1人ついただけでキレなくなった。 統合失調症という診断の方がいたがアスペルガーを疑ったので診断を勧めた。本人の受容ができなかったため手帳が持てない。
相談支援	交換日記のような連絡ノートを作って体調管理に役立てている。 自分の思い通りにならないこともあることを教えている。 精神の方は話を聞くだけでいい。
誰が支援すべきか	まわりの地域の方が情報を伝え、外に出て相談さえつければ一歩踏み出せる。 不安全感から引きこもっているが、出ない限りは支援できない。その存在をどう見つけるか。
親亡き後に備えていること	15年前からCHのニーズがある。
その他	ここはみんなが主体です。みんなが明るい顔で通ってきてくれているのが励みです。 個別支援計画は有効。 A型定員40人、登録35人。

3. しののめハウス（NPO法人SORA） 松山市

事業所の特徴	精神の共同作業所が前身。クッキーを作り、大学や市役所、県庁の売店で販売。 工賃時給300円+ポイント（危険手当、技術手当、安全手当）。
事業所又は地域での取組の成功事例	週2日勤務の方から毎日勤務の方まで、勤務時間も個人に任せている。職場体験をとおして自分の発見につなげてもらっている。 障害種類を問わず、被爆体験者もいる。 地域の老人会に入っていて高齢の障害者の行き場としての大切な社会資源と認識している。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	
相談支援	仕事のことは相談にのっているが、薬のことはDr. に任せている。 なんの前触れもなく突然いなくなったり、将来の不安から自殺を考えたりするが、仕事の中での雑談から、ピアカウンセリングができています。
誰が支援すべきか	手帳のない方は家にいるので地域活動支援センターなどを利用するとよい。

親亡き後に備えていること	親を看なければいけない方もいるのでその時に何がしんどいのかを聞いてあげている。行き場を自分で見つける。 地域の人なのだから地域の中に入っていきべき。
その他	地域のおせっかいは必要。 できないところをさりげなく支援する思いやり。言葉の勇気づけ。

4. 松山市若草就労継続支援事業所（社会福祉法人松山市社会福祉事業団） 松山市

事業所の特徴	知的小規模作業所が前身。箱折、温泉タオル袋入、宅配寿司箸セット、ミシンがけ等。施設外就労もしている。利用者の半分は重度。バス、自転車、電車通勤してもらっている。 工賃月5700円。
事業所又は地域での取組の成功事例	I Q 1 0 0 前後の利用者が6人、70～80が2人(うち1人は引籠り)、2次障害1人、アスペ4人、高次脳機能障害2人がいるが、高次脳の方は2次障害がないと年金の対象にならないのでD r . に説明して意見書を書いてもらった。県の意識でOKになるのは基準があいまいで統一されていない。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	自分はなんであいうことをするの？ と鏡のように自分を見つめ心の説明をつけている。 無理に健常者の人間関係に入れるより、価値ある人間として自己受容を成し遂げてからでもいいのではないか。逃避窓口を広く用意しておく。働くだけでなくどう生きていくのか自分で自分を認めていく。 一方で守られて一方で排除されている。
相談支援	発達相談からの照会もあるが、自分で直接相談に来る方が増えてきている。 診断のおりていない方は「サポートステーション」に集まっている。
誰が支援すべきか	せめて手帳を保持しようとしているのであれば年金を含めてサービスの提供をすべき。 国ではデータがなく、人数の把握がされていない。 申請主義は対応がバラバラ。
親亡き後に備えていること	自閉症の方は住む所と通うところが変わるとその変化についていけないので難しい。 GHやCHというニーズはない。 本人の高齢化が問題。入所系が必要。
その他	B型定員20人、登録26人。

＊ 間取調査報告・高知県

1. 高知県立療育福祉センター発達支援部（県立） 高知市

事業所の特徴	県立。肢体不自由児施設が母体。
事業所又は地域での取組の成功事例	組織内で教職員を1人雇用し、Dr. の診断後、心理判定を行うとともに、学校との連携を深くしている。 ピアトークの場を設け、保護者の安心を保障している。 普及啓発にも力を入れ、地域で生活していくための下地づくりをしている。 ※実践事例は資料参照。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	精神外来にかかるケースや本人が認めないケースでは対応が難しいので期限を決めて話し合いをするようにしている。 本人が悩んでいれば（具体的であれば）可。
相談支援	あなたが怠けているのではないと説明し、前向きになってくれればそのあとの支援はスムーズに行く。
誰が支援すべきか	こちらの理屈に合わせようとせず、彼らを認めること。 診断や支援の場で誰が関わってあげられるのか？ 情報が共有されているか。 職業センターで何が向いているかわかってから支援しても遅くはない。
親亡き後に備えていること	GHなどの資源+本人のスキル（金銭管理、スケジュール、料理、洗濯、掃除など）。 成人期に療育支援もあっていい。
その他	養護学校の専門学校化。

2. 作業所もえぎ（NPO法人高知県自閉症協会） 高知市

事業所の特徴	母体はホームページ参照。トマトハウス作業（施設外就労1ユニット4人×2交代）、療育センターの洗濯作業。働いて得たお金はローソンで買い物をするなどで使っている。 工賃月2700円～38000円。
事業所又は地域で	春野町JAの土地を借りて事務所を置いているので、その関係からトマト農家への農繁期の応援がある。草取りなどで、労働の習慣のない方たちばかりだが、今はじまったばかり。

の取組の成功事例	ハネ品のトマトをスーパーなどに卸している。(ブランドトマト) 小さいころからの情報提供が必要だが、郡部にも同じ支援サービスが行きわたっているか という疑問。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	IQが高くて学校でも対応できている方や高機能自閉症の方は精神で診てもらっている。 3歳児検診では見つかりにくい、1.5歳、3歳、5歳で見つけるように。 アスペルデル会の判定基準作り。 児童デイで取り入れてアプローチしている。
相談支援	サービス管理責任者の存在が重要で、個別支援計画の中に療育を取り入れ、生活支援プログラムを念入りに立てている。
誰が支援すべきか	誰でも支援できるようにお金を下さい！！ 高知県も高知市も努力して申請したのに個人営業主(トマト農家)では契約の対象にならないと国に断られた。個人経営という最小単位の経営が障害者ひとりひとりに対応できて有効。
親亡き後に備えていること	
その他	職業センターでの職業判定で「職業的障害者」の証明書をもって認定調査を受けている。 又は、精神科のDr.の意見書でもOK。 B型定員23人、登録11人。

3. 就労支援センターコーケン(株式会社コーセイ) 南国市

事業所の特徴	県リハビリテーションセンターの指導員をしていた社長が25年前に「作業所貢献」設立。 就労2年でトコロテン式に押し出されてくる障害者の雇用制度では受け皿がないとA型を目標に移行。県指定の水道メーター製造販売。賃金85943円。
事業所又は地域での取組の成功事例	常勤職員17人が障害者(身体6、知的10、精神1)。訓練等給付は27人(身体6、知的18、精神2)。企業全体の従業員のうち健常者は1.8%。求人表には「障害者に限る」とあり、徹底して障害者雇用にこだわっている。 品質に妥協は許されない。ISO9002を取得。信頼を得ている。 品質基準±2%を維持するためには完成度は限りなく0%でなければならない。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	地域生活支援センターから紹介のあった発達障害者が2人いるが、社会通念上の感覚が通用せずコミュニケーションが取れない。また年相応に作業に遅れが出てくるが、部分的には問題ないので能力にあった作業をしてもらっている。そうすることで門戸は広がっている。 能力以上のことを求めると過酷になり門戸を閉ざすことになる。
相談支援	就労に関する相談が多い。 生活背景も就労に直結しているので両面支援しなければならない。

誰が支援すべきか	指導員の能力如何。工程や能力差はグループ・ペアによって「可能になる助け合い」を構築して、いいもの（きれいな解体、きれいな分別）を作ること「いい値段で売れる」。
親亡き後に備えていること	もしかしたら、地域の中の考えが30%違ってきたら社会は変わる。
その他	移行定員6人、登録3人。A型定員10人、登録11人。B型定員24人、登録22人。

4. 指定相談支援事業所てく・とこ・瀬戸（社会福祉法人てとこ会） 高知市

事業所の特徴	精神の援護寮が前身。高齢者介護部門を併設。スタッフ50人。 ※沖縄のミラソルと連携。
事業所又は地域での取組の成功事例	(株)ムラタから委託され、高知市内に設置されている約130台の自動販売機の清掃。 その他企業委託で缶・瓶・ペットボトル選別、ペットボトル破碎のほか座学。 A型焼き鳥販売(300本)、昼食サービス。B型焼き鳥のくし刺し、お茶の箱折り。 4人が就職(老人ホームヘルパー、ホテルホール・清掃、モップ清掃2人)。 ※企業授産ではコロニー的になってしまうので行わない。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	病院から持ち込まれるケースもあるが、直接の相談も多い。口コミで広がっている。 市内の他事業所との連携がとれている。 居場所も必要だが、それだけでいいわけではない。
相談支援	法人内に3人おり、機能している。 3障害は一緒にしているが専門性が強すぎる。 他事業所と持ち回りで勉強会を開いている。 自立支援協議会は準備中。
誰が支援すべきか	誰が? となると(支援の幅が)狭くなってしまうから、みんなで。 手帳の制度がはっきりしていない。実態が把握しきれていない。
親亡き後に備えていること	先は考えても仕方がない。あとは我々が何とかする。 住む場所の確保ができて何らかのサービスを使えば支援は可能。 今できることをやってあげてください、とアナウンスしている。
その他	GH5か所27人。 移行定員10人、登録9人。A型定員10人、登録3人。B型定員30人、登録31人。

5. 東部障害者福祉センター「さん」（社会福祉法人昭和会） 高知市

事業所の特徴	知的通所授産が前身。市委託6か所(知1、身2、精3)。連絡会を月に1回開催している。
事業所又は地域での取組の成功事例	楽しみ会など気軽に参加できる場所があれば、軽度の当事者の生の声を発していける。 青年学級+αのつながり(身体地活II型のサロンのような)居場所がない。 手帳は持っているが本当に軽度の方は「女も作って、免許も取って、24万もらってブイ

	<p>ブイやるんやで。あんな奴らとは違うさ」と思っているが、その方たちの居場所がない。</p>
<p>引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態</p>	<p>仕事に行ってお金を稼いで「一人でテレビを見てる」のか「稼いだお金で楽しみを作る」のか。高齢者のケアマネから「お母さんが入院したが、どこにも関わっていないので娘の行き場がない」と相談された。40代、50代で手帳をもっていない方がいると18歳以下の診断の記録を調べなければならない。</p> <p>常につないでおく。</p>
<p>相談支援</p>	<p>手帳がとれないときは発達障害支援センターにつなぐか精神で判断をする。</p> <p>助けてほしいけど僕は心じゃない、うちの子は知的障害者じゃない。</p> <p>基本面接にしているが、訪問して家庭の様子を見てくることも必要。</p> <p>面談・電話相談共に年間1000件程度。</p>
<p>誰が支援すべきか</p>	<p>発達障害者支援法はあるが、「自立支援法になるのか」、「普通に暮らしていける支援」をするのか。</p> <p>※その方が幸せになるためにはどちらがいいか考える。</p> <p>いくら制度があっても顔の見える関係性が持てないと難しい。情報だけではダメ。</p>
<p>親亡き後に備えていること</p>	<p>ケアマネを増やすのか、サービスを切り分けて連携を取るのか。</p> <p>セルフマネジメントできる資源をどれくらい並べてあげられるのか。</p>
<p>その他</p>	<p>療育は就学前は手厚く、学齢期は学校で。</p>

＊ 間取調査報告・福岡県

1. おおほり苑 福岡市

事業所の特徴	「暮らし、楽しみ、働く」をテーマにH20年4月に自立訓練から就労移行支援と就労継続B型に移行した。請負作業として箱折り、クッキー作りなどを行っており、外部実習ではビル清掃や観光会館の売店で配膳や商品の袋詰めなどを行なう。
事業所又は地域での取組の成功事例	クッキー作りは他の事業所と連携して共同作業で行なっている。 年に1回のお祭りは隣の学校のグラウンドを使用したり、空き缶潰しの作業のための空き缶を地域から回収している。地域清掃も行なっている。 クラブ活動としてアフリカ太鼓をやっており、地域のイベントに参加することもある。 制度外でレスパイトを行なっていたが、経済的な理由から昨年度で終了している。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	集団の作業が苦手な利用者については個別のスペースで対応することで、落ち着いて活動できている。 行動障害の強い方や、昼夜逆転している方は、受け入れ体制が整っていないため、どこの事業所からも利用を断られ、在宅になっているのが現状。
相談支援	法人内で相談支援事業を行なっているところがあり、利用者との間に入って調整を行なっている。他の相談支援事業所は、法人の相談支援事業所と連携しているので、事業所に直接の利用相談が来ることはない。 作業内容が物足りない方については、別の事業所を紹介してもらうよう事業所から相談することもある。
誰が支援すべきか	相談の窓口はいつでも開けておくようにして必要な時に相談できる体制を作っておきたい。
親亡き後に備えていること	法人ではCHを運営している。今後、短期入所を立ち上げて地域生活の練習のために利用をすすめる予定。ヘルパーを利用しながらの自宅での生活も可能であればすすめたい。
その他	障害が重い人ほど事業所から受け入れてもらえず、引きこもりになるケースが多いが、福岡市では支給決定に関して特例などは認めてもらえないので、もう少し市役所の職員に家族の大変さなどを理解してもらい、柔軟に対応してほしい。

2. 福岡療育支援センター いちばん星 福岡市

事業所の特徴	児童デイと訪問看護ステーション（障害児者のみ）を併設している。来年度事業所を移転予定で、移転後は日中一時支援などを開始する予定。相談も児童期の相談が主。
事業所又は地域での取組の成功事例	事業所の隣にある小児病院と連携しており、発作やけいれんを起こしたお子さんはすぐに対応してもらえる環境にある。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	知的と精神の重複で、作業所に通えなくなったという方からの相談が2件。 近くに発達支援センターや地域活動支援センターがあり、成人は相談に行くケースが多い。 福岡市は、就学前の児童は全て通園センターに通わせているので、児童デイという制度自体が存在しない。特別支援学校の児童については放課後対策事業が始まり、放課後預かりがあるが、特別支援学級に通う児童は使えないことと、長期休暇中の児童の利用先がない。
相談支援	主に児童について、通うところがないという相談が多い。 成人は近くにある2か所の相談支援事業所に行くケースが多い。事業所でも対応は難しいので、別の相談支援に引き継いでいる。 また、訪問看護を利用している方については、医療のみで終わってしまい、福祉に結びついていけないため、なかなか相談には来ないことが多い。
誰が支援すべきか	発達支援センターで現在支援を行なっていると思う。 発達障害については、まだ理解がなされていないので、学校の先生や相談支援の事業所などにも研修会を開催して、啓発活動に努めてほしい。
親亡き後に備えていること	生活介護（通所）をいずれ始めたい。訪問介護と組み合わせて自宅で暮らせるようにしたい。
その他	

3. 公房 陶友 福岡市

事業所の特徴	1992年陶芸を活動内容に無認可作業所として設立。陶芸の他、紙すき、豆腐の仕入れ販売、豆腐を使った団子、豆乳ソフトなどの加工販売を行なっている。
事業所又は地域での取組の成功事例	地域での販売を店舗にくわえ、リヤカーを引いて販売も行なっているので、その場で地域の住民との交流ができています。地域の方で構成された応援団があり、事業所でのイベント等企画してもらえたりしている。商店街、学校、福祉関係の事業所などで協力して、認知症の高齢者の徘徊などの見守りや、情報共有などに取り組んでいる。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	まずは事業所に来ることを評価することから始め、作業も強制せず自由度を確保することによって、徐々に集団活動ができるようになってきた。それぞれ他の利用者に対して、「〇〇が嫌」などということもあるが、話し合いの場を設けて困っていることへの理解をしてもらい利用者が助け合う集団作りに努めてきたため、通えなくなった利用者はいない。
相談支援	外部からの相談は受けているが、相談支援に特化した事業所は持っていない。 相談支援事業所から利用についての相談が来たことはない。

	新しい利用者は利用者からの紹介や、地域で応援してくれている住民からの紹介で来るものがほとんどである。
誰が支援すべきか	ヘルパーだと部分的な関わりしかできないが、同居の家族の支援もしていかなければならない家庭も多く、家族機能を支える制度を作してほしい。
親亡き後に備えていること	暮らしの場所の確保。現在ヘルパーを入れながら一人暮らししている利用者が2人。自立域に近い人はGHを考えている人が多い。法人内には入所更生施設もあるが、一人一人の暮らしを大事にできて、本人がそれを望むなら入所でもいいのではないかと。
その他	利用者の個性を活かす事業所運営が必要であり、大変な人を受け入れるほど、事業所の実力もつくので、可能な限り断らずに受け入れたい。 制度は、それなりに合った制度は使うけど、制度になくても必要があればやるしかない。

4. サニーすぽっと 福岡市

事業所の特徴	法人自体は病院や高齢者施設が多い。利用者は精神がほとんど。 高齢者施設の衣類の洗濯や清掃作業、箱折りなどを行なっている。
事業所又は地域での取組の成功事例	法人内の援護寮と協力して地域との交流を図っている。 地域の店舗からは声をかけてもらっている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	利用者の8割は統合失調症。以前は精神科に入院していたり、デイケアや職親制度を利用していた。周りにも事業所が多く、かなり選択できている様子。 旧法からの利用者がほとんどいないため、利用者負担への戸惑いは少ない様子。 精神科からの紹介で利用となることが多いため、何かあれば連絡を取れる体制にある。
相談支援	地域生活支援センターとの連携は有り。 援護寮や精神科からの受け入れ相談も有るので、連携をとれている。 相談支援事業所からは今のところ受け入れ相談はないが、認定調査などで連絡を取り合うことはある。
誰が支援すべきか	自立支援法の中で、日中活動の場と暮らしの場の両方について、発達障害のためのサービスを作るべき。
親亡き後に備えていること	元々家族と疎遠な利用者ばかりなので、ほぼ全ての利用者が単身生活もしくはGHで暮らしている。成年後見制度の活用も進めており行政機関や社協ともより連携をとっていきたい。
その他	

5. 福岡市立心身障がい福祉センター 福岡市

事業所の特徴	H11年より障害者生活支援事業としてスタート。 身体中心だったため、PT、OT、STが相談員として勤務していたが、3障害が一緒になり、知的などの相談も出てきたため、社会福祉職もスタッフに加えた。
--------	--

事業所又は地域での取組の成功事例	就労支援センターや発達支援センターは法人内にあり、就労のための取り組みはさかん。意思伝達装置の調整や使用方法のサポートなどをしており装置に関する問い合わせが多い
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	精神については、保健福祉センターで働きかけをしている様子。 重度の方は、在宅になっている方は保護者が介護できなくなってから発見されるケースもあり。 身体の方は、医療が必要な人の外出支援をなかなかしてもらえない状況で、短期入所も受け入れしてくれる事業所がないので、何かあれば入院するしかない。
相談支援	実際相談に来るのは身体の相談が主。他事業所とは連携をとりながら支援できている。 3障害一緒になっているが、今まで身体中心であったため、知的・精神については細かに対応できないことが多いので、自立支援協議会で顔を合わせている知的や精神の事業所に相談をつなぐことが多い。 サービス事業所からPT、OT、STに対して相談が来ることもある。
誰が支援すべきか	地域の人に支援してもらうのは難しいと思うので、専門職で支援していくのが望ましい。 学校と家庭で一貫した対応をしようという意識作りや、就学前検診などで早期に気づいていけるように学習会などは必要。
親亡き後に備えていること	当事者や保護者に対する成年後見制度の活用に関する研修会の実施。 専門的な医療ケアがなければ、福岡市はヘルプの支給量は他の市町村より多いので、一人暮らしも可能だと思われる。
その他	サービスを利用していない人たちの中には、制度を知らないために支援を必要だと感じていない人も多いと思う。もっと周囲に認知されるように取り組みたい。

6. 出会いの場 ポレポレ 久留米市

事業所の特徴	前身は共同作業所で、保護者や学校の教員が協力して設立した。精神科からの紹介で精神の利用者が増え、A型は精神の利用が主。
事業所又は地域での取組の成功事例	事業所では送迎を行っていないので、地元のタクシー会社と契約して送迎の必要な利用者に対応している。地域の調理教室やダンス教室のために事業所のスペースを開放している。 法人のお祭りは近くの小学校2校と一緒に運営しており、売り上げは町内会の備品購入などで還元している。そのため、地元の主婦がパートや中学校で実施しているタイムケアのスタッフとして活動してくれ、資格を持たない近所の方にもゴミ出しなど協力を得ている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	事業所として精神科との連携ができたので、服薬管理などの相談もできるようになり、現在利用者の状態は良好。働くことや生きがいについて、きちんと役割を持ちたいという願いがあり、スタッフとしても認識を改めているところである。 知的の利用者と相性が合わないことがあるので、作業の場所や時間などを分けて配慮している。
	新しい法人は連携を重視する傾向にあり、自分の事業所で解決できない問題は積極的に相

相談支援	<p>談しているが、歴史の古い法人は家族経営で運営してきたところが多く、他事業所との連携に理解を示してもらえないことが多い。</p> <p>実際は相談が多すぎて、対応しきれていないのが現状。</p>
誰が支援すべきか	<p>ピアカウンセリング。地域の人や学校の職員など、専門職以外の人からの理解をもっと広めていけるように啓発活動は必要。暮らしについては、地域で利用者を下宿させてくれている人がいるので、管理人にヘルパーをとってもらいGHとして活用できないか交渉予定。</p>
親亡き後に備えていること	<p>暮らしの場の確保。具体的にはGHやCH。</p> <p>親が亡くなる前に準備してもらわなければならないので短期入所を利用して練習している。</p> <p>学齢期の卒後のことを考え、学齢期の利用者を対象に通過型のGHを検討中。</p>
その他	<p>支援者は与えられた仕事をこなすだけでなく自分で考えて対応できるようになってほしい。</p> <p>新しい利用者にも対応しなければならないので、勉強は必要。</p> <p>精神（A型）と知的（B型）は活動時間に対して工賃が比例していないことについては、スタッフの中での葛藤はある様子。生活介護はスタッフ数も多く、「何かしてあげなくては」という意識になりがちだが、もっと利用者の力を活かす視点で支援をしていきたい。</p>

7. 公房きずな 福岡市

事業所の特徴	<p>無認可作業所として活動していたが、H18年に法人格を取得し、昨年度より事業開始。自動車工場の下請けと、店舗を構えて焼き菓子の製造販売を行なっている。</p> <p>来年度よりブルーベリー農園、緑化センターでグループ就労が内定している人もいる。</p>
事業所又は地域での取組の成功事例	<p>事業所の周りには空き畑があるので、その土地を借りてラッキョウ作りを行なっているが、周りの農家の人から教えてもらえる。また地域の行事には声をかけてもらっている。「ありがとう」だけでは通じないものもあると思うので、何かあった時の協力など、何らかの形でお返しをしていくことで、地域からの理解を得られている。</p>
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	<p>月に1回、臨床心理士に入ってもらい、利用者の相談にのってもらっている。スタッフには聞かれない話もあるようで、利用者からの評判は良い。</p>
相談支援	<p>利用者からの相談を、スタッフからも臨床心理士に相談したりはしている。</p> <p>相談支援事業所との連携はなし。相談支援はほとんどが母体となる法人の利用者からの相談を受けているだけで、外部からの相談は少ない様子。</p> <p>特別支援学校からの進路相談は多い。</p>
誰が支援すべきか	<p>店舗が街の中にあり、相談受付の案内を置いておくことにより、相談に来ることはある。人の目につくところに、相談支援の案内は必要。</p>
親亡き後に備えていること	<p>月に1回、CHの学習会を行なっている（H22年に開設予定）。</p>

その他	福祉関係の学校からの実習生は、助かる上にお金も入ってくるが、特別支援学校の実習は支援が必要なのに、無報酬のためにスタッフも増やすことができないのが現状なので、何らかの補助を考えてほしい。
-----	---

8. 第一野の花学園 福岡市

事業所の特徴	制度に先立って施設や地域生活の場を作ってきた歴史があり、就労についてはS51年から取り組み、200名程度一般就労に結びつけている。
事業所又は地域での取組の成功事例	地元の行事や清掃活動、研修会などには積極的に参加。地域の学校や高齢者を巻き込み、陶芸や和太鼓などの活動を施設を開放して行なっている。 まだ参加者は少ないが、地域住民を対象にGHの説明会などを行ない、地元の主婦に調理など一緒に活動してもらいながらの啓もう活動を行なっている。当事者だけの家には、民生委員がキーとなって関わってもらうことにより、地域との関わりができています。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	精神と重複して嚙下障害などのある方で、精神科や老人ホームを断られ、行き場がなくて来た人がいる。引きこもりについては主にヘルプの事業所に対応。一人暮らしが大変な人はGHに制度外の部屋を併設し、家賃2万5千円ぐらいで生活している。何か困ったことがあった時には、GHのスタッフが対応している。
相談支援	相談支援事業所同士の連携はあるようだが、施設との連携が薄く、結局コーディネーターが一件ずつまわって調整するしかない。 受け入れの相談についても、個人情報保護の関係で制限された情報しか伝わってこないことが多い。実際に支援すると話で聞いていた以上に大変なケースが多く、調整が難しい。
誰が支援すべきか	地域生活支援センターが生活面の調整に取り組んでいる。発達障害の支援センターもあるので、有効活用できるといいと思う。
親亡き後に備えていること	GHやCHなどの暮らしの場の確保と成年後見制度の活用。一人暮らしをして、支援から外れる時間が多くなると就労の継続が難しくなり、福祉に戻ってくることも多く、一人暮らしのフォローをしてくれる仕組みが必要。本人が若ければ障害の理解についての教育も有効？
その他	相談できる場所の充実はもっと必要。 また、利用者を含めた家族全体の支援が必要な家庭も多い。

9. こころ 久留米市

事業所の特徴	最初は入所施設の中に通所部があったが通所として独立し日中活動の支援をしていた。 現在は会社の下請けとして農薬の箱詰めや企業で使うカレンダー製作、ろうそくの箱詰め、 果実を入れる紙袋の製作、パン作り、高齢者施設の清掃作業などを行なっている。
事業所又は地域での取組の成功事例	職員の知り合いを通して仕事を受注できたり、周りの施設を見学に行った際に、施設から仕事を受託できたりしている。 地域のお祭りや文化祭に参加したり、法人のお祭りにも毎年500名程度の集客がある。

<p>引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態</p>	<p>精神のみの利用者が2人いるが、1人は同年代の知的と精神重複の利用者から頼りにされ、良好な関係を築けている様子。もう1人は周りの利用者とは合わず、配慮を必要とする。</p> <p>地域の中には本人に行く気がなく、どこも利用しない人や、昔の考えが強い地域だと障がい者を家から出さない所もあり、地域に埋もれている人もいる。</p>
<p>相談支援</p>	<p>利用者の受け入れについては主に市から相談される。精神科が積極的に福祉サービスの利用の連絡調整を行なっている。</p> <p>相談支援事業所との連携はなし。母体の法人での相談が主だと思われる。</p>
<p>誰が支援すべきか</p>	<p>福祉関係のほうが理解者は多いが、近くにできた発達障害の支援の事業所は通っている人は少ない様子。</p> <p>発達障害について、理解者をもっと増やすところから始めるべきではないか。</p>
<p>親亡き後に備えていること</p>	<p>成年後見制度の利用や、身寄りのない利用者のためにお墓を建てることを検討。</p> <p>若いうちはGH、CHを利用し、体力が衰えてきたら生活介護の入所などを利用する。</p>
<p>その他</p>	<p>自立支援法自体は悪い法律ではないと思うが、報酬の面ではもう少し上げてほしい。</p>

発達障がい者に対する障害者自立支援法に基づくサービスのニーズ把握に関する調査
平成20年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業

✿ 聞取調査報告・長崎県

1. 電腦工房（社会福祉法人東望会） 長崎市

事業所の特徴	身体通所作業所が前身。施設長のご主人と息子さんが筋ジス。パソコンを使ったデータ入力や軽印刷、縫製（手芸）作業。3障害対応。初心者でも可。
事業所又は地域での取組の成功事例	東長崎地区連絡協議会（※その他）では2か月に1回その施設に行つて者が説明をする会を開いていて、職員の研修と交流の場になっている。 サントピア学園の吉岡先生が音頭を取っている。県の者の力量も大きい。 「愛の黄金」という障害者作品展が年に2回開催されていて今回で35回目。 情報も仕事も共有してやっていかなければならないが、役所が及び腰。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	ろうあの方でコミュニケーションが取れないことで鬱になっている方がいる。 就労支援ネットワークをとおして県からの照会があるがすぐには就労に向かない方が多い。 いろいろなところと連携しながら動いている。 年金をもらえない方が2人いる。生活のことを考えると就労をしてほしいとは思うものの、向いていない。
相談支援	他の相談機関が十分に機能しているのでネットワークを組んでいる。 過保護や放任などの育成歴があり、ひとりひとりの相談内容が個別のケースになる。 ※この子バカですから、と本人の前で繰り返し繰り返し言う親がいる。
誰が支援すべきか	手帳をもっていなくても相談を受けたら2～3ヶ月は居場所としてボランティアで預かっていてそこから自信をつけて行った方もいる。
親亡き後に備えていること	
その他	制度の改革はいいが、ただ出すだけでいいのか？ 入所はいけない制度なのか？ まだまだ制度に社会基盤がマッチしていない。

2. さんらいず（社会福祉法人長崎市手をつなぐ育成会） 長崎市

事業所の特徴	S 2 9 年手をつなぐ育成会が前身。クッキー、パウンドケーキ等製造販売。年商 6 5 0 万円 カマボコ店に施設外就労（5～6人）で実践的な仕事。ハローワークに登録し、職業センターの職業評価を受けている。工賃移行月 1 0 0 0 0 ～ 1 2 0 0 0 円。B 型 6 0 0 0 円 + ポ
事業所又は地域での取組の成功事例	初年度 2 人、今年度 4 人が就職したが 1 人が職場の人間関係に適應できずに戻ってきた。実習を挟まずに送り出したこともあるが、企業の体制もできていなかった。技術的ではなく、取組む姿勢の問題。一般就労がすべてではなく、働く形は色々あっていいと思うので B 型では（ニーズがあれば別だが）企業授産が目標で、移行は就職が目標なので専門学校的に各人各様の支援を行っている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	アスペルガーと診断されている方、妄想のある方、大学を卒業して精神の手帳をもっている方などいろいろいるが悩みに波があり一定していない。はじめに見る部分はその方の技術性ではない。 相談 → 見学 → 体験 → 契約。
相談支援	法人内部に相談支援事業所があり兼務している。会員のピアカウンセリングを行う保護者もいる。ハローワークスタッフにお願いして、面接試験を行ってもらっている 就業・生活支援センターとはまだつながっていない。
誰が支援すべきか	受け入れられるのなら同行して手帳の申請を行い、自立支援協議会にあげる。
親亡き後に備えていること	親や本人の意見を聞きながら本人の生活スタイルを組み立てて、生活のリズムを取り戻す。
その他	療育はしていないが、カウンセリングの中で様子を見たり話を聞いたりすることで対応している。 G H 6 棟 2 4 人、C H 2 棟 8 人がある。 移行定員 1 0 人、利用者 9 人。B 型定員 2 0 人、利用者 2 3 人。

3. 夢工房みどり（社会福祉法人長崎市手をつなぐ育成会） 長崎市

事業所の特徴	知的小規模作業所が前身。ジャガイモ、ニンジンの皮むきや、玉ねぎの外皮むきなど野菜の下処理作業。スタッフが飛び込みで見つけてきたクリーニング店に施設外就労で 4 人 行っている。
事業所又は地域での取組の成功事例	クッキーやパウンドケーキの販売店をもち、職域やお歳暮お中元用に売れている。 ダウン症で 2 0 代から進行が始まっている方や、利用が長期化し高齢になっている方などもおり生活の場になっている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	育成会や支援センター、養護学校など他機関からの照会がある。 2 5 歳で引きこもっていて入浴をしていなかったり、髪、髭、爪の手入れができていない方を支援した。 アスペルガーと自閉症の方も自立に向けて利用している。
	法人内部に相談支援委員会を設けて相談支援員を 1 人配置し随時相談を受けている。

相談支援	※療育支援は職員（質の向上に）に有効か
誰が支援すべきか	手帳をもたない方は障害福祉サービスを利用できないことになっているが、手帳がなくてもサービスを利用できるように手だてを考えるべき。 大分ではサービスできるように調査研究中だと聞いている。諫早発達障害センター（?）
親亡き後に備えていること	GHがすべてではないと思うが、夜間のケアに対応するためには法人として整備していかなければならないと思う。 入所は必要。
その他	B型定員15人、利用者18人（精神4人）。

4. コリアンダーの家（社会福祉法人萌友会） 長崎市

事業所の特徴	知的小規模通所が母体。ハーブと焼き物を主な作業としている。利用者の反応を見ながらスモールステップで行っている。 工賃月20000円～36000円。
事業所又は地域での取組の成功事例	苦情処理システムを借りて自分の意見を言う練習をしている。 デンマークから知的障害者のロックバンドを呼んで講演してもらった。彼らの言うには「日本では、誰に聞いてもいい国なのに、高齢者や障害者に聞くと住みにくい国だという。どうしてなのかわからない」ということだった。 自分が小さく成功することが大事。そのためには昼間の支援をしっかりと行っている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	病院は薬を出すだけで、ゆっくりとキッチンとした仕組み（ケア）ができていない。 障害として認められていない方からの相談が多い。 将来を悲観して自殺した方もいる。 ※マスコミがオリエンテーリングしてほしい。 ※経済中心では貧相な国になってしまう。
相談支援	
誰が支援すべきか	※技術革新が必要。
親亡き後に備えていること	アメリカ型ノーマライゼーション。
その他	福祉は大きければいいというものではない。 自立するなら送迎をしない方がいい（ガソリン代を給与に上乗せして払う方がいい）。 事業費を厳密に精査する必要がある（配分比を精査する）。 補助金に頼ったところはダメになる。 B型定員19人、利用者16人。

5. アビリティ（NPO法人障害者就労支援センターアビリティ） 長崎市

事業所の特徴	<p>身体小規模作業所が前身。身近な訓練施設として県委託。精神の方はパソコンと清掃作業。</p> <p>身体の方はパソコン作業。県の健康診断データ入力やパソコン教室の開催。民間と競合せず、こぼれた仕事をやるしかない。工賃時給650円。B型はパン焼きなど。工賃</p>
事業所又は地域での取組の成功事例	<p>就職13人。三菱工業(コールセンター)、郵便局(不在者対応)、ホテル(送迎)、水道局、介護施設(清掃)、JR(ゴミ分別)、路面電車(清掃)など。ハローワークとベッタリ密着して希望者は登録させている。清掃訓練をテーマに社会性を身につけさせる。</p>
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	<p>引籠りには未対応だが、長崎市委託の専門機関があるのでそこにつないでいる。精神の方も同様に対応している。</p>
相談支援	
誰が支援すべきか	<p>判断基準があいまい。作業能力、コミュニケーション能力、耐性など数値化する。移行型の施設(行き場所、通う場所)がない。必要性をもっと強硬に言うべき。</p>
親亡き後に備えていること	<p>48歳男。父80代。収入が途絶え兄弟は支援できないという。生保+GHを考えている。</p> <p>成年後見制度を育成会として勉強している。</p>
その他	<p>LD親の会での話を聞くと、IQが高すぎるために手帳を取ることができない方がいる。市役所に相談しても、国の指導があることは分かっているがちょっと待ってくれ、と言われる。</p> <p>移行定員8人、利用者27人。B型定員12人、利用者12人。</p>

✿ 間取調査報告・熊本県

1. 社会就労センターライン工房（社会福祉法人ライン工房） 熊本市

事業所の特徴	S 6 3 通所小規模作業所が前身。クッキーとパンの製造販売。年商2000万円。福祉作業所喫茶店「風の街」を運営し、販売。対面で触れ合うことで社会参加を促している。工賃日給400円。月平均8000円+ボーナス10000円。
事業所又は地域での取組の成功事例	養護学校卒業後は入所へ、というパターンが通例だったのでこれを壊したかった。B型は日中活動の保障として行っているのが実情だが、春までには1人就職させたい。重度の方が多いので生活介護の方がいい。多様な角度からその方の「望んでいること」の可能性を引き出している。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	福祉の網にかかる方は氷山の一角。何らかの障害の疑いのある方もいるが、本人が認めなかつたり診断を受けても服薬の必要性を認められない方など、あいまいなままにこもっている方がたくさんいる。
相談支援	障害によってアプローチの仕方が違うし、スタッフの専門性も違ってくるので支援が散漫になりかねない。情報をもっていない方が多い。
誰が支援すべきか	家族は病気にしたがっているが本人が認めないなど、誰がどういうアプローチをすればいいのかわからない。民生委員やヘルパーなどとの勉強会も有効だと思うが。ローラーで網をかけたところで、その先はどうすればいいのか？
親亡き後に備えていること	現在59人の利用者のうち、一人暮らし19人（地域13人、福祉ホーム6人）だが、自分で通うことのできる（入所施設ではない）共同住居があって、+生活サポートのような形で行えるのがいいのではないかな。
その他	「まず行ける場所を作ろう」から自立支援法によって「その人らしさの支援」に変わってきたのは良かった。うまくすれば色々な可能性がある。成人期の療育については踏み出せないが悩みが内向しないように「しっかり話を聞く」などで対応している。スタッフ間の人間関係や相談についても担当者を1人おいている。

2. トライハウス（NPO法人こころみ） 熊本市

知的小規模作業所が前身。畳製造と下請け（タオル袋詰め、割り箸袋入れなど）。区分2

事業所の特徴	が 2人の他は3・4・5の重度の方。知人に不動産関係者がおり、その縁で畳の張替等の仕事がある。工賃月7500～9000円。
事業所又は地域での取組の成功事例	仕事をとおして挨拶、社交性、身だしなみなどの生活習慣を身につけ、言われたことは確実に処理できるように支援している。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	養護学校卒業後施設に入り、そこでダメになった方が行き場がなくこもっている。 精神の方は工賃を聞いただけで来なくなる。 市役所や三気の里（熊本県6）と連携して自閉症の方を1人支援している。
相談支援	養護学校や保健福祉センターからの問い合わせがあって受けている。 相談支援事業所などからきっちりと筋道をつけて（丸投げではなく）フォローがあれば受け入れやすい。
誰が支援すべきか	日中の働く場の支援など行政が調整してくれれば引き受けられる。
親亡き後に備えていること	GH1か所（4人）を持っている。ニーズは多いので増やしていきたいが、そもそも地域に理解もなく、物件もない。 4人ひと単位と考えると4DKや4LDK以上の物件がない。
その他	「肥後の引き倒し」という県民性があり、連携をとることに抵抗がある。 B型定員20人、利用者18人。

3. 野々島学園（社会福祉法人愛火の会） 熊本市

事業所の特徴	旧法のまま運営中。23年の移行を予定。6割が重度。就労させたいがまずは喜んで来ることが大切。来るか来ないかが勝負。働くとしても3～5時間が限度。能力に応じてお金が払えるように。パン、陶芸、園芸、ステンドグラスなど。工賃月5000～7000円。
事業所又は地域での取組の成功事例	子どもを守らなければいけない。個性に応じた作業をとおして収入の道を探している。障害を認めたところに救いの道はある。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	国の定義はADHDなどを知的に分類しているが、本来は脳の発達障害。DMS-IV-TR判定基準（医学書院）やICD国連診断基準に合わせるべき。 発達障害などという医学用語はない。 その人が暮らしにくい2つ以上の領域で判定する。 そもそも知的障害者の統計の取り方も間違っている。
相談支援	相談支援を受け持っているのは大きな施設で知った人たちがやっているためその施設のために働くので近隣の小さな施設は飲み込まれてしまう。公平性が保てないし、相談支援者はきちんと学ばなければならない。 コンビニみたいに身近にあることも大切。 収入に見合わない仕事。

誰が支援すべきか	支援を受けるのであればルールを守らなければならない。
親亡き後に備えていること	一定期間働ける場所が近くにあつて、街なかがいい人は街なかで暮らせばいいし、GHのようなところがいい人はそうすればいい。A型の利用も可。 ただし自分は、もうひとつの手段としての終の棲家として施設を作ってきた。
その他	大きくなったら家から出る、という潜在教育はダメ。

4. サポートセンターめいとく（社会福祉法人明徳会） 熊本市

事業所の特徴	知的入所更生が前身。入所50人は23年までに移行予定。市外からの利用もあり、支給量がまちまち。環境会社とタイアップして居酒屋から出た割り箸を竹炭にして生ゴミ処理機に混ぜ込むシステムを開発。
事業所又は地域での取組の成功事例	施設らしくない施設をつくりたいという思いで、暗い・汚い・遠いというイメージを払拭し自分の家に近い感じを作っている。地域交流を意識して、毎月1回ダンスレクリエーションを開き近隣の大学に案内を出してディスコダンスを開催している。また、自治会に加入し、廃品回収を呼びかけ年70～80万円の収益がある。大学生は授業の一環として作業療法士受け入れている。サポーターが130人いて、農作業で作った米3Kgを毎年送っている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	手帳をもつことは何も恥ずかしいことではないと説明している。 難病での手帳保持は30%程度。
相談支援	独自の相談支援員1人を置いていて、電話相談からはじまる外部からの相談も受けている。 月のうち半分は外に出ているので、認可を受けてキチンとした対応をとれるようにしたい。
誰が支援すべきか	幼児期からの国、親の対応とバックアップ体制と継続支援（統合保育と啓発）が必要。 やっと見えてきた。3障害一緒であるなら、ニーズがあるならどこでも支援ができるようにすべき。支援の質も問題。
親亡き後に備えていること	ここは終の棲家ではないことを説明している。 医療とのタイアップも課題。
その他	受容型の支援を受けてきた人は自立できない。（支援の差がある） 教育現場と福祉現場の人員の差に大きな開きがある。 個別支援計画は有効。継続することが必要。 移行定員12人

5. 熊本県発達障害者支援センターわっふる（社会福祉法人三気の会） 菊池郡大津町

	県委託事業。所属機関や家族に対し、相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発・研修を
--	--

事業所の特徴	行っている。1日平均7件。全国11か所設置のうちの1番目に設置された。
事業所又は地域での取組の成功事例	開所6年目になるので発達障害の理解は学校現場（管理職）や保護者に行きわたってきており、特別支援教育に関わることに力点を置いている。校内委員会や支援会議構築のための支援を行っているが、ベテランの先生ほど通常学級の視点から離れることができず苦労を共感しないままに指導しているため、教員間の格差はあるし、コーディネーターが機能していればいいが、派閥があることもある
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	発達障害を見られる病院がないため精神科での受診になるが、根本で間違った診断を受けている例がある。児童期は熊本発達クリニック、成人期はましき病院。 先生が変わるたびに対応が変わることのないように「サポートブック（カルテ）」を用意する。県独自の「虹色手帳」もある。 本人が来るときは前向き、家族からの場合は本人が拒否、という傾向がある。
相談支援	強引に連れてくることはできない。何が困っているかを明確にする作業を本人と家族と一緒に分類し、解決手段と方法を探る。診断がつけば納得するが基本は自分で気づくまで待つ。 マイルドな障害は気づきが遅い。24～25歳までは気づきにくい。25歳を過ぎるとこのままではいけないと感じ始める（それまでは守られていることが多い）。場所しか提供されない社会資源の中身が問題。
誰が支援すべきか	手帳がなくても使える制度。「アスペだけ」や「IQが高い」場合は+精神がないといけないが他県では「アスペだけ」でももらっている例がある。
親亡き後に備えていること	
その他	企業の理解度が低い。 職場の声を聞くことが必要。 コンビニなどの地域資源との連携も必要。

6. 三気の里（社会福祉法人三気の会） 菊池郡大津町

事業所の特徴	
事業所又は地域での取組の成功事例	開所6年目になるので発達障害の理解は学校現場（管理職）や保護者に行きわたってきており、特別支援教育に関わることに力点を置いている。校内委員会や支援会議構築のための支援を行っているが、ベテランの先生ほど通常学級の視点から離れることができず苦労を共感しないままに指導しているため、教員間の格差はあるし、コーディネーターが機能していればいいが、派閥があることもある。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	発達障害を見られる病院がないため精神科での受診になるが、根本で間違った診断を受けている例がある。児童期は熊本発達クリニック、成人期はましき病院。 先生が変わるたびに対応が変わることのないように「サポートブック（カルテ）」を用意する。県独自の「虹色手帳」もある。

相談支援	強引に連れてくることはできない。何が困っているかを明確にする作業を本人と家族と一緒に分類し、解決手段と方法を探る。診断がつけば納得するが基本は自分で気づくまで待つ マイルドな障害は気づきが遅い。24～25歳までは気づきにくいが25歳を過ぎるとこのままではいけないと感じ始める（それまでは守られていることが多い）。場所しか提供されない社会資源の中身が問題。
誰が支援すべきか	手帳がなくても使える制度。「アスペだけ」や「IQが高い」場合は+精神がないといけ ないが他県では「アスペだけ」でももらえている例がある。
親亡き後に備えていること	
その他	企業の理解度が低い。 職場の声を聞くことが必要。 コンビニなどの地域資源との連携も必要。

7. 障害者サポートセンターすずらん（NPO法人熊本すずらん会） 熊本市

事業所の特徴	「脳卒中友の会」が前身。23年目。生活体験学習会など当事者中心の活動を行っている。 任意の相談支援部門を設け、訪問介護、移送サービスなども行っている。 事務局長が包括支援センターや生活リハビリ館など他団体の役員を兼務している。
事業所又は地域での取組の成功事例	ゴマクッキー、パウンドケーキ、チーズケーキ製造。病院や県庁お祭りで販売している。 パソコン班ではHP作成や名刺印刷を。工賃時給500円。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	精神障がいの方が増えてくる傾向にある。 波があるので、失敗しても戻っておいで、というメッセージを送っているのに、レクリエーションなどは、あえて日曜日に行っている。
相談支援	職場からの情報提供をお願いしている。
誰が支援すべきか	行政が中心となりワーカーや民生員などの地域資源を活用し、自分の管轄範囲にはどうい う障がい者がいるのかを把握して連携して拾い上げていく。 キーパーソンが必要だが個人情報のかべもある。
親亡き後に備えていること	本人が望む所。
その他	B型定員20人、利用者28人。

✿ 聞取調査報告・大分県

1. ゆけむり 別府市

事業所の特徴	空き店舗を改装して、土産物の箱作りや会葬御礼品の箱詰めなどの下請け作業を行なう。また季節によってしめ縄作りや、銀杏や梅を加工し販売している。利用者は3障害受け入れを行なっている。会費や食費、送迎料などはとらずに利用料のみで通っている。
事業所又は地域での取組の成功事例	地域の人に会ったら必ず挨拶をしたり、地域の清掃作業をして地域に協力することにより、地域の理解を得られる。近所の老夫婦に梅の木の管理を任せられたため、その梅を使って梅干や梅ジャムを作ることができ、地域の人にも好評で買いに来てくれる。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	最初は何も話さない日が続いたが、だんだん打ち解けてくると明るくなり、積極的に作業に取り組んでいる。 以前、高次脳機能障害の利用者を受け入れたが、他の利用者への暴力があり利用を断った。 現在はどこの事業所にも通っていない様子。
相談支援	昼休みの時間を使って利用者の悩み事を聞いたり、3ヶ月に1回、満足度のアンケート調査を実施している。 相談支援事業とは特に連携はないが、相談支援は名前だけで、積極的には動いていないように見える。新しい利用者は、現在通っている利用者からの紹介で来るケースが多い。
誰が支援すべきか	国で責任を持って制度を作るべき。 親が障害の受容をできていないことが多く、子供達も普通校に通っているがいじめにあうケースも多く、かわいそうである。親の教育の機会をもっと増やしてほしい。
親亡き後に備えていること	新築または公営住宅の利用して、GHを作りたい。一人で出歩かれると大変なので、対策を今から考えておきたい。
その他	障害者の団体がおとなしすぎて、必要な意見が国に上がっていないと思う。

2. べっぷ優ゆう作業所 別府市

	重度の利用者が多いが、デイサービスでは物足りないという人のために就労支援を始めた。
--	---

事業所の特徴	現在はクッキー作りなどを行なっている。相談支援事業は国のサービス費はなく、市から受託できていないので収入がないが、ニーズはあるので開所している。
事業所又は地域での取組の成功事例	朝市に取り組んでいる。販売に加え血圧や尿のチェックなどを行ない、地域の高齢者と世間話をしたりしながら、地域との関わりを深めることで地域からの理解を得る。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	実際に就労をして地域に出て行った人たちは、定期通院以外では医療のサポートが切れてしまうが、医療が不要になったわけではない。継続してサポートを受けられないと結局再入院や、福祉サービスに戻ってくる。
相談支援	隣にある医療センターが協力医療機関となっており、連携が取れている。外部機関とどれだけつながっていくかが、利用者のニーズに応えるためには必要だが、大きい法人は法人内のみで解決してしまうので、なかなか連携は取れない。
誰が支援すべきか	特学の先生の発達障害への理解はもっと必要。発達障害者支援センターでは、療育専門の養成研修を行っており、支援者を育てている。幼少の頃からの支援が必要なので、虐待防止や子育て支援、教育を包括した制度があると良い。
親亡き後に備えていること	暮らしの場としてGH、CH。 親亡き後の以前に、18歳になったら成人という仕組みをきちんと作ったほうが良い。いつまでも親が頑張るといふ体制だと、親亡き後が不安になるのは当たり前。
その他	国のサービス費の対象になるような相談と、実際の相談はあっていない。逆に制度があるとそれに縛られてサービスのパッケージ化に終わり、中身のある支援や地域の身近なところで動けない。

3. ひまわり畑 大分市

事業所の特徴	親の会で立ち上げ、福祉工場として発足。大きな作業は漬物工場、他には喫茶店の経営や企業への実習など。工程がたくさんあるので、その利用者ができるところで作業できる。3障害受け入れしている。
事業所又は地域での取組の成功事例	立ち上げの際には地元の家を回って理解を求めた。年3回のお祭りには地域の人を呼んだり自治会の懇親会などにも積極的に参加している。 漬物工場ではハサップという機械を取り入れ、無菌状態でパッケージして出荷しているので障害者が関わっていても安心感を持って買ってもらえている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	精神の事業所があるので、ほとんどは住み分けしている。通っている利用者については、嘱託医や主治医との連携をとって支援しているが、基本的にはGHから自力で通える程度の利用者を支援している。
相談支援	大分市内には相談支援事業所は2件あり、相互に相談できている。利用者は、GHで生活面や異性の悩みなどの相談をしていることが多い様子。
	発達障害に対する地域の理解が少ないので、地域住民から見れば変な人と思われてしま

誰が支援すべきか	う。 国の制度に基づいて支援をするべき。また、福祉職にも知識が足りないので、勉強会や教育の場は必要。
親亡き後に備えていること	体力がなくなってきたら生活介護やC Hの検討。入所しながら日中は別の事業所に通ってもいいと思う。身寄りのない人もいるので、自分の葬式ぐらいはできる程度の蓄えをさせておく。一人暮らしの希望については金銭管理や栄養管理の問題が解決できるようなら検討。
その他	職場環境への理解もしてほしい。職員が働いていける報酬単価にしてほしい。

4. キッチン花亭 大分市

事業所の特徴	民間の弁当屋をまるごと法人で買い取って事業所にした。A型の利用者はハローワークを通して面接もあり、内定後は別の場所で実習期間を経て作業に入る。作業スピードにうまくついていけない人はB型を利用し、クリーニング作業などを行なっている。知的がほとんど。
事業所又は地域での取組の成功事例	スタッフには民間の人間を採用したので、逆に偏見がなく、構えずに利用者と接している。 月に1回の地域でのゴミ拾いや、お祭りなどには積極的に参加し、住民の理解も得られ、地区の行事等で弁当の注文をしてもらっている。 周りに畑が多く、そこの野菜を取り入れた弁当作りの話も進めている最中。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	精神的には落ちついている利用者ばかりで、金銭管理もでき、利用者同士で飲みに行ったりもしている様子。GHから通所している利用者が多いが、早番と日勤では作業の時間もずれており、また部屋も個室であるため、GHは利用者同士のふれあいの場にはなっていない。 友人関係のトラブルはあるようだが、基本的にはスタッフに話を聞いてもらえれば自分で解決できる程度のトラブルで済んでいる。
相談支援	法人内でも受託しており、相談はある。 また、隣に精神科の病院があり、受け入れの相談もあり、スタッフも理解している。 当事者から直接問い合わせがきたり、見学者なども徐々に増えてきている。
誰が支援すべきか	本人に就職できるような専門性を身につけさせるなら、大学のような特別支援学校があるといいのではないか。
親亡き後に備えていること	後見人やGHの検討。実家が遠くて通えない人には寮を提供。 また、無縁仏の墓を検討している。
その他	中には最賃の適用除外を受けている事業所もあるので、年金がもらえない人たちはA型でも生活が難しいのが現実。 養護学校と事業所で、就労についての本音について語り合う委員会があり、就職後のフォローアップの難しさについての話題になることが多い。



✿ 間取調査報告・宮崎県

1. サクラプリンテック 宮崎市

事業所の特徴	印刷会社であり、パッケージのデザイン、印刷、営業、パッケージング作業などを12人で行なっている。身体の利用者が主。
事業所又は地域での取組の成功事例	パッケージに使う箱折りなどは別の事業所に下請けとして出しており、地域の事業所同士の連携を図っている。また、大手の印刷会社からパッケージの依頼を受けたり、地域の企業をまわって仕事を受けることができている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	現在は精神の利用者はいない。もし希望があれば2ヶ月の判定期間で様子を見て採用するか決定する。地域的に知的や精神は一か所に集中していたので、3障害が一緒になるのはこれからだと思う。
相談支援	基本的にはハローワークで求職できる人が対象なので、相談支援から受け入れの相談が来ることはないし、連携もない。先日、就業センターのスタッフが見学に来た程度。
誰が支援すべきか	市町村が手帳を持っていない人にも支給決定をもっとしていくべき。 支援者も発達障害に関する研修を受けて理解を深め、A型の事業所や特例子会社などをもっと増やして就労の機会を増やすべき。
親亡き後に備えていること	在宅でサービスを受けながら利用していた人たちは、そのネットワークを有効に使う。地域の民生委員や駐在所、相談支援などをうまく使って地域で暮らせるように支援する。
その他	企業が特例子会社に積極的に取り組んでほしい。

2. すてっぷ 宮崎市

事業所の特徴	H16年4月に市の委託で動物園と業務提携を行ない、園内の清掃作業を行なっている。主たる利用者は知的、現在までに13名の利用者が一般就労し、定着している。
事業所又は地域での取組の成功事例	動物園内にあることで、園のスタッフや一般客と合うことが多く、社会性を身につけやすいのではないかとと思われる。最初は逃げていた利用者も、徐々にお客さんへの対応もできるようになった。
引籠り・うつ・精	ほとんどの利用者は安定しており、自宅やGHからバスや自転車で自力通勤している。中には金銭管理の問題や他者への暴力、気分の波での長期休業などはある。利用者への暴

神疾患といわれる方たちの実態	力で契約終了したケースもあり、次の行き場に困って結局は入院した。ほとんどは就業・生活支援センターに相談に行くケースが多い。
相談支援	相談支援事業所を通じて利用の相談などは受けている。相談支援との連携の連携は重要。養護学校からの卒業生もいるので、連携もあるが、相談までではない。手帳を取得できない児童もいるようで、先生が悩んでいるという話は聞いたことがある。
誰が支援すべきか	困っていることを相談できずに抱え込んでいるところが多いのではないかと。相談があったものについては、希望があれば積極的に受け入れたい。週に1～2回からでもいいので、利用者の実態に応じて誰かと関われる体制を作る。
親亡き後に備えていること	具体的にはGH・CH。一人暮らしも希望があれば考えたい。
その他	利用者の安全は大切だが、それだけを重視しすぎると本人が次のステップに進むのを妨げるかもしれないので、できるだけ本人のニーズをかなえる努力をしていきたい。現状を嘆いていてもしょうがないので、今あるものでどうしていくのか、制度だけでなく支援している者の意識も変えていかなければならない。

3. 地域生活支援センターすみよし 宮崎市

事業所の特徴	主に精神の方を対象とした相談支援事業所。市内には6か所の相談支援事業所があり、3か所は合同でサポートセンターとして、残りの3か所がサテライトで活動しており、すみよしはサテライトの事業所の一つ。
事業所又は地域での取組の成功事例	地域活動の場も併設しており、当事者同士のコミュニケーションの場となっている。地域移行支援事業とからめながらピアカウンセリングについて定期的な学習会を行なっている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	引き籠りについては、どの機関が中心に関わるかはっきりしないので難しいが、大きな割合で発達障害を持っているケースは多いと思われる。病院に行っても何の診断も受けられないケースもあり、なかなかサービスに結びつかない。当事者の家族（高齢者）が福祉サービスを利用した際に発見され、連絡が来ることもある。
相談支援	市内の相談支援は、母体となる法人の主たる利用者が身体、知的、精神からそれぞれ2か所ずつ受託している。重複障害など、難しいケースの場合はお互い連携をとって支援を進めている。
誰が支援すべきか	包括支援センターが中学校の校区の範囲で一つずつできてきたので、もっと役割を持たせると良い。地域が広すぎると広く浅い支援しかできないし、システム的に分けてしまうから狭間の人が出てしまう。包括なら狭い地域で小回りもきかせて活動できるのではないかと。
親亡き後に備えていること	住まいは管理人や居住者とのトラブルがあり、難しいところが多いが、古い物件などを有効に使えたら良いと思う。商工会の会議でも、すでに精神のスタッフを抱えて悩んでいる企業も多く、問題解決のための手助けをしてあげたい。

その他	<p>事件などの報道で、その事件と精神・発達障害との因果関係も分からないのに障害を報道されていることが多く、余計に地域の方に悪いイメージを持たれてしまっている。</p> <p>相談支援は具体的に何ができるというわけではないが、融通がきくので、狭間に置かれている人たちをもっとうまく支援できるようにしていきたい。</p>
-----	---

4. 宮崎市障害者総合サポートセンターにじ相談支援事業所 宮崎市

事業所の特徴	<p>福祉センター内で他の2つの相談支援事業所と合同事務所で相談支援を行なっている。同じフロア内には就業支援センターもある。元々は身体が主な利用者だったが、重複障害が多く3障害の網羅が必要と考え月1で研修していたところ、合同事務所の話が出て現在に至る。</p>
事業所又は地域での取組の成功事例	<p>民生委員と連携して地域をまわっているため、地域からの理解は得られている様子。台風などで災害の起こりやすい地域では、在宅で暮らしている重度の方の緊急避難の体制ができてきて、民生委員や、預かりに協力してくれる高齢者施設なども見つけることができた。</p>
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	<p>家族の中の誰かの支援に入ると、他の家族にも支援が必要な人がいることがある。</p> <p>家族が表に出そうとしないケースが多く、なかなか把握することができないが、民生委員で虐待の把握をしようとする動きがあり、協力しながら巡回相談に同行したりしている。</p>
相談支援	<p>合同事務所であるため連携はすぐ取れる。電話番号も共用のため、今ではフロア内のほぼ全てのスタッフが3障害に対応できる。就労関係の相談のみ就業センターへ引き継ぐ。</p> <p>福祉サービスの事業所は、まずは包括や病院、市役所に相談しているので、そこから相談が回ってくるケースが多い。特別支援学校からの相談も有り。</p>
誰が支援すべきか	<p>こういう場所があることを知らないために必要な支援を受けられていないケースは多いと思うので、随時広報活動をしていく。ワークサポーターの要請を行なっているが、まだまだニーズが少ないので、こちらも広報活動が必要。</p>
親亡き後に備えていること	<p>短期入所の定期利用。</p> <p>本人が自宅のほうが住みやすいので、施設に行きたくないという方も多いので、自立支援のプログラムを構築したい。</p>
その他	<p>余暇支援として講座の企画をしたり、県のボランティア協会ではふれあいの旅という、ボランティアと障害者で旅行に行く企画があるが、余暇活動や社会参加の場をもっと増やしていきたい。</p>

5. 宮崎市障害者総合サポートセンター巴会相談支援事業所 宮崎市

事業所の特徴	<p>福祉センター内で他の2つの相談支援事業所と合同事務所で相談支援を行なっている。同じフロア内には就業支援センターもある。元々は知的・児童が主たる利用者の法人だが、合同で事業所をかまえているため、3障害対応可能。</p>
事業所又は地域で	<p>窓口の役割は果たすが、対応してくれる機関との連携も必要なので、市や保健師などと連</p>

の取組の成功事例	携して訪問を行なっている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	精神を重複している方はいるので、関わりはある。他機関と連携しながら訪問も行っているが地域に埋もれている人を見つけ出すのは難しい。
相談支援	福祉サービスの事業所とは相互に相談できている。また学校からも余暇や福祉サービス、思春期などについての相談を受けることがある。
誰が支援すべきか	本人がどうしたいかによる。どこかにつながっていれば、サポートは受けられる状況にあると思う。
親亡き後に備えていること	今できることを伸ばしていくこと。どんなケースでも本人のニーズを聞いて、サービスをうまく組み合わせていく。
その他	

❁ 間取調査報告・鹿児島県

1. 鹿児島県発達障害者支援センター 鹿児島市

事業所の特徴	児童相談所の発達支援係の中で活動しており、発達障害の診断も行なっている。
事業所又は地域での取組の成功事例	間接支援の場なので、施設職員の研修や、保護者支援・教育、サービスの仕組みを教えたり関係機関につないでいく。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	年々、発達障害と精神を重複している人の相談は増えているが、本人だけが相談に来るので幼児期の情報などが得られず、確定が難しいのが現状。二次障害として精神を重複しているケースは多くかかりつけの医療機関で状態が落ち着いたら再度就労支援など行なっている。
相談支援	各市町村の相談支援のコーディネーターや保健師とは連携を取っている。離島4島と、県内の地区3か所には年に1回ずつ巡回相談を実施しており、各地域の教育委員会がとりまとめを行なっている。 病院からの相談などは今のところなし。
誰が支援すべきか	自立支援法では3障害で精いっぱいだと思う。地域のキーパーソンを作り、身近で相談できる場所を作っていくことが必要。保護者への啓蒙も進めながら、民生委員、警察などにも理解を深めてもらうことが必要。
親亡き後に備えていること	本人がどのように生きていきたいのか、将来の見通しを持った計画を立てるよう助言する。 まずは一人暮らしをする時に、実家の近所から始めたり、ちょっと困った時に助けてくれるキーパーソンを作っておくこと。
その他	地方に発達障害の診断をできる機関がないので、鹿児島市内に來れない人は診断を受けられていないのが現状。

2. ゆうかり学園 鹿児島市

事業所の特徴	児童デイサービスと併設しており、母体は知的の施設のため、指定を受ける前から発達相談を行なっていた。
事業所又は地域で	最初は市役所の横で相談支援をしていた頃から、不登校の相談が多く、単位制の学校に編

の取組の成功事例	入して無事に卒業できた方がいる。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	不登校で相談に来る方は、発達障害なのに精神の診断を受けてくる人が非常に多い。精神は二次障害であるので、精神の方への支援ではなく治療を優先するべき。
相談支援	鹿児島市内は相談支援事業者は1年ごとに入札で決定しており、毎年事業者が変わるのでネットワークを作っていくことがとても困難。来年度からは入札制度は廃止するようで、現在の指定事業所がもう一年活動することになっている。 早期療育のグループや児童デイのグループはあるが他の福祉分野との連携はできていない。
誰が支援すべきか	精神障害についてはP S W。発達障害については、発達障害についてよく理解している人がスーパーバイズしていく。相談支援も、専門性のある人がある程度法人として実権を持っていけばもっと進むと思う。
親亡き後に備えていること	所得保障。就労支援をしっかりと行なっていくこと。 発達障害の啓発活動。
その他	金銭管理が難しいという話をよく聞かすが、使うお金を日付ごとに袋で分けてしまえば、浪費は防ぐことができる。適切なアドバイスがあれば、他者に管理してもらう必要はないはず。

3. 悠々亭鴨池 鹿児島市

事業所の特徴	H 1 9年4月に小規模作業所から移行し、弁当の宅配を行なっている。市役所や県庁、口コミなどで、200ヶ所ほどから注文を受けて活動している。利用者は精神中心。
事業所又は地域での取組の成功事例	福祉を表に出して活動していないので、一般の店舗と同じようにチラシ配りや営業で仕事を得ている。 事業所自体は福祉の交流センター内にあるので、福祉のイベント等は他の事業所と協力してできている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	利用者はほとんど安定して通所している。季節の変わり目に調子を崩す人もいるので、作業日数や一日の作業時間を調整して通えるように工夫が必要。中にはデイケアや入院が必要になる人もいる。
相談支援	地域活動支援センターや、建物の2Fにも相談室があり、連携は取れている。利用者自身は利用している事業所にまずは相談するので、事業所内で解決できなければ相談支援につないでいる。 保健所や支援センターから受け入れの相談もあるが、受け入れできる事業所自体が少ないので、利用できないケースも多い。
誰が支援すべきか	国の制度で新しいサービスを作るべき。
親亡き後に備えて	

いること	
その他	しっかり就労をして生活していくこと。所得の保障。

4. 株式会社 ラグーナ出版 鹿児島市

事業所の特徴	精神の当事者と一緒に立ち上げた会社でNPOから株式会社化。専門家や当事者からの投稿作品の出版事業や名刺などの印刷物の製作を行なっている。
事業所又は地域での取組の成功事例	自分に合った仕事を持つことができ、再発率が減少した。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	長時間働けなかったり段取りする力が十分ではないのに、精神であることを隠して就職して再発するケースがとても多い。
相談支援	医療、ハローワーク、保健所と連携をとって活動している。 生活支援や、当事者のスタッフもいるので、ピアサポートもできている。
誰が支援すべきか	社会、家族、地域、医療が協力して支援する。 一般企業に対して、発達障害の啓発活動をしていく。
親亡き後に備えていること	生活できるだけの所得保障。
その他	認定調査の項目が3障害一緒なので、精神の人も身辺の自立などについて質問され、バカにされているようで辛い様子。

✿ 間取調査報告・沖縄県

1. 支援費相談センター小禄（医療法人禄寿会） 那覇市

事業所の特徴	小禄病院（内科・整形）が母体。市委託のヘルパー事業が主体。 介護ヘルパーが訪問介護先で障害者を発見することがあるが、知られたくないといわれる。
事業所又は地域での取組の成功事例	退院促進はホームレスを増やさないか？ ボランティアとして（個人的に）自治会に参加したり地域の子どもとかかわっている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	社会資源の所在の情報が発信されていないので自分たちで探している。又は作るしかない。 養護学校の子の休日の様子が見えてこない。お母さんたちにも連絡が取れない。 商店や食堂等にいつも来ていた人が来なくなったら教えてくださいねえと声をかけている。 見つけた時は、気になる人がいるけどお、と民生員などにつなげている。
相談支援	風呂が壊れて入っていない、という精神の方をヘルパーが見つけたので市と相談して風呂を直してもらった。完ぺきではないが、支援できた。 腰痛でバスに乗れず通院できない、という方には移動支援をもらった。 図書館へ行きたいという方には生活援助で移動支援をもらった。 人の役に立ちたいという方にはボランティアを紹介しクリスマスの飾りをしてもらった。
誰が支援すべきか	沖縄人は余計な御世話だよと言われても放っておけない気質。手帳がなくてもかかわることはできる。ただしそういう依存体質もあるので、お互いが何とかしてくれるだろうという気持ちが働らいて離婚の原因にもなっている。
親亡き後に備えていること	地域社会の中で自立して生きていけるようになってほしいという思いを語る方がいる。 ヘルパー（知識が必要）訪問でニーズを聞きとりながら、役所が考えたらいい。
その他	申請主義は何とかならないのか？

2. 就労支援あ・ん（NPO法人あごらびあ） 那覇市

	精神の方のデイケアの出口。PR活動が奏功して利用者が増えてきている。
--	------------------------------------

事業所の特徴	そば作りやパイアの漬物作りなどとおして地域交流を図っている。広場＝情報の集まり
事業所又は地域での取組の成功事例	共同作業所で作ったものの訪問販売を始めた当初は嫌な顔をされたが、最近少しずつ理解を得られるようになってきている。顔を覚えられ、声をかけられることもある。小さな雑貨店を兼ねた豆腐店の出店を計画中。御用聞きをしながら地域の役に立ちたい。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	まだまだ行き場が少なくはじかれているが、障害を隠す傾向が強く、名札は姓を書くと素性が知れるので、名前だけ書いている。地活では近いところでは顔を知られているので、親類に知られたくないと、わざわざ遠くの町のサービスを利用しに行っている。
相談支援	話を聞いて説明してもつながらない部分は他のところを紹介している。話をするだけして来なくなる方もいるが相談の1/4は利用につながっていてコンスタントに増えてきている。 精神の方は知的の方のように毎日出て来れないし、問題行動もデコボコしているので支援が難しい。就労としてある程度の成果を出さなければいけないのだけど、毎日来ることができないと継続した支援ができず、就労に結び付かない。また、運営が厳しくなる。
誰が支援すべきか	手帳は家族が持たせたがらなく、年金ももらえていない。 可能な制度を探して組み合わせを考える。
親亡き後に備えていること	
その他	移行定員6人、利用者 人。B型定員14人

3. PCNET-NAHA (NPO法人PCNET) 那覇市

事業所の特徴	理事長の高橋さんが札幌で沖縄出身の医者として立ち上げた。自分も6年間利用者だった。 パソコンに関する作業一般。 工賃時給136円。月平均4000円～4500円。
事業所又は地域での取組の成功事例	3人が利用者から職員になった。 初心者が80%。エクセルとワード検定を目標に訓練している。 那覇市役所で北海道物産展を開催し、月・水・金でタラバガニや鮭などを販売している。 退院から後の行き場がなく、月に3人程度新しい利用者が増えてきている。 ハローワークに同行して希望者は登録している。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	家にいる方は家族が外に出さないという県民性。 社会性が身につけば仕事は任せられる。 複数のデイケアを利用している方もいる。
相談支援	手帳が必須なのでそれ以外の対応はできない。
誰が支援すべきか	相談支援センター。人間を相手にしているのだから、専門医に診てもらって、支援が必要だといわれれば、受けてとしては何ら問題がない。

親亡き後に備えていること	G Hを用意したからには自立するまで世話をしていこうと思っているし、その後も行き場がないのであれば、うちで見ていく。
その他	G Hサテライト方式アパートを3棟借り上げて2部屋×6人が暮らしていて、夜だけご飯を一緒に食べている。日中活動（デイケア）との併用。家賃37000円。生活保護又は親の支出。住む所があって仕事をする場があれば自立していける。 9月から喫茶店（食堂）を開店予定。 B型定員20人、利用者35人。

4. 社会就労センターわかたけ（社会福祉法人若竹福祉会） 浦添市

事業所の特徴	知的養護卒後の行き場所として14年目。法人全体の昼食サービス300食/日と仕込み、パンづくり。 工賃移行月20000円。B型月10000円。
事業所又は地域での取組の成功事例	不動産屋の管理物件の清掃作業、ちんすこうの選別、教材のシール貼りなど、挑戦していく 道筋を作っている（単価の安いものは断っている）。 委託訓練事業などビジネスマナーに参加。 家族支援も必要な方には週末ショートステイ（4床）も用意。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	療育についてはほんの数年前までは理解がなかったが、岡山の川崎医療福祉大学から先生に来てもらってTEACCHプログラムを導入して、行き場のない方への日中活動の中に取り入れている。プロジェクトチームをつくり日々の申し送りを行い、原因を見つけ、気持ちに寄り添い、見通しを立てる支援を行っている。作業能力は高いが混乱するとひどい状況になる。目的や見通しがたてばいい。
相談支援	本人のなまけ心と捉える先生がいたので担任を代えてもらった。 在学中からの相談、福祉課との連携、就労支援との連携、他事業所との連携など。
誰が支援すべきか	学校のコーディネーターが名目だけになっていないか？ 学校時代に様々な体験ができるように各機関と連携できる先生（人材）がいるといい。学校から個別支援計画が来ても形式的なものにしかっていない。措置時代には行政からはもらえていた。児相からももらえない。
親亡き後に備えていること	これからの課題。GHなどのニーズはあるが、大家に理解がない。 那覇で民間の24時間電話相談サービスとのタイアップで大家さんの安心を保障している。 浦添では市営団地の建て替えの希望がある。
その他	

5. 就労サポートセンターミラソル（NPO法人ミラソル会） 那覇市

事業所の特徴	精神小規模作業所が母体。授産活動を行わず、民間企業での職場実習とグループ就労訓練を主体とした実践的な職業リハビリテーションを行い、就労移行を支援している。
事業所又は地域での取組の成功事例	自立支援法施行後3年間で5障害60人が一般就労している。 1、ゴールからスタートする実践型職業リハビリ 2、スペシャリストが評価・開拓 3、職業準備性を高める座学 4、夢を具体化（似顔絵に夢を足していく） I 職リハ II ジョブマッチング III フォローアップ 3～6か月で就労。 それぞれに評価スケールをもっている。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	
相談支援	本人の自立、生活の自立は本人自身の力による。
誰が支援すべきか	法整備を進めていくべき。 ILO 1983年の職業リハビリテーション及び雇用（障害者）条約（第159号）批准 障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約（1992年6月12日批准）。
親亡き後に備えていること	
その他	移行定員12人、登録19人。B型定員10人、登録8人。

6. 沖縄県発達障害者支援センター（社会福祉法人緑和会）うるま市

事業所の特徴	知的入所更生授産施設が運営母体。県委託。県内1か所のみ。 地域生活支援センター時代から相談支援を行っていた。
事業所又は地域での取組の成功事例	学校や行政でそれぞれの役割について意識は高まってきているが、まだノウハウを持っていないので個別の事例を参考に説明して横のつながりを作る活動をしている。 地域に資源はあるのに繋がっていない。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	メディアによって「もしかしたら？」という本人や周りからの相談が増えてきている。 友人関係や仕事を認めてもらえないなど自分の状態をはっきりとさせたい方と、話を聞いてあげるだけで満足してしまう方が半々でいる。 就労を希望す方は手帳の取得のメリットを説明してつないでいる。 「あんな人いるよね」といい意味で地域に埋もれている。
相談支援	自分を客観的に知ることは苦手さや対応策がわかるので悪いことではない、障害とレッテルを貼られることを嫌がるがそれは「劣っているということではない」と説明している。 行政内部にキーパーソンとなるマンパワーがない。特に市町村合併のあったところが問題。 相談支援は半分子ども、半分親。

誰が支援すべきか	これがないからできない、ではなく、地域に資源はあるのだからいかに組み立てていくのが問題。ただしそれなりのメリットもほしい。
親亡き後に備えていること	親は親の人生、子どもは子どもの人生。一生つながってられるものではない。小さい時から将来に向けた取組をして、近くでも離れて暮らす。野宿しても死ぬことはない。
その他	大分県で発達障害の程度区分の判断基準を作っている。発達障害はテーマさえ決まればどの範囲でも拾える。

7. 自立・就労センター希望の大地（NPO法人希望の大地） 浦添市

事業所の特徴	高齢者介護が母体。精神の方や親子2代で障害をもっている方も多く、県内12か所の精神病院では数百人規模で患者を抱え離さない状態が続いている。戦争経験やシャーマン信仰があり精神罹災率が全国平均の2倍。病院では1人500～600万円の収入になっている。
事業所又は地域での取組の成功事例	1か所だけ意のある病院のケースワーカーと農作業を中心とした企業にとってもメリットのある就労形態として「ソーシャルファーム」（徒弟制度/終身雇用/住み込み）を可能にする「雇用」ではなく「仕事の依頼を受けてそれに応える」システムを追求している。工賃時給630円。額7～8万円。ちんすこう製造販売、分電盤パネル作り、島らっきょう生産、花卉栽培など。
引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態	彼等はデリケートだから発症する。対応は全て「さん」づけ。高次脳と診断されている方が2人いるが、問題ない。彼らの「能力」をビジネスに利用したい。精神の方は「ガラリ」と変わる。
相談支援	家族、仕事仲間、お金の貸し借りなど常に相談を受けている。当事者同士のミーティングも行っているが、交通整理が必要（過激な発言も出る）なので職員を配置している。ケースワーカーとは情報の交換を行っている。
誰が支援すべきか	A型の活用。手帳は本人の自覚を促すうえでも必要。
親亡き後に備えていること	ソーシャルファーム。日本型の雇用。
その他	A型の暫定支給が那覇では認められない。他の地域ではどういう対応をうけているのか？ 養護学校では素人が素人を教えている。仕事をするなら早くからプロの指導を受けるべき。

8. いこいの家（NPO法人結いの会） 石垣市

事業所の特徴	精神家族会母体。10年目。農作業や染め物、石鹼製造など。就労的居場所として、また、とりあえず来ることのできる場所としての楽しみの場。工賃月1000～6000円。
--------	--

<p>事業所又は地域での取組の成功事例</p>	<p>宗教・思想を含めてその人本人の姿を受け入れているだけ。 できてもできなくても認める。作業しようとする気持ちを認める。 個別支援計画は個人と向き合うことができるのでいい。また、施設行事を訓練として計画に組み込んで実施できるようになったのでみんなと喜びを共有できる。 ※孤独死をサポートできなかったのが悔しい。</p>
<p>引籠り・うつ・精神疾患といわれる方たちの実態</p>	<p>社会の偏見の中で悩みを抱えながら生きている。家の中の部屋に閉じ込められていた。 近所の親類には知られたくないので他県へ診察を受けに行っている。 引籠りはたくさんいるので掘り起こしが必要なので、相談コーナーなどの実例をもとにPRしたり、保健所や民生員に家族会の存在を知らせたり、この事業所の存在を知らせたりして情報の提供を行い、また、求める。</p>
<p>相談支援</p>	<p>サポートの仕方（強制や強要）によってなくなっていく方もいる。働いて返せ、という支援は間違っている。精神の方の短期入所を受け入れてくれるところがないので、GHを作って仲間作りがしたい。ニーズに応えるだけの資源がない。</p>
<p>誰が支援すべきか</p>	<p>人を責めるのではなく、気づいた人がやればいい。</p>
<p>親亡き後に備えていること</p>	<p>親を介護していかなければならないという心配がある。 GHなどの仲間作りやショートステイの受け入れが必要。なければ共倒れ。</p>
<p>その他</p>	<p>努力は必要だが、強要するものではないし、競争原理を持ち込むべきではない。 近くに精神科の病院があるが、ショートステイはお金にならないからという理由でやっていない。 アパートを借りたくても保証人になってくれる人がいない。 B型定員15人、登録12人。</p>

✿ 発達障がい者就労支援全国フォーラム

NPO法人夢の樹オホーツクは平成20年度の事業の一環として、平成20年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業の補助をうけて、「発達障がい者に対する障害者自立支援法に基づくサービスのニーズ把握に関する調査」を行っていましたが、聞き取り調査に赴いた全国300余の事業所のなかから、発達障がい者の就労に関して先駆的又は有効な支援を行っている4事業所を招聘し、フォーラムを開催しました。以下にその骨子を列記しますが、取り組み方の違いはあれ、どの事業所も確固たる思想と具体的な手法（実践）をもっていることが挙げられると思います。

日程

- 平成21年3月21日 13:00～17:30 事例報告 1～4
- 平成21年3月22日 10:00～12:00 意見交換会



1. 奈良県ジョブサポーター派遣事業

- 就労促進の拡大を図るため、一般就労への意識や動機付けを図るとともに、職場適性等のアセスメントのできる、職場体験や現場実習の充実が重要
- 企業や当事者には不透明な不安感があり、消極的になりがち
- 円滑な職場体験等が行えるよう関係者間の調整、通勤支援及び職場内における職業生活支援を行う

2. 支援内容

- 実習者、受け入れ企業担当者、関係機関（含家族）との打ち合わせ
- 通勤支援、職場内の職業生活支援（休憩時間の過ごし方、更衣室の利用、タイムカード、あいさつ、返事、報告の仕方、作業手順等の支援ツール、不安軽減のための相談）の実施
- 受け入れ企業への実習者への配慮事項や作業指導方法の伝授及び作業環境や従業員との関係などの調整



※この事業所の特徴は、地域の関係機関との連携の下、身近な地域で就業面及び就業に伴う生活面の支援を一体的に行っていることです。

そのための課題分析と今後の取り組みについては、資料をご覧ください。



また、支援を受け、実際に社会復帰を遂げられた方からの報告もあわせて行われました。

会場から大きな拍手とともに、「勇気づけられた」との感想が多数寄せられました。

フォーラム当日発表資料

- 奈良県における就業支援の取り組み -実践報告-
なら障がい者就業・生活支援センターコンパスセンター長 小島秀一



長野県松本市 社会福祉法人アルプス福祉会
コムハウス 施設長 金澤 洋一氏

1. 松本がもし100人の村だったら

- 池田香代子著「世界がもし100人の村だったら」を参考に、著者の許可（むしろ応援）を得て作った絵本
- 障害を持っている人は5人（北欧では10人とされている）
- この違いは、国や地域の認知度や制度・仕組みの差

2. コムハウスでは

- クッキー・ふきん・薪・施設外就労・リサイクル・麦ストロー・下請け作業・工芸品・紙すきなど多種多様作業を行い、46人の通所者が働いている
- 46人が働くのだから、46種の作業があってもおかしくないと思う

3. 選択できる大切さ

- 自己選択をするのなら多様な選択肢が用意されていなければならない
- ○○の作業はNさんの好きな仕事と担当職員は言うが、本当に好きなのか？ Nさんが一番我慢できる作業ではないのか？

4. 私たちの仕事は利用者の仕事を社会化させること

- 作業に誇りや達成感を位置づけることが大切
- 同時に地域にその中身を丁寧に伝え、利用者やその労働を施設のなかに囲わないこと
- 仕事は報酬とやりがいと人間関係。施設は通過点。ならば報酬のみを追求せず働く力や意欲を育てることも大切



※自分たちの願いは自分たちで叶えようと市民立で障がいの軽重にかかわらず支援していくことを目的に設立されたコムハウス。

「どんなに重い障がいがある方でも通える働く場にしたい」と3年間毎週街頭募金を行い6,500万円を集めました。応援団が多く、地元出身の上条恒彦さんの紹介でジブリ美術館へ麦ストローを納品しています。

フォーラム当日発表資料

- 「労働に社会評価を」 社会福祉法人アルプス福祉会 コムハウス施設長 金澤洋一



神奈川県横浜市 NPO法人PWL
就労移行ワークステーションPWL 理事長 箕輪 一美氏

1. 多様な事業展開

- 特殊学級を担任し、多くの卒業生を送り出すなか、社会からドロップアウトし生きがいを失ってしまっている子供たちの存在を知り、退職
- 1992年、PWLグループホーム第1号「なかまのいえ1・2」設立
- 現在13ホームを運営定員72人
- 就労移行支援、就労継続支援A型、自立訓練（生活訓練）、生活介護

2. 教育、医療、福祉の融合

- 15歳から5年間教育と福祉のコラボレーションを経て自立の道へ
- 5年後には経済的自立を目指す

3. 経済的自立

- 横浜市では約12万円が自立生活者の生活費の最低ライン
- 養護学校や高校を卒業した18歳の時点では年金対象外
- 最賃8時間労働で12万円だがハードルが高い
- 年金65000円+1日2500円の労働で経済的自立を目指す

4. 余暇支援

- スポーツ約12種目、文化約6種目のプログラム提供と参加
- 地域活動への参加（バスケットボール、ソフトボールなど）
- 通信制サポート校（日本健育高等学院）
- 3年間で就労又は生活訓練又は就労移行支援等を利用しながら高校卒業単位を取得し就労先の拡充を図る



※軽度の知的障害者が支援を求める方法を理解できないまま、精神病院、刑務所、ホームレスという結末を送る人も少なくありません。これら隙間にいる手帳をもたない15歳からの方たちに認定区分を受けさせ、就労支援を行っています。

また、有限会社を有しお弁当の製造販売を行っており、堅実な売り上げをキープしているほか、横浜本牧のビル内で染・織の技術を生かした製品を作っており、どちらとも「本物」の提供をこころがけています。



沖縄県那覇市 NPO法人ミラソル会
就労サポートセンターミラソル 理事長 一杉 光男氏

1. 5障害対応のリハビリテーション

- 知的、精神、身体、発達、高次脳
- 実践のなかで「働く」力をはぐくむ
- 職業準備性に障害種別は関係ない
- 企業で訓練するのは工賃を得るためではなく見極めるため

2. 就労移行の4つの柱

- ゴールからスタート 民間企業での職場実習により企業で要求される態度、常識、スピードと処理量を学び民間で通用する職業人をつくる
- スペシャリストが評価、開拓、コーディネート ジョブコーチ2人を配し、GATB=厚生労働省一般職業適性検査を行い、職業リハビリからジョブマッチングを経て、定着後のフォローまで行う
- 職業準備性を高める 座学により働く上で最低必要な知識、技能を育てる
- 夢を具体化するアセスメント

フォーラム当日発表資料

- 「ミラソルにおける職業リハビリテーションの実践～5障害での就労移行支援～
特定非営利活動法人ミラソル会 理事長一杉光男



※授産活動を行わず（なので、工賃は発生しません！）、民間企業での職場実習とグループ就労訓練を主体とした実践的な職業リハビリテーションを行い、3年間で61人（5障害）を就労させています。

主な就職先は、製菓会社検品係、老健施設ヘルパー補助、IT企業バーコード読取、キーパンチャー、老人デイサービス清掃係、メンテナンス会社清掃員、石材会社現場作業員、デパート販売員、スーパー商品補充チェック係、害虫駆除会社駆除対策検査員、JA豊見城など多岐にわたっています。



❁ 事業結果（調査結果概要）

アンケート調査

平均16.4%と高い回答を得た。単純に集計しただけでA4レポート130ページを超え（別添CD-ROM）、これをクロス集計すると発達障害者に対する認識の薄さや格差が如実に表れてくるものと推測される。

聞き取り調査

300人の現場の担当者と直接話をすることができ、アンケート調査（数の集計）では見えてこなかった就労・自立・支援・相談などに関する問題点や提言など、生の声を拾うことができた。これは財産になった。

フォーラム

アンケート調査・聞き取り調査を踏まえて、その中から就労や地域連携について先駆的な取り組みをしている4事業所を招きフォーラムを開催した。障害種別を問わず年間20人を一般就労に導いている沖縄の「ミラソル」や、15歳～18歳までの手帳を持たない狭間の子どもたちを「制度を使って支援」している横浜の「PWL」など発想や行動力でグイグイと突き進む民間の力強さをまざまざと見せつけられたし、どんなに重い障がいがあっても就労は可能だと言い切る事業所もまた、少数ではあるが存在した。

しかし、発達障害者は軽度であるが故の生きにくさを抱えており、そのニーズに応えるためには「制度では御しきれない社会」そのものの問題を解決しなければならない、という福祉以前の問題も見えている。極論になるが、今回アンケート調査を含め広範な聞き取り調査を行った正直な感想は、問題点を探ったところで、解決策が示されなければ責任の押し付け合いに終わってしまうということ。彼らが生きて自立した生活を送るためには、その彼らを支援していく「わたしたち個人」または「わたしたち社会」の存在が問われなければならない。彼が誰（人・社会）に出会うか、その時に出会った人・社会が彼のその後を決定づける。

三段論法めくが、そうであるならば、その出会いの場が問われるべきだし、その整備を急がなければならない。ケアマネジャーやサービス管理責任者の存在意義は大きくならなければならないし、相談支援に至ってはまさにそこが第一発生場所。「早期発見早期対応」は幼児期にだけあてはまる言葉ではない。ここには数も必要だが、その数に見合った分だけの「質」が保証されなければまったく意味を持たない。

そこで次の課題は「相談支援」。「障害者支援は親支援」とは現場で言われる言葉ではあるが、「当事者の親」を「ピアレント」として制度化させ、ピアカウンセラーとして育成するためのカリキュラムや適性診断テストなどをとおして「質」を第一に確保したい。「二次障害は防げるんですね」若い支援者が語っていた現場の声である。

❁ 事業の効果及び活用方法

発達障がい者の障害者自立支援法に基づくニーズの把握がなされインフォーマルサービスを含め、必要とされる地域の社会資源や支援プログラムの拡充、ネットワークの構築がなされた。この中から見えてきた課題が「相談支援の充実」であることから地域の支援体制の整備に役立てるよう活動を継続したい。



✿ コメント：アンケートの結果からみえてくること

尚綱学院大学 教授 八巻正治

※時間をかけて、膨大なアンケート結果を数回、読ませていただいた。以下は、その中から、特に私が関心を持った項目、および回答をピックアップし、それに関して簡単なコメントを附記してみたものである。

介護給付で実施している事業

◇やはり生活介護の割合が多いが、私個人としては、今後、重度障害者等に対する包括支援に対する事業参加が増えることを期待する。

訓練等給付で実施している事業

◇予想されたごとく、就労移行支援、および就労継続支援（B型）の割合が多いことが判明した。

地域生活支援事業で実施している事業

◇当事者からの必要度が高いと判断される移動支援サービスや、日中一時支援事業を展開しているケースが多いことは評価できると思われる。

地域活動支援センターのタイプ

◇相談支援活動を含む「I型」が多いことは良い傾向である。

その他を選択した場合の中身

◇これらの中で私が注視したのは、「ピアサポート支援事業 地域移行支援事業 社会復帰支援事業」「法人独自に行なっている事業として専門職派遣事業ということで、地域の保健センターと連携し、保育士やPT、STの派遣をし療育相談等へ協力をしている。また、発達障がい児への支援として、学習塾という形で学習の面やソーシャルスキルトレーニングを行なっている形での学習塾を11月より開始している。」「障害児の放課後や長期休み、緊急時に一時的に預かる事業」である。

◇その中でも「ピアサポート支援事業」「ソーシャルスキルトレーニング（SST）」「一時的に預かる事業」といった支援活動は、利用当事者を主体とした、ニーズに即した支援事業として注視に値するものと思われる。

その他の私的サービス等でその他を選択した方は、どのようなサービスですか？

◇回答の中で、「障害福祉サービスや地域生活支援事業の日中一時支援事業のサービス提供時間以外でのお預かりをしています。またご本人の兄弟姉妹も一緒にお預かりしています。」「パーソナルサービス（時間制）～家事・掃除・配食等の制度外サービス」、さらには「障がい者レスパイト事業・・・日中一時見守り、送迎や宿泊など」といったレスパイトサービスに注目した。その中でも、「ご本人の兄弟姉妹も一緒にお預かりしています。」といった活動は、当事者家族へのパーソナルな支援サービスとして、きわめてニーズが高いサービスであろうと思われる。

役員・理事の平均報酬

◇容易に予想されたごとく、無償、もしくは100万円未満が圧倒的多数であることが確認できた。また「従業員（常勤）の平均報酬」についても350万円未満が全体の66%であり（年齢や経験年数にもよるが）、やはり低賃金であることが容易に読み取れる。さらには「従業員（非常勤）の平均報酬」も、予想されたように100万円未満が圧倒的に多い。支援スタッフの「低賃金・加重負担」を再確認したような項目であった。

事業所設置場所

◇回答をみると、「中心市街地住宅地区」と「郊外住宅地区」の数が多い。つまりは「住宅地域」である。これは地域に密着した支援活動を展開するうえで、とても良い傾向と思われる。

相談支援事業所の機能程度で積極的を選択した方にお聞きします。そう思う理由として該当するものを全て選択して下さい。

◇当然ながら、「相談支援事業所との連携がしっかり取れている」との回答がもっとも多かった。

相談支援事業所の機能程度でよくわからないを選択した方にお聞きします。その理由を具体的にお書き下さい。

◇個々の回答をみると、その理由として情報提供不足が挙げられている。当然であるが、必要十分なる情報開示と提供とが必要であろう。

相談支援事業所の機能程度で機能しているとは思えないを選択した方にお聞きします。その理由。

◇これはアンケート全体を通して顕著であったが、発達障がい者に関する専門的知識が不足している、といった回答がいくつかあった。支援スタッフへのトレーニングの必要性を感じる。

相談支援の受け皿として機能していると思われるもの全てを選択して下さい。

◇やはり「相談支援事業所」「市町村の福祉課」の割合が多いことが判明した。

相談支援事業所が十分に機能するために必要と思われること。

◇当然ながら、「継続的な支援体制」「相談員の質の向上」「財政支援」「身近な相談体制」との回答数が多い。

相談支援事業所が十分に機能するために必要と思われることで、その他を選択した方にお聞きします。それはどのようなことですか？ 具体的にお書き下さい。

◇人的問題や情報不足を挙げた回答があったが、的確なる情報提供の必要性が、そこから読み取れる。

あなたの地域で、発達障がい者が利用しているサービスで該当するもの全てを選択して下さい。

◇情報提供といった面からは、「コミュニケーション支援」が少ない点が気になった。

発達障がい者が利用しているサービスでその他を選択した方にお聞きします。それはどのようなサービスですか？

◇回答で特徴的なのは、「発達障がいの現状が良くわからない。」「発達障がい者がどの事業所に通っているのか全くわからない。」といった点である。こうした傾向はアンケート結果の全体を通して言えることでもある。

発達障がい者のニーズがあるのに提供していないサービスでその他を選択した方にお聞きします。それはどのようなサービスですか？ 具体的にお書きください。

◇「発達しょうがいの明確な範囲が示されておらず、お答えできません。」「発達障がい者の方のニーズがどのようなものか、実態がよくわからない。」といった回答が見られたが、やはりこうした回答も、本アンケート全体を通して顕著であった。

発達障がい者のニーズが顕在化してこない原因でその他を選択された方にお聞きします。どのような原因だと思えますか？ 具体的にお書き下さい。

◇私としては、以下に列記した回答に注視した。その理由は、「果たして発達障がい者は、障害者福祉の分野・範疇に含まれるのか否か？」といった根源的な疑問や懸念が顕在化していることがそこに読み取れるからである。

◎特に知的障害を伴わない発達障害（高機能自閉症、ADHD、LDなど）の障害を持つ保護者にこういう福祉サービスがあるという情報が周知されていない、また知的障害をもたない発達障害の方に対して、福祉サービスの対象になるのかどうか、法的な位置づけが不明瞭

◎発達障害の方は、知的障害者福祉の利用に違和感を感じている方が多い。自分が受けるべきサービスは違うとされているようだ。

◎現状の障害福祉サービスにおいて、発達障がいを想定した制度・報酬体系の組み立てになっていないため、サービス開発ができていないのではないのでしょうか。

発達障がい者に対して、都道府県又は市町村が独自に行っているサービスや支援策があればお書きください。

◇回答の中で、私としては、以下に列記した回答に注視した。例えばSSTについて言えば、近年、SSTは精神保健福祉分野における支援技法から次第に拡大し、その応用化が図られ、発達障がい者支援分野でも有効になりつつあることの証左だからである。また、高等教育を受ける機会の保障も重要な視点である。さらには就労支援を円滑に展開するためには、ジョブコーチやジョブサポーターが果たす役割が大きいと、こうした事業展開は注視に値すると言ってよいであろう。

◎発達障がい児を対象とした市独自のSSTプログラム

◎IQが高く、知的障害者手帳の交付が困難な方に、精神障害者手帳を交付することで、サービス利用を可能にしている。

◎高等技術専門学校によるOA科の設置（平成20年度の7月から）

◎ジョブサポーター派遣事業

暮らしの印象で暮らしにくい理由をその他と選択した方にお聞きします。暮らしにくいと思われる理由を具体的にお書き下さい

◇私自身は以下の回答に注視した。その理由は、そこにケアマネジメントを主軸としたソーシャルワークの必要性が指摘されているからである。すなわち、的確なるケアマネジメントが効果的な支援サービス提供にとって重要と判断されるからである。

◎その困難さの理由である障害について、きちんと診断し本人および家族へ説明のできる医師が少ない。理解をもって個別対応を受け入れられる事業所が少ない。

◎生活をマネジメントできる人材がいらないから。また、その発端となる診断を出来る医師が少ないから。

◎発達障害を理解する支援・療育機関及び専門員が少ない、ライフステージが変わるごとに支援が繋がらず一貫性に欠ける

◎発達障害に対する理解が進んでおらず、本人や家族に自覚がない場合が多い。精神障害と混同され、家族からも病気扱いされて施設入所や入院を勧められるような状況。

発達障がい者の日常生活の阻害要因にはどのようなものがあるとお考えですか？ 該当するものを全て選択して下さい。

◇予想されたごとくに、やはり「就労の場の不足」および「理解者の不足」といった、ハード&ソフト面での不備についての回答が多い。

日常生活の阻害要因でその他を選択した方にお聞きします。どのようなことが考えられますか？ 具体的にお書き下さい。

◇回答の中で、以下の表現に注視した。と言うよりも正直、驚いた。それは、もしもこれがSST（社会生活技能）や、SFA（社会生活力）的な視点からの意見であれば問題ないが、社会福祉法（2000年）制定以前に強固に流布されていた社会適応能力的な視点（つまりはADL向上）といった旧態依然とした指導観から生じたものであれば、やや乱暴な意見

と思われるからである。ただし、ここで使っているリハビリテーションの意味を、真の意味での「自立」の概念、すなわち「必要なる経済的・人的支援を受けつつも、その人らしく生きるために必要とされるスキル獲得」と理解しているならば問題はない。

◎主体たる本人へのリハビリテーションが最も重要。社会環境の整備とともに、社会に適応できるようにリハビリテーションしていく機会の場を構築していく必要があるのでは？ すべてを社会の責任にするのはお門違い。

日常生活の阻害要因で学習機会の希薄さを選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい。

◇「発達障がいを知った人材の育成」が最も多かったが、私自身もこの考えに同意する。と同時に、安易に他の人に委ねるのではなく、支援スタッフ自身のスキルアップも必要であろう。

日常生活の阻害要因で教育機関の理解不足を選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい。

◇「定期的研修機会による理解と専門知識の養成」が圧倒的に多かったが、当然のことであろう。また、スーパービジョンやピア・スーパービジョンが定期的・継続的に必要もある。

就労先の不足の理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

◇厳しい状況下で苦勞を重ねている回答者の心情そのものは理解できる。しかし、「◎」の回答のように、臨床現場における支援実践者が、こうした「開き直り」的な表現を用いることに対して、私個人としては賛同できかねる。なぜなら厳しい状況下で創意工夫を凝らしつつ、歩みを重ねてゆくのが支援実践者としての生命線（矜持）であると考えているからである。嘆いてばかりでは何らの解決策も見いだせないからである。社会福祉発達史を紐解（ひもと）くまでもなく、福祉支援実践の歩みを振り返るならば、いわば「先人たちの屍（しかばね）を乗り越えつつ」といったケースが実に多いことに気づくであろう。ゆえに決してあきらめてはならないのである。

◎「企業や個人商店など「実習だけでもお願い致します」と相談しても、今の景気では人は雇えない・障がいの接し方が解らない・仕事がない、などの理由で断られる事が多いのが現状です。解決策については、こちらがお聞きしたいくらいです。」

日常生活の阻害要因で余暇活動の場の不足を選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい。

◇回答で、「サークル活動団体等との連携と理解者醸成」の数が多く、これについては、「ファシリテーター」「コーディネーター」「ケアマネージャー」としてのソーシャルワーカー（SW）が果たすべき役割が大きいであろう。逆に言えば、質の高いSWが不足しているということでもあろう。

相談できる場所の不足の理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

◇以下のような回答が見られたが、これはかなり辛辣な意見である。しかし的確なる指摘でもある。

◎「相談支援事業所自体が発達障害を理解していないので、発達障害者の人が相談できない。」

「引きこもり」といわれる方たちの実態を把握していますか？

◇「把握したいが難しい」「把握していない」がもっとも多い。

「うつ」や「精神疾患」といわれる方たちの実態を把握していますか？

◇同じく、「把握したいが難しい」「把握していない」がもっとも多い。これらは「二次的障害」と言えるものである。ゆえにこそ当事者本人に関する実態把握と、適切なる支援アプローチが急務である。とりわけ「発達障がい」ゆえの引きこも

りであるならば、すみやかな実態把握、および、それに対する支援アプローチが必要であろう。

発達障がいについてどう思われますか？

◇以下の回答の割合が高かったが、いずれも重要な問題提起と思われる。

- ◎発達障害や高次脳機能障害などの定義づけを見直す必要がある
- ◎「医療モデル」から「社会モデル」への転換を図るべきだ
- ◎手帳未交付者がサービスの対象外なのは問題だ

発達障がいと診断されている方のうち、知的障がいを伴わない方たちの困っていることは何ですか？

◇数多くの回答の中でも、以下にピックアップした回答は、いずれも重要と思われる。支援現場では、往々にして、こうした「はざま状態」の当事者本人が支援の関心から、こぼれ落ちてしまう、といった現象がみられる。それゆえ、支援は個性が高い、といった意識を持つことが肝要であろう。なお、支援サービスを展開するにあたっては、「ストレングス・モデル」に基づいた支援、すなわち、当事者本人の「強さ」や「プラス側面」に着目した支援が必要であろう。

- ◎知的障がいを伴わないと外見が普通に見えるが故に、健常者とおなじ扱いを受けてしまうこと。
- ◎生活していくうえでの生きにくさを周囲の人たちに理解してもらえない。
- ◎周囲の理解が得られず、生活の中で生きづらさを痛切に感じる所ではないでしょうか？
- ◎手帳等の法制度の未整備
- ◎周囲の理解を得にくい。（家族・学校含めて）自分自身の生きにくさがどこから来るのか分かりにくい。「困難さ」や「世界観」「感覚」を共有できる人や場所が少ない。失敗を振り返ったり、分析して次につなげる事が苦手で、「辛い経験」「マイナス」のイメージでしか残りにくい。ペース配分が苦手。
- ◎本人の障害受容。高学歴者が多いのでプライドが高い。障害と自分のイメージが合致しない
- ◎生活上のつまづきやその原因に本人や周囲が気づかない
- ◎障がい者手帳がないため、社会資源が活用できない。地域の無理解。
- ◎社会状況、特に就学時から社会生活に移行する際に不適應を起こす方が多く、それらに対する家族の問題性の認識不足や適應できる福祉サービスの少なさが感じられる。
- ◎知的障がい者と発達障害者の区別が難しい
- ◎現在、大学4年に在学されている方の相談を個人的に受けている。その中で知的能力の高い方は「精神保健福祉手帳」、そうでない方は「療育手帳」というのが一般的な迂回路となっているが、その方自身も「精神保健福祉手帳」を取得し、「障害者雇用枠で」就職活動をしているが、「自分は精神障がい者ではないのに」ということが腑に落ちないまま就職活動を行なっている、とのことである。
- ◎手帳が交付されず、サービスが受けられない。周囲から障害を理解されずに、支援のない状況にさらされて、不適應を起こし易い印象。
- ◎本人の希望する生活と、社会の受け入れ態勢のギャップが大きい。
- ◎知的に問題がないとちょっと変わった人（子）と言う判断で終わってしまい、必要な療育に結びつきにくい
- ◎人との関わりがうまく出来ない。そのため傷つきこもりがちの生活となってしまう。サービスの利用もなかなかつながらず、経済的な不安、将来への不安を抱いている。
- ◎(1)乳幼児段階の集団生活・教師保育士の対応の難しさ、(2)小学校中学年頃からのいじめや孤立感、(3)思春期以降の診断の自己理解、(4)学力と進学・進路、(5)引きこもりや精神的な不適應行動と入院治療、(6)退院後の生活支援体制の整備、(7)卒業後の就労、(8)就労後の不適應・再就労、(9)キャリアのある社員のメンタルヘルス、(10)家庭のある人の子育て・教育機関・学校との付き合い方等
- ◎現行の福祉サービスを利用できない。周りから理解されない。自分自身も理解しにくい。手帳がとれない。二次的障害を発症しやすい。
- ◎支援する上で、難しいのはまず支援者としてスキル不足で、発達障がいについて勉強不足で、どう支援したらいいのかわからないことがある。
- ◎障がいのことを理解して無い為、知的に障がいがあるように勘違いされ、外出がおっくうになったり、仕事も出来ない。
- ◎精神病として一括りにされているように思う。
- ◎他の精神疾患と誤診されることも少なくない事で二次的な障害を伴っている現状がある。

◎「発達障害」という障害が理解されていない。表面上は（外見や短時間の接触）では、「何か（どこか）ふつうと違うようだ」という見方をされることがあり、「変わった人」と思われてしまうことが多い。（「こんな配慮があれば仕事や社会生活が継続する」というような）対応のポイントのようなものを理解してもらいにくい。

◎自分自身が障害を受け入れられない事

◎知的障がいを伴わない方は、自身の障害を受容できない。精神科に受診されているケースがあり、連携の必要性を感じる。

◎二次障がいの的に精神疾患を伴っているが、それに自覚できずに、より社会不適応感を増幅させているのではないのでしょうか？

◎手帳の種類によって精神障害でないのに精神障害手帳を交付されるために就労等で誤解が生じる。手帳なしの人達に対するサービスが受けられるのか受けられないのかの線引きはケースワーカーの判断にゆだねるしかない部分や就職する際に障害者枠で就労できない部分など周りの理解不足。判断の難しさ。

◎資源の少なさ（手帳、年金、専門性の高い施設、専門性の高い支援者）、支援者の中でも、精神障害者と同じ様に対応してしまう人もいる。

◎・保護者の理解が薄い。・診断できる医師不足。・教員の理解不足・地域住民の理解不足などなど目に見えない障害なので日常生活において困っていることは多いと思う。

発達障がいと診断されている方のうち、知的障がいを伴わない方たちを支援していく上で困っていることは何ですか？

◇本アンケートの回答でも散見されるが、（精神保健福祉士でもある）私としては、この改善のためには、先に紹介した「SST」が有効であろうと考えている。周知のように、SSTは認知障害や統合失調症を抱える当事者本人に対するグループワーク・スキルとして広く用いられている。最近では刑務所の受刑者たちや、学校教育現場でも導入されてきている。当事者（本人、および関係者たち）に対しては、個別支援としてのカウンセリングやケースワークよりも、小集団支援としてのグループワークの方が効果的と考えられる。但し、臨床現場に精神保健福祉士の有資格者がいない場合や、いた場合にも、そのスタッフが定期的にSSTの研修会に参加してスキルアップをしていなければ効果は期待できないであろう。

◎重い知的障害を中心とした人たちの通う就労継続事業所では、一緒に支援していくことに限界があり（重度の人たちへのセクハラなど問題行動）、受け入れたものの他施設へ紹介せざるを得なかった。

◎知的障害者へと同じ手法の支援を拒否する人が多い。

◎自己認知と社会性、他人想像し思うコミュニケーションが取れない 被害的意識が強い

◎知能が高く、高学歴であることが多く、プライドが高く、支援を受け入れないこと。また、職員は本人の障害も特性も分かっているのに、それに合わせた支援ができるが、他の利用者はそれを知らないため、本人の特有の行動を理解できない。

◎本人の自己理解、自己認識を深める事。「障害」のカテゴリーに入れられる事への抵抗があるため、支援に乗りにくい。相談して一緒に考えて行くことが難しい場合がある。情報の伝え方や、共有の仕方に工夫が必要。支援の媒体が少ない。

◎本人が説明を理解はできても、受け入れることに葛藤がある。

◎本人や家族が障害を受容するのに時間がかかる。手帳取得に抵抗を示す。スタッフの不足。

◎就労支援のシステムにのれない（障害者手帳が取れない）、本人の障害受容、支援者の理解など

◎支援スキルの未熟・支援人材の不足

◎長期間自分の存在を阻害視されている感じを受けていることが多い為、自己の存在を認めてもらおうと依存的傾向が強くなってしまふ傾向にあるので巻き込まれることが支援者側に起きる事がある。

◎ご本人・ご家族とも、障害の理解と受容の程度に差が大きい。告知を受けず別の診断名が伝わっていることも多い（うつ、神経症、統合失調症、等）

◎注意欠陥多動性障害があるが周囲の無理解により腹立つ方々がいる。

◎自分の世界の中にはいってしまい、その世界の同意者でないと排除される。

◎本当に困っている。難しい課題で、個別性が高く通り一編の支援では地域生活支援が、うまくいかない

「親亡き後」の発達障がい者の生活をどのようにお考えですか？ また、そのために準備していることがあればお書きください。

◇今から35年ほど前、私は東京都の肢体不自由児養護学校の教員として働いていた。その当時から、いわゆる「親亡き後」は大きな課題であった。そのとき私は、「自らの生涯をかけて、保護者たちの心的負担感を減らし、この子どもたちが

安心してその生涯を過ごすことのできる社会を構築するために歩もう！」そう心を定め、遅々たるながらも歩みを重ねてきた。しかし、この35年間で、どれほどの進展があったのかを考えると、忸怩（じくじ）たる思いでいっぱいである。逆に言えば、それほどまでに問題性の深い課題でもある、ということである。

◇わが国の政府は、いわゆる「長男の嫁」に該当家族の介護業務を背負わせるのと同時に、知的・身体・精神面で著しい制約状態を有する当事者たちへの支援問題に対しても、当事者家族にその負担を背負わせる施策をとってきた。しかし、例えばニュージーランドの場合は、21歳を境として親とは同居せずに生まれ育った家から離れる、といった国民文化・慣習が根付いている国である。そのため、高齢者福祉・介護においても公的制度や、その取り組みが整備されてきた。それは知的・身体・精神面に制約を有する当事者たちについても同様である。すなわち、わが国の場合は「当事者家族の問題は、当事者家族で対応すべし」といった「冷徹なる文化」が強固であったと言ってよい。それゆえ、常に不安定なる制度・施策に基づく支援システムに対する不安感が付きまどってきたのである。したがって、今後は、子どもへの養育支援や、当事者への介護支援問題は国家的責務である、といった意識を醸成すべき必要があると考えている。

◎成年後見制度の活用と後見人の育成（報酬単価が低すぎる）。

◎現在の課題でもあるが、介護保険と自立支援法の狭間にいる高齢障害者でも入居できるGHやCHが必要であると考えている。

◎その方の支援者が、親のみであった場合、「親の死」が「その方の死」に直結すると思う。その前に、支援者・理解者の確保をすべきだと思う。

◎「自分らしく自己責任で」生活することができるよう、作業や就労支援だけでなく、自己管理においてもサポートを進めている。

◎ケアホームの準備を進めています。ケアホームの早期実現に取り組んでいます。グループホーム等の整備を早急に進めるべき。

◎一人暮らしできる人もいると思うが、発達障がいを理解した生活支援センターは必要であると思う。またケアホームなどの整備も必要だが、知的障害のない発達障がい者は現行のサービスに乗らないので利用できない。精神のサービスを利用しても合わない事がほとんどで、サービスとして成り立っていない。

◎理解者による見守りチームの継続的見守りにつikir

◎独りでは生活が難しい為、自治体や地域で生活支援の場を提供し、定期的に訪問して準備をしておく必要があると思う。

障害者自立支援法の改善点についてご意見や提言があればお書きください。

◇現行の障害者自立支援法の不備については、当事者側や支援者側から、すでに数多くの問題点が指摘されており、改善のためのポイントや、その方向性も整理され、提起がなされている。そのため、そうした視点からは今回の回答に特に目新しい意見はないように思われる。そこで、それらの意見の中で、特に大切な視点と思われた意見を「〜〜」以下にピックアップして列記してみた。

◇言うまでもなく、より良き支援システムを構築するためには、ハード（制度・財政）&ソフト（優れた支援者）両面の充実が急務である。以下の文章は、別途まとめたニュージーランドに関する取り組みの最後に書き述べた文章である。ここで私が強調したかったのは、わが国においてもニュージーランドで機能しているような権利擁護に関する包括的な差別防止法である「人権法・1993年（Human Rights Act, 1993）」や、国家として施設解体・閉鎖による地域生活支援方を明確に打ち出した「ディスアビリティ方策, 2001年（New Zealand Disability Strategy, 2001）」等の法的整備の充実を図る必要がある、といった点である。

インクルーシヴ社会構築のためには、単なる福祉支援システムの改編作業のみをもってしては何ら根源的な解決策とはなり得ない。なぜなら、それは社会のあらゆる側面と密接にリンクしている問題であるからである。さらには、これは私自身の揺るぎなき確信でもあるが、インクルーシヴ社会構築の前提として、人間を表面的（外面的）な能力をもって価値づけようとする価値観ではなく、「その存在そのものに対して絶対的な価値を見いだそう」とする人間観の保有こそが必要である、ということである。そして個々人の相違性や特性の相互受容に基づくホリスティック社会の形成こそがインクルーシヴ社会構築にとって必要不可欠なのである。しかし人間の叡知に依存したかたちでの社会変革には自ずと一定の限界があることを冷静に認識すべき必要があるがゆえに、そうした人間的叡知に可能な限りの信頼を置きつつも、国家によるところの明確なる差別防止法の制定、および成熟した人権意識の醸成に基づく権利擁護活動の効果的展開こそが必要不可欠なのである。

◇以下、回答からピックアップした意見を列記してみたい。

- ◎1・本当に障害者が自立した生活をおくる事ができる方法を支援して欲しい。2・就労などといわれてもそれ以前の事業所へ通えていない方々への支援（電話や訪問で手一杯の支援、アプローチをしている）ことへの理解が何一つ報われない。
- 3・管理者とサービス管理責任者を兼務し、現場にタッチしないとと言われても、職員の休暇等確保のためには、また、工賃倍増計画のためにも仕事を次々取るしかなく、現場に入ることが多く余裕が少しもない。支援者側の支援も考えて欲しい。
- ◎そもそも、就労継続については働く場になぜサービス費を払わなければいけないのか、利用者にとっては複雑である。事業所の収入を確保すればいいのでは。
- ◎精神科病院等へ通院してなく、障害者手帳を保持していない高次機能障害者や発達障害者の訓練等給付費サービスの利用。
- ◎知的障害を伴わない発達障害者が使えない制度が多い。他にはたくさんありすぎてかけない。
- ◎中軽度障害者にとって非常に利用しずらく、運営・経営面も中軽度の人を預かると施設が成り立たない
- ◎人的・物的資源の不足。特にヘルパーの確保対策を早急に講じないと、地域生活が成り立っていない。
- ◎日割り制度は職員の報酬の日割りにつながり、専門性の欠如を生みかねない。教育・福祉・医療への成果主義の導入は見直すべきである。
- ◎工賃を頂きながら一部負担金を支払うことは「労働」の観点からすると矛盾があるように思われます。また、就労移行支援として優秀な利用者を外部に出すことは施設の損失に繋がる仕組みとなっているため、本人・家族・経営者が消極的になっている原因となっています。作業所による立場をもっと明確にし、建前だけでない理念に基づいた運営がしやすいようにしてください。そして、障害者と呼ばれる人々が地域の中で当たり前のように暮らせる世の中になるような法律にしていただけだと願っています。
- ◎発達障害者も対象にすべき。診断を受けるまで苦しみ、障害者の枠組みにも入れてもらえないことで、当事者が苦しんでいる。所得保障。支援の担い手を増やすこと、専門家の支援が必要。
- ◎運営法人の財務圧迫による、従業員の賃金低下による支援者離れが進んでいる。この状態が続けば、近い将来（5年以内に）、障がい者福祉サービスは、必ず崩壊する。
- ◎障害者の福祉を高年齢福祉と違うものとして認識し、発達障害や軽度への支援も重度の方への支援にも匹敵して難しいことを勘案していただいて、障害の軽重で報酬に差をつけるなどという間違いを繰り返さないでいただきたい。また、所得保障がまだまだ充分でない障害者の方に社会の責任で行うべき福祉サービスの自己負担を強いるなどいう、苛烈な施策は早く改めてもらいたいと思います。
- ◎コミュニケーションに配慮が必要な発達障がいを受け入れるには、その人員を評価した報酬単価の設定が必要です。また、発達障がいに関するワーキンググループを地域自立支援協議会で設け、支援ノウハウの蓄積・共有を行い必要があると思います。
- ◎発達障害支援についても社会モデルの枠組みに入るように制度を改善してほしい
- ◎(1)障害程度区分によるサービス選択自己決定権の阻害（サービスの選択は適切なケアマネジメントに基づくべきである）。(2)障害程度区分判定の仕組みが知的障がい者の特性を反映するものになっていない。(3)サービス報酬単価の低さ、良質な人材の確保・維持・育成の困難さ、日額制による経営基盤の脆弱さ。標準利用期間の撤廃（就労移行支援、自立訓練（生活訓練）等）。出来高報酬撤廃（人員の確保が困難）。
- ◎現在の報酬単価での運営では、専門職としてのエキスパートを確保することができず、支援の質が低下する。障害者が個人の尊厳を持って人間らしく生活するためには、障害特性等を理解し支援できる支援者が絶対に必要であると考えます。
- ◎定期的に変更がありすぎる。職員間の理解も追いつかない状況になる。変更がありすぎる上に、複雑な仕組みの法律を当事者が理解できると思えない。いつになったら落ち着くのだろうか。

◇次に、「聞き取り調査報告書」の中から、私が注視した事項をピックアップし、若干のコメントを加えてみたい。

北海道26（月とライオン）

◇報告の中に「親なんてどうなってもいい。親は親で野垂れ死にしてもいい。自分のことだけ考えろ、とっている。」との記述があるが、これは言い過ぎのように思われる。なぜなら、他人である支援スタッフが、当事者側に対して表現してよい限界や、その範囲を超えていると思われるからである。たしかに「それほどまでに親身になって関わり、実践に取り組んでいるがゆえの発言である」と好意的に解釈もできるかもしれないが、支援サービスのプロとしては、あまりにもストレートな言い方であり、踏み込みすぎである。プロは良い意味でクールであるべきと私は考えている。

北海道 28 (ふみだす)

◇「サービス管理責任者の存在意義は非常に高い。」と記されているが、まさにその通りである。換言すると「有能なるケアマネージャーの存在」ということである。つまりは「ハードよりもソフト（人的資源）」である。

岩手県 2 (まめ工房緑の郷)

◇「小手先の支援ではなく、一緒にやることで自ら気づくように支援している」といった点が評価できる。支援者は、常に利用当事者と共に歩む、といった姿勢が、そこに如実に感じ取れるからである。

茨城県 4 (ユアキッチン)

◇「個別支援計画の目標が無茶であっても課題を下げずにレベルを下げることで支援をしている」といった視点が評価できる。理由は、そこに「当事者本人による自己選択・決定」の視点があるからである。

千葉県 5 (ほっとハート)

◇「個人の力量に依存してはならない」という視点は、とても重要である。

千葉県 8 (畑町ガーデン)

◇「シェルター機能としての施設は必要」との記述が出ているが、これは注視に値する視点である。事実、ネグレクトや虐待を受けてきた子どもの増加が著しい今日の乳児院や児童養護施設などが、まさにシェルターとして機能しているからである。

東京都 7 (白百合福祉作業所)

◇「三障害は一緒になり得ない」との記述がみられたが、確かにそうした側面があることは事実である。しかし障害者自立支援法により、福祉支援サービスの対象として、それまでマイナー的な位置づけであった精神保健福祉支援分野における当事者支援が明確に福祉支援サービスの対象分野として位置付けてきたことも確かである。それゆえ、制度に振り回されることなく、最大限に制度を活用することも必要であろう。そこが現場実践者の「知恵」であろう。

神奈川県 8 (ほのぼの)

◇「利用者を戦力にしてはいけない」とのコメントは、その通りである。現場実践者が心すべき視点である。

神奈川県 11 (NPO法人PWL)

◇これまでの熱心な取り組みには敬意を表するが、自らの実践に対して自信過剰気味である点が、やや気になる。

福井県 3 (就労支援センターすだち)

◇ここで「キーパーソンとの信頼関係」の効果について書かれているが、その通りだと思う。

愛知県 8 (港区支援センター)

◇「営業マンを3名配置している」といった取り組みに注視した。福祉支援サービスの観点から、まさに必要な人員配置である。

愛知県 10 (しぜんかん)

◇「地域を信頼すれば地域は応えてくれる」との考えが、実に素晴らしい。

和歌山県 1 (くじら共同作業所)

◇知的制約者と聴覚制約者との相互交流が、とても良い。お互いのストレングスを認め合い、発揮し合って、エンパワメントしてゆけば、さらに良い結果が得られるであろう。

大分県4 (キッチン花亭)

◇「民間のスタッフ」という表現であるが、おそらくは福祉系専門職ではないがゆえの斬新なる視点、といった意味であろう。確かにユニークな実践を展開している支援施設の多くでは、福祉系分野の出身者が少ない、といった傾向があることは事実である。とりわけ社会福祉士制度が定着して以降、こうした特徴ある支援スタッフや活動実践の展開ケースが少なくなってきたように感じられる。それゆえ、むしろのこと社会福祉士の有資格者は必要不可欠ではあるが、それに加えて福祉専門分野以外からのスタッフ参入も必要であろう。

宮崎県2 (すてっぷ)

◇「アニマルセラピー」の観点からも、動物園との業務提携により、園内清掃業務に関わっている点が効果的と思われる。

熊本県4 (サポートセンターめいとく)

◇「受容型の支援を受けてきた人は自立できない。」との表現が気になった。なぜなら受容そのものは支援者にとって必要な視点だからである。たしかに、これが単なる「甘やかし」であるならば、そこから依存的な意識が醸成されてしまう、といった危険性を有するであろう。しかし「受容」と「甘やかし」とは異なる。ここで改めてロジャーズやバイスティックの支援理論を持ち出すまでもなく、「受容と傾聴」は時代を超えた支援の基礎である。

ロジャーズの3原則

- 自己一致・・・カウンセラーは誠実で正直であること。
- 無条件の肯定的配慮と受容・・・相手を、無批判的に、あるがままに受け容れること。
- 共感的理解・・・相手の見方や感じ方を、その人の身になって感じ、考えること。

バイスティックの7原則

- 個別化・・・利用者が有する問題を個別のものとしてとらえる。
- 意図的な感情表出・・・利用者自身の感情を自由に表現できるように支援する。
- 統御された情緒関与・・・支援者自身の感情を適切に制御しつつ、支援目的に沿った利用者への共感的理解を持つ。
- 受容・・・利用者の考え・態度をあるがままに受け容れる。
- 非審判的態度・・・利用者へ対して支援者自身の価値観を押しつけたり、批判したりはしない。
- 自己決定・・・利用者自らの意思で決定できるように支援する。利用者の意思と、内在的な力を信頼しながら支援する。
- 秘密保持・・・職務上知り得た利用者の個人情報や、利用者の同意を経ないまま勝手に公開してはならない。

佐賀県3 (ぷらっとさが)

◇「地域の中で隠れたところで支援してくれる人がいるはず。」といった考えに同意する。これは、いわゆる「人的社会資源」に相当するからである。私なりの表現を許してもらえれば、「当事者たちが、胸を張って地域の人びとに迷惑を掛けながら生きる」ということでもある。これで良いのだ、そう私は信じているからである。このことについては、青森県弘前市にある社会福祉法人・抱民舎の取り組みが参考となるであろう。 (<http://aun.shafuku.com/>)



アンケートの結果からみえてくること

尚綱学院大学 教授 八巻正治

※時間をかけて、膨大なアンケート結果を数回、読ませていただいた。以下は、その中から、特に私に関心を持った項目、および回答をピックアップし、それに関して簡単なコメントを附記してみたものである。

~~~~~

### 介護給付で実施している事業

◇やはり生活介護の割合が多いが、私個人としては、今後、重度障害者等に対する包括支援に対する事業参加が増えることを期待する。

### 訓練等給付で実施している事業

◇予想されたごとく、就労移行支援、および就労継続支援(B型)の割合が多いことが判明した。

### 地域生活支援事業で実施している事業

◇当事者からの必要度が高いと判断される移動支援サービスや、日中一時支援事業を展開しているケースが多いことは評価できると思われる。

### 地域活動支援センターのタイプ

◇相談支援活動を含む「I型」が多いことは良い傾向である。

### その他を選択した場合の中身

◇これらの中で私が注視したのは、「ピアサポート支援事業 地域移行支援事業 社会復帰支援事業」「法人独自に行なっている事業として専門職派遣事業ということで、地域の保健センターと連携し、保育士やPT、STの派遣をし療育相談等へ協力をしている。また、発達障がい児への支援として、学習塾という形で学習の面やソーシャルスキルトレーニングを行なっていける形での学習塾を11月より開始している。」「障害児の放課後や長期休み、緊急時に一時的に預かる事業」である。

◇その中でも「ピアサポート支援事業」「ソーシャルスキルトレーニング(SST)」「一時的に預かる事業」といった支援活動は、利用当事者を主体とした、ニーズに即した支援事業として注視に値するものと思われる。

### その他の私的サービス等でその他を選択した方は、どのようなサービスですか？

◇回答の中で、「障害福祉サービスや地域生活支援事業の日中一時支援事業のサービス提供時間以外でのお預かりをしています。またご本人の兄弟姉妹も一緒にお預かりしています。」「パーソナルサービス(時間制)～家事・掃除・配食等の制度外サービス」、さらには「障がい者レスパイト事業・・・日中一時見守り、送迎や宿泊など」といったレスパイトサービスに注目した。その中でも、「ご本人の兄弟姉妹も一緒にお預かりしています。」といった活動は、当事者家族へのパーソナルな支援サービスとして、きわめてニーズが高いサービスであろうと思われる。

### 役員・理事の平均報酬

◇容易に予想されたごとく、無償、もしくは100万円未満が圧倒的多数であることが確認できた。また「従業員(常勤)の平均報酬」についても350万円未満が全体の66%であり(年齢や経験年数にもよるが)、やはり低賃金であることが容易に読み取れる。さらには「従業員(非常勤)の平均報酬」も、予想されたように100万円未満が圧倒的に多い。支援スタッフの「低賃金・加重負担」を再確認したような項目であった。

### 事業所設置場所

◇回答をみると、「中心市街地住宅地区」と「郊外住宅地区」の数が多い。つまりは「住宅地域」である。これは地域に密着した支援活動を展開するうえで、とても良い傾向と思われる。

### 相談支援事業所の機能程度で積極的を選択した方にお聞きします。そう思う理由として該当するものを全て選択して下さい。

◇当然ながら、「相談支援事業所との連携がしっかり取れている」との回答がもつとも多かった。

### 相談支援事業所の機能程度でよくわからないを選択した方にお聞きします。その理由を具体的にお書き下さい。

◇個々の回答をみると、その理由として情報提供不足が挙げられている。当然であるが、必要十分な情報開示と提供とが必要であろう。

### 相談支援事業所の機能程度で機能しているとは思えないを選択した方にお聞きします。その理由。

◇これはアンケート全体を通して顕著であったが、発達障がい者に関する専門的知識が不足している、といった回答がいくつかあった。支援スタッフへのトレーニングの必要性を感じる。

### 相談支援の受け皿として機能していると思われるもの全てを選択して下さい。

◇やはり「相談支援事業所」「市町村の福祉課」の割合が多いことが判明した。

**相談支援事業所が十分に機能するために必要と思われること。**

◇当然ながら、「継続的な支援体制」「相談員の質の向上」「財政支援」「身近な相談体制」との回答数が多い。

**相談支援事業所が十分に機能するために必要と思われることで、その他を選択した方にお聞きします。それはどのようなことですか？ 具体的にお書き下さい。**

◇人的問題や情報不足を挙げた回答があったが、的確なる情報提供の必要性が、そこから読み取れる。

**あなたの地域で、発達障がい者が利用しているサービスで該当するもの全てを選択して下さい。**

◇情報提供といった面からは、「コミュニケーション支援」が少ない点が気になった。

**発達障がい者が利用しているサービスでその他を選択した方にお聞きします。それはどのようなサービスですか？**

◇回答で特徴的なのは、「発達障がいの現状が良くわからない。」「発達障がい者がどの事業所に通っているのか全くわからない。」といった点である。こうした傾向はアンケート結果の全体を通して言えることでもある。

**発達障がい者のニーズがあるのに提供していないサービスでその他を選択した方にお聞きします。それはどのようなサービスですか？ 具体的にお書きください。**

◇「発達しょうがいの明確な範囲が示されておらず、お答えできません。」「発達障がい者の方のニーズがどのようなものか、実態がよくわからない。」といった回答が見られたが、やはりこうした回答も、本アンケート全体を通して顕著であった。

**発達障がい者のニーズが顕在化してこない原因でその他を選択された方にお聞きします。どのような原因だと思いますか？ 具体的にお書き下さい。**

◇私としては、以下に列記した回答に注視した。その理由は、「果たして発達障がい者は、障害者福祉の分野・範疇に含まれるのか否か？」といった根源的な疑問や懸念が顕在化していることがそこに読み取れるからである。

◎特に知的障害を伴わない発達障害(高機能自閉症、ADHD, LDなど)の障害を持つ保護者

にこういう福祉サービスがあるという情報が周知されていない、また知的障害をもたない発達障害の方に対して、福祉サービスの対象になるのかどうか、法的な位置づけが不明瞭

◎発達障害の方は、知的障害者福祉の利用に違和感を感じている方が多い。自分が受けるべきサービスは違うと思われているようだ。

◎現状の障害福祉サービスにおいて、発達障がいを想定した制度・報酬体系の組み立てになっていないため、サービス開発ができていないのではないのでしょうか。

**発達障がい者に対して、都道府県又は市町村が独自に行っているサービスや支援策があればお書きください。**

◇回答の中で、私としては、以下に列記した回答に注視した。例えばSSTについて言えば、近年、SSTは精神保健福祉分野における支援技法から次第に拡大し、その応用化が図られ、発達障がい者支援分野でも有効になりつつあることの証左だからである。また、高等教育を受ける機会の保障も重要な視点である。さらには就労支援を円滑に展開するためには、ジョブコーチやジョブサポーターが果たす役割が大きいいため、こうした事業展開は注視に値すると言ってよいであろう。

◎発達障がい児を対象とした市独自の SST プログラム

◎IQが高く、知的障害者手帳の交付が困難な方に、精神障害者手帳を交付することで、サービス利用を可能にしている。

◎高等技術専門学校によるOA科の設置(平成 20 年度の 7 月から)

◎ジョブサポーター派遣事業

**暮らしの印象で暮らしにくい理由をその他と選択した方にお聞きします。暮らしにくいと思われる理由を具体的にお書き下さい**

◇私自身は以下の回答に注視した。その理由は、そこにケアマネジメントを主軸としたソーシャルワークの必要性が指摘されているからである。すなわち、的確なるケアマネジメントが効果的な支援サービス提供にとって重要と判断されるからである。

◎その困難さの理由である障害について、きちんと診断し本人および家族へ説明のできる医師が少ない。理解をもって個別対応を受け入れられる事業所が少ない。

◎生活をマネジメントできる人材がいらないから。また、その発端となる診断を出来る医師が少ないから。

◎発達障害を理解する支援・療育機関及び専門員が少ない、ライフステージが変わるごとに支援が繋がらず一貫性に欠ける

◎発達障害に対する理解が進んでおらず、本人や家族に自覚がない場合が多い。精神障害と混同され、家族からも病気扱いされて施設入所や入院を勧められるような状況。

**発達障がい者の日常生活の阻害要因にはどのようなものがあるとお考えですか？ 該当するものを全て選択して下さい。**

◇予想されたごとくに、やはり「就労の場の不足」および「理解者の不足」といった、ハード&ソフト面での不備についての回答が多い。

**日常生活の阻害要因でその他を選択した方にお聞きします。どのようなことが考えられますか？ 具体的にお書き下さい。**

◇回答の中で、以下の表現に注視した。と言うよりも正直、驚いた。それは、もしもこれが SST(社会生活技能)や、SFA(社会生活力)的な視点からの意見であれば問題ないが、社会福祉法(2000年)制定以前に強固に流布されていた社会適応能力的な視点(つまりはADL向上)といった旧態依然とした指導観から生じたものであれば、やや乱暴な意見と思われるからである。ただし、ここで使っているリハビリテーションの意味を、真の意味での「自立」の概念、すなわち「必要なる経済的・人的支援を受けつつも、その人らしく生きるために必要とされるスキル獲得」と理解しているならば問題はない。

◎主体たる本人へのリハビリテーションが最も重要。社会環境の整備とともに、社会に適応できるようにリハビリテーションしていく機会の場を構築していく必要があるのでは？ すべてを社会の責任にするのはお門違い。

**日常生活の阻害要因で学習機会の希薄さを選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい。**

◇「発達障がいを知った人材の育成」が最も多かったが、私自身もこの考えに同意する。と同時に、安易に他の人に委ねるのではなく、支援スタッフ自身のスキルアップも必要であろう。

**日常生活の阻害要因で教育機関の理解不足を選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい。**

◇「定期的研修機会による理解と専門知識の養成」が圧倒的に多かったが、当然のことであろう。また、スーパービジョンやピア・スーパービジョンが定期的・継続的になされる必要もある。

**就労先の不足の理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。**



◇厳しい状況下で苦労を重ねている回答者の心情そのものは理解できる。しかし、「◎」の回答のように、臨床現場における支援実践者が、こうした「開き直り」的な表現を用いることに対して、私個人としては賛同できかねる。なぜなら厳しい状況下で創意工夫を凝らしつつ、歩みを重ねてゆくの支援実践者としての生命線(矜持)であると考えているからである。嘆いてばかりでは何らの解決策も見いだせないからである。社会福祉発達史を紐解(ひもと)くまでもなく、福祉支援実践の歩みを振り返るならば、いわば「先人たちの屍(しかばね)を乗り越えつつ」といったケースが実に多いことに気づくであろう。ゆえに決してあきらめてはならないのである。

◎「企業や個人商店など「実習だけでもお願い致します」と相談しても、今の景気では人は雇えない・障がい者の接し方が解らない・仕事がない、などの理由で断られる事が多いのが現状です。解決策については、こちらがお聞きしたいくらいです。」

**日常生活の阻害要因で余暇活動の場の不足を選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい。**

◇回答で、「サークル活動団体等との連携と理解者醸成」の数が多いが、これについては、「ファシリテーター」「コーディネーター」「ケアマネージャー」としてのソーシャルワーカー(SW)が果たすべき役割が大きいであろう。逆に言えば、質の高いSWが不足しているということでもあろう。

**相談できる場所の不足の理由としてその他を選択した方にお聞きします解決策がありましたら具体的にお書き下さい。**

◇以下のような回答が見られたが、これはかなり辛辣な意見である。しかし的確なる指摘でもある。

◎「相談支援事業所自体が発達障害を理解していないので、発達障害者の人が相談できない。」

**「引きこもり」といわれる方たちの実態を把握していますか？**

◇「把握したいが難しい」「把握していない」がもっとも多い。

**「うつ」や「精神疾患」といわれる方たちの実態を把握していますか？**

◇同じく、「把握したいが難しい」「把握していない」がもっとも多い。これらは「二次的障害」と言えるものである。ゆえにこそ当事者本人に関する実態把握と、適切なる支援アプローチが急務である。とりわけ「発達障がい」ゆえの引きこもりであるならば、すみやかなる実態把握、および、それに対する支援アプローチが必要であろう。

## 発達障がいの範囲についてどう思われますか？

◇以下の回答の割合が高かったが、いずれも重要な問題提起と思われる。

- ◎発達障害や高次脳機能障害などの定義づけを見直す必要がある
- ◎「医療モデル」から「社会モデル」への転換を図るべきだ
- ◎手帳未交付者がサービスの対象外なのは問題だ

## 発達障がいと診断されている方のうち、知的障がいを伴わない方たちの困っていることは何ですか？

◇数多くの回答の中でも、以下にピックアップした回答は、いずれも重要と思われる。支援現場では、往々にして、こうした「はざま状態」の当事者本人が支援の関心から、こぼれ落ちてしまう、といった現象がみられる。それゆえ、支援は個別性が高い、といった意識を持つことが肝要であろう。なお、支援サービスを展開するにあたっては、「ストレングス・モデル」に基づいた支援、すなわち、当事者本人の「強さ」や「プラス側面」に着目した支援が必要であろう。

- ◎知的障がいを伴わないと外見が普通に見えるが故に、健常者とおなじ扱いを受けてしまうこと。
- ◎生活していくうえで生きにくさを周囲の人たちに理解してもらえない。
- ◎周囲の理解が得られず、生活の中で生きづらさを痛切に感じる所ではないでしょうか？
- ◎手帳等の法制度の未整備
- ◎周囲の理解を得にくい。(家族・学校含めて)自分自身の生きにくさがどこから来るのか分かりにくい。「困難さ」や「世界観」「感覚」を共有できる人や場所が少ない。失敗を振り返ったり、分析して次につなげる事が苦手で、「辛い経験」「マイナス」のイメージでしか残りにくい。ペース配分が苦手。
- ◎本人の障害受容。高学歴者が多いのでプライドが高い。障害と自分のイメージが合致しない
- ◎生活上のつまづきやその原因に本人や周囲が気づかない
- ◎障がい者手帳がないため、社会資源が活用できない。地域の無理解。
- ◎社会状況、特に就学時から社会生活に移行する際に不適應を起こす方が多く、それらに対する家族の問題性の認識不足や適応できる福祉サービスの少なさが感じられる。
- ◎知的障がい者と発達障害者の区別が難しい
- ◎現在、大学4年に在学されている方の相談を個人的に受けている。その中で知的能力の高い方は「精神保健福祉手帳」、そうでない方は「療育手帳」というのが一般的な迂回路となっているが、その方自身も「精神保健福祉手帳」を取得し、「障害者雇用枠で」就職活動を続けているが、

「自分は精神障がい者ではないのに」ということが腑に落ちないまま就職活動を行なっている、とのことである。

◎手帳が交付されず、サービスが受けられない。周囲から障害を理解されずに、支援のない状況にさらされて、不適応を起し易い印象。

◎本人の希望する生活と、社会の受け入れ態勢のギャップが大きい。

◎知的に問題がないとちょっと変わった人(子)と言う判断で終わってしまい、必要な療育に結びつきにくい

◎人との関わりがうまく出来ない。そのため傷つきこもりがちの生活となってしまう。サービスの利用もなかなかつながらず、経済的な不安、将来への不安を抱いている。

◎①乳幼児段階の集団生活・教師保育士の対応の難しさ、②小学校中学年頃からのいじめや孤立感、③思春期以降の診断の自己理解、④学力と進学・進路、⑤引きこもりや精神科的な不適応行動と入院治療、⑥退院後の生活支援体制の整備、⑦卒業後の就労、⑧就労後の不適応・再就労、⑨キャリアのある社員のメンタルヘルス、⑩家庭のある人の子育て・教育機関・学校との付き合い方等

◎現行の福祉サービスを利用できない。周りから理解されない。自分自身も理解しにくい。手帳がとれない。二次的障害を発症しやすい。

◎支援する上で、難しいのはまず支援者としてスキル不足で、発達障がいについて勉強不足で、どう支援したらいいのかがわからないことがある。

◎障がいのことを理解して無い為、知的に障がいがあるように勘違いされ、外出がおっくうになったり、仕事も出来ない。

◎精神病として一括りにされているように思う。

◎他の精神疾患と誤診されることも少なくない事で二次的な障害を伴っている現状がある。

◎「発達障害」という障害が理解されていない。表面上は(外見や短時間の接触)では、「何か(どこか)ふつと違うようだ」という見方をされることがあり、「変わった人」と思われてしまうことが多い。(「こんな配慮があれば仕事や社会生活が継続する」というような)対応のポイントのようなものを理解してもらいにくい。

◎自分自身が障害を受け入れられない事

◎知的障がいを伴わない方は、自身の障害を受容できない。精神科に受診されているケースがあり、連携の必要性を感じる。

◎二次障がいの的に精神疾患を伴っているが、それに自覚できずに、より社会不適応感を増幅させているのではないのでしょうか？

◎手帳の種類によって精神障害でないのに精神障害手帳を交付されるために就労等で誤解が生じる。手帳なしの人達に対するサービスが受けられるのか受けられないのかの線引きはケースワーカーの判断にゆだねるしかない部分や就職する際に障害者枠で就労できない部分など

周りの理解不足。判断の難しさ。

◎資源の少なさ(手帳、年金、専門性の高い施設、専門性の高い支援者)、支援者の中でも、精神障害者と同じ様に対応してしまう人もいる。

◎・保護者の理解が薄い。・診断できる医師不足。・教員の理解不足・地域住民の理解不足などなど目に見えない障害なので日常生活において困っていることは多いと思う。

### 発達障がいと診断されている方のうち、知的障がいを伴わない方たちを支援していく上で困っていることは何ですか？

◇本アンケートの回答でも散見されるが、(精神保健福祉士でもある)私としては、この改善のためには、先に紹介した「SST」が有効であろうと考えている。周知のように、SST は認知障害や統合失調症を抱える当事者本人に対するグループワーク・スキルとして広く用いられている。最近では刑務所の受刑者たちや、学校教育現場でも導入されてきている。当事者(本人、および関係者たち)に対しては、個別支援としてのカウンセリングやケースワークよりも、小集団支援としてのグループワークの方が効果的と考えられる。但し、臨床現場に精神保健福祉士の有資格者がいない場合や、いた場合にも、そのスタッフが定期的に SST の研修会に参加してスキルアップをしていなければ効果は期待できないであろう。

◎重い知的障害を中心とした人たちの通う就労継続事業所では、一緒に支援していくことに限界があり(重度の人たちへのセクハラなど問題行動)、受け入れたものの他施設へ紹介せざるを得なかった。

◎知的障害者へと同じ手法の支援を拒否する人が多い。

◎自己認知と社会性、他人想像し思うコミュニケーションが取れない 被害的意識が強い

◎知能が高く、高学歴であることが多く、プライドが高く、支援を受け入れないこと。また、職員は本人の障害も特性も分かっているため、それに合わせた支援ができるが、他の利用者はそれを知らないため、本人の特有の行動を理解できない。

◎本人の自己理解、自己認識を深める事。「障害」のカテゴリーに入れられる事への抵抗があるため、支援に乗りにくい。相談して一緒に考えて行くことが難しい場合がある。情報の伝え方や、共有の仕方に工夫が必要。支援の媒体が少ない。

◎本人が説明を理解はできても、受け入れることに葛藤がある。

◎本人や家族が障害を受容するのに時間がかかる。手帳取得に抵抗を示す。スタッフの不足。

◎就労援護のシステムにのれない(障害者手帳が取れない)、本人の障害受容、支援者の理解など

◎支援スキルの未熟・支援人材の不足

◎長期間自分の存在を阻害視されている感じを受けていることが多い為、自己の存在を認めて

もらおうと依存的傾向が強くなってしまいう傾向にあるので巻き込まれることが支援者側に起きる事がある。

◎ご本人・ご家族とも、障害の理解と受容の程度に差が大きい。告知を受けず別の診断名が伝わっていることも多い(うつ、神経症、統合失調症、等)

◎注意欠陥多動性障害があるが周囲の無理解により腹立つ方々がいる。

◎自分の世界の中にはいてしまい、その世界の同意者でないと排除される。

◎本当に困っている。難しい課題で、個別性が高く通り一編の支援では地域生活支援が、うまくいかない

**「親亡き後」の発達障がい者の生活をどのようにお考えですか？ また、そのために準備していることがあればお書きください。**

◇今から35年ほど前、私は東京都の肢体不自由児養護学校の教員として働いていた。その当時から、いわゆる「親亡き後」は大きな課題であった。そのとき私は、「自らの生涯をかけて、保護者たちの心的負担感を減らし、この子どもたちが安心してその生涯を過ごすことのできる社会を構築するために歩もう！」そう心を定め、遅々たるながらも歩みを重ねてきた。しかし、この35年間で、どれほどの進展があったのかを考えると、忸怩(じくじ)たる思いでいっぱいである。逆に言えば、それほどまでに問題性の深い課題でもある、ということである。

◇わが国の政府は、いわゆる「長男の嫁」に該当家族の介護業務を背負わせるのと同時に、知的・身体・精神面で著しい制約状態を有する当事者たちへの支援問題に対しても、当事者家族にその負担を背負わせる施策をとってきた。しかし、例えばニュージーランドの場合は、21歳を境として親とは同居せずに生まれ育った家から離れる、といった国民文化・慣習が根付いている国である。そのため、高齢者福祉・介護においても公的制度や、その取り組みが整備されてきた。それは知的・身体・精神面に制約を有する当事者たちについても同様である。すなわち、わが国の場合は「当事者家族の問題は、当事者家族で対応すべし」といった「冷徹なる文化」が強固であったと言ってよい。それゆえ、常に不安定なる制度・施策に基づく支援システムに対する不安感が付きまとってきたのである。したがって、今後は、子どもへの養育支援や、当事者への介護支援問題は国家的責務である、といった意識を醸成すべき必要があると考えている。

◎成年後見制度の活用と後見人の育成(報酬単価が低すぎる)。

◎現在の課題でもあるが、介護保険と自立支援法の狭間にいる高齢障害者でも入居できるGHやCHが必要であると考えている。

◎その方の支援者が、親のみであった場合、「親の死」が「その方の死」に直結すると思う。その前に、支援者・理解者の確保をすべきだと思う。

◎「自分らしく自己責任で」生活することができるよう、作業や就労支援だけではなく、自己管理においてもサポートを進めている。

◎ケアホームの準備を進めています。ケアホームの早期実現に取り組んでいます。グループホーム等の整備を早急に進めるべき。

◎一人暮らしできる人もいるとは思いますが、発達障がいを理解した生活支援センターは必要であると思う。またケアホームなどの整備も必要だが、知的障害のない発達障がい者は現行のサービスに乗らないので利用できない。精神のサービスを利用しても合わない事がほとんどで、サービスとして成り立っていない。

◎理解者による見守りチームの継続的見守りにつくる

◎独りでは生活が難しい為、自治体や地域で生活支援の場を提供し、定期的に訪問して準備をしておく必要があると思う。

### 障害者自立支援法の改善点についてご意見や提言があればお書きください。

◇現行の障害者自立支援法の不備については、当事者側や支援者側から、すでに数多くの問題点が指摘されており、改善のためのポイントや、その方向性も整理され、提起がなされている。そのため、そうした視点からは今回の回答に特に目新しい意見はないように思われる。そこで、それらの意見の中で、特に大切な視点と思われた意見を「〜〜」以下にピックアップして列記してみた。

◇言うまでもなく、より良き支援システムを構築するためには、ハード(制度・財政)&ソフト(優れた支援者)両面の充実が急務である。以下の文章は、別途まとめたニュージーランドに関する取り組みの最後に書き述べた文章である。ここで私が強調したかったのは、わが国においてもニュージーランドで機能しているような権利擁護に関する包括的な差別防止法である「人権法・1993年(Human Rights Act,1993)」や、国家として施設解体・閉鎖による地域生活支援方策を明確に打ち出した「ディスアビリティ方策, 2001年(New Zealand Disability Strategy,2001)」等の法的整備の充実を図る必要がある、といった点である。

インクルーシヴ社会構築のためには、単なる福祉支援システムの改編作業のみをもってしては何ら根源的な解決策とはなり得ない。なぜなら、それは社会のあらゆる側面と密接にリンクしている問題であるからである。さらには、これは私自身の揺るぎなき確信でもあるが、インクルーシヴ社会構築の前提として、人間を表面的(外面的)な能力をもって価値づけようとする価値観ではなく、「その存在そのものに対して絶対的な価値を見いだそう」とする人間観の保有こそが必要である、ということである。そして個々人の相違性や特性の相互受容に基づくホリスティック社会の形成こそがインクルーシヴ社会構築にとって必要不可欠なのである。しかし人間の叡知に依存したかたちでの社会変革には自ずと一定の限界があ

ることを冷静に認識すべき必要があるがゆえに、そうした人間的叡知に可能な限りの信頼を置きつつも、国家によるところの明確なる差別防止法の制定、および成熟した人権意識の醸成に基づく権利擁護活動の効果的展開こそが必要不可欠なのである。

◇以下、回答からピックアップした意見を列記してみたい。

~~~~~

◎1・本当に障害者が自立した生活をおくる事ができる方法を支援して欲しい。2・就労などといわれてもそれ以前の事業所へ通えていない方々への支援(電話や訪問で手一杯の支援、アプローチをしている)ことへの理解が何一つ報われない。3・管理者とサービス管理責任者を兼務し、現場にタッチしないといわれても、職員の休暇等確保のためには、また、工賃倍増計画のためにも仕事を次々取るしかなく、現場に入ることが多く余裕が少しもない。支援者側の支援も考えて欲しい。

◎そもそも、就労継続については働く場になぜサービス費を払わなければいけないのか、利用者にとっては複雑である。事業所の収入を確保すればいいのでは。

◎精神科病院等へ通院してなく、障害者手帳を保持していない高次機能障害者や発達障害者の訓練等給付費サービスの利用。

◎知的障害を伴わない発達障害者が使えない制度が多い。他にはたくさんありすぎてかけない。

◎中軽度障害者にとって非常に利用しずらく、運営・経営面も中軽度の人を預かると施設が成り立たない

◎人的・物的資源の不足。特にヘルパーの確保対策を早急に講じないと、地域生活が成り立っていかない。

◎日割り制度は職員の報酬の日割りにつながり、専門性の欠如を生みかねない。教育・福祉・医療への成果主義の導入は見直すべきである。

◎工賃を頂きながら一部負担金を支払うことは「労働」の観点からすると矛盾があるように思われます。また、就労移行支援として優秀な利用者を外部に出すことは施設の損失に繋がる仕組みとなっているため、本人・家族・経営者が消極的になっている原因となっています。作業所による立場をもっと明確にし、建前だけでない理念に基づいた運営がしやすいようにしてください。そして、障害者と呼ばれる人々が地域の中で当たり前のように暮らせる世の中になるような法律にしていただければと願っています。

◎発達障害者も対象にすべき。診断を受けるまで苦しみ、障害者の枠組みにも入れてもらえないことで、当事者が苦しんでいる。所得保障。支援の担い手を増やすこと、専門家の支援が必要。

◎運営法人の財務圧迫による、従業員の賃金低下による支援者離れが進んでいる。この状態が

続けば、近い将来(5年以内に)、障がい者福祉サービスは、必ず崩壊する。

◎障害者の福祉を高齢者福祉と違うものとして認識し、発達障害や軽度への支援も重度の方への支援にも匹敵して難しいことを勘案していただき、障害の軽重で報酬に差をつけるなどという間違いを繰り返さないでいただきたい。また、所得保障がまだまだ充分でない障害者の方に社会の責任で行うべき福祉サービスの自己負担を強いるなどいう、苛烈な施策は早く改めてもらいたいと思います。

◎コミュニケーションに配慮が必要な発達障がいを受け入れるには、その人員を評価した報酬単価の設定が必要です。また、発達障がいに関するワーキンググループを地域自立支援協議会で設け、支援ノウハウの蓄積・共有を行い必要があると思います。

◎発達障害支援についても社会モデルの枠組みに入るように制度を改善してほしい

◎①障害程度区分によるサービス選択自己決定権の阻害(サービスの選択は適切なケアマネジメントに基づくべきである)。②障害程度区分判定の仕組みが知的障がい者の特性を反映するものになっていない。③サービス報酬単価の低さ、良質な人材の確保・維持・育成の困難さ、日額制による経営基盤の脆弱さ。標準利用期間の撤廃(就労移行支援、自立訓練(生活訓練)等)。出来高報酬撤廃(人員の確保が困難)。

◎現在の報酬単価での運営では、専門職としてのエキスパートを確保することができず、支援の質が低下する。障害者が個人の尊厳を持って人間らしく生活するためには、障害特性等を理解し支援できる支援者が絶対に必要であると考えます。

◎定期的に変更がありすぎる。職員間の理解も追いつかない状況になる。変更がありすぎる上に、複雑な仕組みの法律を当事者が理解できると思えない。いつになったら落ち着くのだろうか。



◇次に、「聞き取り調査報告書」の中から、私が注視した事項をピックアップし、若干のコメントを加えてみたい。

北海道26(月とライオン)

◇報告の中に「親なんてどうなってもいい。親は親で野垂れ死にしてもいい。自分のことだけ考えろ、といっている。」との記述があるが、これは言い過ぎのように思われる。なぜなら、他人である支援スタッフが、当事者側に対して表現してよい限界や、その範囲を超えていると思われるからである。たしかに「それほどまでに親身になって関わり、実践に取り組んでいるがゆえの発言である」と好意的に解釈もできるかもしれないが、支援サービスのプロとしては、あまりにもストレートな言い方であり、踏み込みすぎである。プロは良い意味でクールであるべきと私は考えている。

北海道28(ふみだす)

◇「サービス管理責任者の存在意義は非常に高い。」と記されているが、まさにその通りである。換言すると「有能なるケアマネージャーの存在」ということである。つまりは「ハードよりもソフト(人的資源)」である。

岩手県2(まめ工房緑の郷)

◇「小手先の支援ではなく、一緒にやることで自ら気づくように支援している」といった点が評価できる。支援者は、常に利用当事者と共に歩む、といった姿勢が、そこに如実に感じ取れるからである。

茨城県4(ユーアイキッチン)

◇「個別支援計画の目標が無茶であっても課題を下げずにレベルを下げることで支援をしている」といった視点が評価できる。理由は、そこに「当事者本人による自己選択・決定」の視点があるからである。

千葉県5(ほっとハート)

◇「個人の力量に依存してはならない」という視点は、とても重要である。

千葉県8(畑町ガーデン)

◇「シェルター機能としての施設は必要」との記述が出ているが、これは注視に値する視点である。事実、ネグレクトや虐待を受けてきた子どもの増加が著しい今日の乳児院や児童養護施設などが、まさにシェルターとして機能しているからである。

東京都7(白百合福祉作業所)

◇「三障害は一緒になり得ない」との記述がみられたが、確かにそうした側面があることは事実である。しかし障害者自立支援法により、福祉支援サービスの対象として、それまでマイナー的な位置づけであった精神保健福祉支援分野における当事者支援が明確に福祉支援サービスの対象分野として位置付いてきたことも確かである。それゆえ、制度に振り回されることなく、最大限に制度を活用することも必要であろう。そこが現場実践者の「知恵」であろう。

神奈川県8(ほのぼの)

◇「利用者を戦力にはいけない」とのコメントは、その通りである。現場実践者が心すべき視点である。

神奈川県11(NPO 法人PWL)

◇これまでの熱心な取り組みには敬意を表するが、自らの実践に対して自信過剰気味である点が、やや気になる。

福井県3(就労支援センターすだち)

◇ここで「キーパーソンとの信頼関係」の効果について書かれているが、その通りだと思う。

愛知県8(港区支援センター)

◇「営業マンを3名配置している」といった取り組みに注視した。福祉支援サービスの観点から、まさに必要な人員配置である。

愛知県10(しぜんかん)

◇「地域を信頼すれば地域は応えてくれる」との考えが、実に素晴らしい。

和歌山県1(くじら共同作業所)

◇知的制約者と聴覚制約者との相互交流が、とても良い。お互いのストレングスを認め合い、発揮し合って、エンパワメントしてゆけば、さらに良い結果が得られるであろう。

大分県4(キッチン花亭)

◇「民間のスタッフ」という表現であるが、おそらくは福祉系専門職ではないがゆえの斬新なる視点、といった意味であろう。確かにユニークな実践を展開している支援施設の多くでは、福祉系分野の出身者が少ない、といった傾向があることは事実である。とりわけ社会福祉士制度が定着して以降、こうした特徴ある支援スタッフや活動実践の展開ケースが少なくなってきたように感じられる。それゆえ、むろんのこと社会福祉士の有資格者は必要不可欠ではあるが、それに加えて福祉専門分野以外からのスタッフ参入も必要であろう。

宮崎県2(すてっぷ)

◇「アニマルセラピー」の観点からも、動物園との業務提携により、園内清掃業務に関わっている点が効果的と思われる。

熊本県4(サポートセンターめいとく)

◇「受容型の支援を受けてきた人は自立できない。」との表現が気になった。なぜなら受容そのものは支援者にとって必要な視点だからである。たしかに、これが単なる「甘やかし」であるならば、そこから依存的な意識が醸成されてしまう、といった危険性を有するであろう。しかし「受容」と「甘やかし」とは異なる。ここで改めてロジャーズやバイスティックの支援理論を持ち出すまでも

なく、「受容と傾聴」は時代を超えた支援の基礎である。

ロジャーズの3原則

- ①自己一致…カウンセラーは誠実で正直であること。
- ②無条件の肯定的配慮と受容…相手を、無批判的に、あるがままに受け容れること。
- ③共感的理解…相手の見方や感じ方を、その人の身になって感じ、考えること。

バイスティックの7原則

- ①個別化…利用者が有する問題を個別のものとしてとらえる。
- ②意図的な感情表出…利用者自身の感情を自由に表現できるように支援する。
- ③統御された情緒関与…支援者自身の感情を適切に制御しつつ、支援目的に沿った利用者への共感的理解を持つ。
- ④受容…利用者の考え・態度をあるがままに受け容れる。
- ⑤非審判的態度…利用者へ対して支援者自身の価値観を押しつけたり、批判したりはしない。
- ⑥自己決定…利用者自らの意思で決定できるように支援する。利用者の意思と、内在的な力を信頼しながら支援する。
- ⑦秘密保持…職務上知り得た利用者の個人情報を、利用者の同意を経ないまま勝手に公開してはならない。

佐賀県3(ぷらっとさが)

◇「地域の中で隠れたところで支援してくれる人がいるはず。」といった考えに同意する。これは、いわゆる「人的社会資源」に相当するからである。私なりの表現を許してもらえれば、「当事者たちが、胸を張って地域の人びとに迷惑を掛けながら生きる」ということでもある。これで良いのだ、そう私は信じているからである。このことについては、青森県弘前市にある社会福祉法人・抱民舎の取り組みが参考となるであろう。(http://aun.shafuku.com/)

事業者の皆様へ

厚生労働省・社会援護局平成20年度障害者保健福祉推進事業

「発達障がい者に対する障害者自立支援法に基づくサービスのニーズに関する調査」に必要となる基礎調査へのご協力を何とぞよろしくお願いいたします。

以下質問事項です。※該当項目に○を付けてください

I、基本情報

A 法人または団体の名称と所在地及び連絡先

名称

所在地及び連絡先

B 経営主体

- 1、市町村または都道府県
- 2、社会福祉協議会
- 3、社会福祉法人
- 4、医療法人
- 5、社団又は財団法人
- 6、営利法人
- 7、中間法人
- 8、NPO法人
- 9、企業組合
- 10、その他の法人
- 11、個人事業(法人格未取得含む)

C 実施している事業の種類

- 1、療養介護
- 2、生活介護
- 3、児童デイサービス
- 4、短期入所
- 5、共同生活介護(CH)
- 6、共同生活援助(GH)
- 7、自立訓練(機能訓練)
- 8、自立訓練(生活訓練)
- 9、就労移行支援(A型)
- 10、就労移行支援(B型)
- 11、行動援護
- 12、重度訪問介護
- 13、身体介護
- 14、家事援助
- 15、重度包括支援
- 16、日中一時支援事業
- 17、移動支援事業
- 18、地域活動支援センター※実施して型は→()型)
- 19、その他()

D 法人の予算規模

- 1、300万円未満
- 2、500万円未満
- 3、1000万円未満
- 4、3000万円未満
- 5、5000万円未満
- 6、8000万円未満
- 7、1億円未満
- 8、2億円未満
- 9、2億円以上

E 従業員数

- 1、5人未満
- 2、10人未満
- 3、30人未満
- 4、50人未満
- 6、100人未満
- 7、300人未満
- 8、300人以上

F 役員・理事等の平均報酬

- 1、無償
- 2、100万円未満
- 3、200万円未満
- 4、300万円未満
- 5、400万円未満
- 6、500万円未満
- 7、600万円未満
- 8、600万円以上

G 従業員(常勤)の平均報酬

- 1、200万円未満
- 2、250万円未満
- 3、300万円未満
- 4、350万円未満
- 5、400万円未満
- 6、500万円未満
- 7、600万円未満
- 8、600万円以上

H 常勤従業員に占める「主たる生計者」の割合(主たる生計者＝家族の稼ぎ頭)

- 1、10%未満
- 2、20%未満
- 3、30%未満
- 4、40%未満
- 5、50%未満
- 6、60%未満
- 7、70%未満
- 8、80%未満
- 9、90%以上

H 従業員(非常勤)の平均報酬

- 1、100万円未満
- 2、150万円未満
- 3、250万円未満
- 4、300万円以上

F サービスを利用する発達障がい者の受け入れ人数

- 1、いない
- 2、5人以下
- 2、10人以下
- 3、30人以下
- 4、50人以下
- 6、100人以下
- 7、101人以上

G 併設の状況

- 1、身体障害者更生援護施設
- 2、知的障害者援護施設
- 3、児童福祉施設
- 4、精神障害者社会復帰施設
- 5、指定障害者支援施設
- 6、介護保険施設・事業所
- 7、その他の施設()

H 事業所設置場所の状況(複数の事業所がある場合はすべてに○を)

- 1、中心市街地商業地区
- 2、中心市街地住宅地区
- 3、中心市街地工業地区
- 3、郊外商業地区
- 4、郊外住宅地区
- 5、郊外工業地区
- 6、山林地区
- 7、その他()

I 法人所在地の相談支援事業の状況

- 1、市町村直営
- 2、社会福祉法人委託実施
- 3、NPO法人委託実施
- 4、その他()

Ⅱ、地域における発達障がい者の暮らしについて(行政関係の状況)

A 法人所在地の相談支援事業所は発達障がい者の支援についてどの程度機能しているか

- 1、積極的
- 2、消極的
- 3、発達障害者以外には積極的
- 4、全てにおいて消極的
- 5、よくわからない
- 6、その他()

B 発達障がい者が利用できるサービスはどのようなものか(1-Cの項目の数字利用可)

()

C 発達障がい者にとって必要なのに、利用できないサービスにはどのようなものがあるか。(1-Cの項目の数字利用可)

()

D Cに挙げた項目が利用できない理由は何か。(複数選択可)

- 1、障害者自立支援法上、発達障がい者の利用が認められていない
- 2、障害者自立支援法において発達障がい者の利用は想定されていない
- 3、市町村が申請しても利用を認めようとしない
- ※認めない理由は？()
- 4、発達障がい者の家族が制度を知らない
- 5、発達障がい者が制度を知らない
- 6、その他()

E 発達障がい者の利用できるサービスの実施が、「法人または団体の都合」で実施できない問うものがあれば記入してください(1-Cの項目の数字利用可)

()

F Eの事業が実施できない理由は(複数可)

- 1、そもそも採算が取れない 2、人員基準を満たせない(有資格者不足)
- 3、人員基準を満たせない(経験年数を満たすものが不足)
- 4、人員基準を満たせない(人員不足) 5、法人の理念と事業内容がそぐわない
- 6、制度上の制約が多すぎて必要な事業実施ができない
- 7、経営を維持するために必要なサービス利用者が集まらない
- 8、サービス利用を希望する方が地域にはいない 9、資金不足
- 10、行政が事業の実施を認めようとしない 11、必要な書類が作成できない
- 12、これ以上従業員に無理をさせられない
- 13、その他()

G 発達障がい者に対して、市町村または都道府県が独自に行っているサービスや支援策があれば記入してください。

()

Ⅲ 地域における発達障がい者の暮らしについて(暮らしの状況)

A 地域の発達障がい者の暮らしについての印象は

- 1、暮らしやすい 2、暮らしにくい 3、どちらともいえない
- 4、その他()

B 発達障がい者の日常生活における阻害要因にはどのようなものがあるか
(複数回答可)

- 1、学習機会の希薄さ 2、学校教育における教師の専門性の不足
- 3、教育機関の理解不足 4、医療機関の力量不足 5、療育支援体制の不足
- 6、早期発見体制の不足 7、家族の理解不足 8、家族が障がい受容できない
- 9、本人が障がい受容できない 10、地域の理解不足 11、就労場所の不足
- 12、就労先の理解不足 13、就労支援体制の不足 14、ジョブコーチの不足
- 15、福祉サービスの不足 16、住宅環境の未整備 17、生活費不足
- 18、余暇活動の場の不足 19、理解者の不足 20、相談できる場所の不足
- 21、居場所(根拠地)の不足 22、行政の理解不足 23、企業等の理解不足
- 24、福祉サービスの理解不足
- 23、その他の阻害要因()

C 発達障がい者が地域で暮らすためにどのような支援が必要か。(複数回答可)

- 1、 障害者自立支援法に発達障がい者のためのサービスを新設
(あれば具体的に)
- 2、 障害者自立支援法のサービスを発達障害者にも利用できるように拡充
(具体的に)
- 3、 年金の支給 4、 年金支給額の上昇 5、 住民への発達障がい者理解の促進
- 6、 成年後見制度の利用促進と費用の低価格化
- 7、 その他()

IV その他

A 事業者の立場で発達障害者の地域生活について意見や提言があれば自由に記入してください。

B 障害者自立支援法の改善点について意見や提言があれば記入してください
(制度内容・報酬単価・人員基準・その他必要なこと。)

アンケート

平成 年 月 日

※記入例を参考に、ご本人
 又はご家族がお答え下さい（支援者でも可）。
 ※わからないところは未記入でも結構です。

年齢	歳	男・女	身長	Cm	体重	Kg
起床	平日＝	時	分頃・不定	休日＝	時	分頃・不定
就寝	平日＝	時	分頃・不定	休前日＝	時	分頃・不定
就労 一般／パート等()・制度()・無職				就労時間 時間／週・日		
出勤時間 時 分頃・不定		帰宅時間 時 分頃・不定		収入 円／月・日		
最近3カ月以内の就労経験 年 月頃 ～ 年 月頃まで・就労中・ない						
就労希望 有・無		理由()				
生活拠点()				家族と 同居・別居		
食事 朝食・昼食・夕食・間食(1日 回位)・夜食				食べる量 多い・普通・少ない・不定		
健康面で困っていること()						
休日の過ごし方()						
将来の希望 住む所()						
仕事()						
その他()						
困った時に相談する人 いる(それは誰?) ・いない						
困った体験						
友人 いる(それは誰?) ・いない						
外出 週に 回位・外出はしない		外出しない理由()			小遣 円／月・日	
現在受けている公的サービス 有() ・ 無						
現在受けている私的サービス 有() ・ 無						
希望するサービス						
障害程度	区分	診断名			施設入居経験 有・無	
生活保護 受給(他人介護料有・無)・非受給				災害時の避難方法 知っている・知らない		
追加のアンケートを 受けてもいい ・ 条件によっては受けてもいい ・ 受けたくない						

ありがとうございました

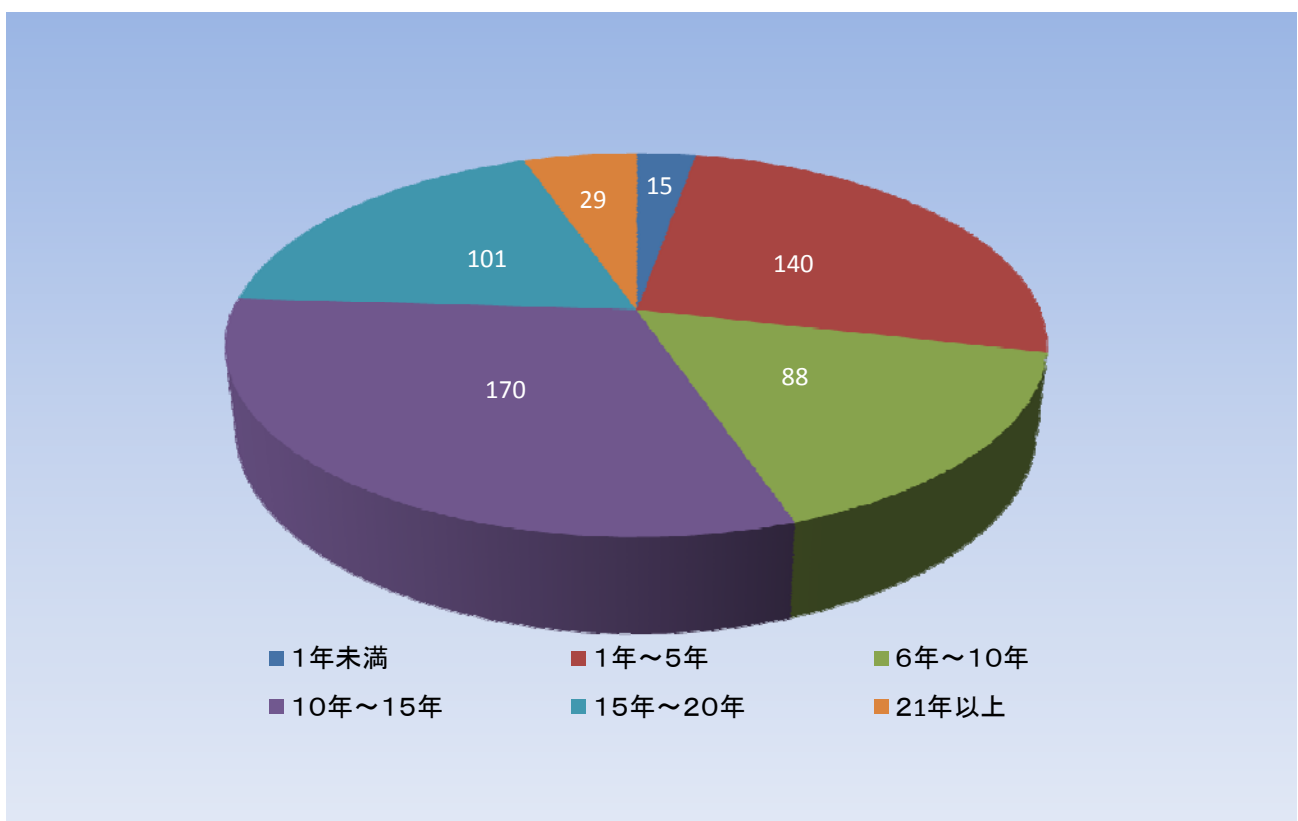
地区：

所属：

区分：

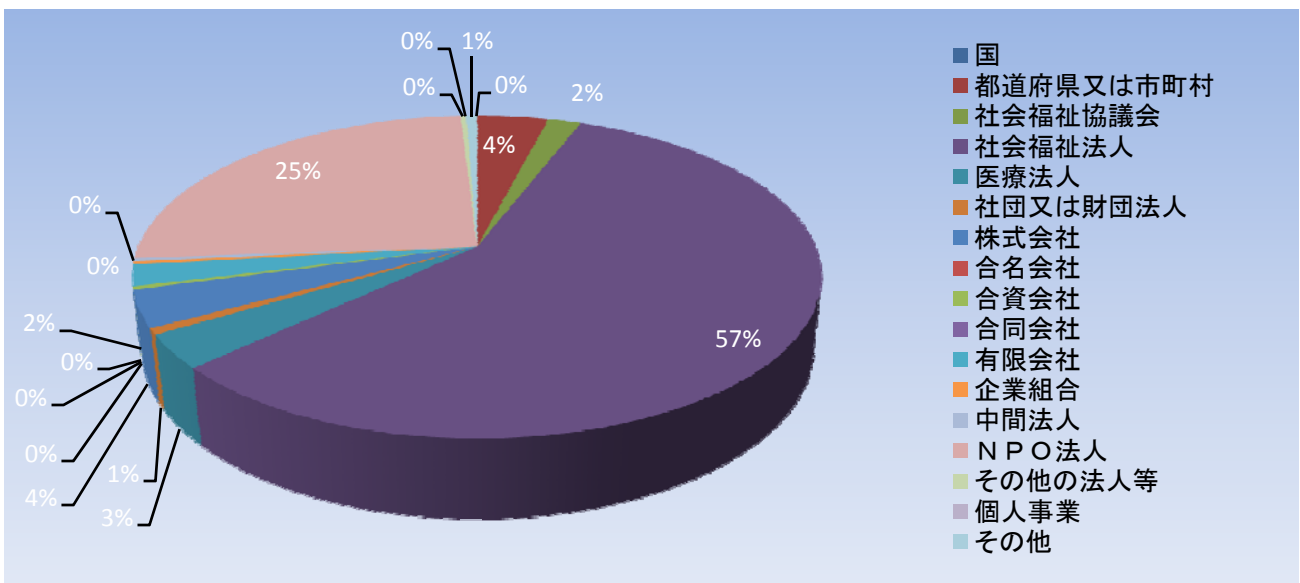
担当

活動年数	
1年未満	15
1年～5年	140
6年～10年	88
10年～15年	170
15年～20年	101
21年以上	29
平均	8.4



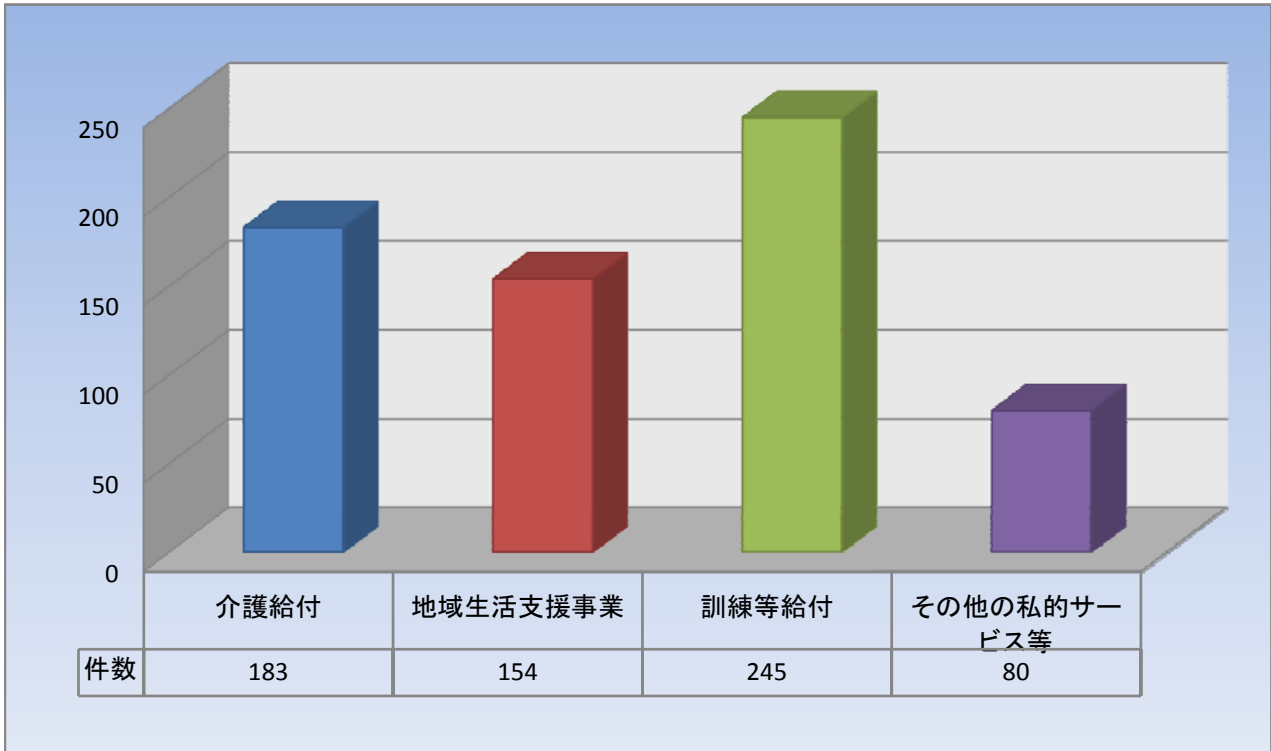
経営主体に該当するものを選択して下さい

国	0
都道府県又は市町村	13
社会福祉協議会	6
社会福祉法人	186
医療法人	11
社団又は財団法人	2
株式会社	12
合名会社	0
合資会社	1
合同会社	0
有限会社	7
企業組合	1
中間法人	1
NPO法人	82
その他の法人等	1
個人事業	0
その他	2
総計	325



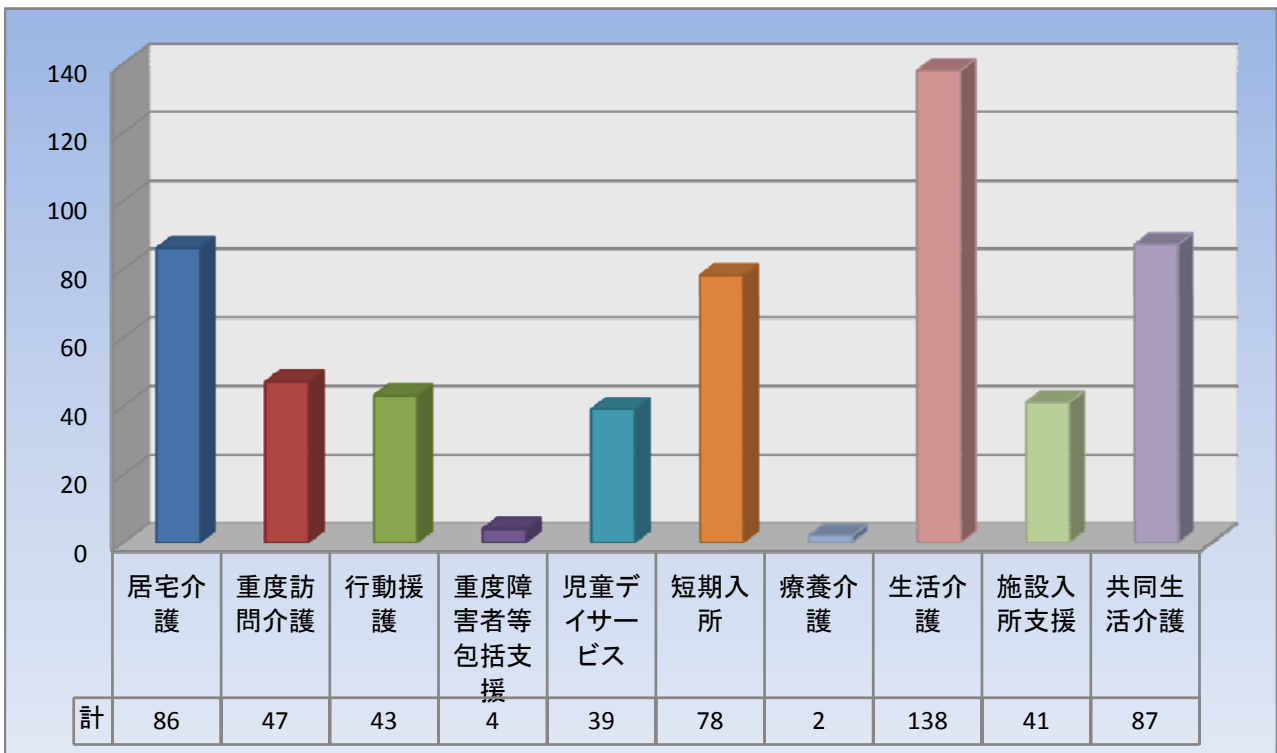
同一の法人又は団体で実施している事業がありましたら全て選択してください

介護給付	183
地域生活支援事業	154
訓練等給付	245
その他の私的サービス等	80
総計	662



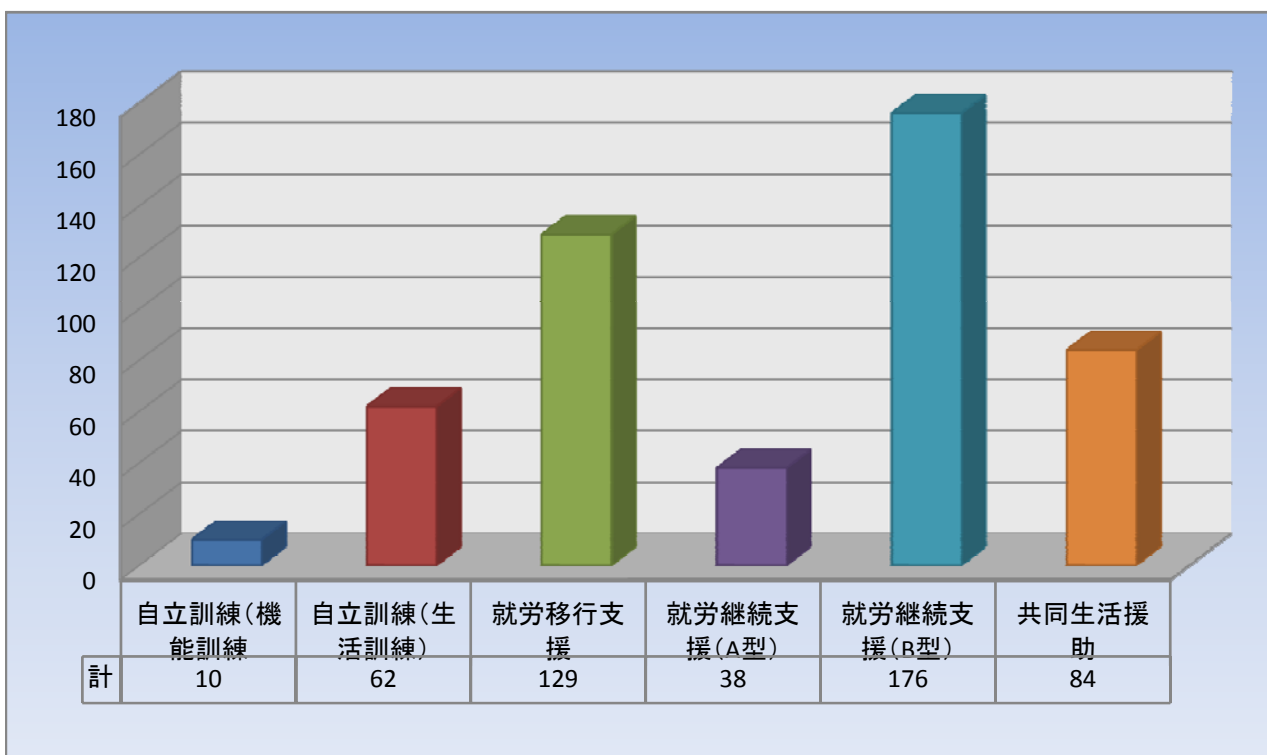
介護給付で実施している事業がありましたら全て選択してください

居宅介護	86
重度訪問介護	47
行動援護	43
重度障害者等包括支援	4
児童デイサービス	39
短期入所	78
療養介護	2
生活介護	138
施設入所支援	41
共同生活介護	87
総計	565



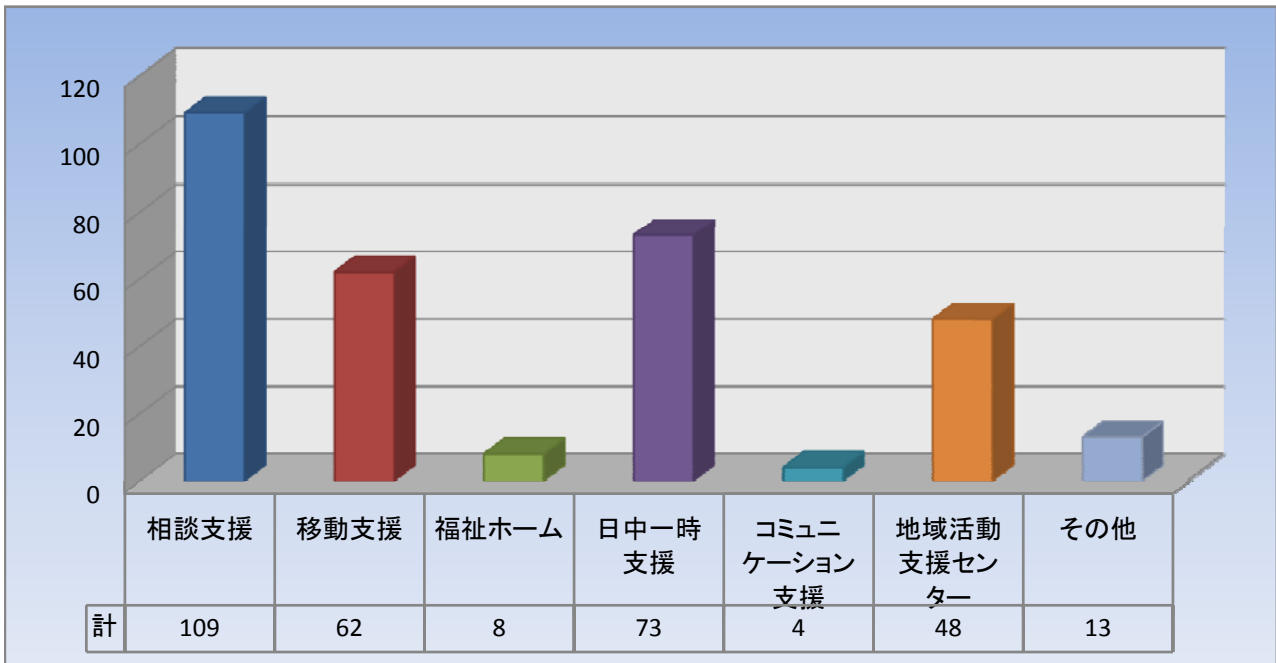
訓練等給付で実施している事業がありましたら全て選択してください

自立訓練(機能訓練)	10
自立訓練(生活訓練)	62
就労移行支援	129
就労継続支援(A型)	38
就労継続支援(B型)	176
共同生活援助	84
総計	499



地域生活支援事業で実施している事業がありましたら全て選択してください

相談支援	109
移動支援	62
福祉ホーム	8
日中一時支援	73
コミュニケーション支援	4
地域活動支援センター	48
その他	13
総計	317



地域生活支援事業で実施している事業で地域活動支援センターを選択した方にお聞きます。それは何型ですか？

I型	25
II型	13
III型	8
IV型	2
総計	48

地域生活支援事業で実施している事業でその他を選択した方にお聞きます。どのような事業ですか？

発達障害者の(手帳を持っていない)方の生活支援

ピアサポート支援事業 地域移行支援事業 社会復帰支援事業

精神障害者コミュニティーサロン事業

法人独自に行なっている事業として 専門職派遣事業ということで、地域の保健センターと連携し、保育士やPT、STの派遣をし療育相談等へ協力をしている。また、発達障がい児への支援として、学習塾という形で学習の面やソーシャルスキルトレーニングを行なっていける形での学習塾を11月より開始している。

施設入浴 移動支援

福祉有償運送を3市町村で展開している

小規模通所授産施設

障害児の放課後や長期休み、緊急時に一時的に預かる事業→ 長野市障害児自立サポート事業

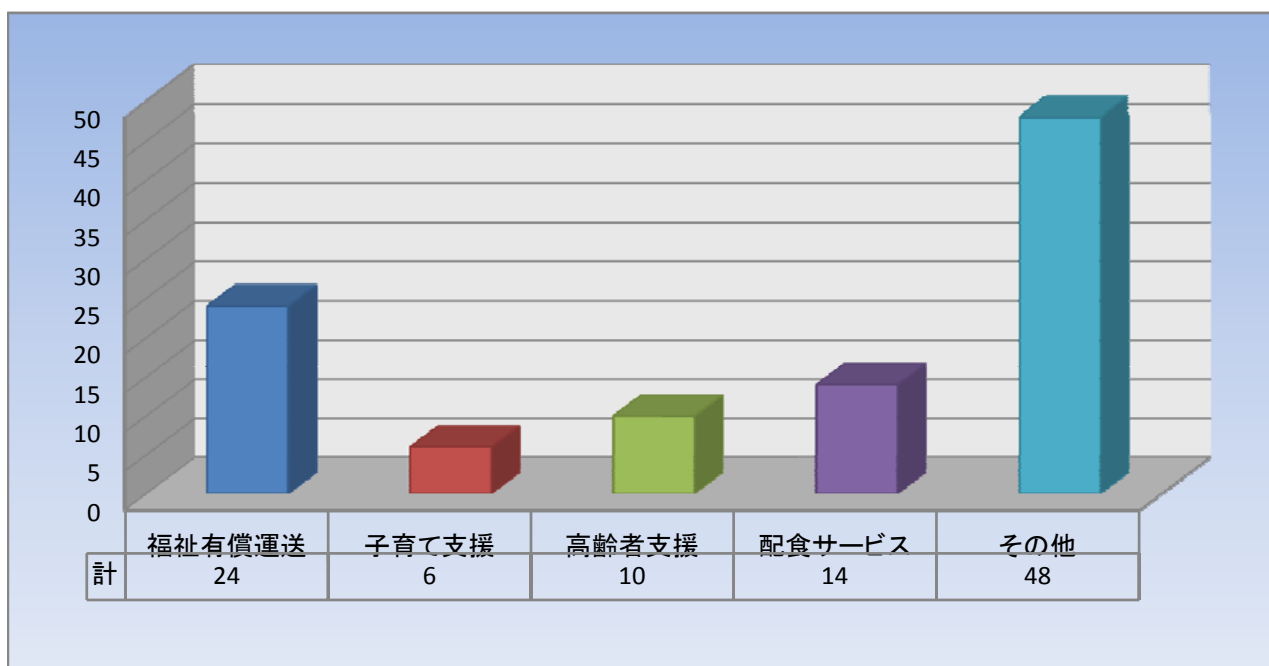
地方自治体単独の就労支援事業

共同作業所(精神障害者主体)

旧福祉作業所で、知的しょうがいを持つ方々の日中活動の場です。おもに作業中心で受注作業をしています。

その他の私的サービス等で実施している事業がありましたら、全て選択してください。

福祉有償運送	24
子育て支援	6
高齢者支援	10
配食サービス	14
その他	48
総計	102



その他の私的サービス等でその他を選択した方にお聞きます。どのようなサービスですか？
具体的にお書き下さい

障害福祉サービスや地域生活支援事業の日中一時支援事業のサービス提供時間以外でのお預かりをしています。またご本人の兄弟姉妹も一緒にお預かりしています。

タイムケア

レスパイトサービス他

選択項目がありませんでしたので、その他に記載いたします。併設施設に旧法「通所授産施設」があり、新体系への移行を検討しているところです。行政からは、H23年度まで移行を検討するよう指導を頂いております。

レスパイト事業

市としては、旧法施設の通所更生施設等を実施しているが、障害者地域生活支援センターでは、特にしていない。

入浴、給食、送迎

宿泊訓練

社会適応訓練

給付対象外であったり、支給量を超えるケースへの任意有料サービス。また、障害の有無に関わらず提供もしている。

支援センター今津(公益事業)制度外の支援及び国際交流事業

一時預かり

知的障害、発達障害児者に対するの診療等・発達障害児者(特に学齢後期)と学校への心理職・ソーシャルワーカーの派遣等

障害児学童保育支援事業

障がい者自立生活センター

札幌市の助成を受けて、地域共同作業所(1か所)を運営している。

レスパイトサービス

余暇支援活動(イベント・クラブ等)、レスパイト

障害者雇用事業

体験宿泊

身体障がい者の通所の福祉作業所です。

パーソナルサービス(時間制)～家事・掃除・配食等の制度外サービス

ヘルパーの利用ができない方へのタイムサービス

私費によるケアサービスの提供

精神障がい者小規模授産、相談支援事業所、地域活動支援センター、ホームヘルプ事業

タイムケアなどのレスパイと事業

発達障害児・者の療育支援サービス

介護保険・訪問介護、介護保険・訪問看護、介護保険・居宅介護支援、介護保険・通所介護、介護保険・福祉用具貸与、介護保険・福祉用具販売、介護保険・住宅改修、介護用品販売

ショートステイ

24時間介護者休息援助レスパイト事業

宿泊訓練を民家を借りて実施しています。

レスパイトサービス

音楽療法

障害児タイムケアモデル事業(川崎市委託事業)

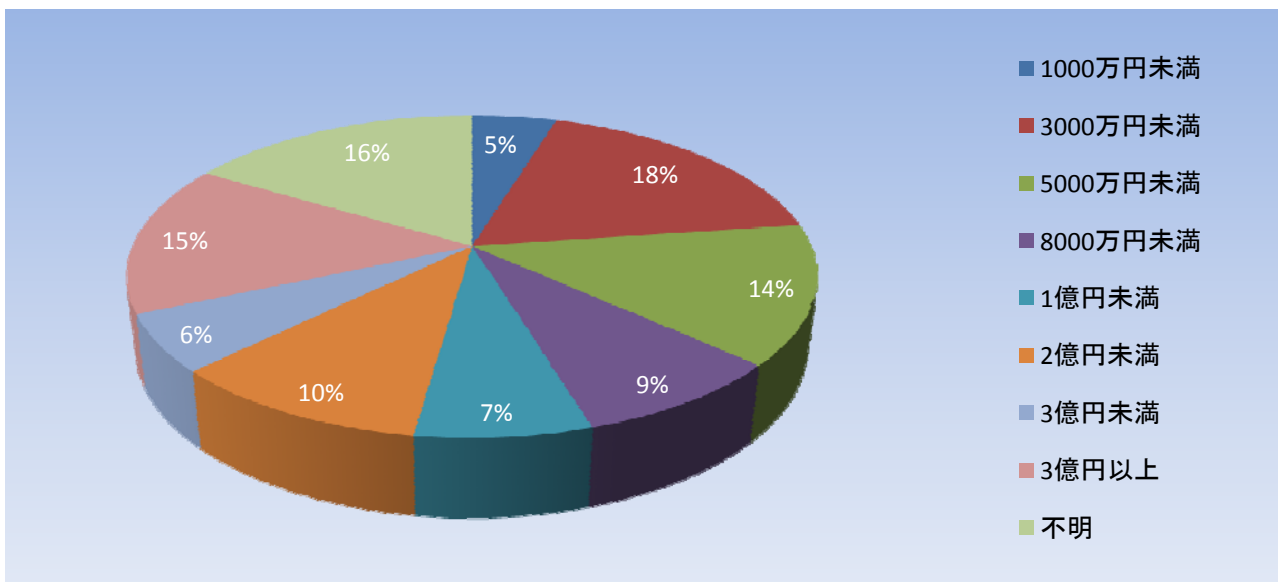
生活支援センター

障がい者レスパイト事業・・・日中一時見守り、送迎や宿泊など

レスパイトサービス

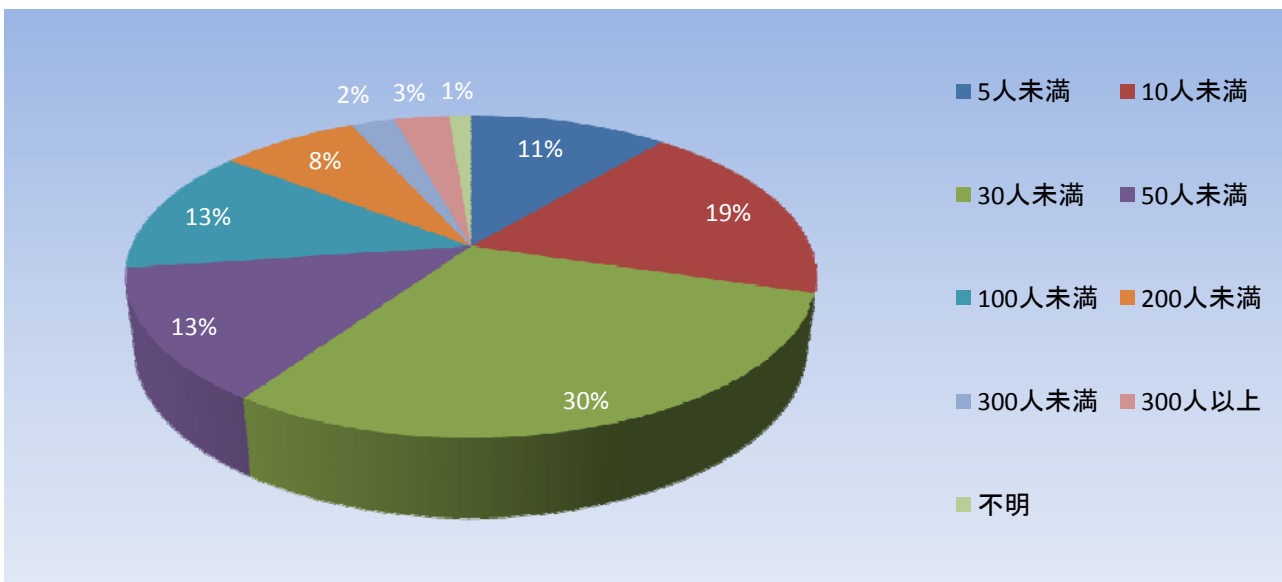
法人又は団体の年間予算規模はおおよそいくらですか？

1000万円未満	15
3000万円未満	57
5000万円未満	44
8000万円未満	27
1億円未満	22
2億円未満	33
3億円未満	18
3億円以上	48
不明	52
総計	316



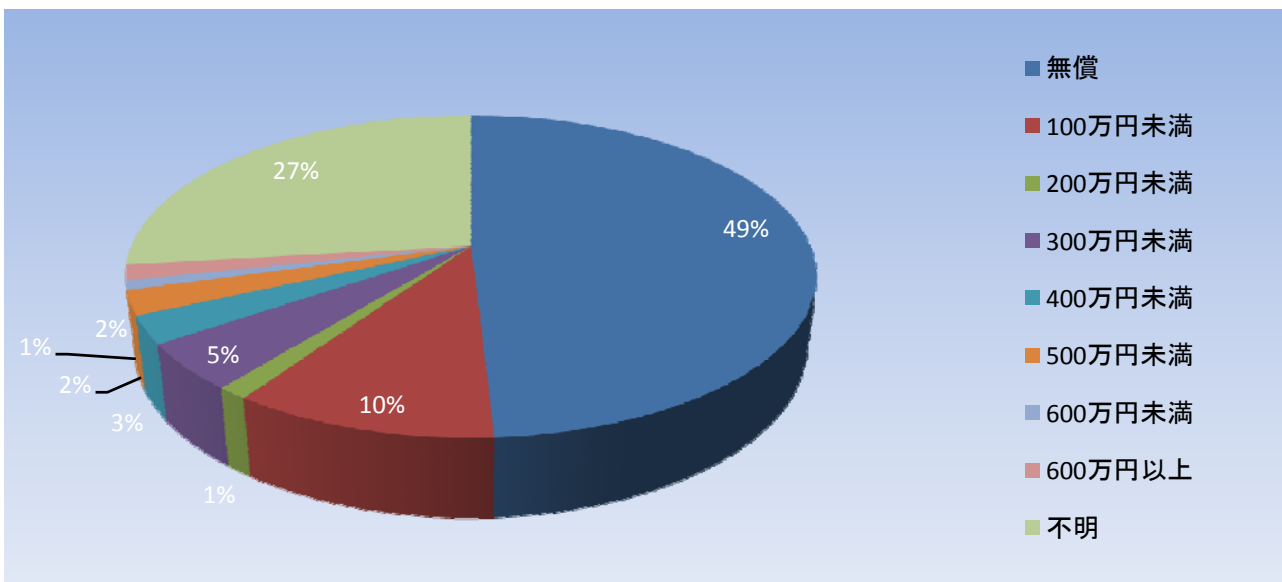
従業員数に該当するものを選択して下さい

5人未満	36
10人未満	60
30人未満	97
50人未満	43
100人未満	41
200人未満	25
300人未満	8
300人以上	10
不明	4
総計	324



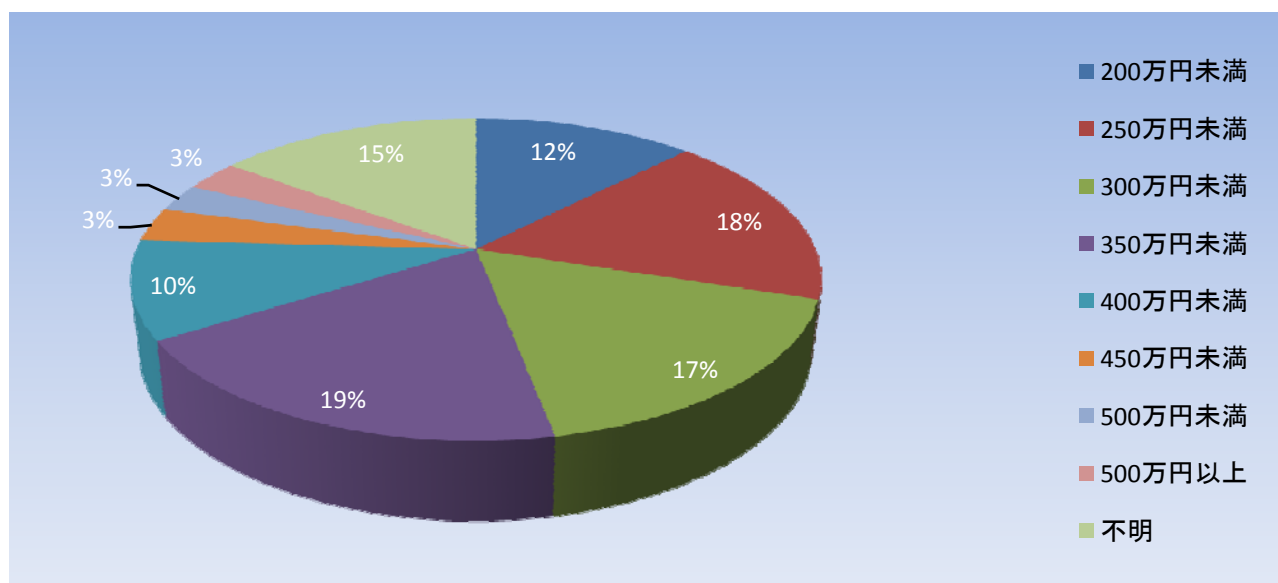
役員・理事の平均報酬はおおよそいくらですか？

無償	159
100万円未満	34
200万円未満	4
300万円未満	15
400万円未満	9
500万円未満	8
600万円未満	3
600万円以上	5
不明	87
総計	324



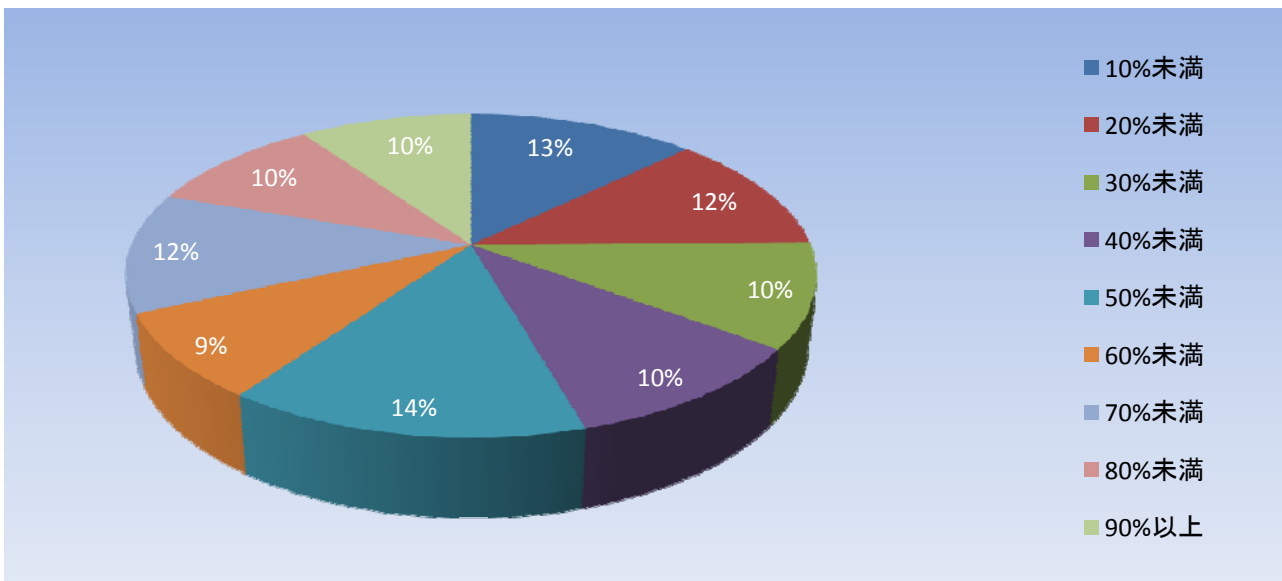
従業員(常勤)の平均報酬はおおよそいくらですか？

200万円未満	40
250万円未満	57
300万円未満	55
350万円未満	62
400万円未満	32
450万円未満	11
500万円未満	9
500万円以上	10
不明	48
総計	324



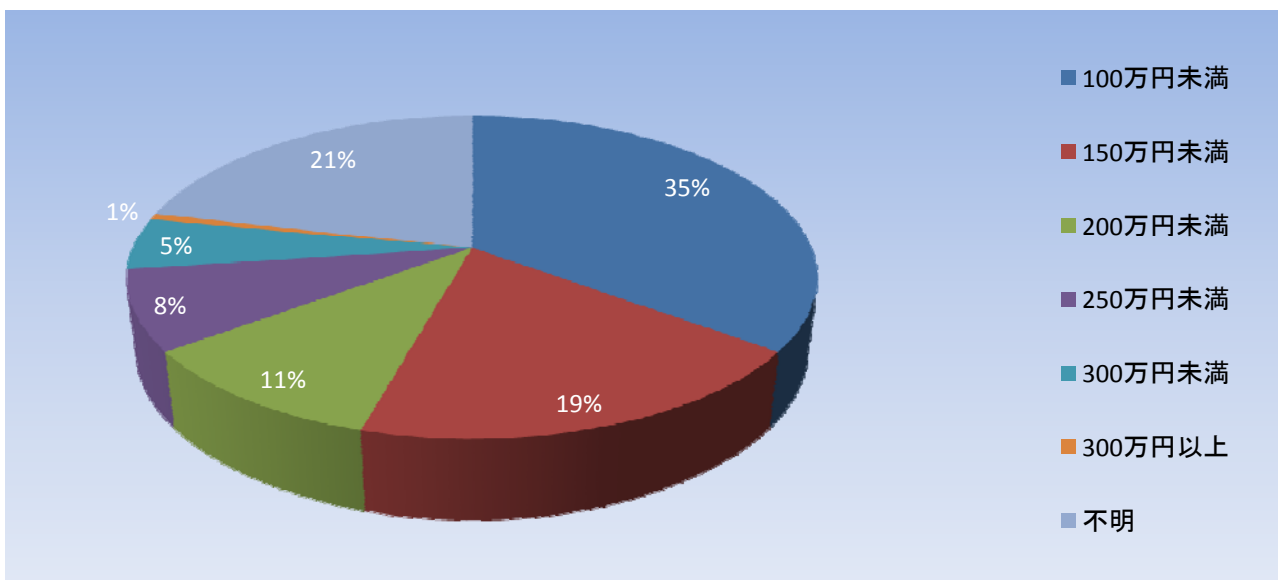
常勤職員に占める主たる生計者(主たる生計者＝家族の稼ぎ頭)の割合はおおよそどれくらいですか？

10%未満	33
20%未満	31
30%未満	27
40%未満	27
50%未満	37
60%未満	22
70%未満	31
80%未満	26
90%以上	25
不明	65
総計	324



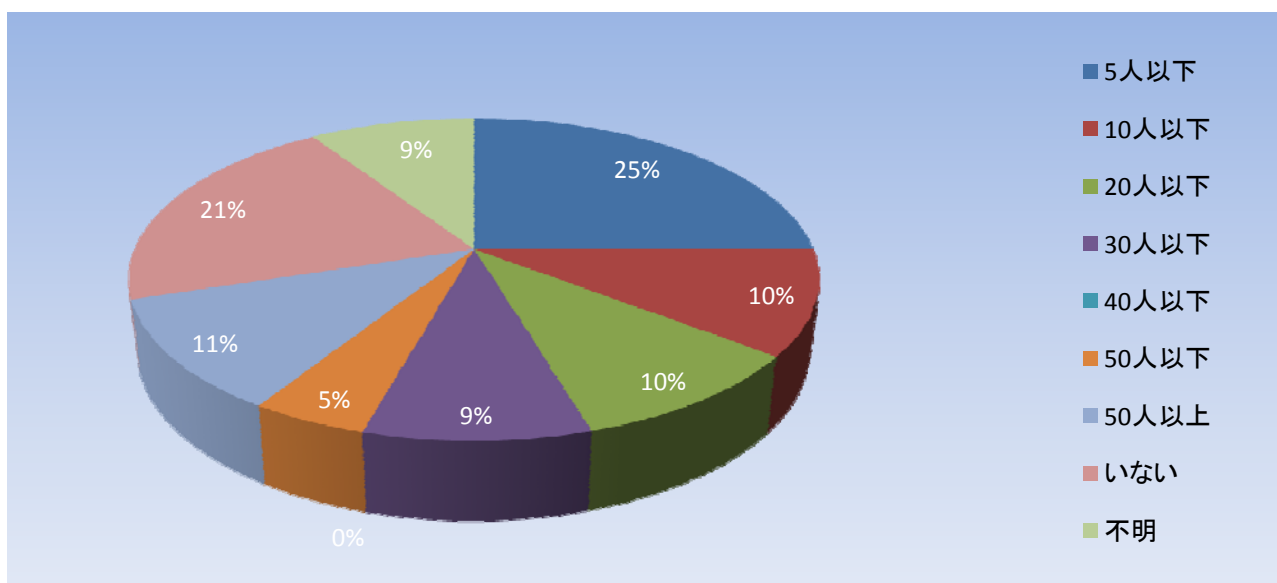
従業員（非常勤）の平均報酬はおおよそいくらですか？

100万円未満	114
150万円未満	62
200万円未満	34
250万円未満	26
300万円未満	17
300万円以上	2
不明	69
総計	324



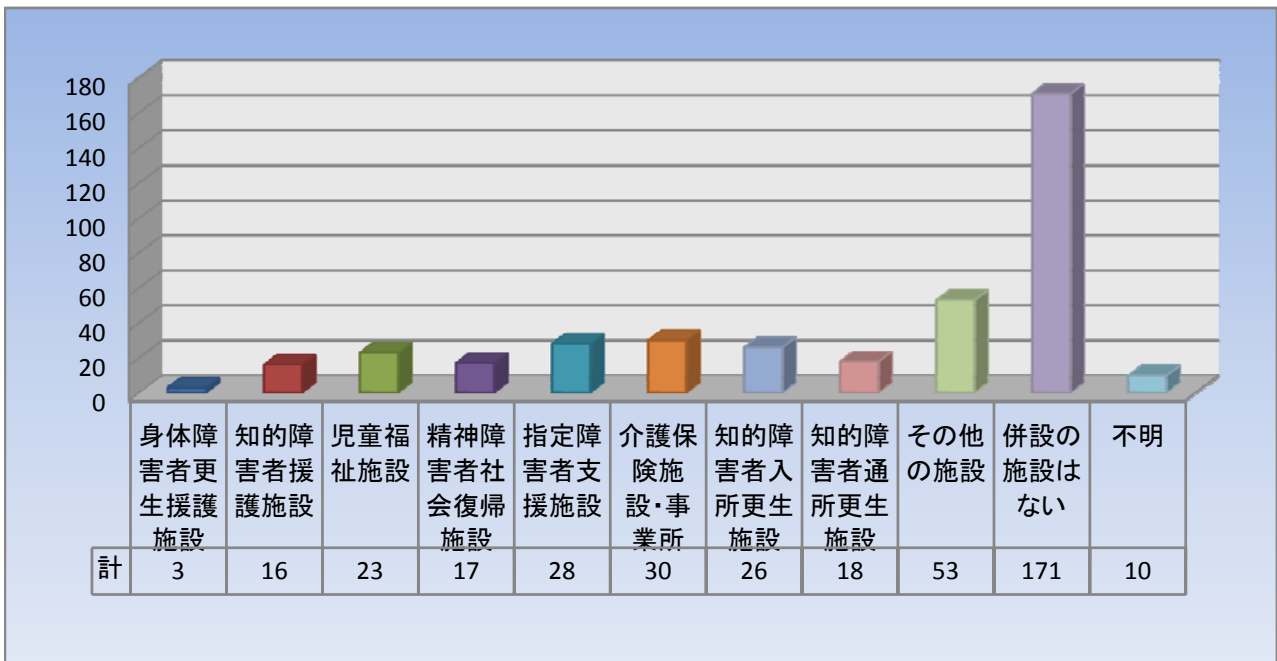
サービスを利用する発達障がい者の受け入れ人数を教えてください。

5人以下	81
10人以下	34
20人以下	32
30人以下	29
40人以下	0
50人以下	15
50人以上	36
いない	67
不明	30
総計	324



併設されている施設に該当するものがありませんでしたら教えてください(同一団体又は法人が、同一又は隣接の敷地内で運営している異なる施設)

身体障害者更生援護施設	3
知的障害者援護施設	16
児童福祉施設	23
精神障害者社会復帰施設	17
指定障害者支援施設	28
介護保険施設・事業所	30
知的障害者入所更生施設	26
知的障害者通所更生施設	18
その他の施設	53
併設の施設はない	171
不明	10
総計	395



併設されている施設でその他の施設を選択した方にお聞きします。どのような施設ですか？ 具体的にお書き下さい

精神障害者共同作業所

旧法知的障がい者通所授産施設

相談支援事業所・地域活動推進センター

居宅介護事業所 委託相談事業所

知的障害者就労移行支援事業施設

生活訓練等

地域活動支援センター、グループホーム、相談支援事業

生活介護事業 ケアホーム

地域活動支援センター

入所更生施設(児、者)通所更生施設 通所授産施設 就労移行事業所 就労継続B 地域生活支援センター 相談事業所

地域生活支援センター

武蔵野市障害者就労支援センター

精神障害者コミュニティーサロン事業

就労継続支援事業B型

難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設

介護老人福祉施設

知的障害者通所授産施設

地域療育センター 精神科デイケア 発達支援センター

発達障害者支援センター

肢体不自由児施設、医療機関(整形外科、精神科、小児科など)難聴幼児通園施設、児童相談所(障害児部門)、児童ディサービス他

精神障害者小規模作業所 地域活動支援センターⅡ型

就労移行施設・生活介護施設

居宅介護・重度訪問介護・相談事業・地域活動支援事業

グループホーム(定数8名)知的と精神対象

身体障害者療護施設

知的障害者通所授産施設 居宅介護事業所

同一建物に「生活介護」専門の単独施設を運営している。

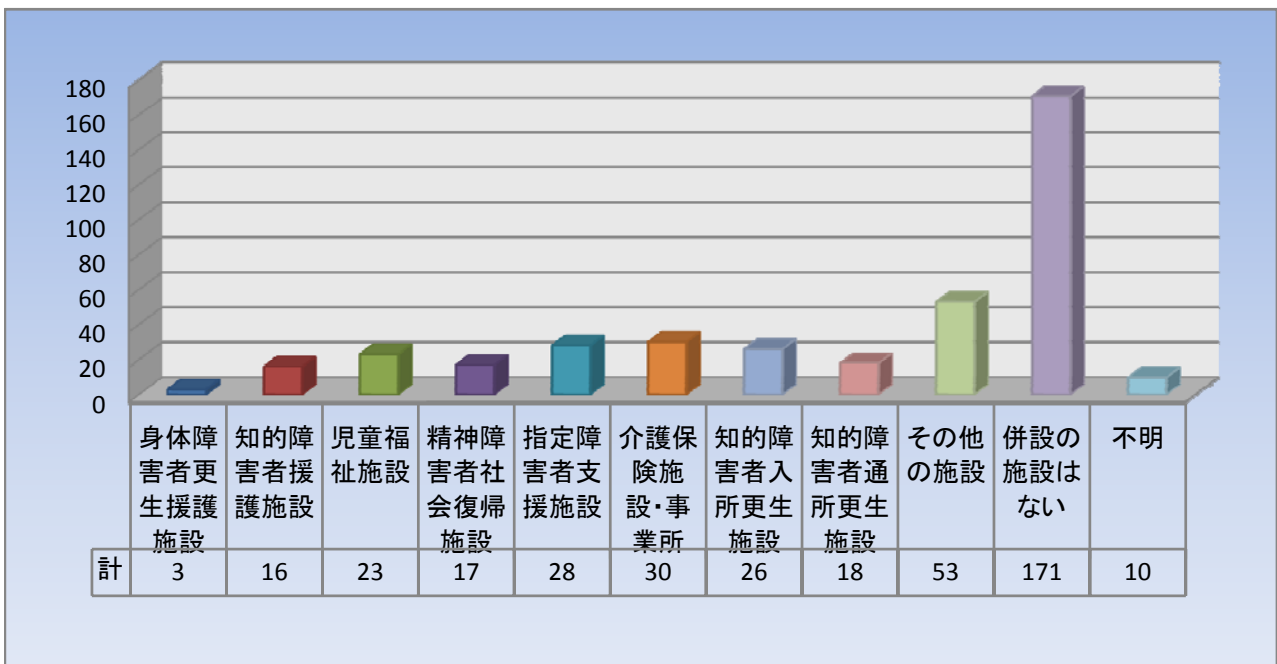
通勤寮

集会施設(会議等に使用するための部屋貸し。)

相談支援事業所
生活介護施設
知的障害者入所更生施設分場
精神障害者グループ・ケアホーム
福祉センターA型 リハビリテーション病院
病院(精神科)・精神科デイケア
精神障害者生活訓練施設
通所授産施設〈身体・知的〉
通所授産施設 入所更生施設 グループホーム
堺市単独事業:重度身体障害者生活ホーム
精神デイケア 高齢者デイケア 介護老人保健施設 精神科病院(内科・神経科・歯科)認知症型共同生活介護
重症心身障害児施設
障害者福祉センター(内で機能訓練、生活訓練、生活介護、精神障害者の就労移行支援事業)
重症心身障害児者通園事業
重心通園事業(B型)

事業所設置場所の状況で該当するものを選択して下さい

中心市街地商業地区	37
中心市街地住宅地区	98
中心市街地工業地区	6
郊外商業地区	8
郊外住宅地区	126
郊外工業地区	9
山林地区	21
その他	10
不明	9
総計	324

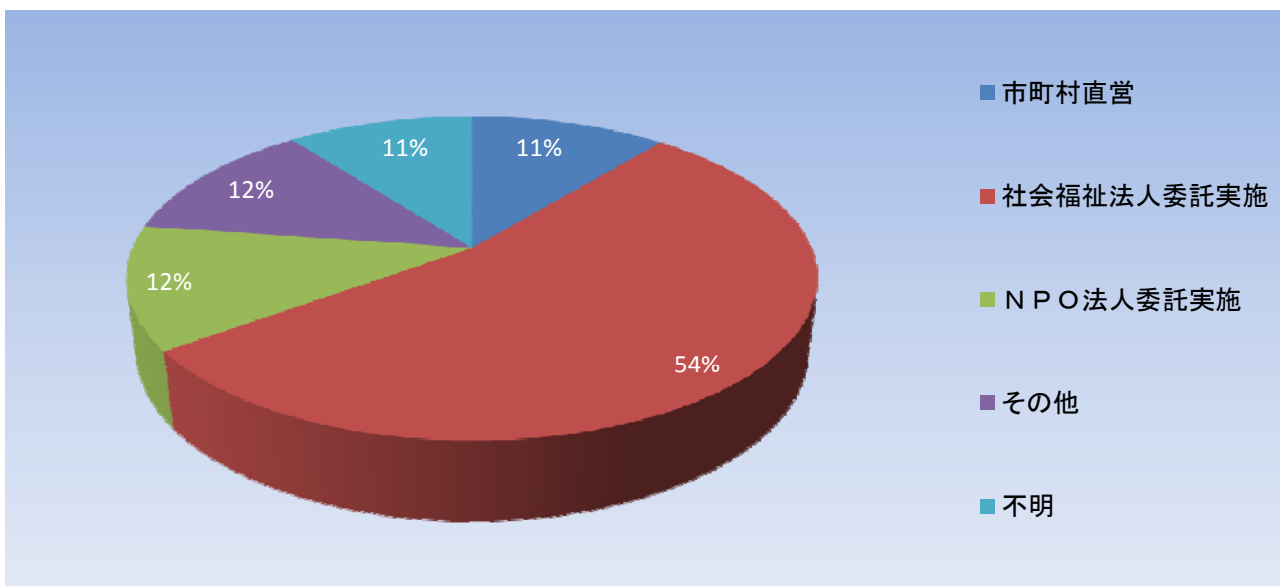


事業所設置場所の状況でその他を選択した方にお聞きします。どのようなところですか？ 具体的にお書き下さい

- 郊外田園地区
- 郊外の農村地区内で病院と老健施設及びシルバー人材センターが隣接
- 国道沿いですが、近隣に住宅・店舗等はほとんどない。
- 市街化調整区域
- 耕作地帯
- 田園地帯の廃校活用

法人又は団体所在地の相談支援事業所の状況を教えてください

市町村直営	41
社会福祉法人委託実施	202
NPO法人委託実施	46
その他	46
不明	39
総計	374



相談支援事業所の状況でその他を選択した方にお聞きします。設置主体はどこになりますか？ 具体的にお書き下さい

なし

県

国、県

愛知県

千葉県

千葉県が社会福祉法人に委託している中核地域生活支援センターがある。

埼玉県か

長野県登録及び長野市登録

練馬区

広域8市町村の委託事業

市からの委託(委託法人の種別は問わず)

市指定事業

市町村

医療法人

財団法人

財団法人仙台市身体障害者福祉協会

社会福祉法人・NPO法人

社会福祉法人 サンワーク

社会福祉法人(県指定のみ)

中核地域生活支援センター

株式会社 エース ヘルパーステーション太陽 十津川 十津川村福祉事務所

国立大学

事業所単独

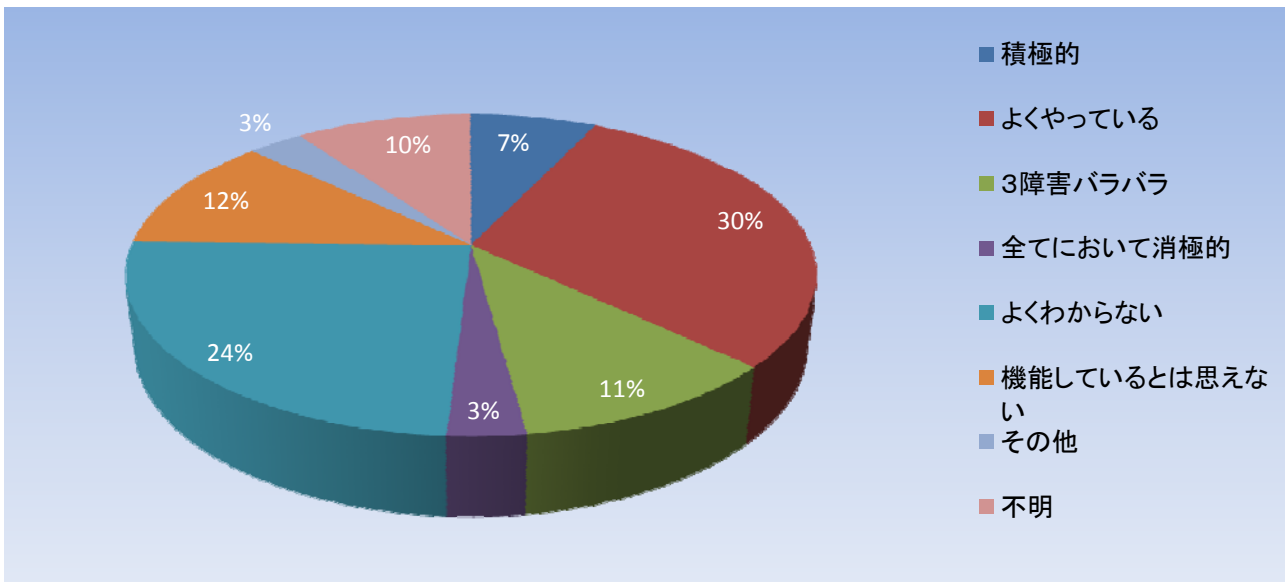
相談支援事業も行っているのですが、必要に応じて自分のところでやっている。

当法人

同法人

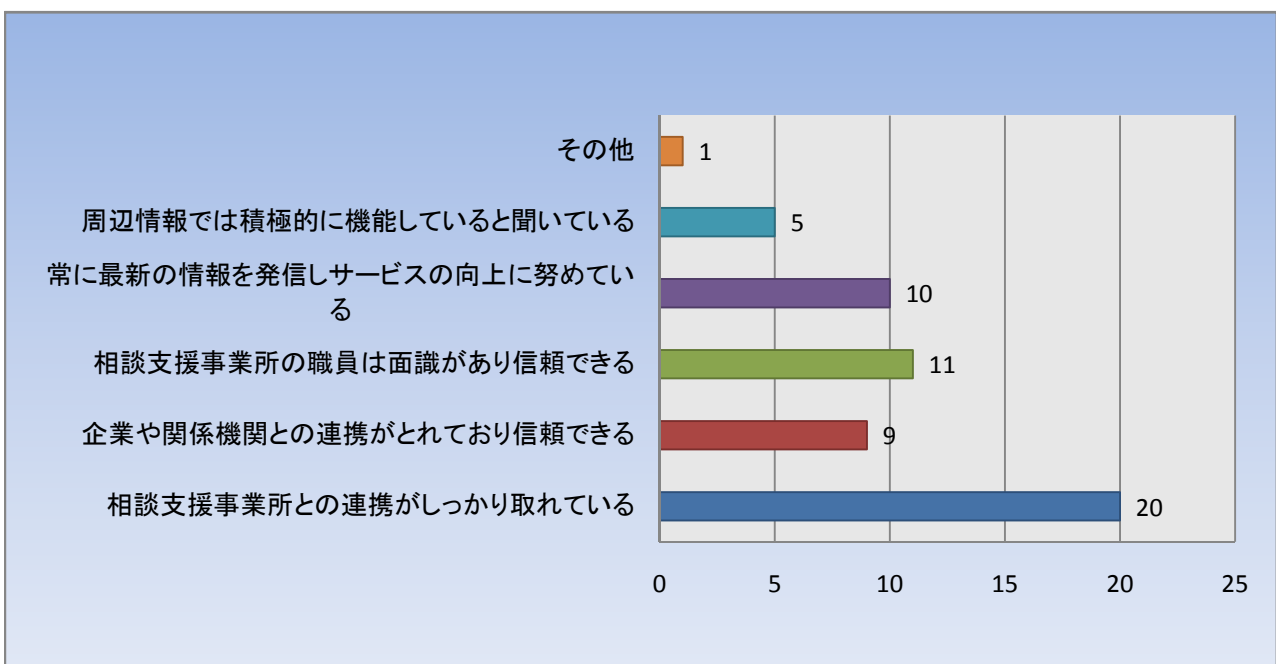
あなたの地域の相談支援事業所は、発達障がい者の支援についてどの程度機能していると思いますか？

積極的	23
よくやっている	97
3障害バラバラ	35
全てにおいて消極的	10
よくわからない	79
機能しているとは思えない	38
その他	10
不明	32
総計	324



相談支援事業所の機能程度で積極的を選択した方にお聞きします。そう思う理由として該当するものを全て選択して下さい

相談支援事業所との連携がしっかり取れている	20
企業や関係機関との連携がとれており信頼できる	9
相談支援事業所の職員は面識があり信頼できる	11
常に最新の情報を発信しサービスの向上に努めている	10
周辺情報では積極的に機能していると聞いている	5
その他	1
総計	56

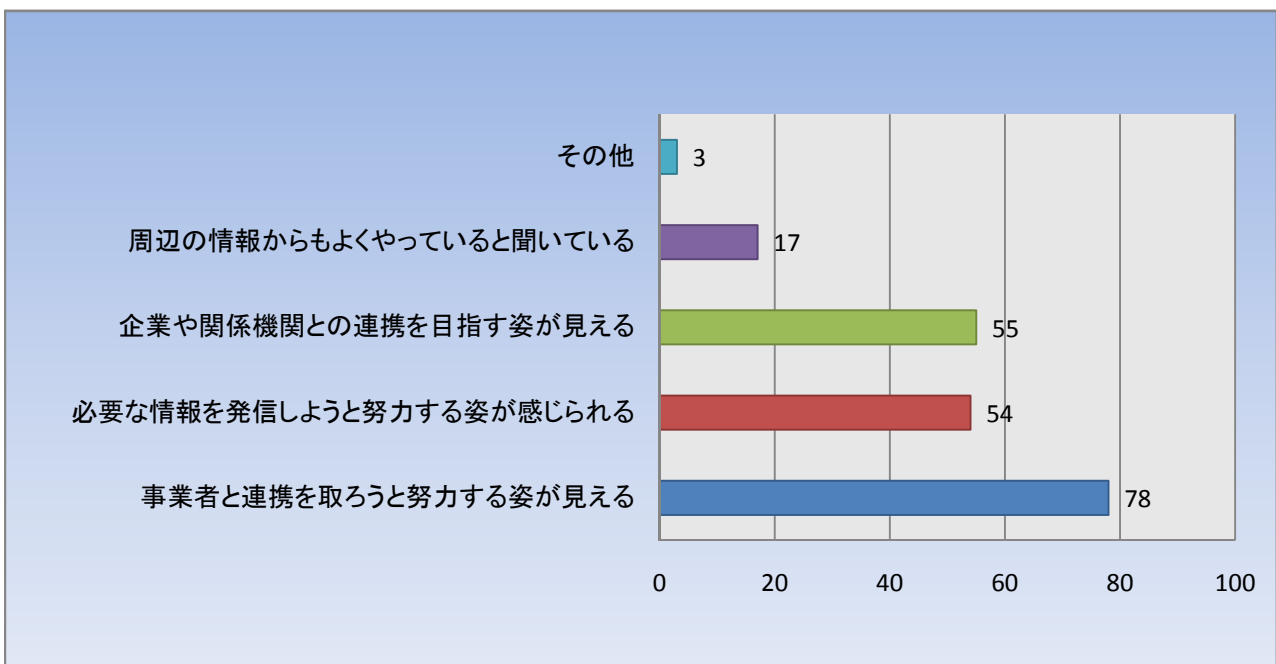


相談支援事業所が積極的と思う理由でその他を選択した方にお聞きします。どのように積極的ですか？ 具体的にお書き下さい

自閉症者を積極的に受け入れている福祉事業所が、市町村から相談業務を委託されて行っている。

相談支援事業所の機能程度でよくやっているを選択した方にお聞きします。そう思う理由として該当するものを全て選択して下さい

事業者と連携を取ろうと努力する姿が見える	78
必要な情報を発信しようとする姿が感じられる	54
企業や関係機関との連携を目指す姿が見える	55
周辺の情報からもよくやっていると聞いている	17
その他	3
総計	207



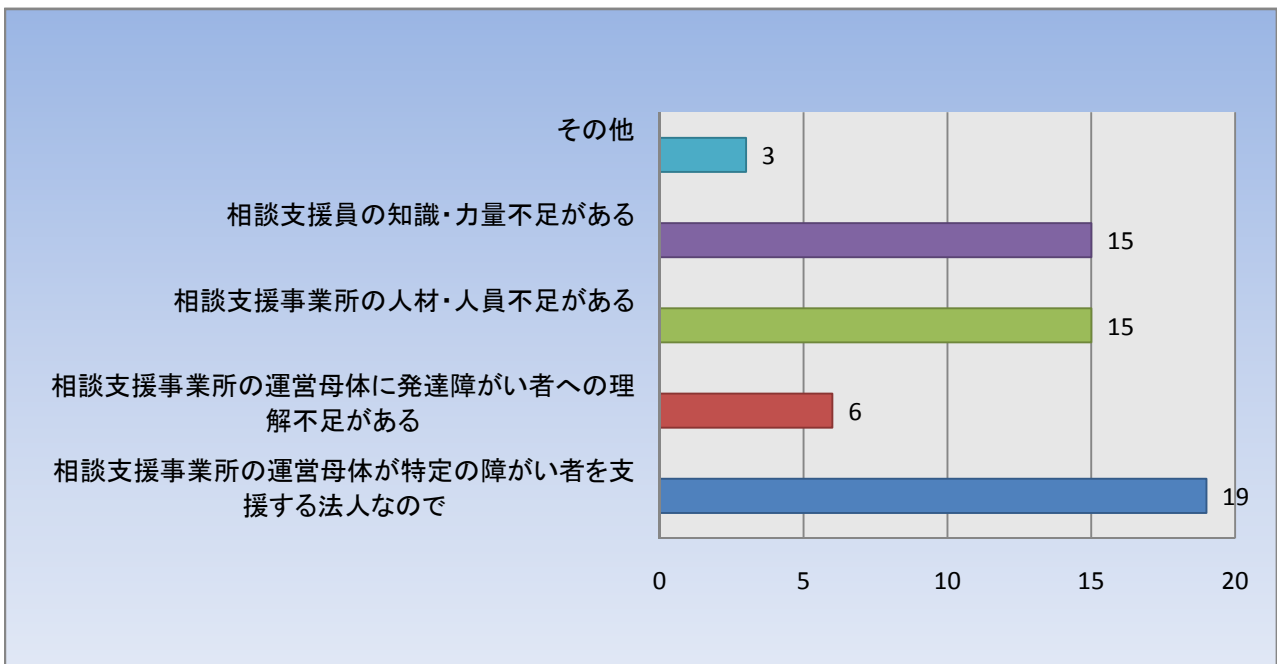
相談支援事業所がよくやっていると思う理由でその他を選択した方にお聞きします。どうしてそう思いますか？ 具体的にお書き下さい

情報が得られにくい中、勉強会・研修会等への参加・関係機関との情報交換等努力している部分。

長野市ネットワークがあり毎月情報交換・研修を行っている。

相談支援事業所の機能程度で3障害バラバラを選択した方にお聞きます。そう思う理由として該当するものを全て選択して下さい

相談支援事業所の運営母体が特定の障がい者を支援する法人なので	19
相談支援事業所の運営母体に発達障がい者への理解不足がある	6
相談支援事業所の人材・人員不足がある	15
相談支援員の知識・力量不足がある	15
その他	3
総計	58

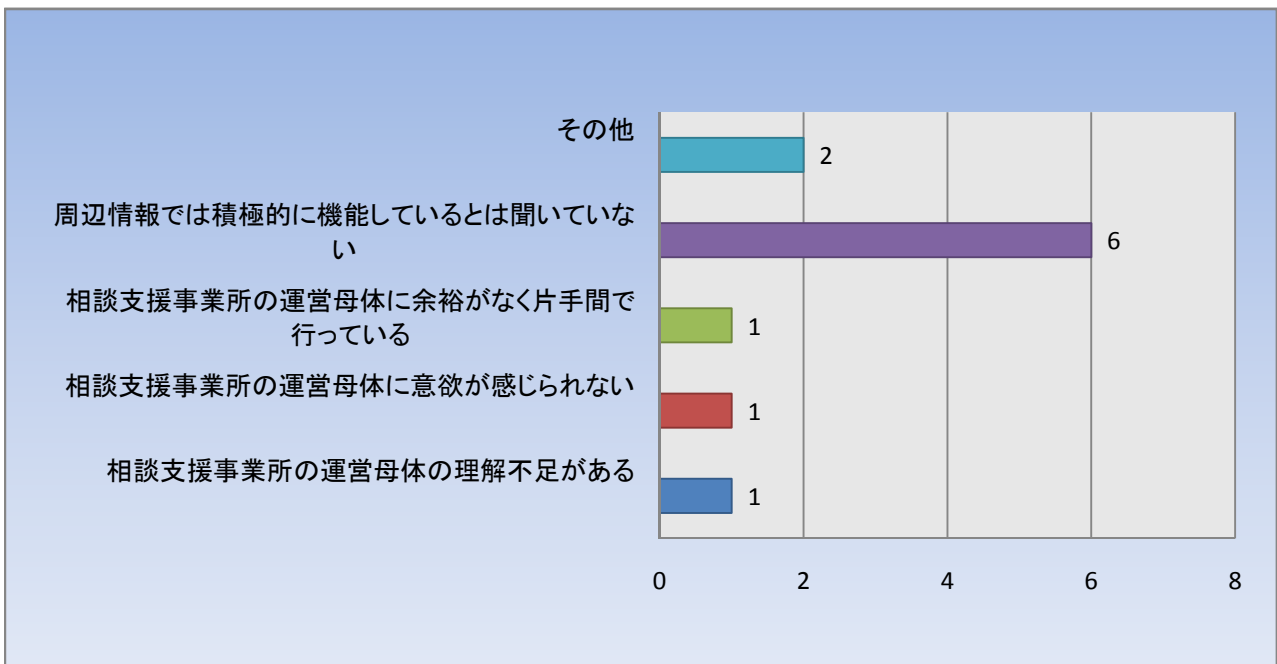


相談支援事業所が3障害バラバラと思う理由でその他を選択した方にお聞きます。どうしてそうおられますか？具体的にお書き下さい

記入なし

相談支援事業所の機能程度で全てにおいて消極的を選択した方にお聞きます。そう思う理由として該当するものを全て選択して下さい

相談支援事業所の運営母体の理解不足がある	1
相談支援事業所の運営母体に意欲が感じられない	1
相談支援事業所の運営母体に余裕がなく片手間で行っている	1
周辺情報では積極的に機能しているとは聞いていない	6
その他	2
総計	11



相談支援事業所が全てにおいて消極的と思う理由でその他を選択した方にお聞きます。その理由を具体的にお書き下さい

記入なし

相談支援事業所の機能程度でよくわからないを選択した方にお聞きします。その理由を具体的にお書き下さい

発達障害を対象にした事業を行っている事業所があるが県の事業で行っているため人数や支援内容についての情報が伝わってこない。

2008年3月に自立支援協議会が発足し、相談支援部会で集約中。今後機関センターを設立の予定。

発達障がいの方の支給決定に伴う訪問調査等を行ってはいるが、直接的な療育訓練等のサービスが当該市内に無い。また行政機関でこども総合支援センターを設置しており常時は市の機関、児童相談所と連携を図っている。

活動報告が無くどのような事業展開を行っているのか解らない

相談事業の情報が伝わってこない。

当事業所で、相談支援事業を行っていない為、把握できていない。

利用した事がない為。

当事業所にアプローチがない。

利用することがほとんどないので、実情がわからない。利用する利用者は、各自選択している。

情報が開示されていないので

どういう活動をしているか情報が少ない

指定の相談支援事業所は受託研修が少ないのでよくわかりません。委託の相談支援事業所はよくやっていると思います。

地域連携が出来ていないので、不明である

相談事業と接する機会があまりないため。

活動内容の詳細がわからない

3障害それぞれに相談支援事業所があるが、どのような相談が何件ほどあり、どのような支援をしたかなどの公表がないため

障害者個人(家族含む)との関連だけで、当事業所と相談支援事業所との連携が密でないように思う。

支援員全体に相談支援事業所との関わりについての話(報告)が伝わっていないので把握している職員としていない職員がいる為

発達障害に対する情報が得られない

発達障がい者について、相談支援事業所にお世話になったことが無く、どのような動きをしているのか知らない為。

当法人の事業所との連絡体制が未整備であるため。

当事業所に発達障がいの方がいないため、現状を把握できていない。

現在、発達障害と思われる利用者の方がいないため、発達障害というカテゴリーの相談については情報が入ってこないため。その他の知的障害、精神障害に対する相談事業については、たいへんよく機能していると感じています。なかなか発達障害の方とお会いする機会がないのと、社会福祉法人と株式会社とでは連携がとれていないのが現状です。

サービス事業所としてスタートして2年目。基礎作りに必死の状況。最近になって、ようやく地域関係機関との連携会議等に出席できるようになったところだ。

自分たち自身があまり相談支援事業所とのつながりがない

連携の機会が少ないため、どのような活動実態であるのか良く分からない。

どれだけの相談がきているのか、よく知らないから。

情報がないので、よくわかりません。

何処が指定受けているのかわからないし、どの程度機能しているのかも不明

相談支援事業所がどのくらいの割合で、発達障がいの方の相談を受けているのか、状況が分からない。

ピアールがない

発達支援センターは設置されましたが、具体的に何をしているのかが不明。発達障害の地域支援システムはまだできていないようなので、個別で対応している状況と感じています

数として、把握できない。また、地域内の他事業所についても一概に言えない。

相談支援事業所の機能程度で機能しているとは思えないを選択した方にお聞きします。その理由を具体的にお書き下さい

アセスメントが不十分

混んでいて、待ち時間が長い(3ヶ月に1度程度)

利用者および保護者、指導員は、その必要性を感じていない。

法制度でのサービスの調整が主となっている。

支援事業所の積極的に支援している姿が見えない。

実施している、相談を受け付けているという話を聞かない

相談支援事業所がどこにあるのか分からない。

積極的に動いているとは思えない。新規の申請さえ無いに等しい。

支給決定のおりている人が2.3人の為

専門知識が足りない。。愛媛県では、受け入れ先で対応できる事業所もほとんどない

当法人は相談支援の指定事業者であるが、計画作成に至るまでの相談の受付実績はない。窓口対応で済む内容である。市町村委託の事業所においては、相談件数はあるようだが、同じく計画作成にまでは至っていないようである。また自立支援協議会の稼働状況においても、活動内容・周知など、機能が不完全であると感じている。

障害者に対する周知がなされていないため、どこに相談していいのかわからないという話をよく耳にするから

相談支援事業所からの相談の依頼などがほとんどない。

発達障害の特性に応じた支援ノウハウが、まだ十分に蓄積されていない。

数年前より一人通所し個別に相談に応じ、支援。最近もう一人通所し始め登録したばかり。模索中。

自閉症・発達支援センター等が設置されているが、専門性に欠ける点がケア会議等を通じて感じられる。

まだ市町村にも認識が充分できていないなど、相談支援についての適応性が強化されていないためにそれほど気にしていない名が現状です。

正しく診断できる医師が少ないこと。個別の支援のできる事業所が少なく、理解も少ないこと。障害者としての認知も低いこと。

知的障害者・精神障害者の相談支援事業所において、すでに数例の相談があるが、当該市内の精神科医に、その診断を的確に出来る医師が非常に少ないこと、また、実際に受け皿となる訓練や通所・入所施設がない。そのことは、専門の機関が少ないことと、既存の事業所での受け入れが難しいこと、理解ある人材が少ないことが理由である。また自立支援協議会も発足して間もないため、それぞれの事業所間の関係も不十分で施設での抱え込みが多い状況にあるため

最近関わりがでてきた。今からだと思えます。

相談要望が今現在まだ無いため。

知的障害を伴わない発達障害者への対応は、これまで比較的重い知的障害者への支援が中心であった障害サービス事業所にとって、不慣れな点が多く充分に対応できているとは言いがたい。また、知的障害がないか軽い方が多い減った津障害の方への支援は、多くの場合日中だけの支援でなく、夜間や土日の余暇の時間への支援も必要になり、日中活動支援施設の多いこの地域では支援出来きらない状況にある。

発達障害者のための相談事業所は地域にない。

認知度も低く、同市にある精神科病院の相談室の方が相談件数も多い為

発達障がいについての概念が難しい。

相談支援事業所そのものが最近委託されたばかりで、相談そのものもまだ少ないのでは、と思われる。

県内にある発達障害者支援センターを紹介するか、直接センターに相談に行くケースが多いと思われるので、相談支援事業所が積極的に関わりを持つことは少ない。またケースとしてはセンターに繋がらない為、継続しているものもゼロではないが、発達障害単体ではなく、知的障害等を重複しているケースが主である。

市の子供発達センターが相談支援を行っているため

精神疾患の方が大半を占めているため

当施設への受け入れ相談の集中

発達障害に対する支援方法の知識が少なく、手探りでの関わりが続いている。法人内外で研修を実施している段階。専門的な関わりには、まだまだ時間がかかる。

相談支援事業所の機能程度でその他を選択した方にお聞きします。どのようにお考えですか？ 具体的にお書き下さい

強度行動障害のある発達障害者の受け入れ先がなく、相談を受けても結果に結びついていない。

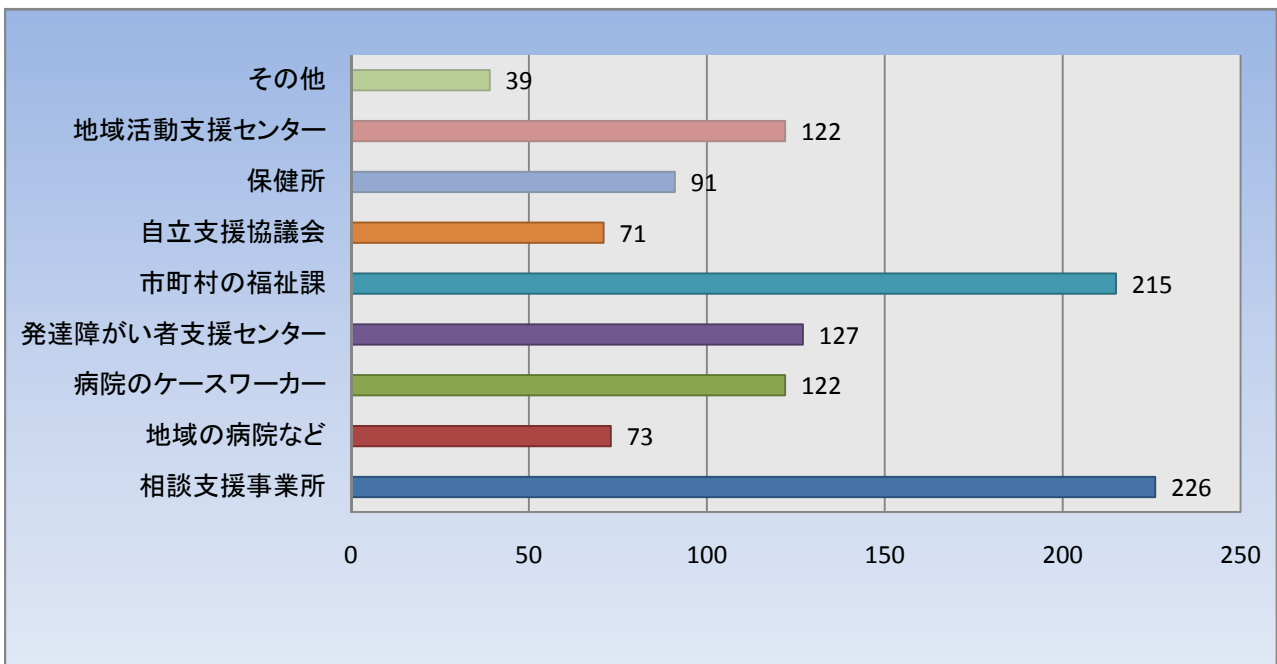
できる範囲に限界を感じつつも支援を行っている。

複数の地域にわたり事業を展開しており、その地域により非常に積極的な相談支援を展開している地域と、それほどでもない地域がある。ただし、比較の問題であり、全般的には他の都道府県の平均より高いレベルにあると思われ。複数の事業所があるため、全てについては把握していない。交流のある2か所の相談支援事業所はよく対応している。

発達障害の相談の受付はあるが、継続的な支援を提供する場合は、他の相談支援事業所や発達障害者支援センターと連携を行っています。

相談支援の受け皿として機能していると思われるもの全てを選択して下さい

相談支援事業所	226
地域の病院など	73
病院のケースワーカー	122
発達障がい者支援センター	127
市町村の福祉課	215
自立支援協議会	71
保健所	91
地域活動支援センター	122
その他	39
総計	1086



相談支援の受け皿となっているものでその他を選択した方にお聞きします。それはどのようなところですか？ 具体的にお書き下さい

障害者さんたちが利用している事業所

施設などの日中活動事業所、居宅事業所

相談支援を必要としている方のご近所の方々(民生委員の方など)、養護学校や特別支援学校の担任教員など

障害福祉サービス事業所

若者サポートステーション

あまり利用がないのでよくわからない

地域の自治組織(自治会・子ども会など)

学校関係、知的障害者更生相談所、児童相談所、高齢者福祉関係施設

それぞれの地域に点在するシステム作りが必要。仙台市のように街が大きい自治体については、地域包括支援センターのように学区ごとに配置するのが理想的であり、現在のように区に1箇所配置しても現実的には身近な相談場所としての機能を果たすことは難しいと思われる。

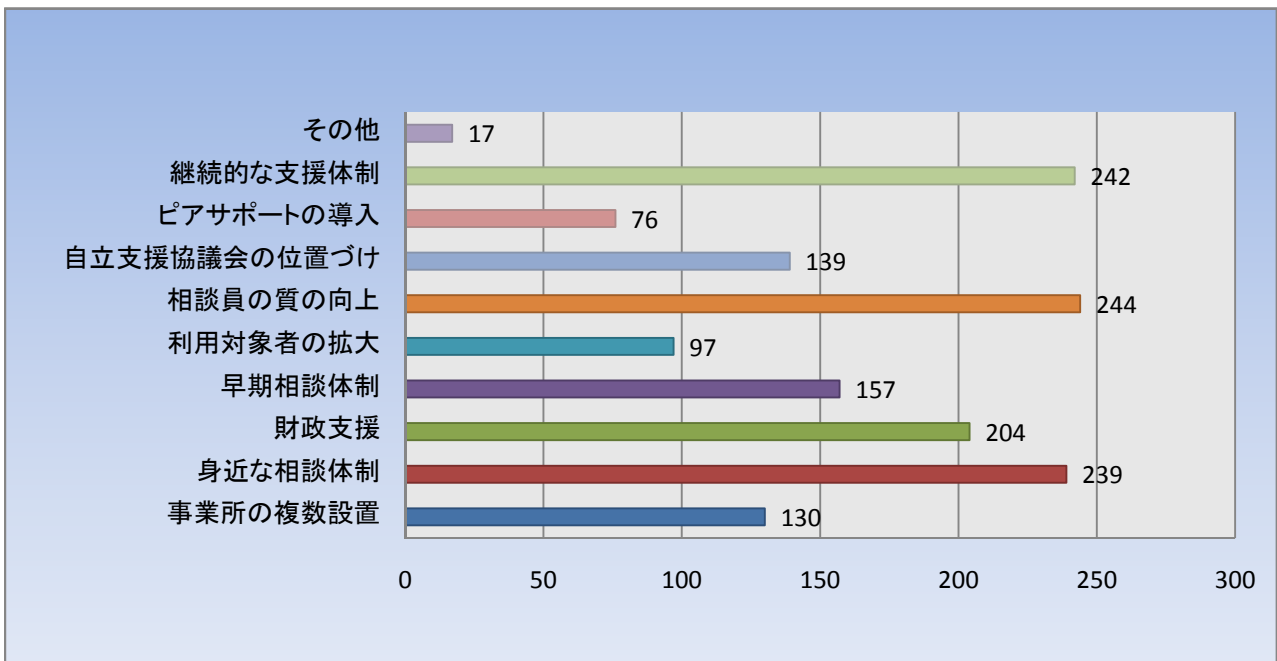
受け皿はまだない状況にあると思います。

発達障がいの現状が良くわからない。

発達障害をどのような定義で示しているのかよくわからないので申し訳ないのですが、文科省の定義で捉えて回答しています。その他としては障害者支援センターとしました。

相談支援事業所が十分に機能するため必要と思われるもの全てを選択してください

事業所の複数設置	130
身近な相談体制	239
財政支援	204
早期相談体制	157
利用対象者の拡大	97
相談員の質の向上	244
自立支援協議会の位置づけ	139
ピアサポートの導入	76
継続的な支援体制	242
その他	17
総計	1545



相談支援事業所が十分に機能するために必要と思われることでその他を選択した方にお聞きします。それはどのようなことですか？ 具体的にお書き下さい

親の会や私どものような障害福祉サービス事業所との連携が必要。

相談支援事業所間の連携

広報・PR活動

相談支援員の絶対数が足りていない。

そもそも、事業名称や内容、実施主体など全般において、相談支援事業自体の知名度が低すぎる。

関係者のみへの周知はしているが、企業や地域の方々への周知が不足しており、存在や利用・相談の仕方が分っていない。

関係団体・関係機関・企業等の連携と情報発信

相談支援と各事業所のサービス管理責任者の事を明確に区分する必要があると思う。どちらの研修も受けたが役割について講師の方々も言うことが違う。①相談支援は介護保険のケアマネのイメージで、サビ管はサービス事業者でのプラン作成。という方と、②サビ管も相談支援と同じプランを作成する。というように講師の方によって位置づけが明確でない。

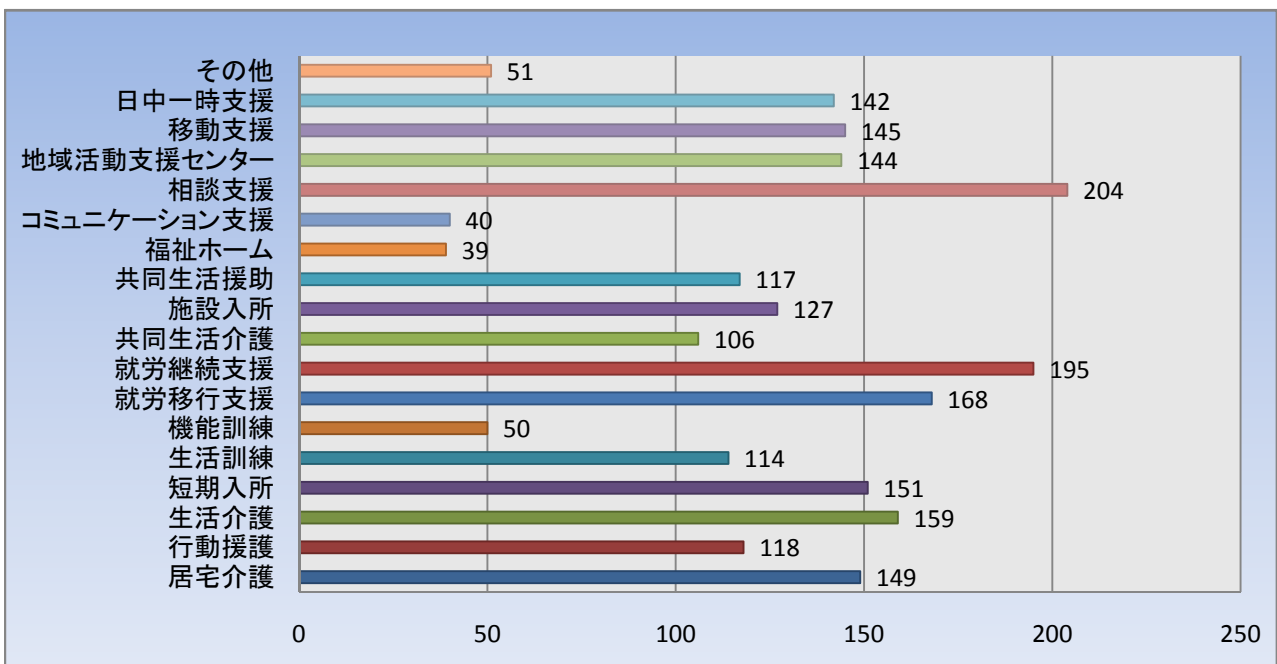
シェルター機能を持つ施設(との連携)

「相談支援事業」の仕組みの周知・アウトリーチの出来る体制整備・専任の相談支援専門員を配置できる仕組み作り

各事業所に相談員が1名ずつしかおらず、負担が大きい。その為、他事業所の相談員と連携をとり、複数の相談員、または福祉サービス事業所のサービス管理責任者等と連携をとって行っているが、相談者からの連絡も相談員の携帯電話に連絡をする様な形になっている為、利用者からは使いにくいのではないと思われる。簡単な相談や、匿名の相談などでも誰でもが気軽に電話・訪ねる事が出来る拠点地が必要だと思われる。

あなたの地域で、発達障がい者が利用しているサービスで該当するもの全てを選択して下さい

居宅介護	149
行動援護	118
生活介護	159
短期入所	151
生活訓練	114
機能訓練	50
就労移行支援	168
就労継続支援	195
共同生活介護	106
施設入所	127
共同生活援助	117
福祉ホーム	39
コミュニケーション支援	40
相談支援	204
地域活動支援センター	144
移動支援	145
日中一時支援	142
その他	51
総計	2219

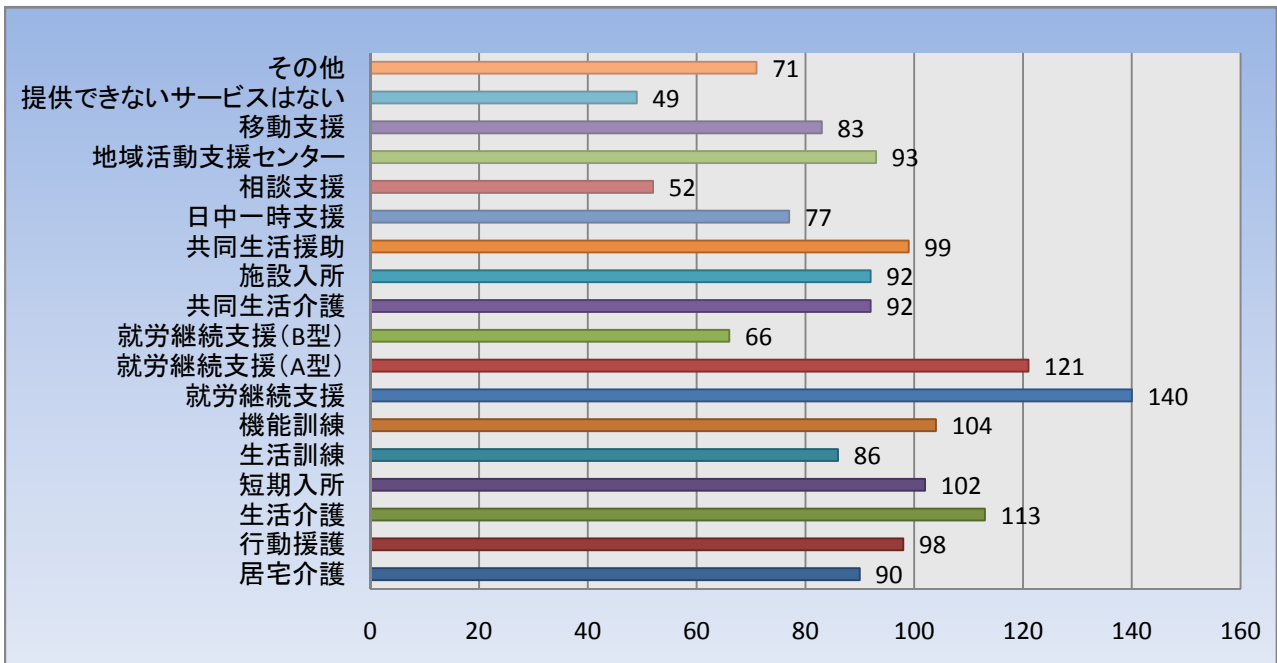


発達障がい者が利用しているサービスで就労継続支援を選択した方にお聞きします。それは何型ですか	
A型	39
B型	157
総計	196

発達障がい者が利用しているサービスでその他を選択した方にお聞きします。それはどのようなサービスですか？ 具体的にお書きください
同じ悩みを持つ人との関わりを持つことで、自分の障がいを認知する
サービスの把握は出来ていませんが、各施設・事業所ごとに、特色がありますので、色々なサービスを展開しているのではと思います。利用者の皆様・保護者の皆様もそれにより、選択されていると思います。
レスパイト事業(仙台市障害者家族支援等推進事業)/福祉有償運送事業/自立体験ステイ事業
高機能広汎性発達障害者の日中活動等支援を行う「地域活動推進センター」(自立支援法に基づくものではありません)。地域の身近な相談支援を行う「自閉症相談センター」(発達障害者支援センターではありません)など。
親の会などが独自にしているサービス
就業・生活支援センターでの相談など
実情がよくわからないので
市が主催するコミュニティーミーティングなど
レスパイト事業、一時介護事業 (すべては把握していないため、当法人のサービスを利用されている方分。他法人分は推測で加えてあります)
療育手帳、精神障害者保健福祉手帳取得者であれば、障害福祉サービスは受けられるが、手帳が取得できない場合は相談支援以外は、私的な有料サービスを利用することとなる。
私の知っている範囲内では、発達障害の方の利用がないため、どのサービスを利用しているかはわかりません。
ここで話している障害は知的障害者ではないのですか？発達障害というのは広汎性発達障害のことですか？アスペや高機能自閉症や知的障害を持っていない人やADHDだけの症状の方で精神障害者手帳を取得される人の話 発達障害者専用クリニック(D・C含む)、作業所型地域活動支援事業、相談業務に関しては、問題認識度を考えますと親さんからの相談がほとんどの様に思います。
実費負担での児童デイサービスの利用、発達障害者支援センターの出張相談、保健福祉事務所が運営する親の会
本法人事業で該当するもののみ記載 ・生活介護・共同生活介護・日中一時支援・入所施設・相談支援・短期入所
発達障がい者の方がどのようなサービスを利用されているか実態が良く分からない。
発達障がいの現状が良くわからない。
発達障がい者がどの事業所に通っているのか全くわからない。
当作業所には該当者する利用者おりません。
発達障害の福祉サービス利用状況についてはよく分からない。
狭義の意味の発達狭義の意味の発達障害者が利用できる、又は実行性のあるサービスはありません。
質問の捉え方が理解しにくいので全項目をその他とした。発達障害者の全貌を理解していない

発達障がい者のニーズがあるのに、あなたの事業所・施設等で提供していない(あるいはできない)サービスがありましたら、全てを選択して下さい

居宅介護	90
行動援護	98
生活介護	113
短期入所	102
生活訓練	86
機能訓練	104
就労継続支援	140
就労継続支援(A型)	121
就労継続支援(B型)	66
共同生活介護	92
施設入所	92
共同生活援助	99
日中一時支援	77
相談支援	52
地域活動支援センター	93
移動支援	83
提供できないサービスはない	49
その他	71
総計	1628



発達障がい者のニーズがあるのに提供していないサービスでその他を選択した方にお聞きます。それはどのようなサービスですか？ 具体的にお書きください

(発達障がいに限らず)入所支援のニーズ高く、多くの方を「待機」させてしまっています

あきらかなニーズとしてあがってきていない。ニーズがあれば、それに合わせた支援ができるサービスがあれば提供したいと思う。

ご本人が福祉的サービスを望んでいない。

ニーズの把握が充分にできていないのではないかと考える

ニーズはあるが、本人は望まない

ニーズ自体がない

回答しづらい設問になっている

現状では、提供しているサービスはないです。

今まで、発達障がいを受け入れたことが無いので良くわからない。

施設として指定を受けるとそれ以外を求められた場合、受けたくても受けられない状況がある。その他とは、利用者に限らず、保護者・家族、そして、地域・企業からのニーズに応えること。

前問同様、発達障害者のニーズがあるか無いかという点が不明です。

全てのサービスを提供出来ればいいのですが、財政的な問題が一番だと思います。

地域内の他事業所等とのサービス調整を第一に考えるため、当法人であらゆるニーズにこたえるという発想がない。

当施設運営でのグループホームおよびケアホーム

発達しょうがいの明確な範囲が示されておらず、お答えできません。

発達障がい者の方のニーズがどのようなものか、実態がよくわからない。

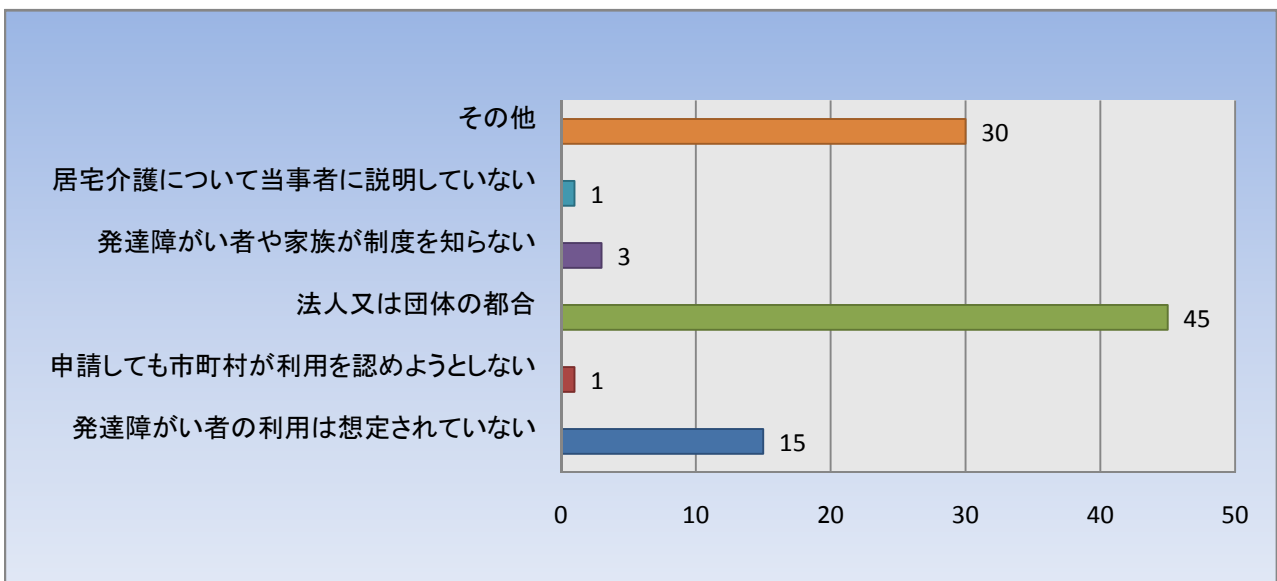
発達障害が根底にある方で、失敗経験やいじめなどから、不登校や引きこもりになっている人がリスタートできる場所・人・方法。ソーシャルスキルトレーニング。ペアレントトレーニング。

役割分担の中でサービスを展開しているため、ニーズすべてに応える必要はないと考えますが。

利用者がおりません。

ニーズがあるのに提供していないサービスで居宅介護を選択した方にお聞きます。その理由について該当するものを全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	15
申請しても市町村が利用を認めようとしていない	1
法人又は団体の都合	45
発達障がい者や家族が制度を知らない	3
居宅介護について当事者に説明していない	1
その他	30
総計	95

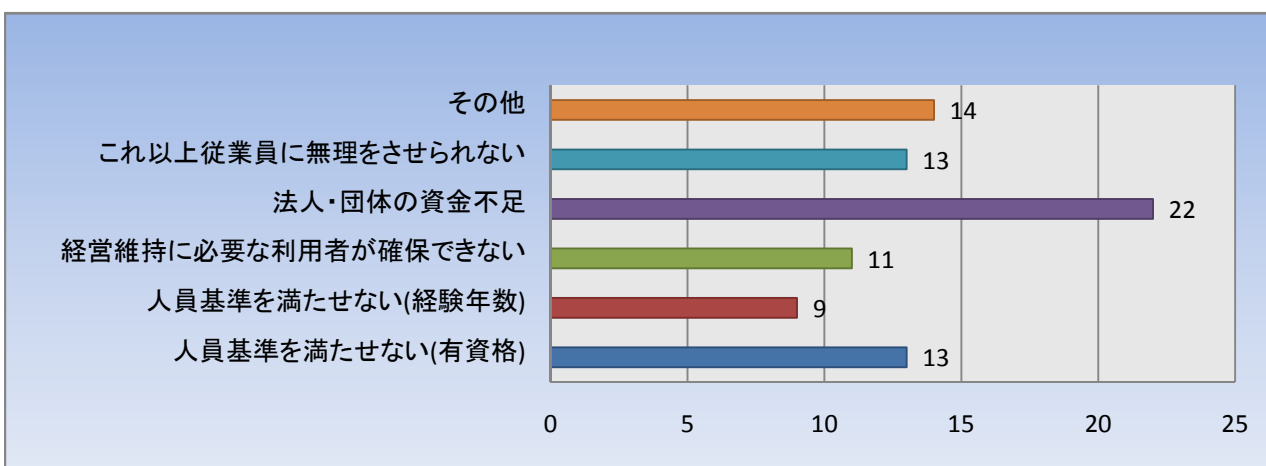


居宅介護のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとしないうを選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

回答なし

居宅介護のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	13
人員基準を満たせない(経験年数)	9
経営維持に必要な利用者が確保できない	11
法人・団体の資金不足	22
これ以上従業員に無理をさせられない	13
その他	14
総計	82



居宅介護のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

サービス提供に必要な従業員の確保が見込めない為

事業に参入する計画がない。

就労支援を目的として法人を設立しているため

発達障害者支援センター事業の内容と違うため。

事業拡大が難しい

事業所としてはしていないが、法人としてはしている。

市直営の相談支援事業所のため、居宅介護は民間の事業所が県の指定を受けて行っているため。

法人として居宅介護事業を行っていない。

当事業所では提供できていないが、同法人の他事業所で提供している。

設備面

居宅介護のニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？
具体的にお書きください

居宅介護事業を行っていない。今後も予定はないが、介護事業所と連携して支援している。

就労継続B型事業所のための施設施設運営のため

質問の設定の意図がわかりませんが・・・。一法人が全てするのではなく役割分担を行っている地域ですので、当法人にサービスがない場合は他法人のサービスを使用しています。

当法人が独占せず、他事業所との連携をしていきたいから。

本人の需要があるのにもかかわらず、保護者が拒否している。

現在のところ、当事業所のサービスで対応できている。

単価が低い

事業指定を受けていない

病院(外来)機能がメインなので、設備的人的に整備が難しい。

自立支援法の下、施設として活動するのに制限がある為。又、単価報酬の問題で運営や職員配置が難しい。

三障害での就労移行支援をメインにした運営を行っており、他の事業に関わるつもりはない。障害者就業のみの団体です。

当団体に該当の事業所が無い

当事業所の事業項目ではないから

一施設、一法人が、全ての事業をしていくことには限界がある。ましてやそれはただの抱え込みにしかならない。

現在必要性がない

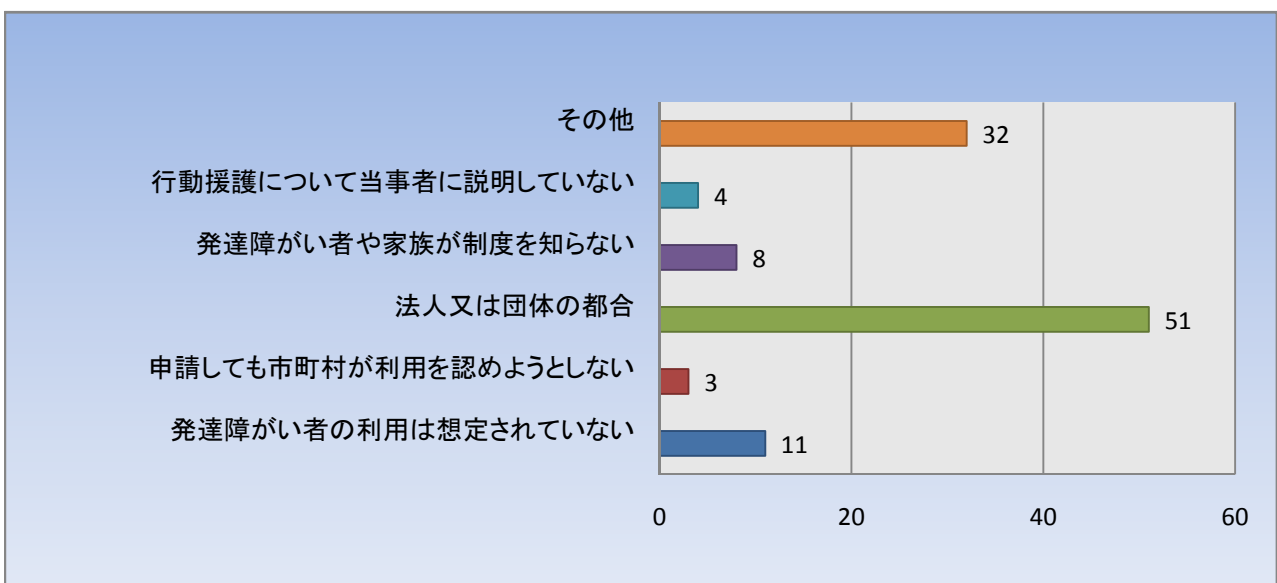
当法人では、就労継続支援(B型)しか実施していない。

ニーズを把握していなく回答出来ない。

法人で居宅介護を運営していない。

ニーズがあるのに提供していないサービスで行動援護を選択した方にお聞きます。その理由について該当するものを全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	11
申請しても市町村が利用を認めようとししない	3
法人又は団体の都合	51
発達障がい者や家族が制度を知らない	8
行動援護について当事者に説明していない	4
その他	32
総計	109



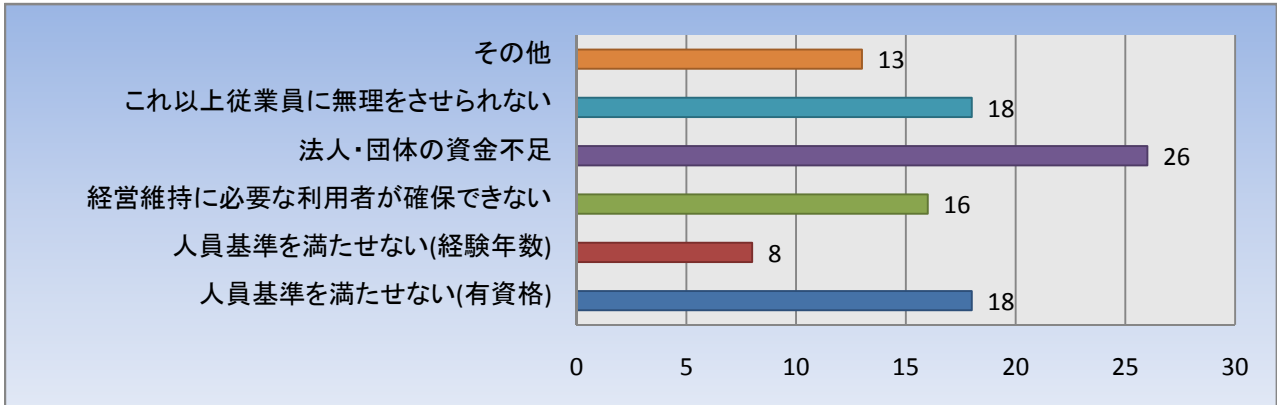
行動援護のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとししないを選択した方にお聞きます。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

区分が軽く出るため該当しないケースが多い。行動援護のサービス内容が市により狭く限定されているためニーズに応えられない。

市町村が支給に消極的

行動援護のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きます。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	18
人員基準を満たせない(経験年数)	8
経営維持に必要な利用者が確保できない	16
法人・団体の資金不足	26
これ以上従業員に無理をさせられない	18
その他	13
総計	99



行動援護のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きます。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

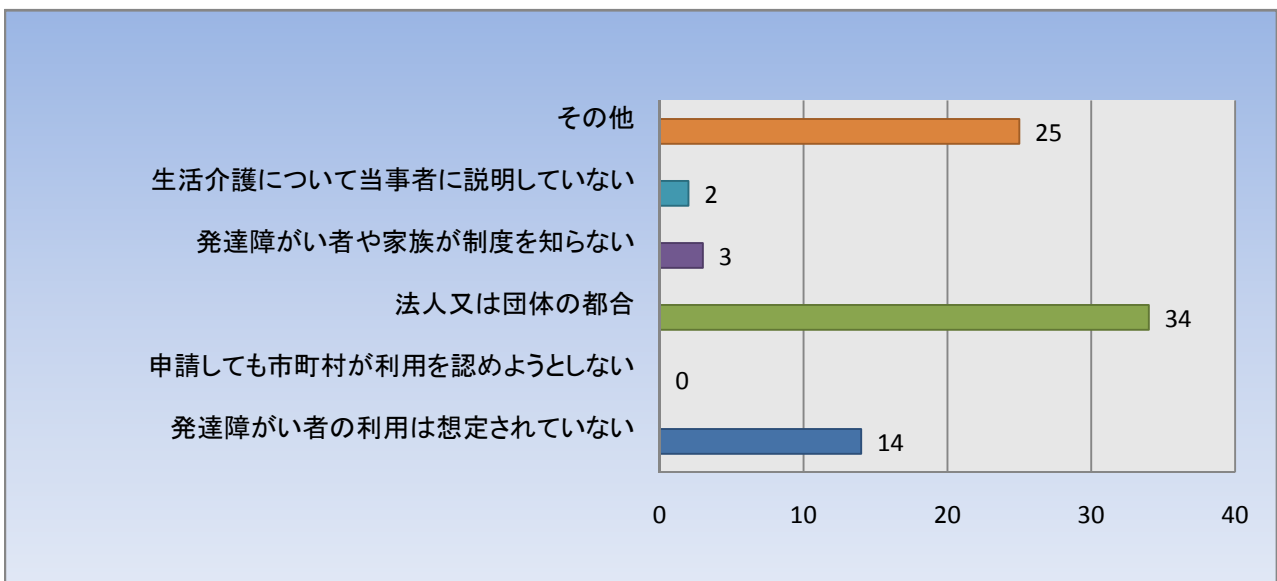
- 事業に参入する計画がない。
- 発達障害者支援センター事業の内容と違うため。
- 事業拡大が難しい
- 居宅介護の理由と同じ。
- 法人として行動援護を実施していない。
- 同法人の他事業所で提供している。
- 当法人はもともと居宅系のサービスは実施しておらず、行動援護の実施には至らない。

行動援護のニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きます。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

- 相談には乗っているが、直接サービスは行っていない
- 行動援護の指定を取っていない。
- 事業指定を受けていない
- 行動援護の必要性のある方は、介護等給付のサービス提供施設を利用するケースが多い為。
- 行動援護の支援は、移動支援で行う支援内容では賄えなく、又、従事者の教育・訓練を受けさせる余裕がない。さらに今以上にヘルパーを確保することが望めない。
- 三障害の就業支援のみを行う団体だから。
- 当団体に事業所が無い
- 市内において行動援護を取得している居宅事業所がない
- ニーズを把握していないので、回答出来ない。
- 基準を満たす職員の不在とヘルパー不足

ニーズがあるのに提供していないサービスで生活介護を選択した方にお聞きます。その理由について該当するものを全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	14
申請しても市町村が利用を認めようとしていない	0
法人又は団体の都合	34
発達障がい者や家族が制度を知らない	3
生活介護について当事者に説明していない	2
その他	25
総計	78

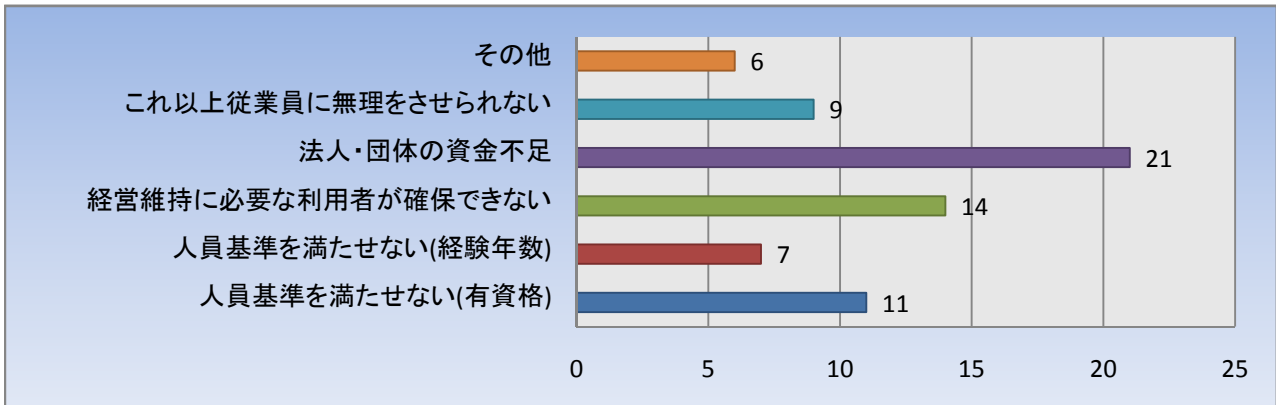


生活介護のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとしていないを選択した方にお聞きます。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください[20503]

記入なし

生活介護のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きします。どうい理由ですか？ 具体的にお書きください

人員基準を満たせない(有資格)	11
人員基準を満たせない(経験年数)	7
経営維持に必要な利用者が確保できない	14
法人・団体の資金不足	21
これ以上従業員に無理をさせられない	9
その他	6
総計	68



生活介護のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きします。どうい理由ですか？ 具体的にお書きください

姉妹法人である社会福祉法人で行っているから

発達障害者支援センター事業の内容と違うため。

市直営の相談支援事業所のため、居宅介護は民間の事業所が県の指定を受けて行っているため。

生活介護のニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きします。どうい理由ですか？ 具体的にお書きください

生活介護そのものの内容がつかんでいない為

事業移行に生活介護は行っていない

事業指定を受けていない

現段階において、就労移行支援施設としての単体の指定事業所として認可を受けている為。又、約2年前に障害者自立支援法の新体系施設に移行の際、当時の利用者が認定区分の影響で生活介護施設の利用対象にならないとの返事を頂、現在の施設として活動しています。

三障害の就業支援のみの団体だから。

当施設運営によるグループホームの設置要望があるが、まだ設置できていない。

当団体に事業所が無い

当事業所の事業項目ではないから

まだ生活介護事業を開始していないので・・・。(新年度には開始の予定)

資金の問題

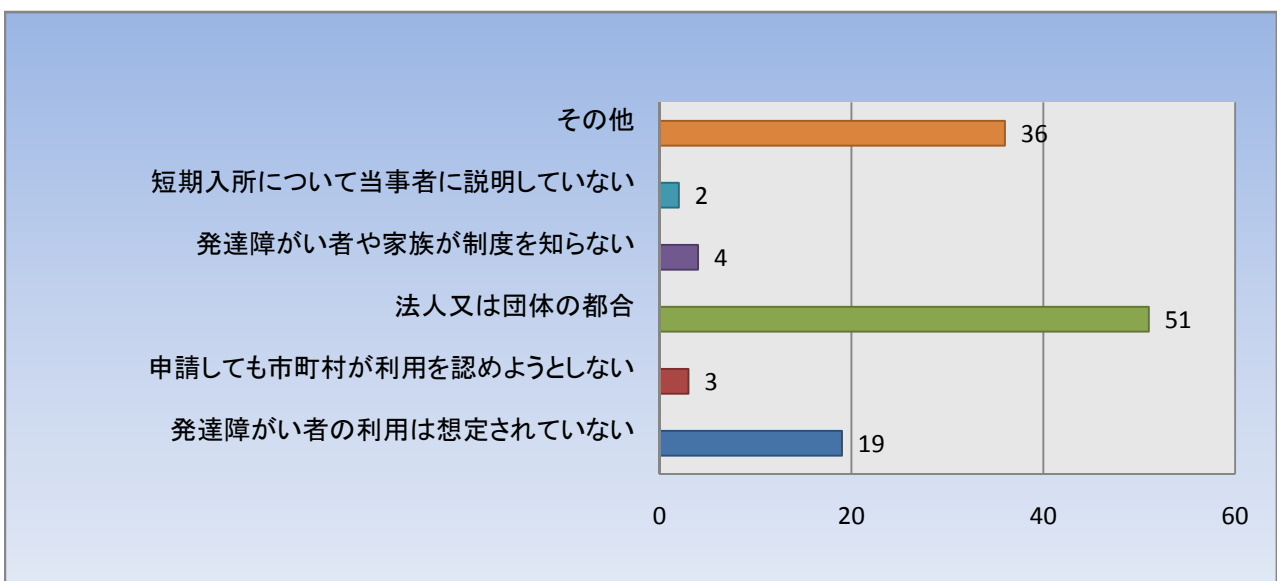
生活介護は法人としては選択していません

法人で生活介護を運営していない。

そのサービスをしていないから

ニーズがあるのに提供していないサービスで短期入所を選択した方にお聞きます。その理由について該当するものを全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	19
申請しても市町村が利用を認めようとしていない	3
法人又は団体の都合	51
発達障がい者や家族が制度を知らない	4
短期入所について当事者に説明していない	2
その他	36
総計	115

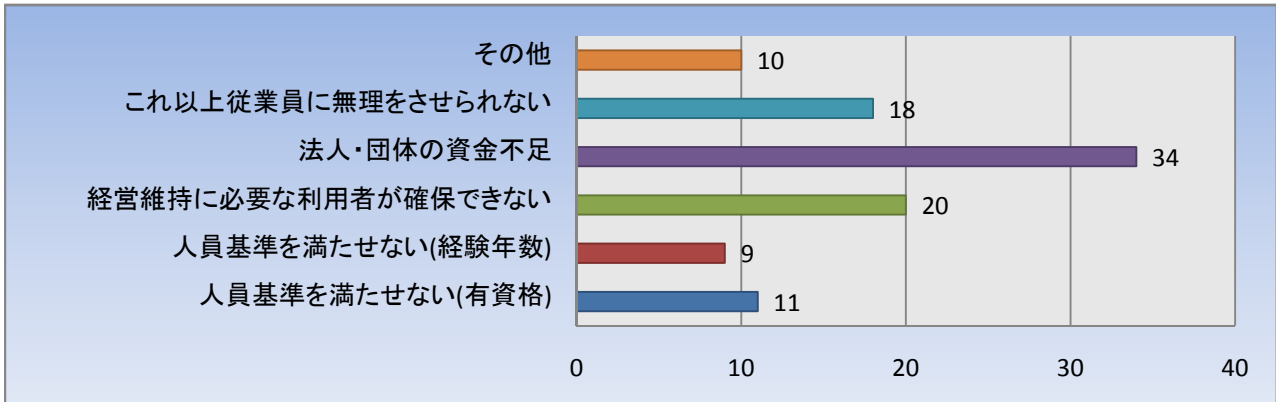


短期入所のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとしていないを選択した方にお聞きます。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

入所施設を持たないため、宿泊を含む短期入所に対応が認められない。

短期入所のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	11
人員基準を満たせない(経験年数)	9
経営維持に必要な利用者が確保できない	20
法人・団体の資金不足	34
これ以上従業員に無理をさせられない	18
その他	10
総計	102



短期入所のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きします。どう理由ですか？ 具体的にお書きください

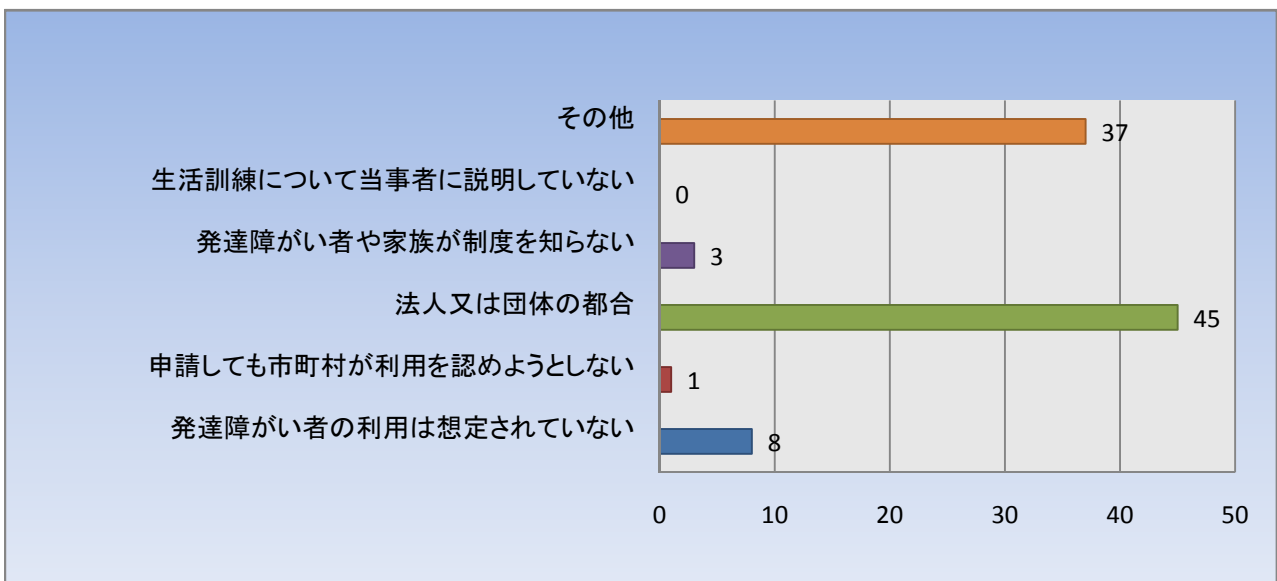
- 施設内に部屋がない、人員の確保が難しい。
- 他の地域の事業所の活用を促進しているため。
- ニーズに対して供給が追いついていない。事業所の数や受け入れ体制など。(いわゆるロングステイの方の問題)
- 発達障害者支援センター事業の内容と違うため。
- 市直営の相談支援事業所のため、居宅介護は民間の事業所が県の指定を受けて行っているため
- 入所施設でないため
- 宿泊設備がない。

短期入所のニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きします。どう理由ですか？ 具体的にお書きください

- 短期入所の事業を行っていない
- 人材不足でニーズに対応できない。
- 宿泊機能がない
- 事業指定を受けていない
- 事業所としてはしていないが、法人としてはしている。
- 入所施設を有していない。
- 場所が無い為
- 三障害の就業支援のみの団体だから。
- 当団体に事業が無い
- 資金の問題
- 法人で短期入所を運営していない。

ニーズがあるのに提供していないサービスで生活訓練を選択した方にお聞きます。その理由について該当するものを全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	8
申請しても市町村が利用を認めようとしていない	1
法人又は団体の都合	45
発達障がい者や家族が制度を知らない	3
生活訓練について当事者に説明していない	0
その他	37
総計	94

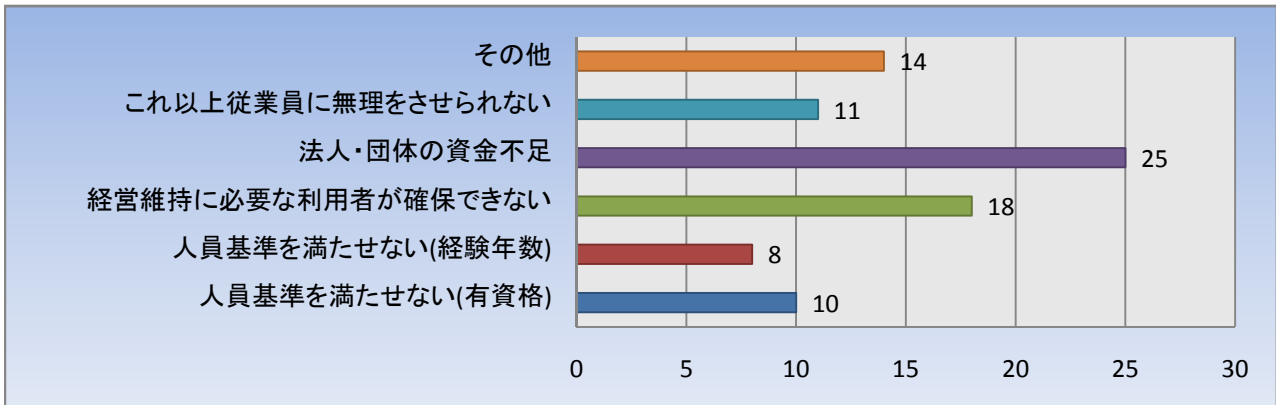


生活訓練のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとしていないを選択した方にお聞きます。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

記入なし

生活訓練のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	10
人員基準を満たせない(経験年数)	8
経営維持に必要な利用者が確保できない	18
法人・団体の資金不足	25
これ以上従業員に無理をさせられない	11
その他	14
総計	86



生活訓練のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きします。どういった理由ですか？ 具体的にお書きください

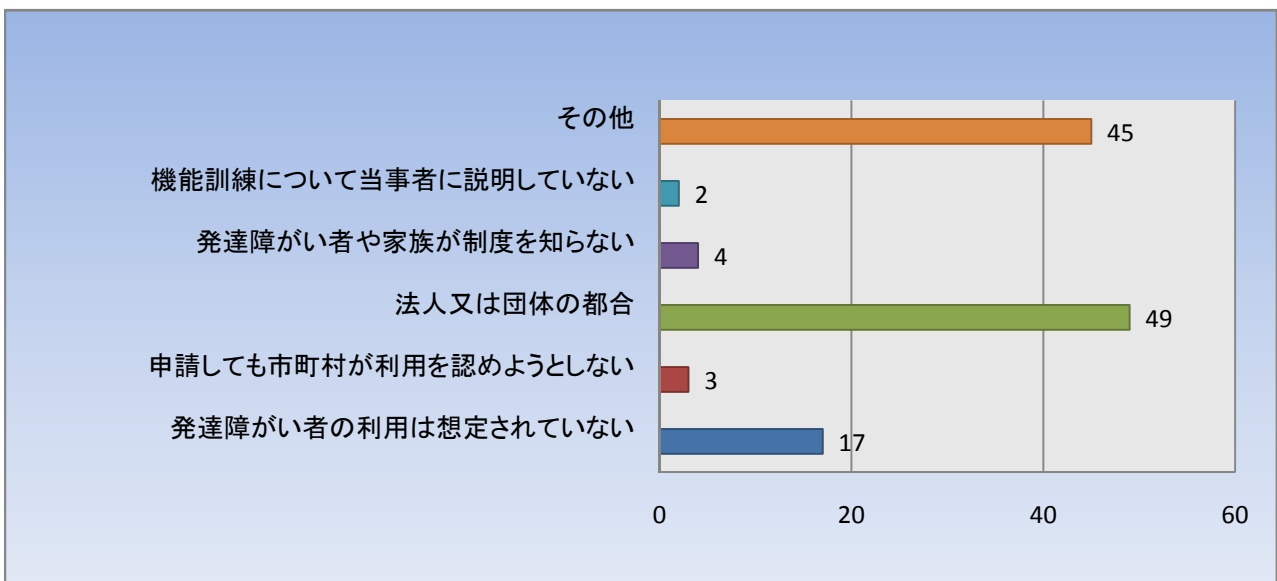
- 事業に参入する計画がない。
- 収支の想定として、経営が困難である。
- 発達障害者支援センター事業の内容と違うため。
- 有期限のサービスには、抵抗がある
- 居宅介護の理由と同じ。
- 生活訓練を実施していない
- 他事業所で提供。
- もともとが児童の入所施設のため、通所での生活訓練実施には至らない。

生活訓練のニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きします。どういった理由ですか？ 具体的にお書きください

- 事業として行っていない
- 実施に向けて準備中
- 東京都への申請書類等の手続きが、複雑すぎて困っている。
- 制度に要する施設機能が伴わない
- 発達障がい者支援センターの役割ではないから。
- 利用期間(利用制限2年間)が不安との声強い
- 当団体に事業所が無い
- 法人内に生活訓練の事業がない
- ニーズを把握していないので、回答出来ない。
- そのサービスをしていないから

ニーズがあるのに提供していないサービスで機能訓練を選択した方にお聞きます。その理由について該当するものを全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	17
申請しても市町村が利用を認めようとしていない	3
法人又は団体の都合	49
発達障がい者や家族が制度を知らない	4
機能訓練について当事者に説明していない	2
その他	45
総計	120

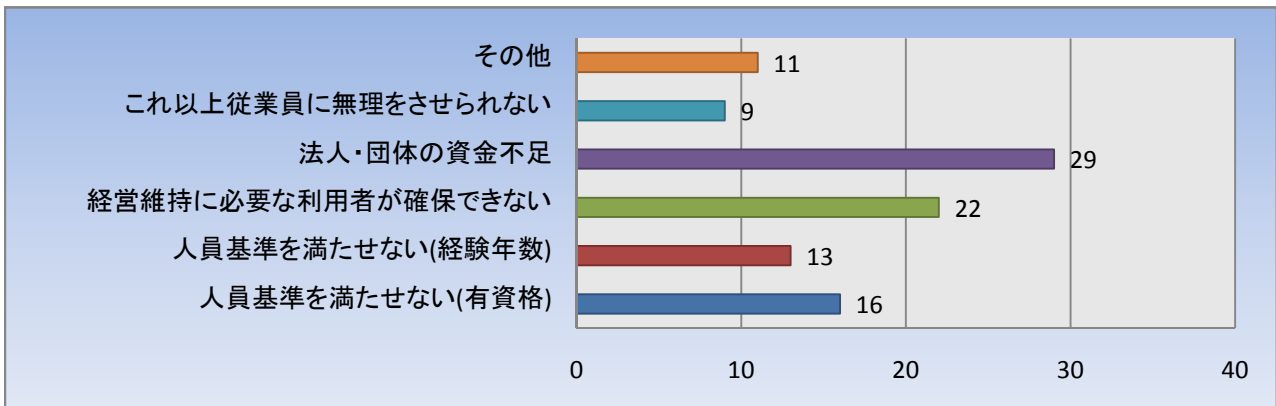


機能訓練のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとしていないを選択した方にお聞きます。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

申請を行うに際しての準備ができていない。(当方)

機能訓練のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	16
人員基準を満たせない(経験年数)	13
経営維持に必要な利用者が確保できない	22
法人・団体の資金不足	29
これ以上従業員に無理をさせられない	9
その他	11
総計	100



機能訓練のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

事業に参入する計画がない。

発達障害者支援センター事業の内容と違うため。

主たる対象者を知的障害者と精神障害者としているため

市直営の相談支援事業所のため、居宅介護は民間の事業所が県の指定を受けて行っているため。

機能訓練のニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

事業を法人としてしていない為

事業として行っていない

当法人にノウハウを持ち得ていない。

発達障がい者の方への機能訓練サービスのイメージがわきにくい

現在のところ、当事業所のサービスで対応できている。

必要な職員は位置がない

発達障がい者支援センターの役割ではないから。

設備設置していない

三障害の就業支援のみを行う団体だから。

当団体に事業所が無い

機能訓練を実施していない

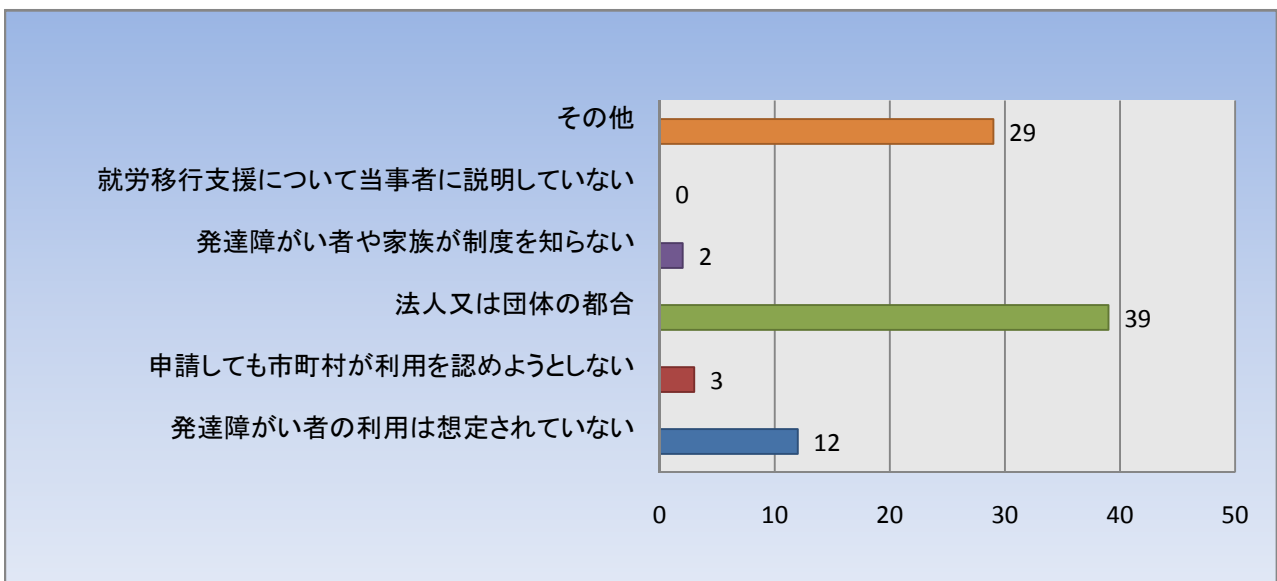
ニーズを把握していないので、回答出来ない。

法人で機能訓練を運営していない。

そのサービスをしていないから

ニーズがあるのに提供していないサービスで就労移行支援を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	12
申請しても市町村が利用を認めようとしていない	3
法人又は団体の都合	39
発達障がい者や家族が制度を知らない	2
就労移行支援について当事者に説明していない	0
その他	29
総計	85

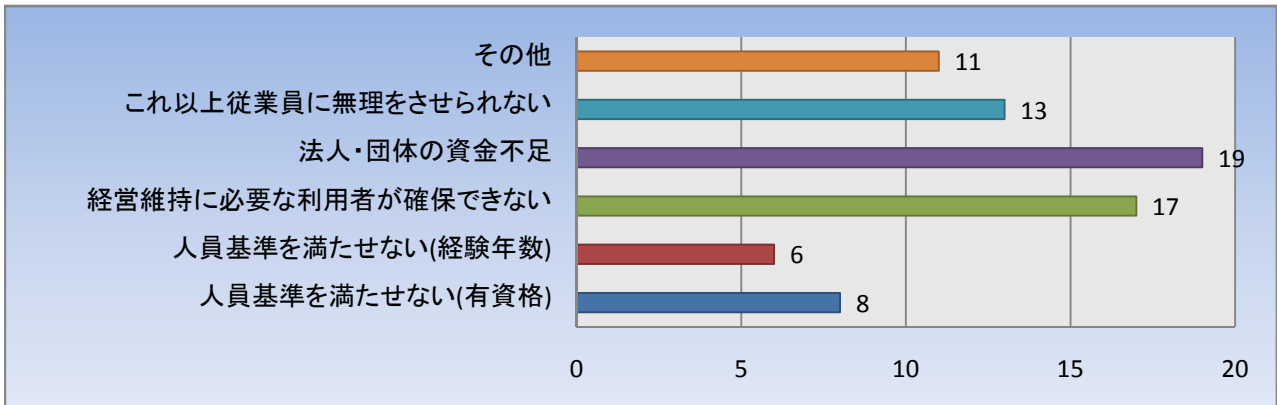


就労移行支援のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとしていないを選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

記入なし

就労移行支援のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	8
人員基準を満たせない(経験年数)	6
経営維持に必要な利用者が確保できない	17
法人・団体の資金不足	19
これ以上従業員に無理をさせられない	13
その他	11
総計	74



就労移行支援のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

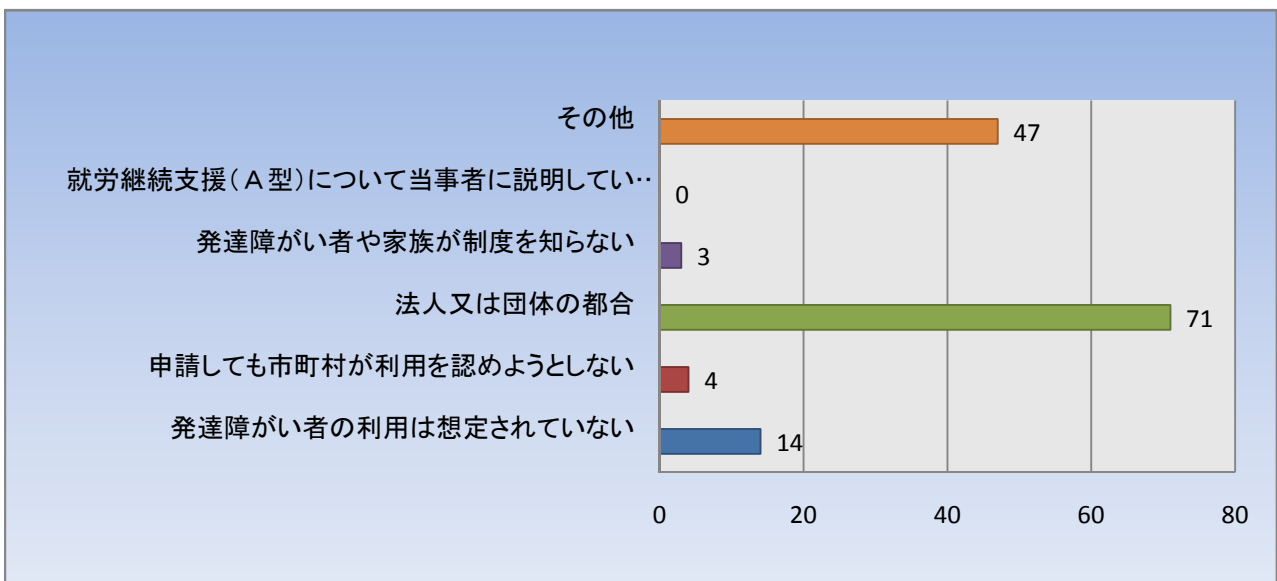
法人。及び職員の発達しょうがいに対する理解とスキルの不足
実施計画中
就労継続支援A型がスタートして間がなく、今の事業が軌道に乗ってから考えている。
前述の社会福祉法人のほうで行う予定
発達障害者支援センター事業の内容と違うため。
新体系移行したばかりで、新たな事業の立ち上げが難しい。
市直営の相談支援事業所のため、居宅介護は民間の事業所が県の指定を受けて行っているため。
今後、就労移行もとの予定ではいるが、スタッフがそろわない、経営的に成り立たないなど、困難が予想されるので迷っている。
もともとが児童の入所施設のため、就労系のサービス実施には至らない

就労移行支援のニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

法人がたくさん事業を独占するように建てていくことに反対だから
地域において新体系に移行した事業所がまだない。
申請及び指定に関する知識がないためです。
当団体に事業所が無い
とるかどうか迷っている。
現在事業所の規模を大きくする予定がないから
ニーズを把握していないので、回答出来ない。
そのサービスをしていないから

ニーズがあるのに提供していないサービス で就労継続支援(A型)を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	14
申請しても市町村が利用を認めようとするしない	4
法人又は団体の都合	71
発達障がい者や家族が制度を知らない	3
就労継続支援(A型)について当事者に説明していない	0
その他	47
総計	139

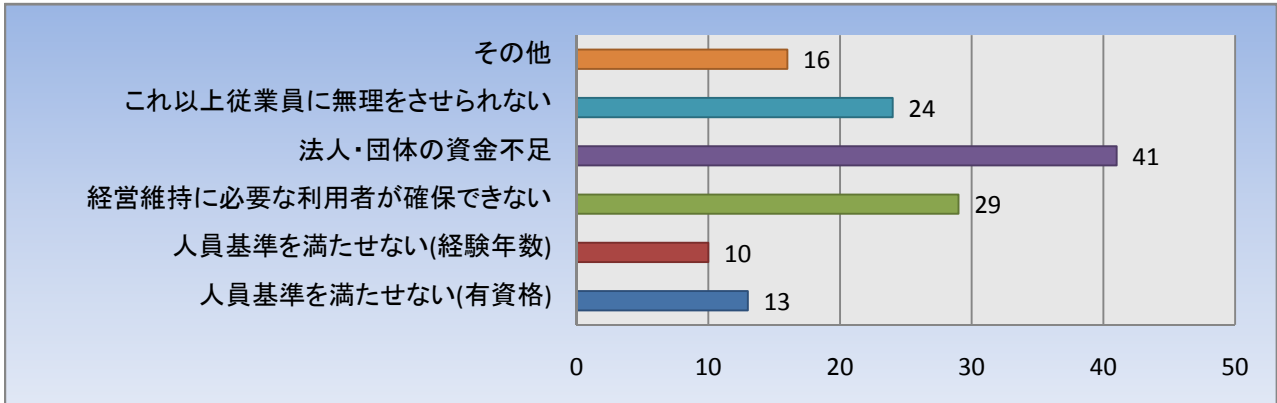


就労継続支援(A型)のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとするしないを選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

記入なし

就労継続支援(A型)のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	13
人員基準を満たせない(経験年数)	10
経営維持に必要な利用者が確保できない	29
法人・団体の資金不足	41
これ以上従業員に無理をさせられない	24
その他	16
総計	133



就労継続支援(A型)のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きします。どう理由ですか？ 具体的にお書きください

事業に参入する計画がない。
実施計画中
発達障害者支援センター事業の内容と違うため。
年間を通じて利用者に賃金が払えないから。
居宅介護の理由と同じ。
地方自治体が就労支援A事業所を想定していない。法人としても現在行っていない。
もともとが児童の入所施設のため就労系サービスの実施には至らない
工賃収入でのめどが立たない。

就労継続支援(A型)のニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

法人として事業を実施していない為

現在のところ、当事業所の利用者に該当者がいない。

・提供する場所の問題(家賃や広さ)など ・A型をした場合、利用者に最低賃金の一時間663円の工賃(適応除外申請があるが…)が出せるかという心配

前述の社福で行う予定

新体系移行したばかりで、新たな事業の立ち上げが難しい。運営上必要なハード面、ソフト面の体制作りができない。

適切な支援があれば一般就労が可能であるため。

申請及び指定に関する知識がないのでしていない。

利用単価の低さから運営が成り立たない為

困い込みに過ぎないA型には、反対だから。すべて、民間企業にて働いてもらう基本方針のもと、知的・身体・精神・発達、高次脳の障害者を民間企業で就業させています。

当団体に事業が無い

作業能力の程度が問題であり、就労に繋がる利用者は就労している。

法人内にA型の事業がない

特例子会社では運営不可

ニーズを把握していないので回答出来ない。

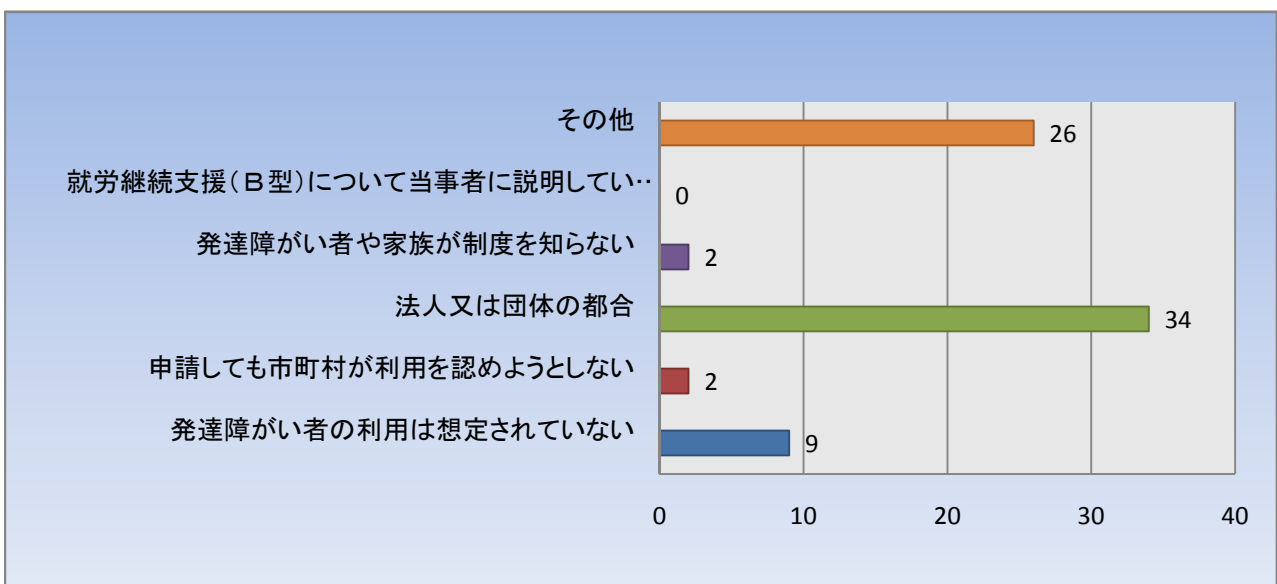
ニーズはあっても、雇用契約を結ぶA型の場合、業務遂行上、コミュニケーション能力を重視する場合があります、ミスマッチが起きてしまう。また、コミュニケーションをサポートする人員を、現行の報酬単価では対応できない。

そのサービスをしていないから

事業所として就労継続支援を開設していない。

ニーズがあるのに提供していないサービスで就労継続支援（B型）を選択した方にお聞きます。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	9
申請しても市町村が利用を認めようとするしない	2
法人又は団体の都合	34
発達障がい者や家族が制度を知らない	2
就労継続支援（B型）について当事者に説明していない	0
その他	26
総計	73

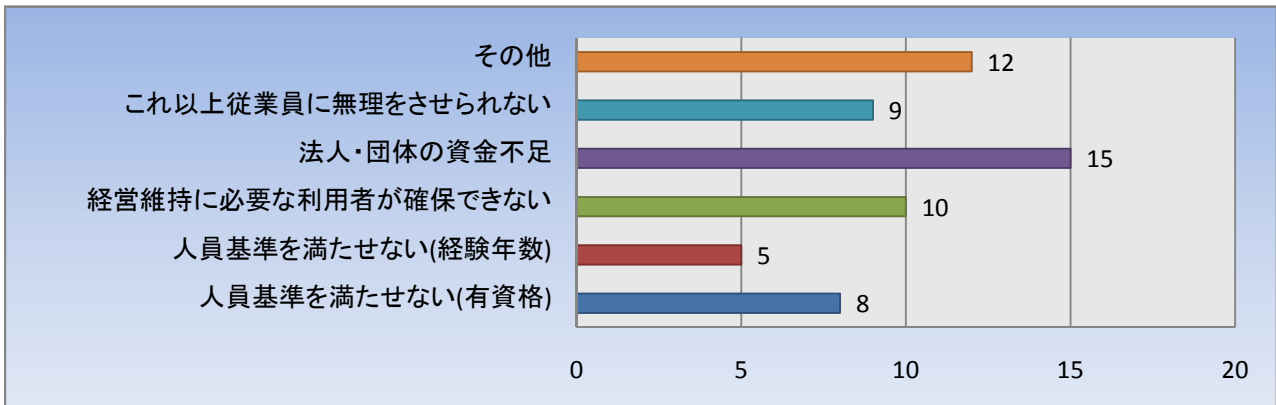


就労継続支援（B型）のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとするしないを選択した方にお聞きます。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

記入なし

就労継続支援(B型)のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	8
人員基準を満たせない(経験年数)	5
経営維持に必要な利用者が確保できない	10
法人・団体の資金不足	15
これ以上従業員に無理をさせられない	9
その他	12
総計	59



就労継続支援(B型)のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

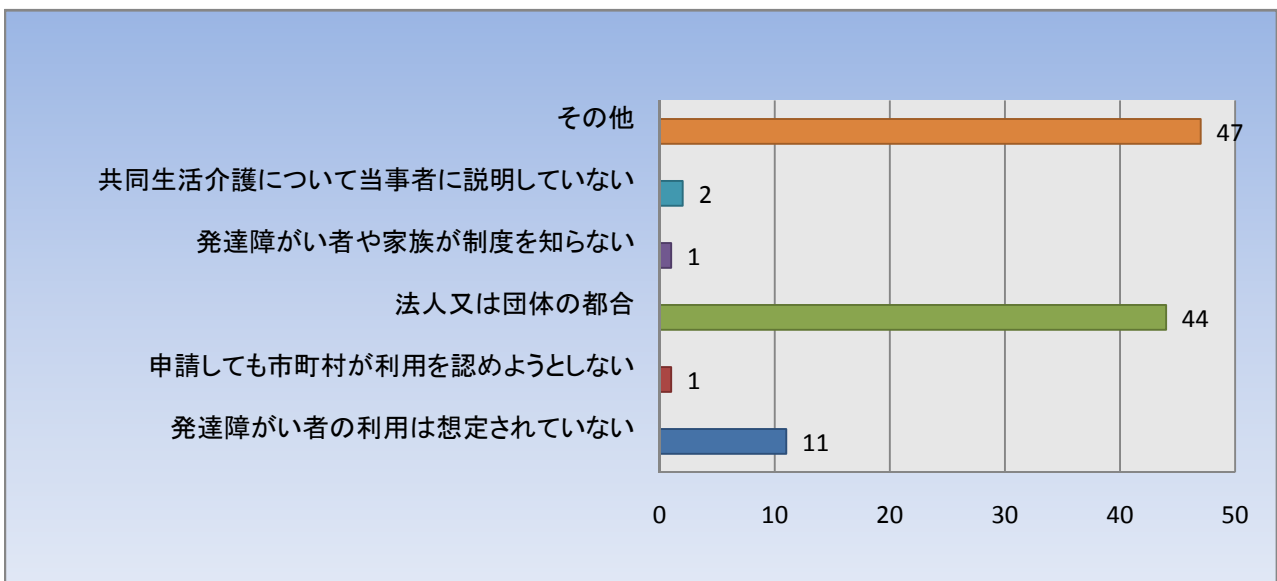
- 事業に参入する計画がない。
- ニーズはあるが私たちの事業所が行う事業ではないから。
- 発達障害者支援センター事業の内容と違うため。
- 障害者の所得保障を考慮したうえで法人が決定したため(障害者の雇用拡大をモットーとしています)
- 居宅介護の理由と同じ。
- 身体障害者授産施設から新体系のB型へ移行予定
- 法人・施設が事業開始から間もないため。

就労継続支援(B型)のニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

- 就労移行支援実施後の移行体制であるため。就労移行支援より支援費単価が低い
- 単価が低い
- 前述の社福でやる予定
- 適切な支援があれば一般企業で働くことができるため。
- 申請に関する指定申請の準備と基準がわからないため。
- 本来は行いたかった(施設・利用者の共に)が、利用条件が厳しくできなかった。及び、生活介護と同様。
- 今のところ、ニーズがないようだ。
- 株式会社では運営不可
- そのサービスをしていないから
- 事業所として就労継続を開設していない。

ニーズがあるのに提供していないサービスで共同生活介護を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	11
申請しても市町村が利用を認めようとするしない	1
法人又は団体の都合	44
発達障がい者や家族が制度を知らない	1
共同生活介護について当事者に説明していない	2
その他	47
総計	106

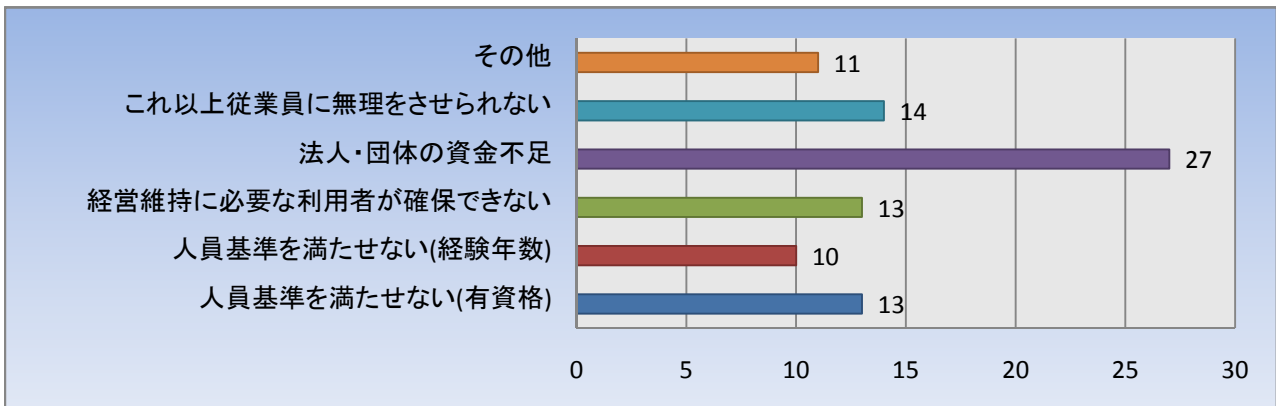


共同生活介護のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとするしないを選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

記入なし

共同生活介護のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	13
人員基準を満たせない(経験年数)	10
経営維持に必要な利用者が確保できない	13
法人・団体の資金不足	27
これ以上従業員に無理をさせられない	14
その他	11
総計	88



法人又は団体の都合その他

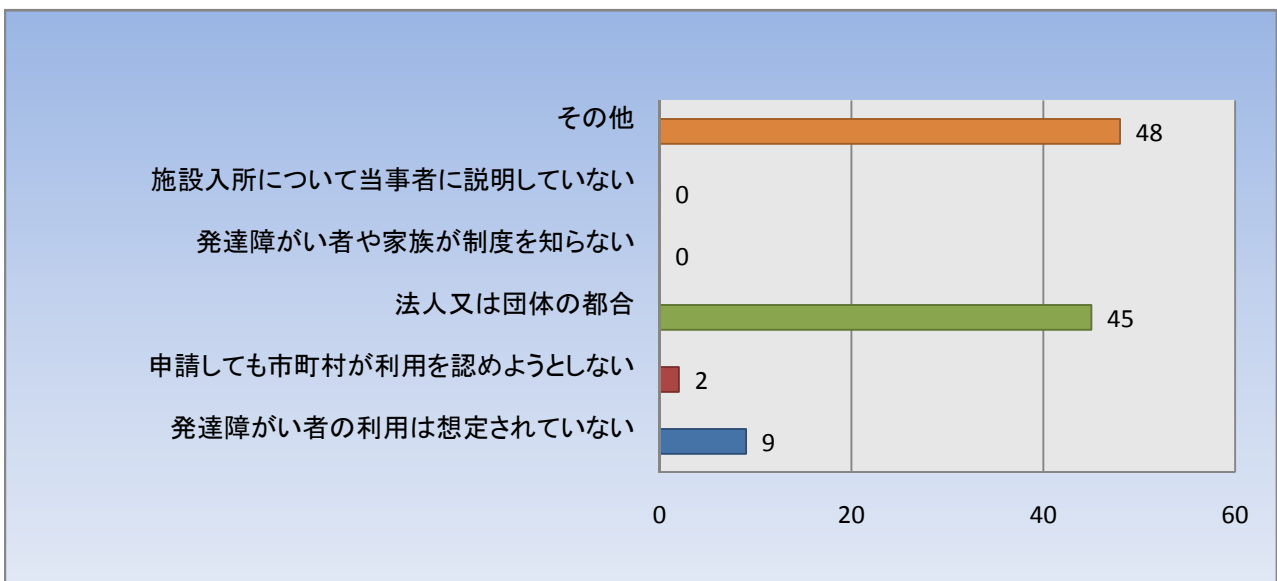
- 事業に参入する計画がない。
- 発達障害者支援センター事業の内容と違うため。
- 事業所としてはしていませんが、法人としてはしています。
- ・夜間の支援体制がとれない(スタッフの雇用が困難) ・場所の確保(建設・借用含む)が困難
- 居宅介護の理由と同じ。
- 生活の場がない
- 他法人でニーズの補完が可能であるから

その他

- ケアホームがない
- 現在の職員はではバックアップができない
- 運営の厳しさ(低い単価設定や補助金の低さなど)
- 今後、計画している。
- 前述の社福で行う予定
- 施設を有していないため
- 申請に関する指定申請の準備と基準がわからないため。
- 場所が無い
- 介護は現在必要としていない
- 市内にあるグループホームに空きがない為
- そのサービスをしていないから
- 資源不足

ニーズがあるのに提供していないサービスで施設入所を選択した方にお聞きます。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	9
申請しても市町村が利用を認めようとするしない	2
法人又は団体の都合	45
発達障がい者や家族が制度を知らない	0
施設入所について当事者に説明していない	0
その他	48
総計	104

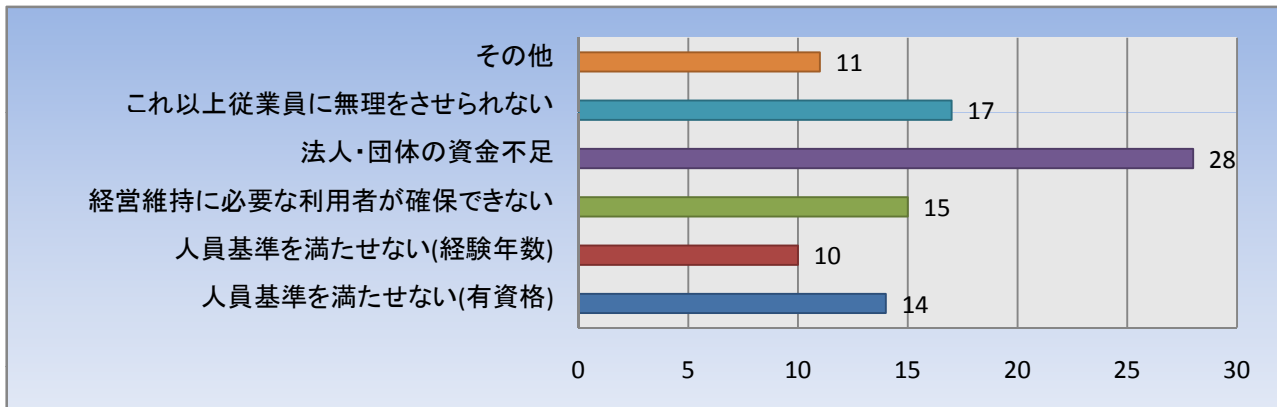


施設入所のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとするしないを選択した方にお聞きます。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

以前から、入所施設が欲しいと、行政には働きかけているが、自立支援法で国がもうつからないと考えているので、難しいの一点張りで困っています。

施設入所のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きます。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	14
人員基準を満たせない(経験年数)	10
経営維持に必要な利用者が確保できない	15
法人・団体の資金不足	28
これ以上従業員に無理をさせられない	17
その他	11
総計	95



施設入所のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

民間の社会福祉法人が市により誘致しているため

発達障害者支援センターが附置された機関が公的な医療機関の為。

事業所としてはしていませんが、法人としてはしています。

居宅介護の理由と同じ。

入所施設がない

入所施設の運営予定はない

現在施設入所の事業を行っていない。

入所施設でないため

施設入所のニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

法人として事業を実施していない為

新事業体系に移行したため、施設入所の利用は考えていない。

同法人内に入所施設がある

入所型の施設ではないから 当事業所への入所のニーズがないから

入所施設ではない

脱施設化の為、入所施設を作れない。

自法人に入所施設を有していない

申請に関する指定申請の準備と基準がわからないため。

夜間施設だけでは、利用単価が低く運営が難しい為。

他法人でニーズの補完が可能であるから

当団体に事業所が無い

現在必要性がない

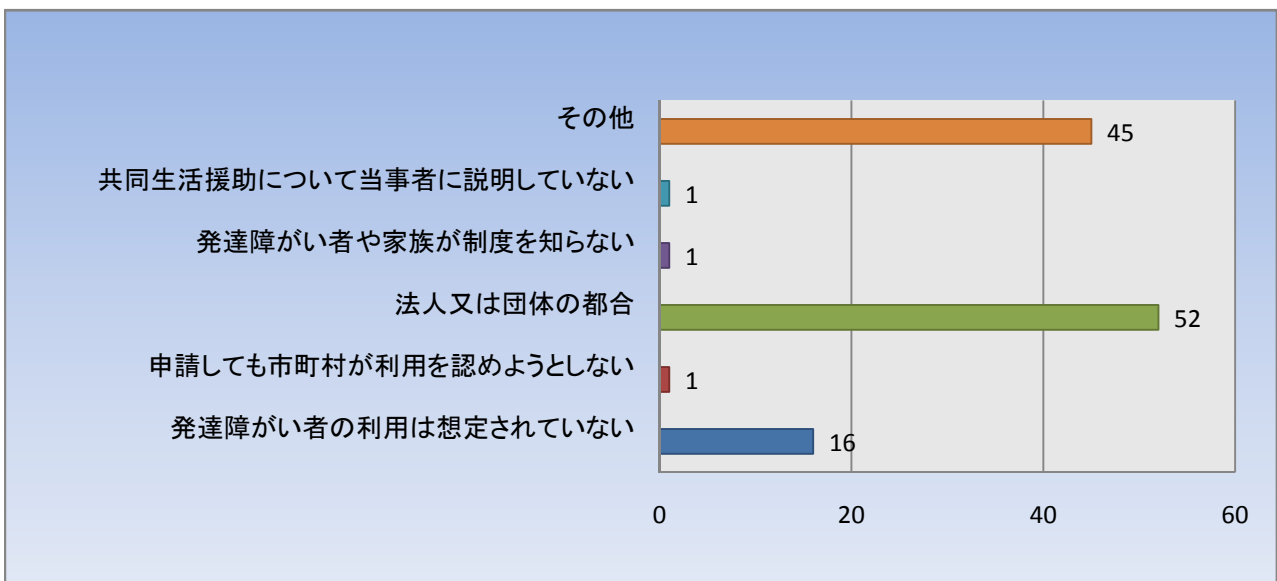
市内の施設入所の空きがない為

法人で施設入所を運営していない。

そのサービスをしていないから

ニーズがあるのに提供していないサービスで共同生活援助を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	16
申請しても市町村が利用を認めようとするしない	1
法人又は団体の都合	52
発達障がい者や家族が制度を知らない	1
共同生活援助について当事者に説明していない	1
その他	45
総計	116

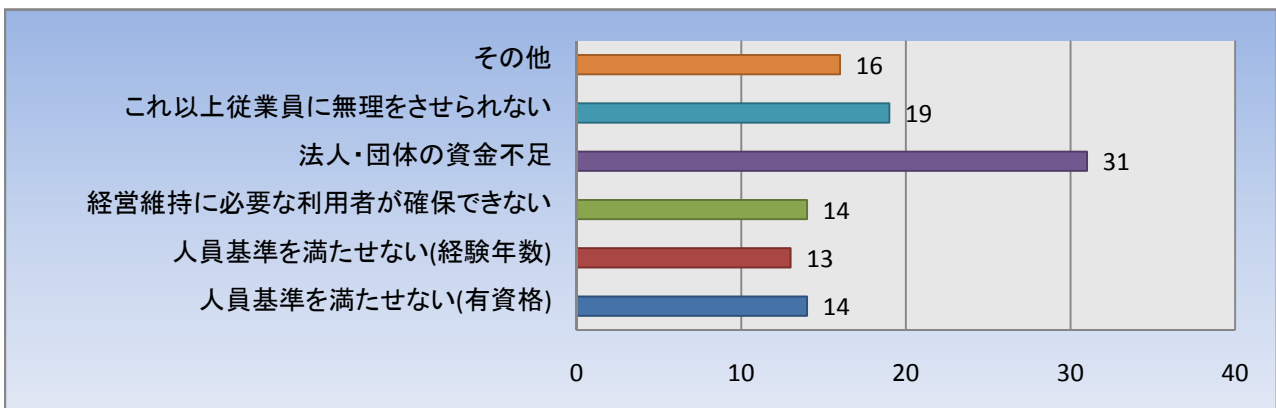


共同生活援助のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとするしないを選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

記入なし

共同生活援助のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	14
人員基準を満たせない(経験年数)	13
経営維持に必要な利用者が確保できない	14
法人・団体の資金不足	31
これ以上従業員に無理をさせられない	19
その他	16
総計	107



共同生活援助のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

事業に参入する計画がない。

発達しょうがいに対する理解とスキルの不足。また、共同生活援助に対して夜間のケアが確保できない

当法人は、「はたらくことへの支援」を基本理念としており、日中活動と雇用就労支援をメインに活動しています。したがって生活面のサポートも行なうこととなるとその中の利用者の方にとっては、常に同じ法人の職員の監視下にいるような錯覚を与えかねないと考えています。保護者が不在、または高齢化にともなってやむを得ず、1ヶ所のみ運営していますが、基本的には他の法人の事業を活用するようにしていただいています。

多忙のため事業開設に取組めない。(計画はある。)

発達障害者支援センター事業の内容と違うため。

事業所としてはしていませんが、法人としてはしています。

現在の人員で余力がない

現在行っていない。

法人・施設が事業開始から間もないため。

共同生活援助のニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

資源がない

グループホームが無い

今、立ち上げようと助成金を申請中であります(民間の)公的な助成があれば助かるのですが。

申請に関する指定申請の準備と基準がわからないため。

場所が無い

他法人でニーズの補完が可能であるから

市内に提供施設がない為

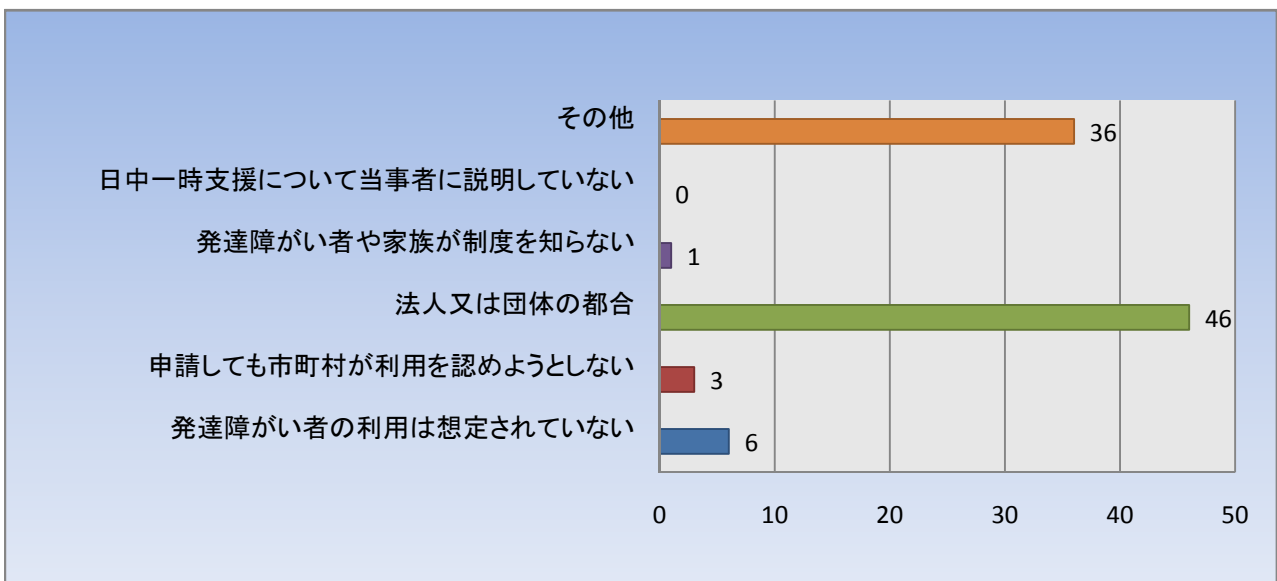
そのサービスをしていないから

事業所に発達障害者があまり相談に来ない。ふらりと遊びには来るがサービスの利用にはいたっていない。

資源不足

ニーズがあるのに提供していないサービスで日中一時支援を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	6
申請しても市町村が利用を認めようとしていない	3
法人又は団体の都合	46
発達障がい者や家族が制度を知らない	1
日中一時支援について当事者に説明していない	0
その他	36
総計	92



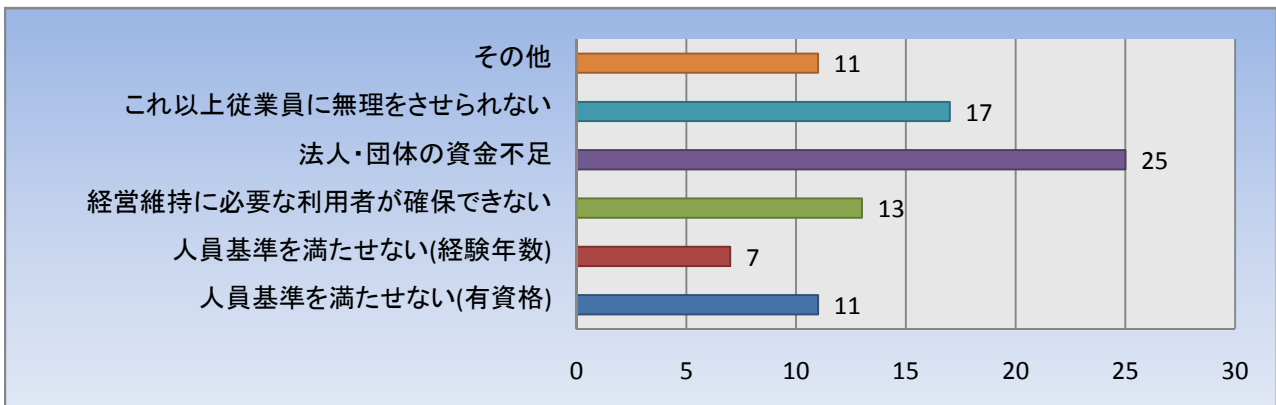
日中一時支援のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとしていないを選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

他の地域生活支援事業(地域活動支援センター)を実施しているから。

来年度認可予定

日中一時支援のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	11
人員基準を満たせない(経験年数)	7
経営維持に必要な利用者が確保できない	13
法人・団体の資金不足	25
これ以上従業員に無理をさせられない	17
その他	11
総計	84



日中一時支援のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

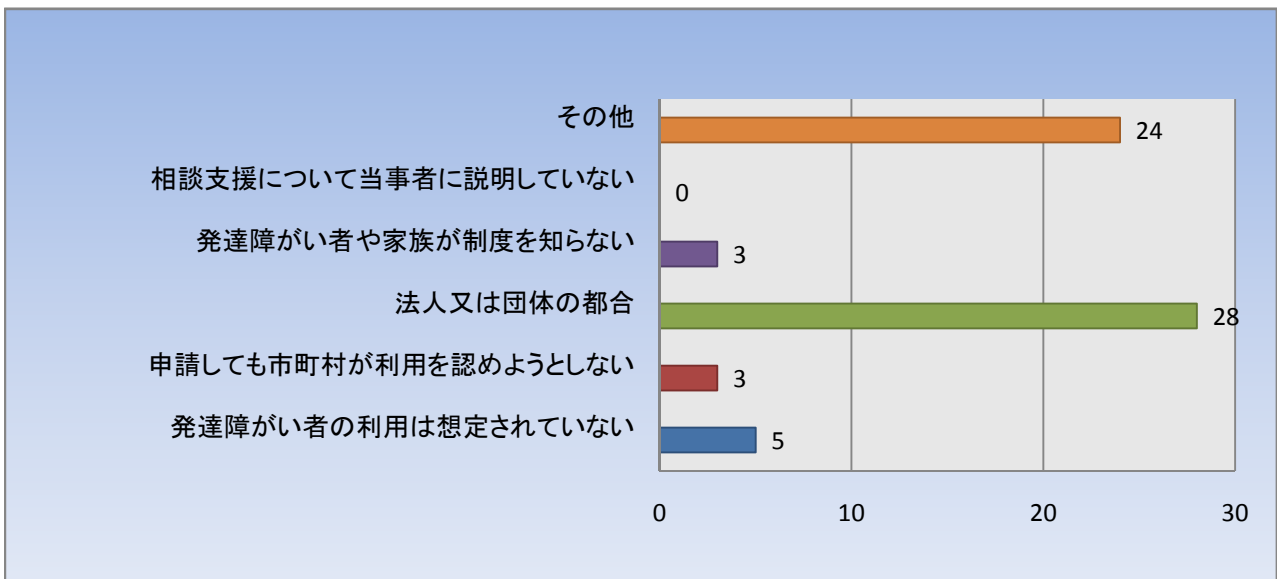
事業に参入する計画はない。
実施に向けて地方自治体と前向きに検討中
指定基準を満たす事業を実施していない(短期入所の併設が必要なため)
発達障害者支援センター事業の内容と違うため。
民間事業所に委託して実施している。
現在事業を行っていない
法人・施設が事業開始から間もないため。

日中一時支援のニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

法人として事業を実施していない為
体制が整えられない為
三障害の就業支援のみを行う団体だから。
法人で日中一時支援を運営していない。
そのサービスをしていないから
事業所として日中一時支援事業を行っていない。

ニーズがあるのに提供していないサービスで相談支援を選択した方にお聞きます。その理由について該当するものを全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	5
申請しても市町村が利用を認めようとしていない	3
法人又は団体の都合	28
発達障がい者や家族が制度を知らない	3
相談支援について当事者に説明していない	0
その他	24
総計	63

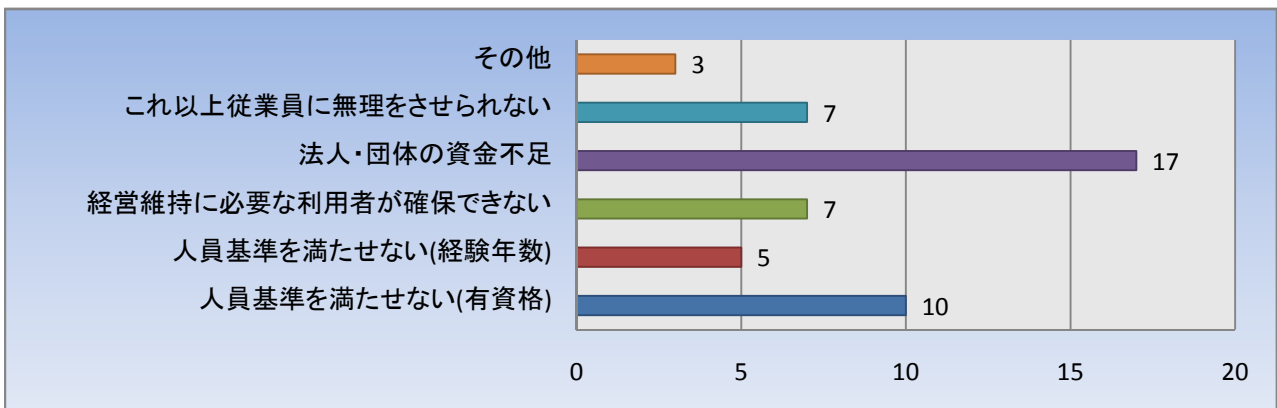


相談支援のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとしていないを選択した方にお聞きます。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

予算的なものだと思います。

相談支援のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きます。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	10
人員基準を満たせない(経験年数)	5
経営維持に必要な利用者が確保できない	7
法人・団体の資金不足	17
これ以上従業員に無理をさせられない	7
その他	3
総計	49



相談支援のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きます。どういった理由ですか？

相談支援事業所の事業を行っていない。

相談支援のニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きます。どういった理由ですか？
具体的にお書きください

そのための補助金を出してくれるのか分からない)

人員不足

単価が低い

多忙のため事業開設に取組めない。

現実的には、事業所で対応していることが多いが、サービスメニューとしてできれば取り組みが深まると思う。事業所としては、現在のところ制度として取り組むだけの体制はない。

施設利用者には行っている。外部に対してはきちんとした形ではなく、簡易的におこなっている。又、地域に相談支援体制がある為。

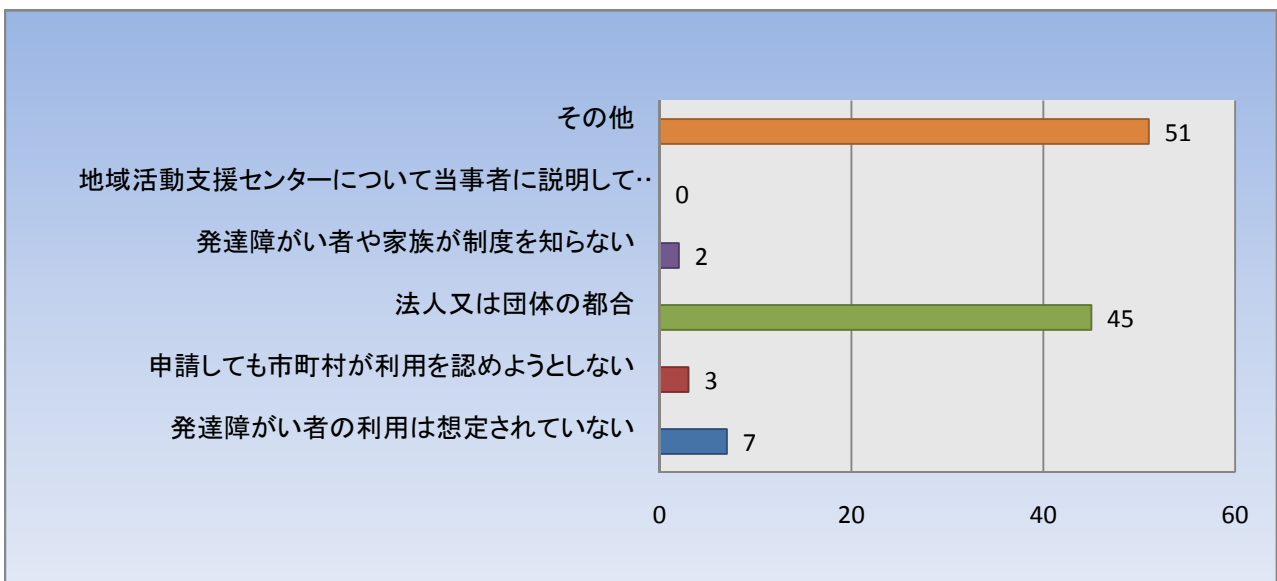
三障害の就業支援のみを行う団体だから。

法人で相談支援を運営していない。

市の子供発達センターが行っているため

ニーズがあるのに提供していないサービスで地域活動支援センターを選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	7
申請しても市町村が利用を認めようとししない	3
法人又は団体の都合	45
発達障がい者や家族が制度を知らない	2
地域活動支援センターについて当事者に説明していない	0
その他	51
総計	108

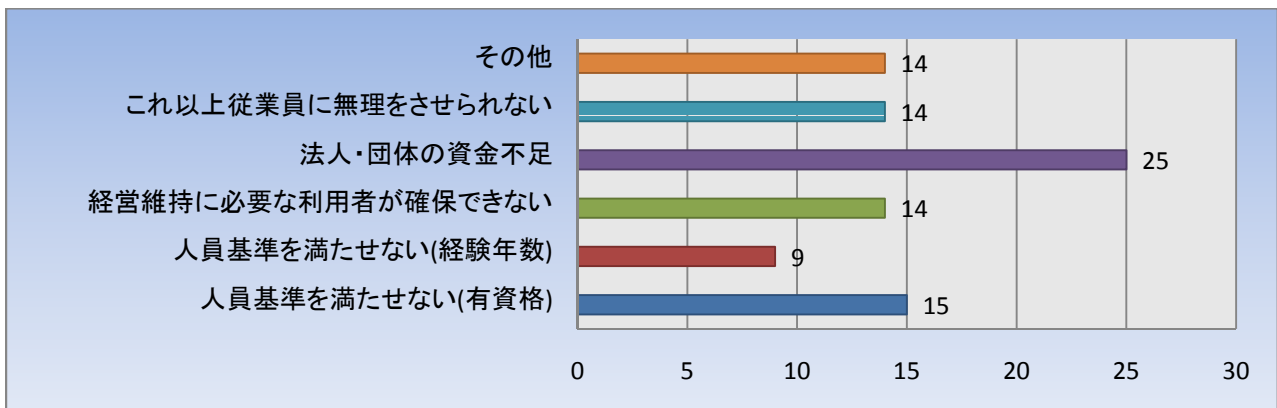


地域活動支援センターのニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとししないを選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

フリースペースに対して補助金を出す根拠が明確に示しづらい
市の資金不足

地域活動支援センターのニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	15
人員基準を満たせない(経験年数)	9
経営維持に必要な利用者が確保できない	14
法人・団体の資金不足	25
これ以上従業員に無理をさせられない	14
その他	14
総計	91



地域活動支援センターのニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

事業に参入する計画がない。

発達障害者支援センターが附置された機関が公的な医療機関の為。

運営がなりたない(人員配置基準に見合う報酬でない)

十分な報酬が無いから。

民間事業所に委託して実施している。

法人として現在行っていない

非常にニーズの高い事業であるが運営費が低額であり必要な人員の確保が困難。

もともとが児童の入所施設のため地域活動支援センター実施には至らない

地域活動支援センターのニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

地域活動センターの事業を行っていない。

数年以内に実施する予定で現在調整中

新事業体系へ移行したため、地域活動支援サービスへの移行は必要ない。

必要性を感じていない

前述の社福で実施しているから

すでにタ法人で設置されている

町内にすでに地域活動支援センターに指定されている事業所がある。

法人として別体系の施設を運営していること。利用単価(低く)の関係で運営が難しい為。

三障害の就業支援のみを行う団体だから。

地域活動支援センターの運営予定はない

近隣の地域活動支援センター・区福祉機関との連携で対処している

市内に活動支援センターがない為

法人内に事業がないため

地域活動支援センターの要綱の整備が市川市では遅れている。

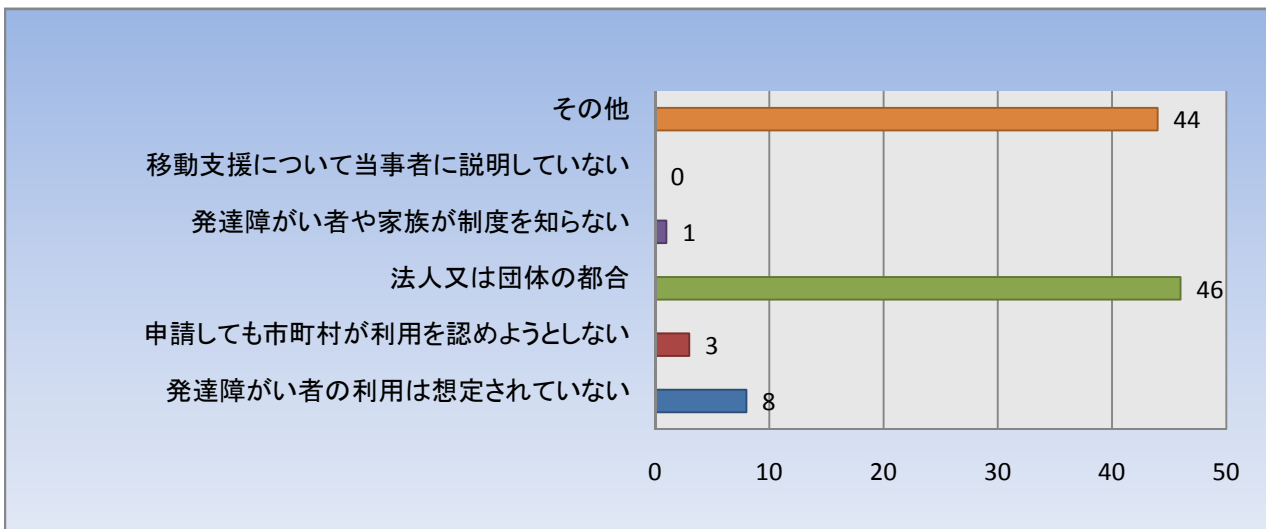
ニーズを把握していないため回答出来ない。

そのサービスをしていないから

事業所として事業の活動が出来る体制にない。

ニーズがあるのに提供していないサービスで移動支援を選択した方にお聞きます。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	8
申請しても市町村が利用を認めようとししない	3
法人又は団体の都合	46
発達障がい者や家族が制度を知らない	1
移動支援について当事者に説明していない	0
その他	44
総計	102



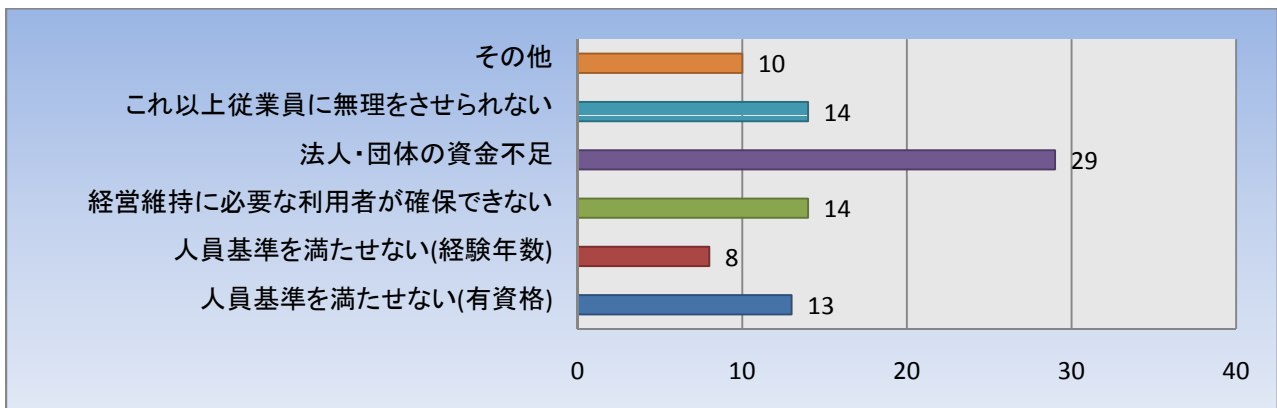
移動支援のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとししないを選択した方にお聞きます。どういう理由ですか？具体的にお書きください

認められていない訳ではないが、利用人数枠等が設定されており、法人努力だけでは対応できない。

市が療育手帳A判定の方しか利用を認めていないため、B判定が多い発達障害の方は利用できないケースが多い
発達障害のある方への行動援護の要介護度認定の項目がないため。

移動支援のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きます。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	13
人員基準を満たせない(経験年数)	8
経営維持に必要な利用者が確保できない	14
法人・団体の資金不足	29
これ以上従業員に無理をさせられない	14
その他	10
総計	88



移動支援のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きます。どのような理由ですか？ 具体的にお書きください

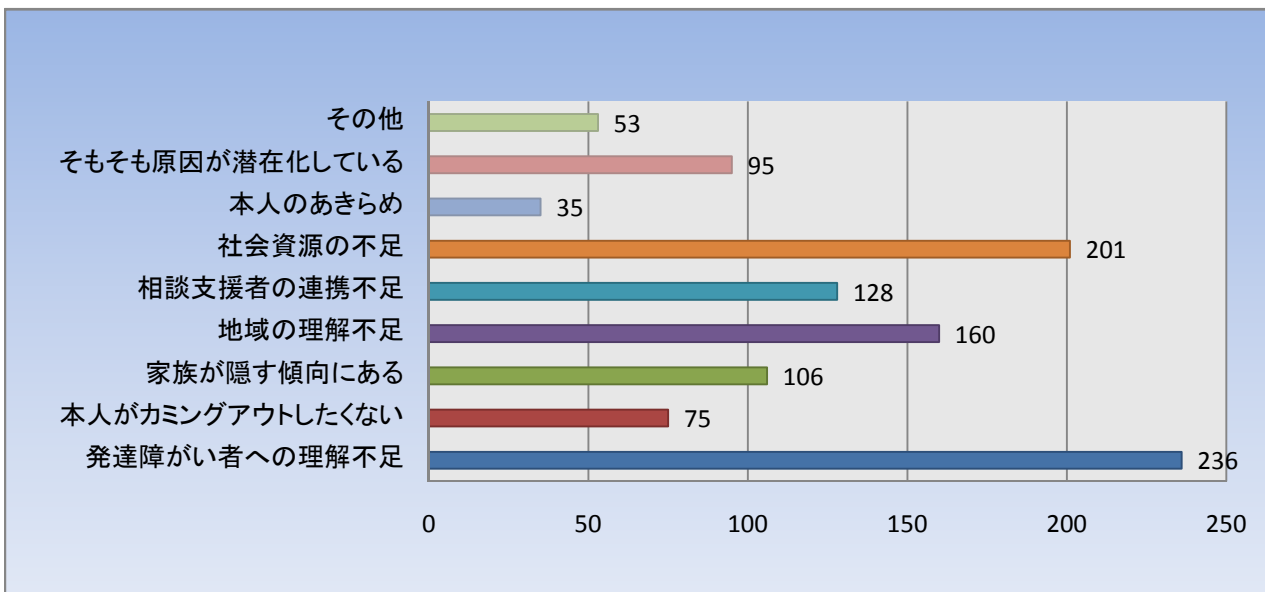
- 事業に参入する計画がない。
- 発達障害者支援センター事業の内容と違うため。
- 事業拡大が難しい
- 民間事業所に委託して実施している。
- 法人として現在行っていない
- もともとが児童の入所施設のため移動支援実施には至らない

移動支援のニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きます。どのような理由ですか？ 具体的にお書きください

- 法人として事業を実施していない為
- 時間数が足りない
- 現在のところ、日中活動サービス及び共同生活介護事業所のサービスで対応できている。
- 単価が低い
- 男性のヘルパーが絶対的に不足しており、利用したいが出来ない方が多数いる。
- 事業拡大が難しい
- 体制が整っていない為
- ニーズはあると思うが、サービス利用の意向が確認できない
- 三障害の就業支援のみを行う団体だから。
- ニーズを把握していないため回答出来ない。
- 法人で移動支援を運営していない。
- 移動支援事業を行っていない。

発達障がい者のニーズが顕在化してこない原因は何だと思いますか？ 該当するものを全て選択してください

発達障がい者への理解不足	236
本人がカミングアウトしたくない	75
家族が隠す傾向にある	106
地域の理解不足	160
相談支援者の連携不足	128
社会資源の不足	201
本人のあきらめ	35
そもそも原因が潜在化している	95
その他	53
総計	1089



発達障がい者のニーズが顕在化してこない原因でその他を選択された方にお聞きします。どのような原因だと思いますか？ 具体的にお書き下さい。

発達障害だという診断をできる場所、医師がいない。診断されない発達障害者自体が潜在している。

顕在化してきていないとは思わない。当事業所では、発達障がい者の利用者も多いです。

本人が何をどうすればよいか全くわからない、考える力もない、勿論考えようという意識も持てないのではと思います、とにかく心ある人の助けが必要なのです。

本人が上手に伝えられない

知的障害者の場合：家族・本人の本音は言葉にしづらいらしい。：在宅の障害者さんが多くなってきているが、連絡の方法がない。探せない。本人から発信することは、まれである。

対象者本人の障害受容(カミングアウトとは異なるものと思われる)

現在、就労継続支援B型の事業所の立ち上げを準備中です。

ご本人が福祉的サービスの希望が無い。

他障がいには「本人の声の強さ」があるが、重い知的障がいのある方々は代弁せざるを得ない方が多い。本人のニーズを集約していく機関も不十分である。

各サービス事業所が充足しているから

本人ではなく、保護者の希望で進路を決定している場合が多い

特に知的障害を伴わない発達障害(高機能自閉症、ADHD、LDなど)の障害を持つ保護者にこういう福祉サービスがあるという情報が周知されていない、また知的障害をもたない発達障害の方に対して、福祉サービスの対象になるのかどうか、法的な位置づけが不明瞭

1)精神科医療を中心としたカンファレンス不足、2)高機能広汎性発達障害を想定した場合、支援者側もどのようなニーズがあるのか(本来福祉サービスとして何が想定されるのか)が分かっていない

目に見えない障害で周りからわかりにくい。また周りの知識不足で本人が困っていても、拾い上げることができていない

家庭状況(親が当事者のケースや親のエゴなど)・貧困状況

社会環境、状況が彼らを生きづらくさせているのではないか。

当法人で提供しているサービスが障がい手帳を持っている方へ、市町村が支給決定することで始まることなので、この時点でどのようにケースワークしているのかが疑問。

きちんと診断できる医師がいない。要支援者として、的確なサービスのマネジメントを出来る人材・機関がない。また、個別の支援に対してマンパワーが足りず、結果として放置されている。

診断できる医師・医療機関の不足

個人情報保護法による発達障がい者の情報不足。

世間の関心の低さにより、それにより報道される機会が少なく、その現状を知る機会が利用者、一般者に対しても極端に少ないこと

発達障害の方は、知的障害者福祉の利用に違和感を感じている方が多い。自分が受けるべきサービスは違うと思われるようだ。

「発達障害」と診断されても、他の障害(精神障害、知的障害)と告知されているケースがあり、精神・知的のサービスを利用される場合も多いのでは？

発達障がいの定義が曖昧なため、どこが専門機関になるのかわかりにくい。そのため、家族が抱え込む状況になっているのではないか。

サービス提供者側のPR不足によって、利用できるシステムがあることを知らない。

現状の障害福祉サービスにおいて、発達障がいを想定した制度・報酬体系の組み立てになっていないため、サービス開発ができていないのではないのでしょうか。

医療、教育それぞれの現場で発達障害に対しての診断、理解の仕方が違うことや、本人が障害を認識していないことが多いことなどがサービスにつながりにくい現状になっているのではないか。

発達障がい者の利用者がいないことと、情報がないこと。

公的なアナウンス不足

発達障害者支援法で示された狭義の意味の発達障害としてお答えします。学齢期とそれ以前がその診断を受ける適切な時期と思いますが、診断を出せる医師が少ないこと、教育関係者、相談機関がそれを発見し支援に結びつけるだけの十分なスキルがないことがまず、大きいと思います。また、発達障害を診断されても、適切な支援がない(通級教室は岡山県は5箇所のみ)など、たくさんの課題だけが山積していると思います。必要な方に必要な支援が行き届くような社会が早く来ることを願うばかりです。

発達障がい者に対して、都道府県又は市町村が独自に行っているサービスや支援策があればお書きください。

茨城県発達障害者支援センターが設置されている(1箇所)

発達障害者の相談支援事業、精神保健福祉センターでの発達障害者対象の自助グループ

仙台市発達相談支援センターの設置、地域活動推進センター(発達障害者を主たる対象)への助成、民間相談機関への委託など

田辺市として、独自の相談支援体制を持っている

世田谷区の障害者計画に発達障害者もその一員になった

発達障害者支援センターの設置

発達障害者も障害者支援の枠組みに入れた。

地域生活支援事業の移動介護支援事業の支給時間が、身体ありと身体なし半々で支給されている。

生活支援サービス

啓発活動の一環として教育委員会がDVDの製作をおこなった程度

特別支援教育推進事業

福祉ホーム入居に対する助成金(水戸市)障害者就労育成のための教育機関の設置(茨城県)

発達障がい児を対象とした市独自のSSTプログラム

発達障害活動センターの設置

発達障害者支援センター

行政専門機関によるケースカンファレンスを利用した支援者側へのアドバイス

いろいろな県や市が単独事業を行われている様ですが・・・。

発達障害児(者)専門相談支援事業 発達障害児適応訓練事業 発達障害者就労訓練・生活支援事業 発達障害児家庭支援手法開発事業

特にないが、県が来年度に向けて新規に就労支援モデル事業の予算要求を行っています

乳幼児健診・地域療育センター運営事業・特別支援教育・地域療育センター学校支援事業・学齢障害児支援事業(学齢後期)・障害児居場所づくり事業・地域活動支援センター(障害者地域作業所)・障害者就労支援センター事業・相談支援事業(発達障害者支援センター)

発達障がい者相談支援事業所

移動外出支援

高等技術専門学校によるOA科の設置(平成20年度の7月から)。

レスパイト事業(仙台市障害者家族支援等推進事業)/心身障害者医療費助成制度/市営バス、地下鉄の無料乗車券配布/自立体験ステイ事業など

①知的障害者自立体験ステイ ②重度重複障害者等受入通所施設運営費補助

IQが高く、知的障害者手帳の交付が困難な方に、精神障害者手帳を交付することで、サービス利用を可能にしている。

障害者相談支援事業・障がい児等療育相談支援事業・障がい者就業・生活支援事業

学齢発達障害児支援

通所サービス利用促進事業

早期発見に向けた乳幼児健診マニュアルの改訂、発達障害者支援センターのランチ設置

直接サービスではないが、発達障害者支援体制整備会議等で関係機関との連絡調整・ネットワークの充実に向けての活動を行っている

①自閉症相談センター ②地域活動推進センター(いずれも再掲)

ジョブサポーター派遣事業…今年4月より、障害者就業・生活支援センターが県から委託を受けた事業。障害者の一般就労への意識付け・動機付けを図るために、企業等の場を借りた職場実習・体験をおこなう際、受け入れ先企業にジョブサポーターを派遣し、関係者間の調整および作業手順初頭の作成等の支援をおこない、円滑に実施できるようにサポートをおこなう。また、その対象に発達障害者が含まれている。

県発達障害者支援センターでは、研修、啓発活動、当事者支援や活動を行っている。

早期発見のためのスクリーニング、学校に通えない子のためのフリースクール、シェアサポート、発達障がい相談事業の委託

移動支援サービス等。

専門の相談機関がある。

沖縄県発達障害者支援センター

そのようなサービスの総括的な情報発信を受け取ることが少ない。積極的で系統だった情報発信が欲しい。

手帳申請の際、いわゆるボーダーの方たちも取りやすいような体制である。

福井県発達障害児者支援センタースクラム福井

発達障害者専門の支援センターがある。

発達障害を考えるフォーラム

独自では特になくと思います。

仙台市発達相談支援センターがあり、専門機関として事業所又は家族などの専門的な相談・支援などを行なっている

徳島県については大変遅れており、発達障害者のニーズを満たせていない。

発達障がい者の為のOAコースの職業訓練

佐賀県の県庁内で特別学級がつくられている

移動支援等

市が専門の相談機関を設置し、保健所でも相談を受付けている。

発達障がい支援センターが設置されている。(北海道)

仙台市では、発達障害者の専門相談機関(アーチル)がある。

県の発達障がい者対象の職業訓練(OA課)

相談支援事業はある程度充実していると思われるが、発達障害者に対してどの程度具体的に行われているかよくわからない。就労移行支援事業を行っているが、発達障害者の方の利用相談等の事例は今のところない。

宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」

さいたま市では昨年からの発達支援センターの設置について、具体的に動き出した様です。

市・・・地域自立支援協議会の中に発達障害児(者)支援部会を設け、関係者で協議する場を設けている。

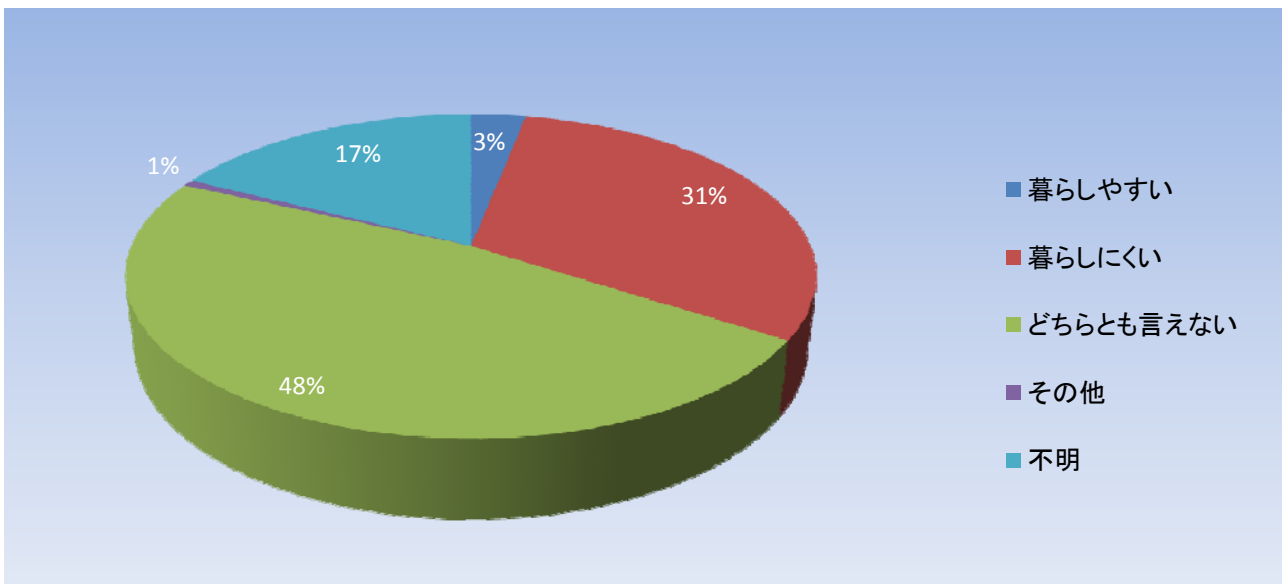
自閉症・発達障害支援センターが県が設置している。

センター設置

支援センター設置や職能通所(特定施設)の実施

あなたの地域の発達障がい者の暮らしの印象をお答えください。

暮らしやすい	10
暮らしにくい	101
どちらとも言えない	155
その他	2
不明	57
総計	325



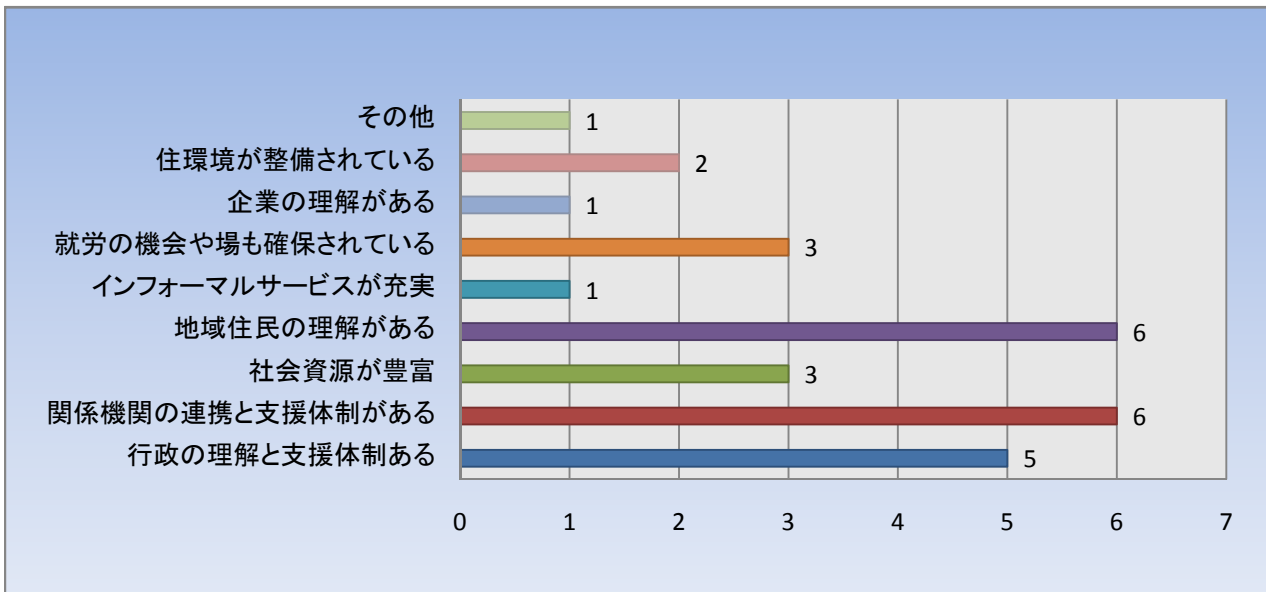
発達障がい者の暮らしの印象でその他を選択した方にお聞きます。どのような印象をお持ちですか？ 具体的にお書き下さい。

当事業所以外で彼らが楽しめる場所がない

個別の主観によるものであるから。

発達障がい者の暮らしの印象で暮らしやすいを選択した方にお聞きします。暮らしやすいと思う理由として該当するもの全てを選択して下さい

行政の理解と支援体制ある	5
関係機関の連携と支援体制がある	6
社会資源が豊富	3
地域住民の理解がある	6
インフォーマルサービスが充実	1
就労の機会や場も確保されている	3
企業の理解がある	1
住環境が整備されている	2
その他	1
総計	28

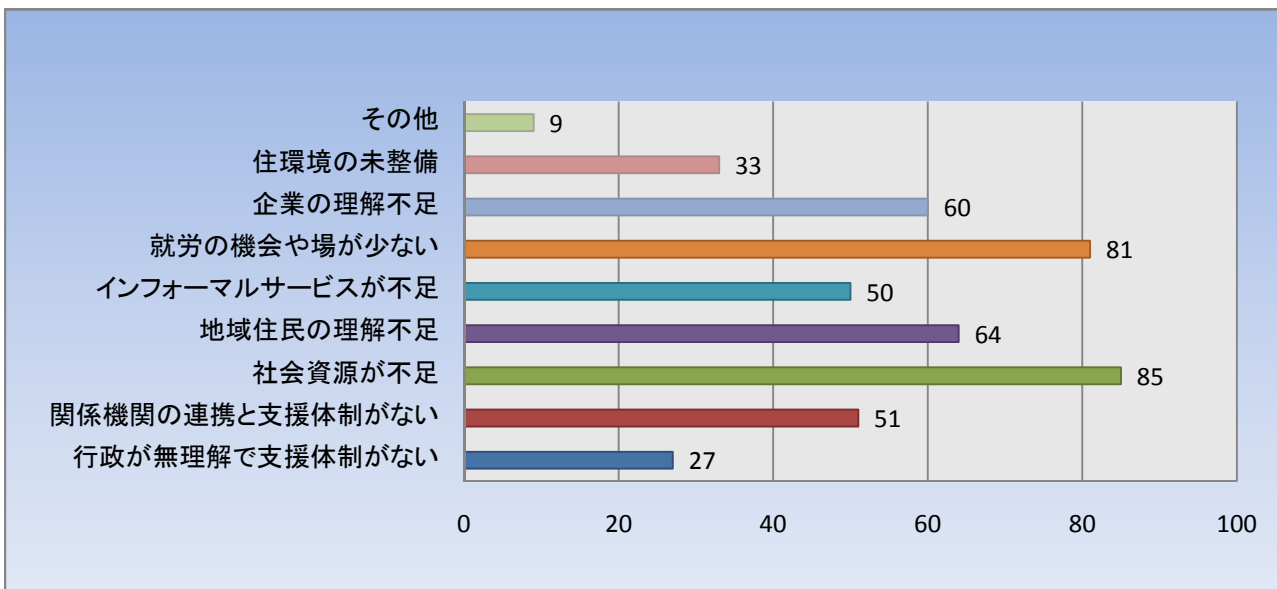


暮らしの印象で暮らしやすい理由をその他と選択した方にお聞きします。暮らしやすいと思われる理由を具体的にお書き下さい。

当施設は、地域の商工会に会員として一緒に活動をしています。また、地域の自治会・子供会・商工会・大学・施設と一緒にイベントを開催するなどの連携が図れている。その為、相互に相談体制が構築されている。

発達障がい者の暮らしの印象で暮らしにくいを選択した方にお聞きします。暮らしにくいと思う理由として該当するものを全てを選択してください。

行政が無理解で支援体制がない	27
関係機関の連携と支援体制がない	51
社会資源が不足	85
地域住民の理解不足	64
インフォーマルサービスが不足	50
就労の機会や場が少ない	81
企業の理解不足	60
住環境の未整備	33
その他	9
総計	460



暮らしの印象で暮らしにくい理由をその他と選択した方にお聞きします。暮らしにくいと思われる理由を具体的にお書き下さい。

偏見

法や制度がまだまだ未整備である。

障害者さんが、どこに住んでいるのか不明。

その困難さの理由である障害について、きちんと診断し本人および家族へ説明のできる医師が少ない。理解をもって個別対応を受け入れられる事業所が少ない。

生活をマネジメントできる人材がないから。また、その発端となる診断を出来る医師が少ないから。

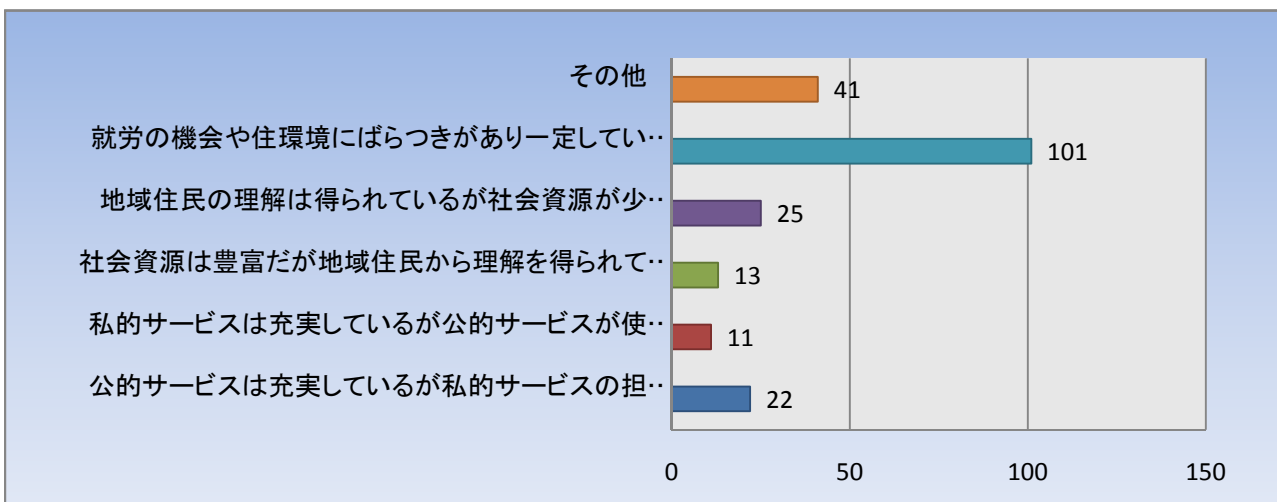
発達障害を理解する支援・療育機関及び専門員が少ない、ライフステージが変わるごとに支援が繋がらず一貫性に欠ける

社会全体での福祉に対しての調和が取れていない。行政の福祉政策で人材確保の財力が低すぎる為、好ましい体制が取れない。

発達障害に対する理解が進んでおらず、本人や家族に自覚がない場合が多い。精神障害と混同され、家族からも病気扱いされて施設入所や入院を勧められるような状況。

発達障がい者の暮らしの印象でどちらとも言えないを選択した方にお聞きます。どちらとも言えないと思う理由として該当するものを選択して下さい

公的サービスは充実しているが私的サービスの担い手がない	22
私的サービスは充実しているが公的サービスが使いづらい	11
社会資源は豊富だが地域住民から理解を得られていない	13
地域住民の理解は得られているが社会資源が少ない	25
就労の機会や住環境にばらつきがあり一定していない	101
その他	41
総計	213



暮らしの印象でどちらとも言えない理由をその他と選択した方にお聞きします。どちらとも言えないと思う理由を具体的にお書き下さい。

そもそも取り組みが始まったばかりで、効果を客観的に評価できる段階にない。また、自立支援法の対象者として明確に障害認定され利用に至っていないケースが多い。

公的サービスも私的サービスの社会資源不足。地域社会の理解も希薄。本人保護者絵の啓発も希薄

資源も理解も答える状況まで達していない。

状況をつかめていない

本人及び家族の障害認知が出来ていず、障害者福祉対策の枠組みに入ってこず。

軽度の人是比较的良いが、重度の人は難しい。

まだまだ私どもには未知のことがおおくありますので・・・

「暮らしにくさ」の原因は環境や社会資源(支援者側)だけでなく、本人自身・家族自身にもその要因があると感じているため。

現在の地域生活移行で、共同生活介護と日中活動を利用することで、収入が不足してしまう。経済的な見直しが必要であれば定着は難しい。

他地域との比較をしたことがないのでわからない。

地域住民の理解はそれほど得られておらず、社会資源も乏しい。

特に優れた面もなければ、大きな阻害要因も思い浮かばない。

サービスの充実と発達障害者の暮らしの印象は一致するのでしょうか？

地域住民の理解が必ずしも得られていない。

田舎であり、理解不足もあるし、情報不足もあると思われる。そんな中でこの地域の相談事業所では、生活支援面、就労支援面から発達障がいの方への相談に応じる体制を徐々に作ろうとの意識付けはしてきている。今後の取り組み次第かとも思う。

発達障害のかかわりが少なく判断できない

すべてを把握しているわけではない、という前提で・・・個別の満足度を図る指標がないし、全体像も見えにくいいため、判断がつかない

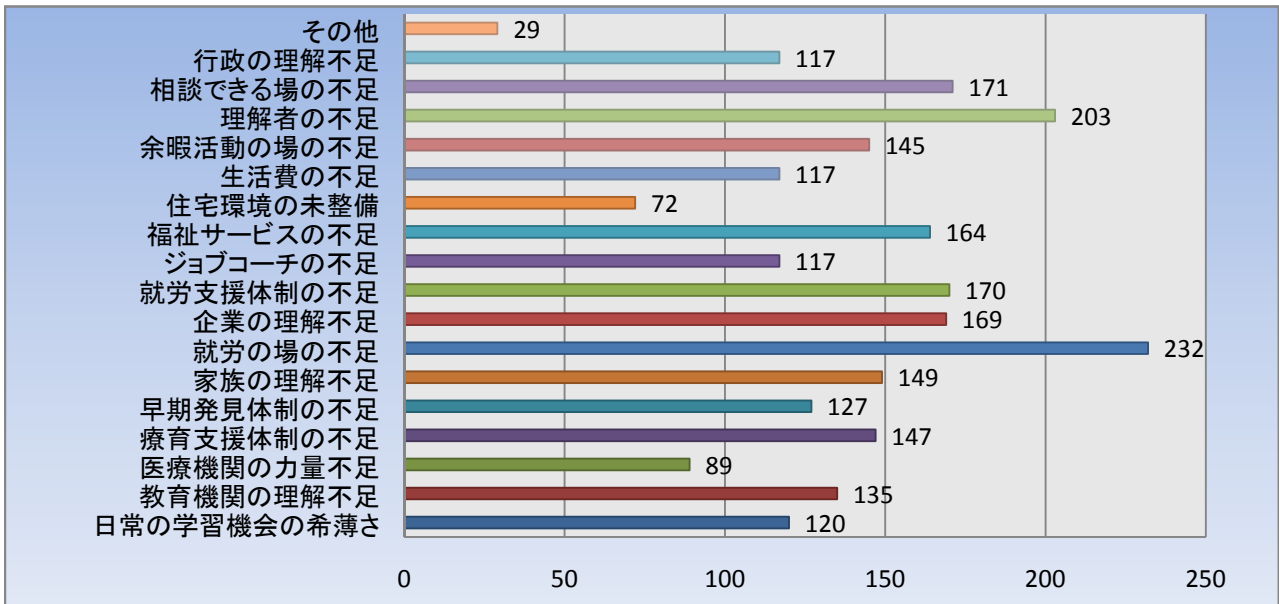
解答例が適合しない。資源も理解も問いかけもまだ不足しているように感じます。

かかわりが頻繁でないので判断できない

一部を除きまだまだ、全国的にほとんど無策の状態なので、この地域のみをとりあげてよしあしを述べられません。

発達障がい者の日常生活の阻害要因にはどのようなものがあるとお考えですか？ 該当するものを全て選択して下さい

日常の学習機会の希薄さ	120
教育機関の理解不足	135
医療機関の力量不足	89
療育支援体制の不足	147
早期発見体制の不足	127
家族の理解不足	149
就労の場の不足	232
企業の理解不足	169
就労支援体制の不足	170
ジョブコーチの不足	117
福祉サービスの不足	164
住宅環境の未整備	72
生活費の不足	117
余暇活動の場の不足	145
理解者の不足	203
相談できる場の不足	171
行政の理解不足	117
その他	29
総計	2473



日常生活の阻害要因でその他を選択した方にお聞きします。どのようなことが考えられますか？ 具体的にお書き下さい。

知的障害者さんのご家族は、困りごとがあっても、どこへ相談すればよいか分からないでいます。自分から区市町村の障害福祉課へ行く人はすくない。作業所等へ通っていると、その職員へは相談してくれるので、必要なサービスを利用できるようになる。

居場所の確保…学校既卒者で無職の方は、家庭にしか居場所がないため。

項目外の全て

主体たる本人へのリハビリテーションが最も重要。社会環境の整備とともに、社会に適応できるようにリハビリテーションしていく機会を構築していく必要があるのでは？すべてを社会の責任にするのはお門違い。

様々な困難がある為、これといった特定はできない。個々のニーズがある為。

個人の主観による。

教育の場での支援体制が整備されてきたが、教員の配置をもっと手厚くする、1クラスの人数を減らすなど先生の目がもっと行き届きやすい環境を作る必要がある

障害のわかりにくさ。

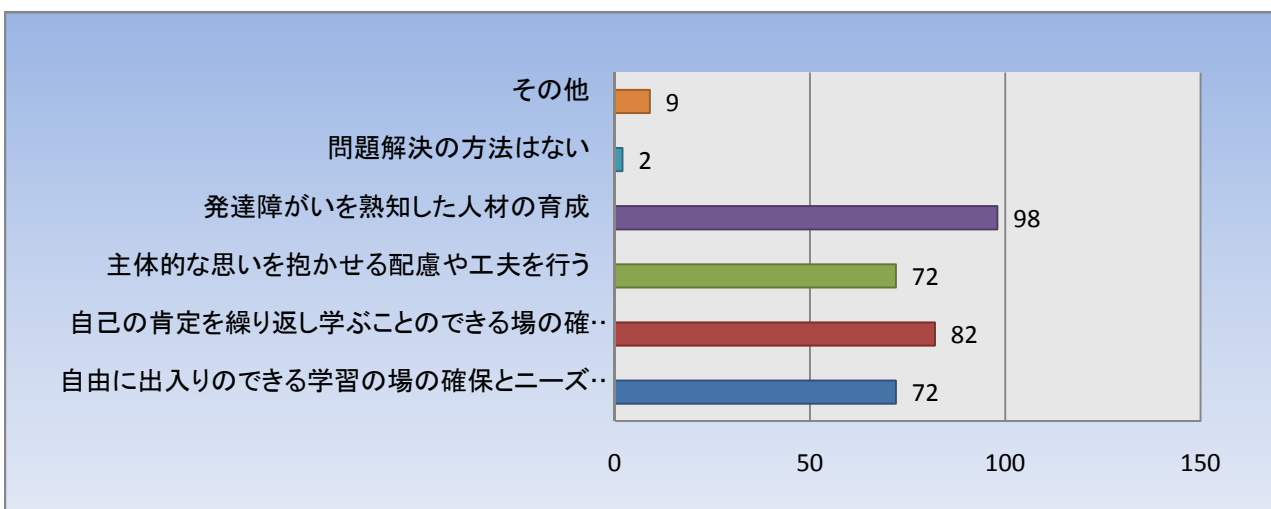
発達障害に対する知識がないため、どのようなことが阻害要因なのかは判断しかねます。

受け入れたことが無いのでわからない。

利用者がいないこと等から、まったくといってほどその情報が分かりません

日常生活の阻害要因で学習機会の希薄さを選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

自由に入りのできる学習の場の確保とニーズの発掘	72
自己の肯定を繰り返し学ぶことのできる場の確保とニーズの発掘	82
主体的な思いを抱かせる配慮や工夫を行う	72
発達障がいを知りし人材の育成	98
問題解決の方法はない	2
その他	9
総計	335



学習機会の希薄さの理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

少人数学級や複数担任制など教育に予算をもっと付けるべきである

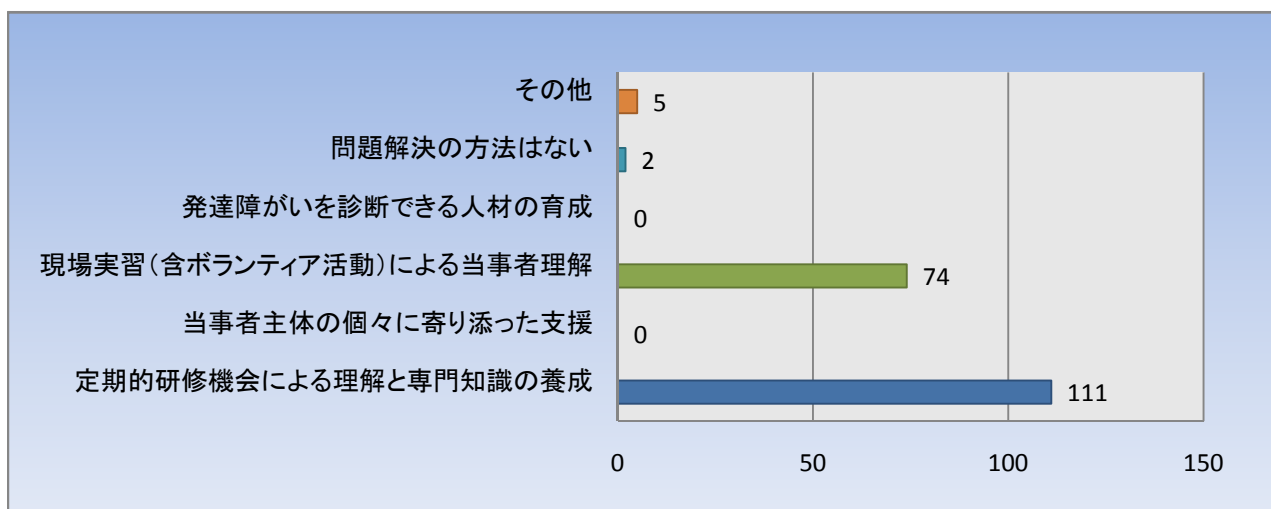
関係機関の連携

学習の機会だけでなく、社会性を学ぶための場所が必要ではないか。

日常生活において、障害者が経験を重ねながら地域での生活を円滑にしていけるよう、見守り、繰り返し学習させるという機会が今以上に必要と感ぜられます。

日常生活の阻害要因で教育機関の理解不足を選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

定期的研修機会による理解と専門知識の養成	111
当事者主体の個々に寄り添った支援	0
現場実習(含ボランティア活動)による当事者理解	74
発達障がい診断できる人材の育成	0
問題解決の方法はない	2
その他	5
総計	192



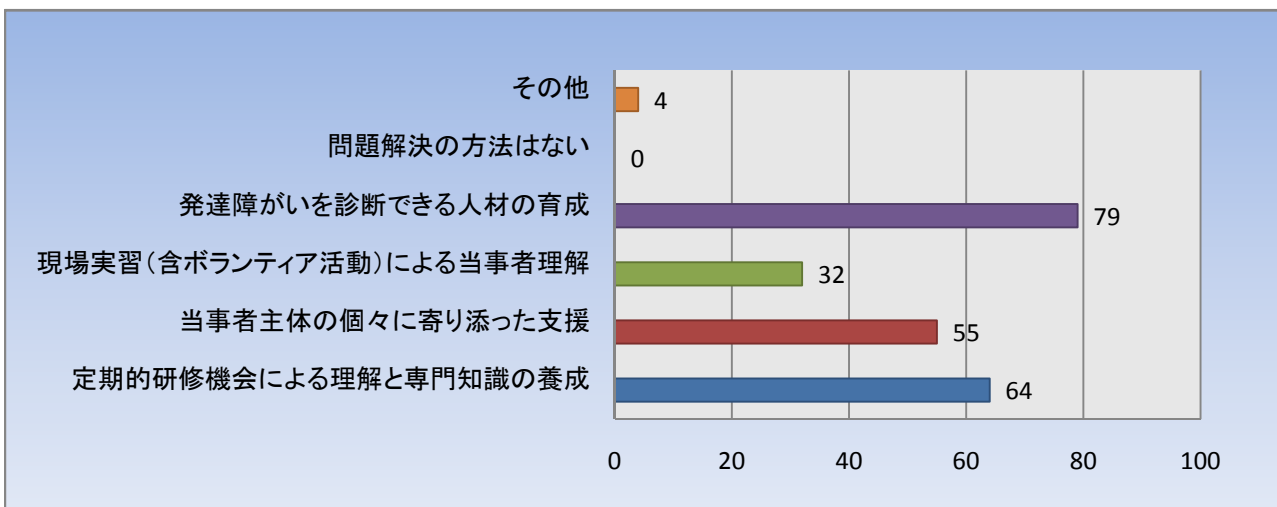
教育機関の理解不足の理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

学級担当教員の複数性、学級児童少人数(30人)制

教育と福祉が互いの分野を知り合うこと

日常生活の阻害要因で医療機関の力量不足を選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

定期的研修機会による理解と専門知識の養成	64
当事者主体の個々に寄り添った支援	55
現場実習(含ボランティア活動)による当事者理解	32
発達障がい診断できる人材の育成	79
問題解決の方法はない	0
その他	4
総計	234

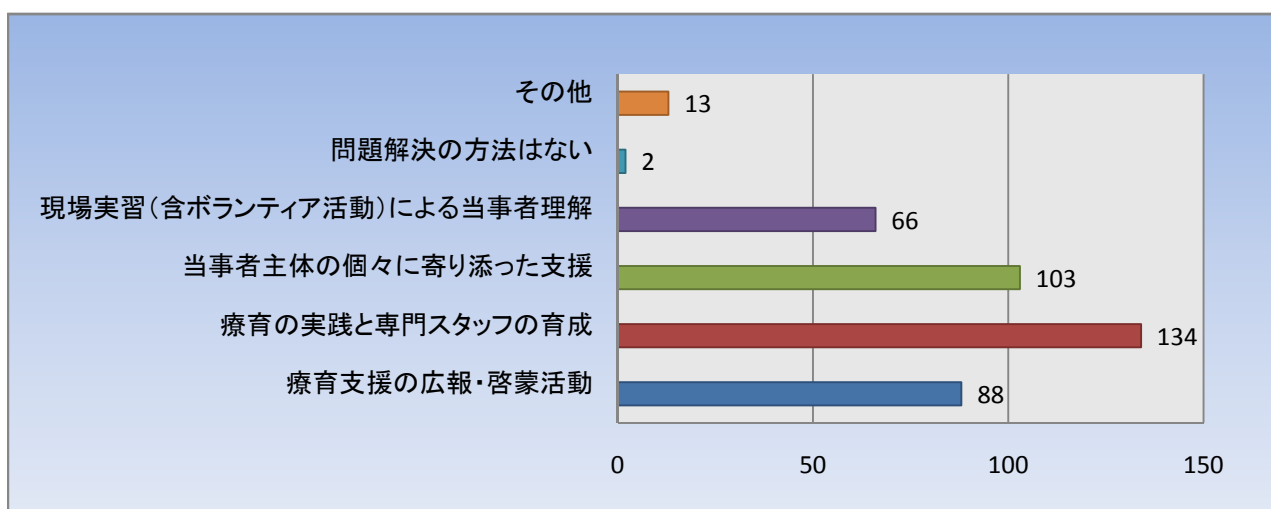


医療機関の力量不足の理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

正しい知識の普及

日常生活の阻害要因で療育支援体制の不足を選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

療育支援の広報・啓蒙活動	88
療育の実践と専門スタッフの育成	134
当事者主体の個々に寄り添った支援	103
現場実習(含ボランティア活動)による当事者理解	66
問題解決の方法はない	2
その他	13
総計	406



療育支援体制の不足の理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

当施設に通所している方は、成人ですが、これまで全く支援を受けた経験のない方々が多数です。通所に至るまで、生きづらさを感じながら、適切な援助を受けずにきた方々。親や教育機関、行政などの理解と支援が不足していたと思われます。特に親への支援策が必要と思われます。

日本人としての発達障害の研究と発達障害の統一見解、概念を規定する

5歳児検診の義務化

乳幼児期⇒学齢期⇒成人期を支える支援システムの整備

財源確保と支援体制の再構築が必要

療育機関が少ない。数を増やしてもらってもいいのでは。

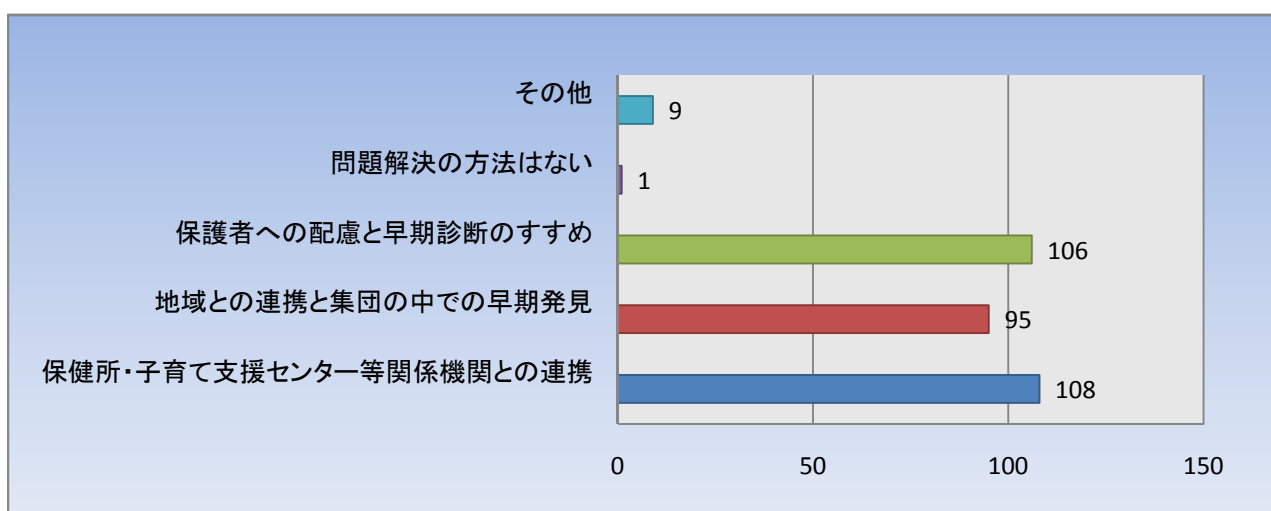
早期発見・早期療育施設の拡大

福祉施設運営をボランティアに頼らなければならない財源。

機関が不足している

日常生活の阻害要因で早期発見体制の不足を選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

保健所・子育て支援センター等関係機関との連携	108
地域との連携と集団の中での早期発見	95
保護者への配慮と早期診断のすすめ	106
問題解決の方法はない	1
その他	9
総計	319



早期発見体制の不足の理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

保護者家族への障害認知の啓発活動

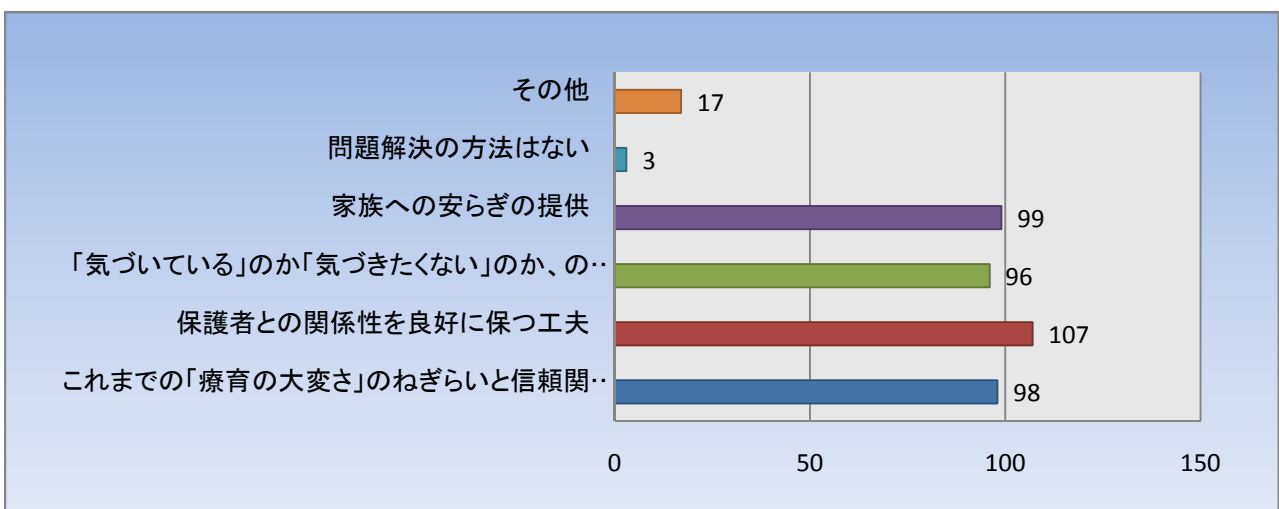
保健所・子育て支援センターなどの発達障害に対する知識、スクリーニング力をつける。

地域への普及が不足している為、地域での孤立疎外が根強い。保健指導の強化。

義務教育時期での、成績以外での本人像の評価。教育従事者の理解。

日常生活の阻害要因日常生活の阻害要因で家族の理解不足を選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

これまでの「療育の大変さ」のねざらいと信頼関係の構築	98
保護者との関係性を良好に保つ工夫	107
「気づいている」のか「気づきたくない」のか、の確認	96
家族への安らぎの提供	99
問題解決の方法はない	3
その他	17
総計	420



家族の理解不足の理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

家族への情報・ネットワークの提供

国として税で療育していく

障害者の定義の見直し

児童期における療育体制は整いつつあるが、成人期への連続性が見られない。児童期から成人期の暮らしをイメージできるような支援が必要であるが、支援者への啓発が遅れている。

偏見が根強い。正しい知識の普及。

自分の子供の特徴を知る。

発達障害という概念自体を知る機会を作ること

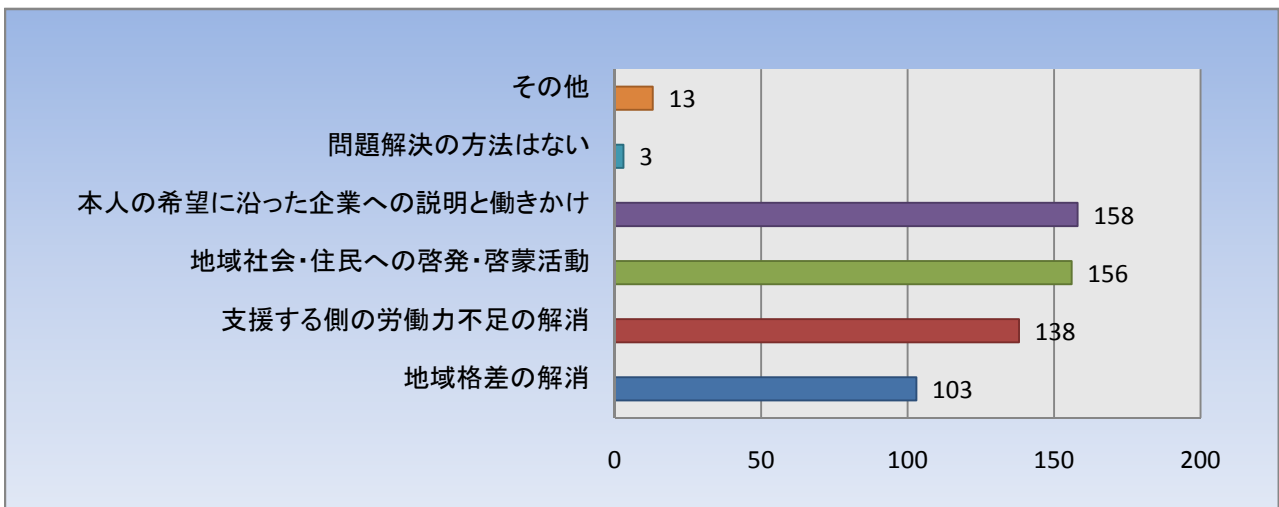
正しい知識を得る機会。

福祉サービス等、制度についての情報不足。専門家、事業所からの情報提供の機会を増やしていく必要を感じる。

保護者の揺れる想いに寄り添い、かつフォローしていける体制を関係者で構築する。

日常生活の阻害要因で就労先の不足を選択した方にお聞きます。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

地域格差の解消	103
支援する側の労働力不足の解消	138
地域社会・住民への啓発・啓蒙活動	156
本人の希望に沿った企業への説明と働きかけ	158
問題解決の方法はない	3
その他	13
総計	571



就労先の不足の理由としてその他を選択した方にお聞きます。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

企業の発達障害者への理解

企業や個人商店など「実習だけでもお願い致します」と相談しても、今の景気では人は雇えない・障がい者の接し方が解らない・仕事がない、などの理由で断られる事が多いのが現状です。解決策については、こちらがお聞きしたいくらいです。

発達障がいとは、「障がい者雇用枠」としては、雇用カウントされないため、企業としても積極的に雇用することができない。また、発達障がいということでは、さまざまな就労に必要な制度も活用できない。やはり障がい者雇用制度の改革が必要。

住み込みで面倒見てくれる職場が無くなって来ている。

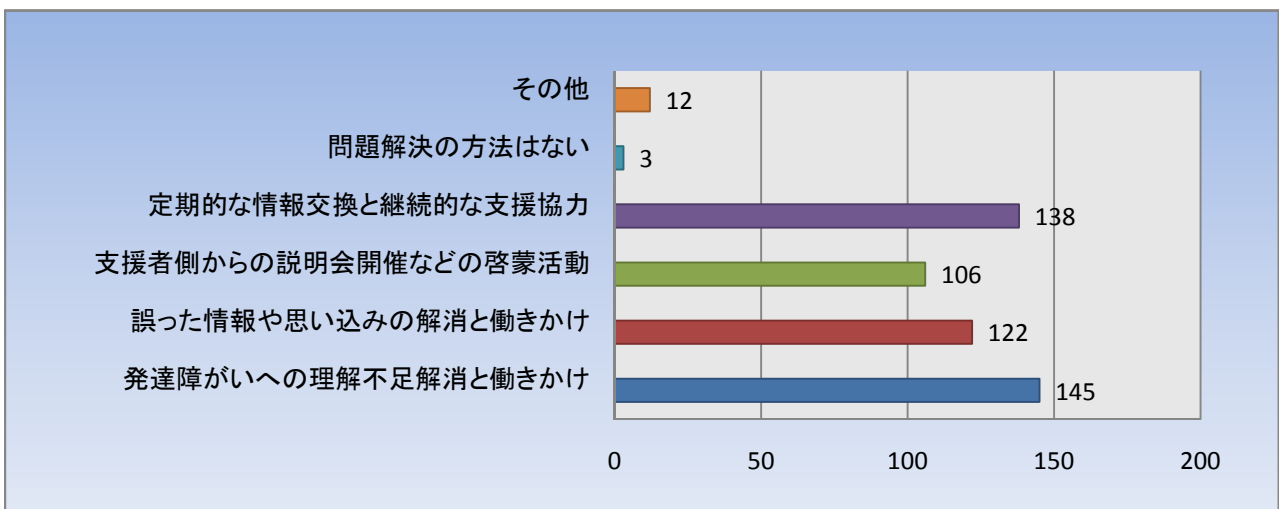
企業側の理解。受け入れを考えている企業は沢山あります。でも、どのように受けいれればよいのか、困ったときの相談先などが示されておらず、情報不足になっている。企業側のことをもっと知るべき。

受け入れ可能な企業が少ない。

福祉的就労・一般就労 どちらでもなく社会的就労の制度が欲しい利用者の賃金・サポートの賃金保障就労の形態として法的整備必要。

日常生活の阻害要因で企業の理解不足を選択した方にお聞きます。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

発達障がいへの理解不足解消と働きかけ	145
誤った情報や思い込みの解消と働きかけ	122
支援者側からの説明会開催などの啓蒙活動	106
定期的な情報交換と継続的な支援協力	138
問題解決の方法はない	3
その他	12
総計	526



企業の理解不足の理由としてその他を選択した方にお聞きます。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

ジョブコーチの報酬設定を現状に合う形にする

そもそも、地元産業においては、景気の動向により雇用に対する積極的な取り組みがない。これは景気策か、雇用企業に対する経済的支援が必要

職場の不足と同様、制度がないため、企業としてはメリットを受けることができないため、関心が薄い。

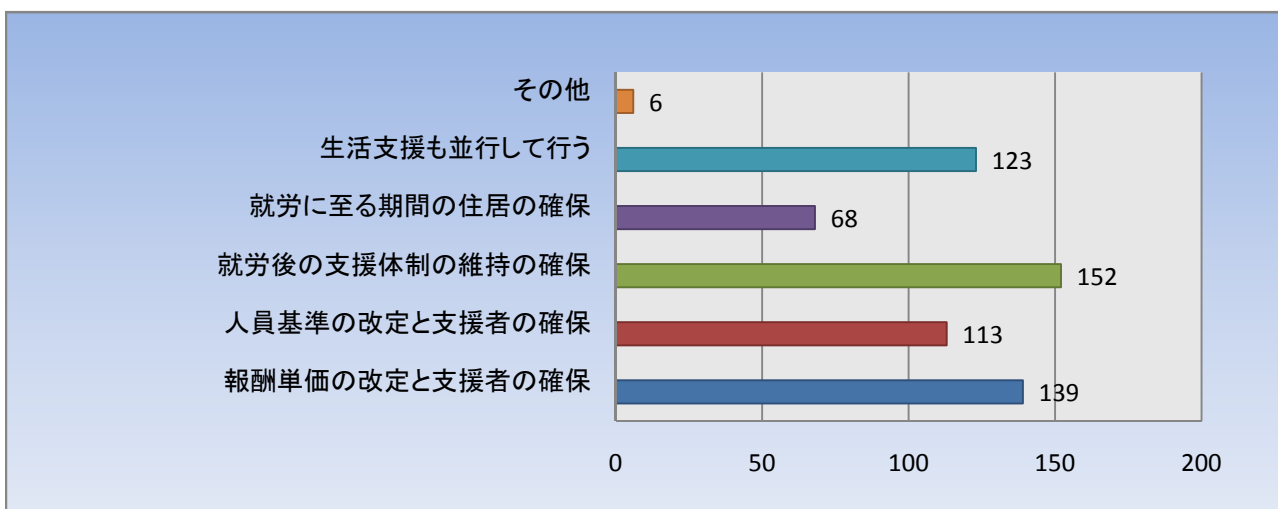
縫製工場で住み込みで働きたいが知恵遅れでは働く所が無い

企業側のみならず、施設側の企業に対する理解不足もある。施設側ももっと企業を理解するべき。

企業側での雇用した場合のリスクへの行政への配慮

日常生活の阻害要因で就労支援体制の不足を選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

報酬単価の改定と支援者の確保	139
人員基準の改定と支援者の確保	113
就労後の支援体制の維持の確保	152
就労に至る期間の住居の確保	68
生活支援も並行して行う	123
その他	6
総計	601



就労支援体制の不足の理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

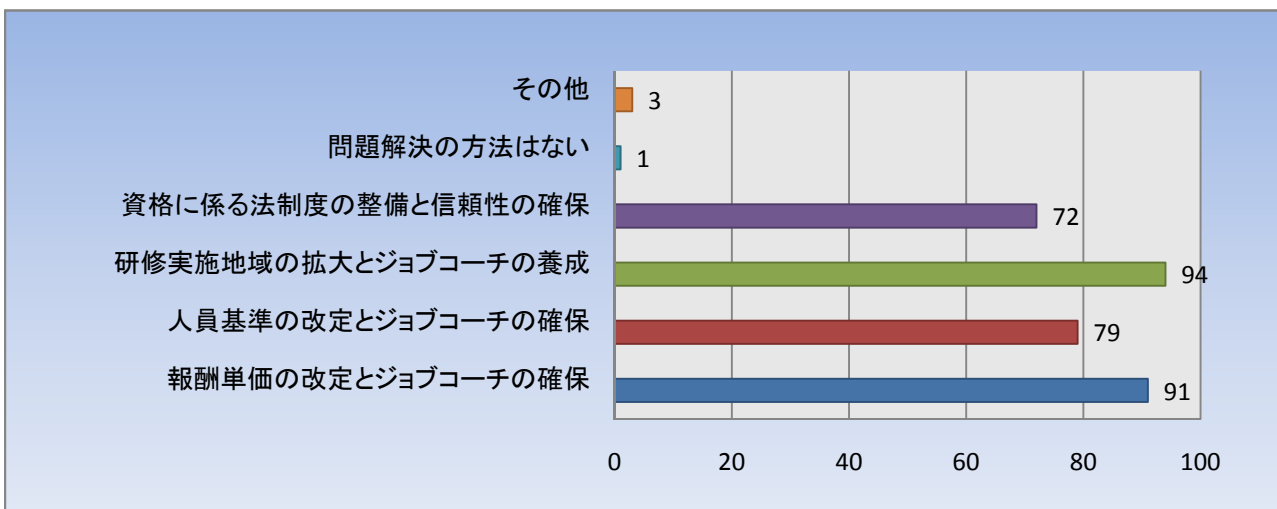
指定を受けてしまうとそれ以外出来なくなってしまうことがある。

行政主体で体験→実習→就職(終身フォローアップ)のスタイルを、療育、教育、支援機関、企業をつないでモデル的に取り組むなど、発達障がい者との物理的・心理的な距離を近づけることが必要。

まず、事業所数が少ない。もっと事業者が増えるような方策が必要

日常生活の阻害要因でジョブコーチの不足を選択した方にお聞きます。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

報酬単価の改定とジョブコーチの確保	91
人員基準の改定とジョブコーチの確保	79
研修実施地域の拡大とジョブコーチの養成	94
資格に係る法制度の整備と信頼性の確保	72
問題解決の方法はない	1
その他	3
総計	340

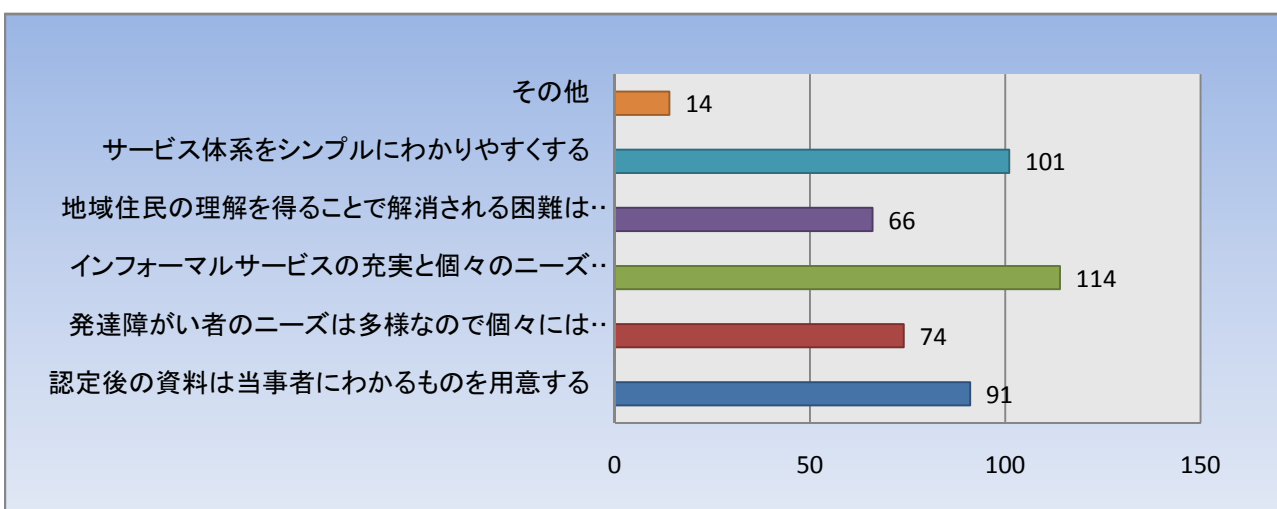


ジョブコーチの不足の理由としてその他を選択した方にお聞きます。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

報酬単価の改善。また、ジョブコーチでなくても就労支援員でまかなえることもある

日常生活の阻害要因で福祉サービスの不足を選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

認定後の資料は当事者にわかるものを用意する	91
発達障がい者のニーズは多様なので個々には対応し難い	74
インフォーマルサービスの充実と個々のニーズ対応	114
地域住民の理解を得ることで解消される困難は多い	66
サービス体系をシンプルにわかりやすくする	101
その他	14
総計	460



福祉サービスの不足の理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

コミュニケーション・社会性のトレーニング施設を作る。

地域資源の拡充、定員数の拡大等

ひとまず障害者自立支援法に発達障害を明確に位置づけること(付帯決議ではなく)。既存の福祉サービス(ヘルパーなど)をまず使えるようにしていくことが最優先されます

発達障がい者を受け入れられるサービス自体が不足している。

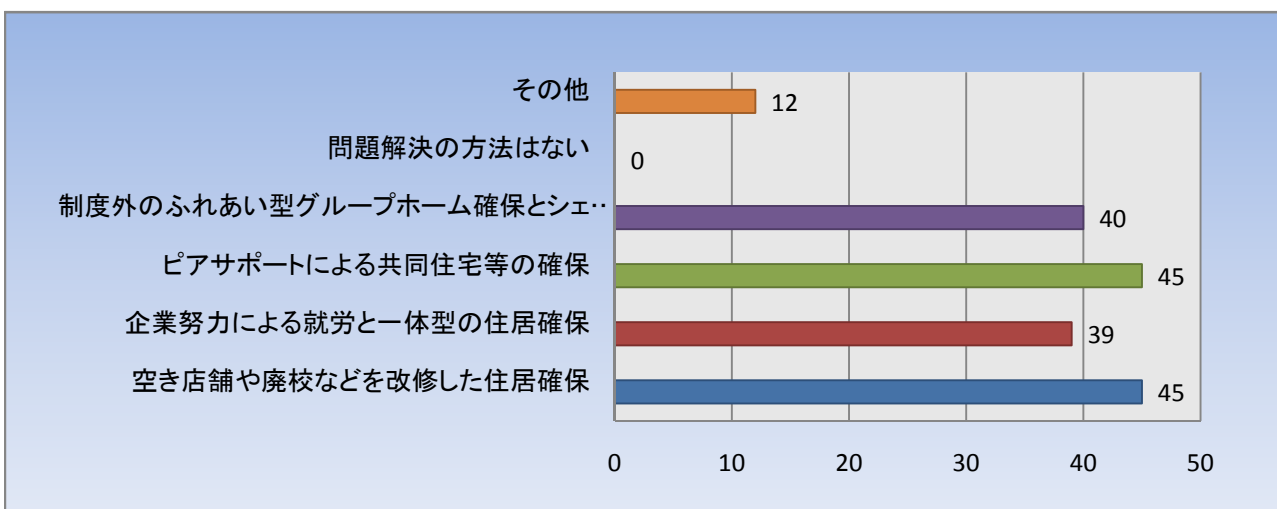
行政格差・市町村格差が激しすぎる。

三障害に捉われず、発達障がい、高次脳障がい、難病患者など、高齢者も含めてあらゆる障がいをもつ人に対するサービスを一元化することが必要。

相談支援機能をもっと強化する。家族の相談やグループを作るなど家族支援もする。

日常生活の障害要因で住宅環境の未整備を選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

空き店舗や廃校などを改修した住居確保	45
企業努力による就労と一体型の住居確保	39
ピアサポートによる共同住宅等の確保	45
制度外のふれあい型グループホーム確保とシェアリング	40
問題解決の方法はない	0
その他	12
総計	181

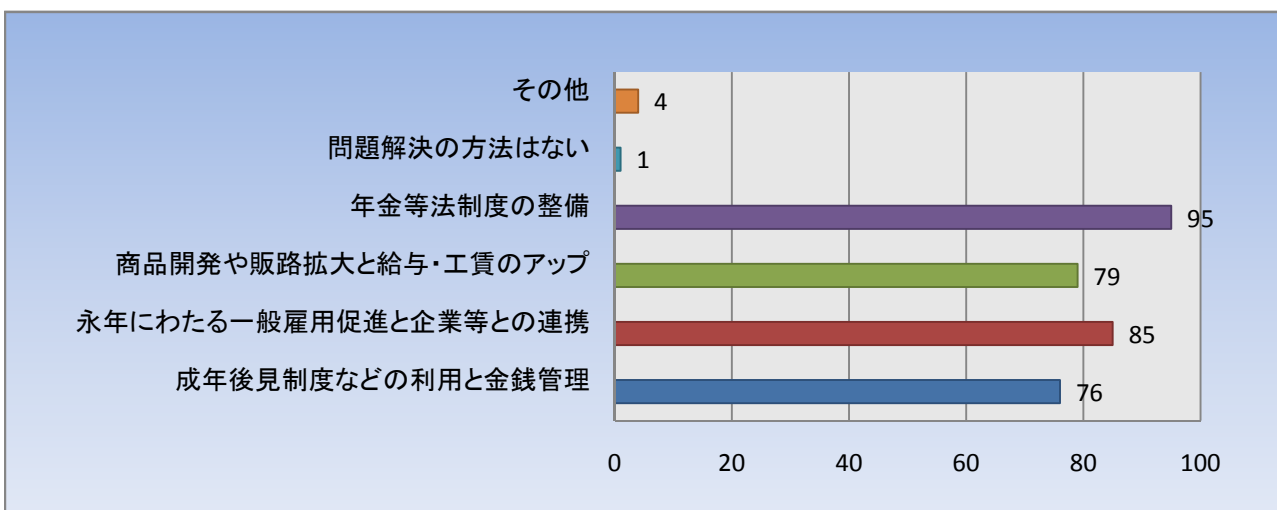


住宅環境の未整備の理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

公的住居の提供、市営住宅等の確保
地域の空き住居の利用でも、建築基準法や消防法との関係で、小規模社会福祉施設として取り扱われることから、整備改修費が必要となり、それらの維持改修費を公費で補助してもらえよう、制度の充実を希望する。
公営住宅の利用促進制度を強化する。
事業所負担での整備は、減価償却を考えると、報酬単価として難しい。賃貸を考えると、住民の理解を得るのが困難な状況である。
正しい知識の普及
地域資源で何が使えるものなのか、良く把握できていないのが現状です。
自閉症など物理的な構造化が必要な人への環境整備や助成が必要
施設整備をしても必要な人員を抱える事が財源的に出来ない。
収入の確保(年金など)がないかぎり、住居の確保は難しいと思います。

日日常生活の阻害要因で生活費の不足を選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

成年後見制度などの利用と金銭管理	76
永年にわたる一般雇用促進と企業等との連携	85
商品開発や販路拡大と給与・工賃のアップ	79
年金等法制度の整備	95
問題解決の方法はない	1
その他	4
総計	340



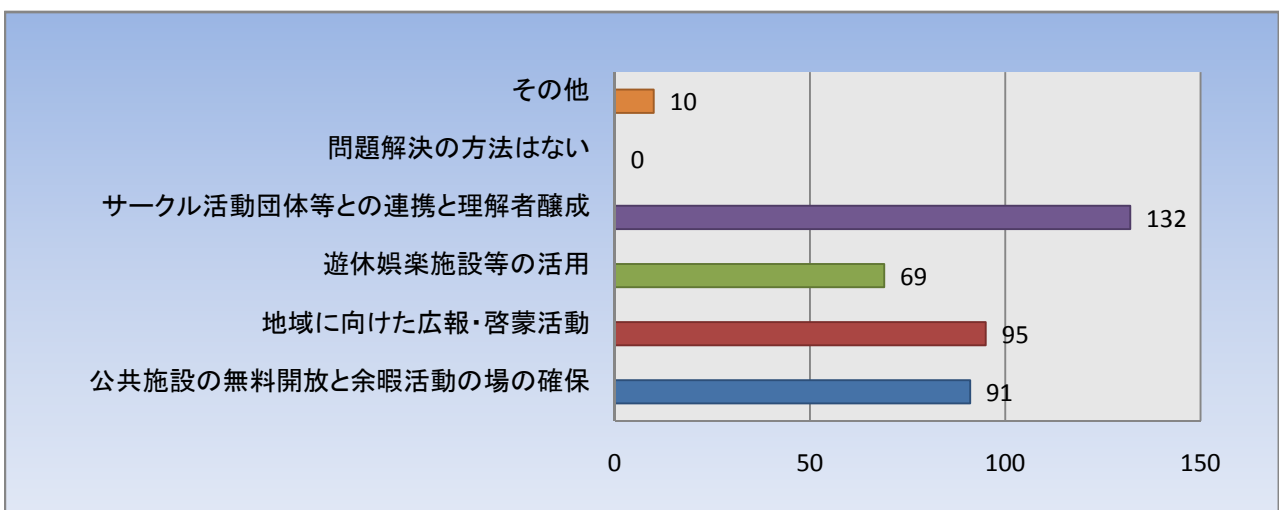
生活費の不足の理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

共同生活介護事業所のホテルコスト的な助成として、住宅手当を認めてほしい。

正しい知識の普及

日常生活の障害要因で余暇活動の場の不足を選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

公共施設の無料開放と余暇活動の場の確保	91
地域に向けた広報・啓蒙活動	95
遊休娯楽施設等の活用	69
サークル活動団体等との連携と理解者醸成	132
問題解決の方法はない	0
その他	10
総計	397



余暇活動の場の不足の理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

解決策ではないのですが、ネットやメール、携帯電話への依存等を解決していくことも必要ではないでしょうか。

当事者同士が関わり合える場所を創る

正しい知識の普及

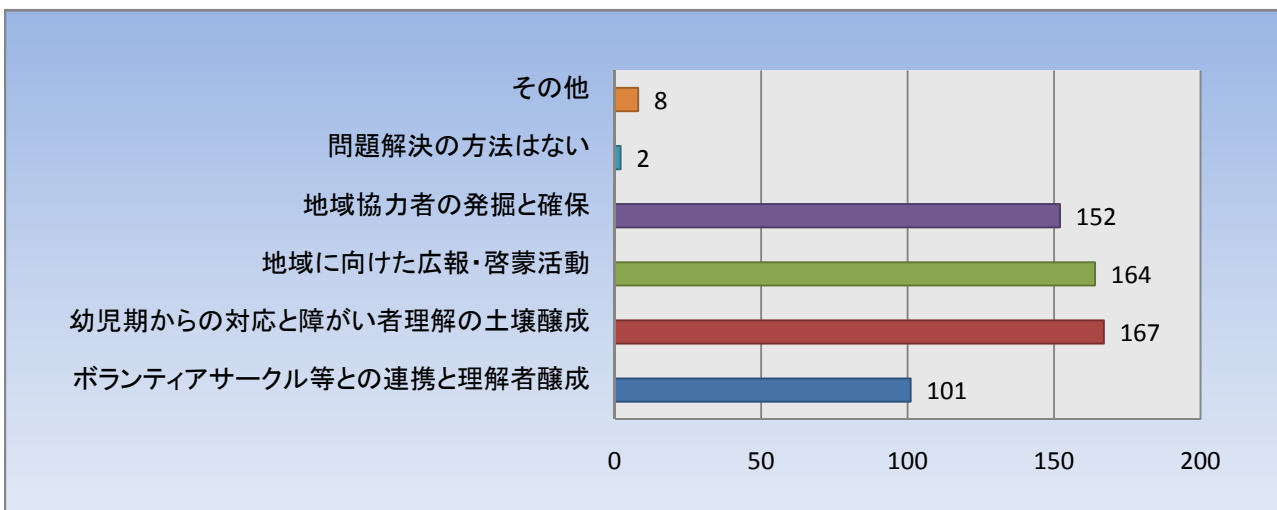
支援者の確保・育成

自閉症児・者等に物理的に配慮された構造(活動にメリハリがつけられる空間)

コミュニケーションが苦手な人が多いわけだから友達を作るのは難しい。友達作りの場所が必要。当事者サークルのようなものを造る支援が必要

日常生活の障害要因で理解者の不足を選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

ボランティアサークル等との連携と理解者醸成	101
幼児期からの対応と障がい者理解の土壌醸成	167
地域に向けた広報・啓蒙活動	164
地域協力者の発掘と確保	152
問題解決の方法はない	2
その他	8
総計	594



理解者の不足の理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

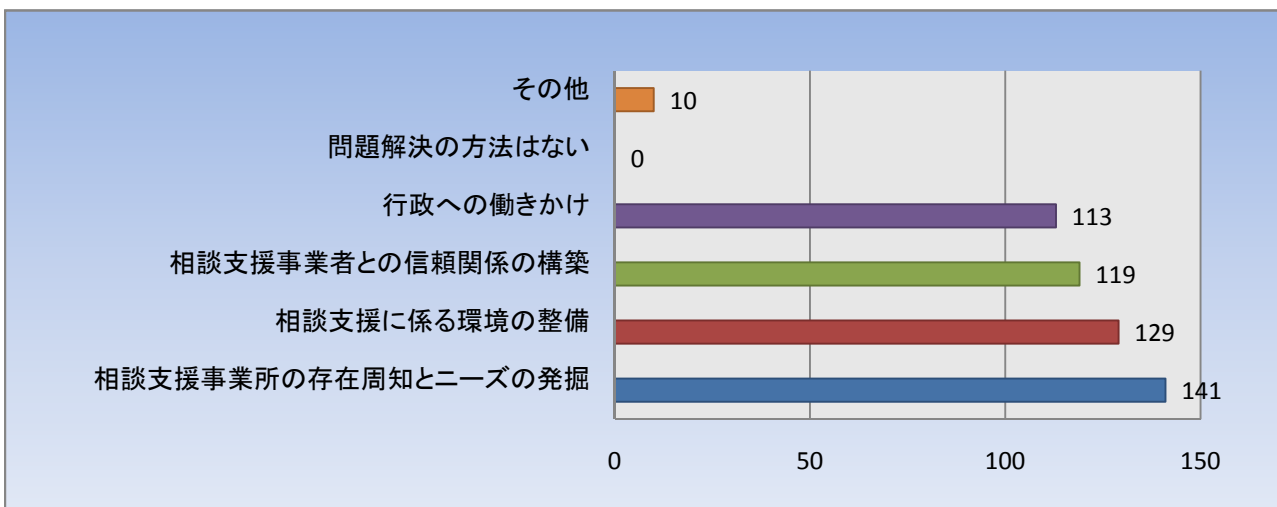
正しい知識の普及

既職者(特に管理・幹部クラス)の発達障がいへの正しい理解・配慮が最も不可欠。

まず、教育関係者、医療関係者などの公的機関の理解向上が先決と思います。

日常生活の阻害要因で相談できる場所の不足を選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

相談支援事業所の存在周知とニーズの発掘	141
相談支援に係る環境の整備	129
相談支援事業者との信頼関係の構築	119
行政への働きかけ	113
問題解決の方法はない	0
その他	10
総計	512



相談できる場所の不足の理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

自立支援協議会を含めて、相談支援事業の重要性の共通認識と相談支援事業所の数の確保。委託相談支援事業所にこだわらない指定相談事業所の数の確保

当事者の方々は、相談する場所がある事すら解っていないのではないのでしょうか。当事業所は、通所で利用して頂いておられますが、誰かに相談しに行ったという事は聞いた事がありません。何か相談事がある時には、職員に相談しておられます。

地域包括支援センター、民生委員、児童委員などとの連携協働

相談支援事業所自体が発達障害を理解していないので、発達障害者の人が相談できない。

存在周知だけでなく相談方法の周知ももっとすべき

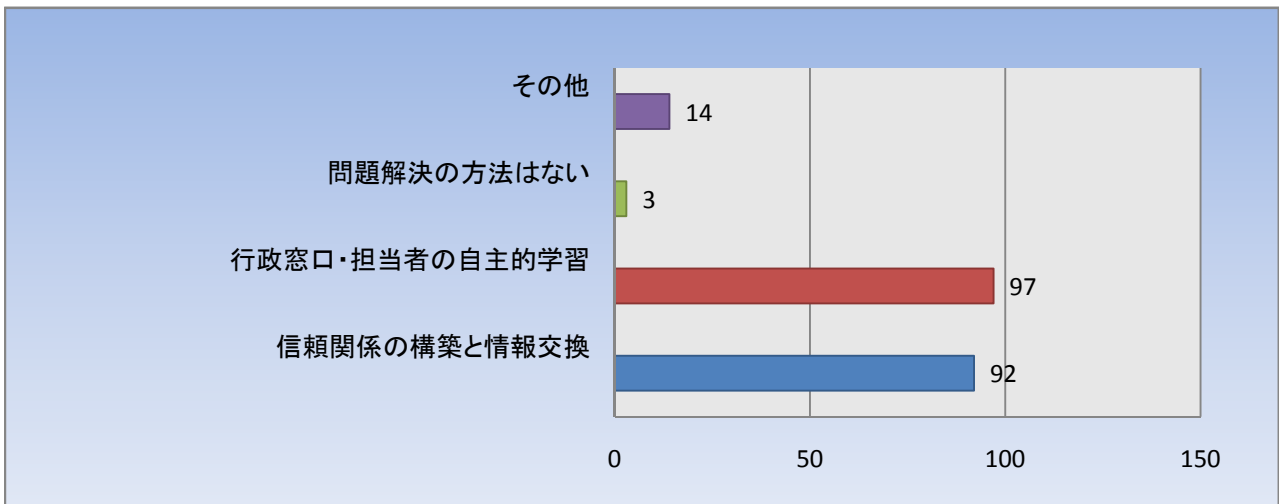
相談支援の人的充実と発達障がいについての専門性の確保

発達障害に関する知識を持った人材の育成。

各市に1ヶ所の相談窓口では、対応できません。学齢期の6パーセントといわれる人に対応できる窓口を用意してほしいと思います。

日常生活の障害要因で行政の理解不足を選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

信頼関係の構築と情報交換	92
行政窓口・担当者の自主的学習	97
問題解決の方法はない	3
その他	14
総計	206



行政の理解不足の理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

発達障害者専門の受け入れ窓口が必要なぐらい、ニーズがあるのに、発達障害者の言葉さえ知らない職員が対応している状態

自閉症・発達障がい者支援センター事業が、対象者の数を考えた場合、このサービス量ではあまりにも不十分だということと、当然それにもなって支援職員・相談員の専門性が重要だと考える。

行政窓口の専門性の確保

行政が一番理解していない。行政関係者への知識の普及

担当課の発達障害に関する理解と、要支援者であることの認知。

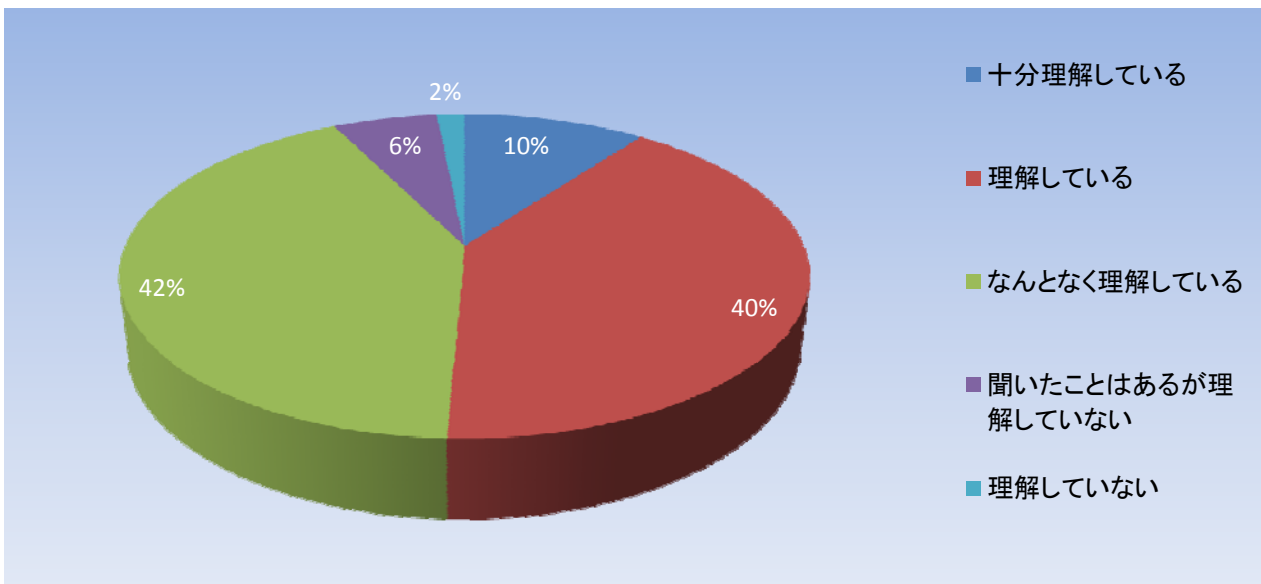
行政(特に障がい福祉に携わる部署)の積極的な理解と、程度区分判定

自主的学習というよりは、理解の深い方が講習をし、間違いのない学習・周知が必要だと思う。

自主的学習では追いつかないと思います。まず、具体的支援の充実が先決だと思います。支援が複数あれば、その利用をめぐって利用者との接点も増え深まるのではないのでしょうか。

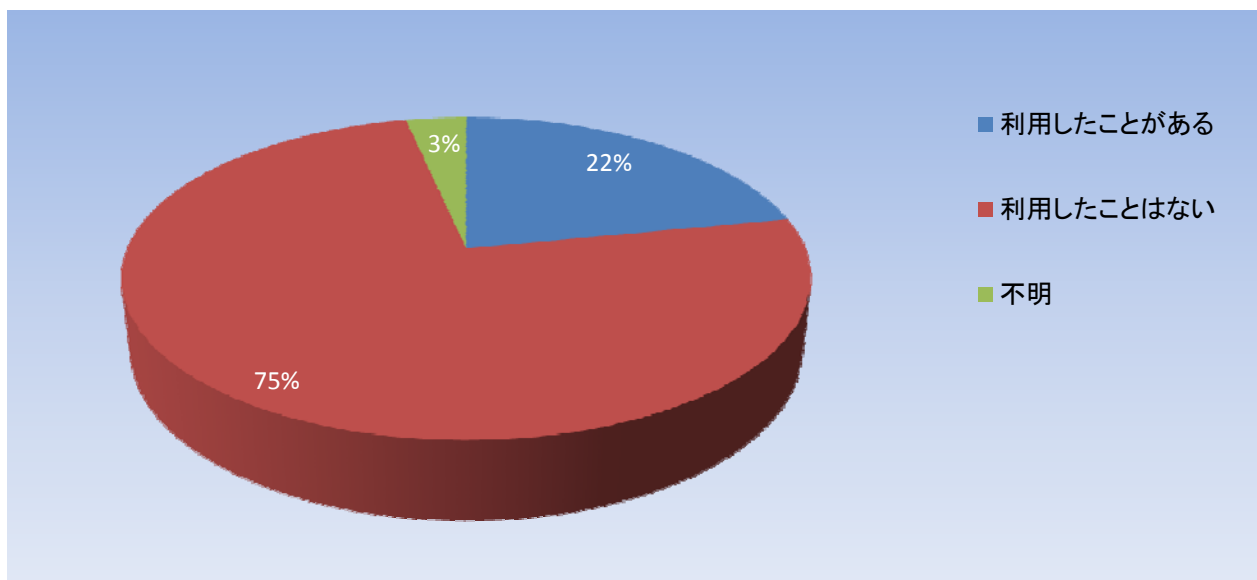
成年後見制度について内容を理解していますか？ 該当するものを全て選択して下さい

十分理解している	33
理解している	131
なんとなく理解している	136
聞いたことはあるが理解していない	19
理解していない	5
総計	324



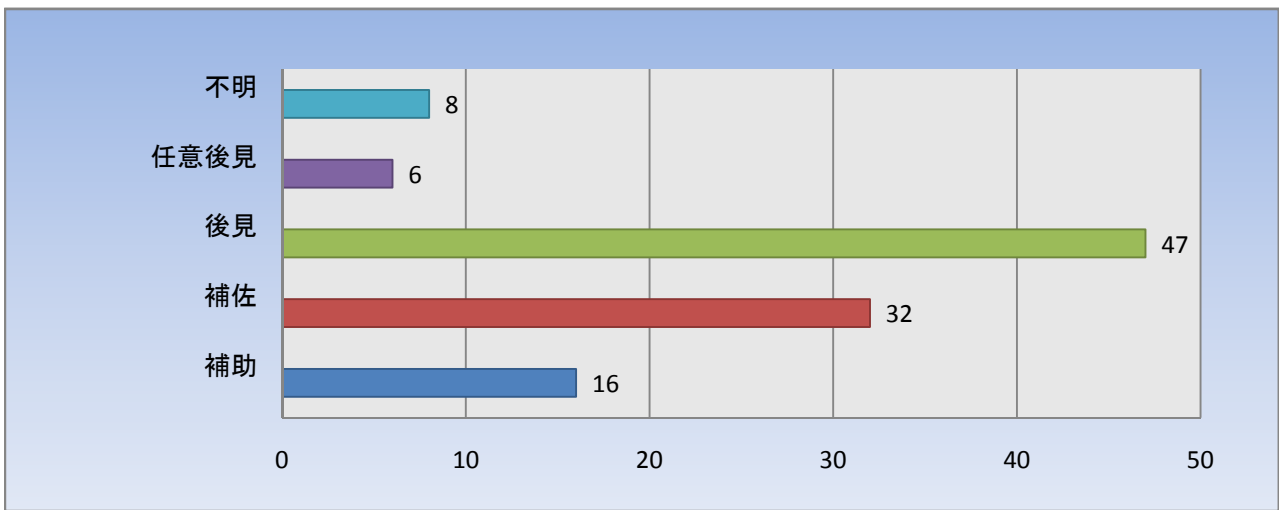
成年後見制度を利用したことがありますか？

利用したことがある	71
利用したことはない	242
不明	11
総計	324



成年後見制度について利用したことがあるを選択した方にお聞きます。どの制度を使いましたか？

補助	16
補佐	32
後見	47
任意後見	6
不明	8
総計	109



利用した成年後見制度で補助を選択した方にお聞きします。何件ほど利用しましたか？

1件	4
2件	5
3件	1
5件	1
総計	11

利用した成年後見制度で補助を選択した方にお聞きします。費用は平均してどれくらいかかりましたか？

1万円未満	4
2万円未満	0
3万円未満	1
5万円未満	3
10万円未満	1
10万円以上	1
不明	6
総計	16

利用した成年後見制度で補佐を選択した方にお聞きします。何件ほど利用しましたか？

1件	10
2件	4
3件	1
5件	1
総計	16

利用した成年後見制度で補佐を選択した方にお聞きします。費用は平均してどれくらいかかりましたか？

1万円未満	2
2万円未満	3
3万円未満	1
5万円未満	5
10万円未満	5
10万円以上	2
不明	12
総計	30

利用した成年後見制度で後見を選択した方にお聞きします。何件ほど利用しましたか？

1件	12
2件	4
3件	4
4件	1
5件	2
10件以上	2
総計	25

利用した成年後見制度で後見を選択した方にお聞きします。費用は平均してどれくらいかかりましたか？

1万円未満	7
2万円未満	2
3万円未満	1
5万円未満	3
10万円未満	8
10万円以上	3
不明	20
総計	44

利用した年後見制度で任意後見を選択した方にお聞きします。何件ほど利用しましたか？

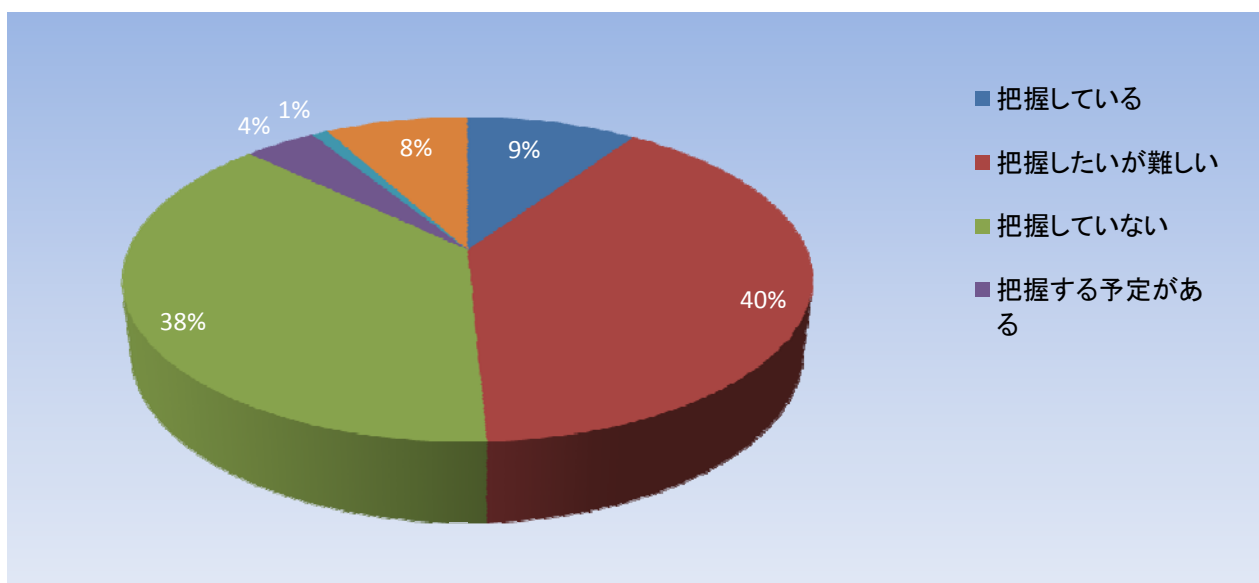
1件	1
2件	2
総計	3

利用した年後見制度で任意後見を選択した方にお聞きします。費用は平均してどれくらいかかりましたか？

1万円未満	0
2万円未満	1
3万円未満	0
5万円未満	0
10万円未満	0
10万円以上	1
不明	3
総計	5

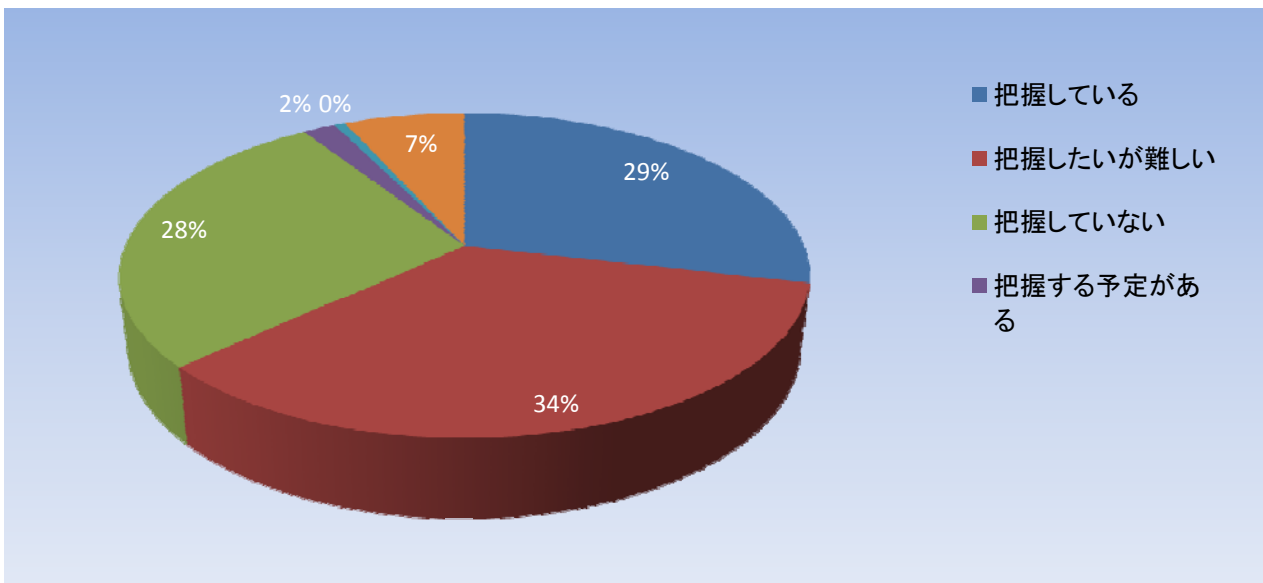
「引きこもり」といわれる方たちの実態を把握していますか？

把握している	31
把握したいが難しい	129
把握していない	123
把握する予定がある	13
把握する必要がない	3
不明	26
総計	325



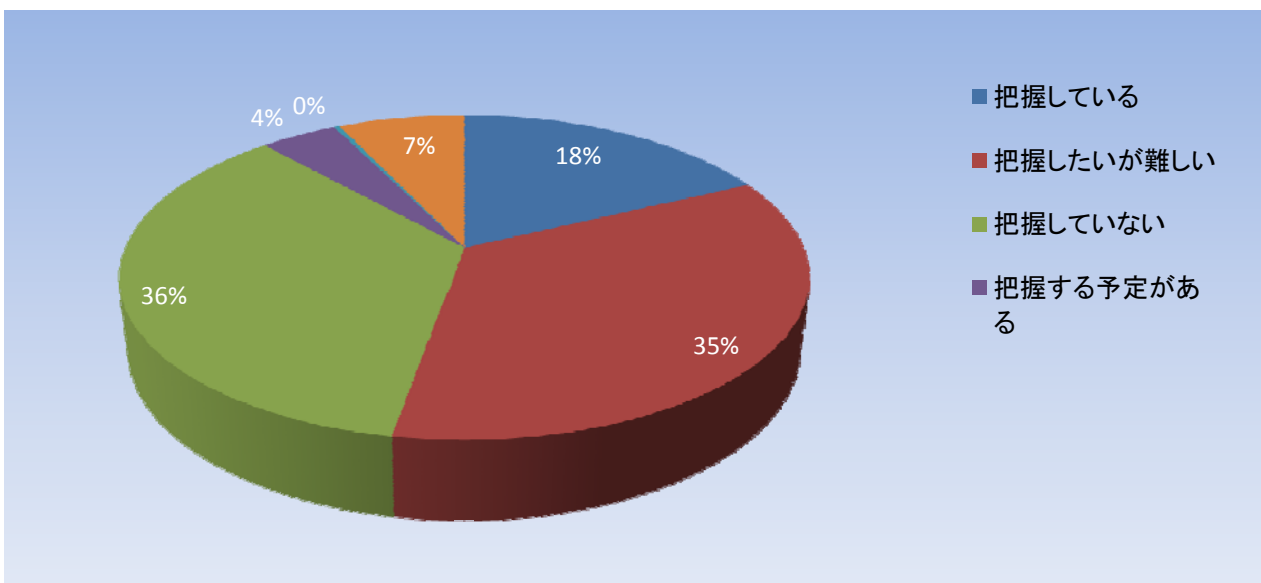
「うつ」や「精神疾患」といわれる方たちの実態を把握していますか？

把握している	93
把握したいが難しい	112
把握していない	90
把握する予定がある	6
把握する必要がない	2
不明	22
総計	325



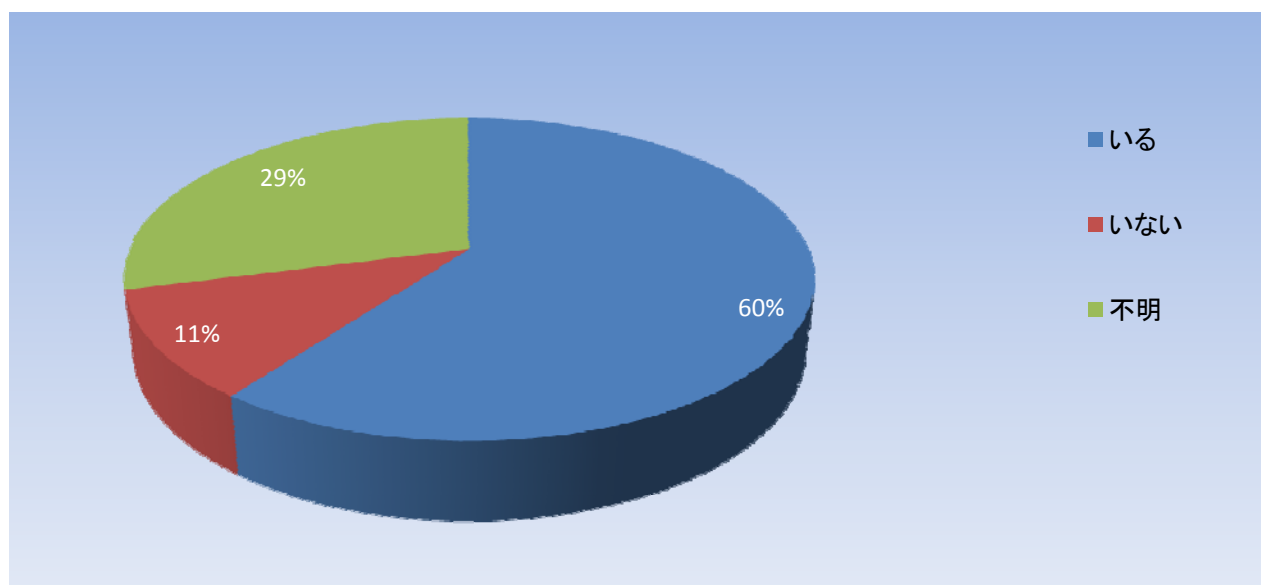
発達障がいと診断されている方のうち、知的障がいを伴わない方たちの実態を把握していますか？

把握している	58
把握したいが難しい	113
把握していない	115
把握する予定がある	14
把握する必要がない	1
不明	23
総計	324



発達障がい診断できる病院や医師はいますか？

いる	195
いない	35
不明	94
総計	324



発達障がいの範囲についてどう思われますか？

発達障害や高次脳機能障害などの定義づけを見直す必要がある	164
「医療モデル」から「社会モデル」への転換を図るべきだ	144
手帳未交付者がサービスの対象外なのは問題だ	190
福祉とは別の分野で認定したほうが良い	31
「標準化」か「個別化」で議論の方向性が違う	64
その他	44
総計	637

発達障害の範囲についてその他を選択した方にお聞きします。ご意見がありましたら具体的にお書き下さい。

範囲が広すぎて、回答不可。

自閉症スペクトラムの考え方にに基づいた形が望ましいのではないかと。その考え方にに基づいた診断と、TEACCHプログラムを用いた早期療育の必要性を強く感じます。

専門的な支援の取り組みがまだまだ不十分であるので具体的な提案までいたらない。

精神医療分野ならびに低所得者・それ以下の生活保障分野双方が関係する問題であるが、現段階ではどの選択肢が問題であると言える段階にも至っていない、状況だと思われる。

発達障がい者支援法がありながら、手帳は精神保健福祉手帳、療育手帳の範疇になるので範囲としては十分だが、範囲に対する支援はかなり不足している。

まだ答えることができるほどの知識がない。

発達障害の範囲をある程度、明確な基準を持ってほしい、医者に診断されたというより、言われたと話、困惑する家族を何人か見たが、家族が本人に伝えられず、本人も生活のやりにくさだけが残り、サービスや制度にもつなげる事

発達障がいを受け入れたことが無いのでわからない。

関係者や保護者間でやっと、範囲や概要がわかってきた段階にあると思う。早急に範囲や定義を変える必要はないと思う。

発達障がいと診断されている方のうち、知的障がいを伴わない方たちの困っていることは何ですか？

知的障がいを伴わないと外見が普通に見えるが故に、健常者とおなじ扱いを受けてしまうこと。

生活していくうえでの生きにくさを周囲の人たちに理解してもらえない。

偏見、教育機関や企業、行政の理解不足

周囲の理解が得られず、生活の中で生きづらさを痛切に感じる所ではないでしょうか？

手帳等の法制度の未整備

知識、知恵は働くが、対人関係が苦手なために、人とトラブルになることがある。また、子供の頃に発見されず成人になってしまった方は、鬱や、不安症などの2次障害を生じることがある

奈良市では原則としてサービス提供の対象外。周囲の理解がなく、余暇活動などの機会が少ない。

本人の理解がなかなか得られないことで、他の精神障害者とのコミュニケーションがとれず、しばしばトラブルになったり誤解を受けやすく、傷つくことやその逆がある。また就労支援にあたって適切な業種や企業の発掘が難しい面がある。

一見して障害の有無が見えないので、周囲に誤解されることが多い。

持っている能力以上の事を期待されること

対人関係・想像性あるコミュニケーション・社会性

本人の障害受容。高学歴者が多いのでプライドが高い。障害と自分のイメージが合致しない

生活上のつまづきやその原因に本人や周囲が気づかない

自己認知、保護者認知

社会での理解不足

特性としての「社会性の不足(一概には言えないが)」に対する、周囲の人々の理解不足と、支援内容の技術不足。

見た目ふつうなので、変わったやつと思われて、仲間はずれなどになりやすい

色々な制度を利用する際に制限がある事がある。

なかなか理解が得られにくい

発達しょうがい事態の理解。それに伴う当事者のこまり感の理解

周囲の理解を得にくい。(家族・学校含めて)自分自身の生きにくさがどこから来るのか分かりにくい。「困難さ」や「世界観」「感覚」を共有できる人や場所が少ない。失敗を振り返ったり、分析して次につなげる事が苦手で、「辛い経験」「マイナス」のイメージでしか残りにくい。ペース配分が苦手。

就労を目指す能力の高い方に対しての就労支援が、福祉施設としてはサポートが困難である。

日中の活動場所の不足と受け入れに拒否を示す場合がある

感情のコントロールが難しい人がいるので、指導が困ることがある。

学齢期、移行期ごとの環境の変化への順応に対する、家族以外の機関のサポート体制が整わず、本人の個性への学校の理解を求めたり、環境整備が本人、家族だけの負担になっており、そのために学校やその他の環境への適応がスムーズにすまない。

このアンケートの発達障害者は知的障害者も含むとの考えで答えさせて頂きました

周囲の理解

当法人利用者には、伴わない方はいません。

社会状況、特に就学時から社会生活に移行する際に不適應を起こす方が多く、それらに対する家族の問題性の認識不足や適應できる福祉サービスの少なさが感じられる。

利用できる制度に制限がある

円滑なコミュニケーション。社会的な場、生活の場の確保。

回りの理解 孤立化 生活費

福祉制度が利用できない

障がい者手帳がないため、社会資源が活用できない。地域の無理解。

人とのコミュニケーションが上手く取れなくて、社会生活をスムーズに行なえない。

知的障がい者と発達障害者の区別が難しい

発達障がいと診断されている方のうち、知的障がいを伴わない方たちの困っていることは何ですか？

公的なサービス・援助・支援が全くない。

人間関係の調整

サービスの受け皿がない

暗黙の了解が理解しにくい事ではないでしょうか。脳の障がいのために感じ方や捉え方が違っている事に対して、周りの人たちには理解されにくい(見た目には解らない事が多いだけに)事でも困っているのではないのでしょうか。

社会的認識の必要性と後天的な要因で発達障がいになられた方が以前までとのギャップなどでしょうか。

療育手帳が持てない事によって、各種のサービスや障がい年金などが受けられないなどがあるのではないのでしょうか。

「対人関係」や「同僚とのトラブル」

人との適切な関係性の構築

地域、企業などでの認識、理解不足により、就職が難しい。

現在、大学4年に在学されている方の相談を個人的に受けている。その中で知的能力の高い方は「精神保健福祉手帳」、そうでない方は「療育手帳」というのが一般的な迂回路となっているが、その方自身も「精神保健福祉手帳」を取得し、「障害者雇用枠で」就職活動をしているが、「自分は精神障がい者ではないのに」ということが腑に落ちないまま就職活動を行なっている、とのことである。

周囲の理解不足、交友関係の構築が困難

手帳が交付されないと福祉的サービスが使いにくい。障害の特性がなかなか理解されにくい。本人の希望する生活と、社会の受け入れ態勢のギャップが大きい。

就労できない、障害の受容、友達関係のトラブル、など

・人間関係がうまくいかない。・働き始めても、続かない。転職を繰り返す。・障害が目に見えてわからないために、周りの人に理解してもらいにくい。本人も自分の障害がわからなくて漠然と悩んでいる。

利用できるサービスが少ない/支援の対象とされることが少ない/相談出来る場所が少ない/家族、兄弟関係が希薄になってしまう

知的に問題がないとちょっと変わった人(子)と言う判断で終わってしまい、必要な療育に結びつきにくい

福祉のサービスが使えない等

両親との関り方、アプローチの仕方

手帳が交付されず、サービスが受けられない。周囲から障害を理解されずに、支援のない状況にさらされて、不適応を起し易い印象。

職場での理解の少なさ・就業の場の少なさ・年齢相応の仲間集団の無さ

給付サービス(公的サービス)を受けられない

理解者の不足

福祉サービスが利用できない(周知もされていない)。就労の前段階の支援の場が極めて少ない。

①乳幼児段階の集団生活・教師保育士の対応の難しさ、②小学校中学年頃からのいじめや孤立感、③思春期以降の診断の自己理解、④学力と進学・進路、⑤引きこもりや精神科的な不適応行動と入院治療、⑥退院後の生活支援体制の整備、⑦卒業後の就労、⑧就労後の不適応・再就労、⑨キャリアのある社員のメンタルヘルス、⑩家庭のある人の子育て・教育機関・学校との付き合い方等

①身近な理解者や支援者が少ない、②安心して付き合える、同年代の友人が少ない、③自分の適性に合った仕事の間がない、④友人関係が上手に築けない、

自分と社会との適応、理解者の少なさ、社会資源の不足など

現行の福祉サービスを利用できない。周りから理解されない。自分自身も理解しにくい。手帳がとれない。二次的障害を発症しやすい。

家庭以外の居場所のなさ。

成人場合、経済的な問題と就労の問題。

人との関わりがうまく出来ない。そのため傷つきこもりがちの生活となってしまう。サービスの利用もなかなかつながらず、経済的な不安、将来への不安を抱いている。

周囲の人たちの理解が得られにくい。その中で、納得できないまま、なんとか折り合いをつけて生活している。

働く場が少なく、また、働いたあとのサポートが少ないこと。

発達障がいと診断されている方のうち、知的障がいを伴わない方たちの困っていることは何ですか？

福祉サービスを利用されている方たちで、自分は障がい者ではないという思いが強い人が多いのでそこでの葛藤。後は学校時代にいじめられ、トラウマになっていること。うまく人間関係が築けないこと。

異質扱いされること

家族・社会の偏見

働けないのに年金がもらえないこと。住民、支援者の理解不足

・個別のサービスを利用しにくい ・就学相談で適切な学校選択が難しい。 ・行政の理解が得にくい。

うちの施設にはいないので分かりません。

手帳や年金が交付されないため、福祉の制度に乗らない。

手帳の交付や年金。

社会適応不全、対人技能の未熟さからの派生的な問題が就業を困難にさせている。

発達障がいの理解が進んでいないこと

十分に把握していません。

学齢期以降の支援の場がない。自立支援法が適用されない。障害者雇用促進法(略称)の枠外である。

個別によるため、一概には言えない。

個別であるという点において、他の障害と同じである。

把握していません。

欲しいサービスの不足など

就労や施設利用などの行き場が無いのが現状。

本人への障害の告知方法と、制度や支援の認定になかなか結びつかない事

精神病として一括りにされているように思う。

金銭面のサポートが必要なケースが多い。好き嫌いの判断で通所できなくなるケースもある。

本人、保護者の「障がい」に対する理解・自覚の欠如。

一般の理解不足

具体的支援がほとんどない。困りごとは、その一人一人の障害の特性で違っており、多岐にわたると思います。

支援する上で、難しいのはまず支援者としてスキル不足で、発達障がいについて勉強不足で、どう支援したらいいのかがわからないことがある。

障がいのことを理解して無い為、知的に障がいがあるように勘違いされ、外出がおっくうになったり、仕事も出来ない。

就労後、職場の人との人間関係がうまくいかず、仕事が続かなかった。一度うまくいかない人ができると就労の継続がなかなか難しい。

知的なレベルが高い為、療育手帳が交付されない。障がいを理解されにくい。

わからない

施設に入りにくい。手帳がもらえず制度が利用しにくいなど。

協調性がない

就職先の確保、理解不足。サービス利用における、グループ活動の困難さ。

学力面と生活面に応じての学校の選択が難しい。また、休日や放課後の支援体制が取れない。

対人関係

他の精神疾患と誤診されることも少なくない事で二次的な障害を伴っている現状がある。

「発達障害」という障害が理解されていない。表面上は(外見や短時間の接触)では、「何か(どこか)ふつうと違うようだ」という見方をされることがあり、「変わった人」と思われてしまうことが多い。(「こんな配慮があれば仕事や社会生活が継続する」というような)対応のポイントのようなものを理解してもらいにくい。

自分自身が障害を受け入れられない事

発達障害の人たちの関りが無いのでわからない

発達障がいと診断されている方のうち、知的障がいを伴わない方たちの困っていることは何ですか？

就労問題。家族関係。

当事業所には発達障がいの方がいないため、把握できていない。

手帳の種類によって精神障害でないのに精神障害手帳を交付されるために就労等で誤解が生じる。手帳なしの人達に対するサービスが受けられるのか受けられないのかの線引きはケースワーカーの判断にゆだねるしかない部分や就職する際に障害者枠で就労できない部分など

周りの理解不足。判断の難しさ。

資源の少なさ(手帳、年金、専門性の高い施設、専門性の高い支援者)、支援者の中でも、精神障害者と同じ様に対応してしまう人もいる。

手帳を持たないため、年金の受給を含めて福祉サービスの利用ができないが、就労も困難で所得保障がされていない

自分がなぜ社会に上手く適応できないのかわからない、失敗経験を重ねて、被害的な思いにとらわれている

知的障がいを伴わない方は、自身の障害を受容できない。精神科に受診されているケースがあり、連携の必要性を感じる。

二次障がいの的に精神疾患を伴っているが、それに自覚できずに、より社会不適応感を増幅させているのではないのでしょうか？

集団生活など社会不適応

療育手帳が公布されていないので、制度のはざまにあり、現状の福祉サービスが利用できない問題があるのではないか。

知的障がいを伴うと思われることがある。

社会への自立を考えたときの行き場がない。

明確な理解をしていません

医療との連携

コミュニケーションの問題

・保護者の理解が薄い。・診断できる医師不足。・教員の理解不足・地域住民の理解不足などなど目に見えない障害なので日常生活において困っていることは多いと思う。

手帳の交付、年金の支給などを受けることについて困難がある。

周囲の知識、理解がなく、いじめやその他良好な対人関係が築きにくい。

年金の保障がない。本人の障害の自覚。

自立に関することすべて

大人の方より、むしろ子どもさんとのかかわりが多い事業所です(発達障害にかんしては)。幼稚園、保育園等の受け入れや就学時にどの学校を選ぶか、また普通学級に入ったお子さんへの理解など親が奮闘しなければならない

コミュニケーションの方法

手帳の交付がないことで、福祉サービスを受けられない。

周囲の無理解・誤解

個別差があります。

周囲の理解

制度利用が困難。 前の質問で「実態を把握しているか」の問いで、この地域すべての方を把握しているのではなく、相談にこられた方の状況は把握しています。把握できていない方もたくさんいます。

フォーマルサービスの枯渇

発達障がいと診断されている方のうち、知的障がいを伴わない方たちを支援していく上で困っていることは何ですか？

モデルケースがないので具体的にご本人や家族の方たちに将来像を説明することが難しい。

職員の理解不足、情報が少ない

周囲の理解がないため、誤解されることが多い。

重い知的障害を中心とした人たちの通う就労継続事業所では、一緒に支援していくことに限界があり(重度の人たちへのセクハラなど問題行動)、受け入れたものの他施設へ紹介せざるを得なかった。

利用できるサービスが限定されてしまう

知能が高く、高学歴であることが多く、プライドが高く、支援を受け入れないこと。また、職員は本人の障害も特性も分かっているので、それに合わせた支援ができるが、他の利用者はそれを知らないため、本人の特有の行動を理高機能自閉症の方の特徴を生かした職場が少ない。職場での人間関係の構築が難点。

本人の強いこだわりとそのことへの理解がなかなか得られないこと。

個別対応が原則となるが、人間的な余裕がない。

被害意識が強く、意思伝達が難しい

本人や家族の障害受容。支援の受容

知的障害者へと同じ手法の支援を拒否する人が多い

自己認知と社会性、他人想像し思うコミュニケーションが取れない 被害的意識が強い

企業の理解不足と意欲のなさ

手帳がないため、スムーズなサービス利用が難しい。

個別的に支援を進める上で、現在の支援が正解かどうかの確証が持てないこと。

担い手がいない。

現行の制度を使えない。手帳が交付されない

実際に、就労に関してのトラブルがあった場合に、利用できる福祉サイドからの支援を事業として実施できないこと

本人の自己理解、自己認識を深める事。「障害」のカテゴリーに入れられる事への抵抗があるため、支援に乗りにくい。相談して一緒に考えて行くことが難しい場合がある。情報の伝え方や、共有の仕方に工夫が必要。支援の媒体が少ない。

生まれつき障害者として認定されている人と、途中で制度利用のために認定された方には社会経験等に差があり、職員の対応も一貫したものを統一することは難しい。同様のことが、知的障害を伴わない方たちに対してもいえるのではないのでしょうか。

個々を理解しにくい

常に指導員が付き添っていないなければならない。

障がい者認定を受けていただかないと利用できないサービスがたくさんあり、ご本人への告知や認めていただくことが難しい。

当法人には、伴わない利用者はいません。

本人との健全な関係性を築くこと。ステップアップによる生活支援。

自身が発達障害と受け入れていない すべてを障害のせいにする

支援体制の不足

社会資源が活用できない。周囲の理解が得られにくい

社会資源が不足している。地域の無理解。

ご自身やご家族が障がいの受容をしにくいいため、適切な支援ができない。

ある程度自己決定ができる部分。

保護者の理解・認識の違い

現在まで、知的に障がいを持たれている方を対応していますので、知的障がいを伴わない方の対応をした事がないので、解りません。

まだ未知の部分もありますので、対話できる方は対話をしたり、支援していきながらの対応を臨機応変にしていけないといけないと考えます。

障害の理解

発達障がいと診断されている方のうち、知的障がいを伴わない方たちを支援していく上で困っていることは何ですか？

障がい特性を踏まえた上での、個別の発達段階の評価と課題の検出

彼らには彼らの文化があり、価値基準があるはずであるが、日常の中にながらそのことを理解し、その時に必要なアドバイスや「見解」を提供すること。

本人が説明を理解はできても、受け入れることに葛藤がある。

本人や家族が障害を受容するのに時間がかかる。手帳取得に抵抗を示す。スタッフの不足。

就労支援のシステムにのれない(障害者手帳が取れない)、本人の障害受容、支援者の理解など

・障害受容や自己認知の難しさ。・公的な機関が発達障害について、無理解。・ソーシャルスキル。・目に見える障害ではないので、周りの人に理解してもらうことが難しい。など、他にも色々あります。

本人の障がい受容/家族の障がい受容/学校との連携

本人の自覚、障害の受容

支援の受け皿がない

専門的、具体的な資源がない。

サービスにつなげにくい。

周りの理解の少なさ・特性に合った仕事内容の開拓

本人や家族の認知。状況判断の困難さ。

家族の協力

学校や公的機関等に相談することはできるが、SSTなどできる機関がほとんどなく、なかなか先の見通しをもって支援できない。

市町における相談事業などが周知されていないため、発達障害者支援センターや特定に関係機関にニーズが集中し、パンクしやすい状況になってしまうこと

就労支援と限定した場合、①障害者手帳取得と障害者雇用制度の納得、②精神科症状との付き合い方、③相談の予約を守れる等の最低限のルールが理解できない場合がある、④相談で決定したことが次に生かされない知的専門で施設を運営していたが、3障害を受け入れることになり、ニーズが出てきているが職員が対応していくのに苦労してる。勉強の機会が必要。

①生活を支えるためのサービスが少ない、②発達障害への理解が進まない、③連携して相談・支援が行える機関が少ない、④知的障害を伴わない発達障害の方々への支援ノウハウが十分に蓄積されていない

潜在的な人数の多さ、支援者の少なさ

発達障がいを診断されてもサービスが少ないので相談だけで終わってしまう。二次的障害が発生していることが多く、支援にかなりの時間がかかる(年単位)。周りの人が理解していただけない事が多々ある。

福祉サービスは利用できるものが増えてきているが、国や県の制度を利用した支援をおこなう際に、障害者手帳が必要な場合があるので、困ることがある。

経済的な問題と就労の問題。

常に1対1の個別支援を求められ、対応できないこともある。

周囲の人たちに理解を得ること。本人の納得する環境を用意すること。

働く場の提供とそのサポート。

母子分離できていない人が多い。(母共に)家族への働きかけの方が本人の支援よりも必要になることが多く、どうしたらいいか分からなくなることが多い。(家族への発達障がいへの理解)

発達障がいを隠していること

支援度は高いが、障がいとしては軽く見られていること。

発達障がいと診断されている方のうち、知的障がいを伴わない方たちを支援していく上で困っていることは何ですか？

・支援人材の不足

うちの施設にはいないので分かりません。

本人と信頼関係を結んで支援していくことが難しい

前項に同じ。

社会性の獲得。集団凝集性。一般常識の般化。

支援する側の知識・技術不足

二次的障害の出現。

個別によるため、一概には言えない。

個別であるという点で、他の障害と同じである。

当所ではケースの件数自体が少なく、支援の方向性、あり方がはっきりしていないこと。

把握していません。

支援スキルの未熟

いかに社会資源を作っていくかが課題。(地域内に資源が少ない)

本人への障害の告知と、告知していない人に支援センターの職員が会うまでの機会の持ち方で苦労している。合わせて、成人した人の発達障害の認定が難しいと様々な機関から指摘される。

日々の変化が激しく対応の仕方がわからない。

職員の一貫性ある対応ができない(理解不足)。

手帳取得の困難。程度区分で軽度に判定されるが、人間関係など実際の支援は困難であるようなケースが多い。

経験不足

支援施設が極端に少ない

これも多岐にわたると思います。

前項と同じ

コミュニケーションを全くとろうと生きているかの確認のみの支援しか行えていない

それぞれに困っている事や得意・不得意も違い、個々に合わせた対応が必要な事。

支援する公的な制度保証がない。

就職先の確保。サービス提供時における、格段の個別化(グループ活動の困難さ)

支援事業所が少なく、紹介できない。民間サービスを利用すると経済的負担が膨大になる。

意思の伝達

人材の確保(利用者に対しての職員配置が財源不足より不十分である。

長期間自分の存在を阻害視されている感じを受けていることが多い為、自己の存在を認めてもらおうと依存的傾向が強くなってしまいう傾向にあるので巻き込まれることが支援者側に起きる事がある。

発達障がいと診断されている方のうち、知的障がいを伴わない方たちを支援していく上で困っていることは何ですか？

ご本人・ご家族とも、障害の理解と受容の程度に差が大きい。告知を受けず別の診断名が伝わっていることも多い（うつ、神経症、統合失調症、等）

本人の障害の受容

資源不足。

よくわからない

把握できていない。

周りの理解度やサポート体制

まだ十分な知識や経験がない、連携する機関や資源の不足、家族の理解が十分ではない

関りを持ったことがないため、想像が及ばない。

コミュニケーションの支援

周囲の認識不足

発達障がいと診断されている方はいないが、推測するに、そうした方々は主に知的障がい者の方が利用されている当事業所のようなサービスの利用を敬遠されるのではないか？

注意欠陥多動性障害があるが周囲の無理解により腹立つ方々がいる。

わからない。

受け入れられない。

実態はありません

スタッフの専門性

本人がどんなところが困っているのかわかりづらい

施設利用者がいないので分かりません。

支援体制を構築していく際の関係者間のコンセンサスを図ることが難しい。また、行政の財政的な問題もあるように思う。

どう判定していくか。

相談できる場、日中活動の受け入れ先の確保が難しい。

社会的スキルを図ること

手帳がないと使えないサービスがあること。

自分の世界の中にはいってしまい、その世界の同意者でないと排除される。

不明

他者への働きかけなど解決しにくいものが多い

円滑な意思疎通 本心がわからないときがある

制度利用が困難なため使えるサービスが少ない

「親亡き後」の発達障がい者の生活をどのようにお考えですか？ また、そのために準備していることがあればお書きください

生活保護や障害年金などの社会資源の早期活用

社会福祉士会と連携をとって成年後見制度の理解と活用を勧めたい。GHCHの整備を進めたい。

成年後見制度の活用と後見人の育成（報酬単価が低すぎる）。

ケアホームやヘルパーを利用しての生活の基盤の整備。

現在の課題でもあるが、介護保険と自立支援法の狭間にいる高齢障害者でも入居できるGHやCHが必要であると考えている。

特に準備はない。GHや、居宅援助による一人暮らしも可能では。

地域の啓蒙や社会資源（GH）づくり

利用者の中には、精神保健福祉手帳と生活保護で暮らしている方もいますが、年金や所得の保障がないと生活は困難です。必要な、且つ出来ることがあればグループホームなどや生活支援の手立てを準備したいと考えています。

権利擁護事業や後見人制度とグループホームやヘルパーの組みあわせによる生活支援と就労移行支援事業、就業生活支援センター等との連携による経済的な自立支援

とりあえずケアホームの整備

本当に困っている。難しい課題で、個別性が高く通り一編の支援では地域生活支援が、うまくいかない

知的を伴わない発達障害者の人用のGHの設置。制度設置。財産管理の設置

個別性が高く、一概に言えない

本人を見守るサポート体制が必要

ケアホーム

後見人制度

成年後見制度等利用

発達障害に限らず、高齢の親を持つ障害者の将来の問題は大きな課題である。たとえ一人になっても地域で生活できる基盤づくりが急務だと思う。

その方の支援者が、親のみであった場合、「親の死」が「その方の死」に直結すると思う。その前に、支援者・理解者の確保をすべきだと思う。

グループホームでしょうか。

経済的に自立させてあげたい

地域の中で暮らすべき。そのために地域理解のための具体的支援として、共通のコミュニケーションボード・SOSカードの地域への配布

生活の安定（衣食住の確保）・本人が、上手に支援を活用できるベースをつくる。

親亡き後にどれだけ自立できるかを目標として支援を行っている。「自立」の観点を説明し、「自分らしく自己責任で」生活することができるよう、作業や就労支援だけでなく、自己管理においてもサポートを進めている。

自立支援協議会でも課題になっている内容であるが、具体的な対応方法ははっきりしない

現在は考えていません。

急激な環境の変化で負担が大きくなるよう、特性に応じたサービスを組み立てて生活が安定しているうちからプログラムに沿って準備しておくことが必要と考え、発達障がいをお持ちの方への生活支援の知識を有したスタッフによる生活介護のサービス展開を検討中。

「親なき後」は障害者の最大の問題点ですよね、しかし、人間として痛みを良心的に感じ取り良心的に適切に対応してくれる支援者がいることを信じ、支援者を養成し・・・と進んでいきますように心より願っております。

「親亡き後」の発達障がい者の生活をどのようにお考えですか？ また、そのために準備していることがあればお書きください

制度改革も含め、法人が運営しているケアホームの質の向上に託して受け入れを行いたい。

経済的自立

生活全般のケアをしてくれる施設に移すべきだと考えている。

親も心配が先立ち、「責任」を感じて親から離れさせない傾向にあるように感じている。親と離れて生活する練習をグループホーム等で行うことが有効か。

成年後見制度 地域でのネットワーク作り

そのまま、地域で暮らせるような社会資源を考えていく必要がある。

住居の確保が急務である。

日ごろから要望を聞き、そのときに備える

成年後見人制度を活用したいと考えています。今後、当法人で制度を学び少数で制度を活用した活動(事業を)検討している。

地域の中でのグループホーム・ケアホームなど、地域の方たちとの支えあいの支援が出来ると良い。

地域での関係機関との連携。

GH・CHの利用・収入の確保

成年後見制度の充実。

ケアホームの準備を進めています。

ケアホームの早期実現に取り組んでいます。

グループホーム等の整備を早急に進めるべき。

現状ではグループホームへの入居を進めています。

後見人制度の整備拡充と高齢者医療・福祉の中での生存権の遵守。

「将来像を抱けない」という障害特性から考えるに、本人に準備をして頂くのは非常に難しい。但し現状では生活保護を受給しての単身生活が理想ではある、全く社会とのかかわりを持つことなく生活していけてしまうマイナス面も懸念される。現実問題としては「親亡き後」は入所施設でかなりの我慢を強いられた生活を送るようになるのではないかと心配である。またそのために準備していることは今は無い。

グループホーム等での共同生活

「親は先に死ぬ」ということを本人と家族が、十分に理解し、かつ納得し覚悟するように促すこと。

生活介護・グループホーム

地域力の育成、グループホームやケアホームの充実

生涯にわたって、身近に相談できる人が必要であろう。一人で生活したり、家族を持つ場合もあると思われるが、細々とした生活上の問題に対応しきれないであろうと予測される。法人として特に準備していることはない。

発達障害に特化したグループホーム、ケアホームの開設が必要(親の会で設置を検討中)

共同生活支援事業に取り組む。

必要な支援を受けて、本人の望む暮らしを実現すること

①ケアホーム開設準備 ②短期入所事業を活用しての宿泊体験の実施

「親亡き後」の発達障がい者の生活をどのようにお考えですか？ また、そのために準備していることがあればお書きください

グループホーム、ケアホームの準備や成年後見制度

ケアホームの設立

現行のサービス内容では行き場所のなくなる方が増えると思う。

グループホーム、ケアホームを充実させ、法人全体で支えていくことを検討している

成年後見制度の活用

検討中です。

ライフステージに応じた支援の構築・行政の責任ある一貫した支援ができるように。

ケアホーム等で、専門知識をもったスタッフが支援できる、報酬背景とシステムがほしい。大規模施設に入所することがないように本人の望む場所や地域で支える資源がほしい。親が元気な内に様々な体験ができるように機会を作っていく。在宅の方を地域生活体験事業(県単事業)で受け入れている。

身近な地域での支援者と福祉サービスが必要

これは、発達障害者に限った課題ではありません。逆に、知的障害者全般と比較すると、成人期移行に親世帯と分離している高機能広汎性発達障害の人が多いことから、知的障害者の親亡き後の対策ニーズが高いと思われます。

専門性を持った職員が支援するグループホームの建設を考えています。

成年後見人制度、権利擁護事業の活用

一人暮らしできる人もいると思うが、発達障がいを理解した生活支援センターは必要であると思う。またケアホームなどの整備も必要尾だが、知的障害のない発達障がい者は現行のサービスに乗らないので利用できない。精神のサービスを利用しても合わない事がほとんどで、サービスとして成り立っていない。

自立度の高い方は、地域での自立生活が(支援体制があるもとでは)可能であると思われるが、自立度の低い方への支援(生活介護の度合い等)については、まだ不明である。

・権利擁護(成年後見制度など)・主たる支援者の確認、確保

経済的支援の必要性和就労支援のあり方。

経済的な保障。

権利や金銭について安全安心のある生活を準備する必要がある。成年後見制度や社会福祉協議会による金銭管理サービスなどを有効に利用するとともに、不安を相談できる対象が必要。

親亡き後のことを話す機会があまりなく、また、親の本心が分からない。

漠然とですが、グループホーム・ケアホームで支援を受けながらの生活や、一人暮らしの訓練をご両親のいる時から行なっていくなど事前に準備していく支援に予算がつけば・・・と考えています。

地域の中での支援体制構築

・生活スキル向上のための支援 ・就労機会の充実(工賃確保)

今後、住まいの場所を作っていく予定。

既にそのような事例を支援しているため、そのような経験を生かし養護学校や親の会で講演会をして情報を提供、準備の支援をしている。

出来る事を増やし、自立に近づいてもらう。

経済的に自立できるように職業リハビリテーション、企業マッチング、完璧な職場へのフォローアップを行っている。

こちらで準備していることは特にない。「親亡き後」の生活の場、就労の場の確保。また、成年後見人等の管理する人の必要性。

発達障害に限ったことではない。

「親亡き後」の発達障がい者の生活をどのようにお考えですか？ また、そのために準備していることがあればお書きください

発達障害に限ったことではない。

発達障害に限らず、相談者の親が持っている一番の不安は「親亡き後」であることが多い。そういった相談時に提示できる法的、あるいはインフォーマルな資源についての情報提供が必要と考えている。

経験不足です。

既存の制度でも利用可能にする

課題だと思う。兄弟姉妹の協力、家族がいない方への支援が課題。

発達障害者の認定の基準の明確化と相談支援事業所や行政が早期からかかわりを持つ事が必要となってくる。

グループホームやケアホームで地域での暮らし。独り暮らしの居宅サポートの充実。後継者(きょうだい、親戚)へのサポート強化。

グループホームの地域点在。グループホームから真の自立への移行に向けた支援。

難問です。

家族は大切な支援者ですが、いまだに「親亡き後」の質問が出ることに憤りを感じます。この国の現状を物語っていると思います。自閉症スペクトラムの方の親は相当数(ある本によると7割程度)自閉圏内の特性をもたれているらしいです。「親」にも支援が必要な方がいるのではないのでしょうか。

まずは、身近に相談できるところとして相談支援事業所に繋ぐこと。コミュニケーションをとることが難しい方もいるので、その当事者との関係作りのためにも早期に行なうようにしています。

理解者による見守りチームの継続的見守りにつきる

独りでは生活が難しい為、自治体や地域で生活支援の場を提供し、定期的に訪問して準備をしておく必要があると思う。

将来的には安心して入居できるグループホームが必要と感じているが、人的余力がなくてまだ準備までこぎつけてはいない

施設と、本人との連携を強め、生活を守る。ケアホーム、グループホームなどの利用、入所施設の建設をぜひ強めたい。

グループホーム(共同生活介護等)が、組織的に支援が出来る制度に充実する必要がある。

徳島県では施設での生活しか選択枝がないことが問題。

成年後見制度を利用し他機関と連携をとり支援して行く。

少しでも社会性・生活技能の向上をしていける様にSSTや個別的な支援計画に沿った支援をしています。

グループホーム設置予定

準備していく必要があると思われるが、まだそこまで発展していない

施設で住まいの準備を考案中

自立した生活を送れるような保護者の人も安心して当事者が衣食住を確保できる仕組みがあればと感じています。

グループホーム等の活用。また、自宅で暮らすのであれば、ホームヘルパー等の生活支援体制の強化・充実を図ることが重要。

専門性の高い多機能型施設へのケース紹介(本人、家族を含めてのケース会議実施)等。政令指定都市な為、周りの資源は割と整っている方だと思うので助かっています。

今後の課題としています。

就労支援の充実と生活支援のための制度の整備

知的障がい者の方に対するグループホームのようなものが必要だと思います。しかし、単身生活を希望される方が知的障がい者の方以上に多いと思われるので、単身生活をサポートする仕組みの構築(所得保障の問題の解決

「親亡き後」の発達障がい者の生活をどのようにお考えですか？ また、そのために準備していることがあればお書きください

現行の共同生活介護事業、援助事業において高齢化の対策は非常に厳しい。

公的な助成制度が必要

金銭面で充分、余裕あるように

受け入れたことが無いのでわからない。

スタッフの育成と機能を持ったグループホーム等に対応できるようになればと考えています

地域で支える環境を整える。発達障がい者にかかわらず同様。

親が支援していた部分、一人暮らしができるかなど生活面の支援を早めに取り組んだほうがよい。

GH等の居住支援と生活基盤の確立のための収入確保のための施策の推進が必要である。当事業所は主たる支援対象が知的障害者であるため直接関わることはありません。当市の障害者基本計画では発達障害者についてきちんと仕事も定着して、住まい、仲間も確保した上で生活できるようにするケアプランを関係者で立てておく。また、成年後見制度の利用も検討しておくこと。

兄弟姉妹との連携と協力体制の確保、グループホームや福祉的就労の場の確保。準備については、親が生きているうちに支援サービスを確保していく。

個別に対応した移行支援

自宅で日常生活を送れるよう習慣として受け入れてもらう。

積み立てを行い、生活に困らないように支援している。

活用できる資源をフルに活用する 保護者の理解、当事者の理解

法人で運営している入所施設を紹介している。

キーパーソンがいなくなると本人の生活がぐずれてしまう可能性が高い。親がいるときに「親亡き後」の設計をたててもらい、成年後見制度の説明を行い早めに利用を促している

(相談あれば)成年後見の紹介・説明・斡旋

障害者自立支援法の改善点についてご意見や提言があればお書きください

日割り計算を見直してほしい。長期で居られる事業(生活介護・就労継続など)の報酬単価が低すぎる。

①報酬単価が低すぎる②日割り単価による不安定な運営③認定区分が実態に見合っていない。低くでしてしまう。

1・本当に障害者が自立した生活をおくる事ができる方法を支援して欲しい。 2・就労などといわれてもそれ以前の事業所へ通えていない方々への支援(電話や訪問で手一杯の支援、アプローチをしている)ことへの理解が何一つ報われない。 3・管理者とサービス管理責任者を兼務し、現場にタッチしないといわれても、職員の休暇等確保のためには、また、工賃倍増計画のためにも仕事を次々取るしかなく、現場に入ることが多く余裕が少しもない。支援者側の支援も考えて欲しい。

障害区分の判定時に、精神障害についての項目が明確ではない。区分認定する調査員の質がまちまち。低所得者の減額措置があるのはいいが、個人個人が通帳の残高まで提示しなければいけないのは、いかがかと思う。少なくとも、提示しなければならない本人たちの気持ちを考えた窓口対応をするよう指導してほしい。そもそも、就労継続については働く場になぜサービス費を払わなければいけないのか、利用者にとっては複雑である。事業所の収入を確保すればいいのでは。

精神科病院等へ通院していなく、障害者手帳を保持していない高次機能障害者や発達障害者の訓練等給付費サービスの利用。

各事業、報酬単価の問題やマンパワー不足を解消する動きが必要だと考えられる。

日割り制度は職員の報酬の日割りにつながり、専門性の欠如を生みかねない。教育・福祉・医療への成果主義の導入は見直すべきである。

障害者自立支援法は、出直しが私どもの意見。公費抑制をやめて、発達障害者や高次脳機能障害者、難病患者など分け隔てなく対象とすべきです。利用料は取るべきではない。事業者がきちんとした運営が継続出来るように報酬を根本から見直すべきです。

障害認定区分の見直しと単価の引き上げ。インフォーマルな支援に対する経済的支援の法制化。小規模作業所等の小規模事業への支援

三障害プラス発達障害とするべき。障害程度区分の尺度を工夫するべき。

とにかく制度に事務量が多く、直接支援に影響で出ている。利用者支援そのものが鐘勘定になっている。

知的障害を伴わない発達障害者が使えない制度が多い。他にはたくさんありすぎてかけない。

中軽度障害者にとって非常に利用しづらく、運営・経営面も中軽度の人を預かると施設が成り立たない

障害者判定区分の障害者判定区分システムと調査員及び審査会メンバーの力量の問題

介護保険との統合を目指さない

人的・物的資源の不足。特にヘルパーの確保対策を早急に講じないと、地域生活が成り立っていない。

理念は大変素晴らしいと思うが、福祉サービスの利用者・事業者の実態とそぐわない点を是正して欲しい。

報酬単価が低く、介護従業者が不足している。

単価の見直し・サービスの充実

工賃を頂きながら一部負担金を支払うことは「労働」の観点からすると矛盾があるように思われます。また、就労移行支援として優秀な利用者を外部に出すことは施設の損失に繋がる仕組みとなっているため、本人・家族・経営者が消極的になっている原因となっています。作業所による立場をもっと明確にし、建前だけでない理念に基づいた運営がしやすいようにしてください。そして、障害者と呼ばれる人々が地域の中で当たり前のように暮らせる世の中になるような法律にしていただければと願っています。

利用者負担を撤廃すべき 報酬単価の見直し 就労継続支援事業において、工賃アップのみにこだわってほしくない

報酬単価の見直しを含めた改善をお願いしたい

生活への不都合に対する判定基準をもう少しきめ細かいものにしてほしい。サービスの利用基準に柔軟性を持たせてほしい。

障害者自立支援法の改善点についてご意見や提言があればお書きください

私どもはこのこの自立支援法での就労継続(B)型に移行しまだ2年目ですが、共同作業所での3年間より職員への報酬もアップ出来ました。理事(施設長・サービス管理責任者)の報酬はやや多めの様ですが、目くら経費も多々あります、又、事業所改修の借入金もあります、大勢の人生を担う事業所としてお願いしたいことはあまり制度を変化させないようにして頂きたいと思うのですが・・・そして、私どもはもっと広い作業スペースが欲しい！もっと広い休憩室を用意してあげたい！と願う気持ちでいっぱいです！公的な支援が是非欲しいところです。

報酬単価のアップ。就労部門の職員配置のアップ。

定率負担・給付費基準等の見直し、施設人員配置基準の改善など

細かな点は随時、利用者やサービス提供の状況に合わせて見直しをしていかなくてはならないと思いますが、サービスを細分化したり、選択性を高めたり、地域化が計られたりと目指して生きたい方向は理解することが出来ます。但し、それらすべてを充実して行うためには、国、市町村単位の予算額、お金のボリュームに対して不安を感じてい

必要サービスが必要な分、受けられる体制を築くこと。サービスに対する適切な代金を支払うのは(人として)当然であると考えます。しかし、「その支払能力に応じた負担かどうか？」は考え直すべきと感じている。

手帳がなければいけないこと、負担を求めること、サービスの制限、地域格差。利用者のみならず支援者のことを考えてもらいたい

利用対象者の拡大

一律1割負担ということがおかしいと思う。サービス内容によって変えていく必要がある

一律に1割負担はおかしい。授産施設などそぐわないサービスもある。

定率負担をなくしてほしい。地域生活支援事業で地域格差をなくしてほしい。

報酬単価の見直し、人員配置の見直し、自己負担の撤廃。特に、就労継続支援事業の利用に関しては、利用者の方は、「働きに来ている」という意識が高い。「働き」に来て、利用料を支払うということの矛盾だらけだと思う。

1. 利用者負担さらなる軽減見直し 2. 事業所の報酬単価の見直しと、支援者の配置基準の改善～特に、サービス管理責任者の選任(兼務を認めない) 3. 管理者・事務員・サービス管理責任者の人件費を報酬単価として明確にする。 4. 就労継続B型の授業者の配置基準の改善 5. 共同生活介護事業所の家賃への補助を付ける等。

どうなのでしょう。法律が決まったからには、それに乗って支援していかないと・・・と思っています。国も財政的に厳しく障害者自立支援法を施行したのだと思います。

利用者への応益負担はよくないと考えています。

事業所の報酬単価を上げて欲しい

しんぷるなものにしてください。

ともかく抜本の見直しをお願いしたい。

本人とサービス提供側との契約で、自由にサービスを選べるようになってはいはいるが、現状それ程の選択肢(受けられる社会資源)は存在していない。また分業化(生活介護施設やヘルパー事業所など)されたが為に本人の生活全般に対して、以前のように責任を持ってもらえる処が無くなり(かつての福祉事務所)、サービス提供側が「出来ない症候群」になってしまっている。また福祉サービスは「人材」がなにより宝であるのに、その人件費が非常に安く、予算や提供報酬も適切なものにして頂きたい。

・訓練給付費の単価が低い。・日単位ではなく月単位での算定ができる。・利用者の負担をなくす。

障害年金がどんどん目減りしています。施設に入所したら年金だけではやっていけず家族に負担してもらっています。

とにかく人材不足。専門性を要求されているが、現在の給与体制では自立支援法が期待する人材は集まらない。福祉を職員の犠牲的精神のみに依存するのは問題である。

発達障害者も意識した支援体系を考えて欲しい。

障害程度区分の認定項目について/各種福祉サービスの単価設定の低さ/自立支援協議会の運営について

①障害程度区分に客観性がない。認定調査には、事業所での実態も勘案すべき ②生活介護、就労継続支援B型等、日中活動を統合し、わかりやすい体系にしてほしい。③職員が継続して働くことができるだけの給与を保証してほしい。

障害者自立支援法の改善点についてご意見や提言があればお書きください

日割り給付 報酬額の低さ

本人本位のサービス作り、ASへの支援等

報酬単価の見直し 職員の待遇改善

GHなど単価設定が低すぎる。市の自立支援協議会の認識に温度差、地域差がありすぎる。

国の給付単価が安すぎる。3障害を一元化しても事業所のサービスは限られる。利用者ニーズに合ったサービスが少ない。運営が厳しく自立支援法に限らず福祉に対する将来展望が望めない。

事業者に対しては、報酬単価の引き上げ、月額報酬に戻すことが必要である。人材難を解消しなければ、よりよい支援体制を築くことはできない。障害者に対しては、複雑になりすぎたサービス体制を再編し、わかりやすいシステムとなるようにする必要がある。また、申請方法も改善する必要がある。

対象障害の範囲の見直し・国の責任の明確化・報酬単価の見直し・区分認定のあり方の見直し

1利用者が使いやすいサービスに、事業者がきちんと人材を確保し環境が整備できるように、単価をみなおしてほしいと思います。

障害特性に応じた基準の見直し。Q3・Q4・Q7・Q11は削除してください。

日中活動の日額制には賛成。居住サービスの日額制は反対。障害程度区分を「社会モデル」へ。障害が重い＝高負担のシステムを見直す。ケアホーム等へ手厚い報酬と配置基準を。

現場の意見を反映してもらいたい

発達障害者が福祉サービスを利用しやすいように、法での位置づけを明確にしてください。

報酬単価がこのままであれば多くの事業所は運営が困難なため持続できないと思われる。このような事態が起こった場合、利用者はどこに通えばよいのだろうか。また区分認定、自己負担など卓上の論理では福祉が無くなってしま

障害を持つ方が安心して暮らせるように、今後も事業を拡大し、所得保障ができるようにします。

発達障害を明確に、障害者の範囲に位置づけること。市町における発達障害の支援の責務などを明確に、かつ具体的に進めること(平成17年度から児童福祉の一次相談は市町が行うことになっているが、発達障害の人数から考えると当然方向で進めていくことが重要であると考え)

福祉から自立への視点と骨子は大切だと思われまます。現在のサービス事業所や当事者・保護者団体からの運用上のクレームにより改定すべき箇所はたくさんあると思われまます、当初の理念が完全に骨抜きになってしまうのは避けてほしいと思います。

報酬単価の見直し。サービス管理責任者の人数制限緩和。それぞれの障害者に合わせた上での区分判定。

まずは「障害者自立支援法」の抜本的な改正が必要。廃止にしていきたい。

障害程度区分が発達障害や精神障害の場合、現在の調査項目では実態が反映されない 運用に弾力性がないためどのサービスにもあてはまらない人達が大勢いる 生活訓練など利用期限が区切られているものに関しては、終了後どこかのサービスに移行できる方ばかりではない

①発達障害を対象として位置づけること、②他の三障害と同等のサービスや社会資源を整備することとする、③その際には、発達障害の特性に配慮したサービスや社会資源とする、④応能負担とする など

報酬についての見直し。利用料について再度の検討。一割負担が適当な人は少ない。

直接的に当センターと関係ないですが、就労移行支援事業所の施設側が障害者を押し出す力(＝一般就労に結び付けていくために送り出す力、送り出し後の新たな利用者の発見・確保・利用へのつなぎ)について、施設側が継続

年金未受給者にとって、自立支援法の応益負担部分の負担が重い。

発達障害者も対象にすべき。診断を受けるまで苦しみ、障害者の枠組みにも入れてもらえないことで、当事者が苦しんでいる。所得保障。支援の担い手を増やすこと、専門家の支援が必要。

サービスを利用することにより金銭を支払うことが本当に当然のことか考え直す。必要な時に必要なサービスが受けられるようにする。

生活の場所・就労の場所。最低でもこの2つについては、一生保証してほしい。

利用者負担の軽減。

障害者自立支援法の改善点についてご意見や提言があればお書きください

施設側も襟を正す必要を感じます。利用者の応益負担については、憲法の国民の生活を守る義務に反していると思います。又利用単価による報酬単価があまりにも低く、運営がとても困難です。

三障害を一元化することが今後の支援に阻害要素を排除することが必要と思われる

地域福祉を充実させるという意味では重要な法律。しかし、人員配置など現実に即していない面もあり、従事者は肉体的にも金銭的にも苦しい環境で働いているので、適正な人員配置と報酬に見直してほしい。

・報酬単価の引上げ ・利用実績評価主義の改善 ・社会資源活用の自由度を高める(行政財産の活用) ・施設整備等に対する補助 ・自立支援協議会の開放と育成

もう少し利用単価を上げて欲しいです。

・重度の障害者に対する十分な支援(24時間の生活介護が可能な体制)・訓練等給付における通所の日額制を月額制にして欲しい。

自立＝就労という形になっているような気がする。それも一般就労となるとかなり難しい方もいる。特に精神障害者や身体障害者においては自立支援方の訓練等給付へ乗らない方も多い。

分かりやすい制度転換・就労移行等の期限付き制度の見直し、単価の見直し

応益負担は廃止してもらいたい。報酬の日割りを考えてもらいたい。事業体系についても考えて欲しい。

社会保障審議会障害者部会での最終報告にも、発達と高次脳を対象としていく方向で明記はされているので、今後、さらに充実した施策が期待できる。

利用者負担については、さまざまな軽減措置が図られているが、もっとシンプルに利用者にわかりやすくすべきだと思う。

就労支援施設の負担金があること、応益負担、単なる実績のみで経営することは実際に不可能、

地域生活への移行が進むような施策にしていくべき。日割り、利用者応益負担はサービスの質の向上のためには必要と思っている。所得保障と適正なサービスを受けられるよう見守る支援ができる体制をしっかりとつってほしい。ケアマネジメントは必要。

自立支援協議会等ですでに要望中です。

より良いサービスの提供のため、改善、開発していくべきことは多いが、日々の業務をこなすだけで精一杯の状況。求められている事に見合った報酬がなければ十分な人件費が賅えない。

まだ模索中です。

特に発達障害の方を受けの場合、職員配置基準の見直しと報酬単価の見直しが必要。

廃案

利用者の負担が大きいという事と、事業所の職員の生活も厳しいという事が大きい。職員としては、家族を養っているのは非常に厳しい。

自立支援法の中でサービス利用を行うときに手帳の保持が原則から外れ、手帳のない発達障害者もサービスを利用できるようになっているが、手帳のないものへの支援が曖昧になってきているため、その点の明確な基準がほしい。また、職員待遇の面でも安定して福祉専門職として働き続けられるような社会になってほしい。

特に発達障害の方をA型で雇用していくには、職員配置基準及び報酬単価の見直しの必要性がある。

個人負担は不要。現在の給付のあり方では、人件費が捻出できない。

運営法人の財務圧迫による、従業者の賃金低下による支援者離れが進んでいる。この状態が続けば、近い将来(5年以内に)、障がい者福祉サービスは、必ず崩壊する。

障害程度区分の見直し

有期限の撤廃。単価アップ。日払いでなく月払いに

いろいろなアンケートが回っております。意見はかなり出て集まっているのではないのでしょうか。

よく当事者の方に言われることがあります。なんで居場所や働きに行くのに、利用料を払うのかと。そう言われるとなんと答えられませんでした。

自己負担額の撤廃

障害者自立支援法の改善点についてご意見や提言があればお書きください

訓練等給付の就労支援を行っているが、一人の障がい者に一人の指導員が必要な重度の方も居り、その為に職員を配置したいが、欠席や入院が続くと収入が見込めず、雇えないのが現状です。重度の方の就労支援は考えてないように思われます。重度でも知的レベルの高い方はいますので、重度こそ支援が必要ではないでしょうか。

収入がない、または少ない障害者にとって、自己負担は重荷である。また重度であるほど負担が大きくなる制度はあらためられるべきだ

報酬制度の見直し

改善点ではダメ。応益負担を強いる自立支援法は廃止すべきです。

障害者の福祉を高年齢者福祉と違うものとして認識し、発達障害や軽度への支援も重度の方への支援にも匹敵して難しいことを勘案していただき、障害の軽重で報酬に差をつけるなどという間違いを繰り返さないでいただきたい。また、所得保障がまだまだ充分でない障害者の方に社会の責任で行うべき福祉サービスの自己負担を強いるなどいう、苛烈な施策は早く改めてもらいたいと思います。

給付費が低い利用者満足いくサービスの提供ができない。

サービスの利用料上限額の設定について。

一部負担金を無くしないと生活できない。事業者に対しても補助金を復活させないと、従業員を確保できない。

就労移行支援の位置づけがわからない。機能していない。

私共は障害者支援施設ですが・・・介護他福祉事業に対する給付金が低く好ましい利用者への支援が出来ない状態である。特に多種の事務処理作業が妨げになっている。

訓練等給付における事業のうち、有期間利用が設定されているものの再考。

支援者側の不足を補っていけるような育成やまた専門性のある支援者への地位向上をしていけるような改善をしていかなければいけないと感じます。

・相談支援(サービス利用計画作成費)の対象者が限定されている。・相談支援専門員とサービス管理責任者との役割分担を明確に ・支給決定以前の相当期間の相談部分を何かの形で報酬に反映させる仕組み作りを ・支援員の質の担保がなされていない ・相談支援専門員やサービス管理責任者のレベルアップ ・訪問系のサービス(居宅介護、自立訓練(生活訓練)の訪問)の報酬単価の改善(完全な個別支援に対する正当な評価を) ・早期の福祉改革を

利用者が使いやすい、また使いたいと思える内容にしていきたい

利用料が高いことが問題、工賃を高く払えない

利用者の利用単価を増やして欲しいです。

報酬単価の低さ。事業所の資金不足により人材の確保が困難な為、福祉サービスの提供が不十分である。

給付費の単価を定額+単位数という形にさせていただくと、運営がし易くなると考えます。就労支援B型の場合21年1月現在481単位なのですが、一人当たり(もしくは施設当たり)の一定額の増額を見込んでいただけると運営の安定が図りやすいと考えます。

就労継続支援A型事業利用者の有給利用に対するサービス利用加算体制を検討願いたい。

サービスを提供する側のスタッフの報酬が低すぎて、良い人材が集まらない。利用者よりもスタッフのほうが生活レベルが低いことは決して珍しくない。サービス提供者側の生活のことも考える必要がある。

本人の望むサービスと実際に使えるサービスとの間に開きがあるため、区分認定調査を含めて抜本的な改革が必要。

利用料の一割負担は、全員一律ではなく収入の割合に応じた費用とすべきで障害の重い方々がいろんなサービスを受けなければ地域での自立生活が成り立たないのにサービスを利用するたびに負担額が増額することは納得で

応益負担ではなく、応能負担へ。

就労の位置づけがなっていない。応益負担はおかしい。事務作業ばかりが煩雑になっている。

本人負担をなくすべき。日割り請求を区分による月報酬にすべき。行政が障害者や施設の実態をもっと把握してほしい。

障害者自立支援法の改善点についてご意見や提言があればお書きください

障害特性を考えると、利用者規制が厳しい気もします。また発達障害者においては、精神障害者の特製とは異なり、継続性・こだわりも考えられますが、手帳が取れない為ハローワークさんでの障害者窓口で使えない人もいます。職種次第では、当てはまりそうな方もいるので手帳は取得できるようになるとありがたいと思います。

「自立」つまり、自立、つまりは、「自分でしなさい」という考え自体に問題があると考えます。

地域格差の是正、報酬単価の見直し、障害程度区分による利用制限はどうかと思います

報酬単価のアップ。応益負担の廃止。給付費の日払い制の改善。請求事務の簡素化。地域生活支援事業の地域格差の是正。障害者程度区分の見直し。

コミュニケーションに配慮が必要な発達障がいを受け入れるには、その人員を評価した報酬単価の設定が必要です。また、発達障がいに関するワーキンググループを地域自立支援協議会で設け、支援ノウハウの蓄積・共有を行い必要があると思います。

発達障害支援についても社会モデルの枠組みに入るように制度を改善してほしい

日額制の見直しを強く希望します。

①障害程度区分によるサービス選択自己決定権の阻害(サービスの選択は適切なケアマネジメントに基づくべきである)。②障害程度区分判定の仕組みが知的障がい者の特性を反映するものになっていない。③サービス報酬単価の低さ、良質な人材の確保・維持・育成の困難さ、日額制による経営基盤の脆弱さ。

標準利用期間の撤廃(就労移行支援、自立訓練(生活訓練)等)。出来高報酬撤廃(人員の確保が困難)。

就労移行支援の2年枠の緩和。3年ぐらいは必要。IT訓練への助成措置。

応益負担できない人がいる

施設利用料の撤廃。施設報酬単価の引き上げ。施設利用要件の緩和。

全体的に矛盾点を見直してほしい。障がい者にとってどんな社会が必要なのかをもっと理解してほしい。あえて一つだけ言うならば、負担金は無くすべきである。

障害に見合った尺度による程度区分認定が出来なくてはと思います。

利用料等自己負担の軽減、安定したサービスを提供できるシステムが構築できていくようにしていくためにも、国が施設に対して補助等を行うことが必要。

発達障害者も自立支援法のサービスを使える枠組みに入れたほうがよい。

応益負担のあり方を検討し、できれば廃止をするべきと思う。

必要な人に必要なサービスが以前に比べると増えた実感はあるが、現在本当に必要な人に公平な人にサービスが行き届いているのかという疑問である。もっと、個々のニーズにあうような法整備、サービス利用要件を検討していかないとならない。

就労継続支援では利用者の工賃を利用料が圧迫しており、同サービスでの利用料負担を無くすことが望ましい。

精神の場合、福祉サービスに限り一割負担の廃止もしくは軽減措置。

日額報酬、応益負担その他

・発達障害や高次脳機能障害等の制度の狭間の人に必要な支援の量が支給されていない。・安心して暮らせるために必要なサービスを必要な量を使うことができるようにしてほしい。

自立支援法がスムーズに生かされれば良いのだが、資源不足、報酬単価の低さのため事業者が移行しにくい。

現在の報酬単価での運営では、専門職としてのエキスパートを確保することができず、支援の質が低下する。障害者が個人の尊厳を持って人間らしく生活するためには、障害特性等を理解し支援できる支援者が絶対に必要であると考えます。

若い障害者の支援は区分等で区別できない部分が多い。区切って当てはまらず宙に浮く方々の受け皿も考えて欲しい。事業者が運営できる報酬単価でなければ、何をしても崩れていっているのが現状である

授産、作業所の1割負担。

障害者自立支援法の改善点についてご意見や提言があればお書きください

当法人でとらえている問題は「日払い」につきます

報酬単価の見直しによる人材の確保。

障害程度区分の見直しと応益負担の廃止


上手に利用されています。減免など制度の把握をすれば、使いやすいです。

応益負担、認定支給の仕組み・報酬単価

サービス単価の見直し。定率負担→応能負担へ。障害程度区分が利用者の実態にあっていない。

定期的に変更がありすぎる。職員間の理解も追いつかない状況になる。変更がありすぎる上に、複雑な仕組みの法律を当事者が理解できると思えない。いつになったら落ち着くのだろうか。

ニーズと区分は連動していない。本来のニーズの程度が明らかになる調査により区分を設定するか、区分によるサービス利用の基準を見直す必要があると思う。単価が低いため小規模事業所は運営が困難。地域生活支援事業は地域間の格差が進んでいる。特に移動支援は市独自で多くの制限を設けるため知的障害の方の社会参加のニーズに応えることができていない。



ミラソルにおける職業リハビリテーションの実践 ～5障害での就労移行支援～

特定非営利活動法人ミラソル会
理事長 一杉光男

発達障がい就労支援フォーラム
2009. 3. 21

何故、就労移行支援か？

障害者自立支援法は、**三障害**の一元化、利用者本位のサービス体系への再編、**就労支援の強化**、支給決定への客観的基準の導入、国の費用負担の義務的経費化などを行うことにより、**障害者の地域における自立した生活を支援することを目的**として、平成18年4月に一部、同年10月に全部が施行されたものである。自立支援法の対象障害には、発達障害、高次脳機能障害も含まれている。

沖縄県における経済社会状況

- 人口 130万人
- 3～4名の事業所が全体の6割
- 30名以下の事業所が全体の9割
- 完全失業率は常時8%前後
- 高卒者の内定率60%
- 起業率全国一/廃業率全国一
- 県民所得は全国平均の7割で推移(最賃627円)
- 結婚率・離婚率・出生率全国一

「留めない」が基本方針

- 平成9年9月 小規模作業所「ひまわりハウス」設立
- 平成13年8月 法人格登記 ミラソル会設立
- 平成14年11月 ジョブコーチ＝第一号職場適応援助者
- 平成17年8月 日中系と就労系を活動分離
- 平成17年12月 二人目のジョブコーチ登録
- 平成17年12月 法人直接ジョブコーチ支援開始
- 平成18年3月 就労サポートセンター・ミラソル設立

ミラソル会の事業概要

1 住居支援部門 自立支援法指定共同生活支援事業

グループホーム「向日葵荘」(中城村) 定員8名

2 生活訓練部門 自立支援法指定自立・生活訓練事業

自立支援センター・ひまわりハウス(西原町)定員6名

3 就労支援部門 就労サポートセンター・ミラソル(那覇市)

①自立支援法指定就労継続B型事業 定員10名

②自立支援法指定就労移行支援事業 定員12名

③自立支援法指定自立訓練事業 定員6名

③第1号職場適応援助者(ジョブコーチ2名)

④沖縄県立浦添職業能力開発校訓練委託

障害者職業委託訓練事業 1クール定員5名

就労サポートセンター・ミラソルの障害別利用者内訳(3障害対応)

[2008年11月27日現在の障害別内訳]

知的障害者	16	就労移行支援サービス	19
精神障害者	10	就労継続支援B型	8
身体障害	0	自立訓練	4
発達障害	5		
計	31		

1:リハビリテーションの構造

- ・実戦の中で「働く」力をはぐくむ
- ・職業準備性に障害種別は関係なし
- ・職業準備性に力点を置く
- ・企業で訓練するのは、「工賃」を稼がせるためではなく、見極めるため

就労移行にあたっての4つの柱—構造

1: **ゴールからスタート!** 民間企業での職場実習、グループ就労訓練

実践型職業リハビリ → 民間で通用する職業人を作る

①(保護的環境では不可能な)企業で通用するスピードと処理量を学ぶ

②企業で要求される態度、常識を体験的に早くマスター

2: スペシャリストが評価、開拓、コーディネート

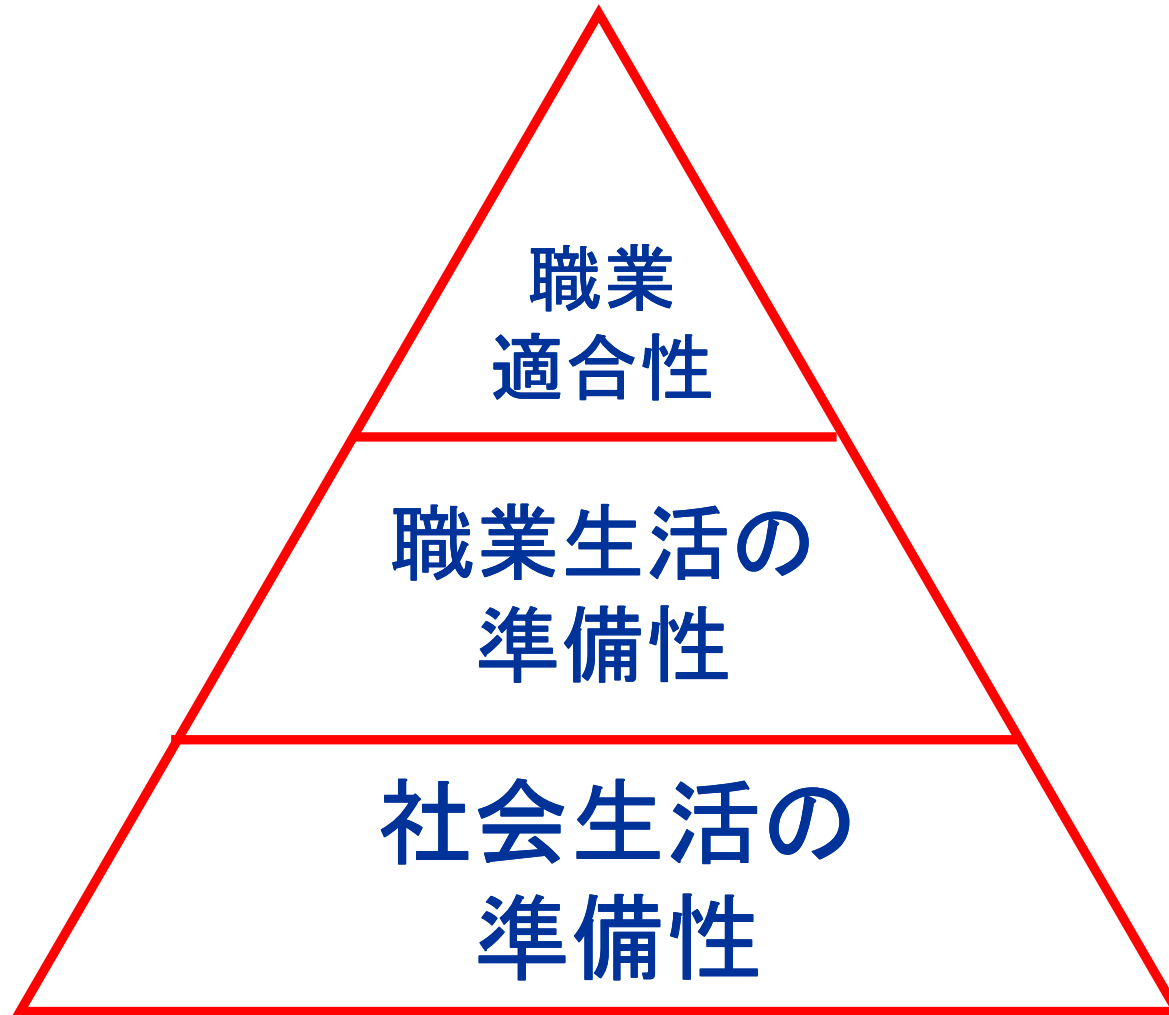
特性に沿った職場開拓と支援

3: 職業準備性を高める

準備性の課題を繰り返してトレーニング

4: 夢を具体化するアセスメント ちゅらライフ

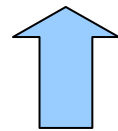
<職業準備性の3段階>



<職業準備性の3段階>

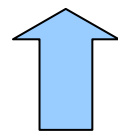
<職業適合性>

自分の持つ労働能力を知り、自分に合った仕事との適合ができる。



<職業生活の準備性>

業務遂行に必要な指示伝達、報告力、集中力、持続性、熟練度、社会的責任感、謝罪する能力、適応性etc・・・



<社会生活の準備性>

健康管理、人との約束、金銭管理、謝る、時間の管理、公私のけじめ、善悪の判断、生活上の自律性、責任感、罪悪感、向上心、交通機関の利用、規則正しい生活 etc・・・

<評価/検査>

- 最新版チェックリスト
- 簡易版チェックリスト
- 第4号評価様式
- GATB = 厚生労働省一般職業適性検査



4: 職業リハビリからジョブマッチング、フォローアップまで一貫支援

職業リハビリ

ジョブコーチを中心に指導・評価

企業6カ所での実践訓練

準備性を高める座学

ジョブマッチング

ジョブコーチを中心に開拓

希望と特性に即して配慮

未開拓企業を重点に開拓

ジョブコーチ支援

1年2カ月以上の支援期間

職務分析、作業構築から定着後のフォローまで

平均3カ月~6カ月での三障害就労移行を実現

2: 習慣化する

日常が大切！

あいさつ、生活態度

自律性をはぐくむ

- AM9:00 登校
- AM9:30 ミーティング
体調の確認と1日の予定を確認
- AM9:45 マナー訓練



AM10:20~12:00

企業実習

PM12:00~12:45

昼食・求人活動

PM12:45~14:20

座学

企業で必要とする挨拶の仕方を訓練します。

- AM10:00 室内清掃

フレンドリーサービス8大用語

- ①おはようございます
- ②はい、かしこまりました
- ③少々、お待ち下さいませ
- ④お待たせ致しました
- ⑤ありがとうございます
- ⑥おそれいります
- ⑦申し訳ございません
- ⑧ありがとうございました

しごと こころえ かじょう
仕事の心得 10ヶ条

- ① てんきよほう み いえ で 天気予報を見て家を出る
- ② しっぱい すなお あやま 失敗したら素直に謝る
- ③ やくそく じかん かなら まも 約束の時間は必ず守る
- ④ たいせつ チームワークを大切にする
- ⑤ たいしゅう き くば 体臭にも気を配る
- ⑥ と しゅうかん み メモを取る習慣を身につける
- ⑦ あいさつ へんじ おお こえ い 挨拶や返事は大きな声でハッキリと言う
- ⑧ つね じかん いしき 常に時間を意識する
- ⑨ しごと まじめ と く どのような仕事でも真面目に取り組む
- ⑩ あた しごと かんしゃ 与えられた仕事に感謝する



挨拶は、社会人の基本

玄関の出入りの際には、必ず、あいさつ

外来者にも、必ずあいさつ

挨拶の習慣化



私語は厳禁！ 就職のことにのみ集中します



休み時間や暇な時間は、求人誌とニラメッコ

3: 企業での訓練

1: 職場実習

- スポーツデポ
- カトリック文化センター
- 介護老人デイサービス「うまんちゅ首里」

2: グループ就労訓練＝施設外就労

- まんまるちゃんすこうPlus!
- 有限会社てだこ
- 合資会社 学秀館

職場実習① スポーツデポ(おもろまち)



バックヤード作業



メーカーごとに商品をハンガーに掛けてポールに並べます！
毎日、コツコツと続けること。それが就職への近道

②カトリック文化センターでのメンテナンス作業



職場実習③ うまんちゅ首里(那覇市儀保) 老人デイサービス



まんまるシミュレーション
入るための「検定試験」



グループ就労訓練1
まんまるちんすこうPlus!
(那覇市松川:月~土、祝祭日)
AM9:30~PM12:30
内容:ちんすこうの生地計量作業



グループ就労訓練2 てだこ
月・金2時間 ハウスクリーニング
/メンテナンス



グループ就労訓練3 月／火
学秀館 シール貼り、在庫チェック、菜取り



4: 座学—職業準備性を高める

・働く上で最低必要な知識・技能を育てる

電話接遇

雇用面接シミュレーション

就労基礎講座

働く人が覚えておくこと

OA操作

家計簿学習etc・・・

PM13:00~座学

働くのに必要な技術、対人技能、自己表出性を高めます。

OA講習



電話接遇



販売接客シミュレーション



雇用面接シミュレーション



音楽療法



履歴書・職務経歴書講習



太極拳



感情表出訓練



ちゅらライフ(アセスメント・プログラム)



就労基礎講座



家計簿学習



郷土講座



ミラソルのフォーラム

- ①授産活動は一切していません(「工賃」はありません。)
- ②職リハⅠ：
 - ・企業実習は3カ所の事業所で。グループ就労訓練は3カ所の企業で。(訓練手当が企業から出されます)
- 職リハⅡ：職業準備性を整える多様な座学
- ③企業に就職して、就業し、自立した暮らしをしてもらうのがミラソルの設立趣旨。
- ④職員の半分は、エンプロイメント・スペシャリスト
- ⑤本人の希望と特性に合った企業の開拓と徹底した定着支援に力点→企業との関係性を大事に
- ⑥6人の職員の半数が絶えず、フォローアップと開拓に

沖縄県立浦添職業能力開発校訓練委託 障害者職業委託訓練「はたらこ講座」
就業実績平成18年度～平成19年度

定着率は2008年7月24日現在

1: <利用者障害別区分>

知的 19人
精神 9人
身体 2人
計 30人

4: 定着率

平成20年7月24日現在での
定着率

85.8%

2: <利用者出身自治体別>

那覇市 18人
浦添市 5人
宜野湾市 2人
南風原町 2人
糸満市 1人
西原町 2人

<障害者職業委託訓練での実績>
*** H18,19年度6クールの実績**

3: <就職率>

平成20年7月24日現在での就職率

31人中30人

96.7%

就労サポートセンター・ミラソル就労実績

	知的	精神	身体	発達	高次脳	計
• H18年度	10	6	1	0	1	18
• H19年度	15	8	1	1	0	25
• H20年度	10	6	0	1	0	18
総合計	35	20	2	2	1	61

◎3年間で61名の就職しました！

＜平成20年12月現在の三障害での就職者＞

- 1:知的 製菓会社 検品係
- 2:知的 老人保健施設 ヘルパー補助
- 3:発達 IT企業 バーコード読み取り
- 4:精神 IT企業 キーパンチャー
- 5:知的 老人保健施設 ヘルパー補助
- 6:知的 老人デイサービス 清掃係
- 7:知的 メンテナンス会社 清掃員
- 8:知的 メンテナンス会社 清掃員
- 9:精神 老人デイサービス 事務職
- 10:知的 石材会社 現場作業員
- 11:精神 デパート販売員
- 12:知的 スーパー 商品補充、商品チェック係
- 13:知的 害虫駆除会社 駆除対策検査員
- 14:精神 老人デイサービス ヘルパー補助
- 15:精神 JA豊見城
- 16:精神 害虫駆除会社 駆除対策検査員

5: 就職の現場で...

障害者が働く目的は、健常者と同じ

- ・生活基盤の安定
- ・自己実現
- ・自立的生活

ミラソルでは、月に33名の方の職場定着支援を継続しています。

介護保険の現場で...



いろいろな仕事をまかされています

身障者療護施設介護補助職





沖縄三越販売部



サンエー・ウイングシティ

就労支援員による支援計画書

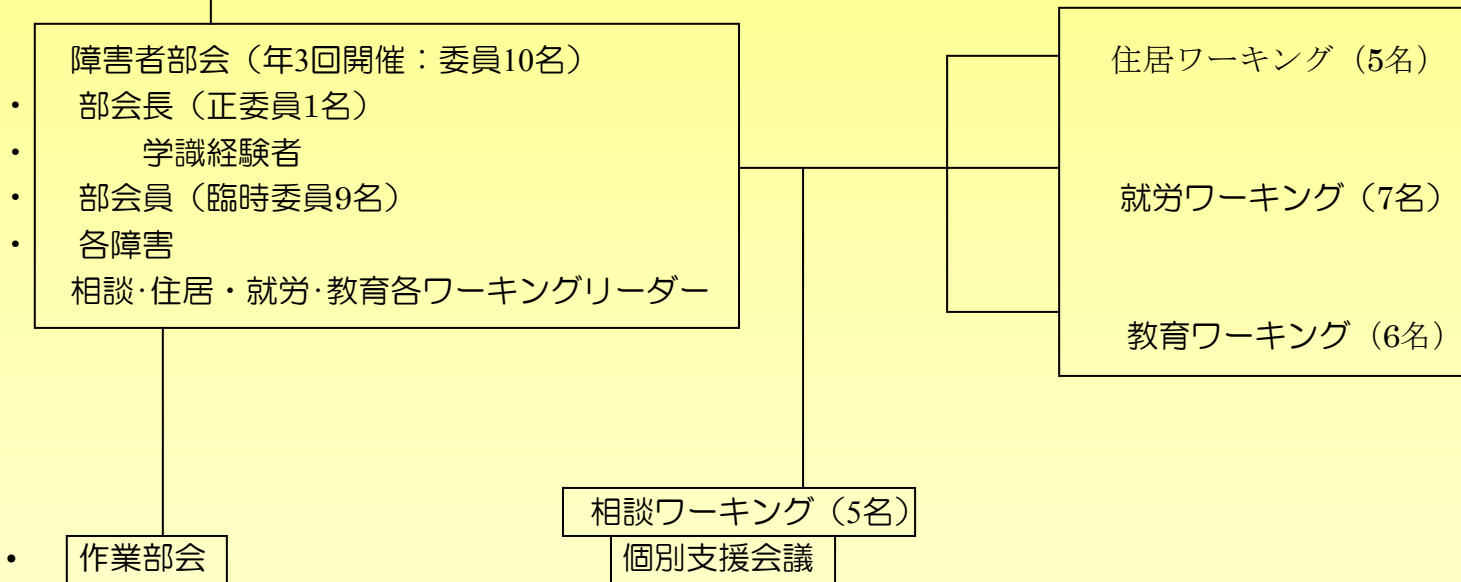
法人名： 特定非営利活動法人ミラソル会

[平成 年 月 日作成・平成 年 月 日変更]

支援対象障害者		保護者名	(続柄 父)
支援対象事業主	JAおきなわ豊見城支店		
就労支援員	葛原 明美・東金城 彰一	事業管理者	一杉 光男
支援期間	平成21年1月6日～平成21年4月6日 [3カ月] (うち雇用前支援： 年 月 日～年 月 日)		
	[集中支援期] 1月6日～1月19日	[移行支援期] 1月20日～4月6日	
職場環境 作業内容	青果物の集出荷・選別作業		
	支援事項 (支援ポイント)	支援計画 (内容・方法・回数・頻度等)	
対象者 支援	<p>◇ 体調管理 初めての職種でもあり、些細な事を気にして不眠になる可能性があるため医療側と連携して支援を行なう。</p> <p>◇ 精神的耐久面への支援 就労意欲が高く、頑張り過ぎる一面を持っているため本人の精神面の状況確認を行いながら作業面、対人面の調整を行う。</p>	<p>① 作業の役割分担を明確にしていき、周りに気遣いしすぎないで作業進行できるようにする。将来的には現場で指示が出来る状況に持っていけるよう段階を越した支援を行う。</p> <p>② 作業評価については、現場の職員から適宜本人に伝えてもらい、本人が安心して仕事に取り組めるよう職員間の橋渡しをする。</p> <p>③ 体調管理については、環境の変化で疲労が溜まらないよう本人・家族と調整をしながら状況把握していく。</p> <p>◇回数 集中支援期 週3～4回 移行支援期 週1～2回 (状況に応じて)</p>	
事業主 支援	<p>◇ 精神障害の特性についての情報提供と指導方法を助言する。</p> <p>◇ 各種助成金制度について関係機関との橋渡しを行う。</p>	<p>① 従業員に障害特性やジョブコーチ支援の目的を説明し、理解して頂けるようにする。</p> <p>② 対象者の障害特性に応じた業務の設定、指導方法等の助言を行う。</p> <p>③ 各種助成金についての情報提供を行う。</p>	
家族 支援	◇ 事業所での状況を適宜報告し、生活面と精神面でのサポートを依頼する。	左記に記載	
関係力 要 関 請 へ 事 項	<p>『那覇公共職業安定所』『雇用開発協会』『那覇市労働農水課雇用対策室』 支援状況を説明し、各種助成金制度の情報提供を依頼する。</p> <p>『 病院』 安定して働き続けられるように主治医 (氏) やケースワーカー (氏) と連携を図る。</p>		
その他	<p>出勤日 月・火・水・金・日 (週5回) 勤務時間 9時～15時 (12時～13時休憩・5時間勤務)</p>		

- 保健福祉医療審議会（市へ提言）

＜那覇市障害者自立支援協議会組織図＞
 障害者自立支援協議会



相談支援事業所5カ所 地域活動支援センターⅢ型14カ所

はたらこネット＝ 沖縄障害者就労支援ネットワーク

* 北部：名護学院・・・ティーダ&チムチム

* 中部：あらた舎・・・医療法人新垣病院

* 南部：* 社会福祉法人 若竹福社会

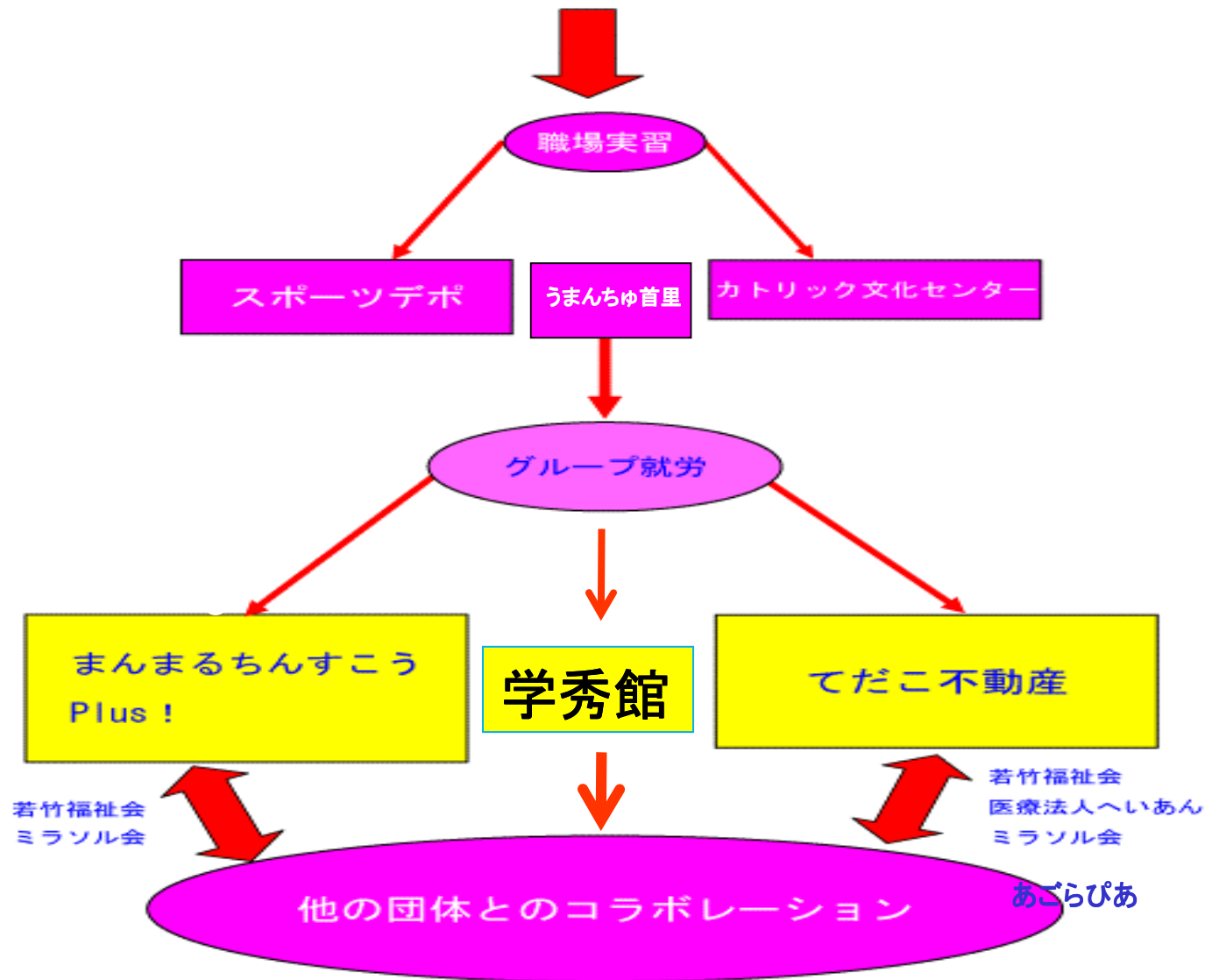
* 医療法人へいあん授産施設わくわく

* 特定非営利活動法人ミラソル

* 特定非営利活動法人あごらびあ

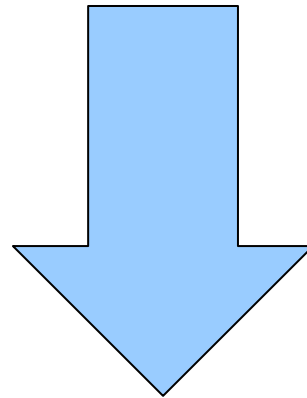
* 特定非営利活動法人 ちいろば会

就労サポートセンター・ミラソルの職場実習 グループ就労の取り組み方



西日本障害者就労支援ローカルネットワーク

大企業が少なく、失業率も高い地域での障害者就労移行支援に関わる組織、団体、個人の蓄積、ノウハウを共有化し、西日本における障害者就労移行支援の基盤を強化、推進していくためにローカルネットワークを構築していこう



西日本の法人組織中心に結集

23の団体・個人が加盟

- 【1】高知県 社会福祉法人てくとこ オーシャンクラブ
- 【2】兵庫県 特定非営利活動法人くぬぎ 就労サポートセンターあかつき
- 【3】岡山県 社会福祉法人あすなろ福祉会
- 【4】福岡県 福岡市社会福祉事業団 つくし学園 生活支援員 成吉孝行
- 【5】熊本県 社会福祉法人ライン工房 施設長 熊川嘉一郎(オブザーバー)
- 【6】沖縄県 特定非営利活動法人ミラソル会就労サポートセンター・ミラソル
- 【7】沖縄県 社会福祉法人名護学院
- 【8】沖縄県 医療法人へいあん 平安病院
- 【9】沖縄県 特定非営利活動法人ちいろば会 障害者就労支援センターちいろば
- 【10】沖縄県 社会福祉法人 若竹福祉会 総合施設長 村田涼子(オブザーバー)
- 【11】愛媛県 「TUNAGU〜トライワーク事業所設立準備会」代表 河野聡子
- 【12】徳島県 社会福祉法人ハートランド
- 【13】沖縄県 医療法人卯の会
- 【14】沖縄県 社会福祉法人 伊集の木会 しごと・せいかつ支援センター群星
- 【15】高知県 特定非営利法人 ワークスマらい高知 橋田美帆(ジョブコーチ)
- 【16】沖縄県 社会福祉法人まつみ福祉会 (桜山荘)
- 【17】沖縄県 (社)那覇市身体障害者福祉協会 指定就労移行支援事業所 さわやか
- 【18】高知県 NPO法人 児童・障害児(者)相談支援ネットワーク
- 【19】宮崎県 社会福祉法人 まほろば福祉会 ワークステーション やじろべえ
- 【20】沖縄県 特定非営利活動法人 あごらぴあ
- 【21】福岡県 社会福祉法人 北九州精神保健福祉協会北九州市立浅野社会復帰センター
- 【22】熊本県 社会福祉法人東康会 就労移行支援センター らぼーる
- 【23】高知県 株式会社四国ライフケア A型事業所虹の里
- 【23】高知県 株式会社 四国ライフケア 就労継続支援A型事業所 虹の里
- 【24】沖縄県 医療法人輔仁会社団田崎病院 精神科デイナイトケア精神保健福祉士 備瀬恭子
- 【25】岐阜県 特定非営利活動法人ウエルコミュニティ飛驒 ウエルコミュニティ空町作業所
- 【26】沖縄県 社会福祉法人育成福祉会 てだこ学園 上江田知美

労働に社会評価を

社会福祉法人アルプス福祉会
コムハウス施設長 金澤洋一

今年1月に「松本がもし100人の村だったら」という絵本を発行しました。池田香代子さんの有名な「世界が100人の・・・」のパクリです。もちろん池田さんにはメールで了解（むしろ応援）をいただいて松本の仲間たちと1年かけて絵本にしました。下記がその内容です。

松本には228, 415人の人が住んでいますが、もしもそれを100人に縮めたらどうでしょう？

<もしも松本が100人の村だったら>

女の人は51人で、男の人は49人です。

お年寄りには21人いて、その中で介護の必要な方は3人います。

子どもの数は15人です。

男の子が8人で、女の子は7人です。

外国籍の人は2人です。

今年産まれた子どもは1人です。

この村でも目が見えなかったり、耳が聞こえなかったり、身体が動かなかったり、全てのことが大切に思えてすぐやる
ことが決められなかったり、回りのことが気になってしまい生活のしづらさを感じている人がいます。その人たちにこ
の村は障害者手帳を渡しています。

手帳を持っている人は5人です。

障害を持っている人は 人います。

皆さんの周りには・・・

<もしも松本が100軒の村だったら>

この村には58軒の1～2人世帯があり、

32軒は一人暮らし世帯です。

この村ではほとんどの人が会社からもらったお金で暮らしています。

農業を行い暮らしている人は9軒です。

そのうち3軒は自分たちが食べる分を作っていて、

お店などに売っている農家は6軒です。

その中でお米を作っているのは5軒で、

野菜も作っているのは3軒です。

りんごやぶどうなどの果物を作っているのはたったの1軒です。

この村は果物や野菜作りではとても有名な村なのですが・・・。

この村には乳牛が1頭、肉牛が2頭と豚が1頭います。村人の倍もの二ワトリが飼われていますが、牛乳や豚肉、卵をお店に出しているお家は1軒にもなりません。

すべての世帯に車（4輪車）があります。しかも1世帯に約2台もあります。

そのうち25世帯にはオートバイもあります。

この村の中を、たくさんのバスが走っています。

村役場へ、病院へ、温泉へ…

でも、このバスに乗る人は1日に8人です。

となり村の山の麓へ、小さな電車が走っています。でも、この電車に乗る人は1日わずか1人…。

この村の中心に、都会へ続く鉄道の駅があります。この駅から1日6人の人たちが電車に乗って出かけます。

<もしも松本のお店が100店だったら>

この村の2店は大型店舗と言っても大きなお店です。そして、そのお店は街中にはなくて、

この村の人たちは安いものを買うために車で遠くのお店まで出かけます。

<もしも松本の小学生が100人だったら>

学童保育に行っている子は16人います。

1ヶ月以上続けて学校を休んでいる子は1人ですが、中学生になると5人に増えます。…高校生になれば、どうなるのでしょうか？

就学援助金をもらっている子は11人もいます。お父さんやお母さんは一生懸命働いていますが、今は不景気で生活は厳しいのです。

60年前の松本村は、村の予算の3割を教育のために使っていました。今は1割ちょっとしか使っていません。いったい何にお金をかけているのでしょうか？

でも、松本村の子どもたちは、この60年間でとても身体が大きくなりました。

6才の男の子は身長が6cm、体重が3kg、

女の子は身長が7cm、体重が3kg

14才の男の子は身長は14cm！体重は11kg！！

女の子も身長が8cm、体重が7kgも大きくなりました。

<もしも松本の中学生が100人だったら>

松本村の中学生は、卒業すると就職する人もいますが、98人は進学します。

60年前は、42人は就職して進学する子は57人でした。

100年前にこの村は出来ました。

そのときは7人でした。

そのあと、何度も近くの村と一緒にあって、

今のような大きな村になりました。

また、となり村と一緒になるかどうかを

考えているところです。

この村ではごみを年間480キロ出しています。

1人が毎日、約1.3kgのゴミを出しています。(これは実数です。)

その8割が可燃ごみです。

可燃ごみを少しでも減らすとCO₂が削減できます。

この村でも地球温暖化は村人の生活に影響してきています。

この村では38年前には子どもが22人いましたが、

今は15人です。

この先12年後にも15人はいると思われます。

一方でお年寄りも38年前に9人いましたが、

この先12年後には28人になります。

この村では1年の間に1人の人が亡くなります。

また、来年に1人赤ちゃんが生まれるので、

しばらくは100人の村が続きます。

この絵本は今、松本ではちょっとした話題となっています。この絵本の中では「障害のある方は5人となっています。池田さんの「世界が100人の村」では7人、北欧では10人と言われています。民族や地域で障害者の数は変わりません。ではなぜ違いがあるのでしょうか。それは、その国やその地域の認知度や制度・仕組みによる差なのです。松本の市バスですが1日の利用は8人となっています。経営不振の中で昨年バス料金が変更になり、利用はますます減少しています。誰もが病院や役場へ安心して通えるためには必要なサービスに行政の予算が投入されてなんらおかしくないと思うのは私だけでしょうか。北欧では町の中心に弱者の施設があり、企業はその周りに位置しています。しかし、日本では町の中心は企業が独占していて、お年寄りや障害者の施設は町外れにあるのがほとんどです。この絵本をきっかけに松本のあちらこちらでこんな話をさせていただいて回っています。

★私の職場である「コムハウス」の紹介をしておきます。

コムハウスは2008年に知的障害者通所授産施設から多機能型事業所（就労移行支援・生活介護事業・重症心身障害児者通園事業B型を併設）に移行しました。

コムハウスでは就労移行支援の方も生活介護事業の方も重心の方もそれぞれが可能な範囲で幾つかの作業を取り組みながら（クッキー・ふきん・薪・施設外就労・リサイクル事業・麦ストロー・下請け作業・工芸品・紙すき・などなどおそらく作業種はこの近隣では一番多いのではないのでしょうか？コムハウスには46の方が通所されています。46人が働くわけですから本来46種の作業があってもおかしくないと思います。）賃金アップに努めてきました。結果、コムハウスは平均では12000円程度の賃金が出せています。重心の方は1週間で働ける時間に限りはありますが、わずかながらもお給料を手にした時にこの上ない笑顔を見せてくれます。障害程度区分の平均が4以上の方々がほとんどの施設ですので、決して高いとは言いませんが健闘していると自負しています。

★選択できる事の大切さ

Nさんとの旅行する機会があって、外食に出かけました。

「さて、何を食べようか？」

「ステーキがいいなあ」

毎回の会話です。いつどこへ行っても希望を聞くとNさんは「ステーキ」を希望します。確かに肉はおいしいのですが、毎回同じリクエストなのです。

今回は本人の意とは別に焼き鳥屋ののれんを潜ったのですが、本人は初体験だったそうで、すごく喜びました。「はじめてきた」「うまい」の連発でした。身体障害と知的障害を併せ持ったNさんと赤提灯は連想しにくいものではあると思います。外食といえばファミリーレストランしか経験がなかった事が、その後の会話の中でわかりました。

私にも覚えがありますが、子どもに「好きなものを選んでいいよ」と言いつつも、いつまでも決められないで子どもが嬉しそうに悩んでいると、いつしか待てなくなってきてしまいます。「ご注文は？」などと係りの人が来ようものならば、「早くしなさい」と言わんばかりに「お前はハンバーグだね」と勝手に決め付けてしまいます。一見「ステーキがいいなあ」と自己選択をしているように聞こえますが、選択肢が用意されていないとすればそれは自己選択とは言いません。

利用者たちに選択の出来ることがどれだけ保障されているのでしょうか？

〇〇の下請け作業はNさんの好きな仕事と担当職員は言いますが、本当に好きなのでしょうか？一番我慢ができる作業であるのかもしれませんが。

障害者だから・・・ではなく選択できる機会がどなたにも提供されることが大切です。

★たかがお給料ですが、それで変わる人生もある。

工賃が全てではありません。しかし、工賃で人生も変わることも有ります。どこにチャンスやきっかけがあるかを私達は見失ってははいけません。Kさんはこの外部就労で工賃が3倍になりました。今までお給料をもらっても全て管理は母親任せでしたが、4万円になってから自分のお金が出来てから経済感覚が芽生えたようです。

ある日、施設で販売していた T シャツを買いに事務所に来ました。買いに来たところか値切りはじめました。原価1300円のものだったのですが、「500円にしてください」と言ってきたのです。値切られたことはとても嬉しいことでした。最終的に900円で売ることになりました。

コムハウスに通所されている方のほとんどは知的障害者ですので、計算がとても苦手です。ほしいものは欲しくて、値切るとか比較するのは苦手だと私たちは思い込んでいましたが、Kさんは変わりました。内向的な利用者さんでしたが自己主張が少しずつできるようになって来ました。

昨年 Kさんは就職をしました。過去に就労の経験を持っていましたが、いじめられたのをきっかけに一般就労を長く拒否していました。母子家庭でしたが、お母さんが80代になり、最近足腰が弱ってきていてKさんが母の介助をしていました。

「いっぱい働いてお給料をたくさんもらいたい」

「就職してお母さんを楽にしたい」と願うようになりました。

面接を受けて、トライアル雇用の末、正式採用の打診が施設に入ってきました。ところが、母親が拒否をしたのでした。

「コムハウスにずっと置いてやってくださいな」

「またいじめられるに決まっている。うちの子は馬鹿だから、だめですよ」

母親の反対を聞いてKさんは職員に電話をしてきました。

「反対されている、何とかして！」

職員が駆けつけるとKさんはすでに泣いていました。

「働きたい！」

「親の言うことが聞けないのか！そんな子は出てお行き！」

「働きたいの！」

Kさんの心の叫びでした。生まれて初めて親に逆らった日でもありました。Kさんは数日間グループホームに身を寄せて、その間母の説得で職員は3日間をかけた。

今では月に13万円くらいのお給料です。3万円から4万円を家に入れていますが、それ以外は自分に使ったり、貯金をしています。

Nさんは麻痺が会ってうまくお話ができないのですが、携帯電話が欲しくて欲しくて仕方がなくて携帯電話を購入をしました。「も～ し～も～し～ あ の～ ～」と話すものですからたいした会話はしていないのですが、購入してしばらくは実家に長電話

をするものですから1ヶ月の使用料が2万円にもなっていました。Nさんは携帯電話でメールが出来るようになって自分のお給料の範囲に自分の活動が収まったときから経済感覚が芽生えました。ひとりひとり違うけれど、その時を見失わないことが大事です。変わりたい、変わろうとしているタイミングです。

★お給料は社会評価であり、お金を渡しているのではなく、社会からの評価を手渡しているのだと考えます。

授産活動をすればするほど売りに左右されがちです。利用者たちがクッキーを納品に市内のお店を回ってきますが、お金を受け取ると嬉しそうに私にお金を持ってきては納品の報告してくれます。

「今日こんなにもらったよ」

利用者さんたちは納品の仕事が好きです。車に乗ることと、お客様に直面するのがとてもうれしいのです。お客様に商品を届けることは結果の出ることであり、仕事を完結させることになりますから。何よりも料金を手渡せてもらえるのです。しかし、金額ではなくて、「ありがとう」「コムハウスのクッキーはおいしいね。」「今回もよくできているよ」「またお願いね」とお店の方に言っていただくともっとやる気になるものです。お金はその額面に値する商品であると認めていただいた表れだと職員には言います。単なるお金で済まさないように評価されているのだと利用者が思える関係づくりや仕組みを創るのが私たちの仕事です。

★私たちの仕事は利用者の仕事を社会化させることである。

コムハウスでは古紙回収をしています。施設の駐車場にコンテナがあり、地域の方が自由に持ち込んでくれます。利用者たちはそれを業者に持ち込んでお金に換金してきます。松本市はリサイクル還元金として補助金を業者の伝票を添付した申請に基づいて施設に振り込んでくれます。

この仕組みが始まったのは行政との懇談の中から「ごみ削減に施設が何ができるのか」と言った発想からでした。市内の作業所・施設6箇所でリサイクル集積所を設置しました。同時に松本では買い物袋の有料化にも踏み切りました。松本のごみの量は右肩上がりが増え続けていたのですが、昨年からは横ばいになりました。可燃ごみの大半は紙類だそうです。紙のほとんどが燃やされると灰になります。灰は最終産業廃棄物です。松本の灰を埋め立てる処分場はあと28年でいっぱいになるそうです。28年後には新たな処分場の設置が必要になるのですが、ごみが増え続ければもっと早く次の手当てが求められますし、少しでも伸ばせられれば市の財政に大きな貢献にもなります。古紙の回収をコムハウスの利用者がすることで28年後の市の財政を支えているのだと利用者や地域の方々に伝えていきます。今、小学生の子達が親になるころの市政です。次世代への貢献でもあると言えます。コムハウスで取り組んでいる作業は「ほかし」があったり、

「薪」がありますが、どれもエコ活動にリンクしています。作業に誇りや達成感を位置づけることが大切です。また、同時に地域にその中身を丁寧に伝えることがなくてはなりません。利用者やその労働を施設の中に囲わないことです。

仕事は報酬とやりがいと人間関係だと考えます。施設は通過点であると考えた場合、報酬のみを追求してはいけません。働く力や意欲を育てることも大切です。しかし、報酬が伴わないでは話になりません。このバランスはその施設ごとによって違うものでしょう。障害の区分や特性によって変わるものだと思います。

アルプス福祉会という法人は施設を作るための運動を市民立で行いました。「どんなに重い障害がある方でも通える働く場」に賛同してくれる人は1000円寄付してくださいと地域に訴えて6500万円集まりました。今でも後援会には300名ほどの方が会費を納めてくれています。多くの人の応援でできた施設なのでいつでも見学などは受け入れますし、研修や実習も受け入れています。近隣の学校からは総合学習のカリキュラムにコムハウスでのボランティアが定着しています。中学を卒業した子が「私、福祉の進路を選んだよ。〇〇学校に受かったよ」と報告にきてくれたりするとこちらまで嬉しくなります。

応援団が多いので仕事もいろんな提案がやってきます。「麦ストロー」もそのひとつです。地元出身の歌手「上条恒彦」さんの紹介でジブリ美術館ハストローを納めています。「すいにくいのが自然でいい」「ビニールのごみになるものではなく自然の素材がカフェ麦わらぼうし（美術館のお店）のコンセプト」と宮崎駿さんからも評価をいただいています。最近では大手企業からも引き合いが来ていますが全国チェーンなので対応できる素材（麦）が2年後の収穫まで望めません。近隣の大学や農協と無農薬の麦畑について話し合いを始めています。

2009. 3. 21～22

発達障がい者就労支援全国フォーラム

奈良県における就業支援の取り組み — 実践報告 —



なら障がい者就業・生活支援センター コンパス

センター長 小島 秀一



な一むくん

なら1300年祭



まんとくん

2010年 平城遷都1300年祭

平城遷都1300年を機に、
日本の歴史・文化が連綿と続いたことを**"祝い、感謝する"**とともに、
"日本のはじまり奈良"を素材に、過去・現在・未来の日本を**"考える"**。



せんとくん



現在の役割、立場について

- ❁ 奈良県就労支援推進

モデル事業コーディネーター

※「福祉施設から一般就労」のシステムづくり

- ❁ 奈良県自立支援協議会就労教育部会長

- ❁ 奈良圏域総合支援体制 奈良圏域代表

- ❁ 奈良市特別支援教育連携協議委員

障害者就業・生活支援センターの役割

- ❁ 障がい者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健福祉、教育等の地域の関係機関との連携の下、障がい者の身近な地域において就業面及び就業に伴う生活面の支援を一体的に行う

(就業支援)

- ・就職に向けた準備支援(職業準備訓練、職場実習のあっせん)
- ・求職活動支援
- ・職場定着支援
- ・事業所に対する障害者の障害特性を踏まえた雇用管理に関する助言
- ・関係機関との連絡調整

(生活支援)

- ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理などの日常生活の自己管理に関する助言
- ・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- ・関係機関との連絡調整





障がいのある方

事業主



就業相談

職場適応支援、雇用管理に関する助言

障がい者就業・生活支援センター

ハローワーク

求職活動支援

就業支援
(就業支援担当者)

生活支援
(生活支援担当者)

福祉サービスの利用調整

生活支援センター

障害者職業センター

地域情報の収集

職業評価・準備支援の依頼

○就業に関する相談支援
○障がい特性を踏まえた雇用管理に関する助言
○関係機関との連絡調整

一体的な支援

○日常生活・地域生活に関する助言
○関係機関との連絡調整

福祉サービスの利用調整

福祉事務所

特別支援学校

連携

保健サービスの利用調整

保健所

就労移行支援事業者等

基礎訓練のあっせん

連携

医療面の相談

医療機関

自立・安定した職業生活の実現

西和圏域

面積: 168.57km²(4.57%)
人口: 351,403人(24.79%)

ライク

生駒郡三郷町三室1丁目13-32

中和圏域

面積: 240.80km²(6.52%)
人口: 380,629人(26.85%)

4月から開所予定(中
和・南和圏域)

橿原市

奈良圏域

面積: 276.84km²(7.50%)
人口: 369,249人(26.05%)

コンパス

奈良市大宮町3-5-39やまと建設第3ビル302

東和圏域

面積: 658.05km²(17.83%)
人口: 227,748人(16.07%)

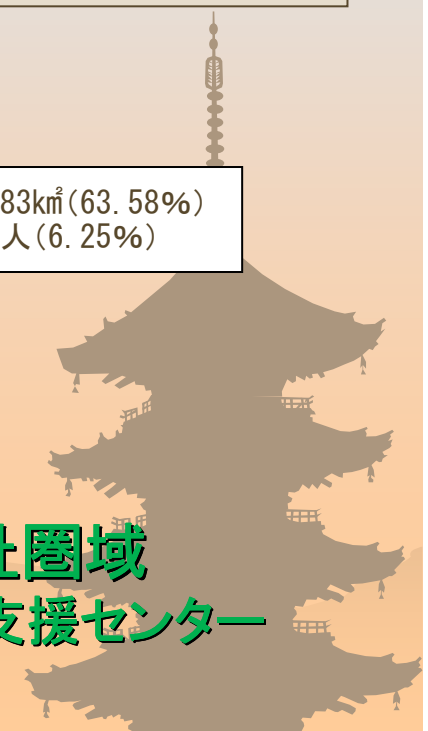
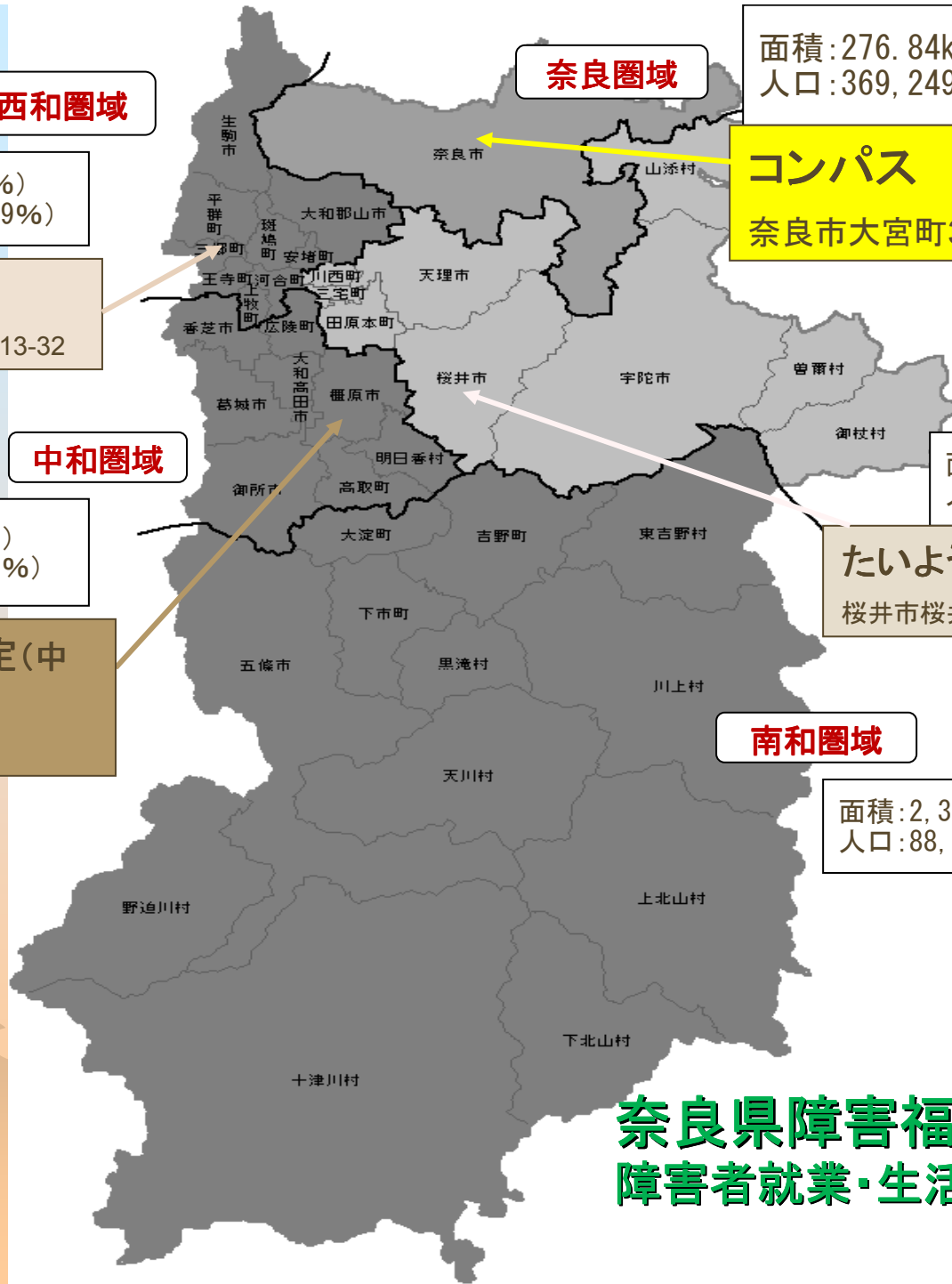
たいよう(東和圏域)

桜井市桜井232 ヤガビル3階302号室

南和圏域

面積: 2,346.83km²(63.58%)
人口: 88,558人(6.25%)

**奈良県障害福祉圏域
障害者就業・生活支援センター**





発達障がい者の就労支援を考える


奈良県自立支援協議会就労教育部会

発達障がい者就労支援に係るワーキング会議開催


目的

発達障がいのある方の就労支援に係る課題や現状を把握し、今後の支援体制等について協議する

構成員

奈良県就労支援部会(県障害福祉課、健康増進課、雇用労政課、教育委員会、奈良労働局、奈良圏域代表、中和・南和圏域マネージャー)、奈良障害者職業センター、奈良県発達障害支援センターでいあ～、なら若者サポートステーション、
学校法人神須学園「室生館」

現在の就労支援における課題

- ❖ 県内の相談支援機関において、発達障がいの青年期・成人期の方からの職業相談は増えてきている。
- ❖ 特に、制度上の狭間にいる発達障がい者の就労（一般就労、福祉就労）については、職業的ハンディキャップを有していながら、普通高校や専門学校・大学などに進学しているため、就職に向けた職業教育が不十分な状態で、卒業時に就職できないまたはできても不適応状態となり離職し、上記の専門機関に相談に来る方が多い。
- ❖ しかし、相談だけでは根本的な職場適応力等の向上は困難であり、一定期間の職業教育・訓練が必要となり、既存の福祉施設を紹介するが、利用に抵抗があったり、利用しても現状の集団指導や施設内作業を中心としたプログラムには合わず、利用を中止される方が多い。
- ❖ このことにより、早急に制度上の狭間にいる発達障害者を対象とした職業教育・訓練の実施及び就職支援を継続的に行える支援体制の構築が必要と考える。



就労支援の課題

- ❖ 適切な診断と障がい受容があって、はじめて就労支援となる。
- ❖ 特別支援学校以外の卒業生は、「社会的自立」「就職」の段階で、初めて支援の必要性に迫られる人達が多い。
- ❖ 就職活動以前に、当事者及び保護者を対象に職業選択・求職活動の相談及び支援が必要。
- ❖ 支援にあたっては小集団で、個別支援が求められる。
- ❖ 支援体制は一本化(明確化)することが求められるが、相談機関は複数用意しておくことが望まれる。
- ❖ 職業選択支援のために用意する作業種目は多いことが望まれる。また、職場体験受け入れ事業所についても、様々な職種を準備しておくことが必要。
- ❖ 作業支援時は、マニュアル化・視覚的指示書等を作成し、混乱(パニック状態)を避けることが必要。



就労支援システムへの取り組み

課題	対策	実行
1 特別支援学校以外は職業教育が十分ではない	就労移行支援事業所の活用	①移行支援事業所の紹介、同行 ②移行支援事業所を施設外に設置 ③移行支援事業所等との情報交換会 ④コンパス(就業支援)勉強会により施設職員のレベルアップを図る
2 障がい受容ができていない、手帳、年金の手続きが分からない	関係機関との役割分担	発達障害支援センター、委託相談支援事業所との連携
3 求職活動の方法がわからない、履歴書が書けない	障がい者就業・生活支援センター支援	ハローワークへの同行 求人検索システムを一緒に見る 職業ガイダンスの実施

就労支援システムへの取り組み

課題	対策	実行
4 職業適性がわかりにくい、環境調整事項のアセスメントの必要性	理解のある企業での職場体験	①県庁、市役所での受け入れ ②特別対策事業による障害者職場実習設備整備事業の活用 ③障害者の態様に応じた多様な委託訓練（事業所実習型訓練）の活用
5 失敗経験をさせない就業支援が必要	障がい特性を理解してもらい、就労支援者の活用	ジョブサポーター派遣事業の活用 ジョブコーチ制度の活用または移行
6 余暇、息抜きが下手	場を設定する	コンパスにて交流会（夕食会）を開催



一番良かったのは、スーパーの品出しかな！

福祉施設・高等学校など



会社で働く準備を

就業・生活支援センターと相談



市役所、県庁など
3日間程度

就職活動（職場実習2週間～3カ月）

職種、勤務日数、労働時間、希望賃金等の検討
※施設実習、委託訓練（ジョブサポーター）、職務試行法、ジョブコーチ（雇用前支援）、トライアル雇用、社適、職適等

職場体験実習

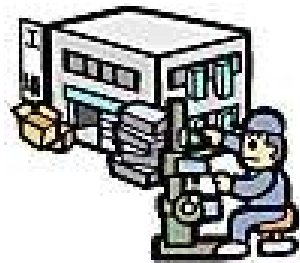
（3日～3週間）
※施設の職場実習、委託訓練
※**ジョブサポーター派遣事業（県単独事業）**

チーム支援

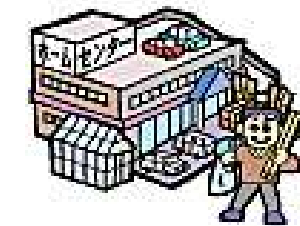
ハローワークとのケース会議
職場実習先の選定



ハンバーガーショップなどの飲食店
1週間～2週間程度



工場などの製造業



ホームセンター、スーパーなどで品出し、バックヤード、掃除など

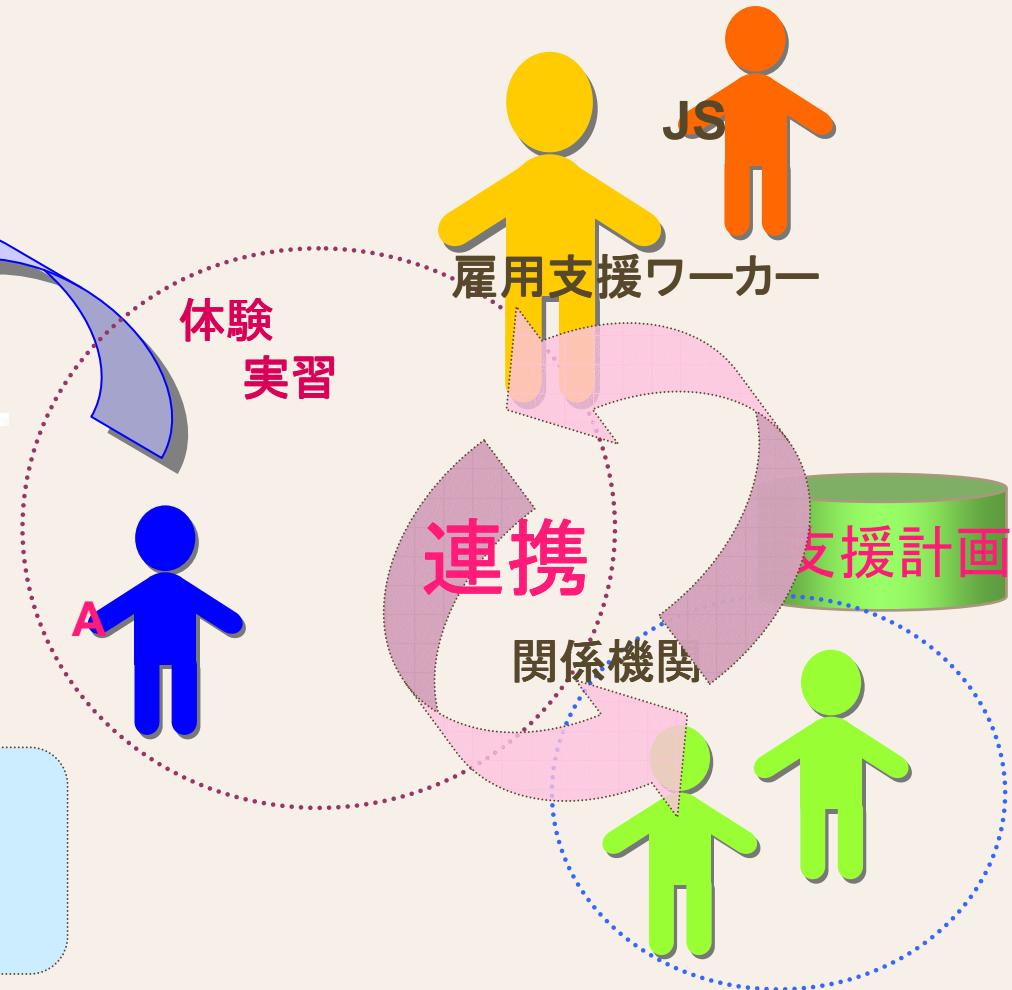
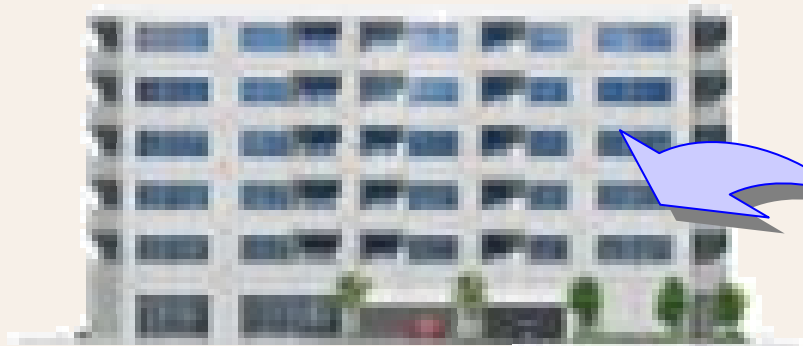


就職後

職場適応指導（ジョブコーチ支援等）

奈良県庁職場体験 関係機関との役割分担

県庁、県立図書情報館



2009.3月 現在

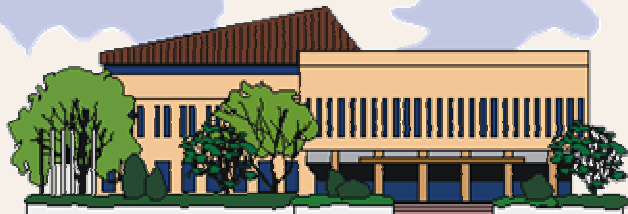
ジョブサポーター：12名

職場体験の受入

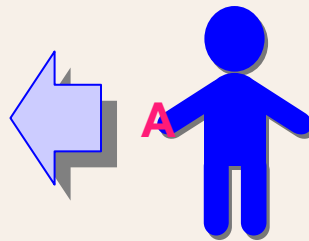
奈良県庁



奈良県立図書情報館



体験実習



就労移行支援事業所等

支援

- ・実習目的、配慮事項の記載
- ・面接同行
- ・実習支援
- ・振り返り

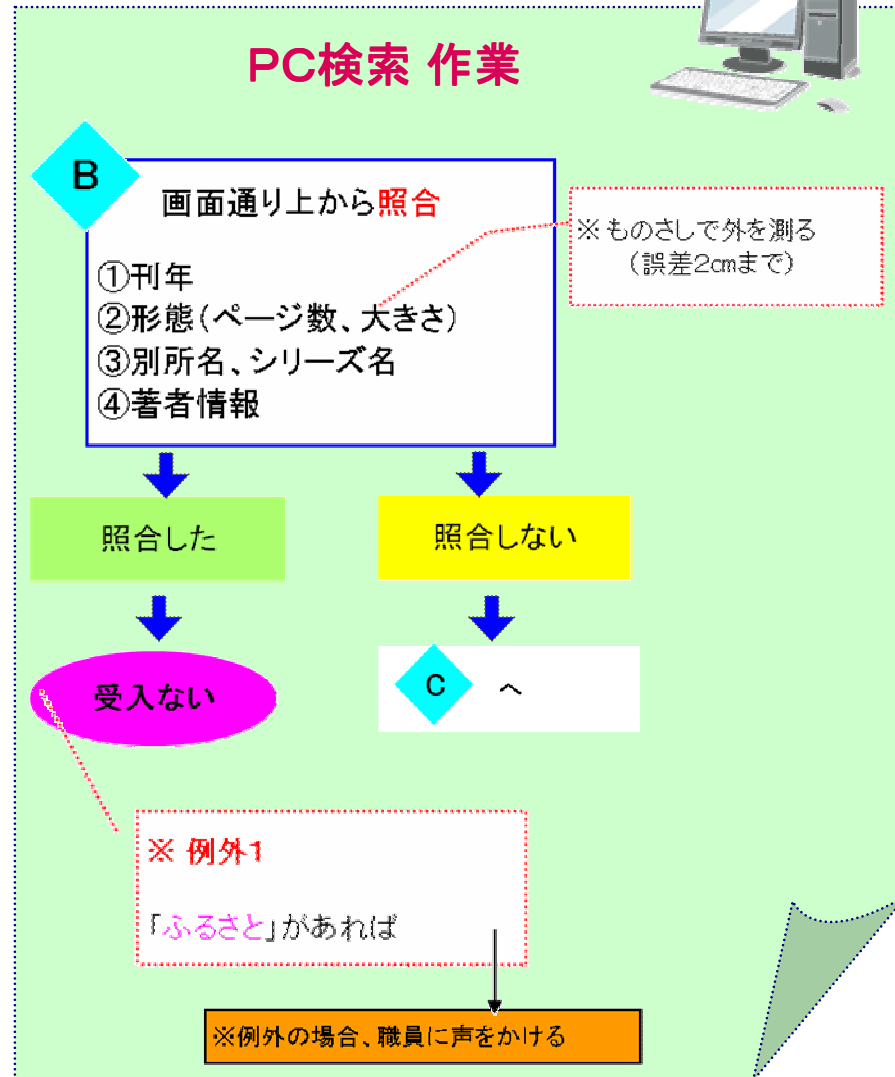
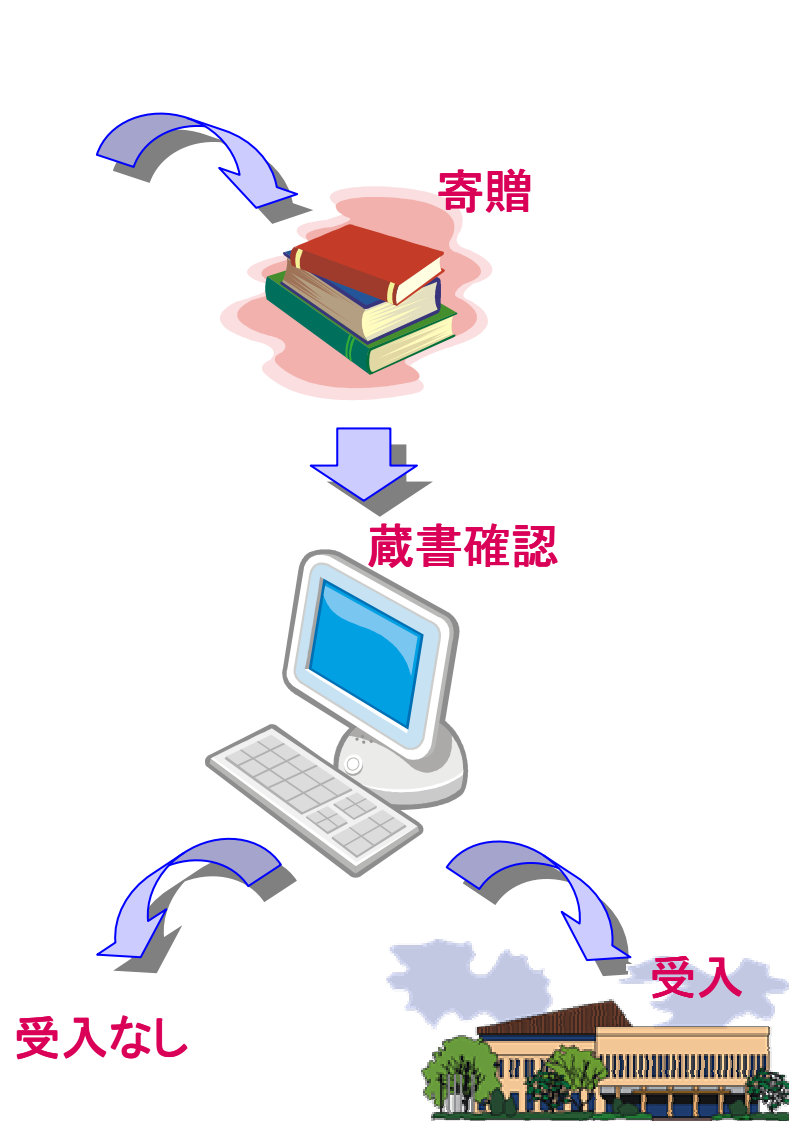
サポート

コンパス

調整

- ・県庁職員研修
- ・県庁との日程調整
- ・面接同行
- ・障がい特性、指導方法等の説明
- ・ジョブサポーター派遣
- ・振り返り

例：所蔵図書確認作業

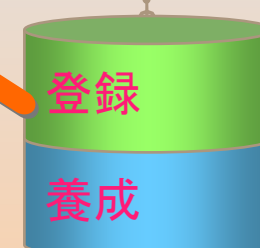


ジョブサポーター登録から派遣の流れ

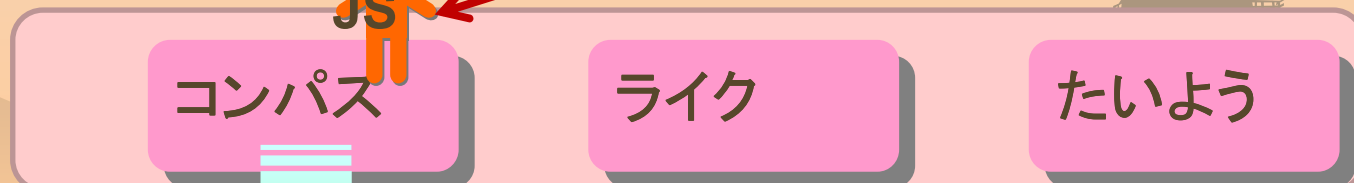


委託

なら障がい者就業・
生活支援センターコンパス



調整



派遣



🌸 ジョブサポーター派遣の流れ

①福祉施設職員または特別支援教育担当教員と就業・生活支援センター就業支援ワーカーが調整



②実習者および家族と受け入れ予定企業担当者にジョブサポーター派遣事業の目的等を説明し、意思確認を行う



③派遣の了解が得られれば、管轄支援センターに登録をし、就業支援ワーカーは実習者の在籍する関係機関職員と調整して「個別支援計画」を作成する



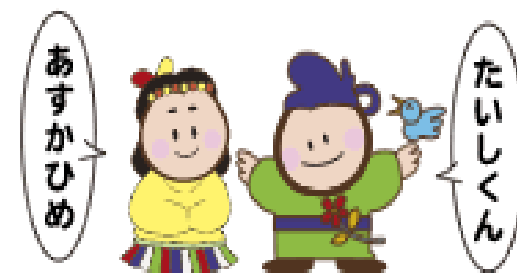
④就業支援ワーカーはジョブサポーターに個別支援計画の内容を説明し、支援の詳細について打ち合わせる



⑤個別支援計画を実習者（未成年者、療育手帳所持者は保護者も含む）、受け入れ企業担当者に説明し、同意が得られれば、「実施同意書」に実習者が在籍する関係機関も含む3者からサインをもらう



⑥派遣事業の開始



コンパス(就業支援)勉強会

一般就労を支援するスタッフとして必要なスキルとは？



チーム支援構築はいつ？



障害者の就業とは？

今後の取り組み

	課題	対策	実行
1	情報収集や対応の仕方に偏りがある	生活の質の向上、セルフコントロールスキルを養う	在学生徒に対する職業ガイダンスの実施
2	障がい者としての認識がない	ニート対策機関との連携	ニート対策の若者サポートステーションや自立塾などの利用 中小企業同友会(ニート対策委託)との連携
3	高等学校、専門学校、大学における職業指導の不十分さ	まず理解のある学校との連携	職業ガイダンスの実施 在学中からの職場体験実施(ジョブサポーター派遣)
4	企業は発達障がい者への配慮事項を知らな	研修や職場適応援助者の派遣	
4	個別支援計画などの引き継ぎがない	個別支援計画などを一連で記入や、貼り付けができるものを作る	ライフステージを網羅できるサポートブックを制作する

奈良県発達障害者就労支援モデル事業(案)



- 発達障害者の就業支援に実績のある社会福祉法人に就業支援コーディネーターを配置し、発達障がいのある成人(知的な遅れが軽度またはない者)の方の就労支援を強化する。
- 特に、発達障がい者を受け入れている就労移行支援事業所と連携して、就業に必要な教育訓練のあり方や求職活動、職場実習、支援機関の利用などについて検討する。また、発達支援センターでいあ〜等の専門機関とも連携を図る。
- 大学、専門学校、高等学校などに在学する特別支援教育対象生徒及び保護者に対して学校等と連携し、職業指導・職業相談体制を構築するとともに、教職員等を対象に啓発、研修、コンサルテーションを実施する。
- 企業就労している発達障がい者の相談窓口となり、関係機関と連携して継続的なサポートを行う。また、受け入れ企業等に対して啓発、研修の実施や相談を受ける。
- 発達障がい者に対する効果的な職業教育・訓練のあり方について試行的取り組みを行い、今後の県内における体制整備について検討する。
- 発達障がい者(成人)の支援に関わっている大学教授等と連携し、実践研究を行う。



就労支援体制(モデル事業)案

発達障害者の就労支援の拠点

障害者就業・生活支援センター コンパス

- ・就労相談
- ・支援のコーディネート
- ・ジョブサポーターの派遣及びスーパーバイズ・職場開拓、職場体験実習(企業)
- ・在職者及び企業へのサポート
- ・企業向け研修
- ・学校(特別支援教育対象者)へのサポート

発達障害者支援センター であ〜

- ・適切な診断と障がい受容
- ・就労相談

助言・支援

就労移行支援事業所

- ・2年以内の教育訓練
- ・体験実習(アセスメント)(施設内)
- ・作業指導(施設内)
- ・職場内におけるコミュニケーション力や社会的スキル習得支援(施設内)
- ・修了者の継続的なサポート

助言・支援

ジョブサポーター

- ・職場体験時のサポート

ジョブコーチ

- ・就職に向けた支援
- ・就職後のフォローアップ

在学生に対する
就労支援サポート

学校 大学・専門学校・ 高等学校等

- ・IT(個別移行計画)の策定、実施

体験実習
受け入れ



北海道

- 1 あかり家(NPO法人障がい者就労支援の会)
〒060-0063 札幌市中央区南3条西10丁目福山南ビル7階
- 2 シフォン亭ほやほや(NPO法人あずまし家)
〒064-0919 札幌市中央区南19条西7丁目3-23杉本ビル1階
- 3 NPO法人札幌チャレンジド
〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目札通ビル8F
- 4 草の実工房もく(社会福祉法人草の実会)
〒064-0945 札幌市中央区盤渓216-1
- 5 ワークショップ実の里(みのり)(NPO法人地域(まち)で楽しく暮らすネットワーク)
〒005-0004 札幌市南区澄川4条4丁目10番33号
- 6 PCNET-SAPPORO(NPO法人PCNET)
〒011-0032 札幌市北区32条西4丁目2-3
- 7 つばさの会共同作業所(NPO法人地域障害者活動支援センター創生もえぎ)
〒007-0843 札幌市東区北43条東5丁目1-27
- 8 札幌市自閉症・発達障がい支援センターおがる(社会福祉法人はるにれの里)
〒007-0820 札幌市東区東雁来町207番地
- 9 光生舎プラザ・イン・サッポロ(社会福祉法人北海道光生舎)
〒063-0828 札幌市西区発寒8条10丁目
- 10 障害者支援施設よろこびの家(社会福祉法人札幌あさひ会)
〒063-0035 札幌市西区西野5条3丁目6-1
- 11 この実わーくネット(社会福祉法人札幌この実会)
〒063-0049 札幌市西区西野969番地
- 12 ホップ(社会福祉法人HOP)
〒063-0804 札幌市西区二十四軒4条6丁目3-4
- 13 鈴の環(株式会社福祉事業団ひかりの家)
〒063-0001 札幌市西区山の手1条11丁目2番地12号
- 14 あっぷ美香保(社会福祉法人HOP)
〒002-8071 札幌市北区あいの里1条4丁目15-18
- 15 セルプさっぽろ(社会福祉法人北海道リハビリ—)
〒062-0051 札幌市豊平区月寒東1条11丁目8-6
- 16 クラブハウスコロポックル(NPO法人コロポックルさっぽろ)
〒062-0051 札幌市豊平区月寒東1条17丁目5-39
- 17 リワークあっぷる(社会福祉法人みなみ会)
〒062-0922 札幌市豊平区中の島2条1丁目2-26 ハウスオブリ
- 18 POPサポート美園(株式会社進幸)
〒062-0003 札幌市豊平区美園3条8丁目1-8アスターハイツ美
- 19 障害者支援施設第2よろこびの家(社会福祉法人札幌あさひ会)
〒062-0911 札幌市豊平区旭町6丁目1-34B1
- 20 ワークピアあすか(社会福祉法人明日佳)
〒006-0841 札幌市手稲区曙11条1丁目7番地1号
- 21 就労・生活サポートセンター(医療法人澤山会)
〒006-0022 札幌市手稲区手稲本町2条3丁目8-21
- 22 共栄会自立支援事業所(医療法人共栄会)
〒003-0011 札幌市白石区中央1条6丁目9-19
- 23 就労センタージョブ(社会福祉法人北ひろしま福祉会)
〒061-1112 北広島市共栄201番地1
- 24 リハビリ—・おおぞら(社会福祉法人北海道リハビリ—)
〒061-1102 北広島市西の里506番地1
- 25 あすか就労継続支援施設(NPO法人江別精神障がい者福祉会)
〒069-0811 江別市錦町3番地の5
- 26 就労継続支援施設月とらいおん(社会福祉法人登別さいわい福祉会)
〒059-0002 登別市幸町3丁目6番
- 27 日中活動センターげんせん(社会福祉法人室蘭言泉学園)
〒051-0004 室蘭市母恋北町1丁目2番20号
- 28 ふみだす(社会福祉法人伊達コスモス21)
〒052-0012 伊達市松ヶ枝町59番地4
- 29 ワークステーション シーウインド(社会福祉法人札幌緑花会)
〒047-0263 小樽市見晴町14番地12号

- 30 ワークセンターほくと(社会福祉法人侑愛会)
〒049-0152 北海道北斗市押上1丁目2番地30号
- 31 NPO法人自立支援センター翔栄
〒040-0014 北海道函館市中島町34-7
- 32 ワークス一条(社会福祉法人函館ようき会)
〒040-0084 函館市大川4番26号
- 33 函館市あおば学園
〒042-0932 函館市湯川町2-39-26

青森県

- 1 就労継続支援あづまーる
〒038-1342 青森県青森市浪岡大字浪岡平野41-3
- 2 地域サービスセンター SAN NeT
〒030-0801 青森県青森市新町1丁目13-7 和田ビル4階
- 3 ゆいまある(社会福祉法人抱民舎)
〒036-1312 青森県弘前市高屋字安田735-3

岩手県

- 1 社会就労センター・ひめかみの風(社会福祉法人自立更生会)
〒028-4123 岩手県盛岡市玉山区巻堀字巻堀91-1
- 2 まめ工房緑の郷(社会福祉法人岩手更生会)
〒005-0004 岩手県盛岡市飯岡2-51-3
- 3 ソーシャルサポートセンターもりおか(NPO法人ソーシャルサポートセンター)
〒020-0015 岩手県盛岡市本町通1丁目9-14
- 4 岩手県立療育センター(岩手県社会福祉事業団)
〒020-0401 岩手県盛岡市手代森6-10-6

宮城県

- 1 クローバーズ・ピアワッセ
〒981-0901 宮城県仙台市青葉区北根黒松2-10
- 2 就労支援センター ウィングルヒューマンサポート
〒981-3203 宮城県仙台市泉区高森2-1-10 21世紀プラザ研
- 3 地域生活支援センター宮城野雲母倶楽部+らiふ
〒983-0012 宮城県仙台市宮城野区出花1丁目3-11
- 4 地域生活支援センターソキウス
〒981-8003 宮城県仙台市泉区南光台5丁目6-3
- 5 とびら・くれよん
〒980-0824 宮城県仙台市青葉区支倉町2-35
- 6 仙台つどいの家
〒981-8003 宮城県仙台市泉区南光台東
- 7 フリースペースソレイユ
〒981-1101 宮城県仙台市太白区四郎丸字前92
- 8 就労支援センターほっぷ(NPO法人ほっぷの森)
〒984-0014 宮城県仙台市青葉区立町23-11
- 9 地域生活支援センターてれんこ
〒984-0063 宮城県仙台市若林区石名坂70

山形県

- 1 就労継続支援B型 向陽園
〒990-2363 山形県山形市長谷堂川原4678番地
- 2 ワークランドベにばな
〒990-0832 山形県山形市城西町4丁目2番38号

福島県

- 1 共同作業所になじん舎(社会福祉法人になじん舎の会)
〒963-0667 福島県郡山市阿久津町館113-1
- 2 ワークフレンドくじら(NPO法人クローバー福祉会)
〒963-8051 福島県郡山市富久山町八山田字節上原2-250
- 3 ワークトレセン広仁・明珠こうじん・めいじゅ(NPO法人すだち福祉会)
〒963-8815 福島県郡山市水門町84-4
- 4 ワークコスモス(社会福祉法人郡山コスモス会)
〒963-8851 福島県郡山市開成5丁目7番14号

茨城県

- 1 茨城県発達障害者支援センター(社会福祉法人梅の里)

- 〒311-3157 茨城県東茨城郡茨城町小幡北山2766-37
- 2 スペース・ドリーム(社会福祉法人木犀会)
〒310-0844 茨城県水戸市住吉町148-8
- 3 もちの木作業所(社会福祉法人木犀会)
〒319-0301 茨城県水戸市田島町133
- 4 ユーアイキッチン(社会福祉法人ユーアイ村)
〒310-0851 茨城県水戸市千波町1918茨城県総合福祉会館1階
- 5 NPO法人ボイス社(NPO法人ボイス社)
〒310-0852 茨城県水戸市笠原町1006の1番地

群馬県

- 1 さわらび療育園相談支援センター(社会福祉法人榛桐会)
〒370-3341 群馬県高崎市榛名山町28-30

埼玉県

- 1 さいたま市北区障害者生活支援センターベルベッキオ(医療法人大社会)
〒331-0812 埼玉県さいたま市北区宮原町3-219-1サンラック
- 2 多機能型事業所大宮ゆめの園(社会福祉法人ハッピーネット)
〒331-0057 埼玉県さいたま市西区中野林653-1
- 3 就労継続支援施設のびろ作業所(社会福祉法人まりも会)
〒336-0015 埼玉県さいたま市南区太田窪5-1-1
- 4 障害者支援施設しびらき(社会福祉法人邑元会ゆうげんかい)
〒338-0834 埼玉県さいたま市桜区新開3-3-17
- 5 どうかん(社会福祉法人ささの会)
〒339-0034 埼玉県さいたま市岩槻区笹久保333-1
- 6 さいたま市桜区障害者生活支援センターさくらとぴあ(社会福祉法人邑元会)
〒338-0837 埼玉県さいたま市桜区田島5-10-5土屋第5ビル
- 7 所沢しあわせの里(社会福祉法人安心会)
〒359-1106 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘5-916-3
- 8 さぽっと(社会福祉法人藤の実会)
〒359-0004 埼玉県所沢市北原町932-1
- 9 国立身体障害者リハビリテーションセンター
〒359-8555 埼玉県所沢市並木4-1
- 10 さやか(社会福祉法人清心会さやかグループ)
〒368-0004 埼玉県秩父市山田1199番地2

千葉県

- 1 えるワーク(NPO法人千楽chi-raku)
〒272-0823 千葉縣市川市東菅野3-3-24
- 2 ぴっころ(社会福祉法人いちばん星)
〒272-0051 千葉縣市川市鬼高1-1-4
- 3 第2レンコンの家(社会福祉法人市川レンコンの会)
〒272-0111 千葉縣市川市妙典3-3-14NKコート1F
- 4 市川市障害者地域生活支援センター(市川市福祉部就労支援係)
〒272-0032 千葉縣市川市大須1丁目18番1号
- 5 ほっとハート相談支援事業所(NPO法人ほっとハート)
〒272-0035 千葉縣市川市新田5-14-11
- 6 いちかわ若者サポートステーション(NPO法人ニュースタート事務局)
〒272-0133 千葉縣市川市行徳駅前3-7-15-21
- 7 オリーブハウス(社会福祉法人オリーブの樹)
〒262-0001 千葉県千葉市花見川区横戸町786-4
- 8 畑町ガーデン(社会福祉法人斉信会)
〒262-0018 千葉県千葉市花見川区畑町591-17
- 9 コスモス(社会福祉法人つどいコスモス)
〒261-0005 千葉県千葉市美浜区稲毛海岸4丁目6番18号
- 10 千葉障害者就業支援キャリアセンター(NPO法人ワークス未来千葉)
〒261-0002 千葉県千葉市美浜区新港43番地

東京都

- 1 世田谷区立下馬福祉工房
〒154-0002 東京都世田谷区下馬2-20-14
- 2 上町福祉作業所
〒154-0017 東京都世田谷区世田谷3-9-11

- 3 さら就労塾@ぼれぼれ(NPO法人さらプロジェクト)
〒157-0071 東京都世田谷区千歳台3-17-16
- 4 ワークイン関前
〒180-0014 東京都武蔵野市関前3-41-16
- 5 武蔵境ワーキングセンター(社会福祉法人武蔵野千川福祉会)
〒180-0023 東京都武蔵野市境南町3-10-1 リオ武蔵野1.2
- 6 武蔵野福祉作業所(社会福祉法人武蔵野)
〒180-0001 武蔵野市吉祥寺北町4-12-20
- 7 練馬区立白百合福祉作業所(社会福祉法人練馬区社会福祉協議会)
〒177-0041 東京都練馬区石神井5-13-10
- 8 ねりま作業所(社会福祉法人未来・ねりま)
〒176-0013 東京都練馬区豊玉中4丁目10番6号
- 9 特定非営利活動法人あかねの会
〒179-0074 東京都練馬区春日町6-16-11-603

神奈川県

- 1 つくし(社会福祉法人ともかわさき)
〒212-0057 神奈川県川崎市北加瀬2-11-17
- 2 むぎの穂(社会福祉法人ともかわさき)
〒210-0024 川崎市川崎区日進13-23
- 3 第1やまぶき(社会福祉法人ともかわさき)
〒213-0023 川崎市高津区子母口374
- 4 セルプきたかせ
〒212-0057 神奈川県川崎市幸区北加瀬1-31-5
- 5 障害者支援施設(通所)みやうち
〒211-0051 神奈川県川崎市中原区宮内1丁目25番1号
- 6 川崎市わーくす大師
〒210-0812 神奈川県川崎市川崎区東門前1-11-6
- 7 多摩川あゆ工房
〒214-0012 神奈川県川崎市多摩区中野島4-3-28
- 8 かながわ地域活動ホームほのぼの(社会福祉法人若竹大寿会)
〒221-0801 神奈川県横浜市神奈川区大寺2-28-19
- 9 ぽこ・あ・ぽこ(社会福祉法人神奈川福祉センター)
〒235-0032 横浜市磯子区新杉田町8-7
- 10 いそご地域活動ホームいぶき(社会福祉法人光友会)
〒235-0033 横浜市磯子区杉田5-32-15
- 11 PWL就労移行センターワークステーションPWL(NPO法人PWL)
〒231-0824 神奈川県横浜市本牧三之谷9-12
- 12 第2かたるべ社(社会福祉法人かたるべ社)
〒224-0053 神奈川県横浜市都筑区池辺町5482-3
- 13 障害者就労支援事業所 アルカヌエバ
〒226-0025 神奈川県横浜市緑区十日市場町803-1
- 14 第三空とぶくじら社 パン工房ヴェスタ
〒241-0831 横浜市旭区左近山1186-6 左近山団地7-10-1
- 15 ピアジョブサポート
〒224-0007 神奈川県横浜市都筑区荏田南5-7-6
- 16 花みずき
〒223-0056 神奈川県横浜市港北区新吉田町6001-1
- 17 鶴見福祉授産所
〒230-0051 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央3-23-8

富山県

- 1 報恩の家(NPO法人愛和報恩会)
〒939-2417 富山県富山市八尾西川倉23番地1
- 2 JOBにながわ(社会福祉法人けやき苑)
〒939-8222 富山県富山市蜷川15 富山市通所作業センター内
- 3 おわらの里(社会福祉法人フォーレスト八尾会)
〒939-2304 富山県富山市八尾町黒田上新町2676

福井県

- 1 福井県発達障害児者支援センタースクラム福井(社会福祉法人ウエルビーイングつるが)
〒914-0144 福井県敦賀市桜ヶ丘町8番6号(野坂の郷内)

- 2 福井事業所(社会福祉法人コミュニティネットワークふくい)
〒918-8034 福井県福井市南居町81-1-31
- 3 就労支援センターすだち(社会福祉法人すいせんの里)
〒919-0312 福井県福井市東大味町9号15番地
- 4 相談支援事業所「あゆみ」(社会福祉法人高志福祉会)
〒919-0317 福井県福井市北山町22字馬洗1-1
- 5 食の工房やわらぎ(社会福祉法人六条厚生会)
〒918-8135 福井県福井市下六条町217番4
- 6 丹南事業所(社会福祉法人コミュニティネットワークふくい)
〒918-8034 福井県福井市南居町81-1-31
- 7 つくしの家(社会福祉法人若狭つくし会)
〒917-0075 福井県小浜市加斗56-61-1

長野県

- 1 どんぐりファーム(NPO法人どんぐり福祉会)
〒381-2224 長野県長野市川中島町原771-4
- 2 コムハウス(社会福祉法人アルプス福祉会)
〒399-0021 長野県松本市寿豊丘609-30
- 3 ワンステップぬくもり喫茶むくの木(NPO法人ハートラインまつもと)
〒399-0011 長野県松本市寿北7-23-17
- 4 松本圏域障害者総合支援センターWish
〒390-0833 長野県松本市双葉4-8

愛知県

- 1 指定就労継続支援施設ネリネ(NPO法人バウムカウンセリングルーム)
〒451-0015 愛知県名古屋市西区香呑町6-45ミスズビル3F
- 2 WILL(社会福祉法人エゼル福祉会)
〒452-0822 名古屋市西区中小田井2丁目431番地
- 3 介護ステーション ベル(有限会社クリエイティブ・ケイ)
〒453-0012 名古屋市中村区井深町15番17号
- 4 わだちコンピュータハウス(社会福祉法人AJU自立の家)
〒466-0025 名古屋市昭和区下溝町1-3-3
- 5 おちゃや(有限会社チェリッシュ企画)
〒468-0007 名古屋市天白区植田本町2-1405
- 6 コンビニハウス(NPO法人コンビニの会)
〒452-0822 名古屋市西区小田井2-431
- 7 桜木授産所(社会福祉法人名古屋西福祉会)
〒451-0044 名古屋市西区菊井1丁目21番16号
- 8 港区障害者地域生活支援センター(社会福祉法人名古屋ライトハウス明和寮)
〒455-7477 名古屋市港区港楽2-10-24
- 9 虹の橋相談支援センター
〒467-0027 名古屋市瑞穂区田辺通5丁目1-2
- 10 森孝しぜんかん(社会福祉法人清新会)
〒463-0035 名古屋市守山区森孝1丁目1141番地
- 11 しおかぜ作業所
〒455-0074 愛知県名古屋市港区正保町8-134
- 12 めいほく共同作業所
〒462-0802 愛知県名古屋市北区上飯田北町4-39
- 13 C. O. College
〒461-0001 愛知県名古屋市東区泉2-28-24 ヨコタビル304
- 14 資源回収みなみ
〒457-0823 愛知県名古屋市南区元塩町6-8-5
- 15 ひまわりの風
〒465-0065 愛知県名古屋市名東区梅森坂3丁目882
- 16 自立支援センターゆめの木タウンT-WORK
〒457-0841 愛知県名古屋市南区豊田2丁目901-2
- 17 ワークセンターフレンズ星崎
〒457-0075 愛知県名古屋市南区石元町3丁目28番地3
- 18 NPO法人フリーステーションとよた
〒471-0029 愛知県豊田市桜町1-25
- 19 杜の家

〒465-0065 愛知県名古屋市名東区梅森坂3丁目1045

三重県

- 1 三重県自閉症・発達障害支援センター
〒514-0818 三重県津市城山1丁目12番3号 あすなろ学園内
- 2 アンダンテ(社会福祉法人夢の郷)
〒514-0818 三重県津市城山1丁目8番16号
- 3 障がい者サポートセンター工房ゆう(NPO法人工房ゆう)
〒514-0834 三重県津市大倉10番25号
- 4 工房いなば(三重県いなば園)
〒514-1252 三重県津市稲葉町3989番地
- 5 相談支援センターHANA(社会福祉法人四季の里)
〒512-0934 三重県四日市市川島町1026-1
- 6 手作り工房あゆみ(社会福祉法人めくもり結の里)
〒512-0913 三重県四日市市西坂部町1004番1

滋賀県

- 1 たんぽぽ作業所(社会福祉法人ひかり福祉会)
〒529-1155 滋賀県彦根市賀田山町522-1
- 2 つばきはらファクトリー(社会福祉法人かすみ会)
〒529-1121 滋賀県彦根市海瀬町183番地1
- 3 ひかり園(社会福祉法人ひかり福祉会)
〒562-0822 滋賀県長浜市鳥羽上町68-1
- 4 特定非営利活動法人ウエル・エナジー
〒562-0021 滋賀県長浜市八幡中山町406
- 5 多機能型事業所さくら(社会福祉法人めぶき福祉会)
〒520-2153 滋賀県大津市一里山5丁目20番32号

京都府

- 1 京都市発達障害者支援センターかがやき(社会福祉法人京都障害児福祉協会)
〒602-8144 京都市上京区丸太町通黒門東入蕎屋町536-1

大阪府

- 1 クオリティー・オブ・ライフ(NPO法人クオリティ・オブ・ライフ)
〒596-0049 岸和田市八阪町1-5-37
- 2 小規模多機能型事業所 ウィリッシュ(社会福祉法人路交館)
〒533-0023 大阪市東淀川区東淡路2丁目
- 3 楽園(パラダイス)八尾(株式会社WEST)
〒581-0071 大阪市八尾市北久宝寺1丁目1番27号
- 4 障害者支援施設じょぶライフだいせん(社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団)
〒590-0808 堺市堺区旭ヶ丘中町4丁2-1
- 5 NPO法人地域生活支援センターナイスネット
〒599-8271 大阪府堺市中区深井北町3436
- 6 かれ一屋さん(社会福祉法人いずみ野福祉会)
〒596-0054 大阪府岸和田市宮本町46-2

奈良県

- 1 ふきのとう(社会福祉法人ふきのとう)
〒632-0052 天理市柳本町2036番1番
- 2 オープンスペースAYUMI サポートシステムあゆみ
〒631-0811 奈良市秋篠町1381-1
- 3 相談支援事業所「夢」
〒630-8044 奈良市6条4丁目6番3号
- 4 なら障がい者就業・生活支援センターコンパス
〒630-8115 奈良市大宮町3丁目5-35アクティブ宝泉ビル5F
- 5 たんぽぽ生活支援センター(社会福祉法人わたぼうしの会)
〒630-8044 奈良市6条西3-25-4

和歌山県

- 1 くじら共同作業所(社会福祉法人くじら福祉会)
〒640-8482 和歌山市六十谷(むそた)490-5
- 2 和歌山県発達障害者支援センターポラリス
〒641-0044 和歌山市今福3丁目5番41号
- 3 はぐるま共同作業所 和の杜(社会福祉法人一麦会)
〒640-8301 和歌山市岩橋798-1

- 4 障害児者サポートセンター「麦の郷」(社会福祉法人一麦会)
〒649-6311 和歌山市里字中ノ橋62-1
- 5 ソーシャルファーム ピネル(社会福祉法人一麦会)
〒640-8301 和歌山市岩橋643
- 6 けいじん舎(社会福祉法人一麦会)
〒640-9307 和歌山市岩橋798-1
- 7 ほかほか共同作業所
〒640-8319 和歌山県和歌山市手平6丁目112-3
- 8 たなかの杜(社会福祉法人ふたば福祉会)
〒646-0056 和歌山県田辺市芳養町3216-19
- 9 エルシティオ(NPO法人エルシティオ)
〒272-0133 和歌山県和歌山市手平6丁目112-1

岡山県

- 1 ホープ(NPO法人ホープ就労・生活支援センター)
〒700-0941 岡山県岡山市青江5-1-7
- 2 ワークステーション・コンドル(社会福祉法人浦安荘)
〒702-8026 岡山県岡山市浦安本町208-6
- 3 ワークハウスアイビー(社会福祉法人美土里会)
〒702-8033 岡山県岡山市福富東2-14-25
- 4 昭和町仲よし(社会福祉法人岡山市手をつなぐ育成会)
〒700-0032 岡山県岡山市昭和町6026
- 5 ワークハウスくるみ(NPO法人くるみ)
〒710-0104 岡山県倉敷市山地1977

徳島県

- 1 徳島県発達障害者支援センター(徳島県立あさひ学園)
〒779-3124 徳島県徳島市国府町360-1
- 2 いのちのさと(NPO法人いのちのさと)
〒779-3126 徳島県徳島市国府町矢野325番地の2
- 3 有限会社ホームケアべんり堂(有限会社ホームケアべんり堂)
〒770-0003 徳島県徳島市北田宮3丁目2-2
- 4 あおばの杜(社会福祉法人徳島県心身障害者福祉会)
〒776-8040 徳島県徳島市上八万町広田374番地

香川県

- 1 地域生活支援センターこだま(社会福祉法人香川こだま学園)
〒760-0080 香川県高松市木太町1997-3
- 2 障害者生活支援センターピア
〒762-0024 香川県坂出市府中町5001番地2
- 3 あじさい(社会福祉法人ナザレの村)
〒761-0101 香川県高松市春日町1291番地1
- 4 障害者生活支援センターあい(社会福祉法人朝日園)
〒761-0322 香川県高松市前田東町585-5
- 5 支援センターウルカ(社会福祉法人ウルカ福祉会)
〒761-0104 香川県高松市高松町691番地2

愛媛県

- 1 えひめ障害者支援施設道後ゆう(社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団)
〒790-0845 愛媛県松山市道後今市1番2号
- 2 さなえオアシス(NPO法人さなえ)
〒791-0054 愛媛県松山市空港通6丁目13-3
- 3 しののめハウス(NPO法人SORA)
〒790-0872 愛媛県松山市昭和町68番地
- 4 松山市若草就労継続支援事業所(社会福祉法人松山市社会福祉事業団)
〒790-0808 愛媛県松山市若草町8番地2

高知県

- 1 高知県立療育福祉センター発達支援部(県立)
〒780-8081 高知県高知市若草町10-5
- 2 作業所もえぎ(NPO法人高知県自閉症協会)
〒781-0311 高知県高知市春野町芳原737
- 3 就労支援センターコーケン(株式会社コーセイ)
〒783-0062 高知県南国市久礼田368番地

- 4 指定相談支援事業所てく・とこ・瀬戸(社会福祉法人てく・とこ会)
〒781-0252 高知県高知市瀬戸東町3丁目109番地
- 5 東部障害者福祉センター「さん」(社会福祉法人昭和会)
〒781-8121 高知県高知市葛島4丁目3番3号

福岡県

- 1 おおほり苑
〒810-0053 福岡県福岡市中央区鳥飼2丁目4-16
- 2 福岡療育支援センター いちばん星
〒811-0202 福岡県福岡市東区和白5丁目7-12
- 3 工房 陶友
〒810-0064 福岡県福岡市中央区地行1丁目15-18
- 4 サニーすぽっと
〒813-0025 福岡県福岡市東区青葉7丁目13-41
- 5 福岡市立心身障がい福祉センター
〒810-0072 福岡県福岡市中央区長浜1-2-8
- 6 出会いの場 ポレポレ
〒830-0071 福岡県久留米市安武町武島468-2
- 7 工房きずな
〒819-0166 福岡県福岡市西区横浜2-33-20
- 8 第一野の花学園
〒819-0165 福岡市西区今津4820-2
- 9 ころろ
〒830-0111 福岡県久留米市三潯町西牟田6323-13

佐賀県

- 1 それいゆ成人支援センター就労移行支援事業所(NPO法人それいゆ)
〒849-0937 佐賀県佐賀市鍋島1丁目9番2号
- 2 ステップ・ワーカーズ(NPO法人ステップ・ワーカーズ)
〒849-0937 佐賀県佐賀市鍋島3丁目3番20号
- 3 ぷらっと(NPO法人ぷらっとさが)
〒849-0915 佐賀県佐賀市兵庫町藤木1006番地1
- 4 就労継続支援事業所コスモス(NPO法人コスモス)
〒840-0032 佐賀県佐賀市末広2丁目8番14号

長崎県

- 1 電脳工房(社会福祉法人東望会)
〒851-0114 長崎県長崎市牧島町750-2
- 2 さんらいず(社会福祉法人長崎市手をつなぐ育成会)
〒852-8102 長崎県長崎市坂本1-1-46
- 3 夢工房みどり(社会福祉法人長崎市手をつなぐ育成会)
〒852-8047 長崎県長崎市若竹町51-11
- 4 コリアンダーの家(社会福祉法人萌友会)
〒851-0135 長崎県長崎市現川町1110番地1
- 5 アビリティ(NPO法人障害者就労支援センターアビリティ)
〒850-0042 長崎県長崎市御船蔵町1番9号

熊本県

- 1 社会就労センターライン工房(社会福祉法人ライン工房)
〒861-8041 熊本県熊本市戸島5丁目8番6号
- 2 トライハウス(NPO法人ころろみ)
〒862-0945 熊本県熊本市画図町下無田1562番地1
- 3 野々島学園(社会福祉法人愛火の会)
〒861-1103 熊本県熊本市野々島字丸内2774番4
- 4 サポートセンターめいとく(社会福祉法人明徳会)
〒861-5503 熊本県熊本市明徳町707番地1
- 5 熊本県発達障害者支援センターわっふる(社会福祉法人三気の会)
〒869-1217 熊本県菊池郡大津町森54-2
- 6 三気の里(社会福祉法人三気の会)
〒869-1217 熊本県菊池郡大津町森54-2
- 7 障害者サポートセンターすずらん(NPO法人熊本すずらん会)
〒860-0047 熊本県熊本市春日1丁目14番27号住生活支援セン

大分県

- 1 ゆけむり
〒874-0848 大分県別府市大畑7組の5
- 2 べっふ優ゆう作業所
〒874-0011 大分県別府市内竈1256-10
- 3 ひまわり畑
〒879-7871 大分県大分市大字辻1381番地-1
- 4 キッチン花亭
〒870-0868 大分県大分市大字野田字原841番地の1

宮崎県

- 1 サクラプリンテック
〒880-0925 宮崎県宮崎市大字本郷北方2717-4
- 2 すてっぷ
〒880-0122 宮崎県宮崎市大字塩路3083-42 宮崎市フェニッ
- 3 地域生活支援センターすみよし
〒880-0121 宮崎県宮崎市大字島之内字馬出7217番地1
- 4 宮崎市障害者総合サポートセンターにじ相談支援事業所
〒880-0930 宮崎県宮崎市花山手東3丁目25-2 宮崎市総合福
- 5 宮崎市障害者総合サポートセンター巴会相談支援事業所
〒088-0930 宮崎県宮崎市花山手東3丁目25-2 宮崎市総合福

鹿児島県

- 1 鹿児島県発達障害者支援センター
〒391-0175 鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘6-12
- 2 ゆうかり学園
〒891-0116 鹿児島県鹿児島市上福元町5828
- 3 悠々亭鴨池
〒890-0063 鹿児島県鹿児島市鴨池二丁目22番18号
- 4 株式会社 ラグーナ出版
〒890-0082 鹿児島県鹿児島市紫原3-3-20

沖縄県

- 1 支援費相談センター小禄(医療法人禄寿会)
〒901-0152 沖縄県那覇市小禄2丁目1番地3
- 2 就労支援あ・ん(NPO法人あごらぴあ)
〒902-0062 沖縄県那覇市松川445-2
- 3 PCNET-NAHA(NPO法人PCNET)
〒900-0032 沖縄県那覇市松山1丁目32番1号共和堂ビル1F
- 4 社会就労センターわかたけ(社会福祉法人若竹福祉会)
〒901-2102 沖縄県浦添市前田998-3
- 5 就労サポートセンターミラソル(NPO法人ミラソル会)
〒900-0005 沖縄県那覇市天久2-19-22
- 6 沖縄県発達障害者支援センター(社会福祉法人緑和会)
〒904-2205 沖縄県うるま市栄野比939番地
- 7 自立・就労センター希望の大地(NPO法人希望の大地)
〒901-2134 沖縄県浦添市字港川270番地
- 8 いこいの家(NPO法人結いの会)
〒907-0022 沖縄県石垣市字大川1243-1

ガ中の島Ⅱ

園1階

究センター3F

目

「プラザ1F

108

階

105

59)

1号

クス自然動物園内

誹祉保健センター内

誹祉保健センター内

発達障がい者に対する障害者自立支援法に基づくサービスのニーズ把握に関する調査事業委員会
設置要領

(設置)

第1 平成20年度障害者保健福祉推進事業(障害者自立支援調査研究プロジェクト)国庫補助に係る事業名【採択番号50】「発達障がい者に対する障害者自立支援法に基づくサービスのニーズ把握に関する調査事業」(以下「調査事業」という)実施にあたり、専門的事項に関して、学識を有する者の意見を聴くため、発達障がい者に対する障害者自立支援法に基づくサービスの把握に関する調査事業委員会(以下「委員会」という)を設置する

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は次のとおりとする

- (1) 調査事業について内容を審議し、意見を述べること
- (2) その他調査事業の実施に関し必要な事項

(組織)

第3 委員会の委員は、次に挙げる者等をもって構成する

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 行政職員
- (3) 市民活動団体の関係者
- (4) その他

(委員長及び副委員長)

第4 委員会に委員長及び副委員長を置く

- 2 委員長及び副委員長は、委員会に属する委員のうちから互選する
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する

(会議)

第5 委員会は、委員長が招集する

- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する

(庶務)

第6 委員会の庶務は、特定非営利活動法人夢の樹オホーツクが処理する

(その他)

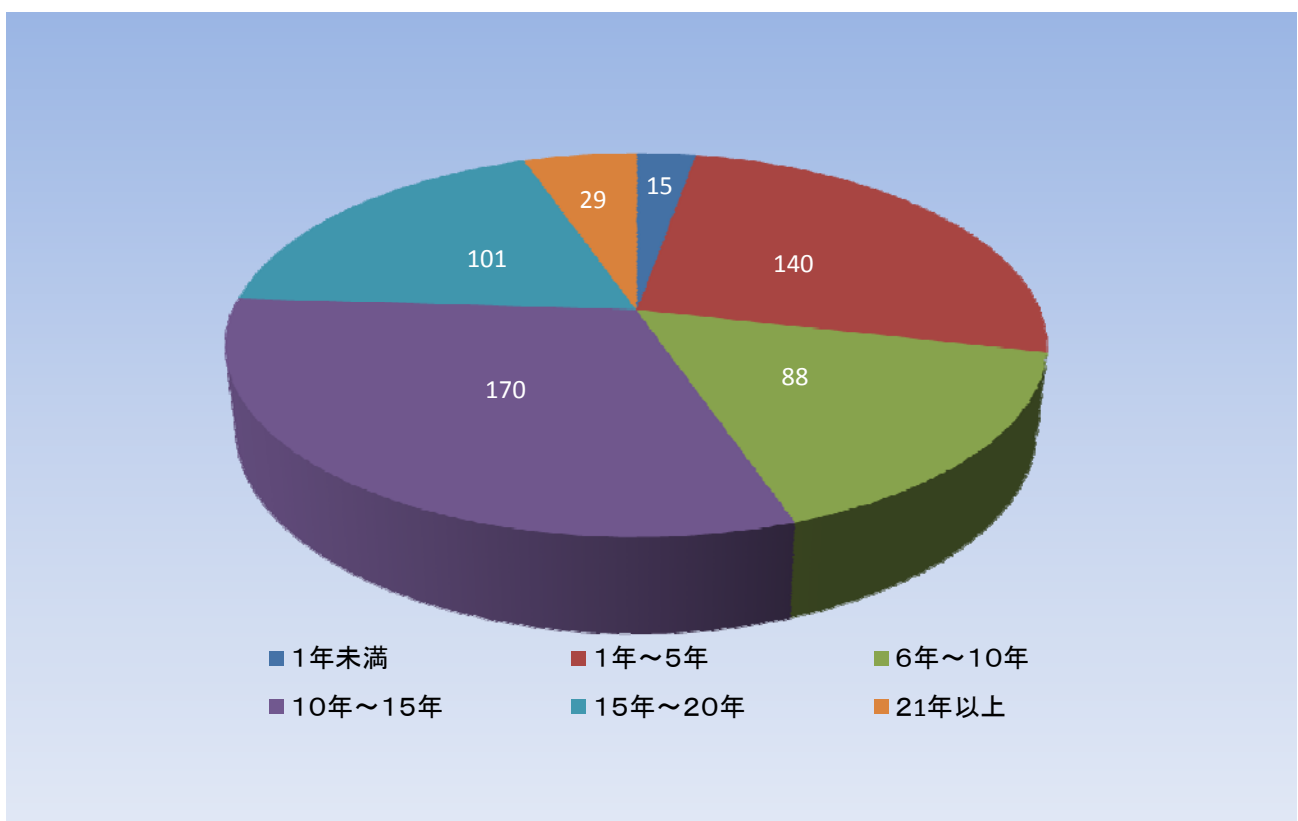
第7 委員長は、必要に応じ委員以外の者に出席を求めることができる

附則

この要領は、平成20年10月1日から、施行する

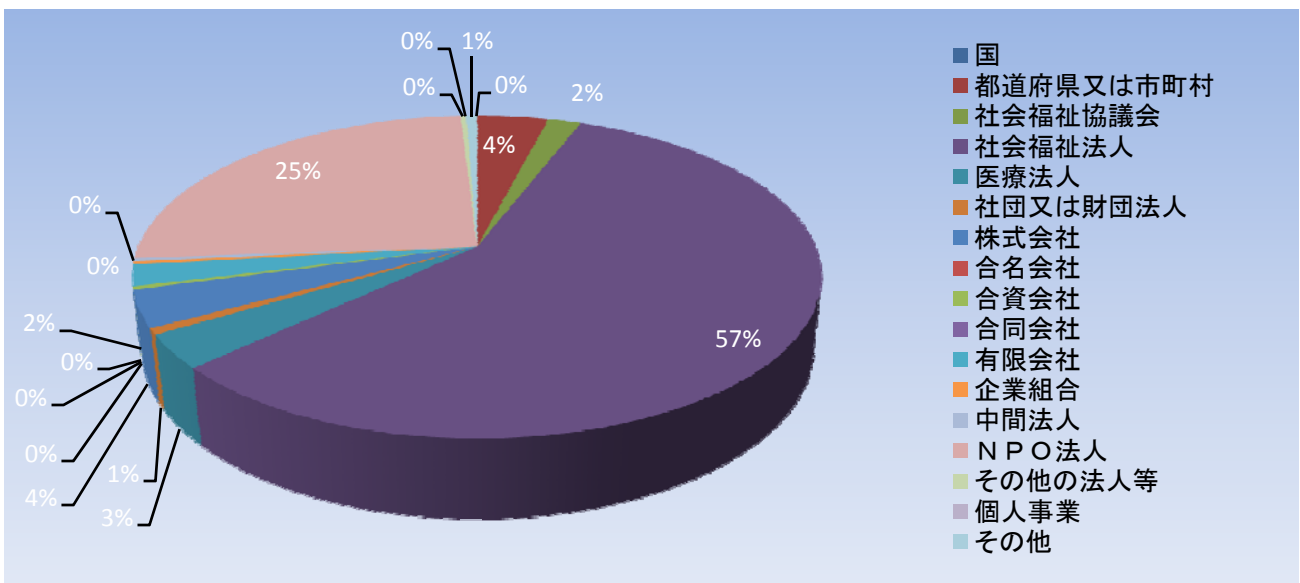
この要領は、平成21年3月31日限り、その効力を失う

活動年数	
1年未満	15
1年～5年	140
6年～10年	88
10年～15年	170
15年～20年	101
21年以上	29
平均	8.4



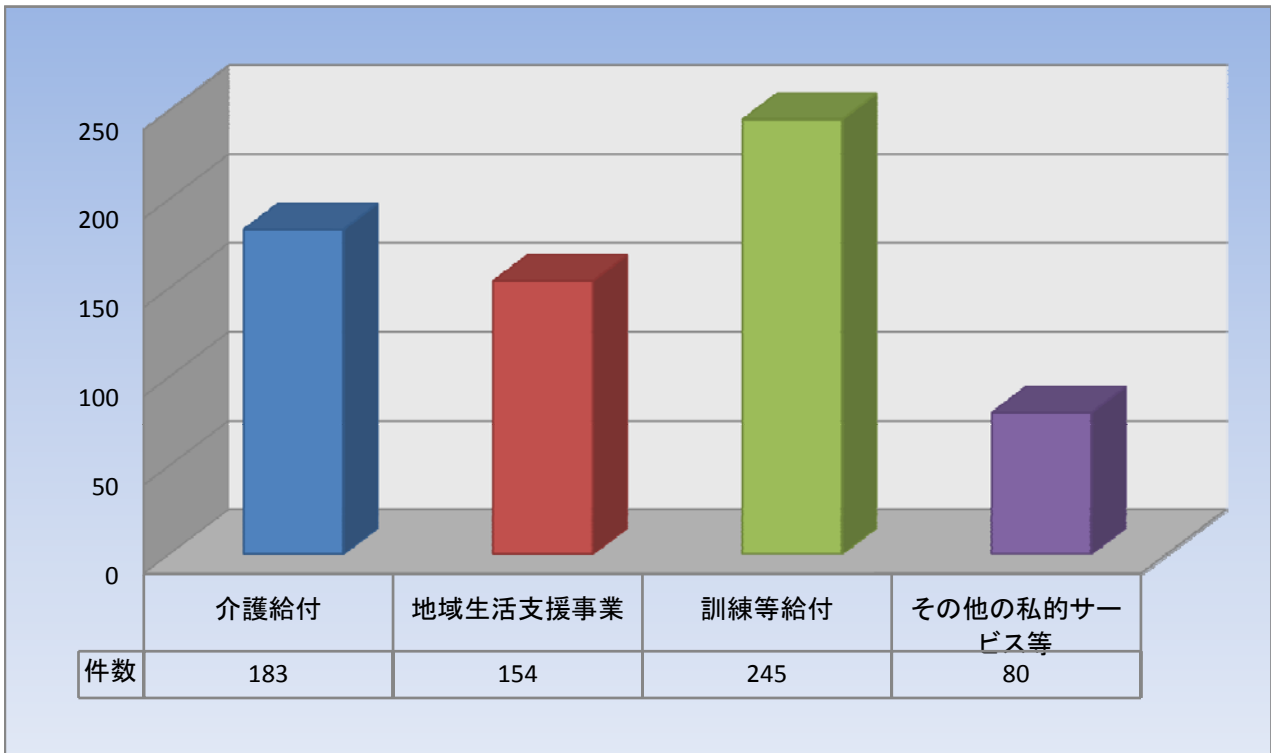
経営主体に該当するものを選択して下さい

国	0
都道府県又は市町村	13
社会福祉協議会	6
社会福祉法人	186
医療法人	11
社団又は財団法人	2
株式会社	12
合名会社	0
合資会社	1
合同会社	0
有限会社	7
企業組合	1
中間法人	1
NPO法人	82
その他の法人等	1
個人事業	0
その他	2
総計	325



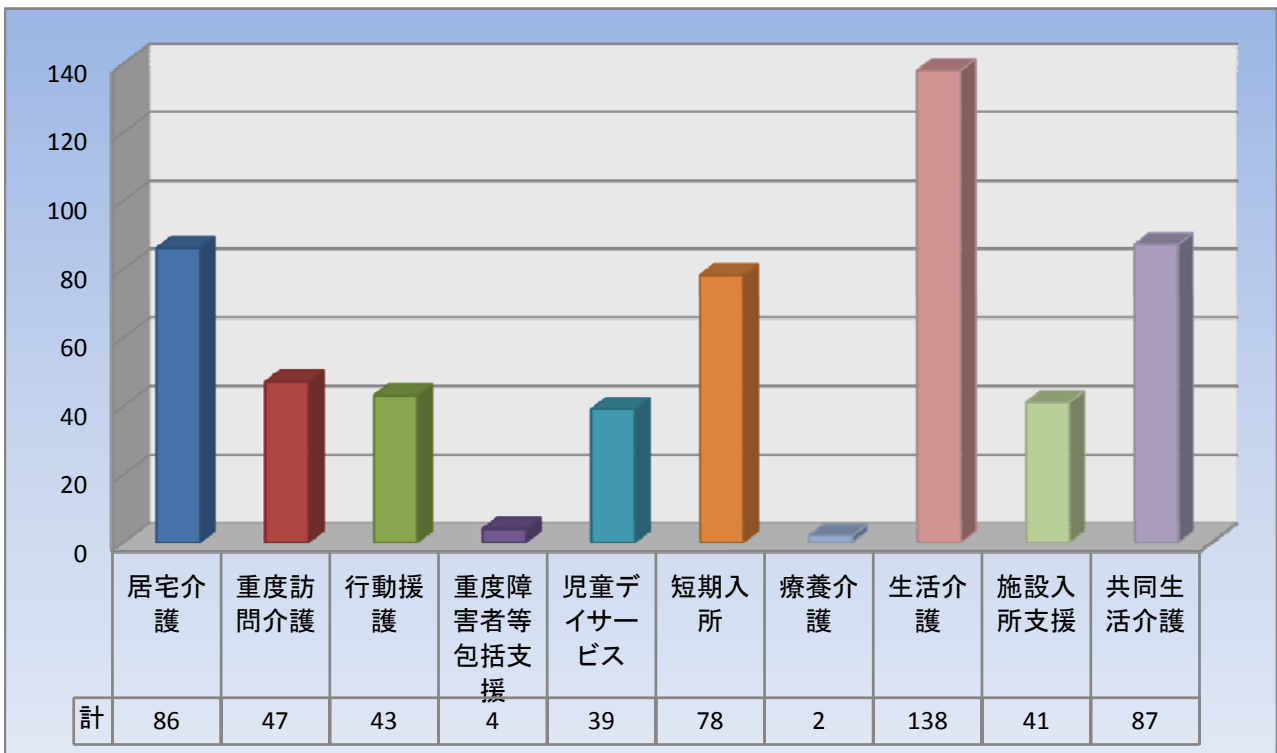
同一の法人又は団体で実施している事業がありましたら全て選択してください

介護給付	183
地域生活支援事業	154
訓練等給付	245
その他の私的サービス等	80
総計	662



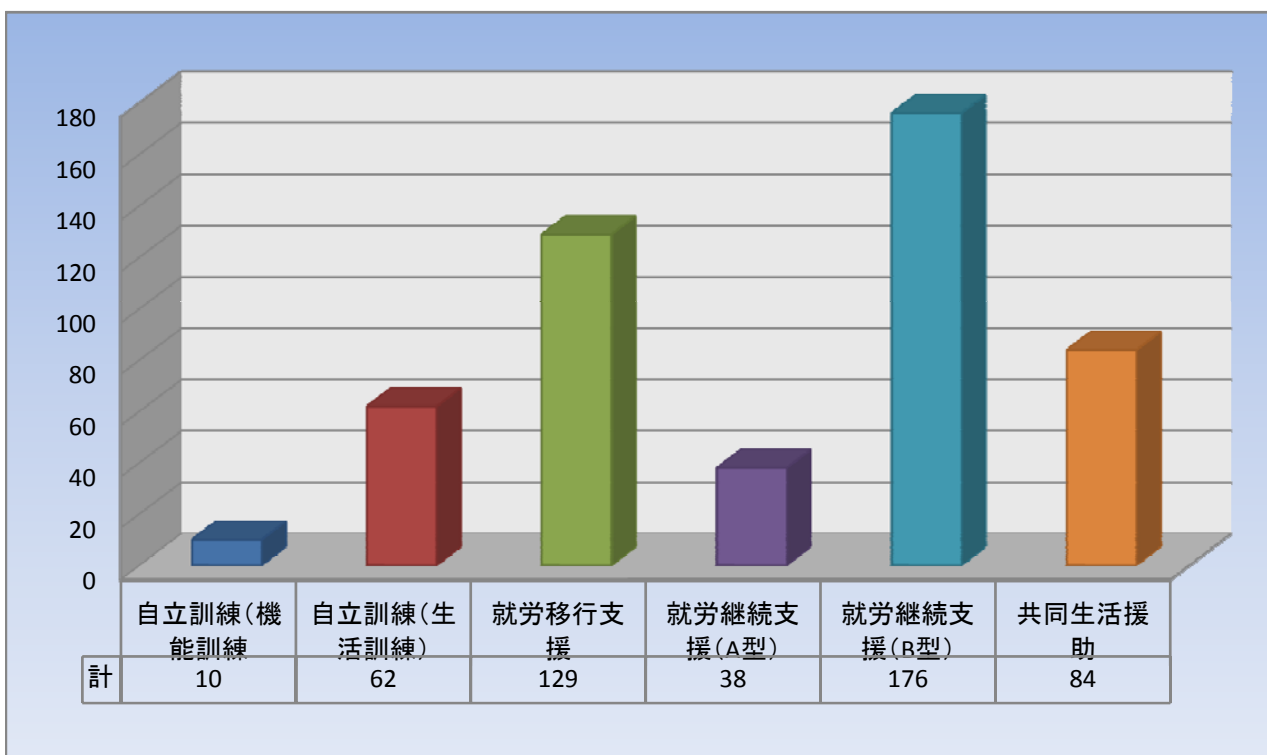
介護給付で実施している事業がありましたら全て選択してください

居宅介護	86
重度訪問介護	47
行動援護	43
重度障害者等包括支援	4
児童デイサービス	39
短期入所	78
療養介護	2
生活介護	138
施設入所支援	41
共同生活介護	87
総計	565



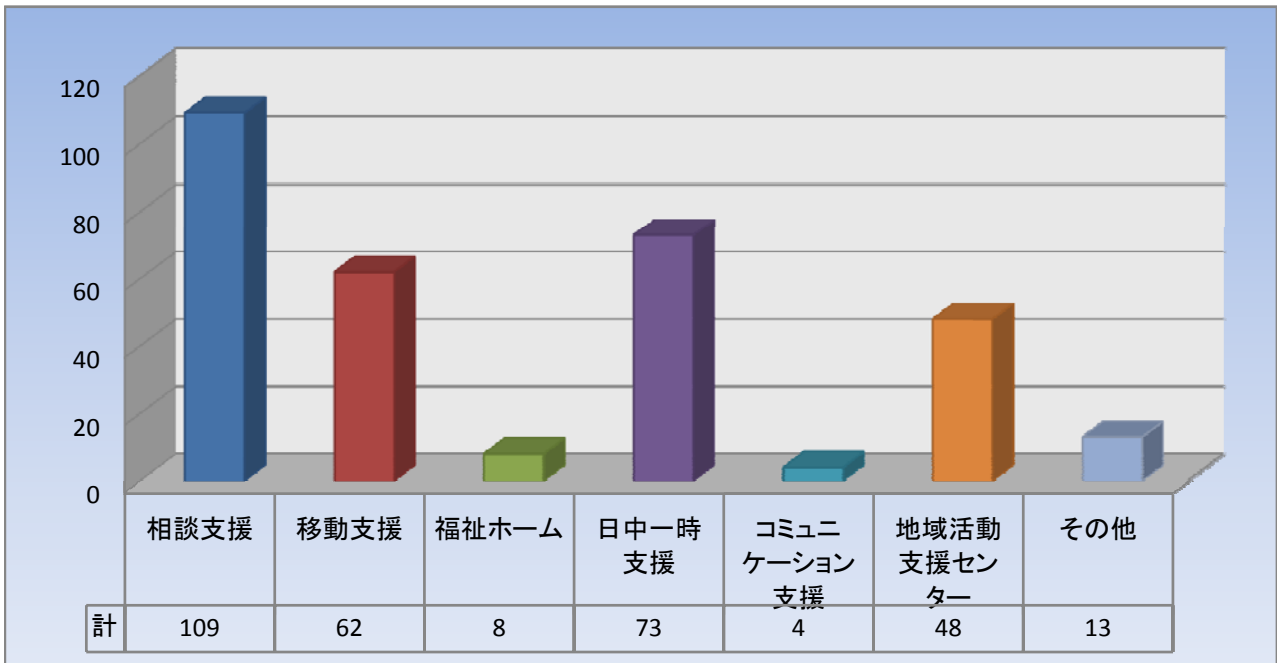
訓練等給付で実施している事業がありましたら全て選択してください

自立訓練(機能訓練)	10
自立訓練(生活訓練)	62
就労移行支援	129
就労継続支援(A型)	38
就労継続支援(B型)	176
共同生活援助	84
総計	499



地域生活支援事業で実施している事業がありましたら全て選択してください

相談支援	109
移動支援	62
福祉ホーム	8
日中一時支援	73
コミュニケーション支援	4
地域活動支援センター	48
その他	13
総計	317



地域生活支援事業で実施している事業で地域活動支援センターを選択した方にお聞きます。それは何型ですか？

I型	25
II型	13
III型	8
IV型	2
総計	48

地域生活支援事業で実施している事業でその他を選択した方にお聞きます。どのような事業ですか？

発達障害者の(手帳を持っていない)方の生活支援

ピアサポート支援事業 地域移行支援事業 社会復帰支援事業

精神障害者コミュニティーサロン事業

法人独自に行なっている事業として 専門職派遣事業ということで、地域の保健センターと連携し、保育士やPT、STの派遣をし療育相談等へ協力をしている。また、発達障がい児への支援として、学習塾という形で学習の面やソーシャルスキルトレーニングを行なっていける形での学習塾を11月より開始している。

施設入浴 移動支援

福祉有償運送を3市町村で展開している

小規模通所授産施設

障害児の放課後や長期休み、緊急時に一時的に預かる事業→ 長野市障害児自立サポート事業

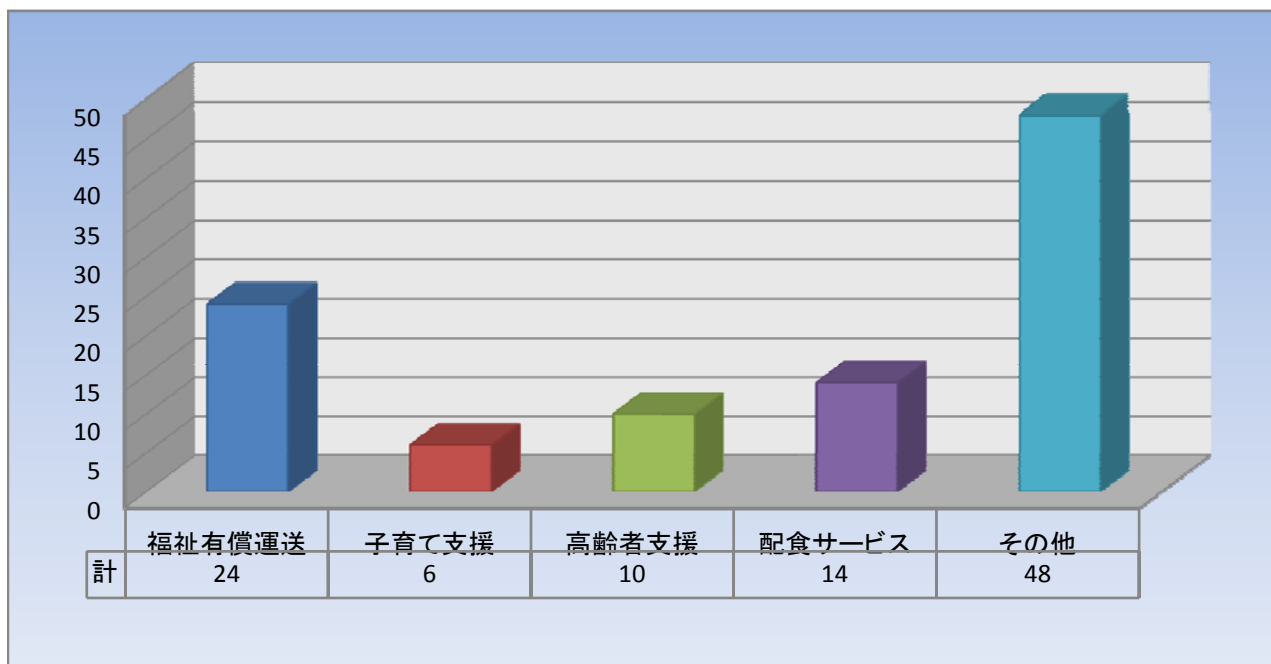
地方自治体単独の就労支援事業

共同作業所(精神障害者主体)

旧福祉作業所で、知的しょうがいを持つ方々の日中活動の場です。おもに作業中心で受注作業をしています。

その他の私的サービス等で実施している事業がありましたら、全て選択してください。

福祉有償運送	24
子育て支援	6
高齢者支援	10
配食サービス	14
その他	48
総計	102



その他の私的サービス等でその他を選択した方にお聞きます。どのようなサービスですか？
具体的にお書き下さい

障害福祉サービスや地域生活支援事業の日中一時支援事業のサービス提供時間以外でのお預かりをしています。
またご本人の兄弟姉妹も一緒にお預かりしています。

タイムケア

レスパイトサービス他

選択項目がありませんでしたので、その他に記載いたします。併設施設に旧法「通所授産施設」があり、新体系への移行を検討しているところです。行政からは、H23年度まで移行を検討するよう指導を頂いております。

レスパイト事業

市としては、旧法施設の通所更生施設等を実施しているが、障害者地域生活支援センターでは、特にしていない。

入浴、給食、送迎

宿泊訓練

社会適応訓練

給付対象外であったり、支給量を超えるケースへの任意有料サービス。また、障害の有無に関わらず提供もしている。

支援センター今津(公益事業)制度外の支援及び国際交流事業

一時預かり

知的障害、発達障害児者に対するの診療等・発達障害児者(特に学齢後期)と学校への心理職・ソーシャルワーカーの派遣等

障害児学童保育支援事業

障がい者自立生活センター

札幌市の助成を受けて、地域共同作業所(1か所)を運営している。

レスパイトサービス

余暇支援活動(イベント・クラブ等)、レスパイト

障害者雇用事業

体験宿泊

身体障がい者の通所の福祉作業所です。

パーソナルサービス(時間制)～家事・掃除・配食等の制度外サービス

ヘルパーの利用ができない方へのタイムサービス

私費によるケアサービスの提供

精神障がい者小規模授産、相談支援事業所、地域活動支援センター、ホームヘルプ事業

タイムケアなどのレスパイと事業

発達障害児・者の療育支援サービス

介護保険・訪問介護、介護保険・訪問看護、介護保険・居宅介護支援、介護保険・通所介護、介護保険・福祉用具貸与、介護保険・福祉用具販売、介護保険・住宅改修、介護用品販売

ショートステイ

24時間介護者休息援助レスパイト事業

宿泊訓練を民家を借りて実施しています。

レスパイトサービス

音楽療法

障害児タイムケアモデル事業(川崎市委託事業)

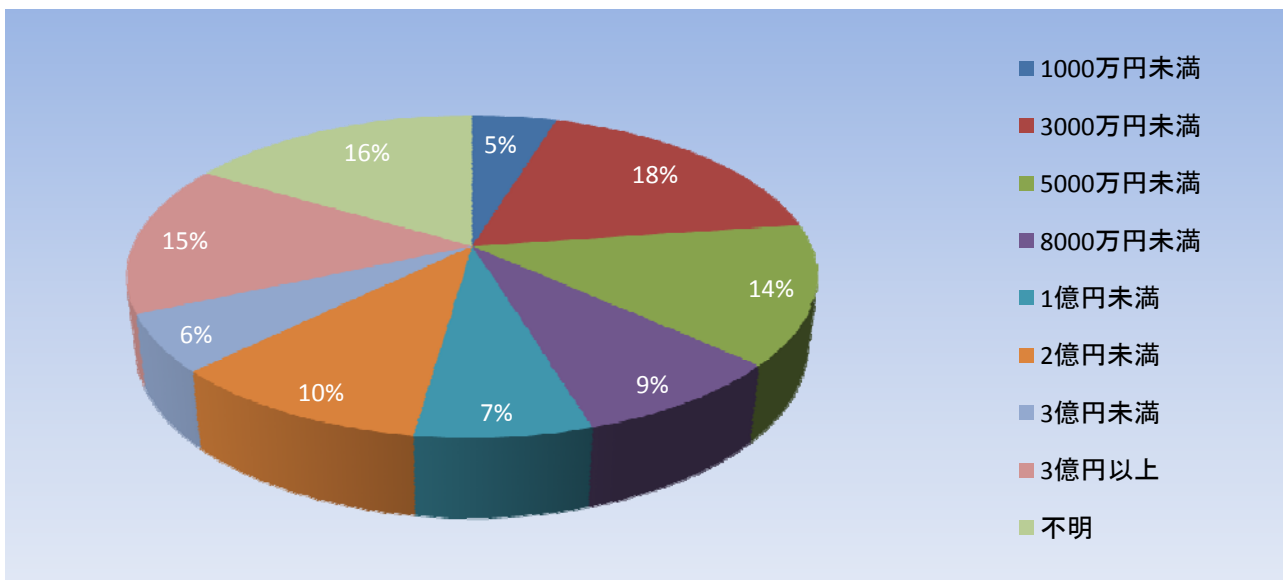
生活支援センター

障がい者レスパイト事業・・・日中一時見守り、送迎や宿泊など

レスパイトサービス

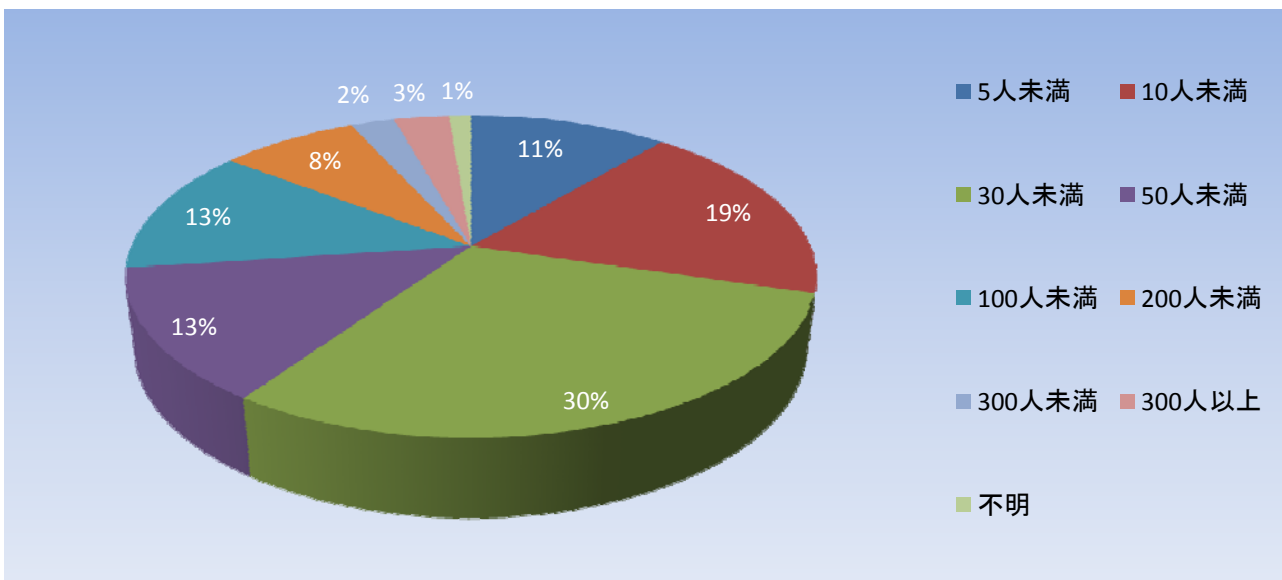
法人又は団体の年間予算規模はおおよそいくらですか？

1000万円未満	15
3000万円未満	57
5000万円未満	44
8000万円未満	27
1億円未満	22
2億円未満	33
3億円未満	18
3億円以上	48
不明	52
総計	316



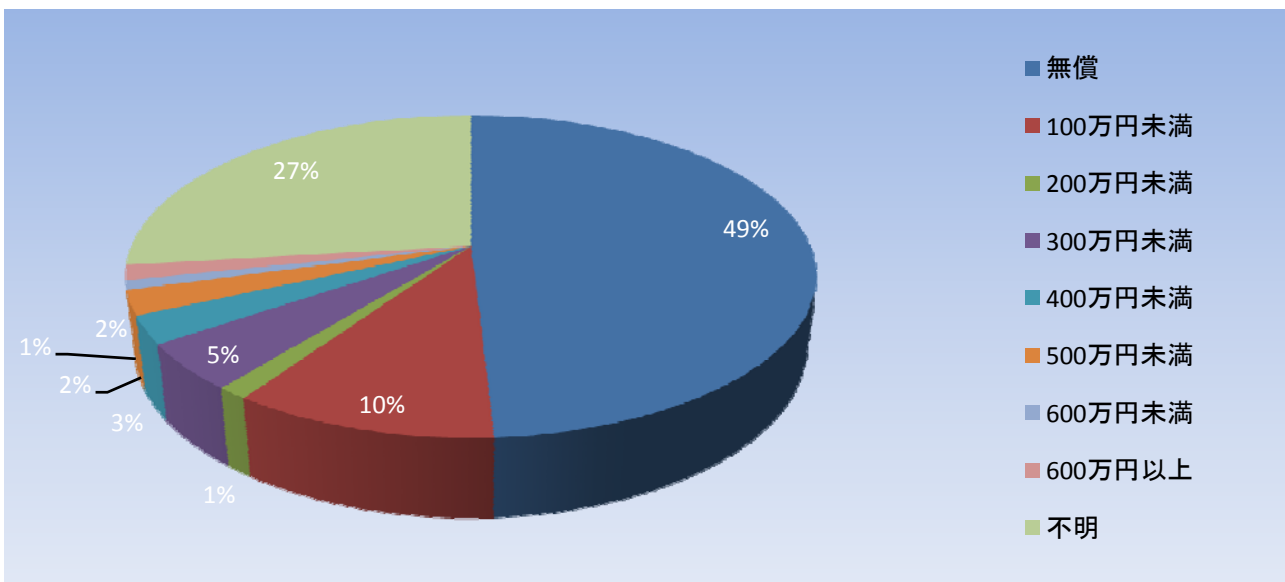
従業員数に該当するものを選択して下さい

5人未満	36
10人未満	60
30人未満	97
50人未満	43
100人未満	41
200人未満	25
300人未満	8
300人以上	10
不明	4
総計	324



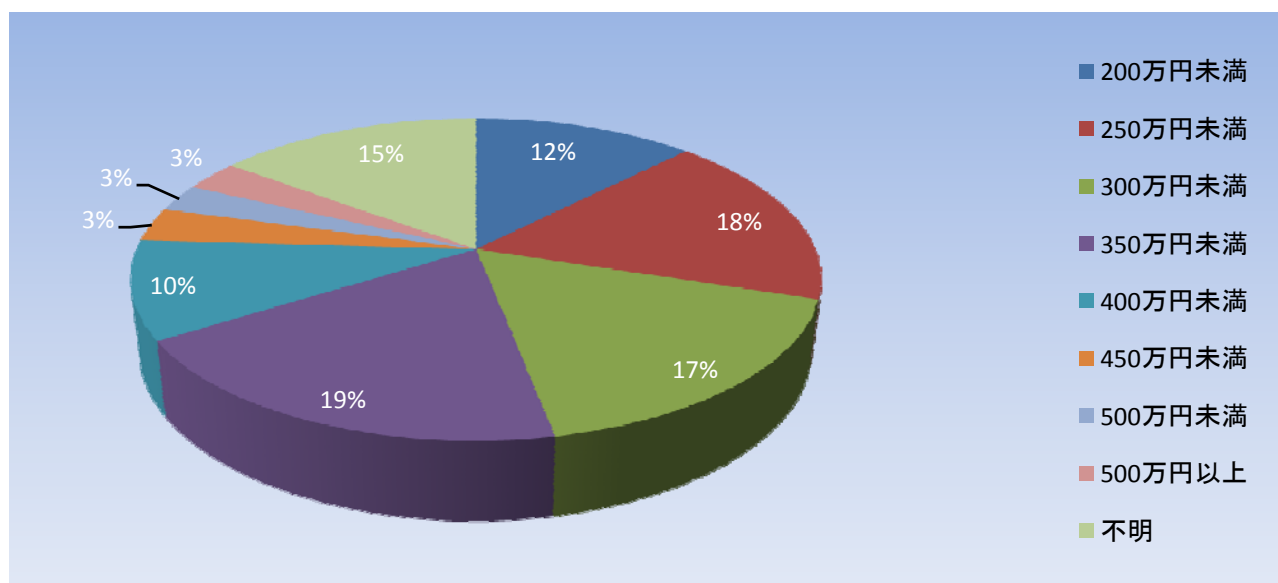
役員・理事の平均報酬はおおよそいくらですか？

無償	159
100万円未満	34
200万円未満	4
300万円未満	15
400万円未満	9
500万円未満	8
600万円未満	3
600万円以上	5
不明	87
総計	324



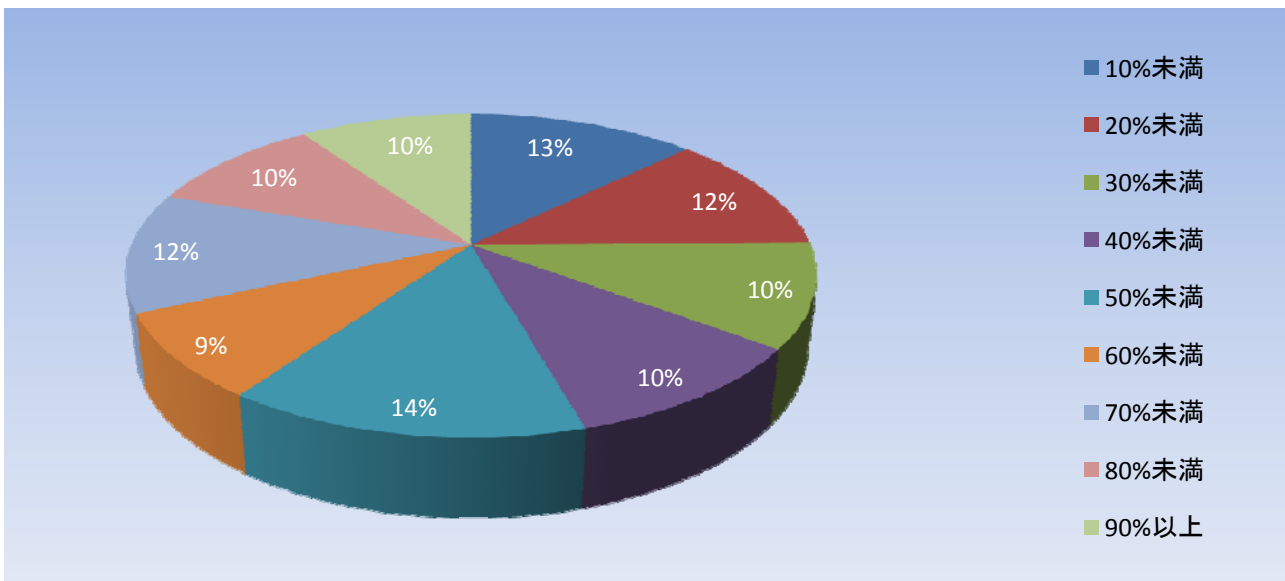
従業員(常勤)の平均報酬はおおよそいくらですか？

200万円未満	40
250万円未満	57
300万円未満	55
350万円未満	62
400万円未満	32
450万円未満	11
500万円未満	9
500万円以上	10
不明	48
総計	324



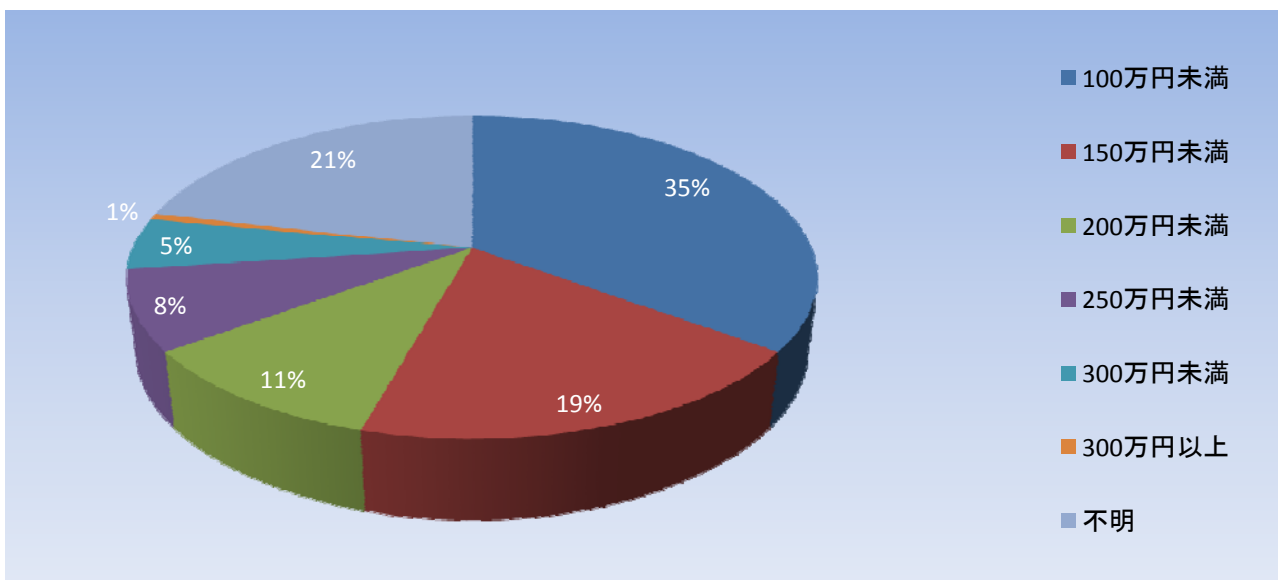
常勤職員に占める主たる生計者(主たる生計者＝家族の稼ぎ頭)の割合はおおよそどれくらいですか？

10%未満	33
20%未満	31
30%未満	27
40%未満	27
50%未満	37
60%未満	22
70%未満	31
80%未満	26
90%以上	25
不明	65
総計	324



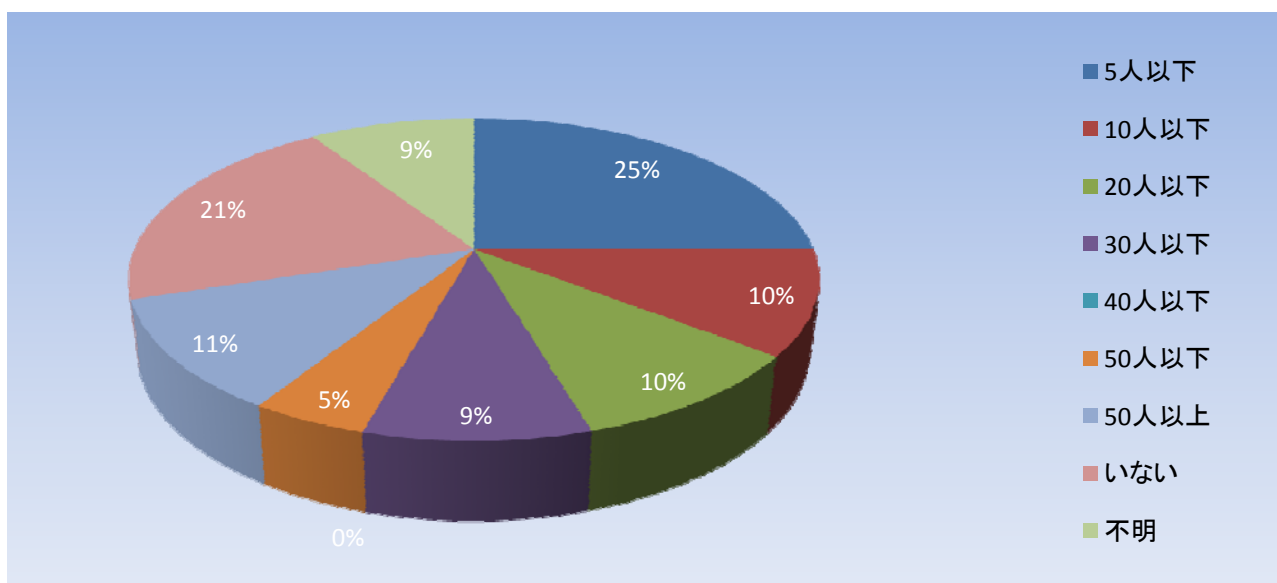
従業員(非常勤)の平均報酬はおおよそいくらですか？

100万円未満	114
150万円未満	62
200万円未満	34
250万円未満	26
300万円未満	17
300万円以上	2
不明	69
総計	324



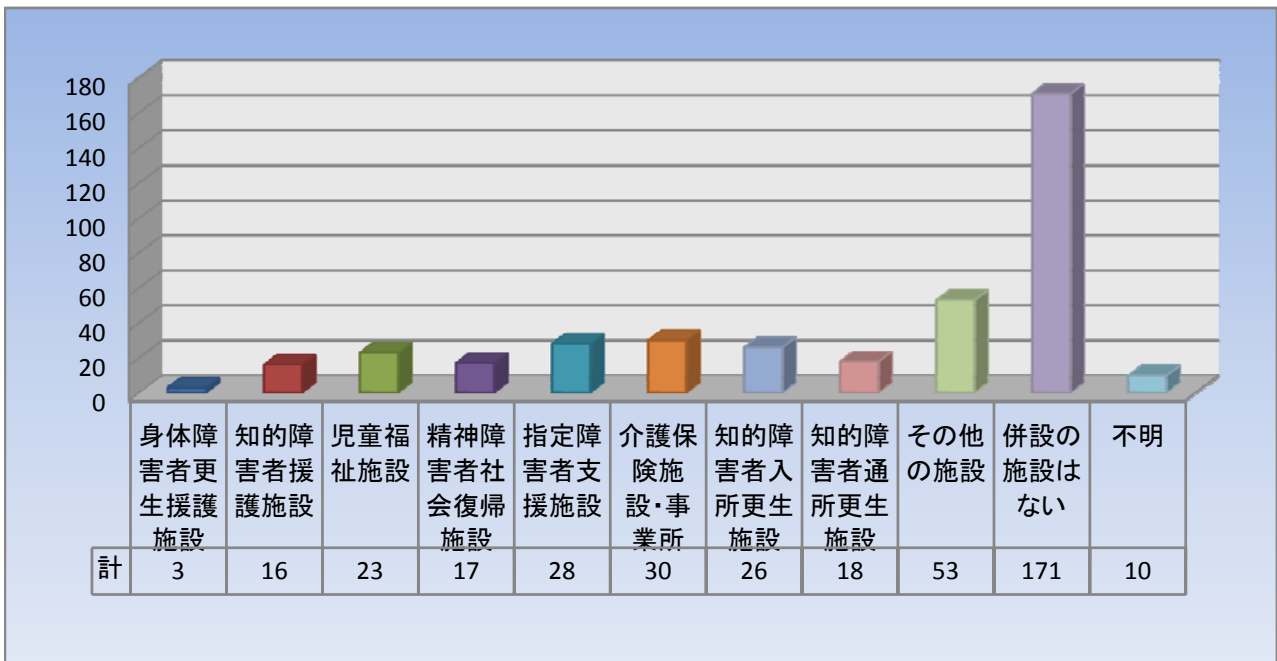
サービスを利用する発達障がい者の受け入れ人数を教えてください。

5人以下	81
10人以下	34
20人以下	32
30人以下	29
40人以下	0
50人以下	15
50人以上	36
いない	67
不明	30
総計	324



併設されている施設に該当するものがありましたら教えてください(同一団体又は法人が、同一又は隣接の敷地内で運営している異なる施設)

身体障害者更生援護施設	3
知的障害者援護施設	16
児童福祉施設	23
精神障害者社会復帰施設	17
指定障害者支援施設	28
介護保険施設・事業所	30
知的障害者入所更生施設	26
知的障害者通所更生施設	18
その他の施設	53
併設の施設はない	171
不明	10
総計	395



併設されている施設でその他の施設を選択した方にお聞きします。どのような施設ですか？ 具体的にお書き下さい

精神障害者共同作業所

旧法知的障がい者通所授産施設

相談支援事業所・地域活動推進センター

居宅介護事業所 委託相談事業所

知的障害者就労移行支援事業施設

生活訓練等

地域活動支援センター、グループホーム、相談支援事業

生活介護事業 ケアホーム

地域活動支援センター

入所更生施設(児、者)通所更生施設 通所授産施設 就労移行事業所 就労継続B 地域生活支援センター 相談事業所

地域生活支援センター

武蔵野市障害者就労支援センター

精神障害者コミュニティーサロン事業

就労継続支援事業B型

難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設

介護老人福祉施設

知的障害者通所授産施設

地域療育センター 精神科デイケア 発達支援センター

発達障害者支援センター

肢体不自由児施設、医療機関(整形外科、精神科、小児科など)難聴幼児通園施設、児童相談所(障害児部門)、児童ディサービス他

精神障害者小規模作業所 地域活動支援センターⅡ型

就労移行施設・生活介護施設

居宅介護・重度訪問介護・相談事業・地域活動支援事業

グループホーム(定数8名)知的と精神対象

身体障害者療護施設

知的障害者通所授産施設 居宅介護事業所

同一建物に「生活介護」専門の単独施設を運営している。

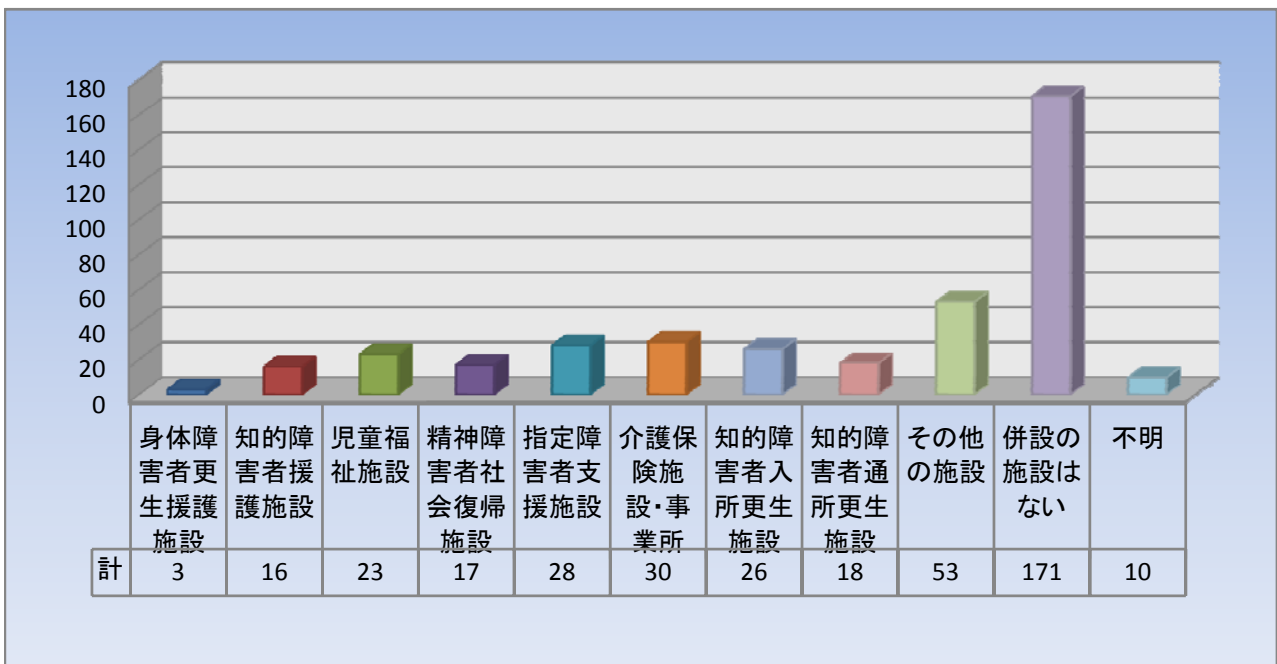
通勤寮

集会施設(会議等に使用するための部屋貸し。)

相談支援事業所
生活介護施設
知的障害者入所更生施設分場
精神障害者グループ・ケアホーム
福祉センターA型 リハビリテーション病院
病院(精神科)・精神科デイケア
精神障害者生活訓練施設
通所授産施設〈身体・知的〉
通所授産施設 入所更生施設 グループホーム
堺市単独事業:重度身体障害者生活ホーム
精神デイケア 高齢者デイケア 介護老人保健施設 精神科病院(内科・神経科・歯科)認知症型共同生活介護
重症心身障害児施設
障害者福祉センター(内で機能訓練、生活訓練、生活介護、精神障害者の就労移行支援事業)
重症心身障害児者通園事業
重心通園事業(B型)

事業所設置場所の状況で該当するものを選択して下さい

中心市街地商業地区	37
中心市街地住宅地区	98
中心市街地工業地区	6
郊外商業地区	8
郊外住宅地区	126
郊外工業地区	9
山林地区	21
その他	10
不明	9
総計	324

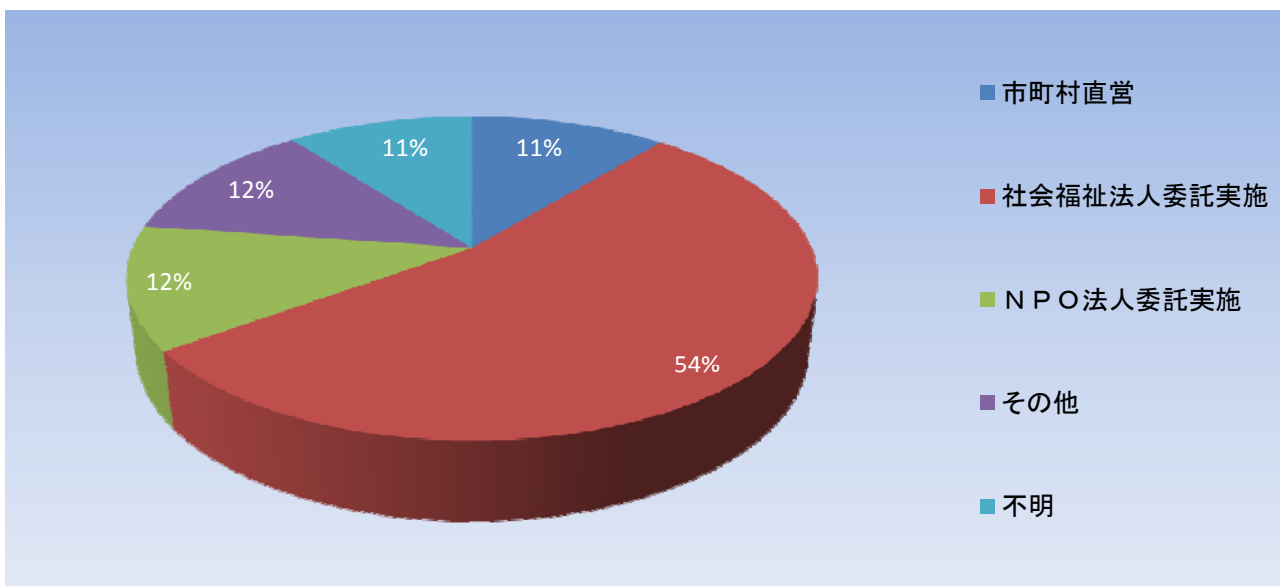


事業所設置場所の状況でその他を選択した方にお聞きします。どのようなところですか？ 具体的にお書き下さい

郊外田園地区
郊外の農村地区内で病院と老健施設及びシルバー人材センターが隣接
国道沿いですが、近隣に住宅・店舗等はほとんどない。
市街化調整区域
耕作地帯
田園地帯の廃校活用

法人又は団体所在地の相談支援事業所の状況を教えてください

市町村直営	41
社会福祉法人委託実施	202
NPO法人委託実施	46
その他	46
不明	39
総計	374



相談支援事業所の状況でその他を選択した方にお聞きします。設置主体はどこになりますか？ 具体的にお書き下さい

なし

県

国、県

愛知県

千葉県

千葉県が社会福祉法人に委託している中核地域生活支援センターがある。

埼玉県か

長野県登録及び長野市登録

練馬区

広域8市町村の委託事業

市からの委託(委託法人の種別は問わず)

市指定事業

市町村

医療法人

財団法人

財団法人仙台市身体障害者福祉協会

社会福祉法人・NPO法人

社会福祉法人 サンワーク

社会福祉法人(県指定のみ)

中核地域生活支援センター

株式会社 エース ヘルパーステーション太陽 十津川 十津川村福祉事務所

国立大学

事業所単独

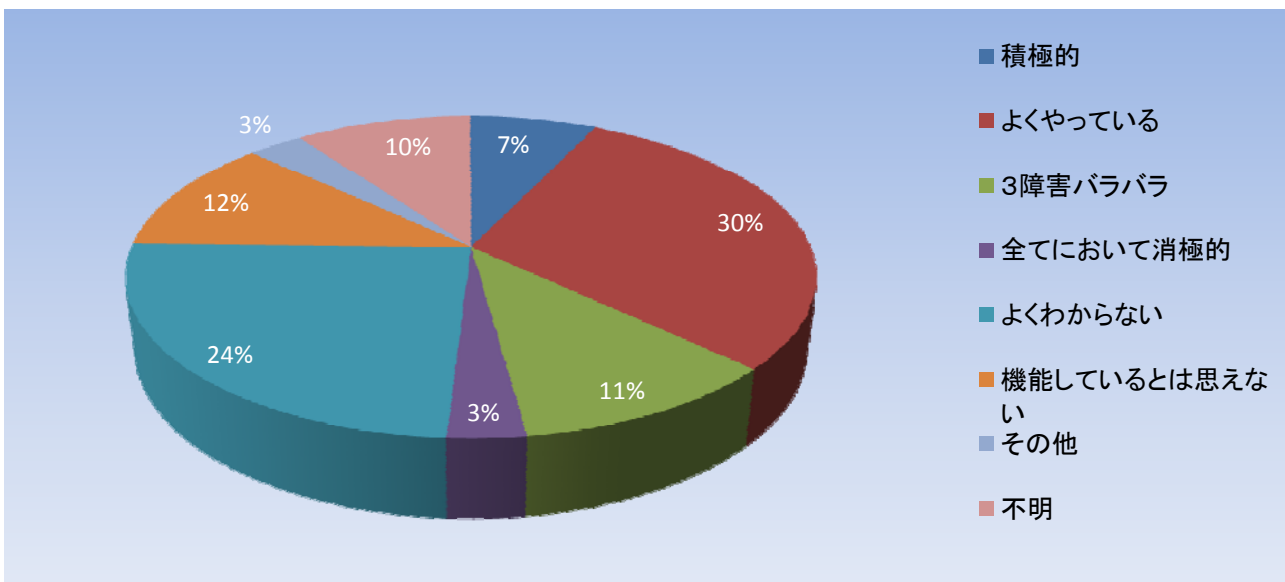
相談支援事業も行っているのですが、必要に応じて自分のところでやっている。

当法人

同法人

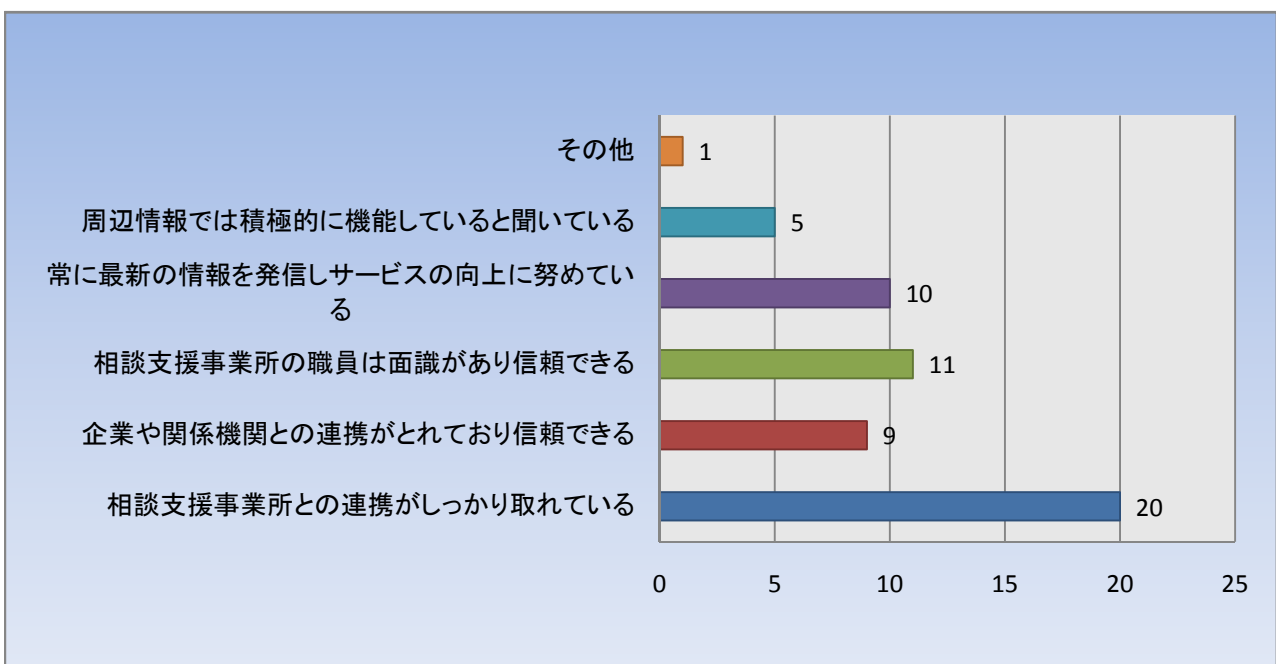
あなたの地域の相談支援事業所は、発達障がい者の支援についてどの程度機能していると思いますか？

積極的	23
よくやっている	97
3障害バラバラ	35
全てにおいて消極的	10
よくわからない	79
機能しているとは思えない	38
その他	10
不明	32
総計	324



相談支援事業所の機能程度で積極的を選択した方にお聞きします。そう思う理由として該当するものを全て選択して下さい

相談支援事業所との連携がしっかり取れている	20
企業や関係機関との連携がとれており信頼できる	9
相談支援事業所の職員は面識があり信頼できる	11
常に最新の情報を発信しサービスの向上に努めている	10
周辺情報では積極的に機能していると聞いている	5
その他	1
総計	56

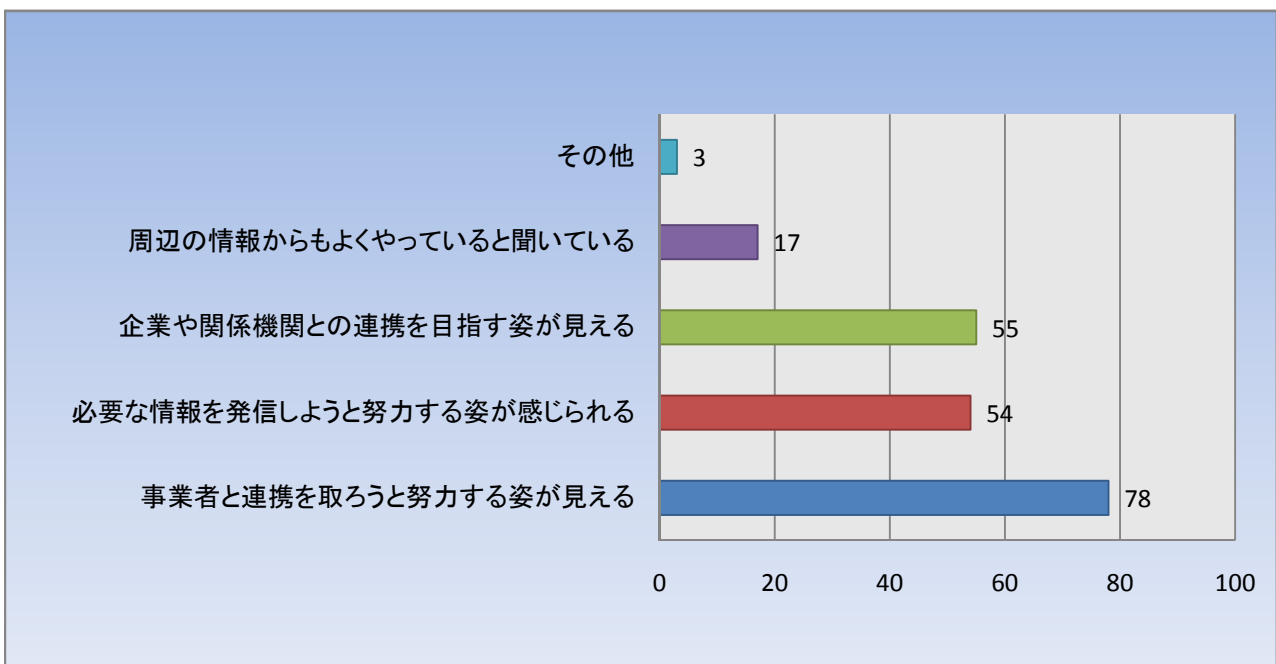


相談支援事業所が積極的と思う理由でその他を選択した方にお聞きします。どのように積極的ですか？ 具体的にお書き下さい

自閉症者を積極的に受け入れている福祉事業所が、市町村から相談業務を委託されて行っている。

相談支援事業所の機能程度でよくやっているを選択した方にお聞きします。そう思う理由として該当するものを全て選択して下さい

事業者と連携を取ろうと努力する姿が見える	78
必要な情報を発信しようとする姿が感じられる	54
企業や関係機関との連携を目指す姿が見える	55
周辺の情報からもよくやっていると聞いている	17
その他	3
総計	207



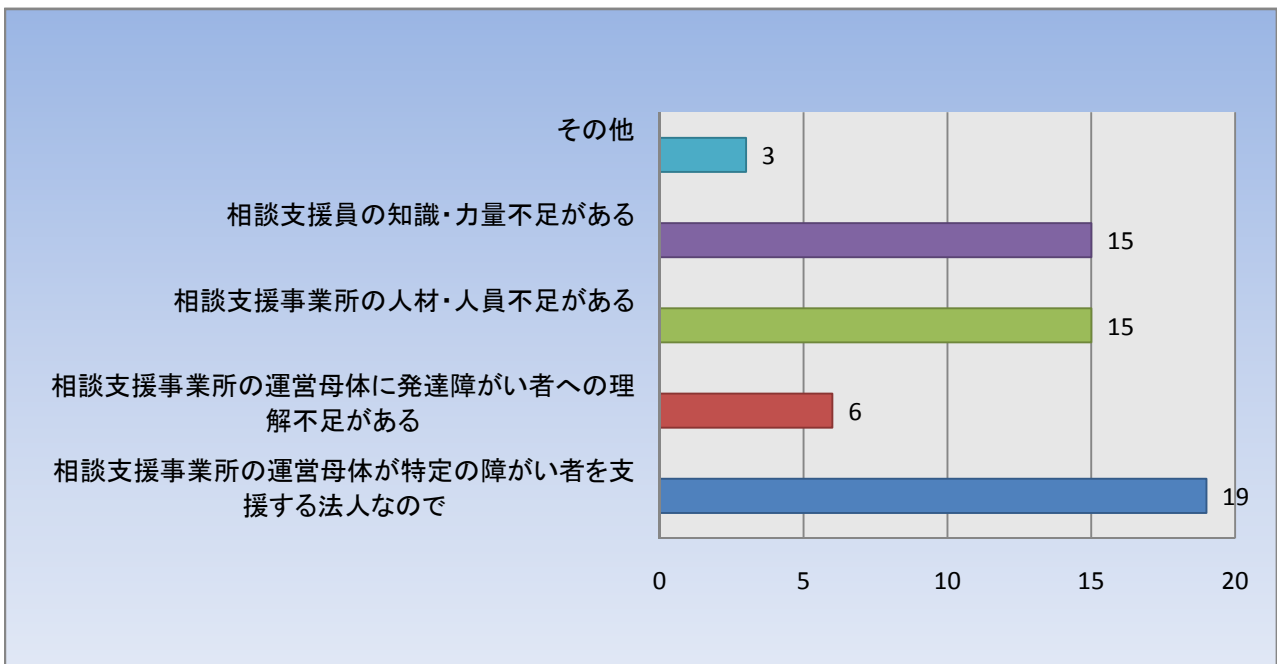
相談支援事業所がよくやっていると思う理由でその他を選択した方にお聞きします。どうしてそう思いますか？ 具体的にお書き下さい

情報が得られにくい中、勉強会・研修会等への参加・関係機関との情報交換等努力している部分。

長野市ネットワークがあり毎月情報交換・研修を行っている。

相談支援事業所の機能程度で3障害バラバラを選択した方にお聞きます。そう思う理由として該当するものを全て選択して下さい

相談支援事業所の運営母体が特定の障がい者を支援する法人なので	19
相談支援事業所の運営母体に発達障がい者への理解不足がある	6
相談支援事業所の人材・人員不足がある	15
相談支援員の知識・力量不足がある	15
その他	3
総計	58

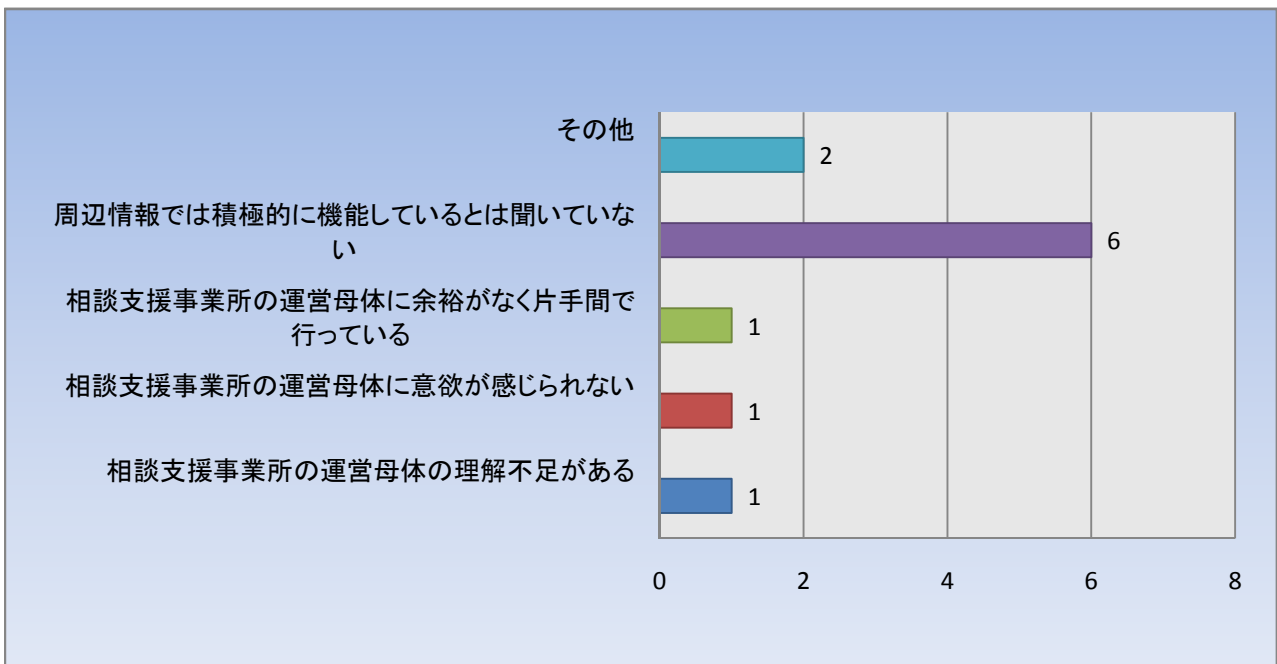


相談支援事業所が3障害バラバラと思う理由でその他を選択した方にお聞きます。どうしてそうおられますか？具体的にお書き下さい

記入なし

相談支援事業所の機能程度で全てにおいて消極的を選択した方にお聞きます。そう思う理由として該当するものを全て選択して下さい

相談支援事業所の運営母体の理解不足がある	1
相談支援事業所の運営母体に意欲が感じられない	1
相談支援事業所の運営母体に余裕がなく片手間で行っている	1
周辺情報では積極的に機能しているとは聞いていない	6
その他	2
総計	11



相談支援事業所が全てにおいて消極的と思う理由でその他を選択した方にお聞きます。その理由を具体的にお書き下さい

記入なし

相談支援事業所の機能程度でよくわからないを選択した方にお聞きします。その理由を具体的にお書き下さい

発達障害を対象にした事業を行っている事業所があるが県の事業で行っているため人数や支援内容についての情報が伝わってこない。

2008年3月に自立支援協議会が発足し、相談支援部会で集約中。今後機関センターを設立の予定。

発達障がいの方の支給決定に伴う訪問調査等を行ってはいるが、直接的な療育訓練等のサービスが当該市内に無い。また行政機関でこども総合支援センターを設置しており常時は市の機関、児童相談所と連携を図っている。

活動報告が無くどのような事業展開を行っているのか解らない

相談事業の情報が伝わってこない。

当事業所で、相談支援事業を行っていない為、把握できていない。

利用した事がない為。

当事業所にアプローチがない。

利用することがほとんどないので、実情がわからない。利用する利用者は、各自選択している。

情報が開示されていないので

どういう活動をしているか情報が少ない

指定の相談支援事業所は受託研修が少ないのでよくわかりません。委託の相談支援事業所はよくやっていると思います。

地域連携が出来ていないので、不明である

相談事業と接する機会があまりないため。

活動内容の詳細がわからない

3障害それぞれに相談支援事業所があるが、どのような相談が何件ほどあり、どのような支援をしたかなどの公表がないため

障害者個人(家族含む)との関連だけで、当事業所と相談支援事業所との連携が密でないように思う。

支援員全体に相談支援事業所との関わりについての話(報告)が伝わっていないので把握している職員としていない職員がいる為

発達障害に対する情報が得られない

発達障がい者について、相談支援事業所にお世話になったことが無く、どのような動きをしているのか知らない為。

当法人の事業所との連絡体制が未整備であるため。

当事業所に発達障がいの方がいないため、現状を把握できていない。

現在、発達障害と思われる利用者の方がいないため、発達障害というカテゴリーの相談については情報が入ってこないため。その他の知的障害、精神障害に対する相談事業については、たいへんよく機能していると感じています。なかなか発達障害の方とお会いする機会がないのと、社会福祉法人と株式会社とでは連携がとれていないのが現状です。

サービス事業所としてスタートして2年目。基礎作りに必死の状況。最近になって、ようやく地域関係機関との連携会議等に出席できるようになったところだ。

自分たち自身があまり相談支援事業所とのつながりがない

連携の機会が少ないため、どのような活動実態であるのか良く分からない。

どれだけの相談がきているのか、よく知らないから。

情報がないので、よくわかりません。

何処が指定受けているのかわからないし、どの程度機能しているのかも不明

相談支援事業所がどのくらいの割合で、発達障がいの方の相談を受けているのか、状況が分からない。

ピアールがない

発達支援センターは設置されましたが、具体的に何をしているのかが不明。発達障害の地域支援システムはまだできていないようなので、個別で対応している状況と感じています

数として、把握できない。また、地域内の他事業所についても一概に言えない。

相談支援事業所の機能程度で機能しているとは思えないを選択した方にお聞きします。その理由を具体的にお書き下さい

アセスメントが不十分

混んでいて、待ち時間が長い(3ヶ月に1度程度)

利用者および保護者、指導員は、その必要性を感じていない。

法制度でのサービスの調整が主となっている。

支援事業所の積極的に支援している姿が見えない。

実施している、相談を受け付けているという話を聞かない

相談支援事業所がどこにあるのか分からない。

積極的に動いているとは思えない。新規の申請さえ無いに等しい。

支給決定のおりている人が2.3人の為

専門知識が足りない。。愛媛県では、受け入れ先で対応できる事業所もほとんどない

当法人は相談支援の指定事業者であるが、計画作成に至るまでの相談の受付実績はない。窓口対応で済む内容である。市町村委託の事業所においては、相談件数はあるようだが、同じく計画作成にまでは至っていないようである。また自立支援協議会の稼働状況においても、活動内容・周知など、機能が不完全であると感じている。

障害者に対する周知がなされていないため、どこに相談していいのかわからないという話をよく耳にするから

相談支援事業所からの相談の依頼などがほとんどない。

発達障害の特性に応じた支援ノウハウが、まだ十分に蓄積されていない。

数年前より一人通所し個別に相談に応じ、支援。最近もう一人通所し始め登録したばかり。模索中。

自閉症・発達支援センター等が設置されているが、専門性に欠ける点がケア会議等を通じて感じられる。

まだ市町村にも認識が充分できていないなど、相談支援についての適応性が強化されていないためにそれほど気にしていない名が現状です。

正しく診断できる医師が少ないこと。個別の支援のできる事業所が少なく、理解も少ないこと。障害者としての認知も低いこと。

知的障害者・精神障害者の相談支援事業所において、すでに数例の相談があるが、当該市内の精神科医に、その診断を的確に出来る医師が非常に少ないこと、また、実際に受け皿となる訓練や通所・入所施設がない。そのことは、専門の機関が少ないこと、既存の事業所での受け入れが難しいこと、理解ある人材が少ないことが理由である。また自立支援協議会も発足して間もないため、それぞれの事業所間の関係も不十分で施設での抱え込みが多い状況にあるため

最近関わりがでてきた。今からだと思えます。

相談要望が今現在まだ無いため。

知的障害を伴わない発達障害者への対応は、これまで比較的重い知的障害者への支援が中心であった障害サービス事業所にとって、不慣れな点が多く充分に対応できているとは言いがたい。また、知的障害がないか軽い方が多い減った津障害の方への支援は、多くの場合日中だけの支援でなく、夜間や土日の余暇の時間への支援も必要になり、日中活動支援施設の多いこの地域では支援出来きらない状況にある。

発達障害者のための相談事業所は地域にない。

認知度も低く、同市にある精神科病院の相談室の方が相談件数も多い為

発達障がいについての概念が難しい。

相談支援事業所そのものが最近委託されたばかりで、相談そのものもまだ少ないのでは、と思われる。

県内にある発達障害者支援センターを紹介するか、直接センターに相談に行くケースが多いと思われるので、相談支援事業所が積極的に関わりを持つことは少ない。またケースとしてはセンターに繋がらない為、継続しているものもゼロではないが、発達障害単体ではなく、知的障害等を重複しているケースが主である。

市の子供発達センターが相談支援を行っているため

精神疾患の方が大半を占めているため

当施設への受け入れ相談の集中

発達障害に対する支援方法の知識が少なく、手探りでの関わりが続いている。法人内外で研修を実施している段階。専門的な関わりには、まだまだ時間がかかる。

相談支援事業所の機能程度でその他を選択した方にお聞きします。どのようにお考えですか？ 具体的にお書き下さい

強度行動障害のある発達障害者の受け入れ先がなく、相談を受けても結果に結びついていない。

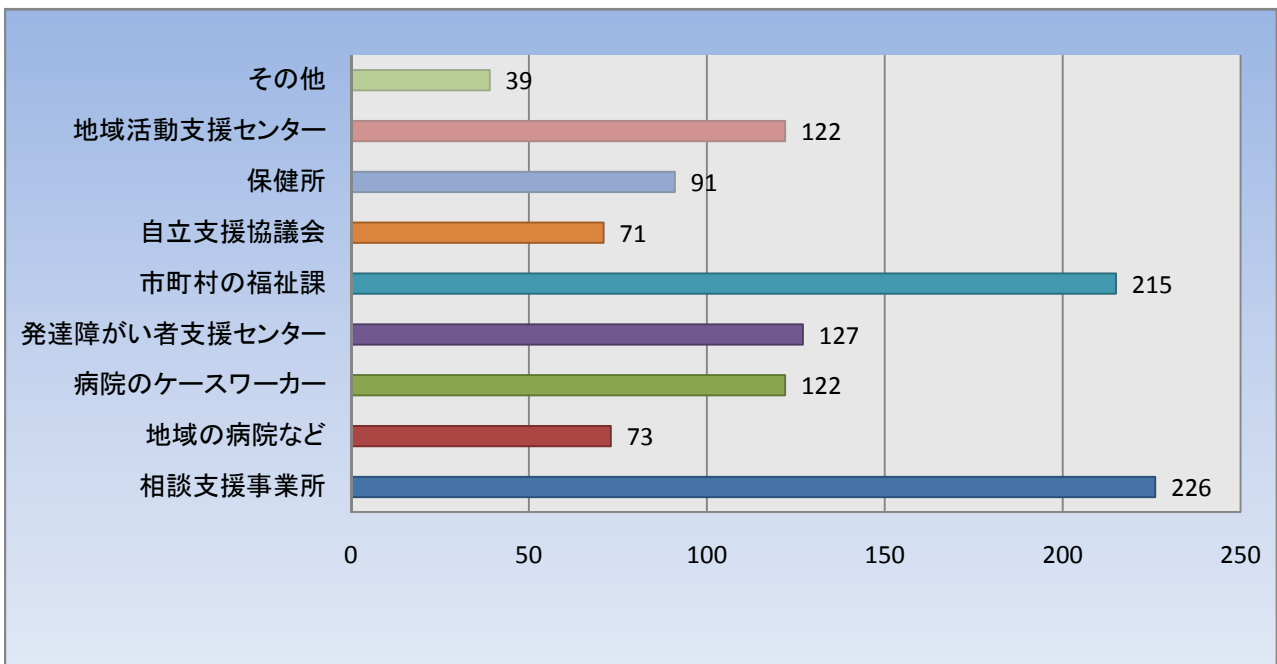
できる範囲に限界を感じつつも支援を行っている。

複数の地域にわたり事業を展開しており、その地域により非常に積極的な相談支援を展開している地域と、それほどでもない地域がある。ただし、比較の問題であり、全般的には他の都道府県の平均より高いレベルにあると思われ、複数の事業所があるため、全てについては把握していない。交流のある2か所の相談支援事業所はよく対応している。

発達障害の相談の受付はあるが、継続的な支援を提供する場合は、他の相談支援事業所や発達障害者支援センターと連携を行っています。

相談支援の受け皿として機能していると思われるもの全てを選択して下さい

相談支援事業所	226
地域の病院など	73
病院のケースワーカー	122
発達障がい者支援センター	127
市町村の福祉課	215
自立支援協議会	71
保健所	91
地域活動支援センター	122
その他	39
総計	1086



相談支援の受け皿となっているものでその他を選択した方にお聞きします。それはどのようなところですか？ 具体的にお書き下さい

障害者さんたちが利用している事業所

施設などの日中活動事業所、居宅事業所

相談支援を必要としている方のご近所の方々(民生委員の方など)、養護学校や特別支援学校の担任教員など

障害福祉サービス事業所

若者サポートステーション

あまり利用がないのでよくわからない

地域の自治組織(自治会・子ども会など)

学校関係、知的障害者更生相談所、児童相談所、高齢者福祉関係施設

それぞれの地域に点在するシステム作りが必要。仙台市のように街が大きい自治体については、地域包括支援センターのように学区ごとに配置するのが理想的であり、現在のように区に1箇所配置しても現実的には身近な相談場所としての機能を果たすことは難しいと思われる。

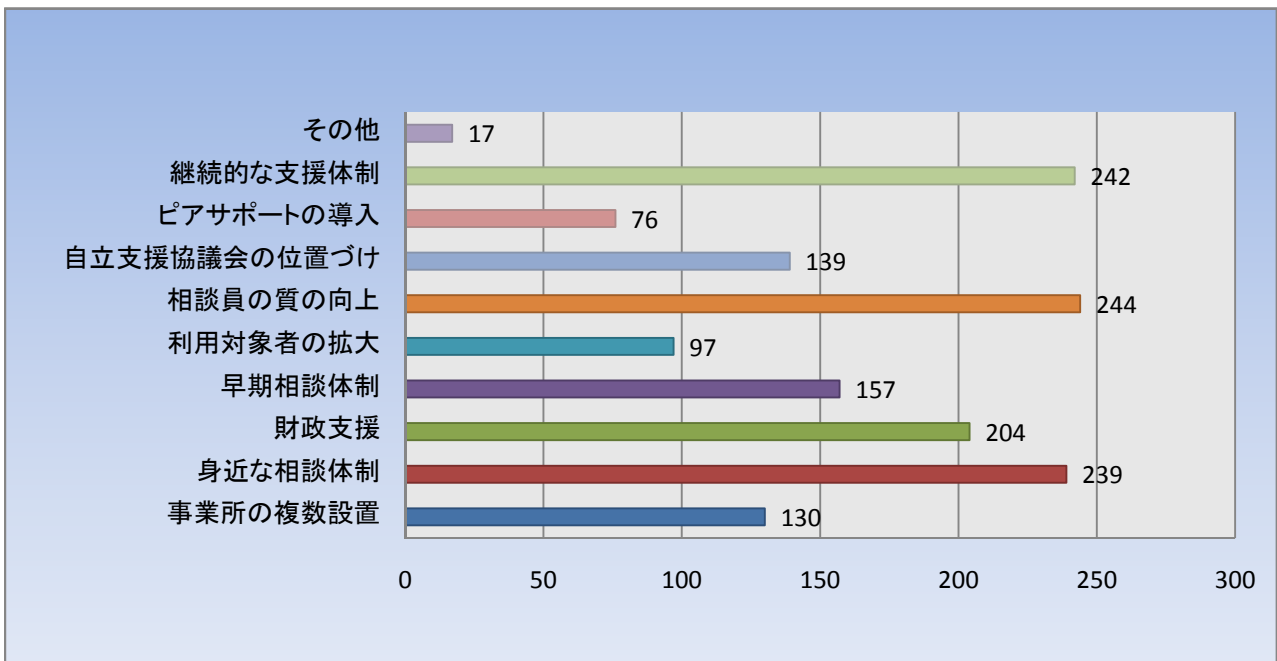
受け皿はまだない状況にあると思います。

発達障がいの現状が良くわからない。

発達障害をどのような定義で示しているのかよくわからないので申し訳ないのですが、文科省の定義で捉えて回答しています。その他としては障害者支援センターとしました。

相談支援事業所が十分に機能するため必要と思われるもの全てを選択してください

事業所の複数設置	130
身近な相談体制	239
財政支援	204
早期相談体制	157
利用対象者の拡大	97
相談員の質の向上	244
自立支援協議会の位置づけ	139
ピアサポートの導入	76
継続的な支援体制	242
その他	17
総計	1545



相談支援事業所が十分に機能するために必要と思われることでその他を選択した方にお聞きします。それはどのようなことですか？ 具体的にお書き下さい

親の会や私どものような障害福祉サービス事業所との連携が必要。

相談支援事業所間の連携

広報・PR活動

相談支援員の絶対数が足りていない。

そもそも、事業名称や内容、実施主体など全般において、相談支援事業自体の知名度が低すぎる。

関係者のみへの周知はしているが、企業や地域の方々への周知が不足しており、存在や利用・相談の仕方が分っていない。

関係団体・関係機関・企業等の連携と情報発信

相談支援と各事業所のサービス管理責任者の事を明確に区分する必要があると思う。どちらの研修も受けたが役割について講師の方々も言うことが違う。①相談支援は介護保険のケアマネのイメージで、サビ管はサービス事業者でのプラン作成。という方と、②サビ管も相談支援と同じプランを作成する。というように講師の方によって位置づけが明確でない。

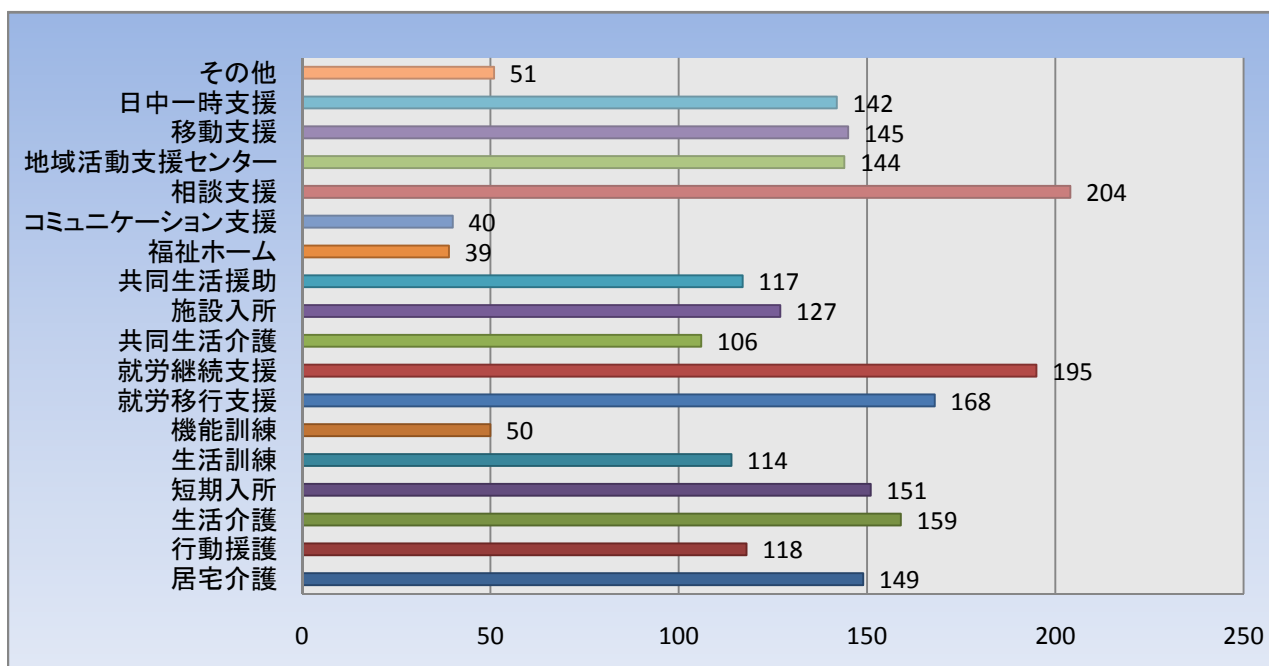
シェルター機能を持つ施設(との連携)

「相談支援事業」の仕組みの周知・アウトリーチの出来る体制整備・専任の相談支援専門員を配置できる仕組み作り

各事業所に相談員が1名ずつしかおらず、負担が大きい。その為、他事業所の相談員と連携をとり、複数の相談員、または福祉サービス事業所のサービス管理責任者等と連携をとって行っているが、相談者からの連絡も相談員の携帯電話に連絡をする様な形になっている為、利用者からは使いにくいのではないと思われる。簡単な相談や、匿名の相談などでも誰でもが気軽に電話・訪ねる事が出来る拠点地が必要だと思われる。

あなたの地域で、発達障がい者が利用しているサービスで該当するもの全てを選択して下さい

居宅介護	149
行動援護	118
生活介護	159
短期入所	151
生活訓練	114
機能訓練	50
就労移行支援	168
就労継続支援	195
共同生活介護	106
施設入所	127
共同生活援助	117
福祉ホーム	39
コミュニケーション支援	40
相談支援	204
地域活動支援センター	144
移動支援	145
日中一時支援	142
その他	51
総計	2219

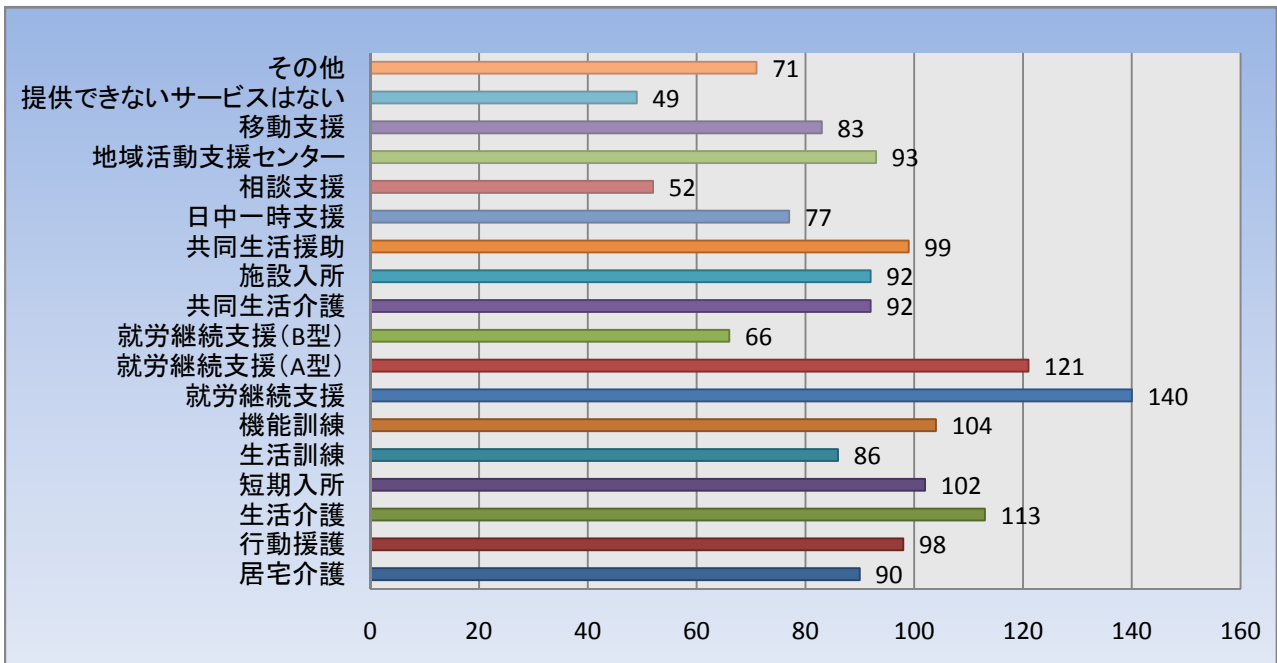


発達障がい者が利用しているサービスで就労継続支援を選択した方にお聞きします。それは何型ですか	
A型	39
B型	157
総計	196

発達障がい者が利用しているサービスでその他を選択した方にお聞きします。それはどのようなサービスですか？ 具体的にお書きください
同じ悩みを持つ人との関わりを持つことで、自分の障がいを認知する
サービスの把握は出来ていませんが、各施設・事業所ごとに、特色がありますので、色々なサービスを展開しているのではと思います。利用者の皆様・保護者の皆様もそれにより、選択されていると思います。
レスパイト事業(仙台市障害者家族支援等推進事業)/福祉有償運送事業/自立体験ステイ事業
高機能広汎性発達障害者の日中活動等支援を行う「地域活動推進センター」(自立支援法に基づくものではありません)。地域の身近な相談支援を行う「自閉症相談センター」(発達障害者支援センターではありません)など。
親の会などが独自にしているサービス
就業・生活支援センターでの相談など
実情がよくわからないので
市が主催するコミュニティーミーティングなど
レスパイト事業、一時介護事業 (すべては把握していないため、当法人のサービスを利用されている方分。他法人分は推測で加えてあります)
療育手帳、精神障害者保健福祉手帳取得者であれば、障害福祉サービスは受けられるが、手帳が取得できない場合は相談支援以外は、私的な有料サービスを利用することとなる。
私の知っている範囲内では、発達障害の方の利用がないため、どのサービスを利用しているかはわかりません。
ここで話している障害は知的障害者ではないのですか？発達障害というのは広汎性発達障害のことですか？アスペや高機能自閉症や知的障害を持っていない人やADHDだけの症状の方で精神障害者手帳を取得される人の話 発達障害者専用クリニック(D・C含む)、作業所型地域活動支援事業、相談業務に関しては、問題認識度を考えますと親さんからの相談がほとんどの様に思います。
実費負担での児童デイサービスの利用、発達障害者支援センターの出張相談、保健福祉事務所が運営する親の会
本法人事業で該当するもののみ記載 ・生活介護・共同生活介護・日中一時支援・入所施設・相談支援・短期入所
発達障がい者の方がどのようなサービスを利用されているか実態が良く分からない。
発達障がいの現状が良くわからない。
発達障がい者がどの事業所に通っているのか全くわからない。
当作業所には該当者する利用者おりません。
発達障害の福祉サービス利用状況についてはよく分からない。
狭義の意味の発達狭義の意味の発達障害者が利用できる、又は実行性のあるサービスはありません。
質問の捉え方が理解しにくいので全項目をその他とした。発達障害者の全貌を理解していない

発達障がい者のニーズがあるのに、あなたの事業所・施設等で提供していない(あるいはできない)サービスがありましたら、全てを選択して下さい

居宅介護	90
行動援護	98
生活介護	113
短期入所	102
生活訓練	86
機能訓練	104
就労継続支援	140
就労継続支援(A型)	121
就労継続支援(B型)	66
共同生活介護	92
施設入所	92
共同生活援助	99
日中一時支援	77
相談支援	52
地域活動支援センター	93
移動支援	83
提供できないサービスはない	49
その他	71
総計	1628



発達障がい者のニーズがあるのに提供していないサービスでその他を選択した方にお聞きます。それはどのようなサービスですか？ 具体的にお書きください

(発達障がいに限らず)入所支援のニーズ高く、多くの方を「待機」させてしまっています

あきらかなニーズとしてあがってきていない。ニーズがあれば、それに合わせた支援ができるサービスがあれば提供したいと思う。

ご本人が福祉的サービスを望んでいない。

ニーズの把握が充分にできていないのではないかと考える

ニーズはあるが、本人は望まない

ニーズ自体がない

回答しづらい設問になっている

現状では、提供しているサービスはないです。

今まで、発達障がいを受け入れたことが無いので良くわからない。

施設として指定を受けるとそれ以外を求められた場合、受けたくても受けられない状況がある。その他とは、利用者に限らず、保護者・家族、そして、地域・企業からのニーズに応えること。

前問同様、発達障害者のニーズがあるか無いかという点が不明です。

全てのサービスを提供出来ればいいのですが、財政的な問題が一番だと思います。

地域内の他事業所等とのサービス調整を第一に考えるため、当法人であらゆるニーズにこたえるという発想がない。

当施設運営でのグループホームおよびケアホーム

発達しょうがいの明確な範囲が示されておらず、お答えできません。

発達障がい者の方のニーズがどのようなものか、実態がよくわからない。

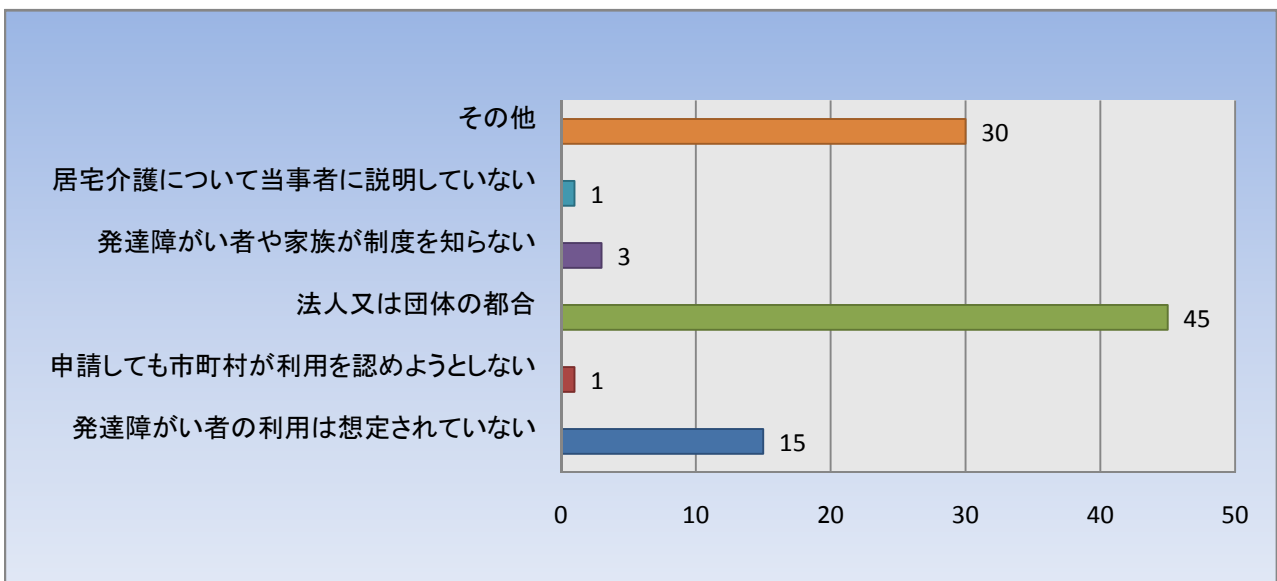
発達障害が根底にある方で、失敗経験やいじめなどから、不登校や引きこもりになっている人がリスタートできる場所・人・方法。ソーシャルスキルトレーニング。ペアレントトレーニング。

役割分担の中でサービスを展開しているため、ニーズすべてに応える必要はないと考えますが。

利用者がおりません。

ニーズがあるのに提供していないサービスで居宅介護を選択した方にお聞きます。その理由について該当するものを全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	15
申請しても市町村が利用を認めようとするしない	1
法人又は団体の都合	45
発達障がい者や家族が制度を知らない	3
居宅介護について当事者に説明していない	1
その他	30
総計	95

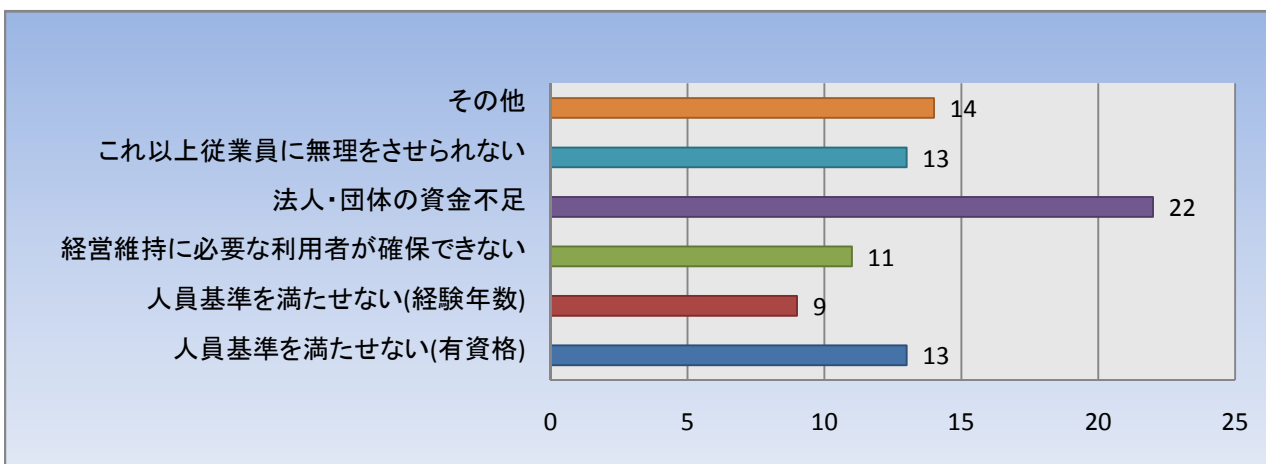


居宅介護のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとしなを選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

回答なし

居宅介護のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	13
人員基準を満たせない(経験年数)	9
経営維持に必要な利用者が確保できない	11
法人・団体の資金不足	22
これ以上従業員に無理をさせられない	13
その他	14
総計	82



居宅介護のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

サービス提供に必要な従業員の確保が見込めない為

事業に参入する計画がない。

就労支援を目的として法人を設立しているため

発達障害者支援センター事業の内容と違うため。

事業拡大が難しい

事業所としてはしていないが、法人としてはしている。

市直営の相談支援事業所のため、居宅介護は民間の事業所が県の指定を受けて行っているため。

法人として居宅介護事業を行っていない。

当事業所では提供できていないが、同法人の他事業所で提供している。

設備面

居宅介護のニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？
具体的にお書きください

居宅介護事業を行っていない。今後も予定はないが、介護事業所と連携して支援している。

就労継続B型事業所のための施設施設運営のため

質問の設定の意図がわかりませんが・・・。一法人が全てするのではなく役割分担を行っている地域ですので、当法人にサービスがない場合は他法人のサービスを使用しています。

当法人が独占せず、他事業所との連携をしていきたいから。

本人の需要があるにもかかわらず、保護者が拒否している。

現在のところ、当事業所のサービスで対応できている。

単価が低い

事業指定を受けていない

病院(外来)機能がメインなので、設備的人的に整備が難しい。

自立支援法の下、施設として活動するのに制限がある為。又、単価報酬の問題で運営や職員配置が難しい。

三障害での就労移行支援をメインにした運営を行っており、他の事業に関わるつもりはない。障害者就業のみの団体です。

当団体に該当の事業所が無い

当事業所の事業項目ではないから

一施設、一法人が、全ての事業をしていくことには限界がある。ましてやそれはただの抱え込みにしかならない。

現在必要性がない

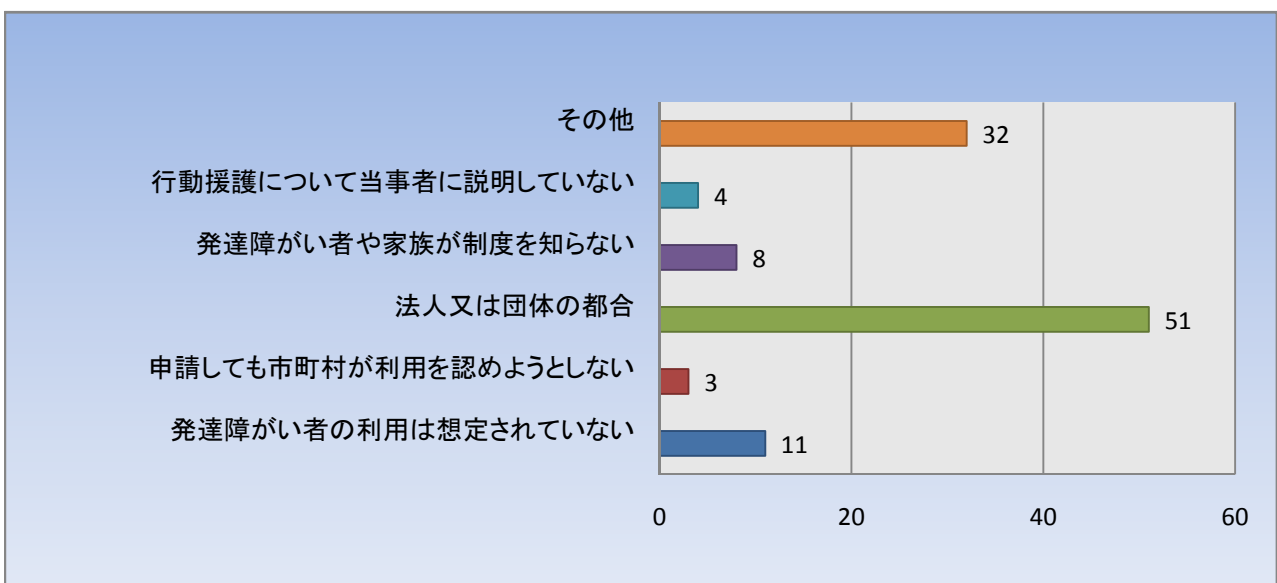
当法人では、就労継続支援(B型)しか実施していない。

ニーズを把握していなく回答出来ない。

法人で居宅介護を運営していない。

ニーズがあるのに提供していないサービスで行動援護を選択した方にお聞きます。その理由について該当するものを全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	11
申請しても市町村が利用を認めようとししない	3
法人又は団体の都合	51
発達障がい者や家族が制度を知らない	8
行動援護について当事者に説明していない	4
その他	32
総計	109



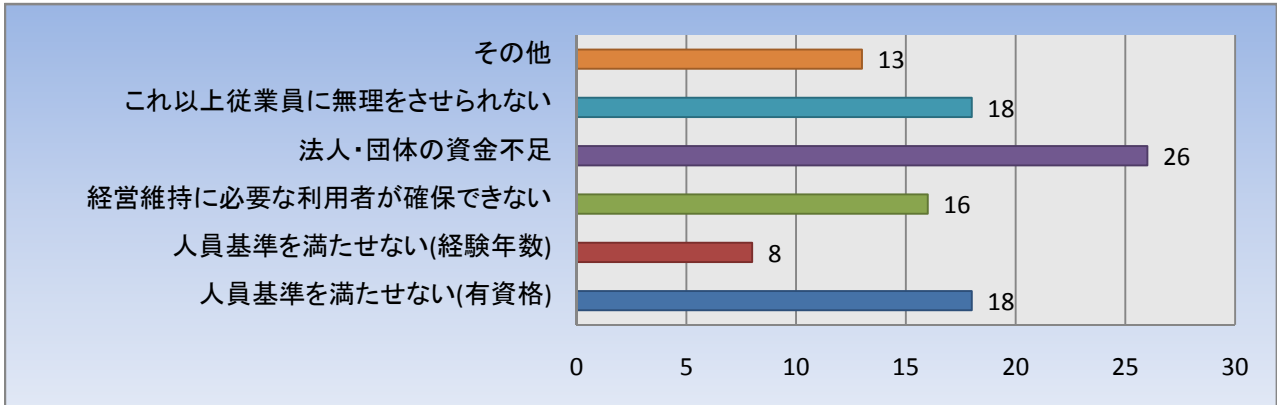
行動援護のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとししないを選択した方にお聞きます。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

区分が軽く出るため該当しないケースが多い。行動援護のサービス内容が市により狭く限定されているためニーズに応えられない。

市町村が支給に消極的

行動援護のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きます。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	18
人員基準を満たせない(経験年数)	8
経営維持に必要な利用者が確保できない	16
法人・団体の資金不足	26
これ以上従業員に無理をさせられない	18
その他	13
総計	99



行動援護のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きます。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

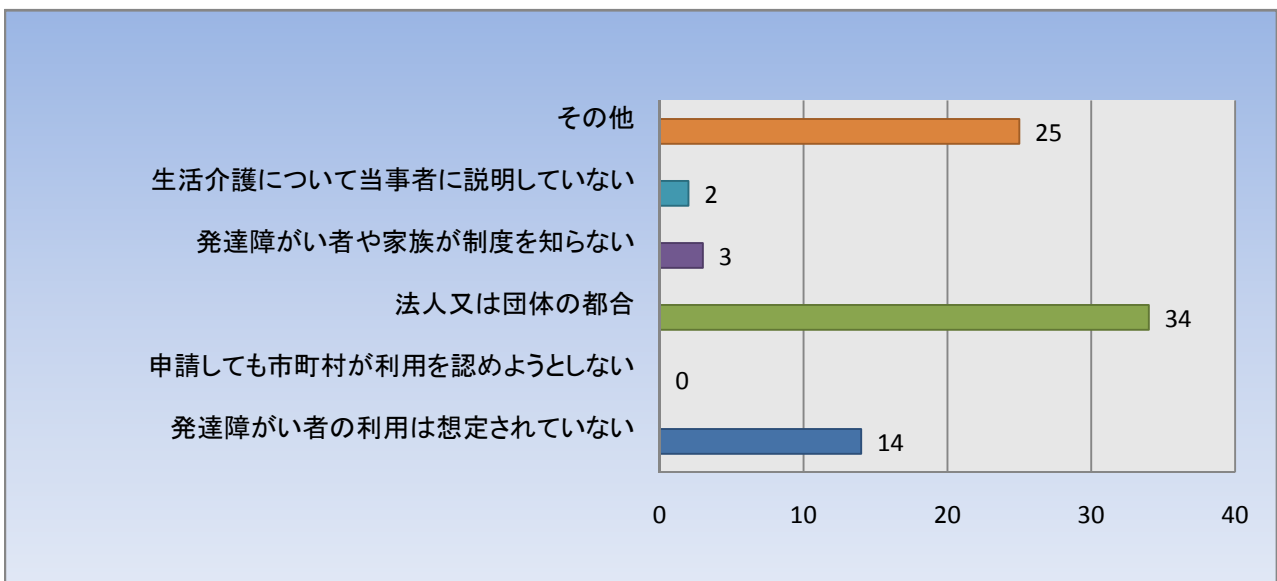
- 事業に参入する計画がない。
- 発達障害者支援センター事業の内容と違うため。
- 事業拡大が難しい
- 居宅介護の理由と同じ。
- 法人として行動援護を実施していない。
- 同法人の他事業所で提供している。
- 当法人はもともと居宅系のサービスは実施しておらず、行動援護の実施には至らない。

行動援護のニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きます。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

- 相談には乗っているが、直接サービスは行っていない
- 行動援護の指定を取っていない。
- 事業指定を受けていない
- 行動援護の必要性のある方は、介護等給付のサービス提供施設を利用するケースが多い為。
- 行動援護の支援は、移動支援で行う支援内容では賄えなく、又、従事者の教育・訓練を受けさせる余裕がない。さらに今以上にヘルパーを確保することが望めない。
- 三障害の就業支援のみを行う団体だから。
- 当団体に事業所が無い
- 市内において行動援護を取得している居宅事業所がない
- ニーズを把握していないので、回答出来ない。
- 基準を満たす職員の不在とヘルパー不足

ニーズがあるのに提供していないサービスで生活介護を選択した方にお聞きます。その理由について該当するものを全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	14
申請しても市町村が利用を認めようとしていない	0
法人又は団体の都合	34
発達障がい者や家族が制度を知らない	3
生活介護について当事者に説明していない	2
その他	25
総計	78

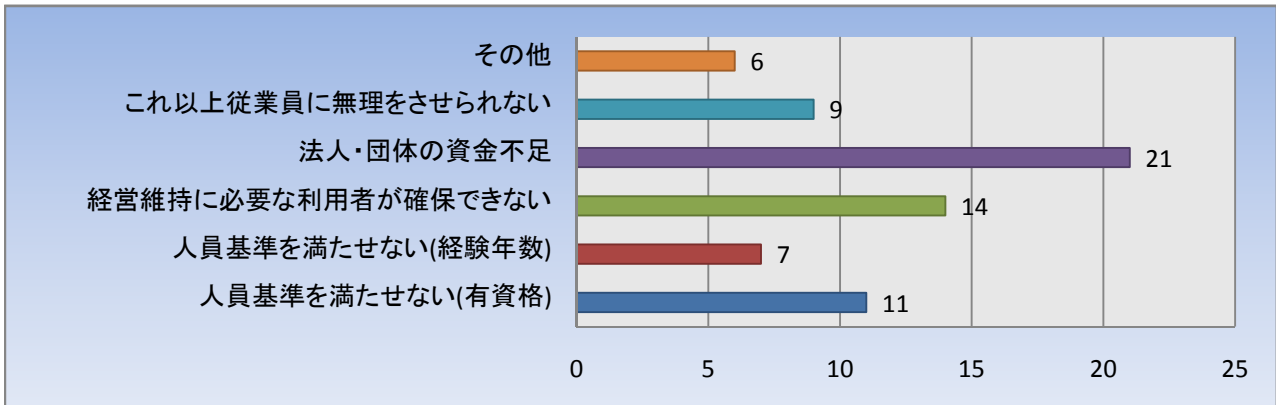


生活介護のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとしていないを選択した方にお聞きます。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください[20503]

記入なし

生活介護のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きします。どうい理由ですか？ 具体的にお書きください

人員基準を満たせない(有資格)	11
人員基準を満たせない(経験年数)	7
経営維持に必要な利用者が確保できない	14
法人・団体の資金不足	21
これ以上従業員に無理をさせられない	9
その他	6
総計	68



生活介護のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きします。どうい理由ですか？ 具体的にお書きください

姉妹法人である社会福祉法人で行っているから

発達障害者支援センター事業の内容と違うため。

市直営の相談支援事業所のため、居宅介護は民間の事業所が県の指定を受けて行っているため。

生活介護のニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きします。どうい理由ですか？ 具体的にお書きください

生活介護そのものの内容がつかんでいない為

事業移行に生活介護は行っていない

事業指定を受けていない

現段階において、就労移行支援施設としての単体の指定事業所として認可を受けている為。又、約2年前に障害者自立支援法の新体系施設に移行の際、当時の利用者が認定区分の影響で生活介護施設の利用対象にならないとの返事を頂、現在の施設として活動しています。

三障害の就業支援のみの団体だから。

当施設運営によるグループホームの設置要望があるが、まだ設置できていない。

当団体に事業所が無い

当事業所の事業項目ではないから

まだ生活介護事業を開始していないので・・・。(新年度には開始の予定)

資金の問題

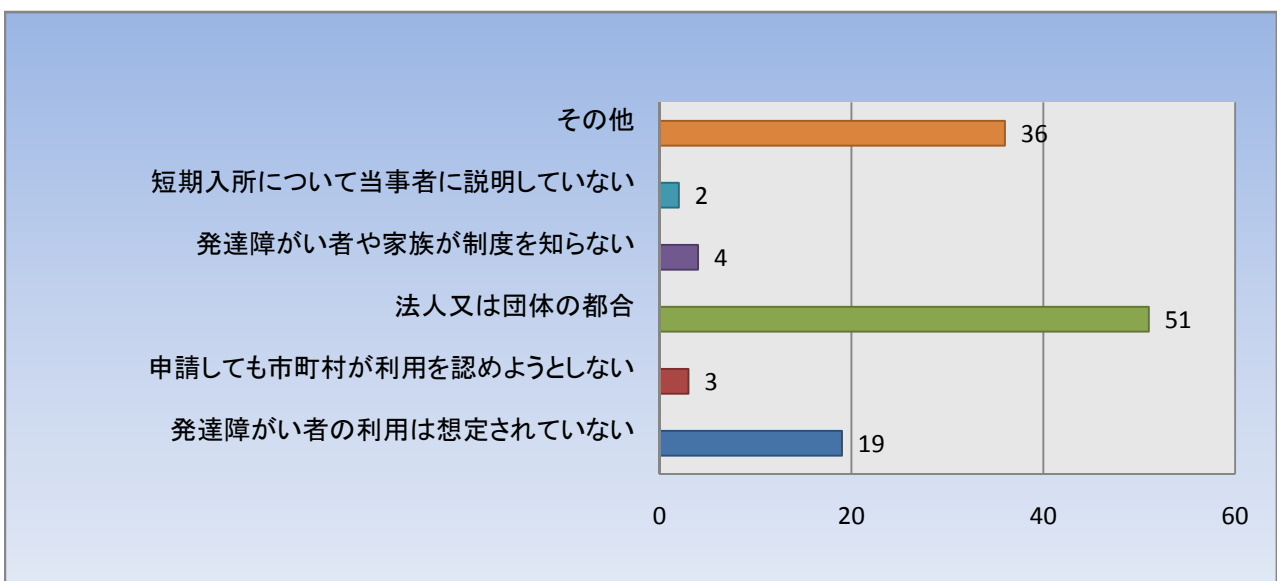
生活介護は法人としては選択していません

法人で生活介護を運営していない。

そのサービスをしていないから

ニーズがあるのに提供していないサービスで短期入所を選択した方にお聞きます。その理由について該当するものを全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	19
申請しても市町村が利用を認めようとしていない	3
法人又は団体の都合	51
発達障がい者や家族が制度を知らない	4
短期入所について当事者に説明していない	2
その他	36
総計	115

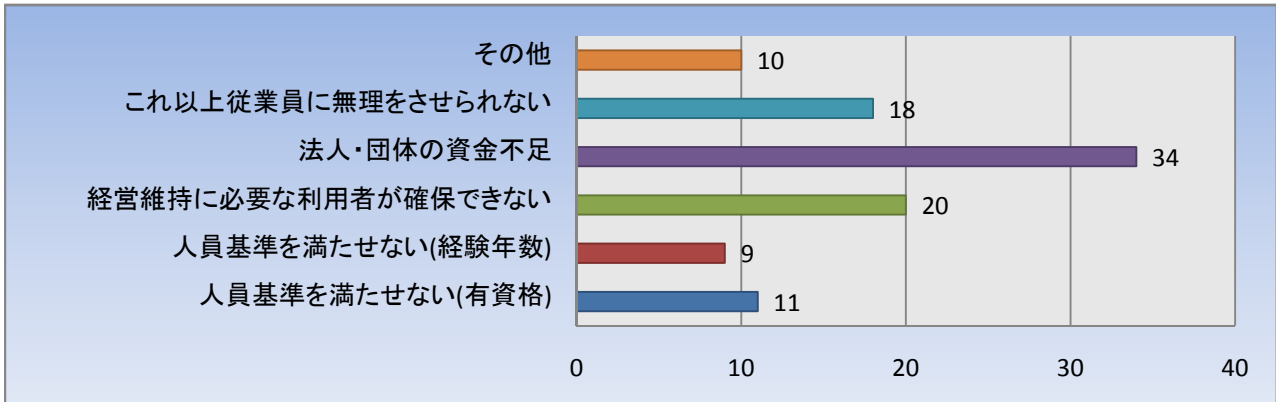


短期入所のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとしていないを選択した方にお聞きます。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

入所施設を持たないため、宿泊を含む短期入所に対応が認められない。

短期入所のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	11
人員基準を満たせない(経験年数)	9
経営維持に必要な利用者が確保できない	20
法人・団体の資金不足	34
これ以上従業員に無理をさせられない	18
その他	10
総計	102



短期入所のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

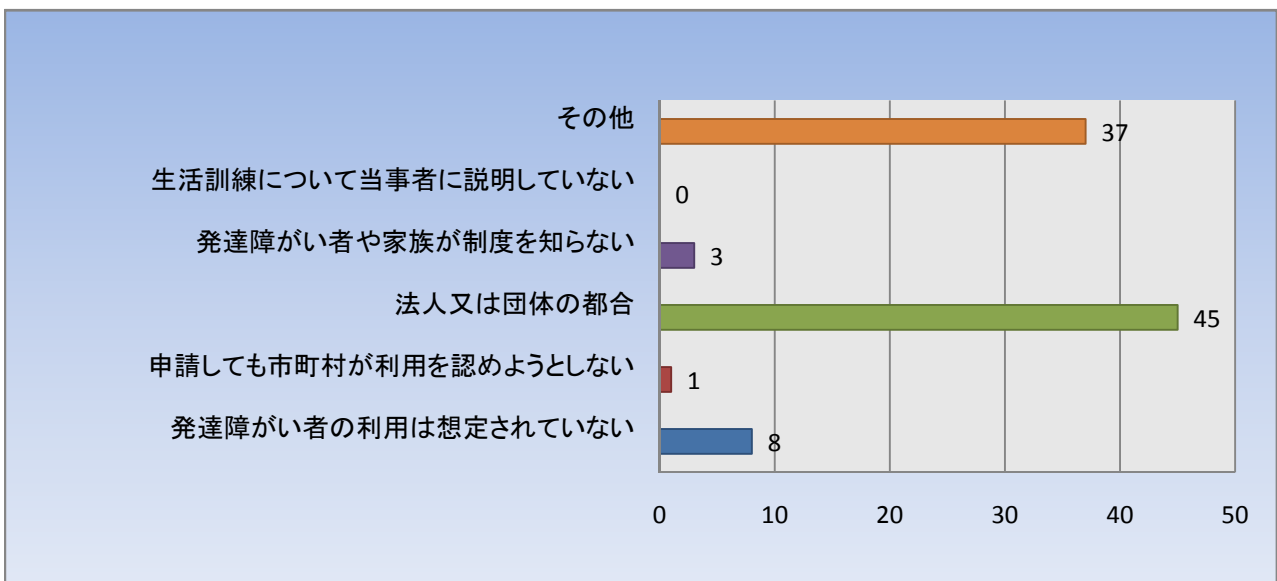
- 施設内に部屋がない、人員の確保が難しい。
- 他の地域の事業所の活用を促進しているため。
- ニーズに対して供給が追いついていない。事業所の数や受け入れ体制など。(いわゆるロングステイの方の問題)
- 発達障害者支援センター事業の内容と違うため。
- 市直営の相談支援事業所のため、居宅介護は民間の事業所が県の指定を受けて行っているため
- 入所施設でないため
- 宿泊設備がない。

短期入所のニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

- 短期入所の事業を行っていない
- 人材不足でニーズに対応できない。
- 宿泊機能がない
- 事業指定を受けていない
- 事業所としてはしていないが、法人としてはしている。
- 入所施設を有していない。
- 場所が無い為
- 三障害の就業支援のみの団体だから。
- 当団体に事業が無い
- 資金の問題
- 法人で短期入所を運営していない。

ニーズがあるのに提供していないサービスで生活訓練を選択した方にお聞きます。その理由について該当するものを全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	8
申請しても市町村が利用を認めようとしていない	1
法人又は団体の都合	45
発達障がい者や家族が制度を知らない	3
生活訓練について当事者に説明していない	0
その他	37
総計	94

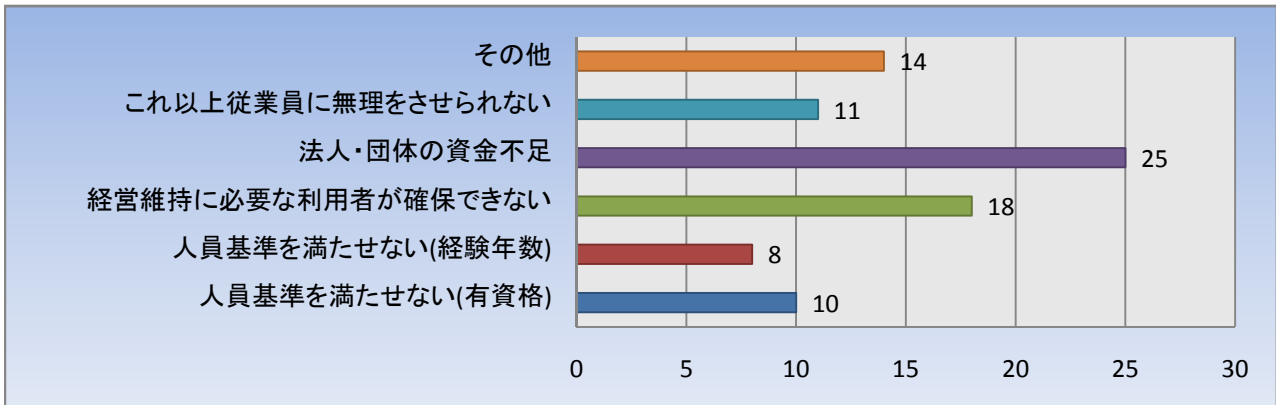


生活訓練のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとしていないを選択した方にお聞きます。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

記入なし

生活訓練のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	10
人員基準を満たせない(経験年数)	8
経営維持に必要な利用者が確保できない	18
法人・団体の資金不足	25
これ以上従業員に無理をさせられない	11
その他	14
総計	86



生活訓練のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きします。どうい理由ですか？ 具体的にお書きください

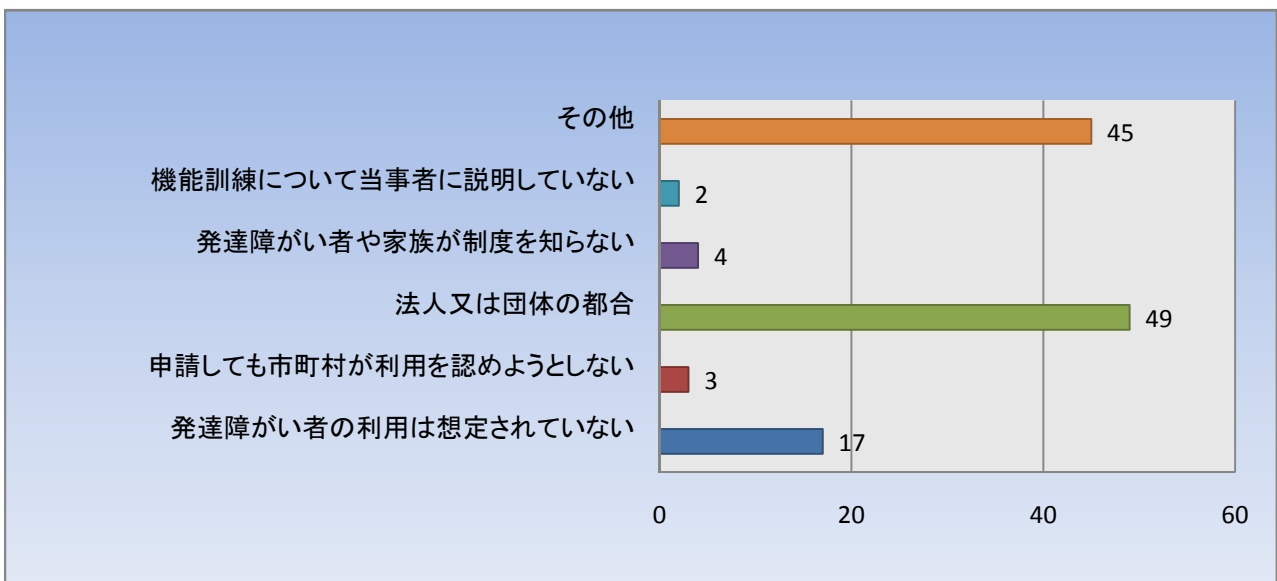
- 事業に参入する計画がない。
- 収支の想定として、経営が困難である。
- 発達障害者支援センター事業の内容と違うため。
- 有期限のサービスには、抵抗がある
- 居宅介護の理由と同じ。
- 生活訓練を実施していない
- 他事業所で提供。
- もともとが児童の入所施設のため、通所での生活訓練実施には至らない。

生活訓練のニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きします。どうい理由ですか？ 具体的にお書きください

- 事業として行っていない
- 実施に向けて準備中
- 東京都への申請書類等の手続きが、複雑すぎて困っている。
- 制度に要する施設機能が伴わない
- 発達障がい者支援センターの役割ではないから。
- 利用期間(利用制限2年間)が不安との声強い
- 当団体に事業所が無い
- 法人内に生活訓練の事業がない
- ニーズを把握していないので、回答出来ない。
- そのサービスをしていないから

ニーズがあるのに提供していないサービスで機能訓練を選択した方にお聞きます。その理由について該当するものを全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	17
申請しても市町村が利用を認めようとしていない	3
法人又は団体の都合	49
発達障がい者や家族が制度を知らない	4
機能訓練について当事者に説明していない	2
その他	45
総計	120

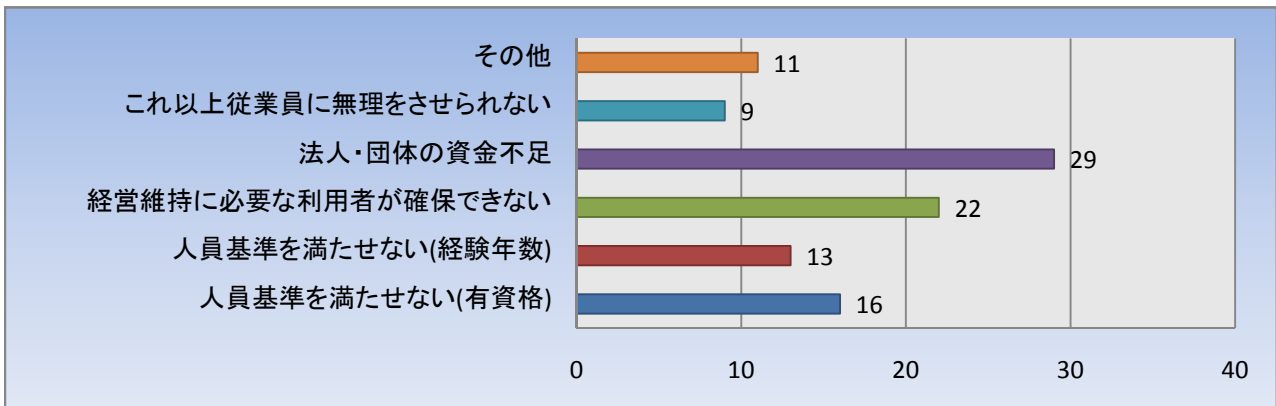


機能訓練のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとしていないを選択した方にお聞きます。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

申請を行うに際しての準備ができていない。(当方)

機能訓練のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	16
人員基準を満たせない(経験年数)	13
経営維持に必要な利用者が確保できない	22
法人・団体の資金不足	29
これ以上従業員に無理をさせられない	9
その他	11
総計	100



機能訓練のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

事業に参入する計画がない。

発達障害者支援センター事業の内容と違うため。

主たる対象者を知的障害者と精神障害者としているため

市直営の相談支援事業所のため、居宅介護は民間の事業所が県の指定を受けて行っているため。

機能訓練のニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

事業を法人としてしていない為

事業として行っていない

当法人にノウハウを持ち得ていない。

発達障がい者の方への機能訓練サービスのイメージがわきにくい

現在のところ、当事業所のサービスで対応できている。

必要な職員は位置がない

発達障がい者支援センターの役割ではないから。

設備設置していない

三障害の就業支援のみを行う団体だから。

当団体に事業所が無い

機能訓練を実施していない

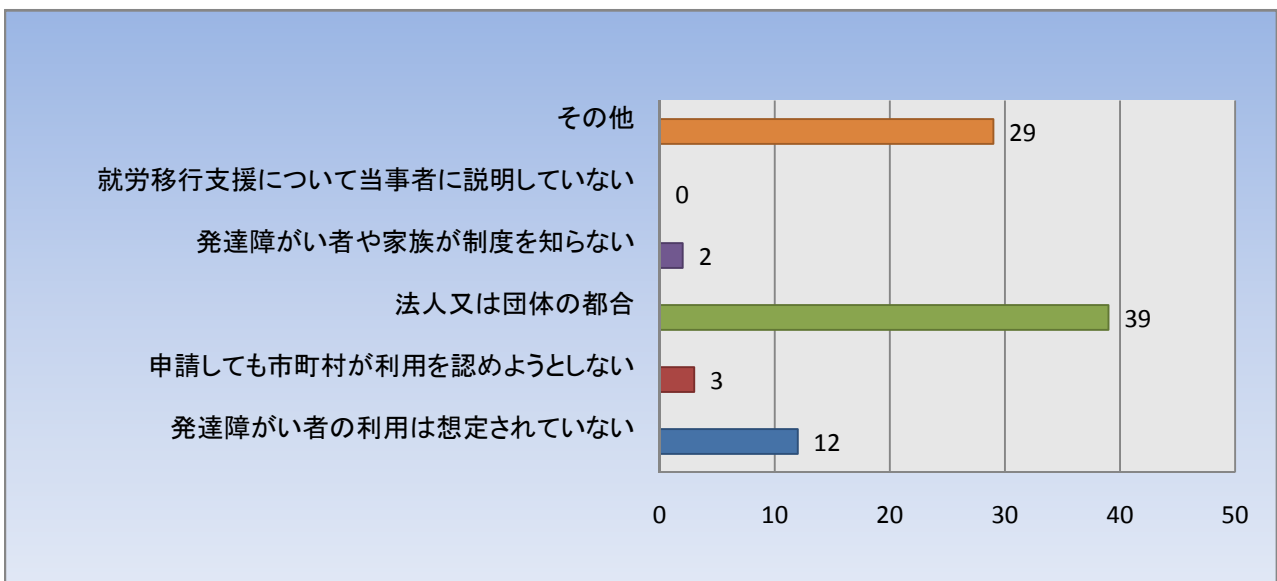
ニーズを把握していないので、回答出来ない。

法人で機能訓練を運営していない。

そのサービスをしていないから

ニーズがあるのに提供していないサービスで就労移行支援を選択した方にお聞きます。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	12
申請しても市町村が利用を認めようとしていない	3
法人又は団体の都合	39
発達障がい者や家族が制度を知らない	2
就労移行支援について当事者に説明していない	0
その他	29
総計	85

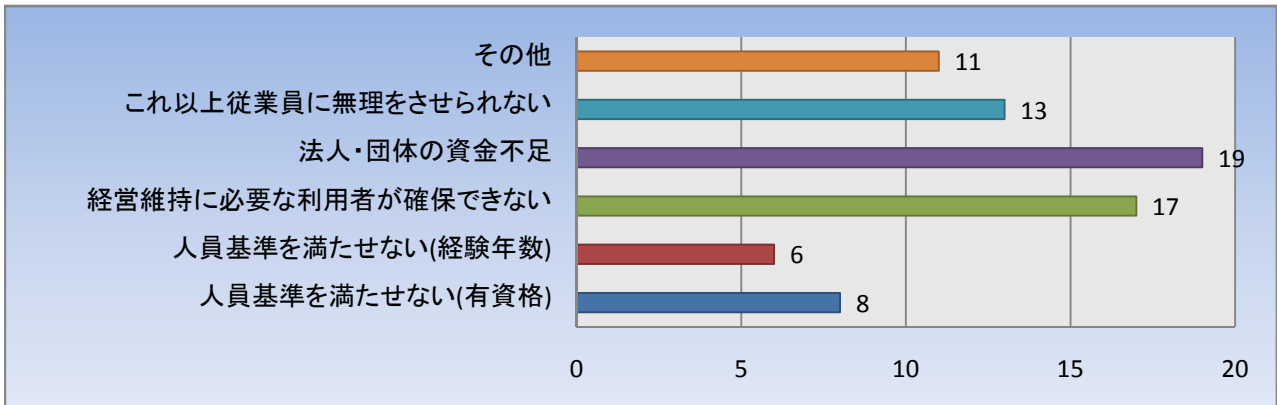


就労移行支援のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとしていないを選択した方にお聞きます。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

記入なし

就労移行支援のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	8
人員基準を満たせない(経験年数)	6
経営維持に必要な利用者が確保できない	17
法人・団体の資金不足	19
これ以上従業員に無理をさせられない	13
その他	11
総計	74



就労移行支援のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

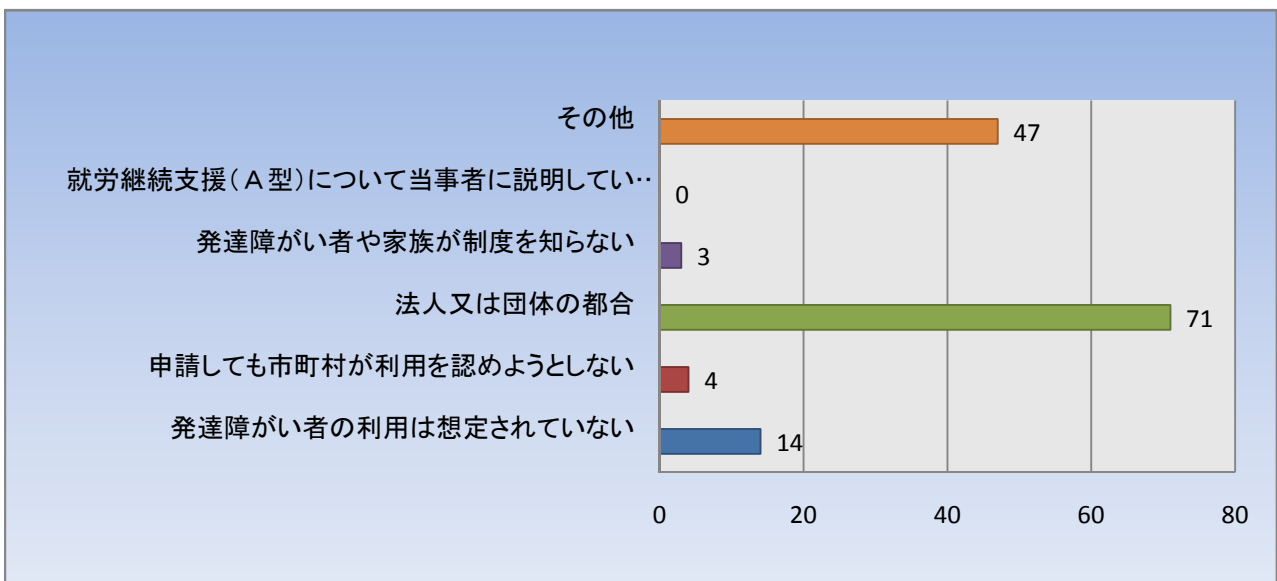
法人。及び職員の発達しょうがいに対する理解とスキルの不足
実施計画中
就労継続支援A型がスタートして間がなく、今の事業が軌道に乗ってから考えている。
前述の社会福祉法人のほうで行う予定
発達障害者支援センター事業の内容と違うため。
新体系移行したばかりで、新たな事業の立ち上げが難しい。
市直営の相談支援事業所のため、居宅介護は民間の事業所が県の指定を受けて行っているため。
今後、就労移行もとの予定ではいるが、スタッフがそろわない、経営的に成り立たないなど、困難が予想されるので迷っている。
もともとが児童の入所施設のため、就労系のサービス実施には至らない

就労移行支援のニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

法人がたくさん事業を独占するように建てていくことに反対だから
地域において新体系に移行した事業所がまだない。
申請及び指定に関する知識がないためです。
当団体に事業所が無い
とるかどうか迷っている。
現在事業所の規模を大きくする予定がないから
ニーズを把握していないので、回答出来ない。
そのサービスをしていないから

ニーズがあるのに提供していないサービス で就労継続支援(A型)を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	14
申請しても市町村が利用を認めようとするしない	4
法人又は団体の都合	71
発達障がい者や家族が制度を知らない	3
就労継続支援(A型)について当事者に説明していない	0
その他	47
総計	139

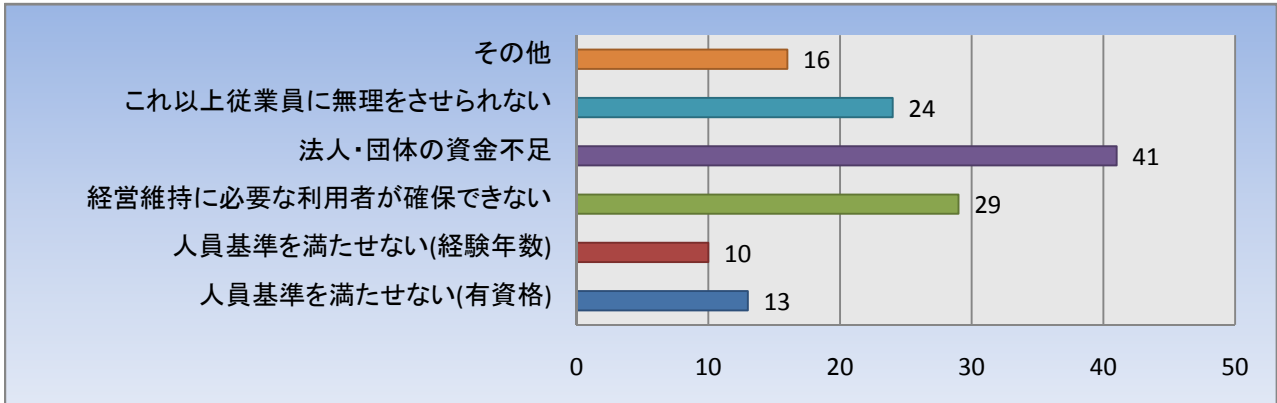


就労継続支援(A型)のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとするしないを選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

記入なし

就労継続支援(A型)のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	13
人員基準を満たせない(経験年数)	10
経営維持に必要な利用者が確保できない	29
法人・団体の資金不足	41
これ以上従業員に無理をさせられない	24
その他	16
総計	133



就労継続支援(A型)のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きします。どう理由ですか？ 具体的にお書きください

事業に参入する計画がない。
実施計画中
発達障害者支援センター事業の内容と違うため。
年間を通じて利用者に賃金が払えないから。
居宅介護の理由と同じ。
地方自治体が就労支援A事業所を想定していない。法人としても現在行っていない。
もともとが児童の入所施設のため就労系サービスの実施には至らない
工賃収入でのめどが立たない。

就労継続支援(A型)のニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

法人として事業を実施していない為

現在のところ、当事業所の利用者に該当者がいない。

・提供する場所の問題(家賃や広さ)など ・A型をした場合、利用者に最低賃金の一時間663円の工賃(適応除外申請があるが…)が出せるかという心配

前述の社福で行う予定

新体系移行したばかりで、新たな事業の立ち上げが難しい。運営上必要なハード面、ソフト面の体制作りができない。

適切な支援があれば一般就労が可能であるため。

申請及び指定に関する知識がないのでしていない。

利用単価の低さから運営が成り立たない為

困い込みに過ぎないA型には、反対だから。すべて、民間企業にて働いてもらう基本方針のもと、知的・身体・精神・発達、高次脳の障害者を民間企業で就業させています。

当団体に事業が無い

作業能力の程度が問題であり、就労に繋がる利用者は就労している。

法人内にA型の事業がない

特例子会社では運営不可

ニーズを把握していないので回答出来ない。

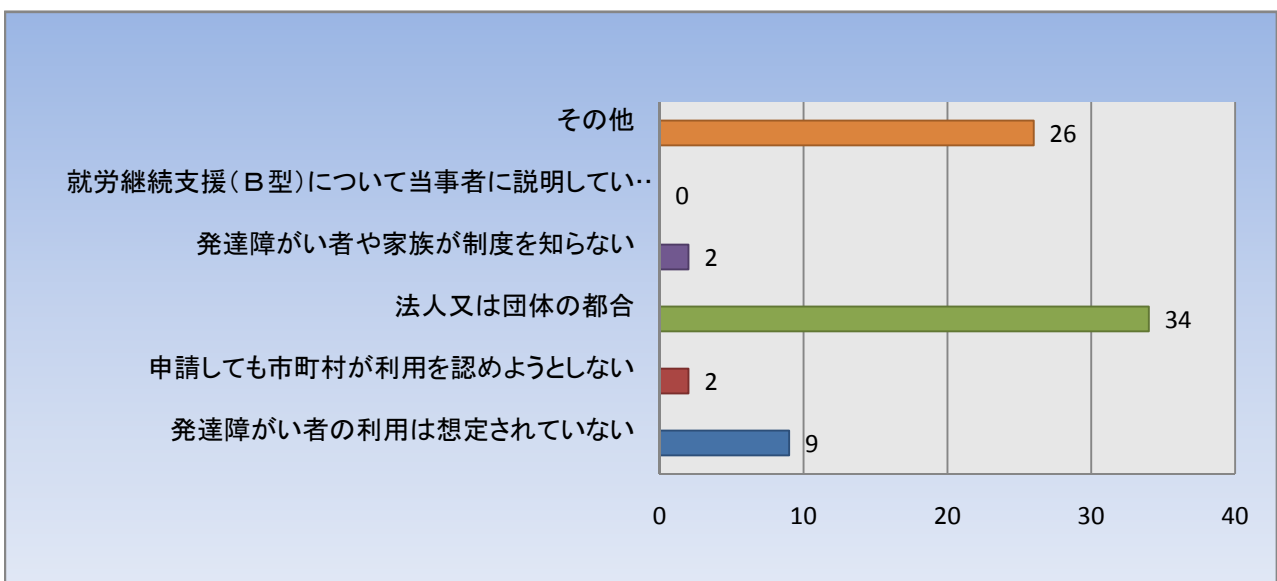
ニーズはあっても、雇用契約を結ぶA型の場合、業務遂行上、コミュニケーション能力を重視する場合があります、ミスマッチが起きてしまう。また、コミュニケーションをサポートする人員を、現行の報酬単価では対応できない。

そのサービスをしていないから

事業所として就労継続支援を開設していない。

ニーズがあるのに提供していないサービスで就労継続支援（B型）を選択した方にお聞きます。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	9
申請しても市町村が利用を認めようとしていない	2
法人又は団体の都合	34
発達障がい者や家族が制度を知らない	2
就労継続支援（B型）について当事者に説明していない	0
その他	26
総計	73

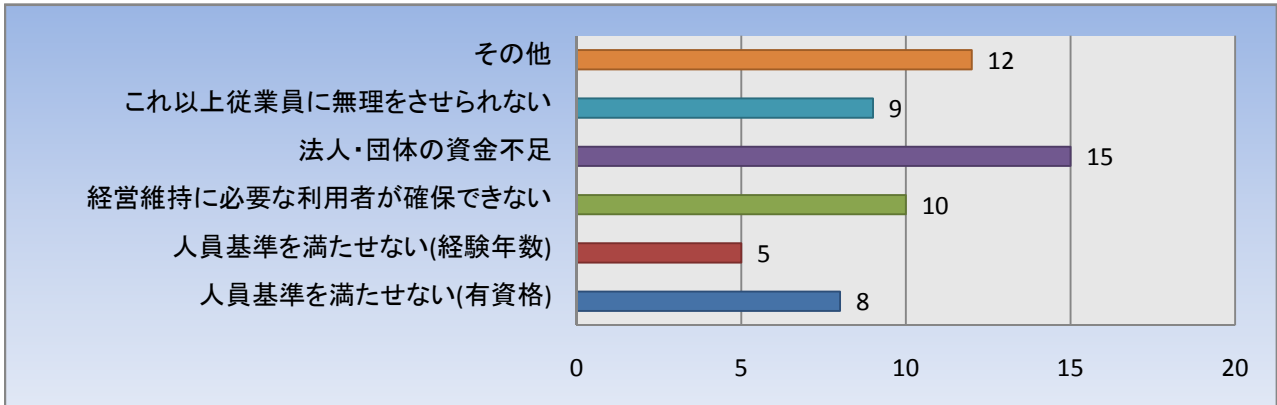


就労継続支援（B型）のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとしていないを選択した方にお聞きます。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

記入なし

就労継続支援(B型)のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	8
人員基準を満たせない(経験年数)	5
経営維持に必要な利用者が確保できない	10
法人・団体の資金不足	15
これ以上従業員に無理をさせられない	9
その他	12
総計	59



就労継続支援(B型)のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

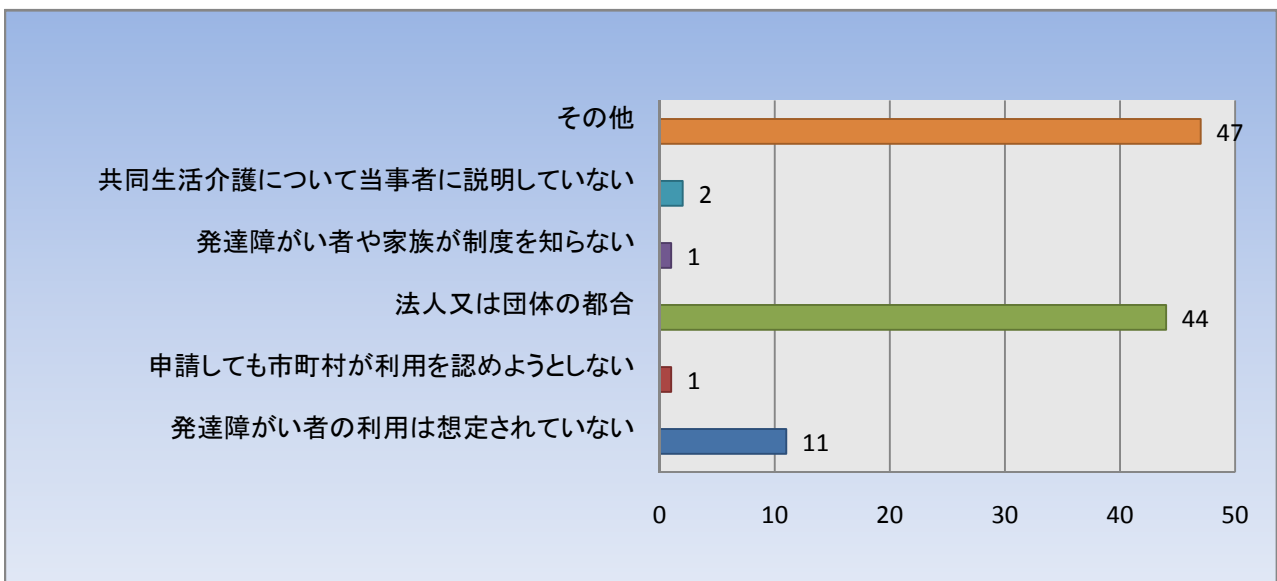
- 事業に参入する計画がない。
- ニーズはあるが私たちの事業所が行う事業ではないから。
- 発達障害者支援センター事業の内容と違うため。
- 障害者の所得保障を考慮したうえで法人が決定したため(障害者の雇用拡大をモットーとしています)
- 居宅介護の理由と同じ。
- 身体障害者授産施設から新体系のB型へ移行予定
- 法人・施設が事業開始から間もないため。

就労継続支援(B型)のニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

- 就労移行支援実施後の移行体制であるため。就労移行支援より支援費単価が低い
- 単価が低い
- 前述の社福でやる予定
- 適切な支援があれば一般企業で働くことができるため。
- 申請に関する指定申請の準備と基準がわからないため。
- 本来は行いたかった(施設・利用者の共に)が、利用条件が厳しくできなかった。及び、生活介護と同様。
- 今のところ、ニーズがないようだ。
- 株式会社では運営不可
- そのサービスをしていないから
- 事業所として就労継続を開設していない。

ニーズがあるのに提供していないサービスで共同生活介護を選択した方にお聞きます。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	11
申請しても市町村が利用を認めようとするしない	1
法人又は団体の都合	44
発達障がい者や家族が制度を知らない	1
共同生活介護について当事者に説明していない	2
その他	47
総計	106

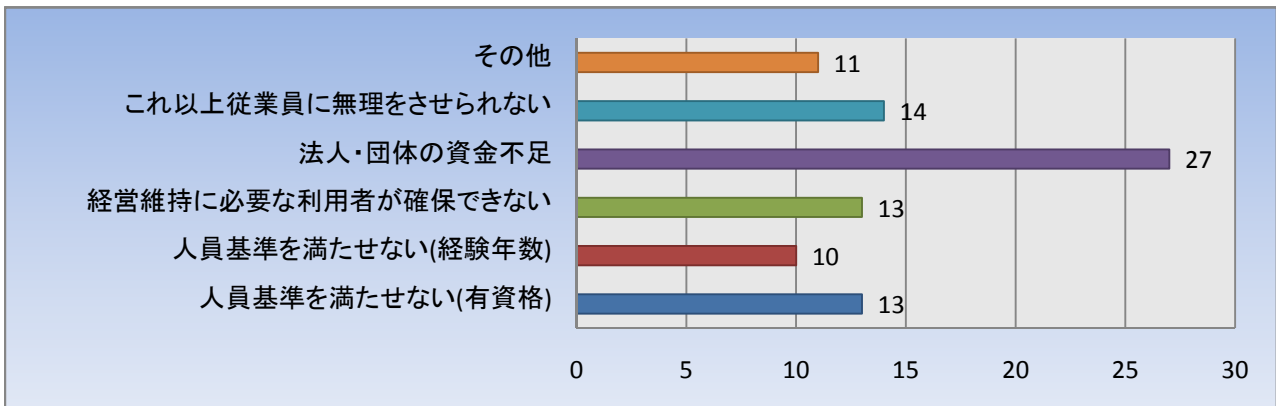


共同生活介護のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとするしないを選択した方にお聞きます。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

記入なし

共同生活介護のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	13
人員基準を満たせない(経験年数)	10
経営維持に必要な利用者が確保できない	13
法人・団体の資金不足	27
これ以上従業員に無理をさせられない	14
その他	11
総計	88



法人又は団体の都合その他

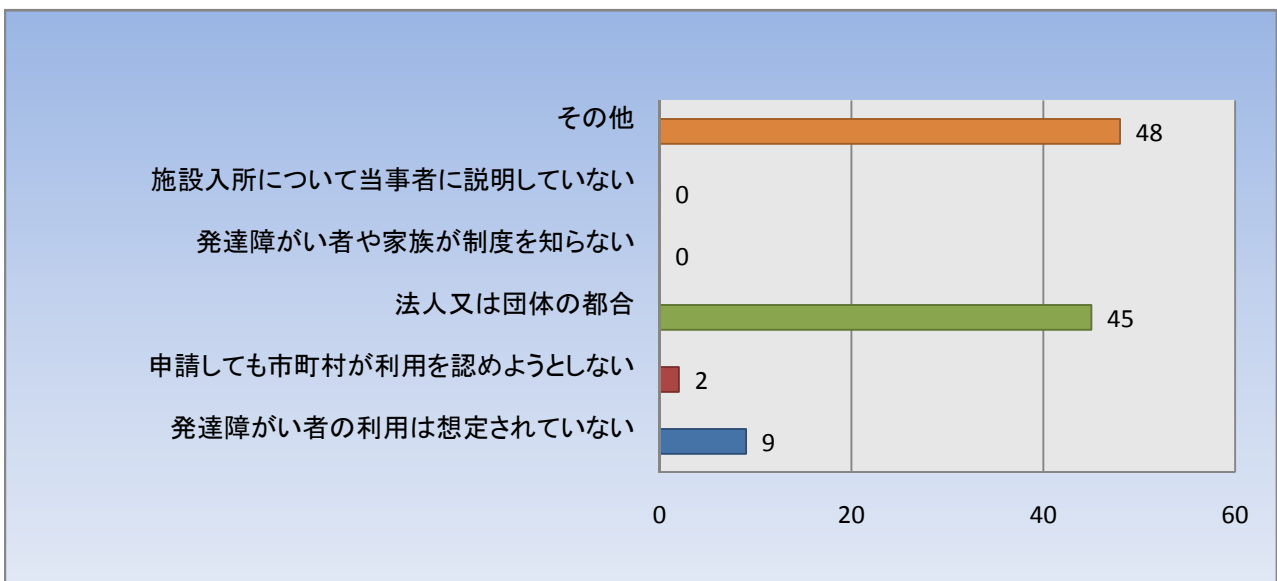
- 事業に参入する計画がない。
- 発達障害者支援センター事業の内容と違うため。
- 事業所としてはしていませんが、法人としてはしています。
- ・夜間の支援体制がとれない(スタッフの雇用が困難) ・場所の確保(建設・借用含む)が困難
- 居宅介護の理由と同じ。
- 生活の場がない
- 他法人でニーズの補完が可能であるから

その他

- ケアホームがない
- 現在の職員はではバックアップができない
- 運営の厳しさ(低い単価設定や補助金の低さなど)
- 今後、計画している。
- 前述の社福で行う予定
- 施設を有していないため
- 申請に関する指定申請の準備と基準がわからないため。
- 場所が無い
- 介護は現在必要としていない
- 市内にあるグループホームに空きがない為
- そのサービスをしていないから
- 資源不足

ニーズがあるのに提供していないサービスで施設入所を選択した方にお聞きます。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	9
申請しても市町村が利用を認めようとするしない	2
法人又は団体の都合	45
発達障がい者や家族が制度を知らない	0
施設入所について当事者に説明していない	0
その他	48
総計	104

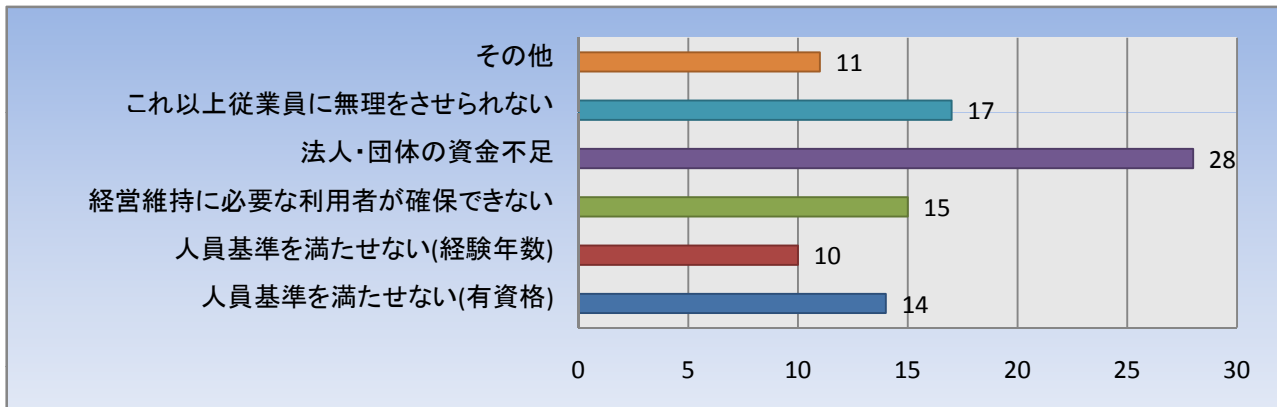


施設入所のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとするしないを選択した方にお聞きます。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

以前から、入所施設が欲しいと、行政には働きかけているが、自立支援法で国がもうつからないと考えているので、難しいの一点張りで困っています。

施設入所のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きます。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	14
人員基準を満たせない(経験年数)	10
経営維持に必要な利用者が確保できない	15
法人・団体の資金不足	28
これ以上従業員に無理をさせられない	17
その他	11
総計	95



施設入所のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

民間の社会福祉法人が市により誘致しているため

発達障害者支援センターが附置された機関が公的な医療機関の為。

事業所としてはしていませんが、法人としてはしています。

居宅介護の理由と同じ。

入所施設がない

入所施設の運営予定はない

現在施設入所の事業を行っていない。

入所施設でないため

施設入所のニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

法人として事業を実施していない為

新事業体系に移行したため、施設入所の利用は考えていない。

同法人内に入所施設がある

入所型の施設ではないから 当事業所への入所のニーズがないから

入所施設ではない

脱施設化の為、入所施設を作れない。

自法人に入所施設を有していない

申請に関する指定申請の準備と基準がわからないため。

夜間施設だけでは、利用単価が低く運営が難しい為。

他法人でニーズの補完が可能であるから

当団体に事業所が無い

現在必要性がない

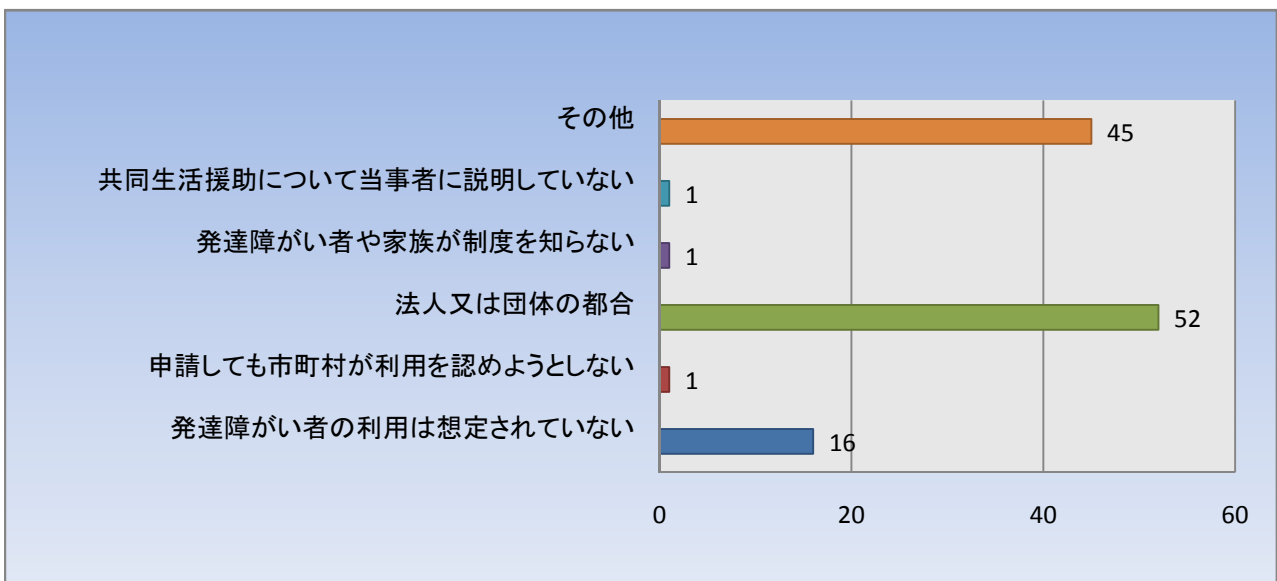
市内の施設入所の空きがない為

法人で施設入所を運営していない。

そのサービスをしていないから

ニーズがあるのに提供していないサービスで共同生活援助を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	16
申請しても市町村が利用を認めようとするしない	1
法人又は団体の都合	52
発達障がい者や家族が制度を知らない	1
共同生活援助について当事者に説明していない	1
その他	45
総計	116

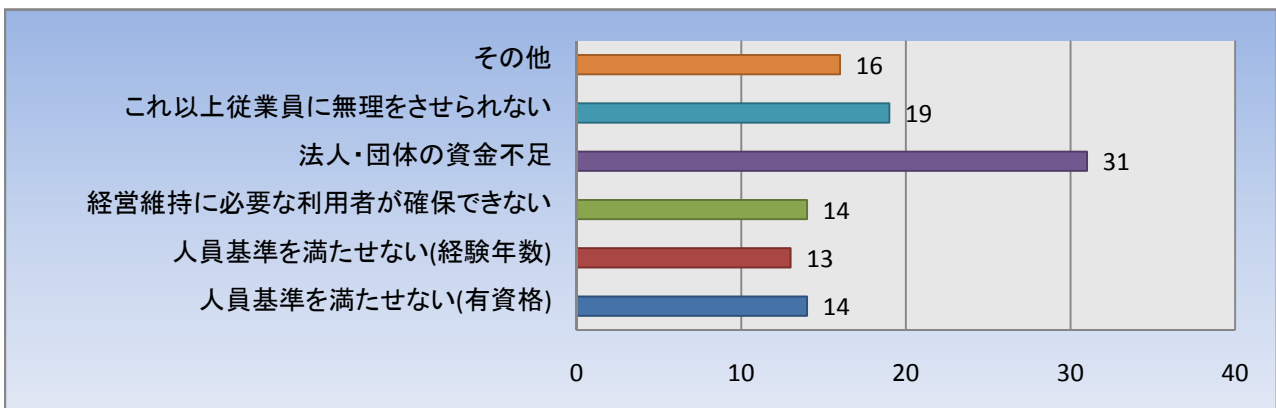


共同生活援助のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとするしないを選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

記入なし

共同生活援助のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	14
人員基準を満たせない(経験年数)	13
経営維持に必要な利用者が確保できない	14
法人・団体の資金不足	31
これ以上従業員に無理をさせられない	19
その他	16
総計	107



共同生活援助のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

事業に参入する計画がない。

発達しょうがいに対する理解とスキルの不足。また、共同生活援助に対して夜間のケアが確保できない

当法人は、「はたらくことへの支援」を基本理念としており、日中活動と雇用就労支援をメインに活動しています。したがって生活面のサポートも行なうこととなるとその中の利用者の方にとっては、常に同じ法人の職員の監視下にいるような錯覚を与えかねないと考えています。保護者が不在、または高齢化にともなってやむを得ず、1ヶ所のみ運営していますが、基本的には他の法人の事業を活用するようにしていただいています。

多忙のため事業開設に取組めない。(計画はある。)

発達障害者支援センター事業の内容と違うため。

事業所としてはしていませんが、法人としてはしています。

現在の人員で余力がない

現在行っていない。

法人・施設が事業開始から間もないため。

共同生活援助のニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

資源がない

グループホームが無い

今、立ち上げようと助成金を申請中であります(民間の)公的な助成があれば助かるのですが。

申請に関する指定申請の準備と基準がわからないため。

場所が無い

他法人でニーズの補完が可能であるから

市内に提供施設がない為

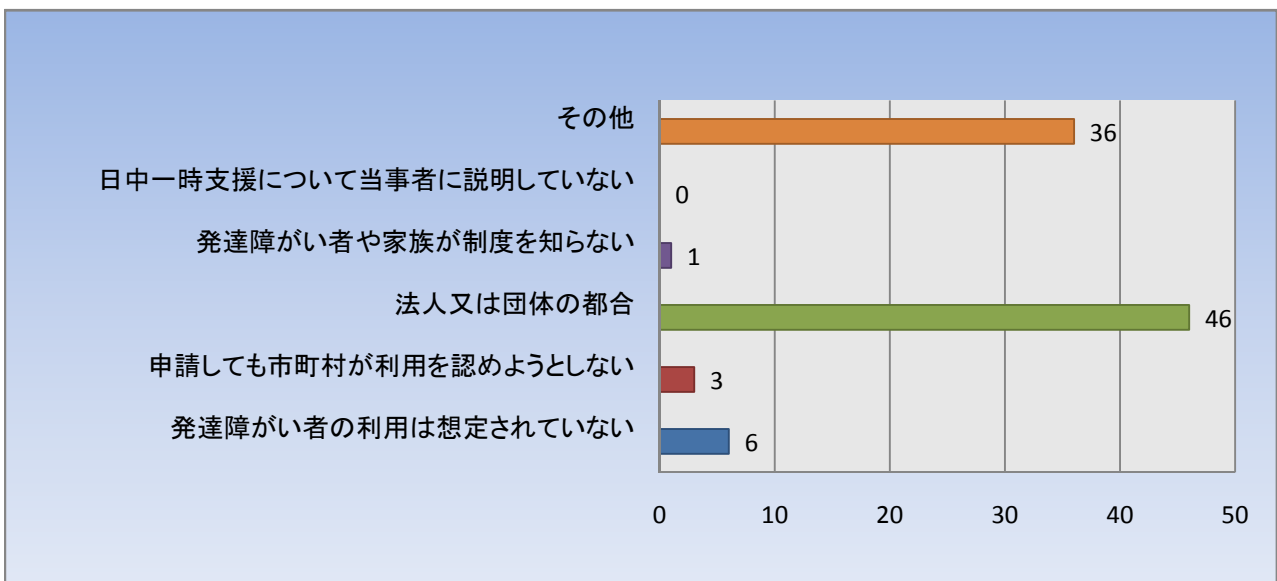
そのサービスをしていないから

事業所に発達障害者があまり相談に来ない。ふらりと遊びには来るがサービスの利用にはいたっていない。

資源不足

ニーズがあるのに提供していないサービスで日中一時支援を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	6
申請しても市町村が利用を認めようとしていない	3
法人又は団体の都合	46
発達障がい者や家族が制度を知らない	1
日中一時支援について当事者に説明していない	0
その他	36
総計	92



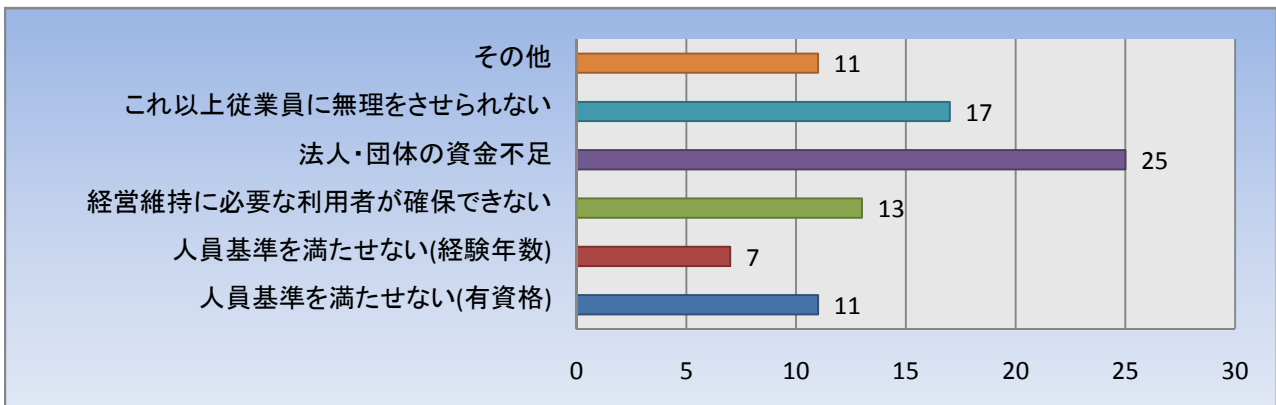
日中一時支援のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとしていないを選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

他の地域生活支援事業(地域活動支援センター)を実施しているから。

来年度認可予定

日中一時支援のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	11
人員基準を満たせない(経験年数)	7
経営維持に必要な利用者が確保できない	13
法人・団体の資金不足	25
これ以上従業員に無理をさせられない	17
その他	11
総計	84



日中一時支援のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

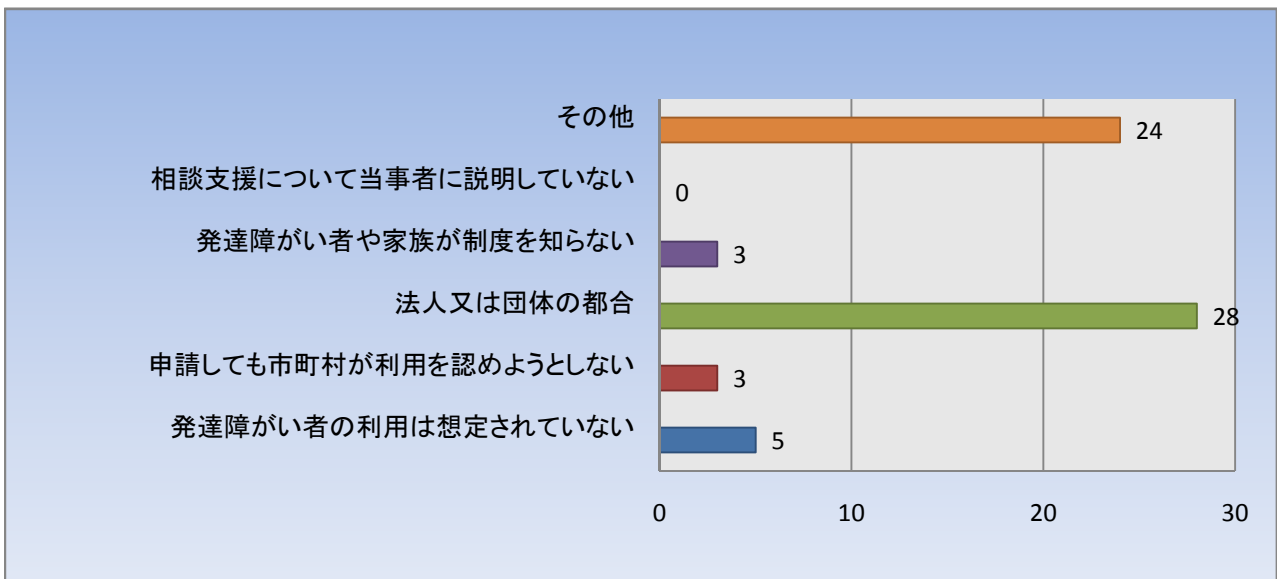
- 事業に参入する計画はない。
- 実施に向けて地方自治体と前向きに検討中
- 指定基準を満たす事業を実施していない(短期入所の併設が必要なため)
- 発達障害者支援センター事業の内容と違うため。
- 民間事業所に委託して実施している。
- 現在事業を行っていない
- 法人・施設が事業開始から間もないため。

日中一時支援のニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

- 法人として事業を実施していない為
- 体制が整えられない為
- 三障害の就業支援のみを行う団体だから。
- 法人で日中一時支援を運営していない。
- そのサービスをしていないから
- 事業所として日中一時支援事業を行っていない。

ニーズがあるのに提供していないサービスで相談支援を選択した方にお聞きます。その理由について該当するものを全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	5
申請しても市町村が利用を認めようとしていない	3
法人又は団体の都合	28
発達障がい者や家族が制度を知らない	3
相談支援について当事者に説明していない	0
その他	24
総計	63

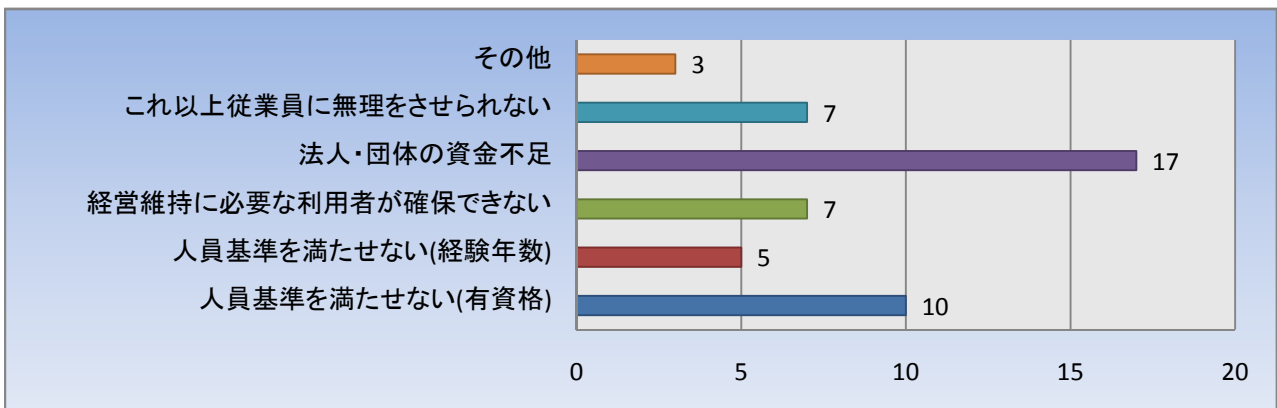


相談支援のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとしていないを選択した方にお聞きます。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

予算的なものだと思います。

相談支援のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きます。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	10
人員基準を満たせない(経験年数)	5
経営維持に必要な利用者が確保できない	7
法人・団体の資金不足	17
これ以上従業員に無理をさせられない	7
その他	3
総計	49



相談支援のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きます。どういった理由ですか？

相談支援事業所の事業を行っていない。

相談支援のニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きます。どういった理由ですか？
具体的にお書きください

そのための補助金を出してくれるのか分からない)

人員不足

単価が低い

多忙のため事業開設に取組めない。

現実的には、事業所で対応していることが多いが、サービスメニューとしてできれば取り組みが深まると思う。事業所としては、現在のところ制度として取り組むだけの体制はない。

施設利用者には行っている。外部に対してはきちんとした形ではなく、簡易的におこなっている。又、地域に相談支援体制がある為。

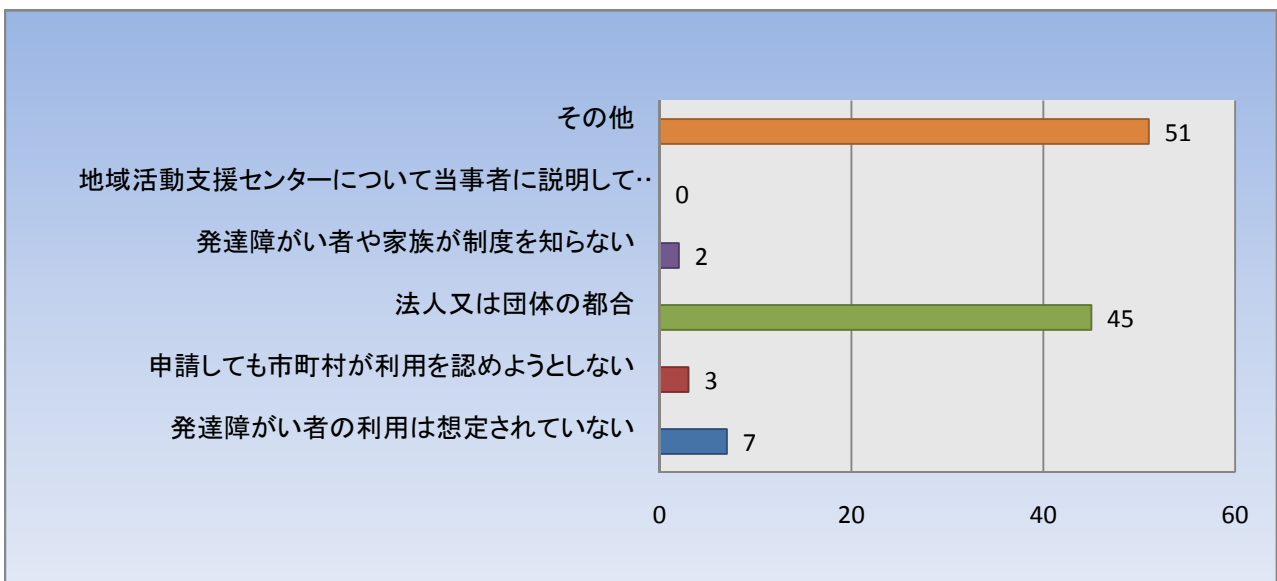
三障害の就業支援のみを行う団体だから。

法人で相談支援を運営していない。

市の子供発達センターが行っているため

ニーズがあるのに提供していないサービスで地域活動支援センターを選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	7
申請しても市町村が利用を認めようとするしない	3
法人又は団体の都合	45
発達障がい者や家族が制度を知らない	2
地域活動支援センターについて当事者に説明していない	0
その他	51
総計	108

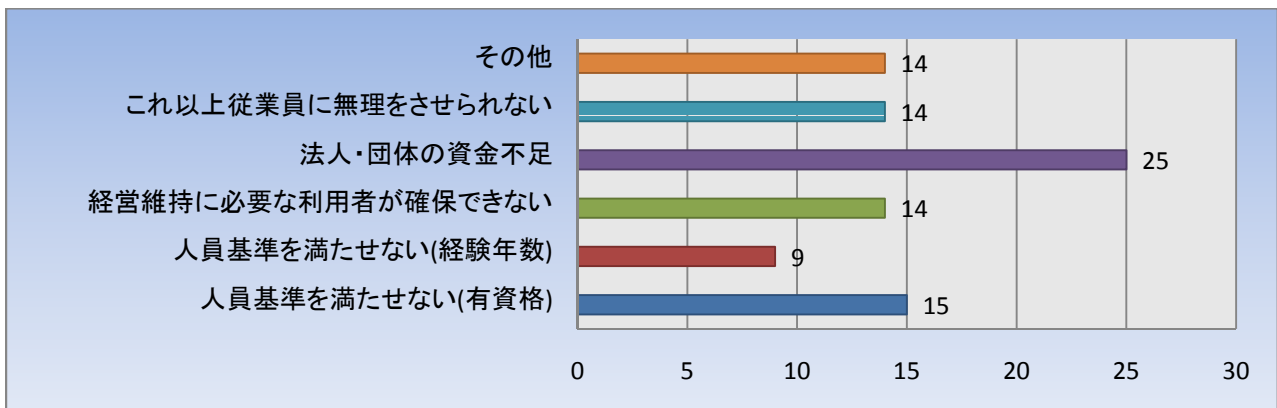


地域活動支援センターのニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとするしないを選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

フリースペースに対して補助金を出す根拠が明確に示しづらい
市の資金不足

地域活動支援センターのニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	15
人員基準を満たせない(経験年数)	9
経営維持に必要な利用者が確保できない	14
法人・団体の資金不足	25
これ以上従業員に無理をさせられない	14
その他	14
総計	91



地域活動支援センターのニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

事業に参入する計画がない。

発達障害者支援センターが附置された機関が公的な医療機関の為。

運営がなりたない(人員配置基準に見合う報酬でない)

十分な報酬が無いから。

民間事業所に委託して実施している。

法人として現在行っていない

非常にニーズの高い事業であるが運営費が低額であり必要な人員の確保が困難。

もともとが児童の入所施設のため地域活動支援センター実施には至らない

地域活動支援センターのニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

地域活動センターの事業を行っていない。

数年以内に実施する予定で現在調整中

新事業体系へ移行したため、地域活動支援サービスへの移行は必要ない。

必要性を感じていない

前述の社福で実施しているから

すでにタ法人で設置されている

町内にすでに地域活動支援センターに指定されている事業所がある。

法人として別体系の施設を運営していること。利用単価(低く)の関係で運営が難しい為。

三障害の就業支援のみを行う団体だから。

地域活動支援センターの運営予定はない

近隣の地域活動支援センター・区福祉機関との連携で対処している

市内に活動支援センターがない為

法人内に事業がないため

地域活動支援センターの要綱の整備が市川市では遅れている。

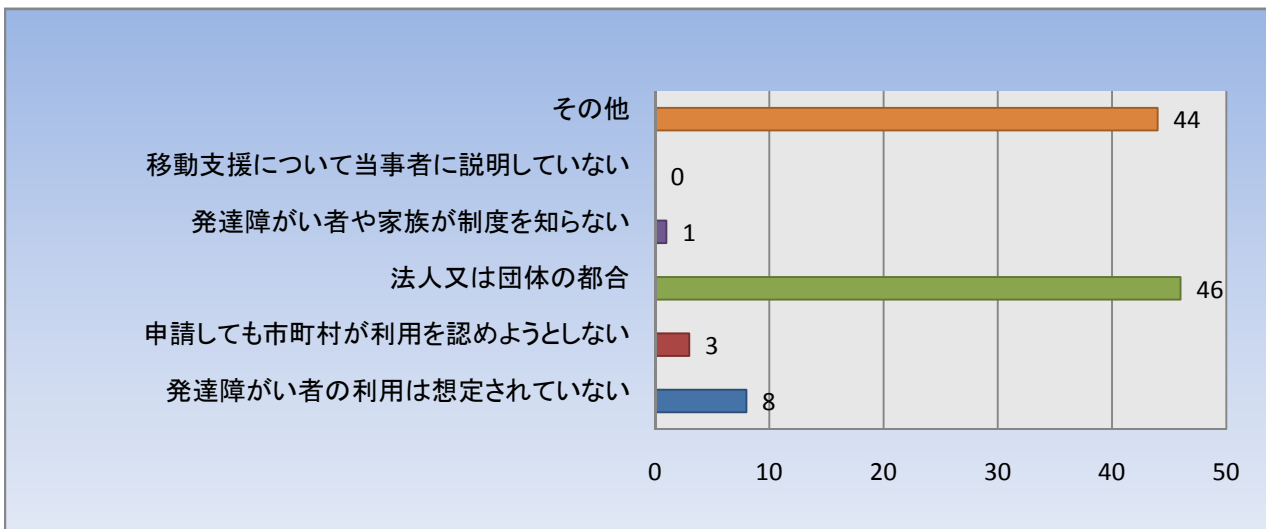
ニーズを把握していないため回答出来ない。

そのサービスをしていないから

事業所として事業の活動が出来る体制にない。

ニーズがあるのに提供していないサービスで移動支援を選択した方にお聞きます。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	8
申請しても市町村が利用を認めようとししない	3
法人又は団体の都合	46
発達障がい者や家族が制度を知らない	1
移動支援について当事者に説明していない	0
その他	44
総計	102



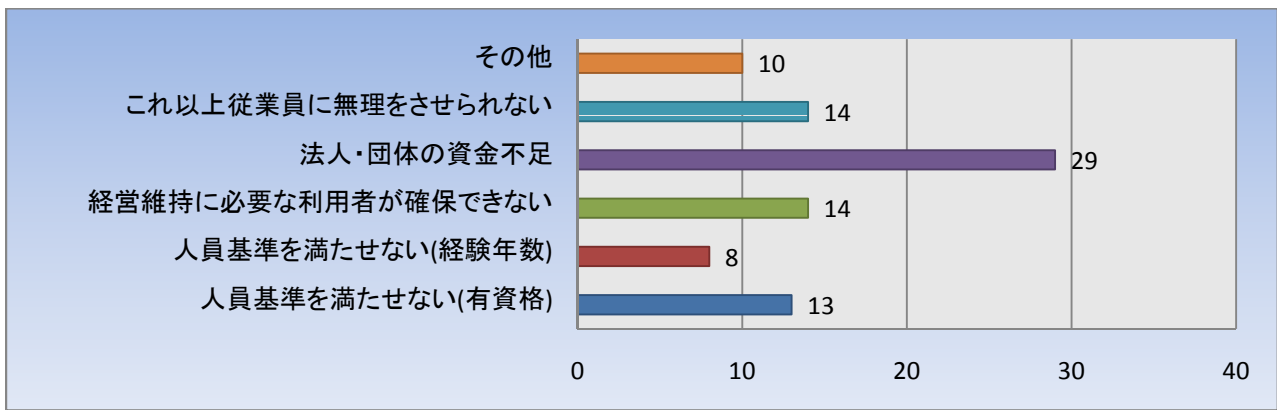
移動支援のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとししないを選択した方にお聞きます。どういう理由ですか？具体的にお書きください

認められていない訳ではないが、利用人数枠等が設定されており、法人努力だけでは対応できない。

市が療育手帳A判定の方しか利用を認めていないため、B判定が多い発達障害の方は利用できないケースが多い
 発達障害のある方への行動援護の要介護度認定の項目がないため。

移動支援のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きます。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	13
人員基準を満たせない(経験年数)	8
経営維持に必要な利用者が確保できない	14
法人・団体の資金不足	29
これ以上従業員に無理をさせられない	14
その他	10
総計	88



移動支援のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きます。どのような理由ですか？ 具体的にお書きください

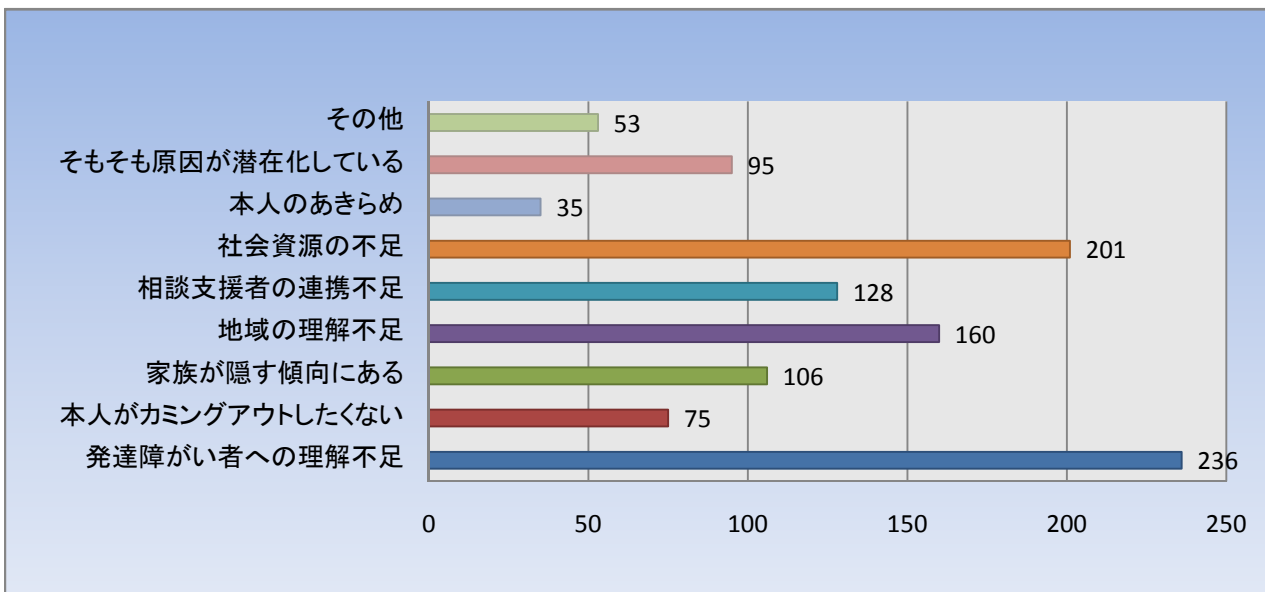
- 事業に参入する計画がない。
- 発達障害者支援センター事業の内容と違うため。
- 事業拡大が難しい
- 民間事業所に委託して実施している。
- 法人として現在行っていない
- もともとが児童の入所施設のため移動支援実施には至らない

移動支援のニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きます。どのような理由ですか？ 具体的にお書きください

- 法人として事業を実施していない為
- 時間数が足りない
- 現在のところ、日中活動サービス及び共同生活介護事業所のサービスで対応できている。
- 単価が低い
- 男性のヘルパーが絶対的に不足しており、利用したいが出来ない方が多数いる。
- 事業拡大が難しい
- 体制が整っていない為
- ニーズはあると思うが、サービス利用の意向が確認できない
- 三障害の就業支援のみを行う団体だから。
- ニーズを把握していないため回答出来ない。
- 法人で移動支援を運営していない。
- 移動支援事業を行っていない。

発達障がい者のニーズが顕在化してこない原因は何だと思いますか？ 該当するものを全て選択してください

発達障がい者への理解不足	236
本人がカミングアウトしたくない	75
家族が隠す傾向にある	106
地域の理解不足	160
相談支援者の連携不足	128
社会資源の不足	201
本人のあきらめ	35
そもそも原因が潜在化している	95
その他	53
総計	1089



発達障がい者のニーズが顕在化してこない原因でその他を選択された方にお聞きします。どのような原因だと思いますか？ 具体的にお書き下さい。

発達障害だという診断をできる場所、医師がいない。診断されない発達障害者自体が潜在している。

顕在化してきていないとは思わない。当事業所では、発達障がい者の利用者も多いです。

本人が何をどうすればよいか全くわからない、考える力もない、勿論考えようという意識も持てないのではと思います、とにかく心ある人の助けが必要なのです。

本人が上手に伝えられない

知的障害者の場合：家族・本人の本音は言葉にしづらいらしい。：在宅の障害者さんが多くなってきているが、連絡の方法がない。探せない。本人から発信することは、まれである。

対象者本人の障害受容(カミングアウトとは異なるものと思われる)

現在、就労継続支援B型の事業所の立ち上げを準備中です。

ご本人が福祉的サービスの希望が無い。

他障がいには「本人の声の強さ」があるが、重い知的障がいのある方々は代弁せざるを得ない方が多い。本人のニーズを集約していく機関も不十分である。

各サービス事業所が充足しているから

本人ではなく、保護者の希望で進路を決定している場合が多い

特に知的障害を伴わない発達障害(高機能自閉症、ADHD、LDなど)の障害を持つ保護者にこういう福祉サービスがあるという情報が周知されていない、また知的障害をもたない発達障害の方に対して、福祉サービスの対象になるのかどうか、法的な位置づけが不明瞭

1)精神科医療を中心としたカンファレンス不足、2)高機能広汎性発達障害を想定した場合、支援者側もどのようなニーズがあるのか(本来福祉サービスとして何が想定されるのか)が分かっていない

目に見えない障害で周りからわかりにくい。また周りの知識不足で本人が困っていても、拾い上げることができていない

家庭状況(親が当事者のケースや親のエゴなど)・貧困状況

社会環境、状況が彼らを生きづらくさせているのではないか。

当法人で提供しているサービスが障がい手帳を持っている方へ、市町村が支給決定することで始まることなので、この時点でどのようにケースワークしているのかが疑問。

きちんと診断できる医師がいない。要支援者として、的確なサービスのマネジメントを出来る人材・機関がない。また、個別の支援に対してマンパワーが足りず、結果として放置されている。

診断できる医師・医療機関の不足

個人情報保護法による発達障がい者の情報不足。

世間の関心の低さにより、それにより報道される機会が少なく、その現状を知る機会が利用者、一般者に対しても極端に少ないこと

発達障害の方は、知的障害者福祉の利用に違和感を感じている方が多い。自分が受けるべきサービスは違うと思われるようだ。

「発達障害」と診断されても、他の障害(精神障害、知的障害)と告知されているケースがあり、精神・知的のサービスを利用される場合も多いのでは？

発達障がいの定義が曖昧なため、どこが専門機関になるのかわかりにくい。そのため、家族が抱え込む状況になっているのではないか。

サービス提供者側のPR不足によって、利用できるシステムがあることを知らない。

現状の障害福祉サービスにおいて、発達障がいを想定した制度・報酬体系の組み立てになっていないため、サービス開発ができていないのではないのでしょうか。

医療、教育それぞれの現場で発達障害に対しての診断、理解の仕方が違うことや、本人が障害を認識していないことが多いことなどがサービスにつながりにくい現状になっているのではないか。

発達障がい者の利用者がいないことと、情報がないこと。

公的なアナウンス不足

発達障害者支援法で示された狭義の意味の発達障害としてお答えします。学齢期とそれ以前がその診断を受ける適切な時期と思いますが、診断を出せる医師が少ないこと、教育関係者、相談機関がそれを発見し支援に結びつけるだけの十分なスキルがないことがまず、大きいと思います。また、発達障害を診断されても、適切な支援がない(通級教室は岡山県は5箇所のみ)など、たくさんの課題だけが山積していると思います。必要な方に必要な支援が行き届くような社会が早く来ることを願うばかりです。

発達障がい者に対して、都道府県又は市町村が独自に行っているサービスや支援策があればお書きください。

茨城県発達障害者支援センターが設置されている(1箇所)

発達障害者の相談支援事業、精神保健福祉センターでの発達障害者対象の自助グループ

仙台市発達相談支援センターの設置、地域活動推進センター(発達障害者を主たる対象)への助成、民間相談機関への委託など

田辺市として、独自の相談支援体制を持っている

世田谷区の障害者計画に発達障害者もその一員になった

発達障害者支援センターの設置

発達障害者も障害者支援の枠組みに入れた。

地域生活支援事業の移動介護支援事業の支給時間が、身体ありと身体なし半々で支給されている。

生活支援サービス

啓発活動の一環として教育委員会がDVDの製作をおこなった程度

特別支援教育推進事業

福祉ホーム入居に対する助成金(水戸市)障害者就労育成のための教育機関の設置(茨城県)

発達障がい児を対象とした市独自のSSTプログラム

発達障害活動センターの設置

発達障害者支援センター

行政専門機関によるケースカンファレンスを利用した支援者側へのアドバイス

いろいろな県や市が単独事業を行われている様ですが・・・。

発達障害児(者)専門相談支援事業 発達障害児適応訓練事業 発達障害者就労訓練・生活支援事業 発達障害児家庭支援手法開発事業

特にないが、県が来年度に向けて新規に就労支援モデル事業の予算要求を行っています

乳幼児健診・地域療育センター運営事業・特別支援教育・地域療育センター学校支援事業・学齢障害児支援事業(学齢後期)・障害児居場所づくり事業・地域活動支援センター(障害者地域作業所)・障害者就労支援センター事業・相談支援事業(発達障害者支援センター)

発達障がい者相談支援事業所

移動外出支援

高等技術専門学校によるOA科の設置(平成20年度の7月から)。

レスパイト事業(仙台市障害者家族支援等推進事業)/心身障害者医療費助成制度/市営バス、地下鉄の無料乗車券配布/自立体験ステイ事業など

①知的障害者自立体験ステイ ②重度重複障害者等受入通所施設運営費補助

IQが高く、知的障害者手帳の交付が困難な方に、精神障害者手帳を交付することで、サービス利用を可能にしている。

障害者相談支援事業・障がい児等療育相談支援事業・障がい者就業・生活支援事業

学齢発達障害児支援

通所サービス利用促進事業

早期発見に向けた乳幼児健診マニュアルの改訂、発達障害者支援センターのランチ設置

直接サービスではないが、発達障害者支援体制整備会議等で関係機関との連絡調整・ネットワークの充実に向けての活動を行っている

①自閉症相談センター ②地域活動推進センター(いずれも再掲)

ジョブサポーター派遣事業…今年4月より、障害者就業・生活支援センターが県から委託を受けた事業。障害者の一般就労への意識付け・動機付けを図るために、企業等の場を借りた職場実習・体験をおこなう際、受け入れ先企業にジョブサポーターを派遣し、関係者間の調整および作業手順初頭の作成等の支援をおこない、円滑に実施できるようにサポートをおこなう。また、その対象に発達障害者が含まれている。

県発達障害者支援センターでは、研修、啓発活動、当事者支援や活動を行っている。

早期発見のためのスクリーニング、学校に通えない子のためのフリースクール、シェアサポート、発達障がい相談事業の委託

移動支援サービス等。

専門の相談機関がある。

沖縄県発達障害者支援センター

そのようなサービスの総括的な情報発信を受け取ることが少ない。積極的で系統だった情報発信が欲しい。

手帳申請の際、いわゆるボーダーの方たちも取りやすいような体制である。

福井県発達障害児者支援センタースクラム福井

発達障害者専門の支援センターがある。

発達障害を考えるフォーラム

独自では特になくと思います。

仙台市発達相談支援センターがあり、専門機関として事業所又は家族などの専門的な相談・支援などを行なっている

徳島県については大変遅れており、発達障害者のニーズを満たせていない。

発達障がい者の為のOAコースの職業訓練

佐賀県の県庁内で特別学級がつくられている

移動支援等

市が専門の相談機関を設置し、保健所でも相談を受付けている。

発達障がい支援センターが設置されている。(北海道)

仙台市では、発達障害者の専門相談機関(アーチル)がある。

県の発達障がい者対象の職業訓練(OA課)

相談支援事業はある程度充実していると思われるが、発達障害者に対してどの程度具体的に行われているかよくわからない。就労移行支援事業を行っているが、発達障害者の方の利用相談等の事例は今のところない。

宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」

さいたま市では昨年からの発達支援センターの設置について、具体的に動き出した様です。

市・・・地域自立支援協議会の中に発達障害児(者)支援部会を設け、関係者で協議する場を設けている。

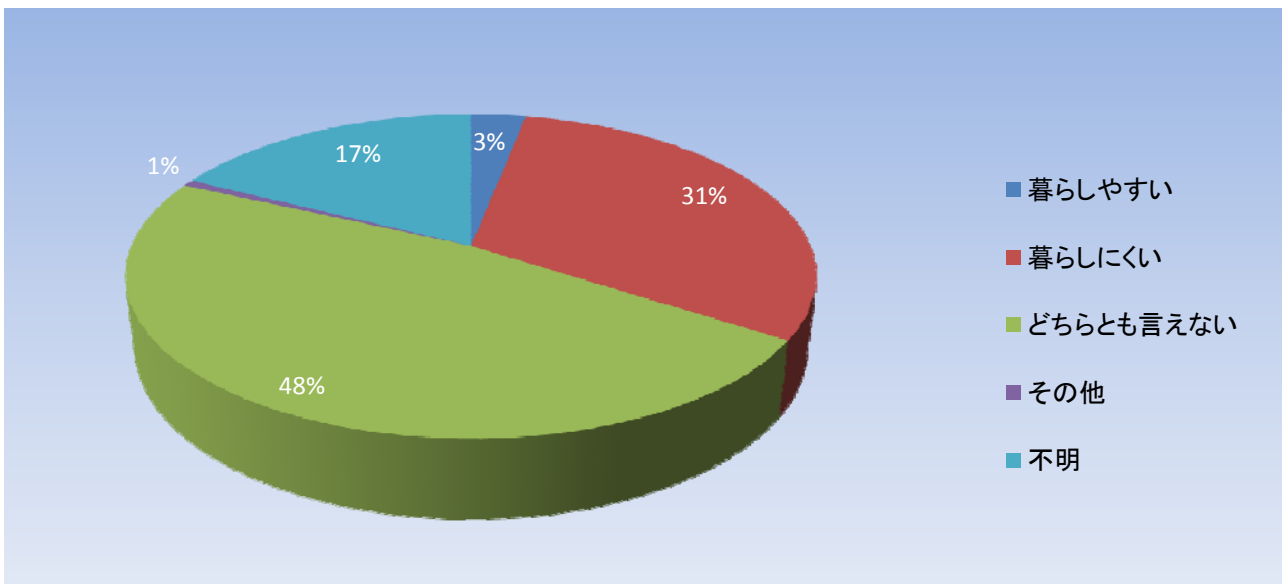
自閉症・発達障害支援センターが県が設置している。

センター設置

支援センター設置や職能通所(特定施設)の実施

あなたの地域の発達障がい者の暮らしの印象をお答えください。

暮らしやすい	10
暮らしにくい	101
どちらとも言えない	155
その他	2
不明	57
総計	325



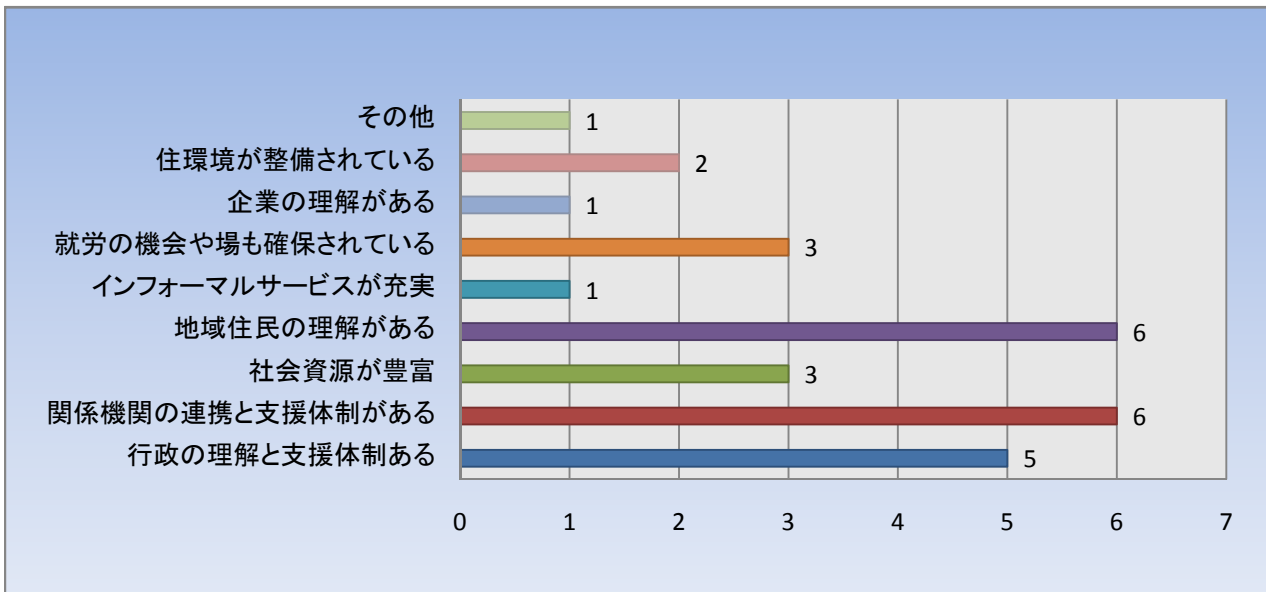
発達障がい者の暮らしの印象でその他を選択した方にお聞きます。どのような印象をお持ちですか？ 具体的にお書き下さい。

当事業所以外で彼らが楽しめる場所がない

個別の主観によるものであるから。

発達障がい者の暮らしの印象で暮らしやすいを選択した方にお聞きします。暮らしやすいと思う理由として該当するもの全てを選択して下さい

行政の理解と支援体制ある	5
関係機関の連携と支援体制がある	6
社会資源が豊富	3
地域住民の理解がある	6
インフォーマルサービスが充実	1
就労の機会や場も確保されている	3
企業の理解がある	1
住環境が整備されている	2
その他	1
総計	28

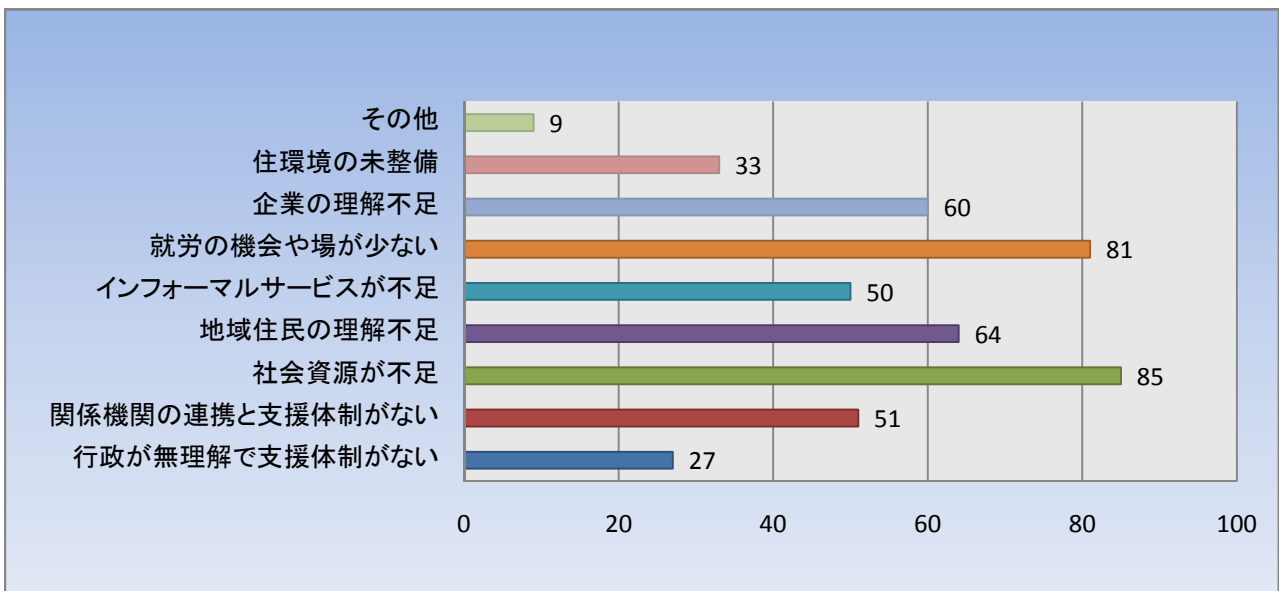


暮らしの印象で暮らしやすい理由をその他と選択した方にお聞きします。暮らしやすいと思われる理由を具体的にお書き下さい。

当施設は、地域の商工会に会員として一緒に活動をしています。また、地域の自治会・子供会・商工会・大学・施設と一緒にイベントを開催するなどの連携が図れている。その為、相互に相談体制が構築されている。

発達障がい者の暮らしの印象で暮らしにくいを選択した方にお聞きします。暮らしにくいと思う理由として該当するものを全てを選択してください。

行政が無理解で支援体制がない	27
関係機関の連携と支援体制がない	51
社会資源が不足	85
地域住民の理解不足	64
インフォーマルサービスが不足	50
就労の機会や場が少ない	81
企業の理解不足	60
住環境の未整備	33
その他	9
総計	460



暮らしの印象で暮らしにくい理由をその他と選択した方にお聞きします。暮らしにくいと思われる理由を具体的にお書き下さい。

偏見

法や制度がまだまだ未整備である。

障害者さんが、どこに住んでいるのか不明。

その困難さの理由である障害について、きちんと診断し本人および家族へ説明のできる医師が少ない。理解をもって個別対応を受け入れられる事業所が少ない。

生活をマネジメントできる人材がないから。また、その発端となる診断を出来る医師が少ないから。

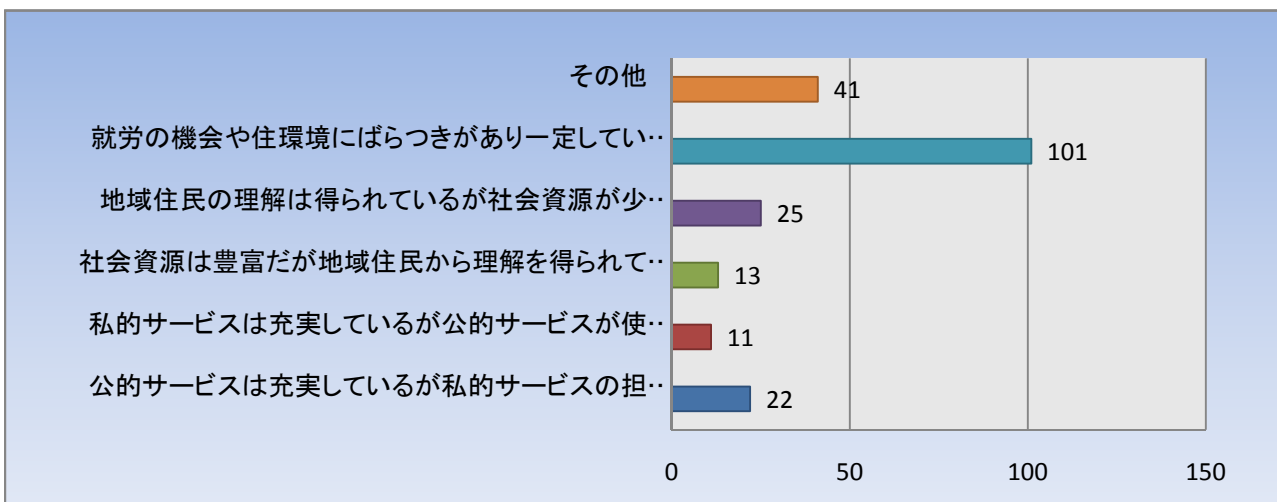
発達障害を理解する支援・療育機関及び専門員が少ない、ライフステージが変わるごとに支援が繋がらず一貫性に欠ける

社会全体での福祉に対しての調和が取れていない。行政の福祉政策で人材確保の財政が低すぎる為、好ましい体制が取れない。

発達障害に対する理解が進んでおらず、本人や家族に自覚がない場合が多い。精神障害と混同され、家族からも病気扱いされて施設入所や入院を勧められるような状況。

発達障がい者の暮らしの印象でどちらとも言えないを選択した方にお聞きします。どちらとも言えないと思う理由として該当するものを選択して下さい

公的サービスは充実しているが私的サービスの担い手がいない	22
私的サービスは充実しているが公的サービスが使いづらい	11
社会資源は豊富だが地域住民から理解を得られていない	13
地域住民の理解は得られているが社会資源が少ない	25
就労の機会や住環境にばらつきがあり一定していない	101
その他	41
総計	213



暮らしの印象でどちらとも言えない理由をその他と選択した方にお聞きします。どちらとも言えないと思う理由を具体的にお書き下さい。

そもそも取り組みが始まったばかりで、効果を客観的に評価できる段階にない。また、自立支援法の対象者として明確に障害認定され利用に至っていないケースが多い。

公的サービスも私的サービスの社会資源不足。地域社会の理解も希薄。本人保護者絵の啓発も希薄

資源も理解も答える状況まで達していない。

状況をつかめていない

本人及び家族の障害認知が出来ていず、障害者福祉対策の枠組みに入ってこず。

軽度の人是比较的良いが、重度の人は難しい。

まだまだ私どもには未知のことがおおくありますので・・・

「暮らしにくさ」の原因は環境や社会資源(支援者側)だけでなく、本人自身・家族自身にもその要因があると感じているため。

現在の地域生活移行で、共同生活介護と日中活動を利用することで、収入が不足してしまう。経済的な見直しが必要であれば定着は難しい。

他地域との比較をしたことがないのでわからない。

地域住民の理解はそれほど得られておらず、社会資源も乏しい。

特に優れた面もなければ、大きな阻害要因も思い浮かばない。

サービスの充実と発達障害者の暮らしの印象は一致するのでしょうか？

地域住民の理解が必ずしも得られていない。

田舎であり、理解不足もあるし、情報不足もあると思われる。そんな中でこの地域の相談事業所では、生活支援面、就労支援面から発達障がいの方への相談に応じる体制を徐々に作ろうとの意識付けはしてきている。今後の取り組み次第かとも思う。

発達障害のかかわりが少なく判断できない

すべてを把握しているわけではない、という前提で・・・個別の満足度を図る指標がないし、全体像も見えにくいいため、判断がつかない

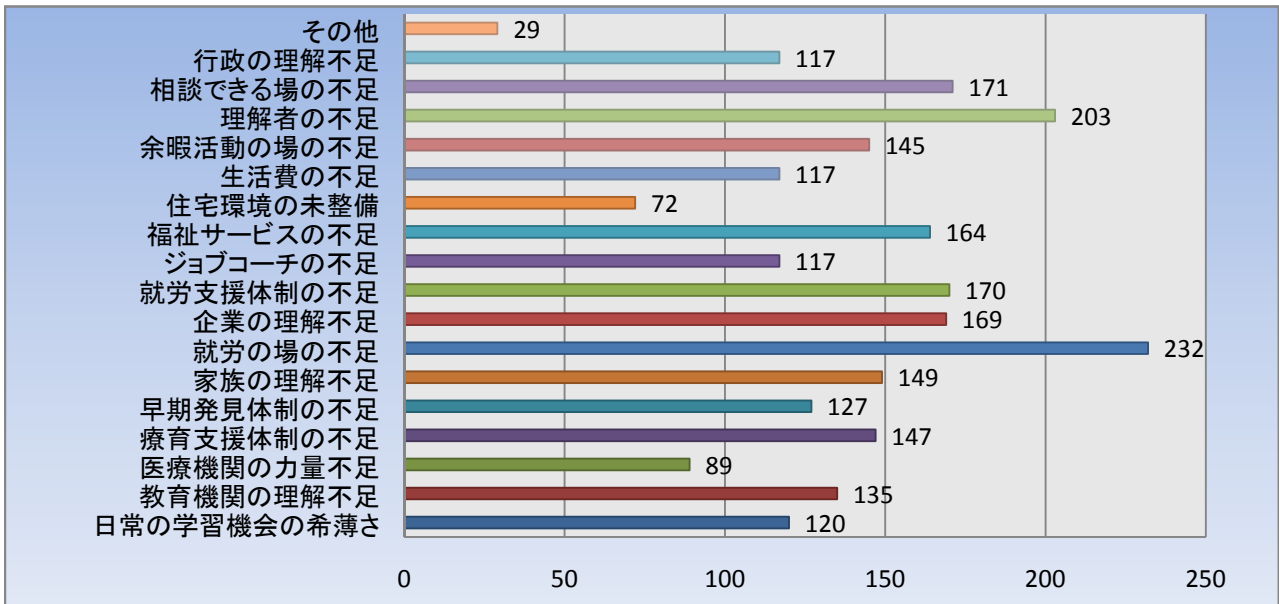
解答例が適合しない。資源も理解も問いかけもまだ不足しているように感じます。

かかわりが頻繁でないので判断できない

一部を除きまだまだ、全国的にほとんど無策の状態なので、この地域のみをとりあげてよしあしを述べられません。

発達障がい者の日常生活の阻害要因にはどのようなものがあるとお考えですか？ 該当するものを全て選択して下さい

日常の学習機会の希薄さ	120
教育機関の理解不足	135
医療機関の力量不足	89
療育支援体制の不足	147
早期発見体制の不足	127
家族の理解不足	149
就労の場の不足	232
企業の理解不足	169
就労支援体制の不足	170
ジョブコーチの不足	117
福祉サービスの不足	164
住宅環境の未整備	72
生活費の不足	117
余暇活動の場の不足	145
理解者の不足	203
相談できる場の不足	171
行政の理解不足	117
その他	29
総計	2473



日常生活の阻害要因でその他を選択した方にお聞きします。どのようなことが考えられますか？ 具体的にお書き下さい。

知的障害者さんのご家族は、困りごとがあっても、どこへ相談すればよいか分からないでいます。自分から区市町村の障害福祉課へ行く人はすくない。作業所等へ通っていると、その職員へは相談してくれるので、必要なサービスを利用できるようになる。

居場所の確保…学校既卒者で無職の方は、家庭にしか居場所がないため。

項目外の全て

主体たる本人へのリハビリテーションが最も重要。社会環境の整備とともに、社会に適応できるようにリハビリテーションしていく機会を構築していく必要があるのでは？すべてを社会の責任にするのはお門違い。

様々な困難がある為、これといった特定はできない。個々のニーズがある為。

個人の主観による。

教育の場での支援体制が整備されてきたが、教員の配置をもっと手厚くする、1クラスの人数を減らすなど先生の目がもっと行き届きやすい環境を作る必要がある

障害のわかりにくさ。

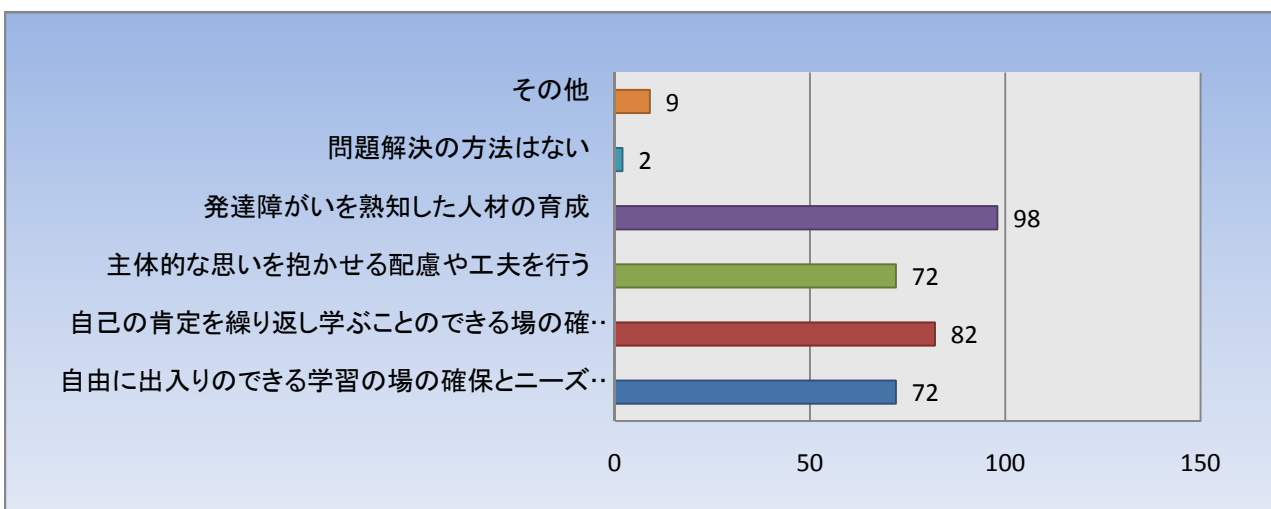
発達障害に対する知識がないため、どのようなことが阻害要因なのかは判断しかねます。

受け入れたことが無いのでわからない。

利用者がいないこと等から、まったくといってほどその情報が分かりません

日常生活の阻害要因で学習機会の希薄さを選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

自由に入りのできる学習の場の確保とニーズの発掘	72
自己の肯定を繰り返し学ぶことのできる場の確保とニーズの発掘	82
主体的な思いを抱かせる配慮や工夫を行う	72
発達障がいを知った人材の育成	98
問題解決の方法はない	2
その他	9
総計	335



学習機会の希薄さの理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

少人数学級や複数担任制など教育に予算をもっと付けるべきである

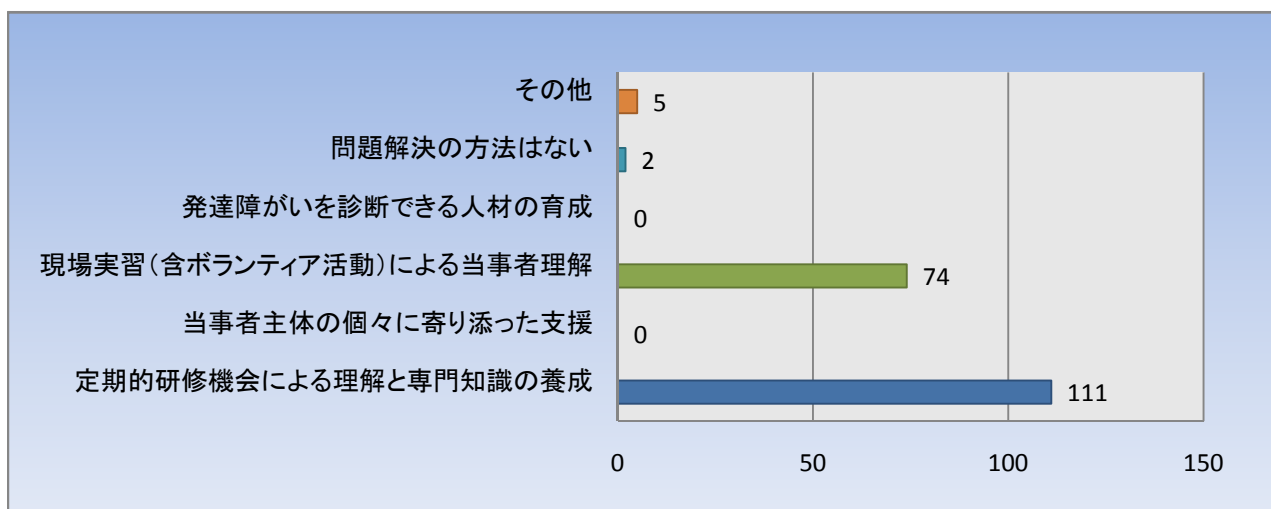
関係機関の連携

学習の機会だけでなく、社会性を学ぶための場所が必要ではないか。

日常生活において、障害者が経験を重ねながら地域での生活を円滑にしていけるよう、見守り、繰り返し学習させるという機会が今以上に必要と感じられます。

日常生活の阻害要因で教育機関の理解不足を選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

定期的研修機会による理解と専門知識の養成	111
当事者主体の個々に寄り添った支援	0
現場実習(含ボランティア活動)による当事者理解	74
発達障がい診断できる人材の育成	0
問題解決の方法はない	2
その他	5
総計	192



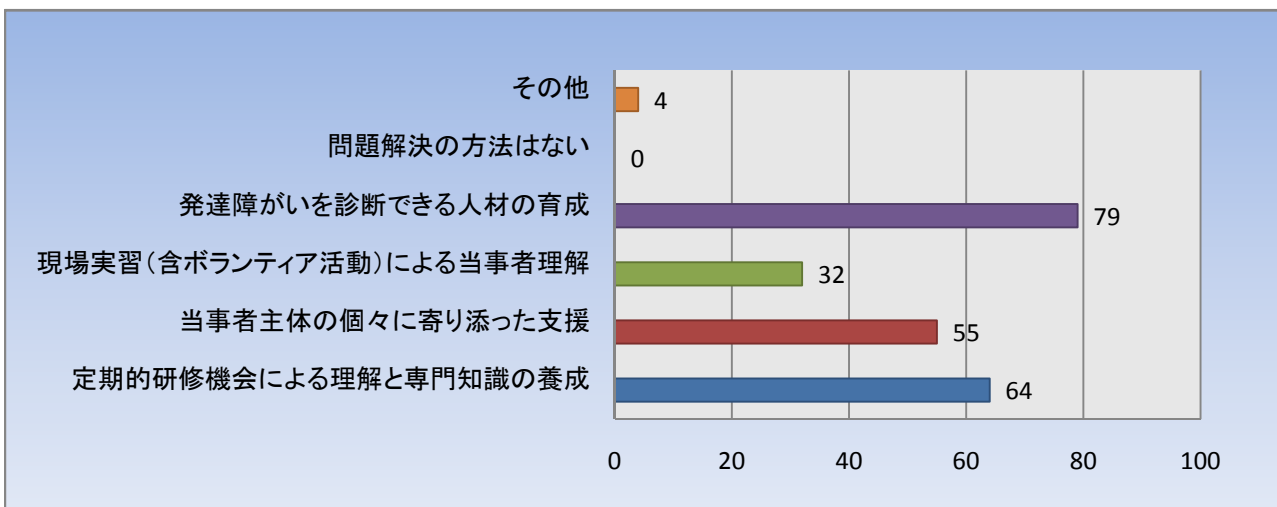
教育機関の理解不足の理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

学級担当教員の複数性、学級児童少人数(30人)制

教育と福祉が互いの分野を知り合うこと

日常生活の阻害要因で医療機関の力量不足を選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

定期的研修機会による理解と専門知識の養成	64
当事者主体の個々に寄り添った支援	55
現場実習(含ボランティア活動)による当事者理解	32
発達障がい診断できる人材の育成	79
問題解決の方法はない	0
その他	4
総計	234

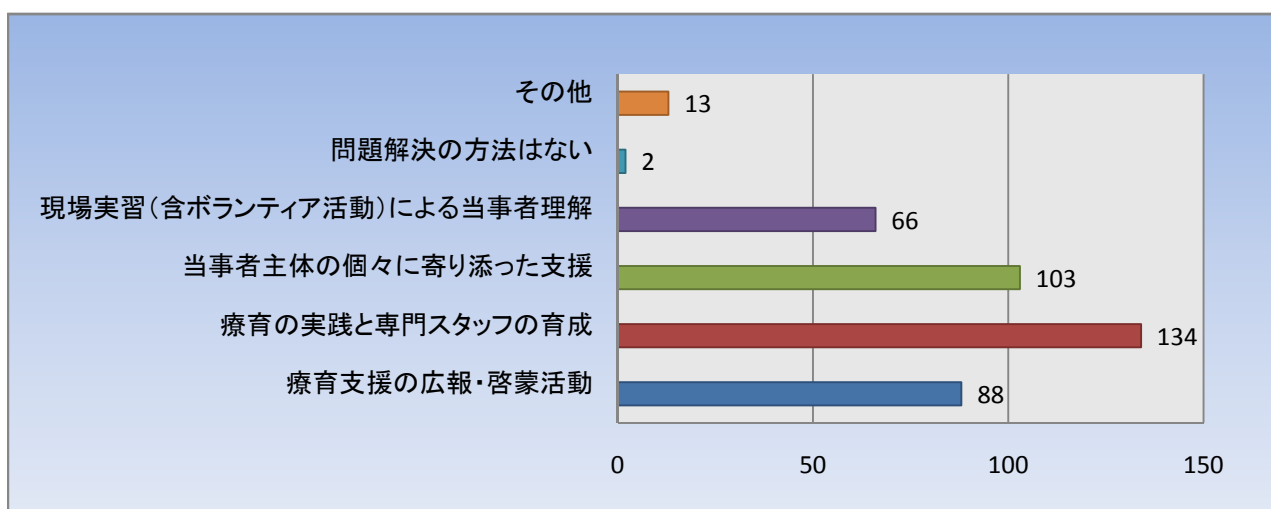


医療機関の力量不足の理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

正しい知識の普及

日常生活の阻害要因で療育支援体制の不足を選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

療育支援の広報・啓蒙活動	88
療育の実践と専門スタッフの育成	134
当事者主体の個々に寄り添った支援	103
現場実習(含ボランティア活動)による当事者理解	66
問題解決の方法はない	2
その他	13
総計	406



療育支援体制の不足の理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

当施設に通所している方は、成人ですが、これまで全く支援を受けた経験のない方々が多数です。通所に至るまで、生きづらさを感じながら、適切な援助を受けずにきた方々。親や教育機関、行政などの理解と支援が不足していたと思われます。特に親への支援策が必要と思われます。

日本人としての発達障害の研究と発達障害の統一見解、概念を規定する

5歳児検診の義務化

乳幼児期⇒学齢期⇒成人期を支える支援システムの整備

財源確保と支援体制の再構築が必要

療育機関が少ない。数を増やしてもらってもいいのでは。

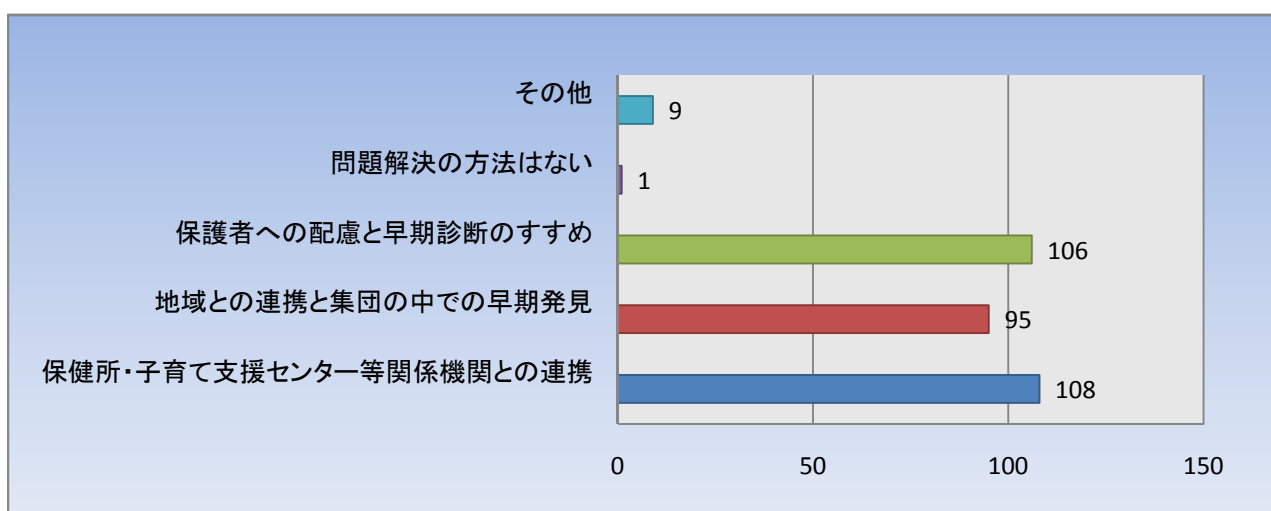
早期発見・早期療育施設の拡大

福祉施設運営をボランティアに頼らなければならない財源。

機関が不足している

日常生活の阻害要因で早期発見体制の不足を選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

保健所・子育て支援センター等関係機関との連携	108
地域との連携と集団の中での早期発見	95
保護者への配慮と早期診断のすすめ	106
問題解決の方法はない	1
その他	9
総計	319



早期発見体制の不足の理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

保護者家族への障害認知の啓発活動

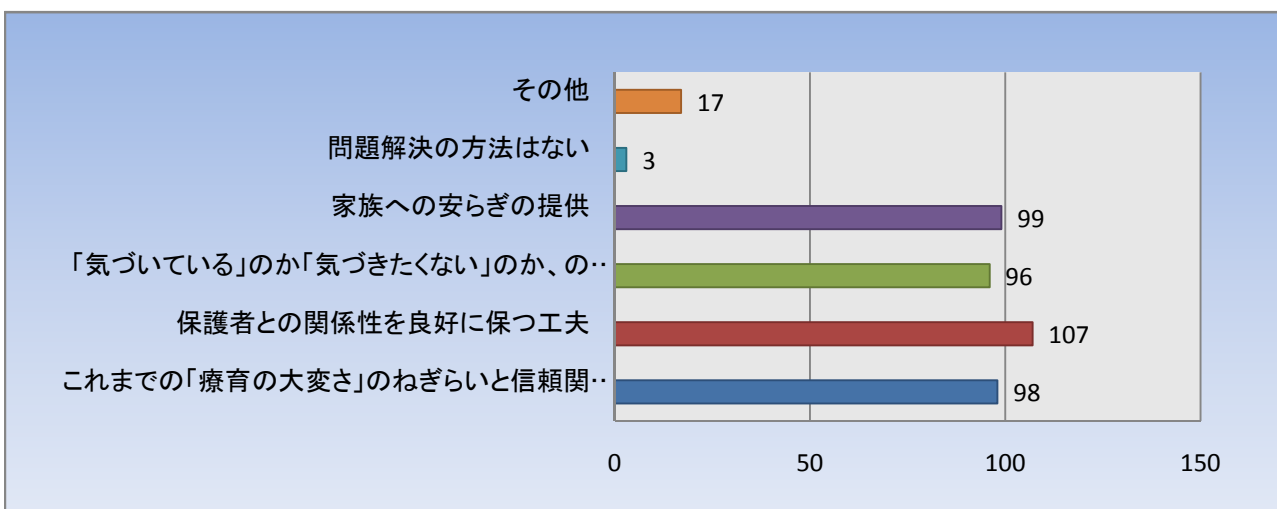
保健所・子育て支援センターなどの発達障害に対する知識、スクリーニング力をつける。

地域への普及が不足している為、地域での孤立疎外が根強い。保健指導の強化。

義務教育時期での、成績以外での本人像の評価。教育従事者の理解。

日常生活の阻害要因日常生活の阻害要因で家族の理解不足を選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

これまでの「療育の大変さ」のねざらいと信頼関係の構築	98
保護者との関係性を良好に保つ工夫	107
「気づいている」のか「気づきたくない」のか、の確認	96
家族への安らぎの提供	99
問題解決の方法はない	3
その他	17
総計	420



家族の理解不足の理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

家族への情報・ネットワークの提供

国として税で療育していく

障害者の定義の見直し

児童期における療育体制は整いつつあるが、成人期への連続性が見られない。児童期から成人期の暮らしをイメージできるような支援が必要であるが、支援者への啓発が遅れている。

偏見が根強い。正しい知識の普及。

自分の子供の特徴を知る。

発達障害という概念自体を知る機会を作ること

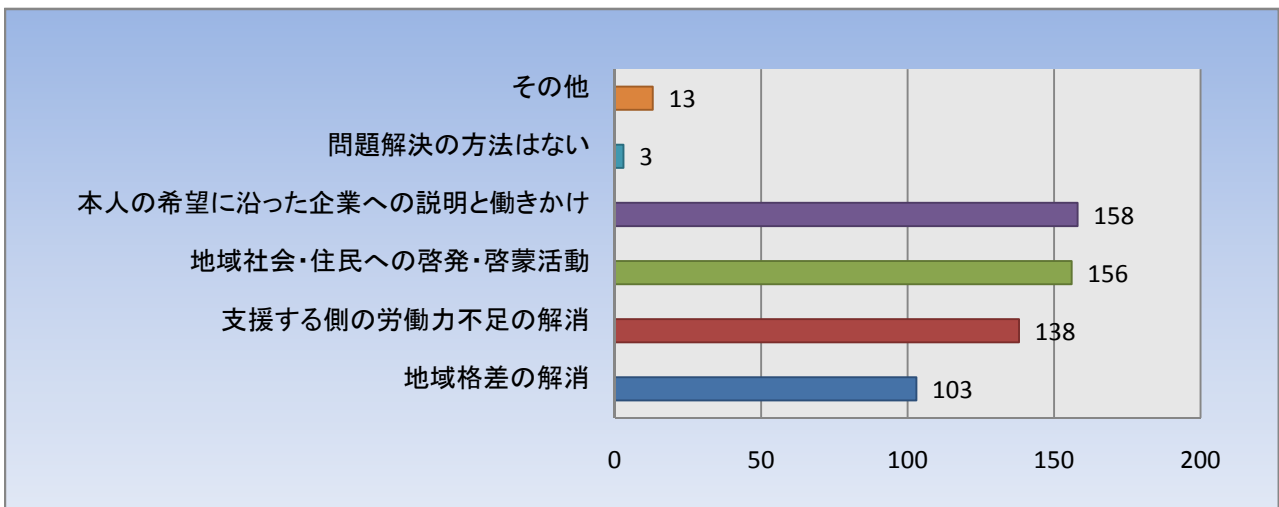
正しい知識を得る機会。

福祉サービス等、制度についての情報不足。専門家、事業所からの情報提供の機会を増やしていく必要を感じる。

保護者の揺れる想いに寄り添い、かつフォローしていける体制を関係者で構築する。

日常生活の阻害要因で就労先の不足を選択した方にお聞きます。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

地域格差の解消	103
支援する側の労働力不足の解消	138
地域社会・住民への啓発・啓蒙活動	156
本人の希望に沿った企業への説明と働きかけ	158
問題解決の方法はない	3
その他	13
総計	571



就労先の不足の理由としてその他を選択した方にお聞きます。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

企業の発達障害者への理解

企業や個人商店など「実習だけでもお願い致します」と相談しても、今の景気では人は雇えない・障がい者の接し方が解らない・仕事がない、などの理由で断られる事が多いのが現状です。解決策については、こちらがお聞きしたいくらいです。

発達障がいとは、「障がい者雇用枠」としては、雇用カウントされないため、企業としても積極的に雇用することができない。また、発達障がいということでは、さまざまな就労に必要な制度も活用できない。やはり障がい者雇用制度の改革が必要。

住み込みで面倒見てくれる職場が無くなって来ている。

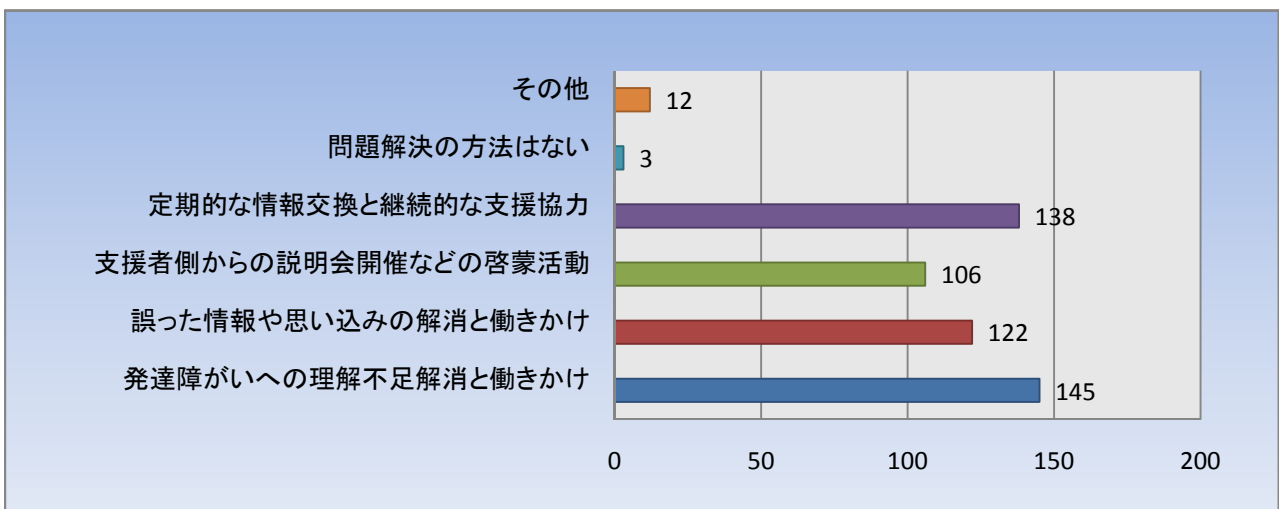
企業側の理解。受け入れを考えている企業は沢山あります。でも、どのように受けいれればよいのか、困ったときの相談先などが示されておらず、情報不足になっている。企業側のことをもっと知るべき。

受け入れ可能な企業が少ない。

福祉的就労・一般就労 どちらでもなく社会的就労の制度が欲しい利用者の賃金・サポートの賃金保障就労の形態として法的整備必要。

日常生活の阻害要因で企業の理解不足を選択した方にお聞きます。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

発達障がいへの理解不足解消と働きかけ	145
誤った情報や思い込みの解消と働きかけ	122
支援者側からの説明会開催などの啓蒙活動	106
定期的な情報交換と継続的な支援協力	138
問題解決の方法はない	3
その他	12
総計	526



企業の理解不足の理由としてその他を選択した方にお聞きます。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

ジョブコーチの報酬設定を現状に合う形にする

そもそも、地元産業においては、景気の動向により雇用に対する積極的な取り組みがない。これは景気策か、雇用企業に対する経済的支援が必要

職場の不足と同様、制度がないため、企業としてはメリットを受けることができないため、関心が薄い。

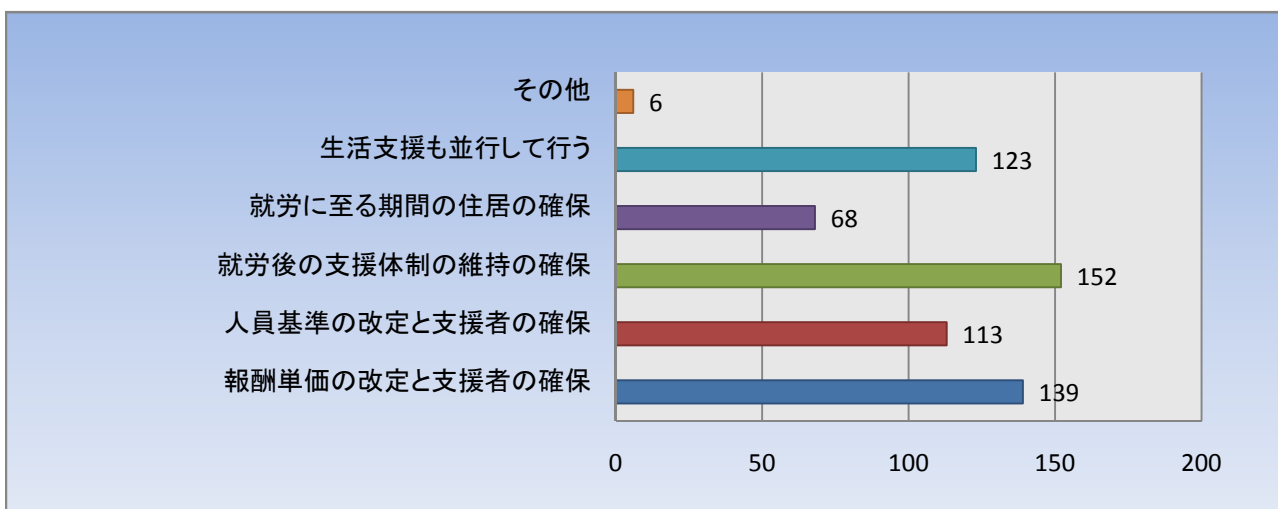
縫製工場で住み込みで働きたいが知恵遅れでは働く所が無い

企業側のみならず、施設側の企業に対する理解不足もある。施設側ももっと企業を理解するべき。

企業側での雇用した場合のリスクへの行政への配慮

日常生活の阻害要因で就労支援体制の不足を選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

報酬単価の改定と支援者の確保	139
人員基準の改定と支援者の確保	113
就労後の支援体制の維持の確保	152
就労に至る期間の住居の確保	68
生活支援も並行して行う	123
その他	6
総計	601



就労支援体制の不足の理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

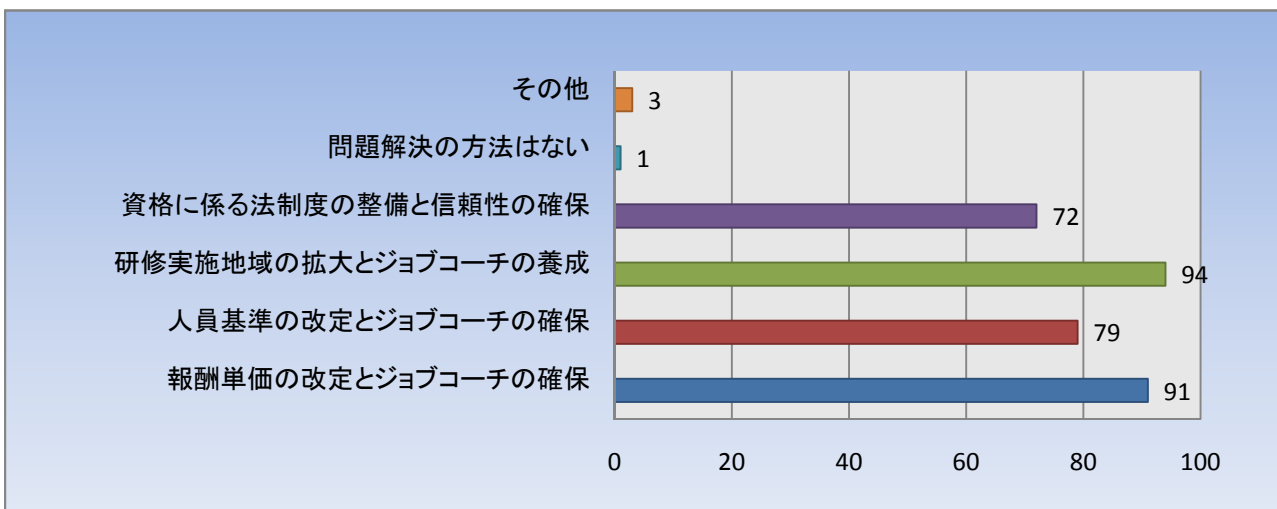
指定を受けてしまうとそれ以外出来なくなってしまうことがある。

行政主体で体験→実習→就職(終身フォローアップ)のスタイルを、療育、教育、支援機関、企業をつないでモデル的に取り組むなど、発達障がい者との物理的・心理的な距離を近づけることが必要。

まず、事業所数が少ない。もっと事業者が増えるような方策が必要

日常生活の阻害要因でジョブコーチの不足を選択した方にお聞きます。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

報酬単価の改定とジョブコーチの確保	91
人員基準の改定とジョブコーチの確保	79
研修実施地域の拡大とジョブコーチの養成	94
資格に係る法制度の整備と信頼性の確保	72
問題解決の方法はない	1
その他	3
総計	340

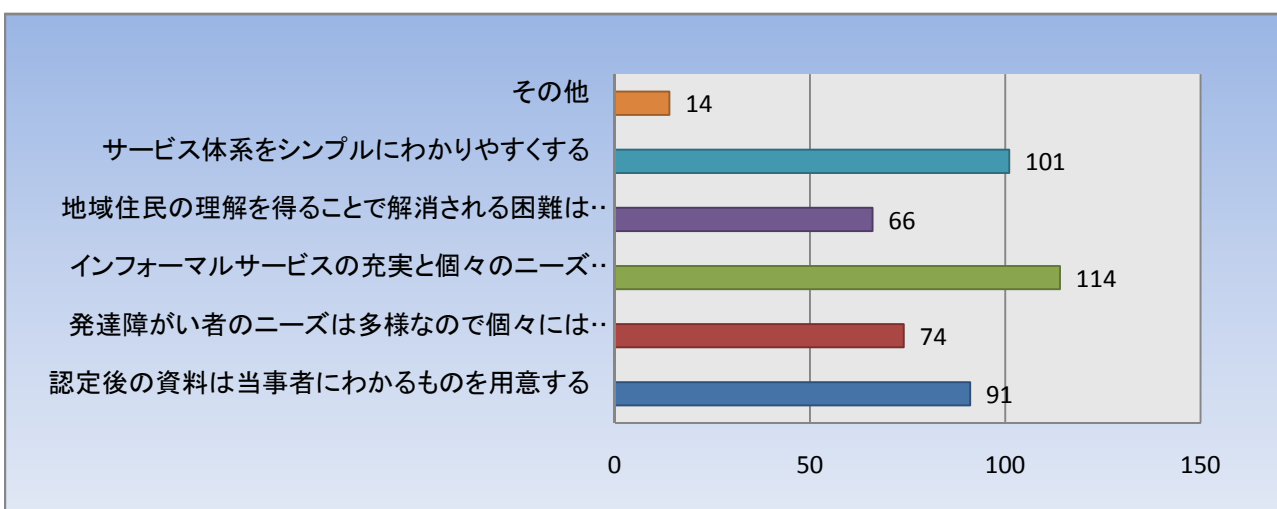


ジョブコーチの不足の理由としてその他を選択した方にお聞きます。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

報酬単価の改善。また、ジョブコーチでなくても就労支援員でまかなえることもある

日常生活の阻害要因で福祉サービスの不足を選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

認定後の資料は当事者にわかるものを用意する	91
発達障がい者のニーズは多様なので個々には対応し難い	74
インフォーマルサービスの充実と個々のニーズ対応	114
地域住民の理解を得ることで解消される困難は多い	66
サービス体系をシンプルにわかりやすくする	101
その他	14
総計	460



福祉サービスの不足の理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

コミュニケーション・社会性のトレーニング施設を作る。

地域資源の拡充、定員数の拡大等

ひとまず障害者自立支援法に発達障害を明確に位置づけること(付帯決議ではなく)。既存の福祉サービス(ヘルパーなど)をまず使えるようにしていくことが最優先されます

発達障がい者を受け入れられるサービス自体が不足している。

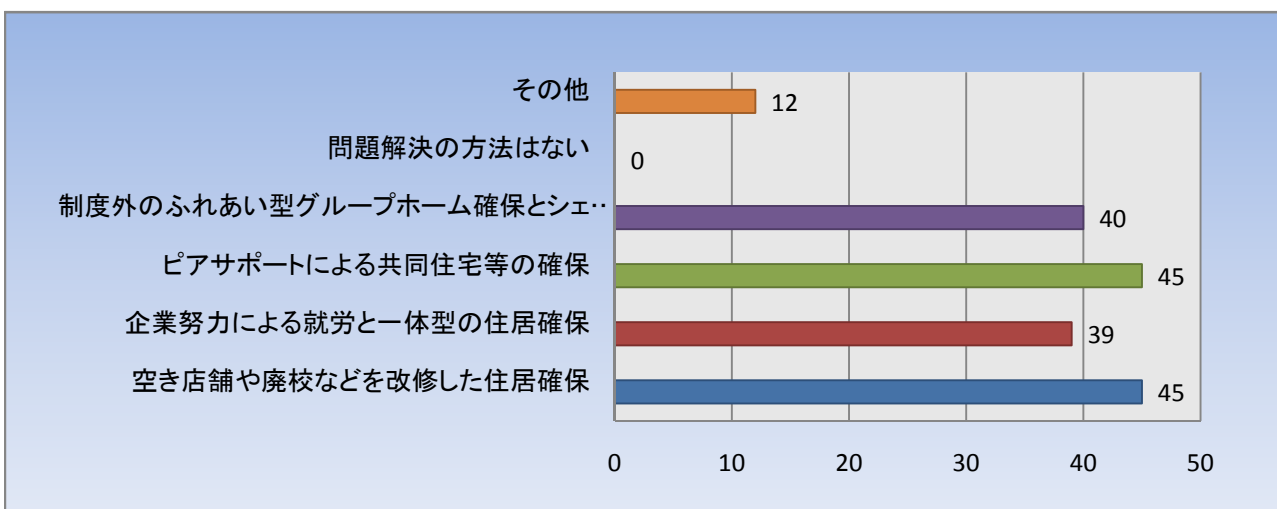
行政格差・市町村格差が激しすぎる。

三障害に捉われず、発達障がい、高次脳障がい、難病患者など、高齢者も含めてあらゆる障がいをもつ人に対するサービスを一元化することが必要。

相談支援機能をもっと強化する。家族の相談やグループを作るなど家族支援もする。

日常生活の障害要因で住宅環境の未整備を選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

空き店舗や廃校などを改修した住居確保	45
企業努力による就労と一体型の住居確保	39
ピアサポートによる共同住宅等の確保	45
制度外のふれあい型グループホーム確保とシェアリング	40
問題解決の方法はない	0
その他	12
総計	181

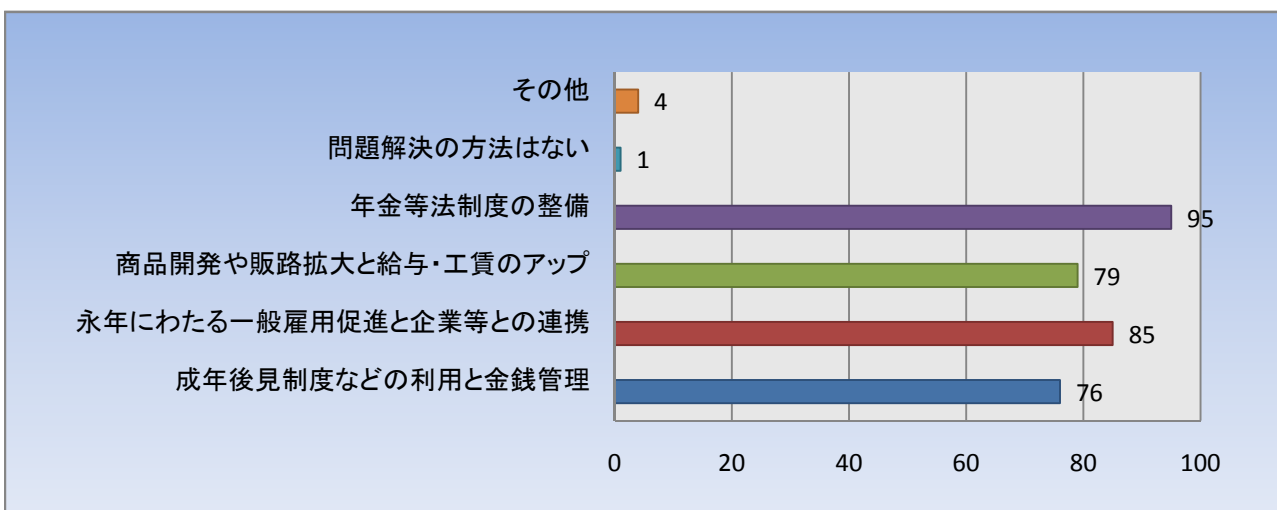


住宅環境の未整備の理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

公的住居の提供、市営住宅等の確保
地域の空き住居の利用でも、建築基準法や消防法との関係で、小規模社会福祉施設として取り扱われることから、整備改修費が必要となり、それらの維持改修費を公費で補助してもらえよう、制度の充実を希望する。
公営住宅の利用促進制度を強化する。
事業所負担での整備は、減価償却を考えると、報酬単価として難しい。賃貸を考えると、住民の理解を得るのが困難な状況である。
正しい知識の普及
地域資源で何が使えるものなのか、良く把握できていないのが現状です。
自閉症など物理的な構造化が必要な人への環境整備や助成が必要
施設整備をしても必要な人員を抱える事が財源的に出来ない。
収入の確保(年金など)がないかぎり、住居の確保は難しいと思います。

日日常生活の阻害要因で生活費の不足を選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

成年後見制度などの利用と金銭管理	76
永年にわたる一般雇用促進と企業等との連携	85
商品開発や販路拡大と給与・工賃のアップ	79
年金等法制度の整備	95
問題解決の方法はない	1
その他	4
総計	340



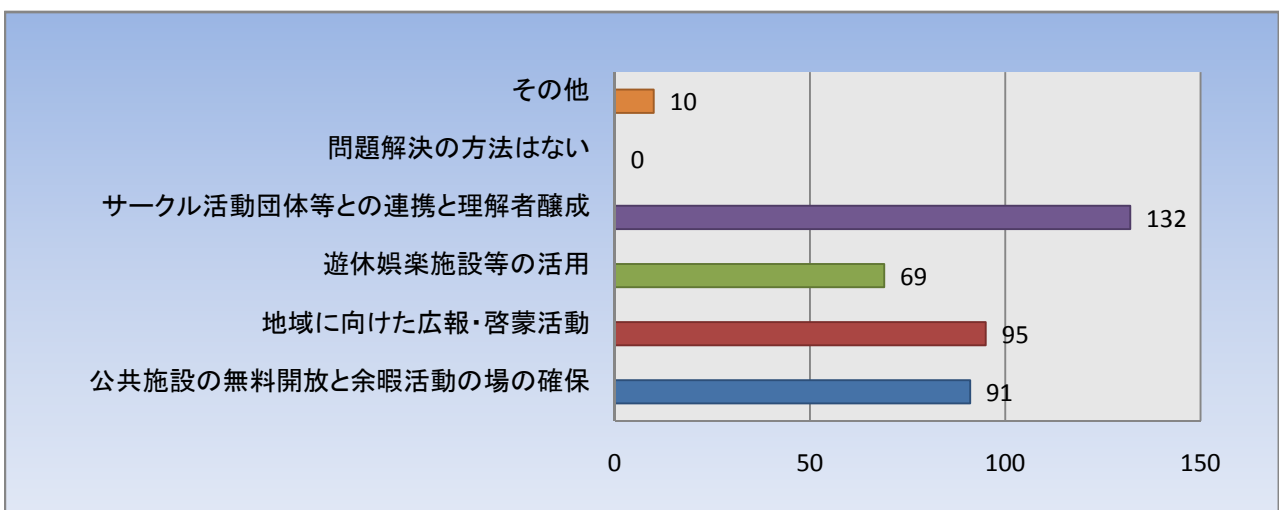
生活費の不足の理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

共同生活介護事業所のホテルコスト的な助成として、住宅手当を認めてほしい。

正しい知識の普及

日常生活の障害要因で余暇活動の場の不足を選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

公共施設の無料開放と余暇活動の場の確保	91
地域に向けた広報・啓蒙活動	95
遊休娯楽施設等の活用	69
サークル活動団体等との連携と理解者醸成	132
問題解決の方法はない	0
その他	10
総計	397



余暇活動の場の不足の理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

解決策ではないのですが、ネットやメール、携帯電話への依存等を解決していくことも必要ではないでしょうか。

当事者同士が関わり合える場所を創る

正しい知識の普及

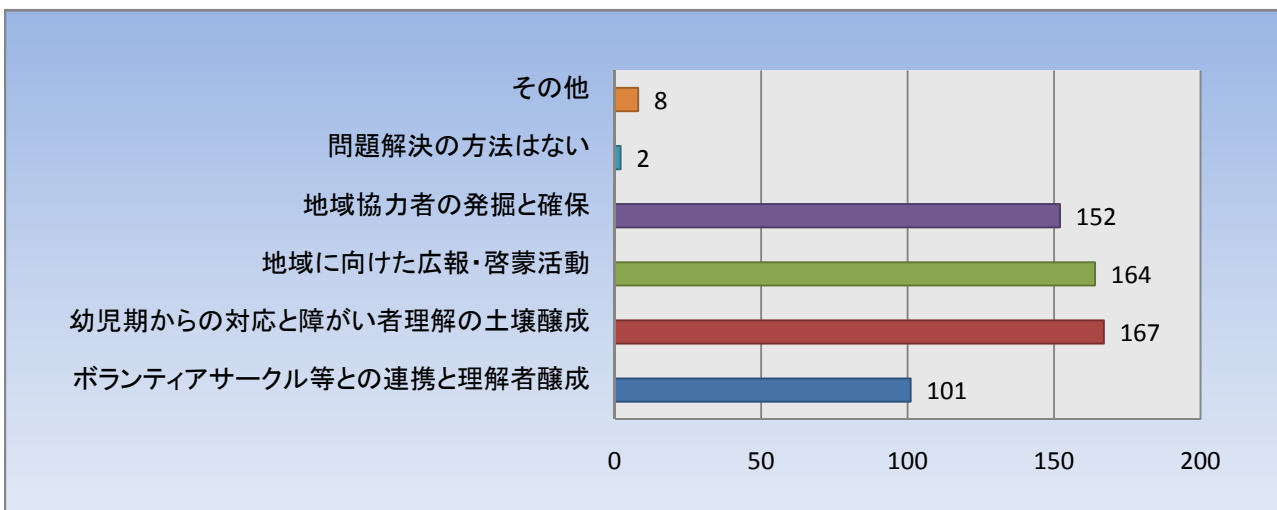
支援者の確保・育成

自閉症児・者等に物理的に配慮された構造(活動にメリハリがつけられる空間)

コミュニケーションが苦手な人が多いわけだから友達を作るのは難しい。友達作りの場所が必要。当事者サークルのようなものを造る支援が必要

日常生活の障害要因で理解者の不足を選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

ボランティアサークル等との連携と理解者醸成	101
幼児期からの対応と障がい者理解の土壌醸成	167
地域に向けた広報・啓蒙活動	164
地域協力者の発掘と確保	152
問題解決の方法はない	2
その他	8
総計	594



理解者の不足の理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

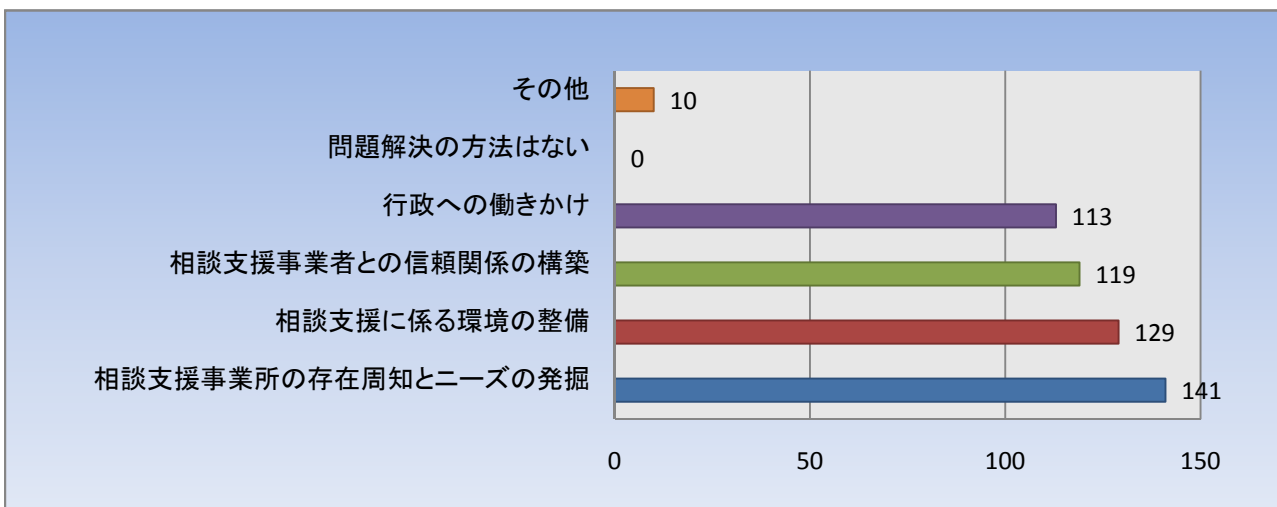
正しい知識の普及

既職者(特に管理・幹部クラス)の発達障がいへの正しい理解・配慮が最も不可欠。

まず、教育関係者、医療関係者などの公的機関の理解向上が先決と思います。

日常生活の阻害要因で相談できる場所の不足を選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

相談支援事業所の存在周知とニーズの発掘	141
相談支援に係る環境の整備	129
相談支援事業者との信頼関係の構築	119
行政への働きかけ	113
問題解決の方法はない	0
その他	10
総計	512



相談できる場所の不足の理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

自立支援協議会を含めて、相談支援事業の重要性の共通認識と相談支援事業所の数の確保。委託相談支援事業所にこだわらない指定相談事業所の数の確保

当事者の方々は、相談する場所がある事すら解っていないのではないのでしょうか。当事業所は、通所で利用して頂いておられますが、誰かに相談しに行ったという事は聞いた事がありません。何か相談事がある時には、職員に相談しておられます。

地域包括支援センター、民生委員、児童委員などとの連携協働

相談支援事業所自体が発達障害を理解していないので、発達障害者の人が相談できない。

存在周知だけでなく相談方法の周知ももっとすべき

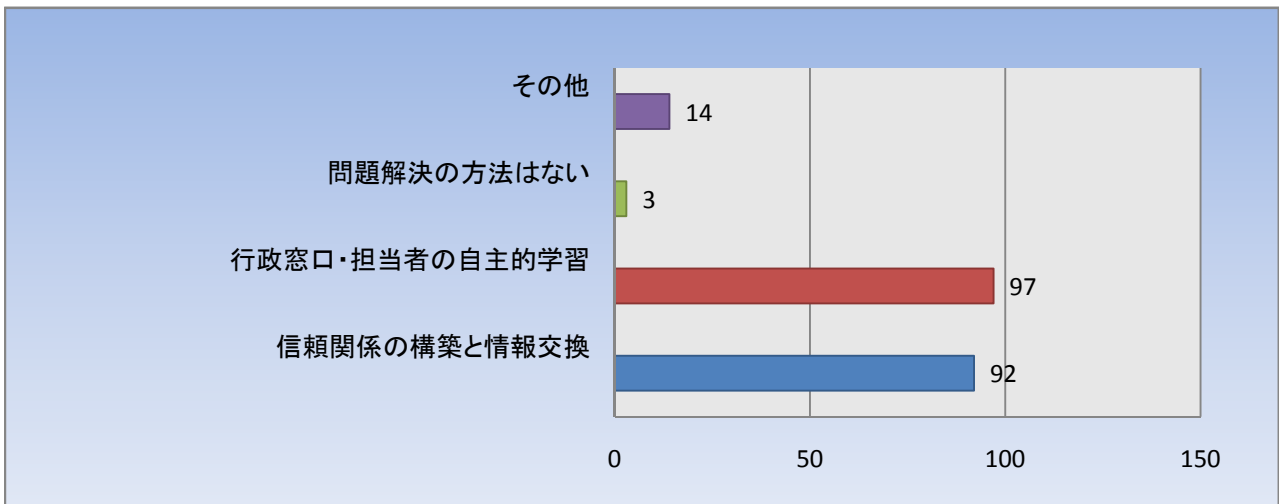
相談支援の人的充実と発達障がいについての専門性の確保

発達障害に関する知識を持った人材の育成。

各市に1ヶ所の相談窓口では、対応できません。学齢期の6パーセントといわれる人に対応できる窓口を用意してほしいと思います。

日常生活の障害要因で行政の理解不足を選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

信頼関係の構築と情報交換	92
行政窓口・担当者の自主的学習	97
問題解決の方法はない	3
その他	14
総計	206



行政の理解不足の理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

発達障害者専門の受け入れ窓口が必要なぐらい、ニーズがあるのに、発達障害者の言葉さえ知らない職員が対応している状態

自閉症・発達障がい者支援センター事業が、対象者の数を考えた場合、このサービス量ではあまりにも不十分だということと、当然それにもなって支援職員・相談員の専門性が重要だと考える。

行政窓口の専門性の確保

行政が一番理解していない。行政関係者への知識の普及

担当課の発達障害に関する理解と、要支援者であることの認知。

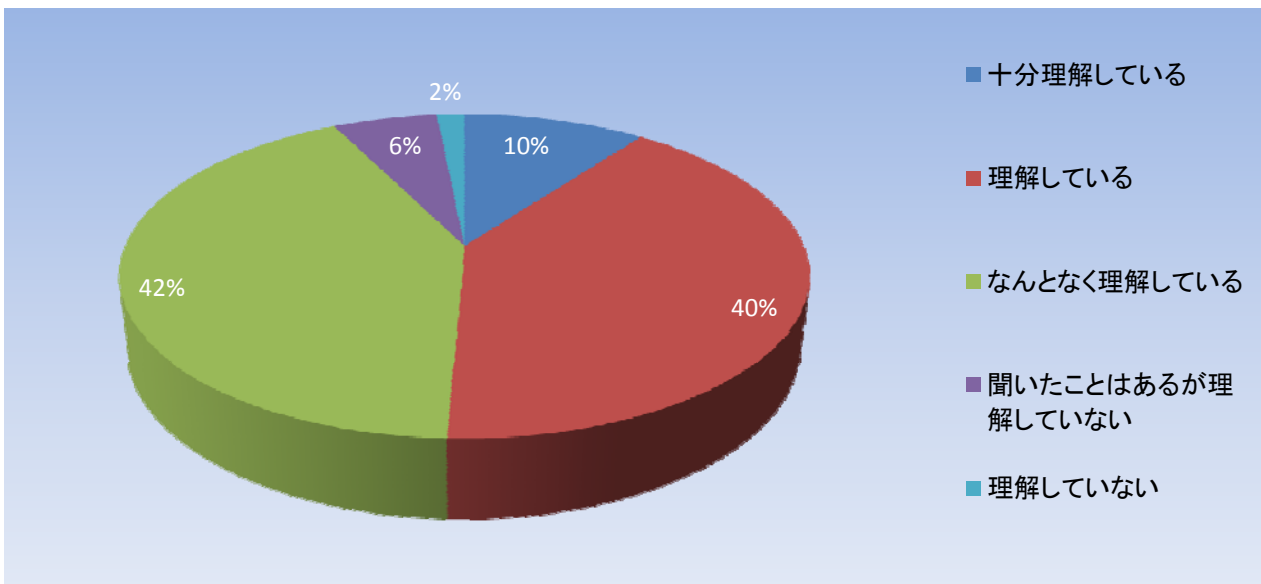
行政(特に障がい福祉に携わる部署)の積極的な理解と、程度区分判定

自主的学習というよりは、理解の深い方が講習をし、間違いのない学習・周知が必要だと思う。

自主的学習では追いつかないと思います。まず、具体的支援の充実が先決だと思います。支援が複数あれば、その利用をめぐって利用者との接点も増え深まるのではないのでしょうか。

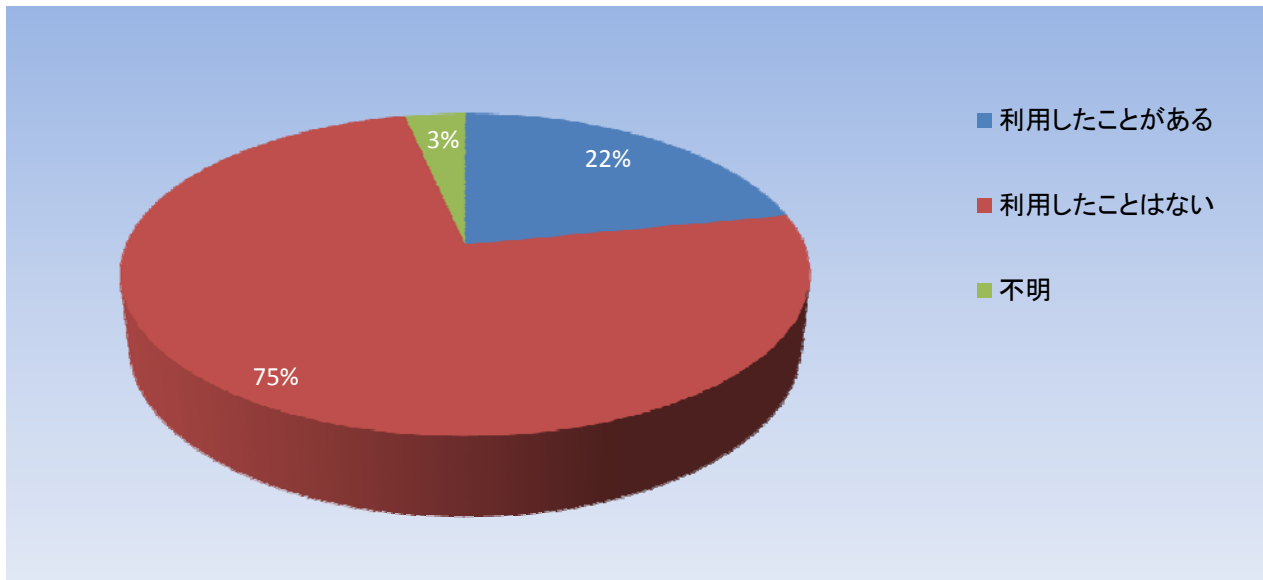
成年後見制度について内容を理解していますか？ 該当するものを全て選択して下さい

十分理解している	33
理解している	131
なんとなく理解している	136
聞いたことはあるが理解していない	19
理解していない	5
総計	324



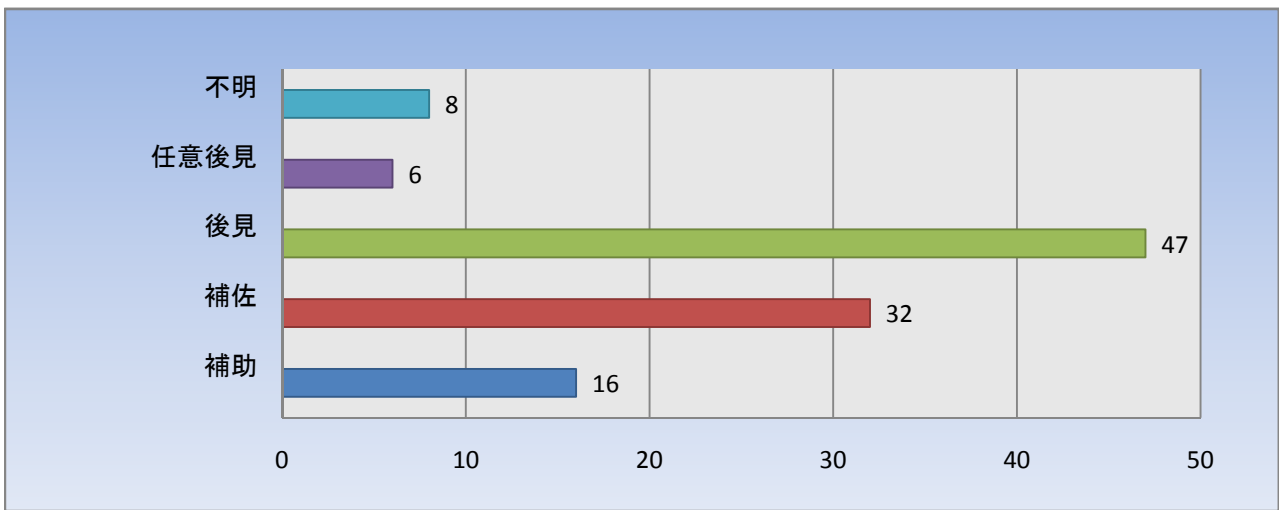
成年後見制度を利用したことがありますか？

利用したことがある	71
利用したことはない	242
不明	11
総計	324



成年後見制度について利用したことがあるを選択した方にお聞きます。どの制度を使いましたか？

補助	16
補佐	32
後見	47
任意後見	6
不明	8
総計	109



利用した成年後見制度で補助を選択した方にお聞きします。何件ほど利用しましたか？

1件	4
2件	5
3件	1
5件	1
総計	11

利用した成年後見制度で補助を選択した方にお聞きします。費用は平均してどれくらいかかりましたか？

1万円未満	4
2万円未満	0
3万円未満	1
5万円未満	3
10万円未満	1
10万円以上	1
不明	6
総計	16

利用した成年後見制度で補佐を選択した方にお聞きします。何件ほど利用しましたか？

1件	10
2件	4
3件	1
5件	1
総計	16

利用した成年後見制度で補佐を選択した方にお聞きします。費用は平均してどれくらいかかりましたか？

1万円未満	2
2万円未満	3
3万円未満	1
5万円未満	5
10万円未満	5
10万円以上	2
不明	12
総計	30

利用した成年後見制度で後見を選択した方にお聞きします。何件ほど利用しましたか？

1件	12
2件	4
3件	4
4件	1
5件	2
10件以上	2
総計	25

利用した成年後見制度で後見を選択した方にお聞きします。費用は平均してどれくらいかかりましたか？

1万円未満	7
2万円未満	2
3万円未満	1
5万円未満	3
10万円未満	8
10万円以上	3
不明	20
総計	44

利用した年後見制度で任意後見を選択した方にお聞きします。何件ほど利用しましたか？

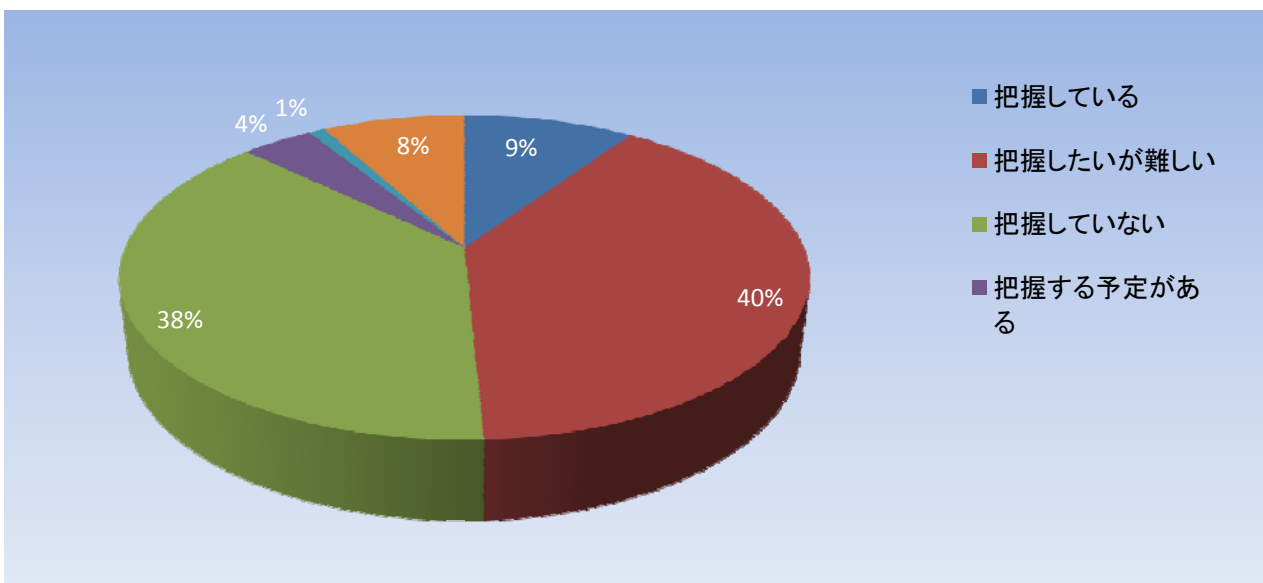
1件	1
2件	2
総計	3

利用した年後見制度で任意後見を選択した方にお聞きします。費用は平均してどれくらいかかりましたか？

1万円未満	0
2万円未満	1
3万円未満	0
5万円未満	0
10万円未満	0
10万円以上	1
不明	3
総計	5

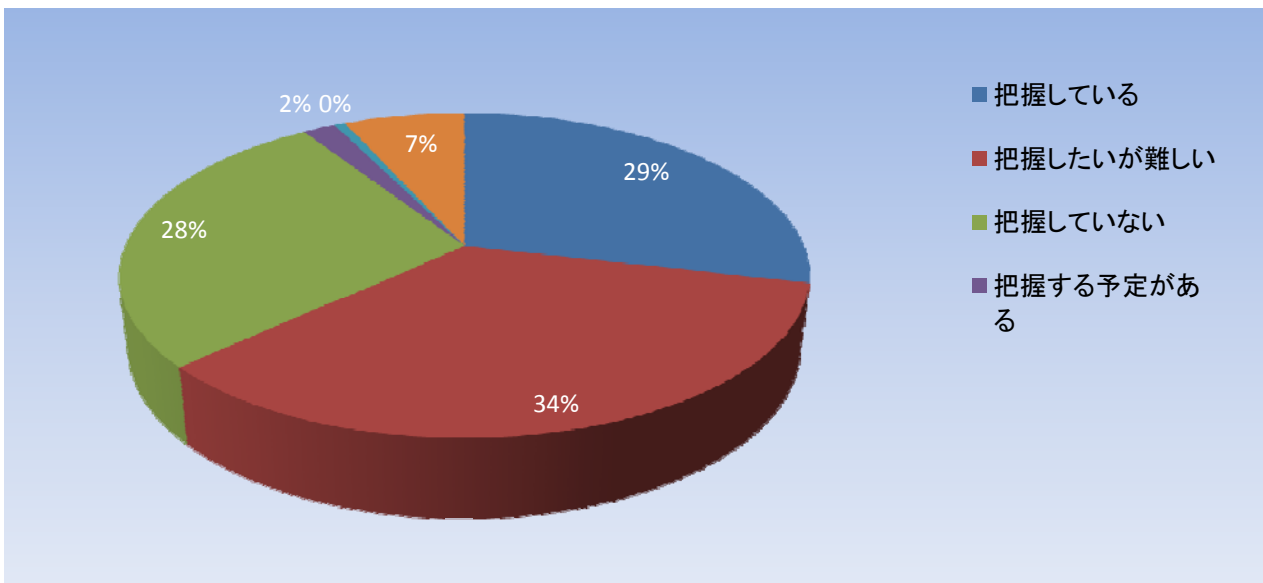
「引きこもり」といわれる方たちの実態を把握していますか？

把握している	31
把握したいが難しい	129
把握していない	123
把握する予定がある	13
把握する必要がない	3
不明	26
総計	325



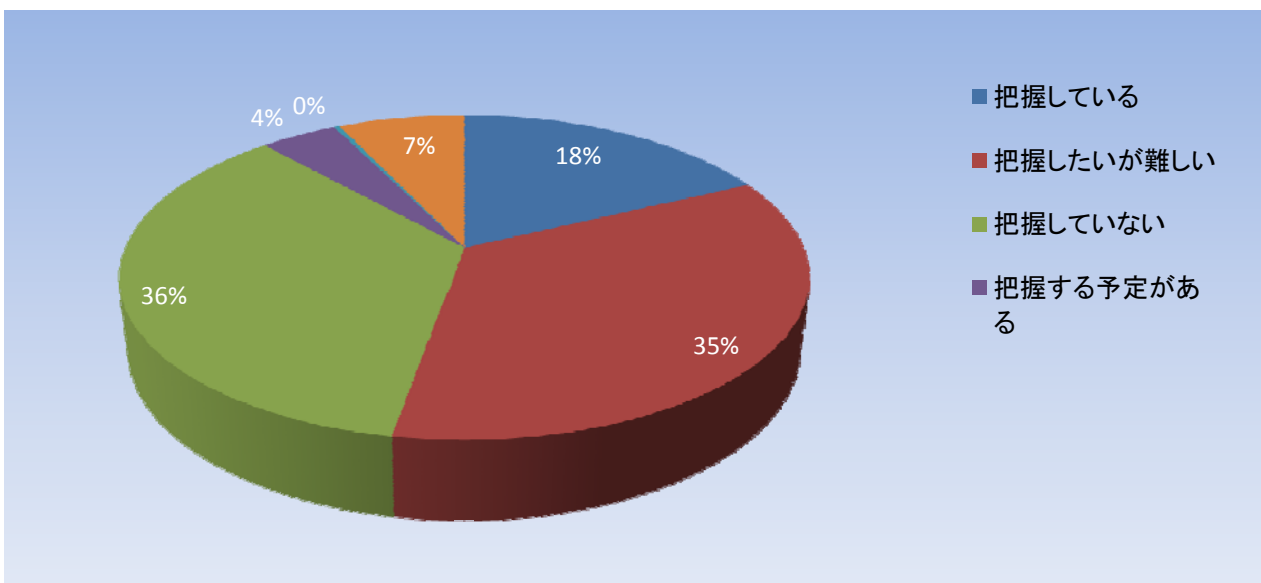
「うつ」や「精神疾患」といわれる方たちの実態を把握していますか？

把握している	93
把握したいが難しい	112
把握していない	90
把握する予定がある	6
把握する必要がない	2
不明	22
総計	325



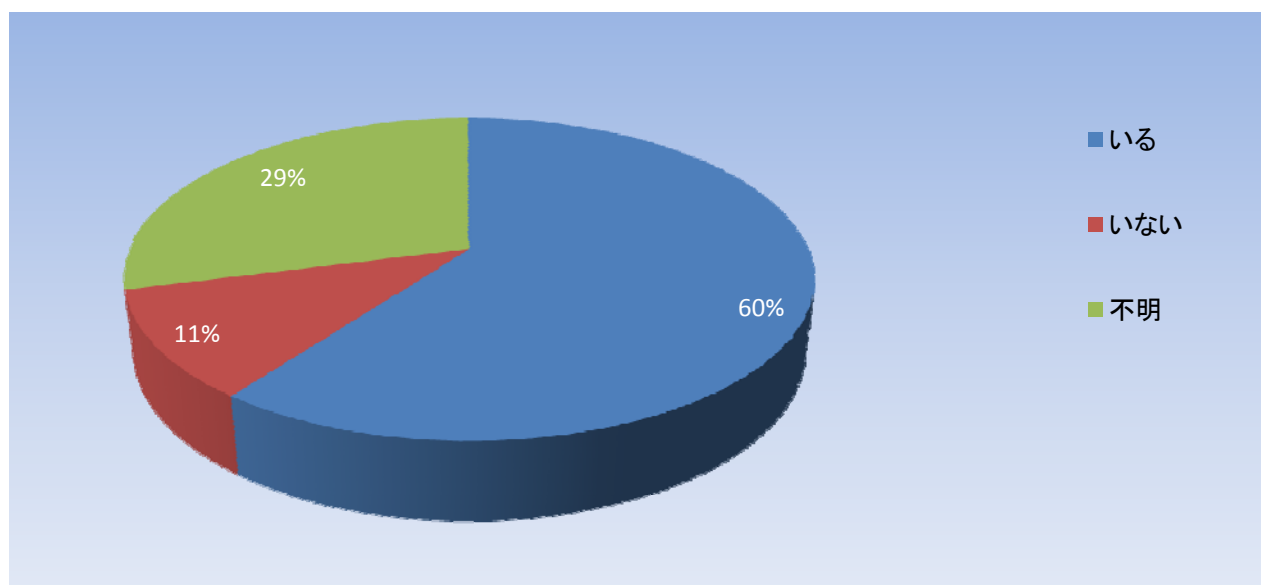
発達障がいと診断されている方のうち、知的障がいを伴わない方たちの実態を把握していますか？

把握している	58
把握したいが難しい	113
把握していない	115
把握する予定がある	14
把握する必要がない	1
不明	23
総計	324



発達障がい診断できる病院や医師はありますか？

いる	195
いない	35
不明	94
総計	324



発達障がいの範囲についてどう思われますか？

発達障害や高次脳機能障害などの定義づけを見直す必要がある	164
「医療モデル」から「社会モデル」への転換を図るべきだ	144
手帳未交付者がサービスの対象外なのは問題だ	190
福祉とは別の分野で認定したほうが良い	31
「標準化」か「個別化」で議論の方向性が違う	64
その他	44
総計	637

発達障害の範囲についてその他を選択した方にお聞きします。ご意見がありましたら具体的にお書き下さい。

範囲が広すぎて、回答不可。

自閉症スペクトラムの考え方にに基づいた形が望ましいのではないかと。その考え方にに基づいた診断と、TEACCHプログラムを用いた早期療育の必要性を強く感じます。

専門的な支援の取り組みがまだまだ不十分であるので具体的な提案までいたらない。

精神医療分野ならびに低所得者・それ以下の生活保障分野双方が関係する問題であるが、現段階ではどの選択肢が問題であると言える段階にも至っていない、状況だと思われる。

発達障がい者支援法がありながら、手帳は精神保健福祉手帳、療育手帳の範疇になるので範囲としては十分だが、範囲に対する支援はかなり不足している。

まだ答えることができるほどの知識がない。

発達障害の範囲をある程度、明確な基準を持ってほしい、医者で診断されたというより、言われたと話、困惑する家族を何人か見たが、家族が本人に伝えられず、本人も生活のやりにくさだけが残り、サービスや制度にもつなげる事

発達障がいを受け入れたことが無いのでわからない。

関係者や保護者間でやっと、範囲や概要がわかってきた段階にあると思う。早急に範囲や定義を変える必要はないと思う。

発達障がいと診断されている方のうち、知的障がいを伴わない方たちの困っていることは何ですか？

知的障がいを伴わないと外見が普通に見えるが故に、健常者とおなじ扱いを受けてしまうこと。

生活していくうえでの生きにくさを周囲の人たちに理解してもらえない。

偏見、教育機関や企業、行政の理解不足

周囲の理解が得られず、生活の中で生きづらさを痛切に感じる所ではないでしょうか？

手帳等の法制度の未整備

知識、知恵は働くが、対人関係が苦手なために、人とトラブルになることがある。また、子供の頃に発見されず成人になってしまった方は、鬱や、不安症などの2次障害を生じることがある

奈良市では原則としてサービス提供の対象外。周囲の理解がなく、余暇活動などの機会が少ない。

本人の理解がなかなか得られないことで、他の精神障害者とのコミュニケーションがとれず、しばしばトラブルになったり誤解を受けやすく、傷つくことやその逆がある。また就労支援にあたって適切な業種や企業の発掘が難しい面がある。

一見して障害の有無が見えないので、周囲に誤解されることが多い。

持っている能力以上の事を期待されること

対人関係・想像性あるコミュニケーション・社会性

本人の障害受容。高学歴者が多いのでプライドが高い。障害と自分のイメージが合致しない

生活上のつまづきやその原因に本人や周囲が気づかない

自己認知、保護者認知

社会での理解不足

特性としての「社会性の不足(一概には言えないが)」に対する、周囲の人々の理解不足と、支援内容の技術不足。

見た目ふつうなので、変わったやつと思われて、仲間はずれなどになりやすい

色々な制度を利用する際に制限がある事がある。

なかなか理解が得られにくい

発達しょうがい事態の理解。それに伴う当事者のこまり感の理解

周囲の理解を得にくい。(家族・学校含めて)自分自身の生きにくさがどこから来るのか分かりにくい。「困難さ」や「世界観」「感覚」を共有できる人や場所が少ない。失敗を振り返ったり、分析して次につなげる事が苦手で、「辛い経験」「マイナス」のイメージでしか残りにくい。ペース配分が苦手。

就労を目指す能力の高い方に対しての就労支援が、福祉施設としてはサポートが困難である。

日中の活動場所の不足と受け入れに拒否を示す場合がある

感情のコントロールが難しい人がいるので、指導が困ることがある。

学齢期、移行期ごとの環境の変化への順応に対する、家族以外の機関のサポート体制が整わず、本人の個性への学校の理解を求めたり、環境整備が本人、家族だけの負担になっており、そのために学校やその他の環境への適応がスムーズにすまない。

このアンケートの発達障害者は知的障害者も含むとの考えで答えさせて頂きました

周囲の理解

当法人利用者には、伴わない方はいません。

社会状況、特に就学時から社会生活に移行する際に不適應を起こす方が多く、それらに対する家族の問題性の認識不足や適應できる福祉サービスの少なさが感じられる。

利用できる制度に制限がある

円滑なコミュニケーション。社会的な場、生活の場の確保。

回りの理解 孤立化 生活費

福祉制度が利用できない

障がい者手帳がないため、社会資源が活用できない。地域の無理解。

人とのコミュニケーションが上手く取れなくて、社会生活をスムーズに行なえない。

知的障がい者と発達障害者の区別が難しい

発達障がいと診断されている方のうち、知的障がいを伴わない方たちの困っていることは何ですか？

公的なサービス・援助・支援が全くない。

人間関係の調整

サービスの受け皿がない

暗黙の了解が理解しにくい事ではないでしょうか。脳の障がいのために感じ方や捉え方が違っている事に対して、周りの人たちには理解されにくい(見た目には解らない事が多いだけに)事でも困っているのではないのでしょうか。

社会的認識の必要性と後天的な要因で発達障がいになられた方が以前までとのギャップなどでしょうか。

療育手帳が持てない事によって、各種のサービスや障がい年金などが受けられないなどがあるのではないのでしょうか。

「対人関係」や「同僚とのトラブル」

人との適切な関係性の構築

地域、企業などでの認識、理解不足により、就職が難しい。

現在、大学4年に在学されている方の相談を個人的に受けている。その中で知的能力の高い方は「精神保健福祉手帳」、そうでない方は「療育手帳」というのが一般的な迂回路となっているが、その方自身も「精神保健福祉手帳」を取得し、「障害者雇用枠で」就職活動を続けているが、「自分は精神障がい者ではないのに」ということが腑に落ちないまま就職活動を行なっている、とのことである。

周囲の理解不足、交友関係の構築が困難

手帳が交付されないと福祉的サービスが使いにくい。障害の特性がなかなか理解されにくい。本人の希望する生活と、社会の受け入れ態勢のギャップが大きい。

就労できない、障害の受容、友達関係のトラブル、など

・人間関係がうまくいかない。・働き始めても、続かない。転職を繰り返す。・障害が目に見えてわからないために、周りの人に理解してもらいにくい。本人も自分の障害がわからなくて漠然と悩んでいる。

利用できるサービスが少ない/支援の対象とされることが少ない/相談出来る場所が少ない/家族、兄弟関係が希薄になってしまう

知的に問題がないとちょっと変わった人(子)と言う判断で終わってしまい、必要な療育に結びつきにくい

福祉のサービスが使えない等

両親との関り方、アプローチの仕方

手帳が交付されず、サービスが受けられない。周囲から障害を理解されずに、支援のない状況にさらされて、不適応を起し易い印象。

職場での理解の少なさ・就業の場の少なさ・年齢相応の仲間集団の無さ

給付サービス(公的サービス)を受けられない

理解者の不足

福祉サービスが利用できない(周知もされていない)。就労の前段階の支援の場が極めて少ない。

①乳幼児段階の集団生活・教師保育士の対応の難しさ、②小学校中学年頃からのいじめや孤立感、③思春期以降の診断の自己理解、④学力と進学・進路、⑤引きこもりや精神科的な不適応行動と入院治療、⑥退院後の生活支援体制の整備、⑦卒業後の就労、⑧就労後の不適応・再就労、⑨キャリアのある社員のメンタルヘルス、⑩家庭のある人の子育て・教育機関・学校との付き合い方等

①身近な理解者や支援者が少ない、②安心して付き合える、同年代の友人が少ない、③自分の適性に合った仕事の間がない、④友人関係が上手に築けない、

自分と社会との適応、理解者の少なさ、社会資源の不足など

現行の福祉サービスを利用できない。周りから理解されない。自分自身も理解しにくい。手帳がとれない。二次的障害を発症しやすい。

家庭以外の居場所のなさ。

成人場合、経済的な問題と就労の問題。

人との関わりがうまく出来ない。そのため傷つきこもりがちの生活となってしまう。サービスの利用もなかなかつながらず、経済的な不安、将来への不安を抱いている。

周囲の人たちの理解が得られにくい。その中で、納得できないまま、なんとか折り合いをつけて生活している。

働く場が少なく、また、働いたあとのサポートが少ないこと。

発達障がいと診断されている方のうち、知的障がいを伴わない方たちの困っていることは何ですか？

福祉サービスを利用されている方たちで、自分は障がい者ではないという思いが強い人が多いのでそこでの葛藤。後は学校時代にいじめられ、トラウマになっていること。うまく人間関係が築けないこと。

異質扱いされること

家族・社会の偏見

働けないのに年金がもらえないこと。住民、支援者の理解不足

・個別のサービスを利用しにくい ・就学相談で適切な学校選択が難しい。 ・行政の理解が得にくい。

うちの施設にはいないので分かりません。

手帳や年金が交付されないため、福祉の制度に乗らない。

手帳の交付や年金。

社会適応不全、対人技能の未熟さからの派生的な問題が就業を困難にさせている。

発達障がいの理解が進んでいないこと

十分に把握していません。

学齢期以降の支援の場がない。自立支援法が適用されない。障害者雇用促進法(略称)の枠外である。

個別によるため、一概には言えない。

個別であるという点において、他の障害と同じである。

把握していません。

欲しいサービスの不足など

就労や施設利用などの行き場が無いのが現状。

本人への障害の告知方法と、制度や支援の認定になかなか結びつかない事

精神病として一括りにされているように思う。

金銭面のサポートが必要なケースが多い。好き嫌いの判断で通所できなくなるケースもある。

本人、保護者の「障がい」に対する理解・自覚の欠如。

一般の理解不足

具体的支援がほとんどない。困りごとは、その一人一人の障害の特性で違っており、多岐にわたると思います。

支援する上で、難しいのはまず支援者としてスキル不足で、発達障がいについて勉強不足で、どう支援したらいいのかがわからないことがある。

障がいのことを理解して無い為、知的に障がいがあるように勘違いされ、外出がおっくうになったり、仕事も出来ない。

就労後、職場の人との人間関係がうまくいかず、仕事が続かなかった。一度うまくいかない人ができると就労の継続がなかなか難しい。

知的なレベルが高い為、療育手帳が交付されない。障がいを理解されにくい。

わからない

施設に入りにくい。手帳がもらえず制度が利用しにくいなど。

協調性がない

就職先の確保、理解不足。サービス利用における、グループ活動の困難さ。

学力面と生活面に応じての学校の選択が難しい。また、休日や放課後の支援体制が取れない。

対人関係

他の精神疾患と誤診されることも少なくない事で二次的な障害を伴っている現状がある。

「発達障害」という障害が理解されていない。表面上は(外見や短時間の接触)では、「何か(どこか)ふつと違うようだ」という見方をされることがあり、「変わった人」と思われてしまうことが多い。(「こんな配慮があれば仕事や社会生活が継続する」というような)対応のポイントのようなものを理解してもらいにくい。

自分自身が障害を受け入れられない事

発達障害の人たちの関りが無いのでわからない

発達障がいと診断されている方のうち、知的障がいを伴わない方たちの困っていることは何ですか？

就労問題。家族関係。

当事業所には発達障がいの方がいないため、把握できていない。

手帳の種類によって精神障害でないのに精神障害手帳を交付されるために就労等で誤解が生じる。手帳なしの人達に対するサービスが受けられるのか受けられないのかの線引きはケースワーカーの判断にゆだねるしかない部分や就職する際に障害者枠で就労できない部分など

周りの理解不足。判断の難しさ。

資源の少なさ(手帳、年金、専門性の高い施設、専門性の高い支援者)、支援者の中でも、精神障害者と同じ様に対応してしまう人もいる。

手帳を持たないため、年金の受給を含めて福祉サービスの利用ができないが、就労も困難で所得保障がされていない

自分がなぜ社会に上手く適応できないのかわからない、失敗経験を重ねて、被害的な思いにとらわれている

知的障がいを伴わない方は、自身の障害を受容できない。精神科に受診されているケースがあり、連携の必要性を感じる。

二次障がいの的に精神疾患を伴っているが、それに自覚できずに、より社会不適応感を増幅させているのではないのでしょうか？

集団生活など社会不適応

療育手帳が公布されていないので、制度のはざまにあり、現状の福祉サービスが利用できない問題があるのではないか。

知的障がいを伴うと思われることがある。

社会への自立を考えたときの行き場がない。

明確な理解をしていません

医療との連携

コミュニケーションの問題

・保護者の理解が薄い。・診断できる医師不足。・教員の理解不足・地域住民の理解不足などなど目に見えない障害なので日常生活において困っていることは多いと思う。

手帳の交付、年金の支給などを受けることについて困難がある。

周囲の知識、理解がなく、いじめやその他良好な対人関係が築きにくい。

年金の保障がない。本人の障害の自覚。

自立に関することすべて

大人の方より、むしろ子どもさんとのかかわりが多い事業所です(発達障害にかんしては)。幼稚園、保育園等の受け入れや就学時にどの学校を選ぶか、また普通学級に入ったお子さんへの理解など親が奮闘しなければならない

コミュニケーションの方法

手帳の交付がないことで、福祉サービスを受けられない。

周囲の無理解・誤解

個別差があります。

周囲の理解

制度利用が困難。 前の質問で「実態を把握しているか」の問いで、この地域すべての方を把握しているのではなく、相談にこられた方の状況は把握しています。把握できていない方もたくさんいます。

フォーマルサービスの枯渇

発達障がいと診断されている方のうち、知的障がいを伴わない方たちを支援していく上で困っていることは何ですか？

モデルケースがないので具体的にご本人や家族の方たちに将来像を説明することが難しい。

職員の理解不足、情報が少ない

周囲の理解がないため、誤解されることが多い。

重い知的障害を中心とした人たちの通う就労継続事業所では、一緒に支援していくことに限界があり(重度の人たちへのセクハラなど問題行動)、受け入れたものの他施設へ紹介せざるを得なかった。

利用できるサービスが限定されてしまう

知能が高く、高学歴であることが多く、プライドが高く、支援を受け入れないこと。また、職員は本人の障害も特性も分かっているので、それに合わせた支援ができるが、他の利用者はそれを知らないため、本人の特有の行動を理高機能自閉症の方の特徴を生かした職場が少ない。職場での人間関係の構築が難点。

本人の強いこだわりとそのことへの理解がなかなか得られないこと。

個別対応が原則となるが、人間的な余裕がない。

被害意識が強く、意思伝達が難しい

本人や家族の障害受容。支援の受容

知的障害者へと同じ手法の支援を拒否する人が多い

自己認知と社会性、他人想像し思うコミュニケーションが取れない 被害的意識が強い

企業の理解不足と意欲のなさ

手帳がないため、スムーズなサービス利用が難しい。

個別的に支援を進める上で、現在の支援が正解かどうかの確証が持てないこと。

担い手がいない。

現行の制度を使えない。手帳が交付されない

実際に、就労に関してのトラブルがあった場合に、利用できる福祉サイドからの支援を事業として実施できないこと

本人の自己理解、自己認識を深める事。「障害」のカテゴリーに入れられる事への抵抗があるため、支援に乗りにくい。相談して一緒に考えて行くことが難しい場合がある。情報の伝え方や、共有の仕方に工夫が必要。支援の媒体が少ない。

生まれつき障害者として認定されている人と、途中で制度利用のために認定された方には社会経験等に差があり、職員の対応も一貫したものを統一することは難しい。同様のことが、知的障害を伴わない方たちに対してもいえるのではないのでしょうか。

個々を理解しにくい

常に指導員が付き添っていないなければならない。

障がい者認定を受けていただかないと利用できないサービスがたくさんあり、ご本人への告知や認めていただくことが難しい。

当法人には、伴わない利用者はいません。

本人との健全な関係性を築くこと。ステップアップによる生活支援。

自身が発達障害と受け入れていない すべてを障害のせいにする

支援体制の不足

社会資源が活用できない。周囲の理解が得られにくい

社会資源が不足している。地域の無理解。

ご自身やご家族が障がいの受容をしにくいいため、適切な支援ができない。

ある程度自己決定ができる部分。

保護者の理解・認識の違い

現在まで、知的に障がいを持たれている方を対応していますので、知的障がいを伴わない方の対応をした事がないので、解りません。

まだ未知の部分もありますので、対話できる方は対話をしたり、支援していきながらの対応を臨機応変にしていけないといけないと考えます。

障害の理解

発達障がいと診断されている方のうち、知的障がいを伴わない方たちを支援していく上で困っていることは何ですか？

障がい特性を踏まえた上での、個別の発達段階の評価と課題の検出

彼らには彼らの文化があり、価値基準があるはずであるが、日常の中にいながらそのことを理解し、その時に必要なアドバイスや「見解」を提供すること。

本人が説明を理解はできても、受け入れることに葛藤がある。

本人や家族が障害を受容するのに時間がかかる。手帳取得に抵抗を示す。スタッフの不足。

就労支援のシステムにのれない(障害者手帳が取れない)、本人の障害受容、支援者の理解など

・障害受容や自己認知の難しさ。・公的な機関が発達障害について、無理解。・ソーシャルスキル。・目に見える障害ではないので、周りの人に理解してもらうことが難しい。など、他にも色々あります。

本人の障がい受容/家族の障がい受容/学校との連携

本人の自覚、障害の受容

支援の受け皿がない

専門的、具体的な資源がない。

サービスにつなげにくい。

周りの理解の少なさ・特性に合った仕事内容の開拓

本人や家族の認知。状況判断の困難さ。

家族の協力

学校や公的機関等に相談することはできるが、SSTなどできる機関がほとんどなく、なかなか先の見通しをもって支援できない。

市町における相談事業などが周知されていないため、発達障害者支援センターや特定に関係機関にニーズが集中し、パンクしやすい状況になってしまうこと

就労支援と限定した場合、①障害者手帳取得と障害者雇用制度の納得、②精神科症状との付き合い方、③相談の予約を守れる等の最低限のルールが理解できない場合がある、④相談で決定したことが次に生かされない知的専門で施設を運営していたが、3障害を受け入れることになり、ニーズが出てきているが職員が対応していくのに苦労してる。勉強の機会が必要。

①生活を支えるためのサービスが少ない、②発達障害への理解が進まない、③連携して相談・支援が行える機関が少ない、④知的障害を伴わない発達障害の方々への支援ノウハウが十分に蓄積されていない

潜在的な人数の多さ、支援者の少なさ

発達障がいを診断されてもサービスが少ないので相談だけで終わってしまう。二次的障害が発生していることが多く、支援にかなりの時間がかかる(年単位)。周りの人が理解していただけない事が多々ある。

福祉サービスは利用できるものが増えてきているが、国や県の制度を利用した支援をおこなう際に、障害者手帳が必要な場合があるので、困ることがある。

経済的な問題と就労の問題。

常に1対1の個別支援を求められ、対応できないこともある。

周囲の人たちに理解を得ること。本人の納得する環境を用意すること。

働く場の提供とそのサポート。

母子分離できていない人が多い。(母共に)家族への働きかけの方が本人の支援よりも必要になることが多く、どうしたらいいか分からなくなることが多い。(家族への発達障がいへの理解)

発達障がいを隠していること

支援度は高いが、障がいとしては軽く見られていること。

発達障がいと診断されている方のうち、知的障がいを伴わない方たちを支援していく上で困っていることは何ですか？

・支援人材の不足

うちの施設にはいないので分かりません。

本人と信頼関係を結んで支援していくことが難しい

前項に同じ。

社会性の獲得。集団凝集性。一般常識の般化。

支援する側の知識・技術不足

二次的障害の出現。

個別によるため、一概には言えない。

個別であるという点で、他の障害と同じである。

当所ではケースの件数自体が少なく、支援の方向性、あり方がはっきりしていないこと。

把握していません。

支援スキルの未熟

いかに社会資源を作っていくかが課題。(地域内に資源が少ない)

本人への障害の告知と、告知していない人に支援センターの職員が会うまでの機会の持ち方で苦労している。合わせて、成人した人の発達障害の認定が難しいと様々な機関から指摘される。

日々の変化が激しく対応の仕方がわからない。

職員の一貫性ある対応ができない(理解不足)。

手帳取得の困難。程度区分で軽度に判定されるが、人間関係など実際の支援は困難であるようなケースが多い。

経験不足

支援施設が極端に少ない

これも多岐にわたると思います。

前項と同じ

コミュニケーションを全くとろうと生きているかの確認のみの支援しか行えていない

それぞれに困っている事や得意・不得意も違い、個々に合わせた対応が必要な事。

支援する公的な制度保証がない。

就職先の確保。サービス提供時における、格段の個別化(グループ活動の困難さ)

支援事業所が少なく、紹介できない。民間サービスを利用すると経済的負担が膨大になる。

意思の伝達

人材の確保(利用者に対しての職員配置が財源不足より不十分である。

長期間自分の存在を阻害視されている感じを受けていることが多い為、自己の存在を認めてもらおうと依存的傾向が強くなってしまいう傾向にあるので巻き込まれることが支援者側に起きる事がある。

発達障がいと診断されている方のうち、知的障がいを伴わない方たちを支援していく上で困っていることは何ですか？

ご本人・ご家族とも、障害の理解と受容の程度に差が大きい。告知を受けず別の診断名が伝わっていることも多い（うつ、神経症、統合失調症、等）

本人の障害の受容

資源不足。

よくわからない

把握できていない。

周りの理解度やサポート体制

まだ十分な知識や経験がない、連携する機関や資源の不足、家族の理解が十分ではない

関りを持ったことがないため、想像が及ばない。

コミュニケーションの支援

周囲の認識不足

発達障がいと診断されている方はいないが、推測するに、そうした方々は主に知的障がい者の方が利用されている当事業所のようなサービスの利用を敬遠されるのではないか？

注意欠陥多動性障害があるが周囲の無理解により腹立つ方々がいる。

わからない。

受け入れられない。

実態はありません

スタッフの専門性

本人がどんなところが困っているのかわかりづらい

施設利用者がいないので分かりません。

支援体制を構築していく際の関係者間のコンセンサスを図ることが難しい。また、行政の財政的な問題もあるように思う。

どう判定していくか。

相談できる場、日中活動の受け入れ先の確保が難しい。

社会的スキルを図ること

手帳がないと使えないサービスがあること。

自分の世界の中にはいってしまい、その世界の同意者でないと排除される。

不明

他者への働きかけなど解決しにくいものが多い

円滑な意思疎通 本心がわからないときがある

制度利用が困難なため使えるサービスが少ない

「親亡き後」の発達障がい者の生活をどのようにお考えですか？ また、そのために準備していることがあればお書きください

生活保護や障害年金などの社会資源の早期活用

社会福祉士会と連携をとって成年後見制度の理解と活用を勧めたい。GHCHの整備を進めたい。

成年後見制度の活用と後見人の育成（報酬単価が低すぎる）。

ケアホームやヘルパーを利用しての生活の基盤の整備。

現在の課題でもあるが、介護保険と自立支援法の狭間にいる高齢障害者でも入居できるGHやCHが必要であると考えている。

特に準備はない。GHや、居宅援助による一人暮らしも可能では。

地域の啓蒙や社会資源（GH）づくり

利用者の中には、精神保健福祉手帳と生活保護で暮らしている方もいますが、年金や所得の保障がないと生活は困難です。必要な、且つ出来ることがあればグループホームなどや生活支援の手立てを準備したいと考えています。

権利擁護事業や後見人制度とグループホームやヘルパーの組みあわせによる生活支援と就労移行支援事業、就業生活支援センター等との連携による経済的な自立支援

とりあえずケアホームの整備

本当に困っている。難しい課題で、個別性が高く通り一編の支援では地域生活支援が、うまくいかない

知的を伴わない発達障害者の人用のGHの設置。制度設置。財産管理の設置

個別性が高く、一概に言えない

本人を見守るサポート体制が必要

ケアホーム

後見人制度

成年後見制度等利用

発達障害に限らず、高齢の親を持つ障害者の将来の問題は大きな課題である。たとえ一人になっても地域で生活できる基盤づくりが急務だと思う。

その方の支援者が、親のみであった場合、「親の死」が「その方の死」に直結すると思う。その前に、支援者・理解者の確保をすべきだと思う。

グループホームでしょうか。

経済的に自立させてあげたい

地域の中で暮らすべき。そのために地域理解のための具体的支援として、共通のコミュニケーションボード・SOSカードの地域への配布

生活の安定（衣食住の確保）・本人が、上手に支援を活用できるベースをつくる。

親亡き後にどれだけ自立できるかを目標として支援を行っている。「自立」の観点を説明し、「自分らしく自己責任で」生活することができるよう、作業や就労支援だけではなく、自己管理においてもサポートを進めている。

自立支援協議会でも課題になっている内容であるが、具体的な対応方法ははっきりしない

現在は考えていません。

急激な環境の変化で負担が大きくなるよう、特性に応じたサービスを組み立てて生活が安定しているうちからプログラムに沿って準備しておくことが必要と考え、発達障がいをお持ちの方への生活支援の知識を有したスタッフによる生活介護のサービス展開を検討中。

「親なき後」は障害者の最大の問題点ですよね、しかし、人間として痛みを良心的に感じ取り良心的に適切に対応してくれる支援者がいることを信じ、支援者を養成し・・・と進んでいきますように心より願っております。

「親亡き後」の発達障がい者の生活をどのようにお考えですか？ また、そのために準備していることがあればお書きください

制度改革も含め、法人が運営しているケアホームの質の向上に託して受け入れを行いたい。

経済的自立

生活全般のケアをしてくれる施設に移すべきだと考えている。

親も心配が先立ち、「責任」を感じて親から離れさせない傾向にあるように感じている。親と離れて生活する練習をグループホーム等で行うことが有効か。

成年後見制度 地域でのネットワーク作り

そのまま、地域で暮らせるような社会資源を考えていく必要がある。

住居の確保が急務である。

日ごろから要望を聞き、そのときに備える

成年後見人制度を活用したいと考えています。今後、当法人で制度を学び少数で制度を活用した活動(事業を)検討している。

地域の中でのグループホーム・ケアホームなど、地域の方たちとの支えあいの支援が出来ると良い。

地域での関係機関との連携。

GH・CHの利用・収入の確保

成年後見制度の充実。

ケアホームの準備を進めています。

ケアホームの早期実現に取り組んでいます。

グループホーム等の整備を早急に進めるべき。

現状ではグループホームへの入居を進めています。

後見人制度の整備拡充と高齢者医療・福祉の中での生存権の遵守。

「将来像を抱けない」という障害特性から考えるに、本人に準備をして頂くのは非常に難しい。但し現状では生活保護を受給しての単身生活が理想ではある、全く社会とのかかわりを持つことなく生活していけてしまうマイナス面も懸念される。現実問題としては「親亡き後」は入所施設でかなりの我慢を強いられた生活を送るようになるのではないかと心配である。またそのために準備していることは今は無い。

グループホーム等での共同生活

「親は先に死ぬ」ということを本人と家族が、十分に理解し、かつ納得し覚悟するように促すこと。

生活介護・グループホーム

地域力の育成、グループホームやケアホームの充実

生涯にわたって、身近に相談できる人が必要であろう。一人で生活したり、家族を持つ場合もあると思われるが、細々とした生活上の問題に対応しきれないであろうと予測される。法人として特に準備していることはない。

発達障害に特化したグループホーム、ケアホームの開設が必要(親の会で設置を検討中)

共同生活支援事業に取り組む。

必要な支援を受けて、本人の望む暮らしを実現すること

①ケアホーム開設準備 ②短期入所事業を活用しての宿泊体験の実施

「親亡き後」の発達障がい者の生活をどのようにお考えですか？ また、そのために準備していることがあればお書きください

グループホーム、ケアホームの準備や成年後見制度

ケアホームの設立

現行のサービス内容では行き場所のなくなる方が増えると思う。

グループホーム、ケアホームを充実させ、法人全体で支えていくことを検討している

成年後見制度の活用

検討中です。

ライフステージに応じた支援の構築・行政の責任ある一貫した支援ができるように。

ケアホーム等で、専門知識をもったスタッフが支援できる、報酬背景とシステムがほしい。大規模施設に入所することがないように本人の望む場所や地域で支える資源がほしい。親が元気な内に様々な体験ができるように機会を作っていく。在宅の方を地域生活体験事業(県単事業)で受け入れている。

身近な地域での支援者と福祉サービスが必要

これは、発達障害者に限った課題ではありません。逆に、知的障害者全般と比較すると、成人期移行に親世帯と分離している高機能広汎性発達障害の人が多いことから、知的障害者の親亡き後の対策ニーズが高いと思われます。

専門性を持った職員が支援するグループホームの建設を考えています。

成年後見人制度、権利擁護事業の活用

一人暮らしできる人もいると思うが、発達障がいを理解した生活支援センターは必要であると思う。またケアホームなどの整備も必要尾だが、知的障害のない発達障がい者は現行のサービスに乗らないので利用できない。精神のサービスを利用しても合わない事がほとんどで、サービスとして成り立っていない。

自立度の高い方は、地域での自立生活が(支援体制があるもとでは)可能であると思われるが、自立度の低い方への支援(生活介護の度合い等)については、まだ不明である。

・権利擁護(成年後見制度など)・主たる支援者の確認、確保

経済的支援の必要性和就労支援のあり方。

経済的な保障。

権利や金銭について安全安心のある生活を準備する必要がある。成年後見制度や社会福祉協議会による金銭管理サービスなどを有効に利用するとともに、不安を相談できる対象が必要。

親亡き後のことを話す機会があまりなく、また、親の本心が分からない。

漠然とですが、グループホーム・ケアホームで支援を受けながらの生活や、一人暮らしの訓練をご両親のいる時から行なっていくなど事前に準備していく支援に予算がつけば・・・と考えています。

地域の中での支援体制構築

・生活スキル向上のための支援 ・就労機会の充実(工賃確保)

今後、住まいの場所を作っていく予定。

既にそのような事例を支援しているため、そのような経験を生かし養護学校や親の会で講演会をして情報を提供、準備の支援をしている。

出来る事を増やし、自立に近づいてもらう。

経済的に自立できるように職業リハビリテーション、企業マッチング、完璧な職場へのフォローアップを行っている。

こちらで準備していることは特にない。「親亡き後」の生活の場、就労の場の確保。また、成年後見人等の管理する人の必要性。

発達障害に限ったことではない。

「親亡き後」の発達障がい者の生活をどのようにお考えですか？ また、そのために準備していることがあればお書きください

発達障害に限ったことではない。

発達障害に限らず、相談者の親が持っている一番の不安は「親亡き後」であることが多い。そういった相談時に提示できる法的、あるいはインフォーマルな資源についての情報提供が必要と考えている。

経験不足です。

既存の制度でも利用可能にする

課題だと思う。兄弟姉妹の協力、家族がいない方への支援が課題。

発達障害者の認定の基準の明確化と相談支援事業所や行政が早期からかかわりを持つ事が必要となってくる。

グループホームやケアホームで地域での暮らし。独り暮らしの居宅サポートの充実。後継者(きょうだい、親戚)へのサポート強化。

グループホームの地域点在。グループホームから真の自立への移行に向けた支援。

難問です。

家族は大切な支援者ですが、いまだに「親亡き後」の質問が出ることに憤りを感じます。この国の現状を物語っていると思います。自閉症スペクトラムの方の親は相当数(ある本によると7割程度)自閉圏内の特性をもたれているらしいです。「親」にも支援が必要な方がいるのではないのでしょうか。

まずは、身近に相談できるところとして相談支援事業所に繋ぐこと。コミュニケーションをとることが難しい方もいるので、その当事者との関係作りのためにも早期に行なうようにしています。

理解者による見守りチームの継続的見守りにつきる

独りでは生活が難しい為、自治体や地域で生活支援の場を提供し、定期的に訪問して準備をしておく必要があると思う。

将来的には安心して入居できるグループホームが必要と感じているが、人的余力がなくてまだ準備までこぎつけてはいない

施設と、本人との連携を強め、生活を守る。ケアホーム、グループホームなどの利用、入所施設の建設をぜひ強めたい。

グループホーム(共同生活介護等)が、組織的に支援が出来る制度に充実する必要がある。

徳島県では施設での生活しか選択枝がないことが問題。

成年後見制度を利用し他機関と連携をとり支援して行く。

少しでも社会性・生活技能の向上をしていける様にSSTや個別的な支援計画に沿った支援をしています。

グループホーム設置予定

準備していく必要があると思われるが、まだそこまで発展していない

施設で住まいの準備を考案中

自立した生活を送れるような保護者の人も安心して当事者が衣食住を確保できる仕組みがあればと感じています。

グループホーム等の活用。また、自宅で暮らすのであれば、ホームヘルパー等の生活支援体制の強化・充実を図ることが重要。

専門性の高い多機能型施設へのケース紹介(本人、家族を含めてのケース会議実施)等。政令指定都市な為、周りの資源は割と整っている方だと思うので助かっています。

今後の課題としています。

就労支援の充実と生活支援のための制度の整備

知的障がい者の方に対するグループホームのようなものが必要だと思います。しかし、単身生活を希望される方が知的障がい者の方以上に多いと思われるので、単身生活をサポートする仕組みの構築(所得保障の問題の解決

「親亡き後」の発達障がい者の生活をどのようにお考えですか？ また、そのために準備していることがあればお書きください

現行の共同生活介護事業、援助事業において高齢化の対策は非常に厳しい。

公的な助成制度が必要

金銭面で充分、余裕あるように

受け入れたことが無いのでわからない。

スタッフの育成と機能を持ったグループホーム等に対応できるようになればと考えています

地域で支える環境を整える。発達障がい者にかかわらず同様。

親が支援していた部分、一人暮らしができるかなど生活面の支援を早めに取り組んだほうがよい。

GH等の居住支援と生活基盤の確立のための収入確保のための施策の推進が必要である。当事業所は主たる支援対象が知的障害者であるため直接関わることはありません。当市の障害者基本計画では発達障害者についてきちんと仕事も定着して、住まい、仲間も確保した上で生活できるようにするケアプランを関係者で立てておく。また、成年後見制度の利用も検討しておくこと。

兄弟姉妹との連携と協力体制の確保、グループホームや福祉的就労の場の確保。準備については、親が生きているうちに支援サービスを確保していく。

個別に対応した移行支援

自宅で日常生活を送れるよう習慣として受け入れてもらう。

積み立てを行い、生活に困らないように支援している。

活用できる資源をフルに活用する 保護者の理解、当事者の理解

法人で運営している入所施設を紹介している。

キーパーソンがいなくなると本人の生活がぐずれてしまう可能性が高い。親がいるときに「親亡き後」の設計をたててもらい、成年後見制度の説明を行い早めに利用を促している

(相談あれば)成年後見の紹介・説明・斡旋

障害者自立支援法の改善点についてご意見や提言があればお書きください

日割り計算を見直してほしい。長期で居られる事業(生活介護・就労継続など)の報酬単価が低すぎる。

①報酬単価が低すぎる②日割り単価による不安定な運営③認定区分が実態に見合っていない。低くでしてしまう。

1・本当に障害者が自立した生活をおくる事ができる方法を支援して欲しい。 2・就労などといわれてもそれ以前の事業所へ通えていない方々への支援(電話や訪問で手一杯の支援、アプローチをしている)ことへの理解が何一つ報われない。 3・管理者とサービス管理責任者を兼務し、現場にタッチしないといわれても、職員の休暇等確保のためには、また、工賃増設計画のためにも仕事を次々取るしかなく、現場に入ることが多く余裕が少しもない。支援者側の支援も考えて欲しい。

障害区分の判定時に、精神障害についての項目が明確ではない。区分認定する調査員の質がまちまち。低所得者の減額措置があるのはいいが、個人個人が通帳の残高まで提示しなければいけないのは、いかがかと思う。少なくとも、提示しなければならない本人たちの気持ちを考えた窓口対応をするよう指導してほしい。そもそも、就労継続については働く場になぜサービス費を払わなければいけないのか、利用者にとっては複雑である。事業所の収入を確保すればいいのでは。

精神科病院等へ通院していなく、障害者手帳を保持していない高次機能障害者や発達障害者の訓練等給付費サービスの利用。

各事業、報酬単価の問題やマンパワー不足を解消する動きが必要だと考えられる。

日割り制度は職員の報酬の日割りにつながり、専門性の欠如を生みかねない。教育・福祉・医療への成果主義の導入は見直すべきである。

障害者自立支援法は、出直しが私どもの意見。公費抑制をやめて、発達障害者や高次脳機能障害者、難病患者など分け隔てなく対象とすべきです。利用料は取るべきではない。事業者がきちんとした運営が継続出来るように報酬を根本から見直すべきです。

障害認定区分の見直しと単価の引き上げ。インフォーマルな支援に対する経済的支援の法制化。小規模作業所等の小規模事業への支援

三障害プラス発達障害とするべき。障害程度区分の尺度を工夫するべき。

とにかく制度に事務量が多く、直接支援に影響で出ている。利用者支援そのものが鐘勘定になっている。

知的障害を伴わない発達障害者が使えない制度が多い。他にはたくさんありすぎてかけない。

中軽度障害者にとって非常に利用しづらく、運営・経営面も中軽度の人を預かると施設が成り立たない

障害者判定区分の障害者判定区分システムと調査員及び審査会メンバーの力量の問題

介護保険との統合を目指さない

人的・物的資源の不足。特にヘルパーの確保対策を早急に講じないと、地域生活が成り立っていない。

理念は大変素晴らしいと思うが、福祉サービスの利用者・事業者の実態とそぐわない点を是正して欲しい。

報酬単価が低く、介護従業者が不足している。

単価の見直し・サービスの充実

工賃を頂きながら一部負担金を支払うことは「労働」の観点からすると矛盾があるように思われます。また、就労移行支援として優秀な利用者を外部に出すことは施設の損失に繋がる仕組みとなっているため、本人・家族・経営者が消極的になっている原因となっています。作業所による立場をもっと明確にし、建前だけでない理念に基づいた運営がしやすいようにしてください。そして、障害者と呼ばれる人々が地域の中で当たり前のように暮らせる世の中になるような法律にしていただければと願っています。

利用者負担を撤廃すべき 報酬単価の見直し 就労継続支援事業において、工賃アップのみにこだわってほしくない

報酬単価の見直しを含めた改善をお願いしたい

生活への不都合に対する判定基準をもう少しきめ細かいものにしてほしい。サービスの利用基準に柔軟性を持たせてほしい。

障害者自立支援法の改善点についてご意見や提言があればお書きください

私どもはこのこの自立支援法での就労継続(B)型に移行しまだ2年目ですが、共同作業所での3年間より職員への報酬もアップ出来ました。理事(施設長・サービス管理責任者)の報酬はやや多めの様ですが、目くら経費も多々あります、又、事業所改修の借金もあります、大勢の人生を担う事業所としてお願いしたいことはあまり制度を変化させないようにして頂きたいと思うのですが・・・そして、私どもはもっと広い作業スペースが欲しい！もっと広い休憩室を用意してあげたい！と願う気持ちでいっぱいです！公的な支援が是非欲しいところです。

報酬単価のアップ。就労部門の職員配置のアップ。

定率負担・給付費基準等の見直し、施設人員配置基準の改善など

細かな点は随時、利用者やサービス提供の状況に合わせて見直しをしていかなくてはならないと思いますが、サービスを細分化したり、選択性を高めたり、地域化が計られたりと目指して生きたい方向は理解することが出来ます。但し、それらすべてを充実して行うためには、国、市町村単位の予算額、お金のボリュームに対して不安を感じてい

必要サービスが必要な分、受けられる体制を築くこと。サービスに対する適切な代金を支払うのは(人として)当然であると考えます。しかし、「その支払能力に応じた負担かどうか？」は考え直すべきと感じている。

手帳がなければいけないこと、負担を求めること、サービスの制限、地域格差。利用者のみならず支援者のことを考えてもらいたい

利用対象者の拡大

一律1割負担ということがおかしいと思う。サービス内容によって変えていく必要がある

一律に1割負担はおかしい。授産施設などそぐわないサービスもある。

定率負担をなくしてほしい。地域生活支援事業で地域格差をなくしてほしい。

報酬単価の見直し、人員配置の見直し、自己負担の撤廃。特に、就労継続支援事業の利用に関しては、利用者の方は、「働きに来ている」という意識が高い。「働き」に来て、利用料を支払うということの矛盾だらけだと思う。

1. 利用者負担さらなる軽減見直し 2. 事業所の報酬単価の見直しと、支援者の配置基準の改善～特に、サービス管理責任者の選任(兼務を認めない) 3. 管理者・事務員・サービス管理責任者の人件費を報酬単価として明確にする。 4. 就労継続B型の授業者の配置基準の改善 5. 共同生活介護事業所の家賃への補助を付ける等。

どうなのでしょう。法律が決まったからには、それに乗って支援していかないと・・・と思っています。国も財政的に厳しく障害者自立支援法を施行したのだと思います。

利用者への応益負担はよくないと考えています。

事業所の報酬単価を上げて欲しい

しんぷるなものにしてください。

ともかく抜本の見直しをお願いしたい。

本人とサービス提供側との契約で、自由にサービスを選べるようになってはいはいるが、現状それ程の選択肢(受けられる社会資源)は存在していない。また分業化(生活介護施設やヘルパー事業所など)されたが為に本人の生活全般に対して、以前のように責任を持ってもらえる処が無くなり(かつての福祉事務所)、サービス提供側が「出来ない症候群」になってしまっている。また福祉サービスは「人材」がなにより宝であるのに、その人件費が非常に安く、予算や提供報酬も適切なものにして頂きたい。

・訓練給付費の単価が低い。・日単位ではなく月単位での算定ができる。・利用者の負担をなくす。

障害年金がどんどん目減りしています。施設に入所したら年金だけではやっていけず家族に負担してもらっています。

とにかく人材不足。専門性を要求されているが、現在の給与体制では自立支援法が期待する人材は集まらない。福祉を職員の犠牲的精神のみに依存するのは問題である。

発達障害者も意識した支援体系を考えて欲しい。

障害程度区分の認定項目について/各種福祉サービスの単価設定の低さ/自立支援協議会の運営について

①障害程度区分に客観性がない。認定調査には、事業所での実態も勘案すべき ②生活介護、就労継続支援B型等、日中活動を統合し、わかりやすい体系にしてほしい。③職員が継続して働くことができるだけの給与を保証してほしい。

障害者自立支援法の改善点についてご意見や提言があればお書きください

日割り給付 報酬額の低さ

本人本位のサービス作り、ASへの支援等

報酬単価の見直し 職員の待遇改善

GHなど単価設定が低すぎる。市の自立支援協議会の認識に温度差、地域差がありすぎる。

国の給付単価が安すぎる。3障害を一元化しても事業所のサービスは限られる。利用者ニーズに合ったサービスが少ない。運営が厳しく自立支援法に限らず福祉に対する将来展望が望めない。

事業者に対しては、報酬単価の引き上げ、月額報酬に戻すことが必要である。人材難を解消しなければ、よりよい支援体制を築くことはできない。障害者に対しては、複雑になりすぎたサービス体制を再編し、わかりやすいシステムとなるようにする必要がある。また、申請方法も改善する必要がある。

対象障害の範囲の見直し・国の責任の明確化・報酬単価の見直し・区分認定のあり方の見直し

1利用者が使いやすいサービスに、事業者がきちんと人材を確保し環境が整備できるように、単価をみなおしてほしいと思います。

障害特性に応じた基準の見直し。Q3・Q4・Q7・Q11は削除してください。

日中活動の日額制には賛成。居住サービスの日額制は反対。障害程度区分を「社会モデル」へ。障害が重い＝高負担のシステムを見直す。ケアホーム等へ手厚い報酬と配置基準を。

現場の意見を反映してもらいたい

発達障害者が福祉サービスを利用しやすいように、法での位置づけを明確にしてください。

報酬単価がこのままであれば多くの事業所は運営が困難なため持続できないと思われる。このような事態が起こった場合、利用者はどこに通えばよいのだろうか。また区分認定、自己負担など卓上の論理では福祉が無くなってしま

障害を持つ方が安心して暮らせるように、今後も事業を拡大し、所得保障ができるようにします。

発達障害を明確に、障害者の範囲に位置づけること。市町における発達障害の支援の責務などを明確に、かつ具体的に進めること(平成17年度から児童福祉の一次相談は市町が行うことになっているが、発達障害の人数から考えると当然方向で進めていくことが重要であると考え)

福祉から自立への視点と骨子は大切だと思われます。現在のサービス事業所や当事者・保護者団体からの運用上のクレームにより改定すべき箇所はたくさんあると思われますが、当初の理念が完全に骨抜きになってしまうのは避けてほしいと思います。

報酬単価の見直し。サービス管理責任者の人数制限緩和。それぞれの障害者に合わせた上での区分判定。

まずは「障害者自立支援法」の抜本的な改正が必要。廃止にしていきたい。

障害程度区分が発達障害や精神障害の場合、現在の調査項目では実態が反映されない。運用に弾力性がないためどのサービスにもあてはまらない人達が大勢いる。生活訓練など利用期限が区切られているものに関しては、終了後どこかのサービスに移行できる方ばかりではない

①発達障害を対象として位置づけること、②他の三障害と同等のサービスや社会資源を整備することとする、③その際には、発達障害の特性に配慮したサービスや社会資源とする、④応能負担とする など

報酬についての見直し。利用料について再度の検討。一割負担が適当な人は少ない。

直接的に当センターと関係ないですが、就労移行支援事業所の施設側が障害者を押し出す力(＝一般就労に結び付けていくために送り出す力、送り出し後の新たな利用者の発見・確保・利用へのつなぎ)について、施設側が継続

年金未受給者にとって、自立支援法の応益負担部分の負担が重い。

発達障害者も対象にすべき。診断を受けるまで苦しみ、障害者の枠組みにも入れてもらえないことで、当事者が苦しんでいる。所得保障。支援の担い手を増やすこと、専門家の支援が必要。

サービスを利用することにより金銭を支払うことが本当に当然のことか考え直す。必要な時に必要なサービスが受けられるようにする。

生活の場所・就労の場所。最低でもこの2つについては、一生保証してほしい。

利用者負担の軽減。

障害者自立支援法の改善点についてご意見や提言があればお書きください

施設側も襟を正す必要を感じます。利用者の応益負担については、憲法の国民の生活を守る義務に反していると思います。又利用単価による報酬単価があまりにも低く、運営がとても困難です。

三障害を一元化することが今後の支援に阻害要素を排除することが必要と思われる

地域福祉を充実させるという意味では重要な法律。しかし、人員配置など現実に即していない面もあり、従事者は肉体的にも金銭的にも苦しい環境で働いているので、適正な人員配置と報酬に見直してほしい。

・報酬単価の引上げ ・利用実績評価主義の改善 ・社会資源活用の自由度を高める(行政財産の活用) ・施設整備等に対する補助 ・自立支援協議会の開放と育成

もう少し利用単価を上げて欲しいです。

・重度の障害者に対する十分な支援(24時間の生活介護が可能な体制)・訓練等給付における通所の日額制を月額制にして欲しい。

自立＝就労という形になっているような気がする。それも一般就労となるとかなり難しい方もいる。特に精神障害者や身体障害者においては自立支援方の訓練等給付へ乗らない方も多い。

分かりやすい制度転換・就労移行等の期限付き制度の見直し、単価の見直し

応益負担は廃止してもらいたい。報酬の日割りを考えてもらいたい。事業体系についても考えて欲しい。

社会保障審議会障害者部会での最終報告にも、発達と高次脳を対象としていく方向で明記はされているので、今後、さらに充実した施策が期待できる。

利用者負担については、さまざまな軽減措置が図られているが、もっとシンプルに利用者にわかりやすくするべきだと思う。

就労支援施設の負担金があること、応益負担、単なる実績のみで経営することは実際に不可能、

地域生活への移行が進むような施策にしていくべき。日割り、利用者応益負担はサービスの質の向上のためには必要と思っている。所得保障と適正なサービスを受けられるよう見守る支援ができる体制をしっかりとつってほしい。ケアマネジメントは必要。

自立支援協議会等ですでに要望中です。

より良いサービスの提供のため、改善、開発していくべきことは多いが、日々の業務をこなすだけで精一杯の状況。求められている事に見合った報酬がなければ十分な人件費が賄えない。

まだ模索中です。

特に発達障害の方を受けの場合、職員配置基準の見直しと報酬単価の見直しが必要。

廃案

利用者の負担が大きいという事と、事業所の職員の生活も厳しいという事が大きい。職員としては、家族を養っているのは非常に厳しい。

自立支援法の中でサービス利用を行うときに手帳の保持が原則から外れ、手帳のない発達障害者もサービスを利用できるようになっているが、手帳のないものへの支援が曖昧になってきているため、その点の明確な基準がほしい。また、職員待遇の面でも安定して福祉専門職として働き続けられるような社会になってほしい。

特に発達障害の方をA型で雇用していくには、職員配置基準及び報酬単価の見直しの必要性がある。

個人負担は不要。現在の給付のあり方では、人件費が捻出できない。

運営法人の財務圧迫による、従業者の賃金低下による支援者離れが進んでいる。この状態が続けば、近い将来(5年以内に)、障がい者福祉サービスは、必ず崩壊する。

障害程度区分の見直し

有期限の撤廃。単価アップ。日払いでなく月払いに

いろいろなアンケートが回っております。意見はかなり出て集まっているのではないのでしょうか。

よく当事者の方に言われることがあります。なんで居場所や働きに行くのに、利用料を払うのかと。そう言われるとなんと答えられませんでした。

自己負担額の撤廃

障害者自立支援法の改善点についてご意見や提言があればお書きください

訓練等給付の就労支援を行っているが、一人の障がい者に一人の指導員が必要な重度の方も居り、その為に職員を配置したいが、欠席や入院が続くと収入が見込めず、雇えないのが現状です。重度の方の就労支援は考えてないように思われます。重度でも知的レベルの高い方はいますので、重度こそ支援が必要ではないでしょうか。

収入がない、または少ない障害者にとって、自己負担は重荷である。また重度であるほど負担が大きくなる制度はあらためられるべきだ

報酬制度の見直し

改善点ではダメ。応益負担を強いる自立支援法は廃止すべきです。

障害者の福祉を高年齢者福祉と違うものとして認識し、発達障害や軽度への支援も重度の方への支援にも匹敵して難しいことを勘案していただき、障害の軽重で報酬に差をつけるなどという間違いを繰り返さないでいただきたい。また、所得保障がまだまだ充分でない障害者の方に社会の責任で行うべき福祉サービスの自己負担を強いるなどいう、苛烈な施策は早く改めてもらいたいと思います。

給付費が低い利用者にも満足いくサービスの提供ができない。

サービスの利用料上限額の設定について。

一部負担金を無くしないと生活できない。事業者に対しても補助金を復活させないと、従業員を確保できない。

就労移行支援の位置づけがわからない。機能していない。

私共は障害者支援施設ですが・・・介護他福祉事業に対しての給付金が低く好ましい利用者への支援が出来ない状態である。特に多種の事務処理作業が妨げになっている。

訓練等給付における事業のうち、有期間利用が設定されているものの再考。

支援者側の不足を補っていきけるような育成やまた専門性のある支援者への地位向上をしていけるような改善をしていかなければいけないと感じます。

・相談支援(サービス利用計画作成費)の対象者が限定されている。・相談支援専門員とサービス管理責任者との役割分担を明確に ・支給決定以前の相当期間の相談部分を何かの形で報酬に反映させる仕組み作りを ・支援員の質の担保がなされていない ・相談支援専門員やサービス管理責任者のレベルアップ ・訪問系のサービス(居宅介護、自立訓練(生活訓練)の訪問)の報酬単価の改善(完全な個別支援に対する正当な評価を) ・早期の福祉改革を

利用者が使いやすい、また使いたいと思える内容にしていきたい

利用料が高いことが問題、工賃を高く払えない

利用者の利用単価を増やして欲しいです。

報酬単価の低さ。事業所の資金不足により人材の確保が困難な為、福祉サービスの提供が不十分である。

給付費の単価を定額+単位数という形にさせていただくと、運営がし易くなると思います。就労支援B型の場合21年1月現在481単位なのですが、一人当たり(もしくは施設当たり)の一定額の増額を見込んでいただけると運営の安定が図りやすいと考えます。

就労継続支援A型事業利用者の有給利用に対するサービス利用加算体制を検討願いたい。

サービスを提供する側のスタッフの報酬が低すぎて、良い人材が集まらない。利用者よりもスタッフのほうが生活レベルが低いことは決して珍しくない。サービス提供者側の生活のことも考える必要がある。

本人の望むサービスと実際に使えるサービスとの間に開きがあるため、区分認定調査を含めて抜本的な改革が必要。

利用料の一割負担は、全員一律ではなく収入の割合に応じた費用とすべきで障害の重い方々がいろんなサービスを受けなければ地域での自立生活が成り立たないのにサービスを利用するたびに負担額が増額することは納得で

応益負担ではなく、応能負担へ。

就労の位置づけがなっていない。応益負担はおかしい。事務作業ばかりが煩雑になっている。

本人負担をなくすべき。日割り請求を区分による月報酬にすべき。行政が障害者や施設の実態をもっと把握してほしい。

障害者自立支援法の改善点についてご意見や提言があればお書きください

障害特性を考えると、利用者規制が厳しい気がします。また発達障害者においては、精神障害者の特製とは異なり、継続性・こだわりも考えられますが、手帳が取れない為ハローワークさんでの障害者窓口で使えない人もいます。職種次第では、当てはまりそうな方もいるので手帳は取得できるようになるとありがたいと思います。

「自立」つまり、自立、つまりは、「自分でしなさい」という考え自体に問題があると考えます。

地域格差の是正、報酬単価の見直し、障害程度区分による利用制限はどうかと思います

報酬単価のアップ。応益負担の廃止。給付費の日払い制の改善。請求事務の簡素化。地域生活支援事業の地域格差の是正。障害者程度区分の見直し。

コミュニケーションに配慮が必要な発達障がいを受け入れるには、その人員を評価した報酬単価の設定が必要です。また、発達障がいに関するワーキンググループを地域自立支援協議会で設け、支援ノウハウの蓄積・共有を行い必要があると思います。

発達障害支援についても社会モデルの枠組みに入るように制度を改善してほしい

日額制の見直しを強く希望します。

①障害程度区分によるサービス選択自己決定権の阻害(サービスの選択は適切なケアマネジメントに基づくべきである)。②障害程度区分判定の仕組みが知的障がい者の特性を反映するものになっていない。③サービス報酬単価の低さ、良質な人材の確保・維持・育成の困難さ、日額制による経営基盤の脆弱さ。

標準利用期間の撤廃(就労移行支援、自立訓練(生活訓練)等)。出来高報酬撤廃(人員の確保が困難)。

就労移行支援の2年枠の緩和。3年ぐらいは必要。IT訓練への助成措置。

応益負担できない人がいる

施設利用料の撤廃。施設報酬単価の引き上げ。施設利用要件の緩和。

全体的に矛盾点を見直してほしい。障がい者にとってどんな社会が必要なのかをもっと理解してほしい。あえて一つだけ言うならば、負担金は無くすべきである。

障害に見合った尺度による程度区分認定が出来なくてはと思います。

利用料等自己負担の軽減、安定したサービスを提供できるシステムが構築できていくようにしていくためにも、国が施設に対して補助等を行うことが必要。

発達障害者も自立支援法のサービスを使える枠組みに入れたほうがよい。

応益負担のあり方を検討し、できれば廃止をするべきと思う。

必要な人に必要なサービスが以前に比べると増えた実感はあるが、現在本当に必要な人に公平な人にサービスが行き届いているのかという疑問である。もっと、個々のニーズにあうような法整備、サービス利用要件を検討していかないとならない。

就労継続支援では利用者の工賃を利用料が圧迫しており、同サービスでの利用料負担を無くすことが望ましい。

精神の場合、福祉サービスに限り一割負担の廃止もしくは軽減措置。

日額報酬、応益負担その他

・発達障害や高次脳機能障害等の制度の狭間の人に必要な支援の量が支給されていない。・安心して暮らせるために必要なサービスを必要な量を使うことができるようにしてほしい。

自立支援法がスムーズに生かされれば良いのだが、資源不足、報酬単価の低さのため事業者が移行しにくい。

現在の報酬単価での運営では、専門職としてのエキスパートを確保することができず、支援の質が低下する。障害者が個人の尊厳を持って人間らしく生活するためには、障害特性等を理解し支援できる支援者が絶対に必要であると考えます。

若い障害者の支援は区分等で区別できない部分が多い。区切って当てはまらず宙に浮く方々の受け皿も考えて欲しい。事業者が運営できる報酬単価でなければ、何をしても崩れていっているのが現状である

授産、作業所の1割負担。

障害者自立支援法の改善点についてご意見や提言があればお書きください

当法人でとらえている問題は「日払い」につきます

報酬単価の見直しによる人材の確保。

障害程度区分の見直しと応益負担の廃止

上手に利用されています。減免など制度の把握をすれば、使いやすいです。

応益負担、認定支給の仕組み・報酬単価

サービス単価の見直し。定率負担→応能負担へ。障害程度区分が利用者の実態にあっていない。

定期的に変更がありすぎる。職員間の理解も追いつかない状況になる。変更がありすぎる上に、複雑な仕組みの法律を当事者が理解できると思えない。いつになったら落ち着くのだろうか。

ニーズと区分は連動していない。本来のニーズの程度が明らかになる調査により区分を設定するか、区分によるサービス利用の基準を見直す必要があると思う。単価が低いため小規模事業所は運営が困難。地域生活支援事業は地域間の格差が進んでいる。特に移動支援は市独自で多くの制限を設けるため知的障害の方の社会参加のニーズに応えることができていない。